明治四十四年十一月廿五日印刷
明治四十四年十一月三十日發行

（史籍雜纂第二奥附）

非賣品

編輯兼發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者
早川純三郎

印刷者　東京市京橋區新榮町四丁目三番地
高橋赤次郎

印刷所　東京市京橋區新榮町四丁目三番地
國書刊行會第一工場

發行所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會

白川御領下に者、一人も飢民出來不レ致由相聞候、

右一書、或人の家に秘藏す、其辭すへて實をはなれす、腕におほへたる忠言なるにや、反復之あゐた、感悦にたえす子孫國に報るの一助にもなるへきかと、請て繕寫して家に藏む□□に他見すへからす、

松のさかへ終

3

586

史籍雜纂第二終

難波常雄
田口重男校
文傳正與

致、信心之人は諸神加護ある事、
一日待神事之寄合に者、萬之種蒔付時節之相談、川浚
ね道橋を直し候義、或は念佛等之寄合可レ然事、
一人之能きを怨むへからす、己の貧をも歎くへから
す、只天を祈りて、農業之外餘念なき事、
一正月三箇日可レ遊、四日よりは業仕事を專とすへき
事、
一五人組掟書は、有か無に致置候義有間敷義は、年々
幾度も申聞候義、村役人たるもの丶勤に候事、
一時行病者、不清淨之地より發り候、百姓家にては、
こやしは根本元大切之ものに候、其取始末心得ある
事、
一元旦四方に蒼朮を燒候事、左候へ者、一ヶ年之諸病
を不レ受、其しるし多候間、何れも爲レ燒可レ申候事、
一近頃村役人初末々小百姓まてもの品をこへ手寄手
寄へ取入、無益之費を致し候もの有レ之由、不埒義に
候、御口置候御口手之外、何を以爲に可二相成一義無
レ之義勿論候、彌御得違無レ之、大切に可レ被レ愼事、
一小百姓なとは、十三已上のもの、手習讀物致させ間
敷事、

一蠶は和漢とも大業といへとも、其地其國により、一
得一失有る義に候、能々辨へ可レ申、紅花等を作るも
同樣之事、
一近年奉公を致すもの、不道之者故、天道に背き、一
生其身を昔ね候事、
一岩瀨郡飯豐村清次右衛門、年々の籾を貯置、當年凶
作に付、穀改之砌り、上之御用にも相立候段、四加壽
に相叶候旨に而差出候、厚志之段奇特之事、御稱美有
レ之事、
一伊達郡下糠目村彦八と申者、親之遺言數年相守り、
稗を貯置、當年之凶作に、村役人之世話にも、上之御
世話にも不二相成一、今度御稱美被レ下候事、
右之外相觸申渡置候掟を、常々大切に相守、村中親
疎之隔なく交り、金銀借貸之義は、同用に用レ之候
得者、互に義理を正敷可レ致候、其外數も不レ限事に
候儘、手書になる事、十日可二申聞一、
卯十一月
右之外百姓とも、農業心得之掟書、數々相見へ候へ
共、事永々に付書略致し候事、近年奥州筋飢饉之節、

神之助けも自ら有レ之事と、大守様常々木綿之御召物にて、朝夕の御膳等は一汁一菜にて被ニ召上ー候、其外御慰之事、御振廻等之義も不レ被レ遊候、御身を被レ爲レ詰候而、萬事御守り強く、御家中へも思召を御直に被ニ仰渡ー候、御儉約之義に限らす、御身之上手本に致し相守り候様被ニ仰付ー候御意者、當年之様なる凶作、天災又も有レ之間敷事にも無レ之、左様成年柄も、御家中町在中之諸民、命壽保すへき御手當被ニ成置ー、國家長久致ニ安堵ー居り、上下樂みを同しく被レ遊度思召より、御身をも苦しめられ候、如レ斯思召を、末々之先まて得と申聞、家業は勿論、萬端も相愼み可ニ相勵ー候、右之通り難レ有事、此上もなき思召を以、常々のやうに相心得候ては、天之御咎めを受、身を亡し候事目前に候、某無之郡中取保方、厚き思召御意を崇り候內、御慈悲難レ有事を申聞候、心得違之ものとも於レ有レ之は、不レ得レ止御政事被ニ仰付ー候けるは、某共におゐて歎敷存候條申聞候、於ニ村々ー老若男女まて、委敷合點之參候様能々可ニ申聞ー候、壹度斗申聞せ候ては、追々成長に者不レ承、或はわすれかちなる物候、日待神事等にもろち寄候節、幾度も申聞候様可レ致候、庄屋役人に不レ限、事を辨へ候者に申含め置、寄々可ニ申聞ー候、

天明二年卯三月、御郡代銘々能存知居、勿論成事なから、近々者こゝろを不レ附、何の珍らしき事之道理を聞たかり候ものは、甚心得違愚なる事共之條、左之箇條を序に出し聞せ候、邑々にて、神事日待なと寄り候節、一言に而も語り合可レ申候、

一忠孝に志厚きものは天之福を得一生安樂なり、右兩道に欠たる者は、萬つの望一つも不レ叶候事、

一夫婦家內之者と中惡敷ものは其家を潰し、先祖へ不孝第一となる事、

一一村不和にして、公事出入有レ之は、其邑滅亡之基となる事、

一百姓は農業之外に勤なし、商の利潤を望むは、身を失ふ初の事、

一鳥獸さえ冬中之餌を運ひ貯置候に、人として糧を不レ貯は不心懸候事、

一村長役之人心得惡敷候へは、忽ち一村の難澁となる、病者看病之心得に可レ仕事、

一佛神信仰も、其所の產神と、先祖之寺をさへ大切に

物入、其上當年之凶作に而、すてに家中手當も不㆓行届㆒、何れも甚致㆓難義㆒候而氣之毒存候、右之所へ倹約申出すは、無㆓本意㆒なれとも、此上又々天災等有間敷にもあらす、其節に至り、家中の扶助も出來ぬと云に至れは、當家之滅亡目前之事に候、其節當主の身に成候ものゝ心底之せつなき、何れも察しなされ候へ、夫を存寄て、當時嚴敷倹約を致候、いつれもの爲之事にて、行末の皆々致㆓安心㆒候事ゆへ、其所を何れも篤くと存る樣に致せさそ、米金等之貯なとも、かねて備へも致す事ゆへ、此方之米金にてもなく、何れもの命や懸る所、家の榮耀なとに可㆑遣樣もなし、萬一此節榮耀にも遣ひ候はゝ、其節何も可㆓申立㆒、必そなへとて、勝手向拵と心得るはあしく候、扨て御兩殿樣は、當時御隱居之御事にて、萬事被㆑成㆓御樂㆒候樣、此方心底を盡す事故、聊も目をつけす、只此方を目當に致すかよく候、此倹約を守りて先つ質素に致し、當時をとふそ凌き候樣、呉々も存候也、倹約を守る事、此方を手本に致せ、此方倹約を守り、萬御榮耀箇間敷事なきに、何れも此方に背き候はゝ、詮義之上可㆓申付㆒、若倹約を守らすんは、何も勝手次第に倹約を用ひ申間敷なれ共、當時何れも困究之節申出に者こまれとも、不㆑得㆑止事申斗候、

別段御咄し

諸咄しも申聞候、家中存には違ひ候へ共、何れも譜代之家法之義、可㆑致㆓親疎㆒樣なく存候也、その譜代として、彼是隔て間敷なれは、大に國家の爲にならす、扨此方は勿論役人とも、此上萬一如何敷事もあらんならは、無㆓遠慮㆒此方へ何れも可㆓申聞㆒候、乍㆑去過去候事は、此方存せぬ事、此方も部屋住之時は、いつれも知ての通、慰みものを呼て、見たり聞たりしたり、夫を只今云出しては、迷惑いたすなり、その通りに昔の事、昨日之事は相止め、今日是を申付るなから、互に心をかき合て、相守り候か能候也、此以後之所を呉呉も守候樣に可㆑致候、

御領分へ被㆓仰出㆒候書付寫し

今度嚴敷御倹約被㆓仰出㆒、何々共申箇條も無㆑之候得とも、萬之事昔之通、銘々分限に應し、奢か間敷事無㆑之、常々酒を給、勝負事を好み、不相應之着類脇差等之物好きを堅く致間敷、百姓之上は、農業を精出し、荒たる地とも少々たりとも開候か、天道への働き也、佛

一田の谷大安寺は、光通公御墓にて、右へ御參詣被㆓仰出㆒候節、御側御用人申上候は、右御墓參の義は、御歷代御先例にて、八月御忌日に御參詣、且大安寺松茸處には、御慰勞被㆑爲㆑入候事に御座候、三四日已前に達置、御膳等差上來候格にて、殊に明日は御講釋日、遠方の義、迚も四つ時迄に御歸殿相成かたく、兎角御先例とうり被㆑遊可㆑然旨申上候へとも、たとひ御先例に候とも、御先代樣御墓參申上候に、慰兼罷越候義無㆑之候、全體四月御祥月に候へとも、道中故不㆑得㆓止事㆒、然るに八月まで相延し候事、甚無㆓所謂㆒、明日御忌日に候へは、是非參詣可㆑致、勿論四つ時半迄には歸城可㆑致間、明曉七つ半時供揃、燈ちん引出城之樣可㆓申達㆒段被㆓仰付㆒、我等へ燒飯二つ差出し、供のもの共握飯に而も用意持參可㆑致旨被㆓仰出㆒候、然る處御先代樣方、右樣早刻之御供揃無㆑之に付、いつれも彼是六半時にも可㆓相成㆒と心得候て、夜明にても御供揃不㆑申、御上には疾より御支度被㆑遊、御待合せ被㆑爲㆑在候へ共、前段之口口にて、御供の者とも遲刻に付、甚御心共よれ陸尺ともは揃候やの段御意につき、相揃ひ居候旨申上候へ處、直樣御駕籠被㆑爲㆑召、御出城被㆑遊候、御供のものとも承㆑之、大に狼狽仕り追々御跡より奉㆓追付㆒、無㆓御滯㆒四つ時前御歸城被㆑遊候、

松岡天龍寺御參詣之節も、同刻之御供揃にて、御晝御膳等一向被㆓召上㆒候事無㆑之候、右兩寺共御參詣之切は、御膳差上、御供勢の者へも支度差出來候寺格に候、幷近隣三四ケ村、何も赤飯煮染等こしらへ、下々まで饗應いたし候、其道筋者往來留にて、前廣より掃除等仕、農業も相やすみ、其費凡八貫目と申事に付、右等之義まて、萬事御承知被㆑爲㆑在候や、不意に御參詣被㆑遊、速に御歸殿被㆑爲㆑成候、雜事御省き被㆑遊候御仁政之段、右の口とも奉㆑承㆑之、銘肝感淚之至、難㆑有奉㆑存候事、

天明三卯年松平越中守樣御意書幷御領分被㆓仰渡㆒御書付寫し

申聞候事別義に而なし、當家累代不如意に而候歟、從㆓先々御代㆒御世話も有㆑之上、先御代も辱く御世話ありたるゆへ、少々御勝手之操廻しも能成候處、段々

樣事不二相立一候間、隨分文藝相はけみ可レ申、又壹人被二召出一、其方學問出精、誰方へ日々罷越研究之趣、滿足感心の事に候、然し當時は世上一統詩文に馳せ、空談に流るゝか、何卒實行を勸め、忠孝を本とし、日用實意の學問肝要に候、且又文事のみにて武藝心懸無レ之時は、輕弱に相成候、こは武邊第一に候へは、餘力には必武邊相嗜可レ申候、なと丶一人々々厚く御敎諭被レ遊候、又小等吉藏悴何某と申者被二召呼一、手前は至極青口壯健に、天晴一騎當千と見受候、然る處武節文席一向不二相見一候、定て病身にて持病も有レ之候哉被レ察候、如何の義に候哉との御尋につき、痔疾從來之持病に而、不二心成一不出精仕、重疊奉二恐入一候段申上候へは、左可レ有レ之、其方の形體にては、武事不二心懸一と申事は有レ之間敷候、乍レ然病身生涯武道に怠候ては不二相濟一候、早く篤と療養相加へ、出精可レ致旨御懇に被二仰成下一候、右前文の次第にて、少しも御殺生に御心被レ爲レ染候御樣子不レ被レ爲レ在、一羽の御得物無レ之、あまて野澤山尾越候に付、御側に罷在候大關何某と御悔口何某とかうとの見兼候而、鴨一羽打取候、其日は御機嫌能御歸殿被レ遊、翌日鴨打取候仁被二召出一、扨々昨日は我等大に無供に召連候段、全く不行屆候事に候、草葉のかけにて、亡靈さそ我等を恨み可レ申候、又其方儀も忌明無レ之に、殺生供に召連候義、いかに主命とは乍レ申、定て心に不レ染可レ有レ之、何分用捨にあつかりたくと、御手をは爲レ突、厚く御詫被レ遊候、全體國俗にて、殺生流行、忌明は勿論、忌之御免中にても、殺生のいたし、都て死喪之禮薄情之方に候處、當若公御相續已來、君父之喪は固より、死喪は人倫の大口、再ひ難レ逢義、家臣多く召仕候こそ幸、間欠にも不二相成一はとて、御側向たりとも、父母の忌は御免無レ之風俗、手廣に相成候樣、精く御世話被レ遊、前件の始終拜承仕候已後、一統喪禮相愼候樣相成候事、

一遠方御寺御參詣之節、是までは御寺にて御晝飯被二召上一候義に付、御膳所御持出し、御焚出し方等有レ之候處、當君樣は朝七つ時御供揃にて、何れも四つ時比には御歸城被レ遊候事、

但大安寺天龍寺なとは、纔二里餘に候へとも、安波賀幷大谷寺なとは、凡四里斗りも有レ之候へとも、前文之通に候事、

も、少にても速なるを方便利口候間、何れも心付候義は、かならす不二遠慮一教示可レ被レ呉旨被二仰付一、御着用被レ爲レ在候處、御神速之御義、何れもの軍學者、一點半句の無二申上方一、深奉二驚服一事、

一或時御醫師三人被レ爲レ召、一人つヽ拜診被二仰付一候、上席御醫師言上候は、格別の御容體にも不レ被レ爲レ在候へとも、時氣御感被レ遊候や、少々御脈動被レ爲レ在候趣申上候、跡兩人も相伺ひ、右同樣の旨申上候へは、御意被レ遊候は、今日は我等勝れて氣分宜敷候、其方とも試之ため爲レ伺候事に候、司二人命一候大切の業體、甚不行屆の義、已來は急度出精いたし、銘々修行にても罷出、研究可レ致段被二仰出一候處、三人とも一同奉二恐入一、低頭平身罷在候處、御側に有レ之候御筆被レ爲レ取、右三人の頭へ墨御引、自今相嗜候樣被二仰付一、奉書一帖つヽ被二下置一、夫にて墨拭ひ下候樣被二仰付一候事、

一御歷代樣御墳墓孝顯寺と申寺に有レ之候、御初入の砌、右御墓御參拜之上、御入城被レ爲レ成度御內存之處、御供御家老中御出迎のもの、幷御目見之者、夫々罷出居候事ゆへ、御當日者御見合せ、後して御參拜被レ遊可レ然旨申上候へは、御納得にて御止に相成、右孝顯寺御通行筋に者、門前御通の節、御笠被レ爲レ脫御殿懃に御時宜被レ遊、御着城翌日御參詣被レ遊候事、

一端光寺に御參詣の節、眞願寺と申は、何方に候哉と被二御尋一、御供の者とも一向存し不レ申候に付、其段上候へは、御先のものへ相尋候樣被二仰付一、稍相知間其旨申上候、右寺に御先祖秀康公御灰塚と申御有レ之候て、御參詣可レ被レ遊旨被二仰付一、直に御參詣レ遊候處、乞食坊主同樣のもの罷出、毎々より承傳趣申上、右御塚へ御案內申上候へ者、御駕籠にしきレ之候蓙持參候樣被二仰付一、御塚前へ被レ爲レ敷、稍暫御輕許拜被レ遊候、右御像寺共及二大破一候に付、御歸殿後直に御建立被二仰出一候、如レ斯事六十已上之人とも、一向存知不レ申事、疾より御承知被レ爲レ在候段、何れも深奉二驚入一候事、

一或時御舘尾越鴫御殺生被レ爲レ入候處、雪中峯に御床几被レ爲レ懸、御供表より、外樣の銘々一人々々御召出し、夫々文武心懸御尋問被レ遊候、假令は一人御呼出し、其方事は何流武藝出精の段、誠に奇特之義候、尙精勤可レ致候、乍レ去武藝のみにて文に疎くては、

レ之候、御當代様には、老女ともに稍六人にて、其内兩人は格別美女にて、御伽をも被レ遊候様、老女御進め申上候へとも、一向に御携り不レ被レ遊、あまつさへ月六度近思錄御講話爲二御聞一被レ遊候事、

一御米收納の節は、代官はしめ共々御役人とも、米善惡相立、納不納申聞、賄賂行れ候義、いかゝいたし御承知被レ遊候や、不時に御藏へ被レ爲レ入、右不納のよしにて除け置候米御覽被レ遊、此米は被レ給候やと御意に付、被レ給候おもむき申上候へは、米に相違無レ之、此上に受物不レ致候はゝ、收納可二申付一と被二仰付一候、承り居候百姓とも、いつれも感涙仕、難レ有かり候、右にて自然賄賂も相止候事、

一御家中子供に至るまて、御見覺へおき被レ遊度、不レ絕御心懸にて被レ爲レ在候事、

一御家老に昇進候家柄を高知衆ととなへ候て、十五六軒有レ之候、右高知衆幷御家老の嫡子等、例月六度つゝ御直講被レ遊候、御講被レ爲レ終候と、御互に御詰問被レ遊候、難問申上候へは、殊之外御歎、始終御會讀の御心持にて、御謙讓被レ爲レ在候事、

御城中に前々より柴田勝家の祠有レ之候、四月二十四日は、同人戰死申日にて、首無レ之武者馬に乘り、亡魂出候と申唱、右に相觸ものは、必□死いたし候か、或は病付候とて、諸人恐懼いたし、當日者人跡も絕候事に候、然る處當君様御十五歲にて、初て御入部の節、右祠へ御參詣被レ遊、御祭被レ爲レ成候おもむきは、已前北莊城主は御手前に相違無レ之候、然る處當將軍家より蒙レ命、松平越前守當城主と相成候上は、已後亡魂祖骨にいたすましく候、此段安心可レ被レ致との御祭文なり、其後は亡魂不レ出、諸人平日の如くいさゝか往來かわる事なく、誠に希有之義に候、靈も名君之御仁德に感し候事やと、一統有かたく奉二安心一候事、

一新田義貞公戰死塚、福井御城下より一里半脇に有レ之候、是又御參詣被レ遊候、是まて叢祠前に相成居候を、掃除等被二仰付一、其より諸士にも追々寄附等いたし、當時は垣なとも出來、立派に相成り、如何にも大將の塚らしく相成候事、

御平常御居間に御具足被二差置一、日々御着被レ遊候、御上には義經流被レ遊候、或時外軍學者被レ爲レ召、被二仰出一候は、具足着用□るゝ流義ちかひ可レ有レ之候へと

事、

毎朝御髮月代被レ遊候節、二の番御案内申上候有レ之、直樣御髻被二仰付一、御櫛結仕廻候上、御食事被レ爲二召上一候、尤御髮月代中、毎に御書見被レ遊、少の間も御油斷不レ被レ爲レ在候事、

一御平日御膳、御朝夕は御香の物斗り、御晝は御一汁か或は一菜の、二色は決して不レ被二召上一候、前々より御仕來に者、豆腐被二召上一候節は、十丁入宮と唱へから被二召上一候ても、拾丁つゝ御入用の趣、御賄付出し候事につき、或時御小姓頭取御膳番を被レ爲レ召、我等格別好物にも無レ之間、已來は豆腐一丁買ふて相仕廻候やうにとの義につき、右仕來の旨御答申上候處、其方とも給候は、一丁買に可レ致、何故我等拾丁買にいたし候やの段御尋に付、御前へ差上候は、右十丁の内眞中を奉二差上一候よし申上候へは、尚又御勘辨可レ被レ遊候よしにて、ひそかに御坊主被レ爲レ召、御手元より南鐐一片御取出し被レ遊候而、是にて豆腐一丁買取來候やうと被二仰付一、則とゝのへ、二十八文に付、殘錢奉二差上一候へは、御受取被レ遊、直樣右御膳番を被レ爲レ召、如レ是一丁買いたし候まゝ、已來は急度一丁つゝ相調へ、右の眞中を我等給へく候、萬一用達豆腐やにて不レ賣候はゝ、何方にても調候やうに被二仰付一候事、

一毎夜五つ時御引被レ遊、其より御自身御寫本、又は御手習等被レ遊候事、

一講釋御聞聽之みきり、御先代樣とも、一と間御上席に而御聞被レ遊候處、御當代樣には、御同間にて御聞被レ遊候に付、右御席違候御先例之趣申上候處、我等は講師を尊候には無レ之、聖賢の道を學候事、是非同間にて可レ承段被二仰出一候、且講終候と樣々御詰問被レ爲レ在候、仍レ之講師にも甚骨折、時々汗背赤面いたし候事、

一奧樣細川越中守樣御女御約束有レ之、いまた御入輿不レ被レ爲レ在候、然る處右御緣女樣御疱瘡御煩被レ成、爲二御見舞一繪入女大學一部幷御直書被レ進候斗、後御難痘に而御醜く被レ爲レ成候につき、御氣之毒に思召、細川樣より御破緣被レ下度旨被二仰進一候處、一端御約束之上は、たとひ御片輪に被レ爲レ成候とも不レ苦候段、厚被二仰進一候事、

一御代々樣とも御在國之節は、女中凡五六十人も有

大切に候間、猶以御讀書御手習御出精被レ成、武邊の御藝稽古御勵み被レ成候やう奉二希望一候、誠に不レ顧レ憚愚悉申述候、謹言、

八月十四日　　松平越前守

徳川鎰丸樣

當年春、江戸御屋形御近火之節、御供揃出來、今にも御開可レ被レ遊候處、始終御玄關御床机に御懸り居、萬端御指揮被レ遊候故、輕きものは不二申及一候、御近習向までも、我先にと相働候義につき、不思義にも御類燒無レ之、御立退可レ被レ遊御用意之時、家中のもの家內子供等不レ殘立退候やと御尋被レ遊、御前には終に御立退不レ被レ遊鎭火に相成候事、

但御近邊の諸士候方、不レ殘御開に相成候事、

一靈岸島御中屋敷內類燒の面々、翌日御內證より御手當等被二下置一候事、

一江戸御道中の節、峠幷道惡敷處者、大方御歩行被レ遊候樣、御供勢こと〳〵く歩行に相成候事、

一諸侍子息初而之御目見申上候節、御手つから長鮑被二下置一候みきり、幼年の者へは、御左の御手を御添被レ遊、大指にて急度握申候やう、御心添被二成下一候事、

一神田橋御住居、御雛出來につき、可レ被レ遊二御覧一やの段、御女中御伺被二仰上一候處、靈岸島類燒のものとも、雛まつりも出來不レ申事候間、子供等へ拜見被二仰付一候樣御意につき、十五歳以上のもの一統拜見の上、御切餅御煮染被二下置一候事、

一江戸御詰中、御先代樣方よりは、御手許金格別御減少に候處、萬端御節儉質素被レ爲レ在、六百餘金も御遊金出來候事、

一御初入部の節、御代々樣御先例に者、御領內より御城下まて、御目見の百姓町人とも幷居、たとへは大庄屋何村何某、或は何町何某と、後に立札に仕り、御目見申上候節、郡奉行出たかの御意そよと御取合申上來候、當若公御初入のみきりと同樣、御取合申候處、直樣郡奉行御駕籠脇へ被レ爲レ召、我等言葉を懸さるに、出たかとの御意そよとは如何なる義に候やと御尋につき、則御先例の趣申上候へは、たとへ御先例に候とも、言葉をも不レ懸に、右樣の取合は無レ之筈に候、已來我等言葉をかけ候者、其節先例之通り取合候やう御意被レ遊、幷居候もの承レ之、難レ有奉二感涙一候

一日光御參詣之節、御途中へ御國もの上下にて罷出居候に付、御意被二下置一候上、金子頂戴被二仰付一事、

一昨巳年、御弟君鎰丸樣、市谷御屋敷へ御養子御引越前、御懇之御書面被レ爲レ進候事、御書寫し左之通、

愚存

御手前樣、明日市谷御館へ御引越候段、先以目出度奉レ存候、右につきては、此末誠に以て御大切の御事、深く御察し申上候故、愚意相認め差上候、若御心得にも可レ被レ成候へ者、幸甚之至に御座候、兎角物事は其初を愼可レ申事と、古の能人まうし殘し置候、其譯は、皆人いさゝかの事にいたる迄、氣をつけ可レ申事に有レ之候、此末御手前樣にも御引越罷成候へは、御家中は不レ及レ申、御國中末々まて、此度之御殿樣は御仁心被レ爲レ在候や、御行義いかゝに被レ爲レ在候や、御讀書御手習なとも御出精被レ成候やと、皆々目をつけ伺置候事に御座候へは、餘程御大切之御事と被レ存候、右故御養家へ御出被レ成候ては、御養父母樣はしめ御方方樣、御實方の通りに御大切に被レ成候樣存上候、然に御內實は御養父樣には、最早御隱れ候樣に內々承知仕候へは、別て御忌中なとは、少も御騷き又は大き

成る御聲にて御笑被レ成候やうなる御事御座候ては、御濟不レ被レ成候、御在無に御事へ被レ成とも同樣に思召、能々御愼み被レ成候やう存上候、又家老初重き役人之申上候事を、能御聞しめし被レ成、其上御敬可レ被レ成候樣に存上候、兎角御爲を申上候へは、氣にくわぬ事多きものに候間、御小姓御小納戶等には、如何樣の成る御氣に不レ入事申上候ても、必御腹立これなく、能々御聞しめし候やういたしたく存候、さてまた御手前樣なとは、大勢の御家臣初め國民の御手本になられ候、また口不二相成一、孟子にも君仁なれは仁ならさる事なくと有レ之、其譯は、君仁心あるときは、家來末々まて同事に、心仁なる事に御座候、何分御慈心を專らに被レ成候やう存上候、未御幼年とは申なから、將軍家に御差し繼候者、尊き御身分に候へは、一番に忠節を被二相立一、御國も見事に御治め不レ被レ成候ては、尸位素祿と申候、俗に言位盜人と申ものに御座候、是は將軍家より御高祿拜領被レ成候て、御自分御安泰に被レ成候やうにと申事にてはなく、御國民御撫育被レ成候樣にとの御事なれは、必す御心得違ひなく、能々御愼み被レ成、御幼年とても、只今より御志御

㆑遊候様御見受申上候様、御供勢の内より承り候事、

一御初入之節、御出殿の御席、又は海岸御備場御巡見、或者御城に御廻り等之節、其方角々々に於て、七十歳已上の老人は、貴賤の差別無㆑之被㆑為㆑召、御目見之上御答被㆓下置㆒、中にも一老のものには、御言葉被㆓下置㆒候、他領之ものの承㆑之、一統誠に奉㆑慕、御領うらやみ候、右に付百姓より為㆓冥加㆒、作初穂献上仕度願出候處、都而差上ものは御請不㆑被㆑遊候へとも、老人格別の心入御満足に思召、献上仕候やう被㆓仰出㆒候、依㆑之年々三千俵つゝ指上候事、

但御城下にては御堂にをいて被㆓下置㆒候處、右御堂門へ被㆑為㆑入候節、并御歸殿の節等、被㆑為㆑向御丁寧に御會釋被㆑遊候事、

一無屋渡繰舟の義、是まて御雨舟行之節は、御前舟相廻り、御波戸場相仕立終而往來間の處、辰年御入國の節より思召を以て御止被㆑遊候、平生の繰船にて御通被㆑為㆑在候事、

但南北上り口歩の板、是まて幅一枚之處、老人子供の義も思召有㆑之上、御通行歳、其儘幅二枚并に被㆓仰付㆒候事、

一丹生郡糺村五左衛門祖母入村治左衛門女、手織の木綿十反つゝ、風呂敷に被㆓成下㆒候様にとて献上相願候處、先條之通御受不㆑被㆑遊候、口形の家老人の恐入にも候へはとて、思召を以御受被㆑遊、御召物に可㆓仕立㆒旨被㆓仰付㆒候事、

一右之通綿服被㆑為㆑召候へとも、御近習之内相勤候もの、是まて有來の分は、何成とも無㆓貪着㆒用ひ可㆑申、已來仕立候品は、追々野服に相改候様御意候事、

但老人の親有㆑之面々には、折々御菓子御茶なと御番下りの節、土產にいたし候やう被㆓下置㆒候事、

一御衣食住の御麁末、并文武御稽古左之通にて、御馬事は中一々右間にも御近習向斗にて、御武藝御會讀等、御稽古所等へは、日々被㆑為㆑入候付、一向御間不㆑被㆑為㆑在候事、

一六　御鎗術御軍學　　二七　御會讀御弓術
三八　御居合　　四九　御柔術御鐵炮
五十　御劍術

但毎日五時まて御講釋、九つ半時御會讀、

松波彌次郎

候間、何も驚き不レ申樣と、夫々支配々々より通達有レ之、格別御すゝみ、御膝元にて御札申上候處、其後之面體は勿論、紋所までも過半御覺被レ遊候、且御居間に御家中指物までも、ことことく御覺被レ爲候事、

一爲ニ御慰一鷹野御口被レ爲レ入候事は無レ之、御拜領の御鷹にて、江戸表御雁鴨のみに、野廻り御出殿被レ遊候、右之節は、御供のものへ田畑作物不ニ相傷一候樣、急度被ニ仰付一候、萬一誤て蹈みたをしなといたし候時は、御自身跡より御起し被レ遊候、其後は御家來のものとも野邊へ罷出みきり、自然銘々相愼み、作物等不レ傷樣に相成候事、

一是まて御在國年には、御家中御側御用人、御鷹之鴨拜領被ニ仰付一候御先格之處、當時は前文之次第にて、是無數候付、代りとして、御家中御側御用人中被レ爲レ召、御養の鳥を、芋蒟蒻なとに御煮染、一菜にて御膳御酒等を、御前御同座にて頂戴被ニ仰付一、寬々御咄被レ遊候事、

一玄猪には、御用人中へ被レ爲レ召、牡丹餅被ニ下置一、跡にて麁末の御膳御酒等、右同樣於ニ御前一頂戴被ニ仰付一、書畫或は歌誹諧等心懸候ものへ御好にて、夫々爲ニ御祝一被レ成口、御前も御書被レ遊候事、

一思召に者、御家中へ御直書を以て被ニ仰出一候義有レ之節、何分君臣合體と申處專一に被レ遊度段、急度御認め込被レ遊候事、

一御野廻御出殿之節、農業のわさにかゝり候者共不レ及ニ會釋一、其儘耕作罷在候やう御意被レ爲レ在、且又捨置候農業の摸樣御尋被レ遊候、或時は足羽郡柵野村御通行之節、善左衞門と申者臺所へ御草鞋之まゝ被レ爲レ入、萬耙磑千石通し方等御覽被レ遊、或は稻口を以者、田一反には何程出來候哉、委く御尋被レ遊候事、

一御川狩御鷹野等の節、是までは表御供之面々は、御城下内はかりにて、御野先へ來候へは落し候、我當君樣は思召を以、表侍御徒まても被ニ召連一、御晝休之節は、御前へも御軍用之御辨當等にて、御香のもの斗りにて、御冷飯被ニ召上一、御供勢も御前にて辨當食之、別て無息の御供なとは、御側近被レ爲レ召、其方は武藝何方々々へ行、手數は何位まて相すゝみ候や、又文學は誰に習候やなと、御懇に御尋被レ遊候事、

但本鄕の御立山御茸狩の節、御下川御坂等之節なとも、茸の香にも鳥にも、決して深く御心懸不レ被

者、有合居候哉之様被ニ仰聞ー稗圖子を持出候處、一つ被ニ召上ー、御供勢の内御側近之面々へ食見申やう被ニ仰付ー、頂戴仕候處、誠に難澁至極にて、咽へも行兼候位のものゝよし、

但赤萩村は、ことの外山中にて、稍家數六七軒にて村柄也、

一武備塚伍足弁勢揃被ニ仰出ー、御床几に方被レ掛、御覽候事、

御城下御廻りの節、御先拂被レ遊ニ御止ー事、

武藝の師家へ追々御弟子入被レ爲レ成、遣ひ方被レ遊ニ御覽ー候事、

一大谷八十郎隱居麓明、五坪流鎗の達人にて、實年古希にて、日鍵致候處、江戸表まで達ニ御聽ー、七十歲已上にて無類の義に可レ有レ之やと御賞美の上、御側御用人中より御書付を以、御内證より御帶地御扇子御盃三品頂戴被ニ仰付ー候事、

一島津右大夫隱居也清、無邊流鎗の達人にて、是も七十才已上にて、外口隱居の者被レ爲レ召、御目見の上、御雜煮御酒等被ニ下置ー候節、也清麓明はとれかと御尋被レ遊候義、誠に老人を御愛憐の思召を申之外者、武術の御心懸格別之義に候事、

一右につき無邊流槍師役村田新八方へ被レ爲レ入候節、幸巳清は近邊につき被レ爲レ召、鎗遣方御覽被レ遊、御扇子被ニ下置ー候、五坪流師役慶摸安大夫方へ被レ爲レ入候節は、麓明は參り居不レ申候や、折節夕景になり、殘念至極と御意被レ爲レ遊候事、

一御法事の節、是までは刻限御案内申上、御經之中頃一度御參詣被レ遊候御仕來に候處、先君樣の御法事中、每々早天より御經ずみまで御詰被レ遊、御一菜之御辨當にて被ニ召上ー候事、

一卯秋楷五郎樣御逝去之節、御病中にも御尋被レ遊、御寺へも御詰、種々御憐等之被レ爲レ在候、御同人樣ロ御屋敷御不用に相成候に付、町人等入札にて、御下け願來候、本願寺高多五百金にて頂戴仕度旨申出候付、則及ニ答上ー候、我假令金五百金に相成候とも、格別一方の調にも不ニ相成ー候、且未御間も無レ之に、賣拂候なとゝ申義は、以之外言語道斷の事と甚御不平、始終の御愛情奉ニ恐察ー、何れも奉ニ恐入ー候事、

一御初入之節、佳節朔望諸侍登城の節、何分の御覺被レ爲レ遊度思召に付、是までとは御すゝみ居可レ被レ遊

雲をしのく姿もあらす枝たれて
　操かはらぬ千代の松原

言思恩
おもへ人言の花のしけき枝は
　このみすくなきためしある世を

事思敬
とことはに心の駒のつなとりて
　ひかすはなさす世を渡るへし

疑思問
□らかくはますほの薄ひと□
　露も心にかけてとふへし

忿思難
よしやその追手なりとも波風の
　荒くはとまれおきの舟人

見得思義
吹風に花の香によりかほるをと
　道なき山にふみな迷ひそ

壬寅秋　慶永書□年十五歳

一御初入の節、御國中繪圖面御取出し、御家老中へ御尋被レ遊候は、追々公邊より海岸御手當嚴重に被二仰出一、當海岸備場は、何處にて候やと御意候處、何れも御答難二出來一甚赤面仕、然は明日直に巡見可レ致間、供觸可二申達一旨被二仰付一候、御老中申上候は、明日と申義は難二相成一、兩三日前より夫々申達置、用意宜敷上御巡見可レ被レ遊段言上仕候處、こは珍敷事を承候ものかな、萬一異國船漂着の節、我等出馬のみきり、未用意不レ調候間、着岸之義兩三日見合呉候樣可二申懸一やと御笑被レ遊、翌日御備場御巡見、難所の御厭ひなく、始終は歩行被レ遊候事、

右之節御預り所の內坂井郡舟寄村御通りの節、[illegible]泊り合に罷成候秋原長兵衛 幷渡邊利左衛門御[illegible]被二仰付一、御預り處の人氣穩かなるかの模樣、幷[illegible]之義委細長兵衛へ御尋被レ遊候、御預り所村々[illegible]居、誠に難レ有かり候事、

右之節、三國於二砂濱一、足輕柴田藤七と申もの、炮[illegible]可の義被レ爲二聞召居一、鐵炮爲二御打一被レ遊二御覽[illegible]事、

右之節、南條郡赤萩村御通行被レ遊候砌、七十有餘之老婆罷出居候を、側へ御立寄、此邊にては何を食候やと御尋被レ遊候處、菜雜水稗團子をたへ候段申上候へ

松のさかへ巻五

福井侯行實

天保九戊戌十月家督、松平越前守慶永朝臣、實田
安黃門齊莊卿養方弟

一江戸御屋敷御膳水は、前々より通一丁目白木屋より爲ニ御汲一被レ成候處、當君樣御十二歳にて、御當家へ御引越、翌年御尋被レ遊候は、家中のものも皆白木屋の水を飲哉との義候付き、御長屋内は、御屋敷内の井戸水を飲水に仕候段御答申上候處、家來ともの用候水と違候には不レ及事と被ニ仰出一、夫より白木やの水御貰ひ被レ成候は相止候事、　御膳米此までは、江戸米やともへ被ニ仰付一、格別の上米被ニ召上一候處、右同樣御尋被レ遊候上即年より御國米被ニ召上一候事、

但松榮院樣も、其後御同樣に被レ爲レ成候事、

寅年御十五歳の時、尾州へ御客來にて御招の節、御簾中樣にも御同席、外御身近き御大名樣方も御一席にて、御歌或は御書畫等被レ成候を、越前樣にも皆々樣御進め被レ成候へとも、手前は家來ともすゝめにて、當時は武邊のみに懸り居候間、何も存不レ申と御答被レ成候處、御簾中樣少々御殘念にも思召候樣の體にて、御側へ御出被レ成、何成共いさゝか御認め被レ成候樣にと被レ仰候へは、左樣候はゝ、樂翁殿九思之御歌覺居候の間、認め可レ申と被レ仰候、速に九首の御歌を見事に御認被レ遊候、則左之通、

但御簾中樣は御姉君也、

樂翁老君、君子に九の思ひありといふ事をよみ給へる御歌、

視思明

春霞遠の高根はおほふとも
まかわぬ花の色を見てよし

聽思聰

こゝろとめてきけははた織口出の
かさま〳〵口聲そわかるゝ

色思溫

はけしさの嵐とたへはほの〳〵と
遠山まゆのかすむのとけさ

貌思恭

申者を江戸に差上せらる、容助は甚三郎高弟なり、甚三郎建學大意と申假名書を一冊相認差出、萬事右の趣を以て法式を被レ立、學館法は古禮のとうり、貴賤にかゝはらす年長を上坐と定む、分領組と扶持方の者とは、大體君臣ほと段も違たる格なれとも、學館にては年の數を以て列坐を定め、兄弟の禮を以て交る、學頭は三手片山紀兵衞三手部屋住神谷保容助に被二申付一、大小姓の上にて獨禮仕るやうに被二申付一、執政も月一度つゝは出席、弟子の禮を以て、學頭の講を承たまはる、家中大小臣常々出席稽古仕る、

一學館を興讓館と名付たり、

學館頭兩人　提學と稱す、師範也、

　片山紀兵衞　　神保容助

都講一人　書生頭也、

　分領組七百石　國家老千坂對馬家督　千坂與市

典籍一人　書藏預り也、

　三手八十石　西堀源藏

書生二十八座列

　三手組五十石　高橋鄕八

　扶持方組　今成吉四郎

侍組三百石　須田數馬

部屋住 侍組二百五十石　大岡乙八

父內匠 當職國家老二千百六十石　毛利彌八郎

部屋住 侍組二百三十石　井上隼人

同 三手組四十石　村上七左衞門

扶持方組　蓬田郁助

同斷　成田孫四郎

部屋住 三手組　宮伊織

同 三手組二百五十石　佐藤繁治

父國家老修理家督 分領組八百石　色部典膳

兄侍大將 分領組　竹俣勝三郎

扶持方組　角屋伊助

部屋住 侍組三百石　本庄孫八

父醫者 三手組　上村文治

部屋住 三手組　長谷川彌太郎

父小姓頭 侍組三百石　蓜戸八郎

右の通り坐列を定め、貴賤一同に三年の間は、上の介抱を以て修行す、

る振舞の可レ有レ之や、自分當職のこと、一番に人先へ可レ出ことに候へとも、此節のこと、一日も殿中に不レ參不二相成一故、悴友彌を名代に出レ之也、諸士の尻に從ひ、せめては一鍬にても御奉公爲レ致申すとにて候、若年の心にて、當人迷惑に存候とも、其方諫勵可レ爲レ致ことを、頭分の身にて、以の外不了簡を申聞候とて、小姓ともより下々まて、一同に簑笠をきせ、鍬をかつかせ、城内屋敷より大町とほりを田野へ出す」、城下入口の大橋と申橋有レ之候處、雪解の大水に損し、年々物入不レ少、諸士百人參り申合せ、自身遠山より石を引出し、右の橋を石に作り改む、當主歸國の時、右の橋前にて下馬有レ之、橋の下へ手を入あけて戴き被レ申、扨も見事に作りたり、痛入骨折なるそと被レ申候て、夫より直にかちにて被レ渡に付、近習の面面御乘召さるやうにと申上けれは、諸士手作の橋を、馬足にかけて渡り初は致ましと被二申聞一けれは、承るもの落涙仕る、又遠在の内貧なる百姓の妻常々申けるは、男ならは人並に田野へ出て、何そ御手傳にても可レ致なれ共、女の身は口惜きと也、せめて布一反にても織候て、御城の雜巾にも差上申度とて、夫へ願ひ精進潔齋を致し、布を一反織候て、名主宅へ持參、名主殊の外感し、下賤のもの獻上と申は、勿體なきことなから、是ほとの志を、我等一人心に納め置へき譯なし、たとい御叱を受るまても、御代官中まて可二持出一をと云、代官所へ持參す、御代官も又感心して、早速城下へ持參いたし、家老中へ披露す、家老中感して、君前へ差出す、當主殊の外感悦にて、納戸へ申付、着服に仕立候やうに被二申付一、元來右御の者の心にて織立候故に、尺も短く、殊更紅入の島にて、君上の着服可二相成一やうなし、右の段を申達す、當主被レ聞て、不レ苦候間襦袢ほとにても仕立候やうに被二申付一、依て十四五のものゝ着尺ほとに仕立差出す、當主是を着用あり、其上に上下を被レ着て、三日の内諸士臣へ對面なされたり、

一當主多年願望にて、今年始て學館を建立あり、自身孔廟の祭を被レ行、家老の嫡子を初、下は扶持方通の者まて、俊秀の士廿人を撰み、三年切の限を以て、學館に引越させ、書主となり、學問を致させらる、

一右學館の法式は、甚三郎より定指出し候やうにとて、只今まて教授役に被二申付置一ける神谷保容助と

出、然れとも一人も名乘るものなし、今日何百人今日何千人と許り相認指出す、一年にして城下三間半に廿五間の土藏を五棟作り、始終一色法士の手傳を以て成就す、百姓にも思ひ〳〵に籾を持より、五萬俵積入れ、荒年の手當米に備ね、其後追々年々に積入、又百姓思ひ〳〵に手傳を願出、上の物を不ㇾ交、諸方作事場四十餘箇所、上の入用を不ㇾ用取立して、又諸士町在思ひ〳〵願出、桑百萬本漆百萬本、諸方空地に種ね、是す又小出付と云所に百姓救米藏を被ㇾ取立、十五間に三間半也、近村百姓思ひ〳〵に罷上、手傳を致し成就す、其上借米籾を納度由相願、五七日の内に九百俵を納、上よりもその邊荒田手傳場より出來の籾三百俵、右の民に賜り、右の藏ね納む、美作自身罷出、百姓ともを褒美し酒を呑しむ、

一家督以來、領分百姓町人、孝弟の民は恩賞を賜る、又除地方も賜る、孝子申出こと間斷なし、

右のとうり諸士一統に荒田を起し返し、手傳を願出候時、美作感涙を流し、何れ共も左ほとまてに忠誠を相立被ㇾ申候時は、御家も又々立直し可ㇾ申事に候、拙者も當職のことに候へは、先一番に罷出、鋤を取可ㇾ申事に候ねとも、當職の身分、一日も殿中を明可ㇾ申やうなく候ねは、用には立申間敷候ねとも、嫡子友彌を名代として差出可ㇾ申間、乍二面倒一世話をやき玉はり候て、一鍬をも致させ被ㇾ呉候やうにと申聞る、諸士一同迷惑に存し、御家老御嫡子、我々同やうに田土へ御出候ては、何共痛入候段を斷る、美作承知不ㇾ致、嫡子友彌に申付、家來一同にみのかさにて罷出候樣にと申付る、美作用人美作ね申達候は、御尤には存知候へとも、御身柄と申、諸士一同に簑笠を被ㇾ着候は、御屋敷より直に田野ね御出と申は如何存候、野外ね御出の上にては御改被ㇾ成方可ㇾ然段を申す、美作殊の外立腹致し、一家の頭分たる其方心得違候て、左やうに申聞候や、我等の耻と申は、群臣の上に立、世祿の大臣とあかめられなから、一國の安危をも苦に持す、安閑として今日を渡るこそ、末代までの恥辱と申ものなれ、國のために簑笠を着し、鋤鍬を取ることは、恥にて不ㇾ可ㇾ有ㇾ之、夫故に當時諸士歷々御上の御爲を存、太刀刀を取手に鋤鍬を下け、山野の泥によこれ申さるゝと申は、取も不ㇾ直、君の御爲に戰場に向ひ、一命を投ち候士の本心もみね、是ほと見事な

も初て安心なされ、朝膳を被ㇾ參、

一其耕籍田の古法を以習ひ被ㇾ申を、城南野外に一町餘りの田を、御手作場と被㆓定置㆒、扨當主祖廟參詣有ㇾ之、諸大臣以下、儀式の主供奉す、夫より直に右手作の場へ被ㇾ參、禮服のまゝ當主自身右泥田へ被ㇾ入、田を三鍬すき被ㇾ申、大臣以下一同に泥田にひたり田をすき、終日祖廟へ被ㇾ備たる神酒を、此處にて頂戴有ㇾ之、諸大臣以下一統に頂戴仕る、右手作場の小姓の内佐藤文次郎と申五十餘になる男、願を以被ㇾ預ㇾ之、文次郎當主の名代として、自身耕作す、主君秘藏の乘馬を借請、自身蓑笠を着し、をこやしを付運ふ、秋になり實入宜く出來、右籾を國中の民に種米を賜る、是より國身震ひ動きて、一人として農業を怠者なし、

一其侍組より三扶持方に至るまて、大臣小臣數十人願出、御手傳仕度由にて、人々みのかさを着し、鋤鍬を持山野に出て、多年荒田に相成たる分を起し返す、一年して城下五六里、田面は荒田一箇所もなく起返す、當主諸老臣とゝもにみのかさを着し、鞋をはき、常々耕作場を巡見有ㇾ之、大臣手酌を以て目通にて酒を賜る、酒樽鏡を自身長刀の石突を以てうちわり、諸士に酒を賜る、

又諸士城下より七里山の奥庄司平と云險阻より材木をきり出す、家老美作自身見分に參り、其身も廿五日の間、筵菰の上に寢臥、諸士を勵まし、廿五日の內に、大木一萬本伐出し、大山をくりおこし、會津領津川と云處より川下けに致し、東海を積廻し、江戸兩屋敷の材木とす、會津侯にても、米澤諸士の忠誠を感し、津川通に被㆓申付㆒、筏さしつかへ無ㇾ之やうにと、深切に下知有ㇾ之、其後諸士追々江戸表に罷上て作事を手傳、土沙を荷ひ地形を築き、雜人と交り働き、領內の百姓追々願出、江戸へ上り作之手傳を致す、他所人一人を不ㇾ交、大工ともを被㆓申付㆒、江戸ゟ被ㇾ上れ、道中八日路と被㆓申付㆒、大工共申合、六日にて江戸ゟ着致す、江戸家老より兩三日は、是非休息をいたし候やうに申付る、大工とも不㆓聞入㆒、着致付候曉七時より小屋場ゟ罷出働く、諸士申合、山々より石を切出し、道橋を作り池を堀り、諸方上の物入場を◎の作事を手傳を、石を引時は美作親子自身車の綱を曳き諸士を勵し、惣して諸士手傳場ゟ出候者の名前を着帳に致し候やうにと被㆓申

以上都合六手組

職掌次第大略

一國家老　一江戸家老　一侍大將　一城代
一郷村次頭取　一小姓組　一奥頭取　一大目付
一寄配頭　一六人年寄　一留守居　一三十人頭
一郡奉行　一寺社奉行　一小道具奉行
一御預所奉行　一町奉行　一諸物頭

以上段々有レ之

近來政事大略

一先主大炊頭殿時、森平右衞門と申者は小姓頭に任し、九年の間政柄を取る、此もの姦佞を以て主君を暗まし、國中衰微し、上下騒動に及んとす、侍大將の内竹俣美作憤激し、主君へ忠諫をすゝめ、平右衞門を誅戮し、國民安堵す、其後家老に任し、日夜忠勤を盡し、君の仁政を助け、今年十年にして國中悉く悦服す、先君の末に、儒者細井甚三郎を進め、君前に於て一統に聖道を講習す、先君過を悔ひ、隱退の被ニ相願一、當主彈正大弼殿に家督を被レ讓、當主天性學術を被レ好、上下儒道を講習し、家中一統に忠義を存し、己々の奢を止て國用を省き、主君を安全に國を被レ保、公義の勤を被ニ取續一候所を専要の忠勤と存す、

明和中、西御丸御手傳を被ニ相勤一、其後國中旱魃、其上明和九年江戸大火、兩屋敷類燒、依レ之國用困究、上下萬民愁苦言語に絶す、

大火の年三月節句、甚三郎米澤に有レ之、當主は當日は二丸内法音寺と申祈禱所へ被レ出て、諸學生を集め詩會有レ之、晝七つ時に、江戸大火兩屋敷類燒の注進有レ之、美作は左のみ驚たる體もなく、江戸の火事は不斷の事にて、類燒は諸家一統のごとに候、燒は又々直立し可レ申候、先生は私宅に御來駕可レ被レ下候、寛寛可レ得ニ御相談一と申、靜に立別れたり、

當主殊の外愁て、其夜は膳も不レ被レ參、角にてに家中幷に萬民、年來の困究を憂ひ傷み居る處、又个やうの大難至りては、いつか下を惠み可レ申とあり、仁政は彌不ニ相成一事やとて甚た愁傷有レ之段を、甚三郎承て、明四日早朝に麻上下にて登城し、御祝義に罷出候段申達す、諸大臣一同に怪レ之、當主早速對面有レ之、甚三郎謹て、箇ほと目出たき義は有レ之間敷候、是は上杉の御家御富饒に被レ成候時到來仕候段述る、如何なる存念との尋に、有子細を備に述る、依レ之當主に

右に同し　　　色部修理
重職に不二似合一、不都合成義に組し候由、
三百石減地、隱居閉門、　長尾兵庫
同斷　　清野內膳
同　　平林藏人
不都合の催に應し、未熟の存念の由、

七月二日より、家中町々大雷の晴れたる如く、諸家諸向◎實脫カ買如二平生一無レ滯、何の風情も無レ之、三四日過候て、當主馬廻り三十人餘りにて、いつもの如く城下邊野狩に被レ出、此節人心も如何に候へは、今暫御見合の方も可レ有レ之やと、大臣とも申達候處、當主被二申聞一は、自分仕置無理なることゝて、恨み候もの有レ之候はゝ、夫は其者の心得違なり、不レ及二氣遣一とのこと也、數日過候て、須田芋川兩家來とも路頭に迷可レ申間、相應々々に輕くも召遣ひつかはれ候やうにとのことにて、足輕組へも入、侍分以下の者は、願の通在所々々へ罷歸、勝手次第に安堵を被二申付一、惣て七家の家來とも、此度の主人々々の存立は一向不レ存、妻子にてさへ廿六日登城申出候て、承り驚入候由、依レ之右家來一人も咎めなし、

右は安永の頃、上杉彈正大弼治憲公仕置の次第、隱密に借り寫置也、

上杉家々臣格式大略

一分領十四家
家領老侍大將に任す
一侍組九十三家
是人侍大將家老にも任す、惣て七手組と稱す、
大小姓領
三手組　　當勤三百人宛
馬廻組
五十騎組　　同斷
與坂組　　同斷
右三手組也、右四組諸士也、
一扶持方組
扶持方組
組外扶持方
徒士
右三組を三扶持方と稱す、卒士也、
手明組

達者なる者計召連候やうに被二申渡一、七月朔日拂曉に、諸組一同に登城仕、其上にて美作並五人のもの登城有レ之やう被二申付一、早速登城仕、當主下知有レ之は、本丸二三の丸の門毎に、侍三十人足輕三十人宛番を被二申付一、出入を被レ改、城内一間毎に力士三十人つゝ居番を被二申付一、外の侍七百人本丸のりよう口手の内に相扣へ罷あり、指圖次第、何方へも罷出候相心得可二申付一也、

但廿九日夜中、ひそかに被二申付一、領分界七口番所へ二三十人宛被レ向、他所より入者を改、内より出者は押留候やうに被二申付一、外に八十人被二申付一、二三十つゝ引分れ、方々に忍に見廻、怪敷者往來せは、召取候て罷出候やうに被二申付一、此義は後日に相知れ候也、當日は誰も存者無レ之、

七月朔日、城内右のとうりに付、家中の忰共次男共は、皆々衣服を改め、銘々の門前に立番を仕る、何事も有レ之候は、登城可レ致存念の由、誰も申渡は無レ之候へとも、一時申合せたる如く、右のとうりの由、町町にては長々火の元の愼銘々申ふれ、何となく相愼候ことに候、七百人の武士共は、何方にも下知次第罷向ひ、必死の奉公を可レ仕心得口居候由、尤嚴重に相愼み扣居候由、七百人の武士ともは、何方へも下知次第罷向ひ、必死の奉公を可レ仕段被二申渡一、七大臣も追追の沙汰相聞候や、最早必死と覺悟の體にて登城仕、二の丸門口にて供の家來不レ殘押へ止む、主人と草履取はかりにて、本丸へ罷出る、主人に力士三人宛左右に相添ひ、殿中に入候へは、銘々の末席に屏風を仕切致し、大小を預り内へ入る、力士十人つゝ番を仕、七つ時に大書院へ家老美作以下諸役の諸頭盡く列座、上の間に主人着座有レ之、一人宛召出し、直に被二申渡一、其大略は、大臣の身分、第一家中の無事を可レ存所、虚言を構へ無筋なる義を申つのり騷動を企、其上七人同樣に病氣と申立致二不參一、數日役所を明け、政事を妨け不レ憚レ上言語同斷の致方不敬候、仍レ之仕置申付候、併大臣共之儀に付、自身申渡候趣也、何れとも奉レ畏候段申達す、

切腹斷　須田伊豆

右に同し　芋川縫殿

此度讒訴の頭取たるを以て、如レ右の由、

半地召上、隱居閉門、　千坂對馬

扨七人即答を願退出不レ仕候に付、然らは相待候やうにと有レ之、先主を本丸へ被二相招一、右の義を相談有レ之處、先主には殊の外不興被レ致、七人の者共大臣の威につのり、即答をせかみ申こと、不埒千萬なることに候、是非を差置、先七人の者ともを急度被二申付一可レ然段を被レ申、當主達て佗言有レ之、何を申ても大臣ともの義、吟味無レ之候て裁許は難レ成候間、ともかくも先退出仕候やうに被二仰付一被レ下度段被二申達一、依レ之先主被レ出、七人の者とも何分當主了簡も有レ之へく候間、先退出可レ然段を被二申渡一、依レ之七人の者とも無二是非一退出致す、（但此もはや後悔に存し候者已有レ之候由、）右のとうりに付殿中索老眠一人も不二相詰一、依レ之六人年寄とも不レ殘被二呼出一被レ申候は、明廿七日早朝に急に可二申談一子細有レ之候間、諸奉行諸頭惣登城仕候やうに被二申渡一、廿七日早朝、諸役頭不レ殘登城の上にて、當主出座對面有レ之、右訴狀を被レ見被二申付一、群臣一同にけうてん致候て、一言をも不二申出一、其とき當主被二申聞一候は、七人の大臣連判を以申聞候事、卒爾なる義にても有レ之間敷、何も如何存候や、此書面のとうり我等家督以來非理にて、美作幷に五人のもの奸佞邪智なる者にて候や、毛頭無二遠慮一可二申聞一候、此節いさゝかも伏藏いたし不二申聞一候はゝ不忠第一たるへし、我等非理のことも有レ之候へは、勿論明白に可二申聞一と有レ之候とき、大目付三寄配頭上座より申達は、扨々驚入候義に御座候、御家督以來の御政事不レ宜と申ことは、一向夢にも存掛不レ申候、美作五人の者を不忠と申こと、何以て申上候ことに御座候や、御國中十萬人は十萬人、一人として御政事を難レ有不レ奉レ存者は無レ之義は、上下萬人の耳目にも、常々歷然たること御座候、然は我々存候の士人の申上候處とは、天地黑白の相違に御座候は、何れとも可二申上一やう無レ之段を申達す、諸奉行諸頭一同に、右の存念一人も別心無レ之段申達す、當主被レ承、何も一同に申聞候上は、其旨を以是非を裁許可二申付一候、付ては何れも急に召出候ことも可レ有レ之候間、其意相心得退出可レ致由なり、七人の者は昨朝退出後、一同に病氣の段を申達登城不レ致、廿八日廿九日も同斷也、依レ之廿九日暮前に、諸頭を召出し、被二申渡一候は、存る旨有レ之間、明朔日早朝、諸組の頭銘々支配の內より武士三十人つゝ登城可レ致候、但老人の者病人を除き、

し候に付、諸士ともに氣の毒に存し、如何やうに致し候て成とも十五萬石を持こたへ申度存候より、我も我も深切に存立候ことにて、是を武士の本意を失ひ、家風を損し候と申事難ニ心得一候、左候ときは、武士と云者は、主人の家風は取行ひ不レ申候とも、銘々の自分をのみ持はり申候て、安然として居候か、忠義のやうに相聞へ、何分合點難レ致候、且又惣て自分家督以來の政事盡く僻めにて、下民心服不レ致候と申とも、尤難ニ心得一候、子細は、自分家督の政事は、最初より其度度其方達の相談申聞、何も尤の由を申聞候に付、諸大臣連名を以て、下たへも申渡候ときは、何故に諫書をも不ニ申聞一只今まて其分に連名を以て下へ僻事させて、我等恨み候まて等閑に致置候て、十萬人か九萬九千人まて納得不レ致候段に、自分一己の非政と申聞候や、差當り右の箇條何も得合點不レ致候間、此義を得と申聞候やうにと有レ之ときに、七人一同に行詰り申候て、一言も出し不レ申候て、須田芋川、其段は誠以我我不心得にて、不調法成義をふと書加へ申候段を申達す、主人被レ申候は、大臣申合申聞候ことに候へは、不調法成義は有レ之間敷候、是は自分年若故、得と不呑込にて可レ有レ之候へは、猶又箇條なとも熟覽いたし、新御殿先主大炊頭殿のことも御相談を致し候て、返答可ニ申聞一候間、今日は退出候やうにと被ニ申渡一候處、一同に承知不レ仕、是非御即答を被ニ仰聞一度相願候、其申條は、理非の義はともかくも、我々大臣七人一同に申上候義に御座候、然處御許容不レ被レ下候へは、一人の美作に、我々七人を御見替被レ成候にて御座候、餘り御情なき御義に御座候へは、何分にも只今御許容を蒙りたき段を申退出不レ致、此故は七人のもの存候は、只今までの政事當主若年の義、決して實心より出候ことにては無レ之、美作並に五人の者助言を以申出候ととのみ心得候へは、七人大臣申合、手強く申達候へは、定て承知可レ有レ之と存候て申出候處、當主にて以の外の難問、案に相違いたし、常々溫和なる主人の氣象見込違にて、急と申候に付、最はや此場を去候ては不レ參ことと覺悟いたし候て、右のとうり不法なる申分を致候ことゝ相聞候、

右の通り七人申出候に付、早速先美作以下五人の登城を指留被レ申、但家中町人美作登城を被ニ指留一候に付、是はいか成事とて、かたつを呑罷在候由、

答を承度段を申達す、當主被レ承レ之、何も大臣一同申合申聞候事に候へは、定て卒爾の筋にては有レ之間鋪候へとも、訴狀の旨をも披見可レ致と有レ之、箇條の次第を一覽被レ致、扨七人へ被二申聞一候は、先以大臣相揃、自分爲を存候由にて、如レ此微細に相認見せ申處不レ淺事に候へとも、全難問を申にて無レ之候へとも、自分年若にて、得承知不レ致筋も二三箇條相見へ候へは、是を尋申にて候、先第一文武の世話をやき候事は、當時國政の急務にては無レ之段を相認候、此箇條不レ得レ心候、文と申は上下に孝悌忠信の道を敎へ申ことにて、家中の者に忠孝を敎不レ申候ときは、我等幾千人の家來持候ても、夫を召連公儀の御用可二相立一やうも無レ之候、當時武と申は、銘々帶ひ候太刀刀を遣ひ習ふことにて候、未熟にて身に添候はヽ道具も用立不レ申候、然時は是又幾千人の家來を持候ても、大事の用には立申間敷候、夫を召連候て罷り出候事は、みな御上の御用を可二相勤一爲に候處、右の通り御用にも相立不レ申候ときは、何を以大名の職分相立可レ申や、我等身柄にては、文武の世話を致し候より外に、上への奉公も無レ之事と、常々心得居候、已に公儀の御法、今の初筆にも、文武忠孝を勵しと御認有レ之ことは、何れも如何相心得候事にて、文武の世話をやき候ことは、當時政務の急用ならすとは申聞候や、扨美作奸佞邪智の由を申聞候へとも、元來難二立行一ほとの當家の難澁に候處を、美作政事に任し候てより以來、何とか振廻しも相成候て、上下安堵するに至り候なれとも、今以美作へ加增恩賞とても不二申付一候、やはり以前のまヽの貧究にて、大臣の身分難二相成一骨折もいたし、日夜政事に苦勞いたし候ことは、現在諸人も見及ひたる事にて候、奸佞邪智の所行は何を以て證據に致し候や、且又推擧の者共、皆々自分爲に不二相成一ものヽ由を申聞候、乍レ然久々手元に召使見申候處、何れも常々正直に物事申聞、曾て諂ねるやうなる筋に相見へ不レ申候、勿論只今迄何れもより申聞候ことの過失も仕出し不レ申候、扨又當時諸士ともに至るまて、山野に罷出、鋤鍬を取候事、武士の本意を失ひ、古來の家風をも損し候段を申聞候、成程家中豐饒にて候はヽ、自然にヶ樣成義存立間敷候、畢竟多年來不政事に付、家中上下貧究に相成、町在も衰微いたしたることに候へは、無レ據自分を始省略いた

致二省略一候、

上杉侯政事之大略
大臣讒訴仕置之次第

國家老　千五百五十石　千坂　對馬
江戸家老　千石　須田　伊豆
國家老　千六百五十石　色部　修理
侍大將　千石　長尾　兵庫
同斷　千四百石　清野　內膳
同斷　芋川　縫殿
同斷　八百五十石　平林　藏人
右七人讒訴
國家老　千石　竹股　美作
小姓頭　千石　莅戸九郎兵衞
膳番　三百石　倉崎察右衞門
手水番　木村　文八
小姓　志賀八右衞門
同斷　淺間　登理
右六人忠臣

一千坂以下七大臣申合、竹俣以下六人を讒訴せし意趣は、以前森平右衞門權威を取候節、千坂色部兩人は家老、須田は侍大將なれ共、平右衞門を取除可レ申力も無レ之、國內竹俣美作一人憤激し、一命を投うち先至て直諫し、平右衞門を誅戮するに依て、國中安堵す、相繼先主隱居有レ之、當主家口有レ之、兩主共に美作忠誠を感し、政事を被レ任、益忠力を盡し、國中追日安然に相成候に付、家中町在に至るまて、一統に美作を大切に存す、依レ之千坂色部須田三人、平右衞門時分より手を束ね居候を、美作に忠義をこされ候所を甚殘念に存す、就レ中須田芋川は一拳有レ之ものにて、美作を取除、權威を振ひ度存念にて、外五人を是非にかたらい、連判を以て訴狀を認め、六月廿六日未明に、七人本丸に登城し、主人に目見を致し、右一通を披露す、其一通の大意は、美作元來邪智佞奸成ものにて、莅戸以下五人の者を忠臣と稱し推擧いたし、上をくらまし下を欺き候に付、國內人民たとへて申さは、十萬人の內九萬九千人上を奉レ恨候間、早々美作已下五人の者を被レ退候やうにと申達、右の義許容無レ之內は、我々退申間敷候間、是非の論に不レ及、即座に御

する所の高きゆへにて候、然る所に當代士として、飽迄に利欲にふけりて、深く金銀を貪り、町人等に對し、權柄を以てものを押かすむる輩有レ之候、或は馬を好み、道具を數寄候躰にもてなし、時の利を心懸候者は、さなから取賣伯樂の仕方にて、是者左右の僉儀に不レ及候、それ程にこそなく候得共、大方己か勝手を專にして人を損ひ、諸事に付、身勝手に振廻候者多候、箇樣の人は、利害をのみ勘辨いたし候故、義理の方には必疎きものにて候、利にても害にても、そこに心置すして、一筋に心のまゝに行ひ申にてこそ、義理は立申候、されは義理にさとき者は利欲に疎く、利欲にさときものは義理に疎し、義理にさときを以て士とし、利欲にさときを以て町人とす、士として利欲にさときは、一向に交られぬ事にて、義理にうとかるへきと推量り候、元より利欲の事をいろわすして、いさきよき振廻せん爲にこそ、君より常々祿を給るにてはなく候哉、さらは又名字を捨て弓矢を折て、秤匣を腰にもせす、其儘士のさまにて有なから、町人の所行は心得かたく候、むかし公義休と申者魯に仕へし時、其家に菜園あり、葵を喰てむまく覺けれは、即時に植し葵を拔て捨る、又家にて織りし布の能を見て、機織りし女を追出し、其機をやき申候、扨申候は、士たるものゝ家に、衣食を作りなは、其れを業とする人の、いかゝして其利を得て生理とせんやといへり、其身魯國の執權をもしけり、都而祿をはむものは、下民とあらそひ、利事にかゝはる事をいましめけると也、今某か家臣の面々、日來それ〳〵相應の祿をあたへて、國中の百姓町人等、假初にも慮外致さゝる樣に堅申付候、然る上は利欲を捨て廉恥の行ひを勵し、百姓町人に對し、聊も恥しき振舞なく、公義休か昔をしたはるへく候、尚又くはしく穿鑿をいたし候て、都而利欲と申ときは、金銀に限らす、所詮己か手寄を求むるは、皆利欲に而候、同し樣の事を取行ひ候ても、私の手寄を以てすると、公の義理を見て行ふとは、一念の上にては、毫釐のたかひにて候得共、畢竟君子小人、王覇治亂のさかひも、是よりわかれ候得者、末は千里のあやまりにも成申候、さるによつて義理の辨とて、先賢も委しく議論をあらわし、是を肝要之事に沙汰し置れ候、各其書をよんで其義を悟り、無二油斷一工夫可レ被レ致候、事永く候間今爰に

レ仕候、まして常躰の表裏、如何樣にても不レ苦候、兎角施相に越たる義は無レ之候、但貴賤によりて衣裳の式は別紙に定置候、

一家の作事不レ可レ好、畢竟風雨さへ覆ひ候得者、是又施相に越たる事は無レ之候、但分限により家の大小は格別にて候、

一衣食住の外、武士は武具馬具は用意なくては叶はさるものにて候、其外は常に用ひ候器物は格別、それも用に立ものまてにて、結構成は一圓入らさる事にて候、譬は織物茶椀等の類多く集め持候は、何の用に立申義に候哉、世に交る習ひに候得者、少は不レ苦候得とも、それも一向に構わす候はんは、結句心口さ方に存すへく候、

一家中の士、勝手續申樣に、諸事分限相應にいたし、諸納の分量を積りて、金銀のつかひ用を加減致し尤に候、親族等に貧窮なる者候か、又は他人にても、存知の者の内に迷惑いたす者候はゝ、見捨かたく候故、左樣の義にて自分の勝手惡敷成り候は、結句奇特に存候、左樣の所不屆にて、勝手能候ても、士の本意に無レ之候、右之趣にて勝手調はす候ものは、樣子を承り屆、幾度も續候樣に取斗遣すへく候、其外不慮の仕合にて、勝手損申候は、是又格別に候、其時に當りて相談可レ致候、此心得は頭分の者能く承知致し、自然右兩樣とも、勝手迷惑致候者候はゝ、早速可二申聞一候、延引候はゝ不屆たるへき事、

一古より四民とて、天下の人を士農工商の四色に分ち置、それ〳〵に司とる附の職を申事にて候、然に農は耕作を勤て米穀を出し、工は或は梓匠となつて室屋をかまへ、或は陶冶と成て器物を作り、商は賣買を營て有無を通し、此三民にて天下の用を宜し申候、偖義理と申もの一つをは、士の職と定申事にて候、此義理と申もの、道もなく奥カ◎もなきものにて候故、彼三民の所作とは事替り候、急度司とる人有、定不レ申候ても、其分の樣に候得共、此義理の筋目、天下に亡ひ候ては、人に廉恥の心なくなり、互に相欺、互ひに相掠、おのつから畏れ憚る所もなく、終には子も父を父とせす、臣も君を君とせす、大亂に及ひ申事に候、それ故に士と申者を立て、義理を守らせ、彼三民の上に置申候、平生はあそはしめて居なから、百姓町人を思ふさまに押下け候得共、彼等も恐れ敬ひ申事は、職と

菜、それも成程麁相に越たる義は無ㇾ之候、鹽梅取合の能悪敷は、挨拶にも及間敷事に候、士の寄合極候は、互ひに親しみを求め、をもわくを遁、異見をも聞て、話りなくさむ爲斗に候、馳走とは亭主の禮義を調候て、念頃に饗應するこそ可ㇾ申候、當代は馳走とて、料理を取分、坐上の物數寄抔にこゝろをつくし、隙を費して何の爲そや、心得かたく候、北條時頼ある宵の間に、平宣時を呼なし事ありしに、頓而と乍ㇾ申、直垂のなく、兎角致候程に、又使來て若直垂のさふらはぬにや、夜なれはことやう成共兎角と有しか、尤なへたる直垂の内々のまゝにてまかりたりしに、銚子に土器取添て持出て、此酒を給ん事さう〲しけれは申つるなり、肴こそなけれ、人はしつまりぬらん、さりぬへき物やあると何國迄も求しきたまへと有りしかは、紙燭さして隔て求し程に、臺所の棚に、土器に味噌の入たるを見出して、事足りなんとて、心よく數獻に及て、興に入らせ侍りきと、吉田の兼好か徒然に書のせ候、時頼は其頃天下の執權職にて、箇様に無造作にして、身の榮耀なき振舞、是に過たる事や候へき、比類なき殊勝の義に候、時頼程の人、箇様の例申、異國にも承り不ㇾ及事に候、土器に付たる味噌をなめて酒を飲事は、今の世には下郎さへ不ㇾ仕事に候、まして少の所帶を持て候者、思ひもよらす、少し有酒をともに飲んとて、はやくも思ひ付て呼れしをは、宣時も嘸嬉敷思ふへく候、すへて人に物ををくり候にも、又は振廻候にも、不斗思ひ付て手輕く致し候こそ、誠の心さしはあらはれ候、こと〲敷取繕ひたるは、輕薄に面白からす候、友達の交りは、たゝ禮正しくして、しかも自分親み有こそ、幾致も絶ぬものにて候、宣時か夜ともいはす、直垂とか求しを、おそきとて、はや出しはかつて、其儘まかられよと言をこせられしにて、其儘の風俗は、假初にも作法正しき事を知りぬ、また時頼の銚子に土器を、自身ともて出られしにこそ、是に過たる馳走や有へき、さてなくてこそあれ、直垂着てかはらけの味噌をなめし宣時か行状、疑ひなくやさしくをほへ候、人しつまりぬるを、おこさゝりしも、下をいたわりし分野に候、士の交りは今とても、箇様に有度ものに候、

一家中の士、綺羅を好むへからす、武具馬具太刀かたなも、用に立を専に可ㇾ仕候、拵仕立も成程麁相に可

を述心にも忘れかたく存間敷候なり、まして父母には如何様の報恩を致候而もつきぬ事に而候得とも、父母の情餘り深ふして、其僉義に不レ及候ゆへ、其義は無く候ても、餘波を惜み泣悲候は、子たるもの丶心、恩を思ひ情を感して、何共しのひ得ぬ故に候、死たる人に益の有となきとのせんさくに及ひ可レ申には無レ之候、又武士は戰場にかゝつて、親をうたせ子をも討せる習ひに候得者、左様に心よわきは武士の法にあらすとの申分こそ、尤成かこつけにて候得共、是程の事にさへ言を知らすしては、君の恩人の情思ふへきとも不レ存候、何程氣强にして、武士の情に叶ひたると、己こそ可レ存候得共、一向に賴母しからぬ士にて候、又兄弟は幼少より一所に育ち、一日も相はなれす、左右の手の如く成ものにて、親につゐては、誰か兄弟程の親しきものは候半や、其外の親族も、何れも筋目にそ口はこそたかひに恩愛もあり、平生申通りに候處、相果候ては、一向に歎之氣色もなく、殘念に存せさらん人は、平生眞實ならぬ心の程も知られ候、尤はつかしき事に候、

一自今以後、父母妻子兄弟、其外親族の內、國法を背き罪科有レ之候を、能々承知仕候とも、親しき者として申出候は、士の法と者存間敷候、且又一門のみならす、平生別而咄し申友達の內にても、是又同し心に不レ存候、但左様に國法を背不忠之ものを强て隱置、才覺を以て罪をのかれ候様に致候は丶、様子承り屆、罪に可二申付一候、若又叛逆の巧等致候歟、何歟國のさわきにも成、某の大事にも成候程の義は、國にもかまわす某にも思ひかへ、見遁し置候義は不レ可レ然候、其段は某か申付候に不レ及、各の了簡に可レ有レ之候、それ程の義にても、子として父を申出候と同し心に不レ及、君父は義理の重き事、何れもおとらぬものにて候、忠孝は欠かたき事に候、其事の品により、ときの草庵により、子たるもの丶了簡の可レ有義に候、一筋に申かたく候、縱父母兄弟たりといふとも、罪人をは申出候様に相定候こそ、某かためには宜候得とも、士の風義は左様の仕方はあらは、都に某か心底各の義理を立られ、枉て某一人に忠節を被レ致候へとは努々不レ存候、某に背きけれ候てと、各の義理さへ不レ違候得者、某におゐて珍重に存候、

一家中の士、常々寄合の料理、內々定置候通一汁一

たる樣見へ候候得とも、死すへき場に至りては、血氣時革者に少も口られす候、一旦の血氣にては、下郎さへ死する習ひに候得者、まして士の死ぬるは不㆑珍事に候、最期迄も取靜て、常々の心の如く、聊もせきたる氣色なく、一際潔く見ゆるこそ、士の最期下郎と違ひたる所にて、大形は武備を心懸け候得とも、血氣におかされ候間、その用心可㆑被㆑致候、

一父母兄弟妻子等死去致候節は、葬送の禮法、古の聖人定め置給へりといへとも、今急に取行ひかたく候、追而よろしく相斗ひ可㆓申出㆒候、先其内は僧を頼候とも、火葬停止に候まゝ、其方急度相守、口に不㆑寄死去かくし候はゝ、一統に火葬に取置可㆑申候、相背候もの有㆑之候はゝ、急度可㆓申付㆒候、

一父母親族等死去の節、喪服の月數は、聖人の御代には、父母は三年、其外兄弟親族にも、それ〳〵に制法有㆑之候、某か家臣たる者、後一統に聖人の法の如くに喪服相勤申候樣に致度候得共、是又急に取行かたく候、時節を相待可㆓申出㆒候、其内志有㆑之、三年の喪其外の喪も古法の如く相勤度く願申者有㆑之候はゝ、珍重に可㆑存候、其外は父母に五十日、兄弟親族にも俗令に定置候通可㆓相勤㆒候、若不行義成躰承候はゝ、品により急度可㆓申付㆒候、古は喪と云はかならす聲をあけて泣悲にはあらす、引込申内は酒をも飲ます、女色に近つかす、なけきの心意にて、ものこと穩便に相愼、就㆑中父母の喪は一代の大事にて、是に過ぬ悲に候、その故は、父母は骨肉を分し親有㆑之、吾身の出來し本に候得は、吾身より大切成義に候、其上襁褓の内より膝の上に撫育せられて、成長の後も、二六時中忘るゝひまなく、哀成迄にねんころなる心持、泰山より高く滄海より深く候、それにはなれ候は、十方を失ひ諸事打捨、唯一筋の悲に心腸致傷裂する程に覺へ、幾年月過候とも、名殘惜きは止み候へきや、然るに當代の風俗、其砌は哀傷の顏色に候得共、程過候得者、最早父母の事は打忘れて、己か氣儘を振舞、纔の五十日をさへ假令に致し、深く歎候者を見ては、結句鈍成る事の樣に申、箇樣の義に氣のよわきは士の法にはあらす、女童の心なとゝ譏り候、放逸無慚の行狀には、無㆓是非㆒風俗、歎とも餘り有事に候、今友達抔の内に介抱を得、志深き者有㆑之候得共、それも父母の恩愛には、日を同く語らぬ事にて候得共、慇懃の禮法

れ候、如㆑斯にてこそ、下の賢否も有樣に知れ申筈にて候、箇樣の義は、何れもとり〳〵に限なきやさしき事共に候、某も論語を讀候て、此所に至りては、大形成涙を押へ候、某家臣たる者は、家老頭分は子遊を鏡に致し、諸士は滅明を手本に可㆑致候、させる事なきに、家老頭分たる者方へ音問無用に候、可㆑有懸りの禮をつくして可居る、家老頭分たる者も、下の追從をよろこはさる心得肝要に候、何歟筋目有㆑之親き者には、自己の志は尤に候、某に替りて人を撰候節は、親踈の構なく、其者の平生の行ひを考て、善惡を定るは、家老頭分たる者の役に而候、元より依怙贔負は士の仕義にて無㆑之候得共、萬一左樣の仕方有㆑之候、◎は(カ)尤急度可㆑遂㆓吟味㆒候、能々可㆑有㆓心得㆒事、

一當代の士の寄合を聞及ひ候に、多くは賓主共に禮義不㆑正、譯もなき事とも口にまかせ聲高に笑ひ罵り、又は人の噂好色のはなし、或は醉狂し或は小歌三味せん、座上に廻りはやす族も有㆑之よしにて、是等は一つとして士の作法にて無㆑之候、僞に下郎の寄合にて候、士の交りは禮法正敷、一言申出候とも、跡先をふまへ、多くは古書の穿鑿、義理の物語なとをこのみ、かりそめにもそらかたる躰も不㆑致こそ本意にて候、然者とて、心安なとはたかひにくつろき打解て語る義は格別にて候、其内にも不行義成と、作法正しきとは差別可㆑有事に候、家中の士とも寄合候節々、右之心得可㆑有㆑之候、

一家中の士武備を忘れ申間敷候、武備とは分限相應に人馬其外入用の道具所持致し、射騎劍法の技術不案内に無㆑之候樣に稽古可㆑有候、但其道の師をいたすもの丶外、餘り精く相究候義は無用に候、不斷手馴候樣に可㆑致候、軍法は常に僉義可㆑有事にて、但軍中の法令は、内々定置候通りにて候、平生被㆑致㆓承知㆒、戰場にかけて失念無㆑之樣に可㆑被㆓心得㆒候、

一武備を忘れ不㆑申は平生の嗜にて候、常躰に馬分口なし罷在候て、然も其心得可㆑有事に候、然るに我こそ武備を不㆑忘迚、其おもはく致し、爲㆑差事もなきに時革候て、異船に見へ申者有㆑之候、是等は血氣にをかされ、一向に落着なき躰にて候、却て未練の士と可㆑申候、武士の嗜は心に有計にも◎て(カ)仕方に有事には無㆑之候、されは能士は姿物云却而和に、少の出入には心を掛す、大形は堪忍を專と致候ゆへ、心をくれ

れは、其差別は元より可レ有事に候得共、然は迚、己か賞に奢候得者、事を輕しめ人を侮り申體は、淺墓に見苦敷義に候、譬は參會の節、人を上座に汕め、己は下座へ謙可レ申候、何程位列違ひ候共、式代もなく上座へ上り申事、用捨不レ可レ有候、一往も二往も辭退に及ひ候て、其上は兎も角もに候、路次を通り候節も、此方は人を除け、ひとは此方を除け候こそ本意にて候、己か供廻り多にまかせ、勢ひさかんに振廻候て、小身なるものに無禮仕事有へからず、左樣の節は、大身なる者は諸事引さけてこそおとなしくも見へ、尤に聞へ候、此段は別而家老頭分の者、その外家中の歴々心得可レ有レ之義に候、

當代の士の風俗、質直朴素の氣味すくなく、外見ま出さり身を豊に持なし候、我同列の者、又は下輩之者に對し候ては、高位に取繕ひ、偏に飾たる木人形の如く見へ候由承り及ひ候、箇樣に六ヶ敷執成候は、餘程嵩暮なる儀に候、それも士の作法に叶ひたる事に候ははとに候、士は分限より身を引さけ候て、簡略のしかな無造作に、形を繕ひ身を飾候心なく候こそ本意にし候、へた丶開、開公は城下にても步といへは、かならす對面し給ふ、髮結ひ給ふ時も、人來れは髮半結て手にて握り出給ひ、食し給ふ時人來れは、口にある食を吐て出給ふと也、時の天子成王の叔父にて、天下の攝政にて御座候とも、勢を忘れて形にかゝわらす、如レ斯無造作なる振廻成にしそかし、況少の所帶を持て、尊體の振廻を致すは、偏に井の內の蛙にて候、昔よりして和かん共に、世間を廣く見て人情を能存候者、いつれか箇程に六か敷執成たる振廻候哉、某か家得たる者は、諸事無造作に繕ひなき樣に可レ被レ致候」、

一昔孔子の門人子游魯の武城の宰と成し時、孔子能人得ぬること尋給ひければ、澹臺滅明と云もの有、路次を行に本道よりして、終に近道を行す、公用にあらされは終に某か家に來らす也、是そ以て能人と定しとなり、古人の風義如レ斯に候、是式の義に候得共、此兩事にて、滅明か心留正しく大樣にして、身の便りを求めす、才節を專とせす、己を枉て人に諂ぬ處あらわれ候、今時箇樣の者候は丶、能成振廻の樣に可レ申候、又人の頭として、其下の者諸方へ公用の外付屆無レ之候は丶、ころよからす可レ思處、追孔門の學者とて、是を以て稱美するにて、子游か公成心の程も知ら

上に謟す下を慢らす、己か役義をたかへす、人の患難を見捨す、甲斐々々敷頼母敷、假初にも下さまのいやしき物語惡口なと、詞の端にも出さす、さて耻を知り、頭を刎取とも、己かすましき事はせす、可ㇾ死場をは一足もひかす、常に義理を重んして、其心鐵石のことくなる物から、然も溫和慈愛にして、ものゝ哀を知り、人の情あるを節義の士とは申候、平生心懸なく、うか〳〵と日を送り候はゝ、古人のいはゆる醉生夢死に候はすや、

一士は右申通り、節義を嗜、人物貞信にさへ候へは、世話にて立居振舞不調法にて、物言惡敷候とも、士の疵にて無ㇾ之、少も不ㇾ苦義にて候、當代の士は、多くは貞信に無ㇾ之、心ま口ひにさとしく、世話賢く、立居振廻不二見苦一候ゆへ、己か才智に飽迄自慢を致し、貞信なる者を却而初心なりと見下し、其外旣輕薄成輩有ㇾ之、其内に剩口初にて、様子靜に取繕ひ、能人からに化たるも有ㇾ之、まゝ不功にてうわみに見ゆるも有ㇾ之、色々かわり候得共、みな同様之人にて候、箇様の人才智有のみならす、血氣にてこそ候へ、似合に勇力もあるゆへに、我は己か役義或は傍輩の事に付、苦勞なる義をも、己か名利の頼有ㇾ之うちは、身に引受て精を出す物にて候、それゆへ頼母敷人柄の様に見へ候得共、元來佞人にて、一筋に義理を守る心なく候故、大事に懸る節は、必時の模様を見合、眞實の志しはなき物にて候、一命を捨、專度の用に立申義なとは存もよらす候、某か家臣にも如ㇾ斯の人有ㇾ之候哉、大ひに政敎の妨にて候、縱は周公の才孟賁の勇候とも、珍重に不ㇾ存候、又は世に結構人と稱申內に、生質柔弱にして、才智もなく禮法も不ㇾ存、言行に付正しきをは嫌ふて、酒宴遊興に日を送る輩有ㇾ之候、是はさなりに候、惡敷人物とあらはれ候得者、前の佞人よりは憎からす候得とも、某か政嚴を破り申所は同事に候、此兩様の人の行ひに似候はぬ様に可ㇾ被二相嗜一候、

一家中之士別而禮讓謙退を本とすへく候、昔文王は鰥寡をも侮らす、賤しき賤の男賤の女をも侮り玉はす、その頃天下を三分か二有ち給ふて、聖人にて御座せとも如ㇾ斯に候、增してそれより以下の者、如何様の賤しき者をも侮る心不ㇾ可ㇾ有候、殊に士はいつれもおとる事は無ㇾ之候、時の仕合、貴賤のわかちはあ

人を侮り己かほこる助といたし候、才智在ㇾ之上に、文藝も有ㇾ之候得者、能士の様に見へ候得共、實は仁義の心なくして、偏に盗人の振廻にかされはこそ、拔群不學の人には劣申候、其外は或は詩文を作り、或は書籍を翫んて、僅に日を渡る輩有ㇾ之候、是は一向慰に仕迄にて、何の益にも無ㇾ之事に候、各へ申渡候は、右之通の義共にては無ㇾ之候、學問は右申通りの人たる所の道にて、人と生れたる者是を知らす行す候ては、ひとへに禽獸の分野にて候、然者朝夕の衣食よりも急用成義と可ニ心得一か、扨其修行の法は、身心の工夫とて、心の邪正、身に行ふ所の善惡、是等の吟味を致し、心を正しくし身を治めて、古之賢人君子にも及ひ、又は其人の心次第にて、聖人にも至る道にて候、先學問は如ㇾ斯之譯にて候、此外に學問といふもの無ㇾ之候、心得申事肝要に候、然者書を讀候而、古之聖賢の御言葉を種として、心身の工夫をせんためなれは、小學四書近思錄之類を熟讀いたし、餘日あらは五經なとにも及ひ、其理を尋ね、一句も今日の上に引受て、こと〳〵く修行の爲に致し候こそ、まことの學問と可ㇾ申候、殊に四十已上の人は、精力もすくなく候得者、小學四書近思錄斗に能々口、其段は氣根次第にて候、六七十より八九十は、大かた老衰と致すものに候得者、大學論語迄にても、又は大學の一冊にても、自分に熟讀いたし、其外は人の物語にて聞候ても同事に候、學問は必しも文字の上に在事にては無ㇾ之、一日成とも命のうちに、此邊を悟候て相果候はゝ、生たる甲斐可ㇾ有ㇾ之候、百年存命候とも、無學にて人たる道も不ㇾ存候はゝ、何の益なき事にて候、されは志ある士は、勤學油斷仕ましくにて候、

一父母に孝順をつくし、兄弟には友愛を專とし、親族は遠類たりといふとも、筋目を違へす、ねんころに申通り、傍輩にはたかひに信を本として、心底に僞を挾ます、家木には憐愍を可ㇾ被ㇾ加候、是等は肝要の義にて候間、常々心懸尤に候、右申通り學問を被ㇾ致候得者、聖賢の書みな是等之全義にて候、某か口舌を費に不ㇾ及事候、

一家中之士、常々おこたらす節義を嗜可ㇾ申候、一言一行も、士之道におゐて不僉義なる事不ㇾ可ㇾ有候、節義の嗜と申候は、口に僞をいはす、身に私をかまへす、心すなほにして餝なく、作法亂さす禮義正しく、

眞實に存入候、各もこの心底を能く推察いたされ、常常に異見を加へられ、諸事差引賴るゝ外無レ他は勿論、各も其心得肝要に候、然も古の聖賢の君さへ、群臣の諫を求め給ふ、況某如きの者、先祖の積善により、君位に登り各の上に居といへとも、生質不肖にして、君たる道にたかひ、各の心に口口事を朝夕恐入り候、某身の行ひ、預國の政事大小によらす、少く宜からぬ義又は各存寄たる義、遠慮なく其儘可レ被二申聞一候、其内國政の義はかりそめにも民臣にかゝはり候義は、小事も大事成義にて候間、各の差圖を承る筈に候、各も遠慮可レ有義にあらす候、但身の上の義、右の通り申度候而も、某氣にあたり可レ申歟と、斗ひ被レ申義可レ有レ之と無二心元一候、又は生質不肖に候間、箇樣に申候而も、我身の惡事を強くいさめられ候はは、快さる事のかん色相見へ申義も可レ有レ之候間、かさねてをこり申さる樣に致なし可レ申哉、其段は隨分嗜可レ申候、萬一其氣味見へ候共、一旦の義にて、始終の心底は唯今申候通にて候、都而某心底內外之義に付、己か惡事を人にかくし申儀者無レ之候間、見及聞及被レ申義、何事によらす、機嫌を斗らはす、諫言を賴申候、譬者事不慥に候共、虛實は構なく候、譬者遊興を好候歟、少々に而も自由の振舞候歟、女道にふけり候歟、奥方の驕候歟、威勢に募り候歟、才智にほこり候か、諫言を不レ用候歟、賞罰不レ正か、賢臣を遠さけ佞人を近つけ候か、文道に踈候歟、武備を忘れ候歟、家臣百姓に至る迄、憐愍無レ之候歟、無用の器物を翫候歟、金銀を費候歟、作事を好み候歟、人力を破り候か、箇樣に自分の存寄分に候、此外にも思ひ寄られ候事有レ之候はゝ、對顏之節直に成とも、又は書付にてなり共、可レ被二差出一候、秘し申度事に候はゝ、封候而成とも尤に候、取次之者少も延引候はゝ、可レ爲二不屆一候、勿論一覽にも不レ及、其儘可レ達レ之候、

一凡家中の士、貴賤を擇す學問を可レ致候、學問とは別に替り申義には無レ之候、人たる處の道にて候得者、朝夕第一に可二心得一候の處、眼之義の樣に心得、學問不レ仕候而も、其分と存罷在體にか、不吟味なる義不レ過レ之候、乍レ去當代學問仕り申輩に、結句不學の人より劣申者有レ之候、其故は、此人己か才智にほこり名利の心深く、不學也と人の申を無念に存、書籍を取扱ひ、少々文學を知り、古事とも端々覺へ候て、

しむへし、勤仕の其身さへ浣衣麁服を用ひて、妻子家内の縑薄織物等美麗の衣服を着し候は、甚其理なき事也、自今以來、妻子の衣服は猶以美麗を制禁すへし、違犯の輩あるにおいては、再ひ詮義を遂るに及はす、越度に申付へき事、

附、輕き挨拶幷陪臣家僕の輩は、絹服一切停止すへし、江戸詰の時、又は其所爲あるものは、制外たるへき事、

一飲食之事、交會宴饗の時、一汁一菜、又は一汁三菜なとゝ、器數の法を定むといへとも、一器に數品を盛り貯へ、其定法に准へ置時は、畢竟立法之本旨にあらすして、費を省に益なし、自今以後は、其器數にかゝはらす、人々の分限有無をはかり、嘉肴珍味の盛膳を禁し、一切儉約を本とし、庖人等を相招く事を制止す、或は傍輩中之交會に、少祿のもの多祿のものに料理等相劣らしと爭ひ競ふの輩は、其分限を忘れたる無益の事ともなり、嚴に相戒むへき事、

附、賀祝の宴饗は、繼目婚禮より重はなし、其儀式等節儉を用へし、家老職幷家老脇はましを用ひ、番頭格は素謠を用ひ、其以下は歌舞家業のものを相招くへからす、繼目は家督の禮相濟候付、一家他人ともに、一日に限て宴饗すへし、婚禮は婿分舅之出會、嫁娶の祝義、一日に宴饗せしむへし、繼目婚禮ともに、前後の宴饗を許さす、一日に執行ひ、一切の盛美を禁絶すへし、幷に惣して音信贈答の類、互に輕く取行ふへき事、

右之趣家中面々一々謹み守り、輕き扶持人末々に至るまて、其支配たるもの屹度申含め相辨ふへし、若違犯之輩あるに於ては、嚴に其法に處すへきもの也、

正德三年癸巳八月日

松のさかへ巻四

水戸西山公示二家臣一條令

今度愚意之趣、一々左に書顯し、各に申聞候故は、自今已後、某と各と、たかひに善に進み惡を改め、各は古の忠臣義士にも不レ耻、某は明君賢主の跡をもしたひ、後代まても君臣共に、能例にも至られ候樣にと、

の事に及ひ、或水稽古に事よせ、釣網をもてあそひて、法令を犯すの類、禁制たるへき事、

一家中末々に至るまて、奢侈を除き、諸事倹約を専とし、他人の嘲をも顧みす、費を省を第一とすへし、或面白倹約をしめして、公務を省を、家内の暮し等は奢侈を好み、過分之費多く、勤仕の諸願差出輩まゝあり、甚非義の至なり、或嫡子たりとも勤仕なき内は、衣類飲食等諸事に至るまて、随分軽く養ひて、勤仕之其身に准すへからす、次男三男に至ては、諸事に付猶以其心得有へし、召仕の下女童等は、分限より之を省き、表向公用之奴僕等は、減少なき様に召抱へき事、

附、惣して町人百姓之類は、家來帳面にこれを載る事、彌固く制禁すへき事、

一家中の輩、自分之知行と號して、或少々の由緒を申立、町人或は農家へ罷越、不相應の宴饗をいたさせ候事、以後は固く禁絶すへし、縦其者ともより相招といふとも、許容あるへからす、或は某々の親類縁者方へ行、一宿又は數日逗留の上、逸遊放蕩之仕方まゝあり、以後は用事に付一宿せしむるにおいては、頭分は仲間へ相達し、平組は支配頭へ相改達し、月切に家老中へ相斷るへし、或知行所の農民をかたらひ、押て金銀の才覺等申付るの類、一切嚴禁すへき事、

一家中在町に至るまて、俗家へ妄に出家を招き、親之歸依傳法に事よせ、閨室之内をも相憚からす、晝夜往來して、逸遊宴樂に法を踰、倫理を亂すの類まゝあり、凡沙門之身といふとも、情慾之念全く離れかたし、大小遠近ともに、深く是を慎み、嚴に制禁すへき事、

一宅普請之事、表通の見分を専一とし、勝手内證向に至ては、至極の倹約を用ひ、費を省くへし、材木板疊襖張付等は、中品已下を用ひ、縦當分費ありとも、多年相支へき品、又は當時一通にて、再作を相期する品、此兩様を辨て用へき事、

附、城惣堀まわり、屋敷より裏道付へからさる事、

一衣服は絹類木綿等差別なく勝手次第用へし、絹服ありて綿服なきものは、新に綿服を裁製するに及はす、有合たる絹服を用へし、綿服ありて、絹服なきものは、有合たる綿服を用ゆへし、故なくして新に絹服を裁製する事を許さす、惣して格祿に應せさる織物等の美麗を用へからす、浣衣麁服を憚らす着用せ

しむへし、勤仕の其身さへ浣衣麁服を用ひて、妻子家内の縫薄織物等美麗の衣服を着し候は、甚其理なき事也、自今以來、妻子の衣服は猶以美麗を制禁すへし、違犯の輩あるにおいては、再ひ詮義を遂るに及はす、越度に申付へき事、

附、輕き換拶幷陪臣家僕の輩は、絹服一切停止すへし、江戸詰の時、又は其所爲あるものは、制外たるへき事、

一飲食之事、交會宴饗の時、一汁一菜、又は一汁三菜なとゝ、器數の法を定むといへとも、一器に數品を盛り貯へ、其定法に准へ置時は、畢竟立法之本旨にあらすして、費を省に益なし、自今以後は、其器數にかゝはらす、人々の分限有無をはかり、嘉肴珍味の盛膳を禁し、一切儉約を本とし、庖人等を相招く事を制止す、或は傍輩中之交會に、少祿のもの多祿のものに料理等相劣らしと爭ひ競ふの輩は、其分限を忘れたる無益の事ともなり、嚴に相戒むへき事、

附、賀祝の宴饗は、繼目婚禮より重はなし、其儀式等節儉を用へし、家老職幷家老脇ははましを用ひ、番頭格は素謠を用ひ、其以下は歌舞家業のものを相招くへからす、繼目は家督の禮相濟候付、一家他人ともに、一日に限て宴饗すへし、婚禮は婿分舅之出會、嫁娶の祝義、一日に宴饗せしむへし、繼目婚禮ともに、前後の宴饗を許さす、一日に執行ひ、一切の盛美を禁絶すへし、幷に惣して音信贈答の類、互に輕く取行ふへき事、

右之趣家中面々一々謹み守り、輕き扶持人末々に至るまて、其支配たるもの屹度申含め相辨ふへし、若違犯之輩あるに於ては、嚴に其法に處すへきもの也、

正德三年癸巳八月日

松のさかへ卷四

水戸西山公示二家臣一條令

今度愚意之趣、一々左に書顯し、各に申聞候故は、自今已後、某と各と、たかひに善に進み惡を改め、各は古の忠臣義士にも不レ恥、某は明君賢主の跡をもしたひ、後代まても君臣共に、能例にも至られ候樣にと、

の事に及ひ、或水稽古に事よせ、釣網をもてあそひて、法令を犯すの類、禁制たるへき事、

一家中末々に至るまて、奢侈を除き、諸事倹約を専とし、他人の嘲をも顧みす、費を省を第一とすへし、或面白倹約をしめして、公務を省を、家内の暮し等は奢侈を好み、過分之費多く、勤仕の諸願差出輩まゝあり、甚非義の至なり、或嫡子たりとも勤仕なき内は、衣類飲食等諸事に至るまて、随分軽く養ひて、勤仕之其身に准すへからす、次男三男に至ては、諸事に付猶以其心得有へし、召仕の下女童等は、分限より之を省き、表向公用之奴僕等は、減少なき様に召抱へき事、

附、惣して町人百姓之類は、家來帳面にこれを載る事、彌固く制禁すへき事、

一家中の輩、自分之知行と號して、或少々の由緒を申立、町人或は農家へ罷越、不相應の宴饗をいたさせ候事、以後は固く禁絶すへし、縦其者ともより相招といふとも、許容あるへからす、或は某々の親類縁者方へ行、一宿又は數日逗留の上、逸遊放蕩之仕方まゝあり、以後は用事に付一宿せしむるにおいては、頭分は仲間へ相達し、平組は支配頭へ相改達し、月切に家老中へ相断るへし、或知行所の農民をかたらひ、押て金銀の才覺等申付るの類、一切嚴禁すへき事、

一家中在町に至るまて、俗家へ妄に出家を招き、親之歸依傳法に事よせ、閨室之内をも相憚からす、晝夜往來して、逸遊宴樂に法を踰、倫理を亂すの類まゝあり、凡沙門之身といふとも、情慾之念全く離れかたし、大小遠近ともに、深く是を慎み、嚴に制禁すへき事、

一宅普請之事、表通の見分を専一とし、勝手内證向に至ては、至極の倹約を用ひ、費を省くへし、材木板疊襖張付等は、中品已下を用ひ、縦當分費ありとも、多年相支へき品、又は當時一通にて、再作を相期する品、此兩様を辨て用へき事、

附、城惣堀まわり、屋敷より裏道付へからさる事、

一衣服は絹類木綿等差別なく勝手次第用へし、絹服ありて綿服なきものは、新に綿服を裁製するに及はす、有合たる絹服を用へし、綿服ありて、絹服なきものは、有合たる綿服を用ゆへし、故なくして新に絹服を裁製する事を許さす、惣して格祿に應せさる織物等の美麗を用へからす、浣衣麁服を憚らす着用せ

一自分召使之もの慮外に及ひ、當座に差赦しかたく、手打に及ふに於ては、其意趣支配頭并人奉行へ相斷、檢使を受裁許を相待へし、或は其身の邪惡をかくし、下人に罪をおふせしめんかため、少々の事を申立、手打に及ふ輩あるにおいては、越度たるへし、惣して下人自分の仕置一切停止せしむ、仕置に及ふへき事あるにおいては、支配頭へ訴へ下知を受へし、或は下人不屆に付暇差遣し、先々奉公相構においては、其意趣を書付、人奉行へ相達し、人奉行より目切に右之書付とも、惣奉行まて差出すへき事、

一欠落ものは穿鑿を遂け、呼戻し裁許に及ふへし、他所より參候ものは、理非詮義之上、或留置或返す事、支配頭へ相達し、裁斷を受へし、并欠落のもの其身の非のみにあらす、他人之罪をも我身に引受、其いゝわけ成かたき品により、是非に及はす欠落する者もあるへし、一旦出奔の罪遁れかたしといへとも、前非を悔て直歸るにおいては、分明に詮義を遂け、恩赦之沙汰に及へき事、

一大事之時は、前々より定置所之面々、役所或は其場所へ遲滯なくかけ付へし、惣して無用之輩、火事場へ懸出る事、固く禁絶たるへき事、

一家中之輩、男女兄弟姉妹等手前に抱置、家累多く窮迫し難義に及ひ、勤仕成かたく、諸願指出候輩、甚不埒の至りに候、前々より男女子供を同僚中へ奉公させ相預候事は、其道にあさる樣に風俗なり行、出國禁止之上は、是非に及はす、手前に抱置段相聞候、自今以後は、相對を以同僚中へ預け、奉公せしむへし、其後直に召出候とき、卑賤の構なく、職祿あて行ふへし、預り置候ものも、常々若黨同然に召仕ひ、江戸往來にも召連、外も其隔あるへからす、其後直に召出さるゝにおいては、早速相改め敎を加へ、同僚之格式を以相交るへし、女子も預り置候内は、下女同然に召仕ひ、若同僚中へ婚禮に取組遣し候よりは、諸事相改め、夫家の格式を以相交るへし、并其男女を養子に願候ものも、其隔其憚あるへからさる事、

附、惣して婢妾の類、男女子を設け、或は其人から妻に成へきものたるにおいては、支配頭へ相達、家老の輩へ相訴へ、寺社奉行へは家老中より申渡すへし、人別帳面是を相改むへき事、

一弓鐵炮修棟にかこつけ、妄なる殺生を好みて、不埒

以下之ものは許さすといへとも、生質愚陋、又は疾痛ありて、其證顯然たるにおいては是を許す、或は大病平復なりかたき樣子にて、養子を願ふものは、支配頭へ相達し、目付役之者支配頭へ差出し判形見屆へし、惣して十七歳以下の養子願は許さすといへとも、父祖の功業甚た大に、又は其いはれ有ものは、其姓名を斷絶せさる事、臨時之恩裁爾たるへし、五十以上の子なきもの、兼而其願なく、臨死之養子願は相許さる事、

附、中小姓巳下病氣危急之時、俄に養子を願ふは沙汰に及さる事、

一病氣にて節日の禮式に出さる小輩、無役之頭役格巳上は、當番之奏者番へ相達し、奏者番より用人まて申斷へし、平組之輩は支配頭へ相達し、支配頭より奏者番へ相達し、用人ゟ申斷へし、

附、節日病氣にて出仕せさる輩は、快復のとき、頭役は月番の家老中へ相達へし、諸役諸番の輩は、快復之時出勤せしむるにより、支配頭へ相斷に及はす、無役の平組も右之通、支配頭へ相斷るへき事、

一看病にて出勤斷の事、家內の父母兄弟姉妹妻子までは、支配頭ゟ相斷、引籠保養せしむへし、祖父母伯叔父母外舅外姑之類、看病人無においては、其段支配頭へ相達し、差圖を受へき事、

附、諸番所當番のもの、急病人出來に付、仲間へ番代賴遣し、許諾の返答あるにおいては、代りのきたるを待す、用人中へ相斷能歸候へし、相番ある輩は、相番へ達し代りを待す、用人中へ相斷罷歸るへき事、

一陪臣の事、家老家之おとな馬乘格之者といふとも、元來名位之差別同しからさる事、左候へは直參の中小姓徒組までに對し候とも、謙讓を專とし、禮貌あつく、書札對話に至るまて、重く敬を加へし、諸家の馬乘は、猶以直參に對し、禮貌敬を重すへし、以下之從僕末々に至るまて、其主人たるもの、無禮を戒禁すへし、若違犯之ものこれあるにおいては、其主人越度たるへし、直參の輩輕き扶持等に至るまて、陪臣に對し、其禮格を亂るへからさる事、

附、輕き扶持人幷家中奴僕之輩、町人農民を輕しみ、横虐を加ふるの類、又は其主人の權威をかり、猥藉不敬を働くの輩、固く制禁すへき事、

後、過分に妻子を装ひ繕ふの類、固く禁止すへき事、

一奉公願の事、番頭以上の次男は馬廻り、竹間以上の組三男以下は中小姓を願ふへし、諸頭之嫡子を若願ふ事あらは馬廻、竹間以上の平組二男三男は中小姓組たるへし、夫より以下は徒組たるへし、若平組の嫡子を願ふ輩あらは馬廻り、竹之間以上之平組次男は中小姓組、三男より末は徒組たるへし、中小姓の嫡子次男は徒組を願ひ、徒の嫡子は徒組を願ふへし、惣して父祖之功業他に殊に、又は其器量あるに於ては、制外の抜擢を崇るへし、醫師の子は家督相續定まらすといへとも、自今以後、匕役のものは云に及はす、諸醫になるへし、扱醫者之輩は、醫術學術業にの優劣に隨ひ、其沙汰有へし、或は其子醫術未熟たりとも、學業人にすくるゝにおいては、相續安堵の沙汰に及ふへき事、

一名代願候事、愚陋或は疾痛、或は懶惰にして、職務勤らす、無益の祿を費し候輩は、一族相談を遂、名代之願を立へし、其餘は七十以上より名代之願を許すへし、縦ひ七十以上たりとも、其身健壯にして、勤仕なるへき體あるにをいては許す、、家督相續は未た申付すといへとも、名代申付候迄は、其祿全く名代のものに相渡し、三百石以上は十分一の助力を受、二百石以下は相應に輕く受へし、前々より閑暇を好み、名代を願ひ、過分之助力を受、奢侈放從を事とし、或は自分に其祿を裁判して私用に費し、名代の名は貧窮難儀におよひ、勤仕成りかたき輩まゝ相聞へ、甚非道の仕形に候、以後は嚴に制禁たるへし、違犯之輩あるにおいては、其時其沙汰に及はすとも、家督相續之節、或は減地之沙汰にも及へき事、

附、父母之養に、孝子之心限なしといへ共、公事を差置、私用を第一として、過分に父母を奉する後父其義なき事にて、眞の孝にあらす、其親子たる者之間、何と和順ならんや、しかれとも隱居の祖父母父母たるもの、よろしく此旨を辨へ、儉約を以て安穩に餘年を暮し、子孫の繁榮を願ふを第一とすへき事、

一養子願之事、五十以上の子なきものは、同姓の中を撰ひ、養子の願を立へし、同姓なくは、母方或緣者或は實姓にても、其人からを見立、是を願ふへし、五十

其外無足中小姓に至るまて、他國道中にて鑓持する事、人々其心次第たるへき事、
一平日城下諸士鑓持せ候事、本より其道なれとも、小身にて其力に及ひかたき輩あり、假に法格を立、年始は諸頭并三百石巳上の平組にて持すへし、五節句は諸頭にかきるへし、惣して頭役たるもの、平生鑓持せ候事、勝手次第たるへき事、
附、二之丸の内門內へ、鑓薙刀持せ入へからす、但丸之內に屋敷あるものは、鑓薙刀ふせさせ出入すへし、惣して惣郭之外、鑓持せ候事、諸頭平組にかきらす、其意に任すへき事、
一乘馬備へ繫くへき輩、諸上納過分に多く、乘馬繫きかたきにおいては、其趣相斷裁許を受へし、或諸上納多くありとも、其餘自分の所入四百石に踰るにおいては其斷は許さる事、
一長柄之傘は、本丸之內へは家老共斗り是を許すへし、本丸之外は、物頭以上并嫡子其外平組三百石以上のものこれを許す、然れとも若黨召連れさる輩は、遠慮あるへし、小姓組醫師之輩は、用事に對し制外たるへき事、

附、杖を用る事、五十以上これを許すへし、五十以下之輩は、職祿によらす、三丸の門內え杖つくへからす、或は五十以下たりとも、疾痛ある輩は、裁許を受て用ゆへき事、
一城下往來乘物之事、用人巳上は、年齡にかゝわらす是を用ゆへし、其以下は五十巳上、或醫師之ともからこれを許す、疾痛ある輩は、其支配頭へ相達して用ゆへし、村野在々に至ては、職務年齡のかまひなくこれを用へし、下乘の事、家老共は本丸之外瓦坂之上を限り、家老脇は瓦坂大皷矢倉の中間を限り、家老脇並は大皷矢倉之下を限り、其外は二之丸の門外を限るへし、醫師は大皷矢倉の下を限る、是制外なり、下馬は三丸之門外を限りとすへき事、
附、家中妻子乘物之事、用人以上并五百石以上內妻子は是を許すといふとも口に用へからす、其以下は婚儀年頭の類これあるにおいては用ゆへし、平日故なくして用ゆへからす、惣して職務ある其身は、若黨下人等まて省略せしめ、妻子の他行には、乘物若黨下女、品々無量の人數を相增し召連候段粗相聞へ、甚不相應の至り、其理なき事也、自今以

子身體不具たりとも、才德器量あるに於ては、相續せしむへき事、

附、同僚中相應の養子たるへきものなく、由緒ありて他國より養ふ之義、又は他國へ養子に遣候義も、其樣子詳に書付、支配頭へ差出し相願へき事、

一居室衣服飲食の制、節儉を專とすへし、分限に應せさる結構花美を用へからす、交際宴饗、時分を踰たる盛膳、度を過たる亂酒等、固く制禁すへし、幷音信贈答葬祭之類、隨分儉約を用申へき事、

附、儉約を好み奢侈を惡は、治安の本也、凡戰領內之大小遠近ともに、衣服飲食居室器用等に至るまて、一樣に美麗を除き、浮費を省き儉約を用ひて、人々分限を踰さる樣相心得へき事、

右之條々、遠近大小一樣に相守り、違行すへき事、

正德三年癸巳八月

掟

一文武錬達、才德出拔の輩は、親疎新舊之差別なく、非常之撰擧を崇り、厚賞を受へし、其外小藝たりとも、衆に抽する輩は、よろしく相應の沙汰に及ふへし、多才多藝はいふに及はす、文武諸藝之內、一藝の奧義全相極め、其師より印證を受候輩は、其趣支配頭へ相達すへし、凡生質明敏の輩多しといへとも、大器を成就するものなきは、皆不學無術の罪也、故に子弟を敎誨するの道は、學を第一とすへし、凡女子は尊卑ともに、幼年より親の膝元にて專ら裁縫の事を敎へ、いとまあるにおいては、絃歌之類をも敎る事、元來其ならはしなるに、近來其道にたかひ、專琴瑟三味せんに遊逸の藝のみ習はしめ、裁縫の事は卑賤の業と心得、手にもふれさるやうに成行は、畢竟これ風俗のおとろへ、奢靡の弊へ、甚其道にあらさる事也、以後は家中之面々、大小一樣に其趣を相心得へき事、

一覊旅往來之時、薙刀大鳥毛鑓は、家老職家老脇持すへし、其以下は是を許さす、家老職は大鳥毛ともに鑓六本、家老脇は大鳥毛ともに鑓五本、家老脇幷は鑓五本、惣奉行職は鑓四本、千石以上幷番頭は鑓三本、物頭幷五百石以上は鑓二本まて許す、其以下は鑓壹本に限るへし、

附、惣奉行職他國地往來の時、故ありて家老脇の代等相勤る時は、大鳥毛を許すへし、用人職品により、番頭格の勤に准する時は、鑓三本を許すへし、

一家老頭人奉行諸士末々に至るまて、人々其職務に精を勵み、少しも怠慢有へからす、支配頭に組下之優劣善惡詳に沙汰し、諸役人等廉潔にして、是非明に裁決を執行ひ、賄賂因緣贔負の沙汰有へからさる事、

附、凡事は簡に成り、煩に敗れすといふ事なし、諸役人等能々此趣を辨へ、煩を省き害を除き、事を簡便にして、條理明なる樣心を付へき事、

一家老幷支配頭に申渡旨違背すへからす、頭は以下を親み、組下は頭を敬ひ、或は同列たりとも、少は長を尊ひ、長は少を慈しみ、新は舊を敬ひ、舊は新を愛し、平生互に和睦一致すへし、或黨與を催し、姦邪をなすの類は、重法に當すへき事、

一品々の勤番晝夜怠らす、怪異之ものをあらため、非常之變に備へ、勤番上下之宜期を亂るへからさる事、

一非常之變出來之時は、勤番之ものは彌惣して面面役義の筋に心を用ひ、支配頭之差圖を受、妄に動き噪くへからさる事、

一喧嘩口論固く禁制すへし、若其期に及ふ時は、同所への者早速押留相斗ふへし、或は見遁し或は荷擔する輩あるに於ては、本人同前罪たるへし、幷面々屋敷前喧嘩出來之時も同前たるへき事、

一博奕諸勝負幷亂防猥藉放火等、一切に禁絶すへき事、

一本主へより其仕途を禁する浪人、出處知れさる輩寄宿せしむへからす、事故なく明證あるに於ては、其頭たるものに相屆、差圖を受へき事、

一他士他領へ行事を許さす、若故有においては、支配頭を以相伺ひ、裁許を得て行へき事、

一婚姻は聘財資裝の多少を論せす、壻婦之人からを擇むを第一として、互相伺ひ、裁許を受て取結ふへし、其義式等分外之花美を用へからさる事、

附、凡禍は閨門より起れり、閨門之內萬正しき時は、萬事終らすといふ事なし、第一夫婦之別を立、男女の禮義を正し、家內一切不法之事嚴に戒むへき事、

一繼嗣は其子孫相承る事、古今之常也、五十已上の子なきものは、同姓之中又は其筋目あるものを擇ひ、現存之內に養子の願を立へし、縱實子たりとも、邪惡不道はいふに及はす、痼疾愚昧等、勤仕成かたき輩は、家督たる事を許さす、早速養子の願を立へし、或は其

し參候へと被レ成二御意一、中書私被二仰付一候、其時分は中書小身に、殊更事之外すりきりにて候故、武具馬具以下も惡候つる、我等は伯耆預にて、武具馬具以下も大かたに候つる、あし毛馬三寸四五分か四きも候はん哉、中氣には候へとも、乘あひよく候間、金のよろひかけ乘り、 中書先へ立城近邊を見參いたしまわり候處に、彼馬のひらくひ鐵炮にて打ぬかれ、又みとを打ぬかれ、血にそまり候て乘廻り候內、いかにもいさみ候てあるき申候つる、陣屋へかへり、手をい馬にて候間、くらをおろし候、はつ共扱かけをいたし立置候て、御本陣へ罷出之內落申つる、其時私乘り候鞍のまへわをうちかき候て、玉刀之なかこに留り、身もあたり不レ申候、此段中書御前にて被二申上一候へは、あふなき事に候、惣別具足、後は何樣にも不レ苦候、前をはつよくいたし候而能候、扨不思義なる事に候、其方親雅樂頭も鐵炮にあたり候つるか、 刀のなかこにて留り、 身へ不レ當候つる、然其方家吉例にて候と被レ成二御意一候つると、建康樣各へ御物語被レ成候つる事、

右者御物語各へ被レ成候を承申通に而御座候、

五月十日

正德四年午八月廿一日被二仰出一御條目

耕作間　菊間　御居間書院　皇帝間　四處に而

惣家中大小不レ殘拜聽

條々

一天下一統御命令之趣、一々謹之守るへき事、

一切支丹宗門舊制之如く、念を入相改へき事、

附り奇異妖怪之新法を唱へ、俗を惑し黨を結之類、一切に嚴禁すへき事、

一文武之教を勵み、人倫忠孝の道を明にし、尊卑の禮を立、少長の分を正し、職祿の格式を定め、農民を愛し、賦斂役者を、常數之外相增へからさる事、

一軍法之制、器械之類、 平日其職掌のもの、一々點檢儲置怠るへからす、臨機應變之方略は、あらかしめ議するに及はす、其時に當て指揮を受へし、

留守中は、家老之輩相はからひ、申渡旨違背すへからさる事、

一武具馬具は、堅利を第一とし、人々職祿に應て貯へ置へし、分限に踰たる花美を用へからさる事、

一四百石以上のものは、乘馬を繫き備ふへし、其以下は其意に任すへき事、

おひたゝしく、御旗本心もとなく候、誰一人参り、御旗本之御様子見参候様にと申候得共、尤可レ参と申もの無レ之に付て、我等参候處、權現様御具足を被レ爲レ召、牀机に御腰を懸させられ、被レ成二御座一候つるか、我等を御覽候て、何とて参候哉御意候間、上方人數おひたゝしく相見候間、無二御心元一そんし参候と申上候得者、大事之所を預置候に、不レ入参様曲事に而候、早々かへり可レ申旨御意に付て、早々いそき罷歸候處に、敵備を立かため候つる、本多中書物見に被レ出、高へあかり居被レ申候か、我等を見出し、何とて参候哉と被レ申候間、御旗本へ御見廻に参候へは、早早罷歸候へと御意に候間、唯今歸候と申候得者、中書被レ申候は、敵備を立かため候間、まわり道いたし候へ、爰を通し候わんと存候事ふかくにて候、無理に参候はゝ、討死疑ひなく候とて、我等へ◎か手をとらへ引留被レ申候、我等申様は、至二此時一まわり道仕事、中中存よらす候、我等一人を討取候はんとて、備をみたし候はゝ、又立なをし申事早速には成ましく候、左も候はゝ、御軍可レ爲二御勝手一候間、討死いたし候而も本望たるへきと申候得者、其上は是非不レ被レ申とて、手をはなち暇乞仕候、若萬一に無二相違一通り行候はゝ、何にてもさしあけ候へ、左候はゝむちをあけあいついたし歸り可レ申、夫まては爰に居可レ申と約束いたし候而、馬に乘出候はんと仕候處に、方々より御見廻に参る、右馬上四五騎通りかねひかへ居申つるか、我馬参り候はゝ、同道可レ申と申候間、尤に候、左候はは私次第に参候へ、馬あひとをくまはらに乘り、又は備之先を通り候て乘り候はゝ、追討にいたさるへく候間、いかにも乘あいをちかく乘候て、備先をすりつけ候様に馬を乘候へと申、我等先乘に通申候得とも、敵少しもさゝわり不レ申通り、約束の如くむち高さし上候へは、中書もむちあけ歸り被レ申候、然兄雅樂頭七十騎を召連て、大手の門をおしひらき、武者たまりへ出候而居被レ申、是は何事に而候哉と申候へは、大方其方討死たるへく候、左も候はゝ、敵備亂可レ申候間、其方討死と心得、いつれにても一かわふみやふり、一と討死と思ひ如レ斯候と被レ申候つる、此時は私いてかしと存候、御四人衆被レ申は、七度の鑓はつくとも、夫はなるましき御事と御申つる、又尾張前田の城を、明日一時責に可レ被レ成候間、かゝりに見分いた

紙物の本なと聞候樣にて、心に徹し身に染み候樣に無レ之、實もなき事、時の勢計りに引かれ、時のき候ことと計り上へ御奉公の樣に覺へ、召仕の下には、我家來我心の儘に致すものと而已存する樣に成行者に候、御自分や我等の家なと、左樣に時の勢に成候ことは、則天下御微運に成候端と申もの、大切至極勿體なき事に候、此段隨分常々忘却無レ之樣御心得、悴共寄合不レ絶御申談兩家之子々孫々へも申傳られ候樣に、心を被レ用候程の眞忠の御奉公は無レ之候間、左樣御心得可レ有レ之候、又大名は幸にして人多く所持致也、自由を致し榮耀榮花に暮し申爲に、所領を所持申味にては無レ之候、無用の者を貯置候は、忠勤を盡す備の爲にて候、無用の費を致し候にては曾て無レ之候、公儀よりの御厚恩を報し度被レ存候は丶、下々の者を隨分と大切に、常々撫育を被レ加候樣御心掛可レ有レ之候、治世の御奉公は、此一事に止り申儀にて候、却て治世ほと忘却し易き物に候、隨分御心掛可レ有レ之候、治世の御城普請土居堀門塀等之園を、念入御手傳等相勤候樣なることには無レ之候、此御心掛第一大切至極之御用心の事に候、必々失念無レ之樣、御心掛可レ有レ之候、

建康樣各に御物語被レ成候を承申候達

大久保彥左衞門殿橫田甚右衞門殿米津ほや之助殿小栗忠左衞門殿、建康樣へ切々御出、武勇之御雜談迄に御座候つる、蟹江に而者、御働無二比類一早速落城仕候つる、彥左衞門殿御申候、建康樣御あいさつに、彼城へ乗込候時、我等にさしつき候て、石川伯耆守家老渡邊金內、又夫にあいつ丶き候て參候もの村井源四郎糟谷十左衞門、此十左衞門は鐵砲にあたり討死申つる、我等大手へ乗こみ候へは、かふきつ候つる戶ひらはなく、竹にてかうしにゆひふさき置候つるを切をとさせ、城內へをしこみ候へは、敵ことくくからめ手へ敗軍いたし、手あはせ仕ものも無レ之候つる、然處に軍法を背き申候早々あけ候へと、兩度之御使に付而引取候つる、是は爲レ差事も無レ之候、夫よりこまき陣之時、尾州と三州之境丸子城、敵善惡に付而當候はて不レ叶といひ、かたかたかなめの地にて候間、私兄弟に御預被レ成候と被レ成二御意一、總侍七十騎にて籠居候つる、然るに上方勢

レ有レ之哉、左樣の儀は勿論に御座候へとも、一通り左樣計にては、公義へ御奉公とも申難く候、左樣計の事に候へは、只今事かましく御話し申に不レ及候、我等の只今御自分へ御心付申味は、左樣計の味にては曾て無レ之候、侍分は沙汰に不レ及、足輕等までを常に大切に致し、下々の者に候へは、理不盡なる事多く有レ之者に候、男かましき罪抔は、一入秘藏の事、惣て目長に見遁し候樣に存、少々の過失は打捨、常々念比に召仕、隨分力の及ふたけは、厚恩をあたへ候樣に御心掛可レ有レ之候、夫を如何にと申に、戰場等摠て事ある節は、賴と致者とては、召仕の外は無レ之候、常とちかい俄に大切至極に成る物に候、矢玉の掛る節は、足輕は一番の垣のに候へは、大切至極に成、鎗前に成り候へは、最早垣一重に成り候故、侍分一入大切至極に成り、采幣を持なから、後を拜み候樣に覺申候、其節は日比麁末に召仕候儀、常々懇意に可レ致事、今少しにても加恩を加可レ申事に候を、由斷致捨置候、只今にても加恩の約束にても致度樣に存候ものに有レ之候、此段は御親父公や我等共は、直に身に覺申候事に候、御自分や我等子共なとは、未だ覺さる事に候へは、篤

と覺悟有レ之、悴共なとは永く御參會も有レ之節は、無用の雜談致さし候はんより、寄合の節は、必箇樣の事被二申談一候て、相互ひに勵み合被レ申候事、第一の忠節と申物に候、一通りに承知候ては、是は一分の身の利害に掛り申候故の事、何の御奉公にも不レ成事と御聞なし有レ之へく存候、左樣の事には、曾て以て無レ之候、御自分の家や、我等共の家の足輕は一番の圍ひ、侍分は二番の垣に候、我等共は三番の垣、我等共の身は、公儀の御爲に身命限りと粉骨をさへ盡し候へは、職分は盡申樣に有レ之候へとも、左樣にては無レ之候、外園より御馬所まて、隨分丈夫に垣を致し申事、公儀への忠勤第一と存し申ものに候、此外の瑣細の小事は、大名の奉公に足り不レ申は、此段まのあたりに身に徹し覺申事に候故、御話申候、右も申通りに、御親父や我等共は、忘れ度候ても直に覺候事故か難レ忘候、御自分や悴なとも、直に覺へす候へとも、近き事にて、親々の話も直に承知、其上左右に居候者共も、父の共も致し、直に戰場を歷候者も多候へは、直に見候程にこそなけれ、猶其心得も可レ有レ之哉と存候、御自分の子供、我等の孫曾孫の代に成り候ては、昔話草

レ知事多きものにて、此段別而殘多事候、又爲レ差義無レ之者も、執成にて、能樣に相聞候、目見仕義難レ成程之者成とも、善人を撰出召仕事、大將之手柄之由、古より申傳候、軍功之儀は不レ及レ申、常體之奉公少之事にても、其程々に可レ有二心付一候、少之義にて差置候得者、奉公人之勇無レ之罷成候事、

一文通之義、不レ知而勿論不レ叶之由、乍レ去武道を忘れ學文迄とかたふき候得者、出家作法の樣にて、家風惡敷罷成候事、

一彥根へ之御暇被レ下候得者、一段の仕合に而、繼目之後、其儘江戶詰被二仰付一而者、在所之御暇被二申上一候事無用存候、

一禁中日光御名代、幷火消番被二仰付一候共、萬端餝無レ之樣に被二相勤一尤之事、

一寺社建立、幷法事祭禮不レ可レ有二懈怠一候、雖レ爲二領內之寺社公事一、心儘落着可レ有二遠慮一候、依二樣體一本寺社へ可レ被レ任二裁判一之事、

一自分之行不レ正候者、下知諸法度立申間敷候、御奉公之心懸、世上之勤、家中之作法、我等仕來候樣に被レ仕尤存候、兎角僞氣隨無レ之樣、晝夜嗜肝要存候、申置候趣無二異義一被二相守一候者、可レ有二天之加護武道之冥加一候、以上、

月　日　　　　彥根中將

井伊玄蕃頭殿　參

井伊直孝公榊原公ゟ之御遺訓

何つそ緩々御目に懸り候は丶、申談度存候所、今日御見廻に預り、大慶の至りに候、能き序に御座候間、御話し可レ申、乍二慮外一極老の申事に候、能々御心を留られ、御承知賴入候、明日も計り難き身に候得は、誠に遺言同然と御心得候て賴存候、別の義にも無レ之、誰々も存候御奉公の事候へとも、老耄の心底に、久しく貯へ候事申置度候、輕き役々等の、公義へ御奉公と申は、其役々の上の勤ある義にて、其儀を勤め、隨分と精力粉骨を盡し、懈怠なく相勵み申より外の忠節も無レ之候、各や我等共の樣に、御厚恩を以て大名にも成候者は、御奉公と申物は、左樣に輕き儀には無レ之候、只下々へ愛憐深き事肝要に候、是は人君たる者常の事に候、誰人も知たる事、言に不レ足と御聞可

レ之候、御代々の御厚恩、子々孫々迄、假初にも可レ奉レ忘義に無レ之事、

一大權現樣以來、泰安我等御用に相立來段、無二其隱一候、其方事差詰之事候間、武道晝夜不レ有二忘却一候、御靜謐故、大猷院樣當公方樣へ戰場之御奉公不レ仕、相果候事殘心之義候、自然逆心之有レ之節、爲二御誅伐一其方被レ爲二仰付一候はゝ、早速打立候樣に、常々可レ爲二覺悟一候、軍法之義、兼而定置候通、不レ可レ有二相違一候、尤依レ所射少々見合有レ之候、相傳候軍法、幷別書一卷之通、合戰可レ然候事、

一其方緣邊被レ組候義、同者無用に存候、吉十郎養子被レ仕、實子出來候はゝ、一二萬遣し分家願可レ然事、

一若天下兵亂之時、靭負佐被レ立二別旗一之事被レ屆候はゝ、全不レ可レ任二其意一候、金銀所望被レ仕候共、定置員數之外、合力可レ爲二無用一候、尤一度被二相渡一間敷事、

一縱家老之雖レ爲二嫡子一、其人之作法不レ宜候はゝ、家老職者可レ爲レ除候、物頭も可レ爲二其通一候、年若に候付、武邊心懸有レ之者は、物頭可レ然候、其外諸侍之子共之義、其身覺悟次第、諸役可二申付一候、惣而侍大小共に、奉公振幷身體之格定被レ申間敷候、格定候得共、少之事恨出來、又奉公人の儀も無レ之相成候事、

一譜代新參共に、子共幼少に候て、跡目不レ可二相違一候、人に勝不作法成輩を見合可レ被二宛行一事、

一賞罰之義は不レ及レ申、乍レ去賞は厚、罸は薄く有レ之度事候、可レ爲二大將一人者、外樣遠所罷在者迄、善惡を能辨へ、夫々に召仕事、本意之由に候、大體之人も宜人も同篇に召仕候得者、善士退屈仕物にて、大形自分召仕、侍之善惡可レ被レ伺候、及レ聞たる斗に而者、相違有レ之、人を見損事多き物にて候、能々可レ有二思慮一候、兎角大將は、欲を淺慈悲を深く可レ在義肝要に存候事、

一武勇之心懸有レ之者見立、軍法可レ被レ感候、押込に仕候得者、侍之心むさく、武道之嗜無レ之、商人の作法の樣に成行候、家の子他所へ遣間敷候、末々の者迄相應に召仕可レ被レ申候、新參者抱被レ申事無用候、乍レ去可レ然奉公人は、侍は武藝心懸、武具馬具嗜申樣心得可レ有レ之候、武具は一通之外無用之事、

一譜代新參之隔無レ之樣に、諸侍善惡に隨ひ可レ被二召仕一候、能奉公人有レ之候而も、最負無レ之者、埋て不

ふへからす、

一者頭は大切の役義なり、主人の眼鏡に違さる様に、己か心を改め、行跡を朝夕に顧み、他の嘲をうけさるやうに相嗜むへし、身持正しからされは、配下相欺て服せさるものなり、左あれは公事調はす、然るときは第一不忠也、常々依怙贔負の心なく、勤め苦み實となるものには褒美をもあたへ、不行跡なる族は、時々異見を申含めて、直格に至らすへし、支配は是一身の手足なりと、古君も宣ひつれは、等閑には有ましき事なり、

一侍は私欲の方術なく、をこらすして禮義を垩ふすへし、文字にも吉は士の口、志のカ◎は士の心と書事分明也、

一昔數度武功の譽ある老士あり、若き人之武功物語を所望しけるに、此士語て曰、我若き時より、さしたる武功もなくて、性愛敬あらす、人によく思はれし故、少しのつとめをも能く取なされて、思はす譽を得たり、人は只愛敬有かよしと語りしとかや、殊勝の物語也、

一常に人の善惡を見て、我身の鏡とすへし、古歌にも、

世の中のよしあし事を聞度に
　我身の上をかへりみよかし

鏡山人の志賀からさき見へて
　我身の上をかへりみつうみ

ふしをかむ神のやしろは月なれや
　心の水のすめはうつれる

あかつきの寢覺にせめて省りしに
　日に〳〵三度かへりみつとも

人はたゝ心ひとつのあしけれは
　よろつの藝はあるかひもなし

右者直孝公御夜話也、毎々御意被レ遊候、誠に恐多くも御名言奉レ感、より〳〵記置、永く子孫の家門に殘し置者也、

井伊直孝息玄蕃頭ゑ遺訓

覺

一上意之義不レ覃レ申、御老中私にて、無心千萬成事御申付候共、毛頭不レ懸レ心、一向に御奉公第一に相勤義可レ爲二本望一候、尤忠節又は我等ゑ之孝行不レ可レ過

一面白と思ふ事は、度々重らぬやうに覺悟すへし、何事をするにも、先其事の實を知て、能考て取懸るへし、害を知て能防くは、其事成就して後悔なし、

一人の疑を受んと思ふ事はなきかよしに引うけんと思ふは義に叶ひ、人にも稱美せらるへし、

出仕又は番代り等にも出るには、人より半時早く出、半時おそく歸ると心懸へし、歌にも、

早けれはなす事ありて身は安し
遲くて急く道くわしき

一刀脇差の銹を拭ひ、銹を拂ひ置事油斷すへからす、古老の話に持鑓のしまりとて、急事の用に立かたき事あるもの也、常々心懸へし、

一家宅諸道具衣類に、分限より少し輕きはよし、分限より過たるはよろしからす、

一人馬をもち武具を嗜み、武士は勤をかゝすましきと思はし、美麗を好へからす、無用の費をなすへからす、正平生儉約を守るへし、儉約といふは只わか身の不自由を堪忍するにあり、是則足る事を知る也、歌にも、

事たれは足るに任て事たらす
たらて事たる身こそ安けれ

一家を治るものは、金銀米穀の事を、知らすして人に言分せんと思ふことはせぬかよし、

一下人は、大かた理を辨へぬものなれは、心よく言敎て仕ふへし、飢寒を察し、病氣を憐み、難義を救ふこと、下を惠むの初也、短氣にて辨なく、酒に醉て正體なきは、早々いとまを出すかよし、その外惡事は言葉に及はす、且下人を抱るに目利あるへし、諸方をわたり廻り、季を重て奉公せぬものは曲者と知へし、

一不慮の幸あれは不慮の災ありといふ事、かろき事に常に有るもの也、此理諸事にわたるへし、

一忠孝の道を勤て、暇ある時は、何にても害にならぬ事は翫ひて慰へし、しかし世の諸人の苦しみを顧すして、我心の儘に遊興をなす事にて本意に非す、惡名を取家を破るの基と知へし、

一常に旅の用意有ものは、急事の時に事欠ぬもの也、旅宿に着ては、先案内を見置へし、案内を知されは、急事の時に不覺を取ものなりと、功者の物語也、

一先祖に戰功あるものの子孫に、我心に合すとて、猥に祿を剩へからす、又自分の愛にまかせて、高祿を與

我心の如くせんと思ふ事有者なり、其時父母兄弟朋友の異見によりて、心を取直し正道に歸るもあり、又情强して異見を用ず、惡名をとりその身を失ふ者あり、この時一生の吉凶の浮沈也、一旦の怒によりて主君父母の恩を忘れ、一門の名を穢す事、非義の至りなれは、能々覺悟すへき事なり、

一財寶を貰ては其志を感すれとも、異見の恩をおもふ人はなし、少しの一言にて、一生の爲になる事有ものなれは、異見程の寶はなきものと思ふへし、武藝を習ふ事器用不器用あれと、必しも上手にならんとにはあらす、只上下により武士の家業なれは、習はすして叶はぬものと思ふて勤へき也、

一武士たるもの武藝をよそにして、琴三味せん或は皷太皷とて、亂舞遊興に長するもの多し、甚愼むへし、かゝる賤しき猿樂の眞似せんより、我家業の武藝を勤むへし、餘力有らは文を學へと古人も宣へり、上たるものは別て愼むへし、

一命を捨へき時に望み、一足も引す死するは、義を思ふ故也、勝負にかゝはるへからす、義に背けは勝ても勝にあらす、義に中れは負ても負にあらす、

一學文をするは、忠孝の道を勤むへき爲也、詩歌文章はかり好んて忠孝の志なきは、無益の學なるへし、

一學問して人々身のほとを知りて、謙り禮讓すへき事也、然るに學文をして高慢になり、實の道理に背ける世間の事をいとひ嘲れは、自分忠孝の道おろそかになるもの、是世俗にいふ論語讀の論語知らす也、

一僞を言はんと思はされとも、言葉多き時は思はぬ相違も有ものなれは、言葉少して有たきもの也、人多く集し所にては猶以愼むへし、

一不慮の仕損しは、能人の上にも有事也、我仕損しを人の仕損しにするは、大なる耻辱なり、人の仕損しを我身に引受ては見事也、

一苦勞を遁れんとすれは義理に背き、不覺の名を得る事あるへし、人の苦勞をも我身叶はさる事也、然るに金銀米穀の事のみ心にかゝりて、世の謗り人の苦みをいとはさるは大なる不義也、

一諸事を思案するに、我爲に宜か惡敷かと思案すへからす、義理に當るか當らぬかと思案に、萬の事行ふに、初より心得なしと思案し、念入て行ふには、何損有ものなりと、古老の物語也、誠おもひあたる事多し、

する者は、いつまて立身せぬとても、不足のこゝろなく、人を恨る事なし、自から天理に叶ひ、身いよ〳〵全く心も安かるへし、誰しも知たる事なれは、年若の者は能く覺悟すへし、

一奉公を勤るもの、誰しも主君の氣に入度と思ふものなれ共、道理を辨へす、一槩に氣に入へきと思ふときは、言ましき事を言ひ、なすましき事をなして、終に君の心に背き、人の謗りを得る事多し、只役儀も能勤め、身の行跡を顧み、物事之差越さる實儀の奉公なるへし、

一親に孝を盡す事、その道品々あるへき事、

親に苦勞をかけす、親の心安堵する樣に身持肝要なり、此心を本にして、一切の孝行をなすへきものなり、奉公をよく勤め、あしき義に交らす、行跡正しく養生を善くして、父母の心を安んする事、第一の孝なるへし、

一兄は弟を子の如く憐み、弟は兄を親のことく敬ふへし、朋友の交りは、心に叶ぬ事あれは遠さかる事、世上の習なれとも、兄弟の間は、心に叶はぬ事あれはとて、疎くなるへき道にあらす、不快の事あるとても、互に堪忍して誠の志を盡すへき事也、

一朋友の交りは遠慮の心を忘るへからす、心安任せ遠慮の心を忘れ、不禮ある時は耻かしめをうけ、親きも疎遠になり、不慮の難儀出來るもの也、禮義正しき愼み深けれは、喧嘩口論なとすへき樣なし、

但自分の不義にあらされとも、是非なき義理に身命を捨る事、是は武士の習なれは格別の事なり、

一朋友の心を能察して、其者の嫌ふ事をいひて、口論なと仕出す事、昔もある事也、愼むへし、

一上々のこと批判すへからす、朋友の事謗るへからす、愚なるものを侮り、人を輕んする事なかれ、あなとりて不覺を取りし事、昔もあり、能々愼むへし、

一短氣なる者は、事を仕損し身を破る事多し、我生質短氣なりと知らは、隨分堪忍し心を用禁愼むへし、短氣は己か吾儘より出るもの也、能々愼むへし、

一人隱密する事を見聞へからす、人の秘藏するものを所望すへからす、

一假初に約束せしことを變すへからす、有ましきと思ふ事は、聊も約束すへからす、

一年若き時は、一旦の事に迷ひ、理非の辨なく、是非

出可ニ申上一候、兎角一備の大將は、道を能御存知なけれは、戰たて人を御遣ひ候事不ニ相成一ものにて候、軍法を能示され、勝を御取候處は、別の樣に存候、能々御工夫被レ成尤に存候、ヶ樣に書立上け申所、御氣にも違ひ可レ申と存候へとも、大守家康樣度々此老ともに被ニ仰渡一候故、兎角を不レ顧、如レ是申上候者也、

石原主膳正
孕石備前守
廣瀬左馬助
曲淵宗定齋
菅沼雪仙齋
辻彌左衞門尉
横瀬修理進
西郷伊與守

今村小兵衞殿

松のさかへ巻三

井伊直孝御夜話

一人間一生の勤は、忠孝之道也、聖賢千萬言のをしへも、皆忠孝の爲なるへし、忠孝を勤んと思は、主君幷先祖の恩を常に忘るへからす、恩をしらぬものは、不レ計の災難にあふものと古人も宣ひし也、油斷すへからす、人間の苦は飢寒より甚敷はなし、百姓町人の、晝夜となく骨を折、飢寒を防かん爲也、家職の勤に油斷して飢寒に及ふもの多し、然るに武士は生なからの飢寒なし、みな〳〵父母妻子兄弟を養ひ、家來を使ひ、安樂にくらすは、これ主君幷先祖父母の恩德にあらすや、此恩を常に忘れすは、忠孝の道忘るへきやうなし、古老の物語等に、毎日食に向ひ衣服を着る時、主君幷先祖父母の恩德を思ふへきと也、

一主君へ奉公を勤るは、厚恩を報ん爲と心得へし、立身の爲と思ふへからす、立身の爲にする奉公は、我心の如くならさる時は、主君を恨み朋友を謗り、非義の企起る故、却而主君の心に背き、朋友にも見限られ、身を亡し家を失ふもの多し、君恩を報んために奉公

同なし、半佞國と書レ之、百人に五十八如レ此也、伊勢國生、南伊勢北伊勢とてある中に、南伊勢の士は、土器を漆にて能塗たるやう也、物言語體は柳の枝に雪折なしと言心にて、心安く申て欲深く、親は子をたはかり子は親をぬき、飾有て實なし、心萬事きたなくして頼なし、越前生は、士の智惠ありて、高慢にして佞也、意地惡く輕薄あり、心つれなし、百人の内五四七人如レ是、されは奥州男に京女房と褒てあり、心は姿物言に相違して卑劣也とあり、石見國は僞て實あるものは稀也、丹後國は、隼鷹は能巢あり、人惡しとなり、石見國も一同して、曾て不レ好と有、我國甲州は、山城播磨近江越前伊勢此五ヶ國一つになしたるより、尙不レ可レ然國なれとも、誠に晝夜此國の義さへ政道せは、餘國は物の數かはと存、人しれぬ苦勞第一と被レ仰候、

十九ヶ條之書立

一合戰初前の弓鐵炮放し樣の事
一夜討を入とき相言の事
一物見の習の事
一ウヲノミノ習の事
一敵馬を入る時の事
一合戰初る時追立の事
一鑓初る時を知事
一追討の先の事
一敗軍の時の事
一頭取來る人の事
一若武者の事
一待伏の事に付山の事
一仕寄品々の事
一忍ひ知る事
一敵陣馬入樣の事
一一番首善惡の事
一敵の小屋火事の事
一追討の事
一一夜替りの事
一大風の夜の事
一大雨の夜の事

右の來カ◎書立仕上申候、是は定りたる七番の理にても無レ之候、此三人の老とも、近年見參能聞來候分を書立上申候、此理を御尋においては、三人之老能

事なり、山々に鐵炮を備へ、其善惡種々の吟味、玉の行所遠近の沙汰、平地を走る鹿討、鑓にて留、刀にて切すへ候事、偏に戰場に同し、全く鳥獸取所存あるましき事、

一古主は商人を二十人かゝへ、國々へ遣し、又醫者博勞を仕立、色をかへ樣をかへ、大形一國に一人つゝ、常々おかれ候、第一は其國の守護の作法、第二は其家の歷々の士の覺悟誰と聞れ候、國風土民の樣子まて聞屆られ候、天下を望ゆへと云なから、人の作法善惡、我鏡にもなる事に候、

一國により人の善惡生付有と申候事候、御仕置のため、諸士の本國聞召事もあるへく候、信玄或夜の話に、他國の大將、其國上下の心不ㇾ見不ㇾ聞とも知事あらんかとたつねられ候、伺公の面々、何として知り候はんとて叶、信玄の宣ふは、能々考候はゝ、十に八九は違ましとおもふなり、日本の內にて、山城播磨近江越前此五ヶ國の人の心定ぬあり、其外は國主の作法にて考候はゝ當るへし、吾常々國々に人を付置見るに、右五ヶ國の人の心、其外日本國の人の心を、西明寺殿記し置れたる秘書を、羽州の家に傳りしを所望して見るに、其趣不口なり、其書は人國記と名つけ、其後羽州國々を廻り、貞治元年の比、是を見合せ候と書留置れ候、去れは古より今にかはらねは、末世となる程、惡敷事はあれとも、善事はありかたし、此物語せんため、最前不思議を問なり、西明寺殿書置れたる書の拔書なり、是見よと被ㇾ仰、腰より扇を拔出し見せらるゝ、其扇に、右五ヶ國の人の心の善惡を記さる、西明寺殿書面にも、關東武者勇なり、京武士は風流なりと書れ候、又吾甲信の者の心不ㇾ直、因ㇾ玆晝夜心を勞すと謂れ候、惣て大將は國人に心を不ㇾ可ㇾ免、諸士の目利第一なり、義理と理非不ㇾ知ほと怖しきはなし、欲深き士佞人交り候はゝ、國の亂となるへし、只耻有人を御用ひあるへき事、

一山城國生は、女は姿物言なとも尋常なり、士は好しからす、中々不ㇾ及二子細一、舞の本にも、京家の者といひなからとあり、自然男の心も有ㇾ之か、播磨國生は、中々不ㇾ好とあり、今に昔の風情ならは、若侍の風上にも不ㇾ可ㇾ置、子細段々あり、口傳、近江國生は、乃人は身持上手にして、士をかねにたとへたり、かねは金あり銀あり鐵あり銅あり、如ㇾ此士の心隔別にして一

たく御無用に御座候、霧深きに敵の伏せ候て、鐵炮なとにて見定ぬれは、ねらひ候事多し、御あやまち候はゝ、末代の御越度也、また先年御覽之時も、組頭使番物頭、其頭はかりに御詞を懸られ、殘る士ともには御詞を不レ被レ懸候、御若年なるにより、諸人恨を可レ申候、皆に御たしなみあるへく候、御用に命を捨る士も、御一言にも感して、一心を存定るものにて候へは、口の見に百年の命を捨ると申傳候事、

一近頃申にくき事にて候へとも、世上には人を御切候樣に沙汰仕由に候、我等にても、他所の知る人よりの狀に、未生害にあひ不レ申存命に候哉と申越候、大方の科をは御堪忍なされ、五度に二度の命を助られ、追放あり、罪有内にも忠功あるは、前の科、被レ捨候はゝ、誠の大將と申候へ、殺害多き大〻は善士を不レ被レ持候、先年當家へ美濃輪、橋田、秋山、戸倉、勝野此五人、上方にて名有士にて候を、千石宛にて可二召置一と被レ仰候、此五人のもの前廉織田源之丞一つにて、五百貫の分地なり、それを千石つゝにて召れ候へとも、上方にて望む所候とて不レ參候、奥意は當家きつく候との分別にて候、其後千五百石まて可レ被レ遣

と被レ仰候へとも不レ參候、此頃承候へは、本多平八殿へ八百貫にて五人なから參り候、惜き事に候、當家長久子孫武運繁昌と祈るも、長命を本と仕候、六年已前より御心懸かわり、物荒く被レ爲レ成候、家康樣御意にも、諸事三度御相談ありて、被二召出一候へとの事に候、定而御覺あるへく候、

一信玄も在世の內、天下を望たまふゆへ、上方は織田上總介下知に隨ふか背かと有てを、隱し目付を置、日日に註進を御聞、信長の作法に、上方のもの厭はてたると言を御待候內、信玄病死いたされ候、惣別大なる望ある時は、能士に情をかけ、親みふかく無レ之は、望達しかたく候、天下を取人も、每日人に物をとらせたるにあらす候、諸人を憐れみ、心を被レ付候事肝要に候事、

一鷹野に御出候義、士民の盛衰、また我領分道筋の足場の善惡を見およひ、御供の士數多被二召連一下知あり、諸士の君をも慥に可レ覺ためなり、鳥を可レ取との事は、大將の本意にあらす、鹿狩は大將のなさるへき物、山谷平地難所勢子のもの行步御考、馬上の下知、鹿を討とめ、一二の爭ひ御見分、御褒美の品々可レ有

候義は御尤に御座候、此人武勇と云、其人體可レ勝候、去なから跡備は少し心持有レ之、勿論先手とは替り申候由承候、武者押の時、山陰なとの不用心なる所にて、敵伏肝も横鑓を好み、旗本を見すまし、大將へ突かゝるものにて候、此時横鑓は諸備の防にて候、戰の時も、後へ廻り懸る敵は、跡備の受取にて候、加樣の義も申上候事、御年若き主人に候間、日比御心懸無レ之故申すかと思召事も不レ存候得共、努々其義にあらす、何事も御不審は直に御尋あるへく候、御相談可レ申と存候、古主信玄老たる入道にて被レ居候へとも、不レ知事をは誰にも被レ尋候、一年鹿島源五左衞門と申もの、其ころ老體ゆへ、法體いたし久閑と號す、此者を信玄三千石にて呼れ候へとも、老年歩行も不レ叶、知行の奉公なりかたしとて不レ參、伊豆の伊東に引籠有レ之、信玄また使をつかわし、可レ尋事ありとて被二召寄一、三月初甲府へ參り、九月下旬まて每夜咄を被レ聞、久閑物語を被レ致節、珍敷義は自筆に書し被レ置候、其寫御家中に有レ之、飯富持申候、先日所望申候へとも、無レ之とて見せ不レ申候、是を御覽なされ候へは御心得になるへき事有レ之候承およひ候、如レ是信玄なとは、物事に功も入たる老大將にて候へとも、朝夕怠りたまはす尋給ふ、旦那御若年、何事を御尋候ても不レ苦候事、

一數度申上候へとも、御失念か强みに思召か、御合點無レ之候、人數押之時も、御出馬立御馬常のことくに候、去とては無二勿體一候、古主は自と同し出立のもの三人、主と四人つゝ、人數押にも同もの馬にのり、いかにも目に不レ立樣に被レ致、數度危き處を遁れられ候、謙信は一日に二度武者振をかへられ候と承候、其時分は越後より甲州へ人を付、甲州より越後へ付立、大將の出立を伺候へとも、兩將ともに不二見定一候、この兩人に不レ限、關東に北條、尾州に信長、何れも見定る事なし、旦那は無類の强き御出故、左樣の義惡敷とも可二思召一候、御若氣にて候、心なきものは敵味方ともに勇々敷大將と申すとも、武功の者は笑ひ可レ申候、尤大將先之樣子見度ものに候、其時は古領之御具足を不レ違樣に拵たる御具足をもたせ、身近き侍に着せられ、旗本に御置、馬驗被二召置一、大將潜なる御出立にて御下知尤に候所に、旦那殿は朝霧の深きときも、先戸へ御乗廻し候、剩御馬驗まて被レ爲レ持候、向後か

とも、世上に其家を深く存る者にて候、第一國持郡取の役にて候、其心持尤に候、我等六人の義はかり能義にては有ましく候、但此書立も、我々作り出したる義にて無レ之候、古主は其時分人もおそれたる大將にて候間、名高き家の衰へたる浪人の功者を被レ召抱、軍咄し御相談なされ、惡をすて善を口御つき可レ被レ成候、軍の事は御吟味なくしては、敵を討謀はあるましく候、古主信玄常に被レ申候、

一大名にて人數多ければ、何れの軍にも大事あらんやと、大軍に切所なしと、無理に押懸可レ破こそ方便なれと沙汰有レ之、信玄の批判には、尤大軍ほと能き事は無レ之候へとも、軍法をしらす無體に切かゝらは、大方我等は少人數にても勝可レ申候、大軍とて自慢し猥りにあらは、小勢にも可レ被二切崩一候間、能御工夫なされ可レ然事、

一右申處は軍陣の義承及候通り申候、扨また大將は、大小とも小人の善惡をよく見しり不レ申候ては、何の詮もなく候、被二召仕一候侍ともにも、義心直道の者も、輕薄侫人の類も同事に御覽候て、あしき士に家權を取らせ候はゝ、軍合戰までもなく、無事の世に家は破滅するものと見へ申候、老若によらす、心のしれたる者を御取立あるましく候、第一侫人は人をねたみ、心中賤しく人をたはかり、諸事に付惡口を申もの也、信玄甲州に被レ居候時、三州牢人山本勘介と申片輪ものなるか、軍の道をよく存知たる者なれは、信玄被レ抱候、此者新參にて時家にある時分、家中の惡口もの此體を見て、山本を半體と云、城中にても後指をさし、笑草にするを、目付のもの申上る、信玄事の外立腹ありて、笑候人數を一門追放せらる、及二喧嘩一時は若き士を失るゝ惜き事なり、是は人喰犬を飼置に同し、耻ある士こそ新參古參に不レ限大事にて候へ、御家中にても此已前、長久保と篠島の喧嘩、篠島惡口申を聞かね、長久保篠島を討果す、是も篠島千人にも長久保は不レ替士也、されは若きもの役にたつへきと能人の見たて候士に、役に不レ立は百人に一人も無レ之候、惡人の花と見たる人は、實のならぬ先に散せたるか能候、去は若き人を撰ひ、大目付に御定、御一門衆をはしめ、家老出頭諸士器用御吟味あらは、御作法正しく成るへき事、

一當家御出陣の刻、御人數諸備に、山上殿を被二仰付一

義に候へとも、大將の曲馬なと御用ひ候事、不レ入事と存候事、

一上方衆の武篇と關東とは、同然之人數にて、兩方對對の大將にては、運次第とは云なから、上方衆は五度に四度は敗軍いたされ候事、信玄の時代より已來、數度聞およひ見およひ候、惣別關東士とて、强勇計りの者もなく候、又上方侍とて、弱きものはかりも有ましく候得とも、第一備立に吟味寡し、物見を大事にせす、物見武者とて不二撰定一、日頃其道を嗜事なく、何者によらす物見はする事と、心なき人は存るもあるへく候、上方衆は物見に出て、遠きを不レ計敵を賤しみ、荒言はかり云ひ、人を預ても、合戰の時は與力同心をすて、一人先へゆき手に合、拔懸をするを手柄と存するゆへ、心懸の者は預りの人をすてゝ先へ行、一番鑓を好むにより、名將に相、一二を捨三四を以て勝樣にする時は、先はかりを切崩せは敗軍し勝になると心得、二三の備にて切崩され敗軍するものなり、信玄歌に、

　軍には物見なけれは大將の
　　石を抱て淵にいるなり

　戰に日取時取さしおきて
　　物見を掛て兼てはからへ

此二首信玄公より勝頼へ自筆に被レ遊、伊奈へ入城の時も遣候、物見の衆をよく〳〵御吟味可レ然候、物見は少々習有レ之由申候、甲州にて信玄の時代は、朝夕忙敷事のみにて候處、二三十まて善きとも惡きともいはれさる者は、女郎草と異名を付、人數に入不レ申候、但此六人の者をも行末御用にたつへくと思召候はんか、終に六十四なるもの手痛き鑓なと仕りたるもの無レ之候、武勇の事も皆若き時の事と見へ候、我等とも甲州にての走り廻り、人に似たる申分にて候へとも、鑓先に血の付候義、みな若き時にて候、さりなから年寄も人により候、名ある武士はの人數を廻し、物見軍の品を存したる人のゆるす侍は、名高き事に候間、高知行にても被二召抱一尤に候、左樣の功者の申事は、家中之若き者合點可レ仕ため、又御城の留守居、さては境目なとの押へに御置候へは、敵より向上に申ものにて候、左樣の者聞出、軍の方便を仕るやうに可レ被レ成候、左樣のものさふらへは、敵も必急に攻かゝらさる者にて候、年よりを御用ひ、用に不レ立候

る事ありしかとも、右之ことく物見使番を定め、卒爾の働き不レ被レ仕候故、後信玄と河中島合戰の時、六分の負にては候へとも、信玄の舍弟武田左馬助をはしめ、一門の家中の歷々數十人被二討取一、大將父子ともに二ヶ所手を負ひ、大事の合戰に究り、四分六分の戰になり申候、謙信は名將にて候へとも、强みはかり本意と思しめしとり、合戰心持なき大將にて、何れの國にても、一旦切崩しなされ候へは、五度三度敗軍なされたると見へ申候、しまりを專になされたるか能候と存候、

一大守も信玄を御稱美なされ候は、しまりよき大將と御意被レ成候、旦那殿も謙信の御形儀以强みはかり本意になされ候と見へ申候、無二勿體一御仕形に候、御嗜尤に候、

一信玄は戰に臨みては物見を遣し、物見の申分を使番能聞屆、乘返し註進申上候、追々二度三度つゝ先々不二聞屆一候ては、合戰不レ被レ仕候、方便は一度々々に替りて見へ候、

一旦那殿は馬をよく召候故、自由なる馬を無二御定一候、尤士は弓馬の嗜專に候、乍レ去大將たる人は、曲馬なとに乘ものにては無レ之候、去は關東奥州は馬所にて候へは、大名馬と申せは、千疋の中に二疋とも無レ之候、馬の間上中下、いつれも三段つゝ九段の內、大將の召候馬は、上間中間と申事候、此馬はそれす不レ斷不レ切不レ驚つけすかゝらす物を不レ見、上手下手にもよらす、乘人の心にまかせ、高み卑みのきらひなく、土井川を堀蹊の邊、道の廣狹にも未練の心なく、長ヶ貳寸四五分にて、自由自在の馬を大將馬と申候、夫に付信玄の馬屋に五十疋つゝ被二立置一候、されとも戰場に乘られ候駧足栗毛中段とて、二疋ならては無レ之候、馬預りかに米澤と云ものを、或時關東一戶と云所へ馬求に遣す時、信玄此歌を遣さる、

上かんの中かんことは大將の
乘るへき馬と知るは武士

右の目足と云馬は、甲州山梨郡富澤と云在鄕の百姓の馬なりしを、米澤し上永代の地五十貫の所を馬主に遣し候、如レ此馬は代高直にも被二召上一へく候、惣て賣馬をは買主よりは下手に乘てこそ、馬の心も見ゆへきに、旦那御上手故、過馬曲てをも押付、上手に御乘候事無二勿體一候、馬と申は士は不レ存して不レ叶

レ被レ致候き、旦那殿は一度の注進も御聞なく、味方の人數の集るを待兼御駈出し、諸の體一騎駈にして、人馬の息も切る樣に見へ候、只今の御軍立にては、十三十騎とも御引廻しはなりかたく存候、たとへ御合戰候とも、勝利は有間敷事、

一謙信は物見の者を不レ定、手廻に居候ものを、老若を不レ嫌、先々の模樣見せに被レ遣故、若き者は後日の人口を思ひ、千の敵は五百と云ひ、敵間十丁あれは二十丁とも云、又重て被レ遣者は、最前の者より猶敵をたやすく申により、謙信度々おくれをとり、敗軍被レ致たると申候、此敵を輕く侮り候事、我身の爲はかりに註進したる事にて候、左樣に候ては、軍大事にて候、或時謙信の味方に、奥州浪人相原喜平次、松代新五左衛門とて、かたのことく奥州にて名有ものなり、三年已前より越後に有レ之を、謙信越中出陣の時、彼兩人を召て、先の樣體見て可レ參よし被レ仰候へは、兩人申上るは、敵の働き可レ申か、又時を移し可レ申歟の目利は、物見使番の者仕と承知にて候、尤腹の内より物見使番に生れ付者も無レ之候へとも、其役人に定り候へは、一度二度に及目の功有り、不レ知候へは其道を尋ね求めて、功者にも聞ならひ申事にて候、其上馬の乘樣、又付入になるかならさるもの、辨も有レ之とも承及候、無レ左とも有合候人被レ遣事いかゝ敷候、我等こときは御馬の廻りに控へ、御下知に隨ひ駈引の外は無レ之候、其上敵を見知り不レ申候、但敵間何程あるとはかりの義は、參り候て見候はんと申せは、謙信尤なりと被レ仰となり、去は物見使番は軍の行事大事に候、御家中にも御吟味なされ、又は武功の士被二召抱一、物見使番二十人つゝ被二相極一尤に候、其上使番の役と、物見の業とは格別にて候、於二御尋一は、我等承及候通り可二申上一候事、

一其後謙信も物見二つ三十人、使番二十五人、器用を撰ひ被レ定候よし、慥に承り候、其時分天下を爭ひ望む大將多しといへとも、織田上總介、毛利元就、北條氏康、信玄、謙信なり、去は互に國をならへ、五度十度つゝ、十死一生の合戰不レ仕は無レ之候、中にも他所は不レ知、武田上杉兩家數ヶ度戰と云へとも、信玄一度も負軍なし、時の運と云なから、前廣申通り、敵も大事にとり、兼て前後の道筋、敵の可レ出處能見定め、軍法正敷故にて候、謙信も初は方々の合戰におくれた

右之條々、不レ可レ有ニ由斷一者也、如レ件、

家康公在判

井伊萬千代殿

翌年三月、數ヶ條の書立を以て諫言之條々之事、

一去年從ニ大守家康樣一一戰之品々作法の義、私とも所存の通申上候へと就ニ上意一、任ニ御意一見及候處申上候、旦那殿如ニ御存知一、我等愚痴愚盲に候得は、申上候品とも如何に奉レ存候得とも、又不ニ申上一候へは、不忠之義と存、如レ是書立を以申上候、

一旦那殿一戰の前、殊之外物輕く出せき被レ成候、去は心の早る大將は惡敷事に候、倅士一本鎗の事にて、大將には似合不レ申候、能大將は不レ引不レ進と、昔より傳置候事、

一人には必向さすと申事の候、夫に付古主信玄は、若き時、餘り能事の無き人にて候つれとも、常々の心さしに、謙信氏康信長を向さすと思召、武士の道無ニ油斷一嗜なされ、下々までも賤き働き不レ可レ仕と被ニ仰含一候故、信玄の義は不ニ申及一、其下の諸卒互に働きを嗜申故、一代の間、一度も不覺を不レ被レ仕候、越後衆の咄を承候へは、謙信も信玄を向さすに思召、武道御吟味被レ成、御嗜被レ成のよし承候、去年六月、駿河江尻にて大守家康樣我等ともに御意被レ成候は、惣別戰の道は向さすを目に不レ懸は、心懸もうすくなるへき義なり、信玄在世の内、我には不レ合剛敵なれとも、信玄を向さすの目當にして、武道をも心懸、我家の諸卒も、甲州勢には一入情を出すと見へたり、兎角戰の道は、向さすに能大將を定め、色々思案工夫せは、方便謀之道は日々に可レ出者なりと御意なされ候、旦那殿も本多平八殿を向さすになされ、武士道御嗜尤に候、平八殿は不レ引不レ進の士大將かと見およひ候、旦那殿あまり輕々敷御覺悟無ニ勿體一候事、

一古主信玄は一戰にのそむ時は、物見の者を上道下道南北遥之三里四里つゝ遣し、返事を聞次第に出馬被レ致、また返事不レ及、追々先にて返事を聞れたる事もあり、其に依て終に跡をしかれたる事は一度も無レ之候、使番之物見とも、必二人三人宛被レ遣、又見へたる敵には左のみ用心無、其も不レ苦、たとへは越後勢出るよし聞れては、駿河口上道下道を物見と專に遣し、又越後口はかりの敵と聞届たる時は、物見使番三度まて、追々に先の返事不ニ聞届一候ては、合戰不

鑓の上下金具を一切停止、金銀を付れは、必不覺を取事あり、
一金覆輪、幷金具の道具仕間敷事、
一旗本に有㆑之者、又若黨の馬上は、武者押の時は、旗本の諸手の間に可㆑乘、備立の時は、旗本之先手へ可㆑加事、
一小小姓は、諸備と旗本の左右に別れて可㆑乘、
右之條々、大形存知寄候旨、書上候者也、

石原主膳正
孕石備前守
廣瀬左馬助
横瀬修理進
西郷伊豫守

謹而御披露

右之書立は、大守家康様御覧被㆑成、御褒美あつて、則其書立の裏に、三ケ條被㆑遊、萬千代に被㆑下候者也、
御裏書に
右表書五十九ケ條、意趣一々軍旅の作法に相叶者也、能々被㆑爲㆓披見㆒、工夫をなし、無㆓越度㆒様に可㆑被㆓申付㆒事、
一一備の將たる者は、並の士の作法に不㆑可㆑准、能柔剛の所を兼されは、將たる道にあらす、一鑓合の士は、強勇を表として、主の爲に命を不㆑惜を名とす、又一備の將たるものは、命を全し諸卒をなつけ、懸引の作法を示し、可㆑勝を見て進み、勝ましきを見ては引取、後の勝を専らにする様に用候事法と云、此心を不㆑忘、老功の者ともと評議をなし、宜にしたかふ様に可㆑仕事、
一其方雖㆑爲㆓若輩㆒、予か當にも可㆑進、甲信兩國の士を與力に預る上は、いかやうの剛敵といへとも、致㆓防戰㆒越度はよし、心に不㆑及處は石原孕石廣瀬に致㆓相談㆒、進退道を以て、諸卒をそれ〳〵に可㆓指導㆒事、
一諸藝ともに習なくては不㆑知もの也、況や戰の道は、其作法方便謀進退其所の品々を不㆑知之合戰危きもの也、予國を爭戰事度々なりし、其一度々々の勝負に付て、不㆑知しては難㆑成道理を知れは、それによりて其方へ三人の武功の者、幷物數を見たりし士を與力に預候上者、二六時中戰の道をたつね極め、武を以心に不㆑可㆑忘事、

一時替りに可ㇾ有、其次第可ㇾ依二下知一、

一刈田小屋落は下知次第に、騎馬一人より下人一人つゝ、足輕鐵炮廿挺つゝ、同弓十張可ㇾ遣、刈田凡稻新等出所にて割符の事、但敵合遠く候はゝ、夫にしたかひ人數下知有へし、

一敵近き所にての陣所は、石原主膳、孕石備前守、廣瀨左馬助此三人の內、一人て三番にして、馬上の役人都合十人同道して、萬事差圖次第の事、

一小屋場定て後、夫小荷駄道具、暮にかゝり迎に遣す時は、馬上の歷々二十騎、鐵炮二十挺可ㇾ遣事、

一小屋割前の備樣、一番に鐵炮間に弓、其次大旗立堅め、其跡騎馬下立、馬を後にひかせ、跡行の馬夫の次第に、小屋割可ㇾ仕、小屋割候はゝ、下知次第、面々の小屋場へ可ㇾ行事、計兵粮の事、都飯に一人三人前つつ可二用意一、

一合戰前に兵粮つかひ候事、同馬に物飼事、下知次第たるへし、

一吸筒の酒多飮間敷事、戰之前勿論の事、

一合戰前兵粮つかひ、馬に物飼候はゝ、腹帶をしめ、小旗を能く指、鑓刀の目釘を能しめすへし、

一同時、足輕は火繩はさみ、火を三つゝ付て脇にはさみ、口藥を繼かへ、下知次第に可ㇾ放、徒武者をは帶の上に目を付、騎馬武者をは、向の馬の胸かいの上、脇よりは乘人の膝頭の所を、片膝を突て可ㇾ放、其外足輕大將は、下知次第に膝突、膝臺にて可ㇾ放事、

一敵味方鑓尺に相近付、弓鐵炮にて目前に討殺たる敵有ㇾ之とも、合戰大事に候間、首取に備を不ㇾ可ㇾ出、但壹人出れは、續き出る者多、備續くもの也、

一鐵炮たとへは五十挺あらは、二十五挺つゝ、互に藥を續候間は、小組頭見合、一度に不ㇾ可ㇾ放、廿五挺放時は、殘り火繩を挾み、最前の筒に藥を込濟したるを見て、小頭下知すへし、如ㇾ是忙敷時放不ㇾ得者、鐵炮兼て心懸へし、無二其兆一臆病者たるへし、

一弓鐵炮を小荷駄に付候はゝ、過錢として主人二百疋、足輕ならは銀子五匁宛出すへし、但大將心得ありて鑓馬に付さする事あり、是は外の義也、

一平大鑓幷諸道具をからけ馬につけ、又は一人に多く持せたらは、科錢右同然、但歸陣は格別、

一物前にて甲不着、持鑓無ㇾ之、騎馬可ㇾ爲二不覺人一、

一直の士家中の士ともに、金銀の鍔幷のし付の鞘、又

り、兼て一番二番書記可レ置、
一寢陣の所にて、一番太鼓に起、二番太鼓にて支度し、三番太鼓にて可二押出一事、
一備の内にて、夜馬を放候は丶、拍子木を三つ可レ打、夜討の時は鐘を二つ衝、拍子木の時は諸手に拍子木を合せ、鐘の時は鐘を可レ合、夜討入たる時に、專に作法を不レ亂可二相嗜一事、付馬取放之主人、爲二科錢一銀子一枚、馬取候者の代可二申付一事、
一戰之時は、先手の先は鐵炮弓、其次に旗、其次に馬上の士、左右を分て可二下知一、

禁制

一拔駈　一喧嘩　一大酒　一無二下知一武具脫事　一馬鞍取事

右五ヶ條、堅可二停止一、於二相背一は、可レ處二罪科一者也、
一當家中差物以下まて赤を用ひ、色替りたる武者は、新參の（◎かカ）又は當分軍場をかり有レ之ものたるへし、左樣之者は、先手より旗本まて、一編に差物具足を見せ可レ斷、其斷無ては討とも越度になるまし、たとへ親類兄弟、敵討の沙汰に不レ可レ及、若し敵討仕におゐては、從類を可二討果一事、
一大將先手の樣子一覽のため乘出し給ふ時、人指の外供之馬上壹人も不レ可レ出、旗本先手まて氣遣ひに（◎仕カ）間敷候、家中の被官下々まて不レ可レ騷と、常々可二申含一事、
一一手組頭陣取供立、又は自身物見に出るとも、與力同心も人指の外不レ可レ出、不レ可レ然、
一敵合近くなり、たとへ旗本を立置し、足輕をくり返し、物頭夫々に爲二下知一乘且（◎同カ）候口も、惣勢再拜次第可レ懸、再拜振か又は太皷か、此二つの外不レ可レ進、駈り再拜の時に、いか樣の難になりとも可レ進、まとひ再拜の時は、たとへ勝負仕懸候とも、頭の下知次第、一所にまとふへし、兼々家法也、（與其身私法度、）
一寢小屋にて俄に敵出るよし注進あらは、組頭は小屋にて貝を吹へし、一番貝にて口拵、二番貝にて面々に屋の前に出、手鎗を持馬を前に立、靜りかねり下知を可レ守、忍の者は晝は休み、夜は張番の内へ三人つつ居て、繋りのもの丶番所まて、一人つ丶可レ行なり、殘る者は陣所の廻り可二寄止一、何の端逼々に可レ有事、
一張番替り、いかにも忍やかに、夜中にも所により、

一人數押の時、馬上之者用所有レ之下立、馬は其押前に牽、用所調へ追付可レ參、

一沓かけさせ候時は、道脇へよけ沓をうたせ、本乘前へ可ニ乘入一、

一はりつく時は道脇へよけ、跡に乘入る、先之馬次間を置可レ乘、其後前のことく乘入、常の次第たるへし、

一無ニ下知一て陣屋へ不レ可レ入、同小屋へ道具不レ可レ取、

一弓鐵炮の頭、各茜の羽織、異に鐵炮大將は茜の羽織、弓大將は同羽織、後に金の丸の事、

一物頭分、何れも赤き差物思々、

一馬上の士、絹二幅長五尺、金にて面々の名字を可レ書、

一家中の旗自分に同し、但麾下の地赤く、面々家の紋白く可レ付、

一家中の陪臣、馬上之指物、昵近の士に同し、但直は名字を金、陪臣は名字を白染、其外主人家の紋可レ付、

一甲の前立物、天つき三尺、是も直の士は金、家中の指口は銀たるへし、

一足輕の腰指三本しなゐ、絹幅長五尺、直の足輕は無紋に赤く、家中のは主人家の紋を白く下に可レ付、

一在陣中、下々人返し停止之事、

一武者押馬次の次第は、組頭年々正月十一日に書記可ニ相守一事、

一一頭に物見六人つゝ、軍勢一里先の樣體可ニ注進一、又旗本の使者、右の物見に相加り、二人つゝ口て行、樣子次第旗本へ可レ歸、一二三は鬮取なり、但敵の備物見の時は、功者の者は跡に留り、若年次第先へ可レ歸、若し手前拵の爲に無ニ注進一は、妻子從類令ニ成敗一、名字を可レ絶事、

一小使番健なる歩士二七人、是は本使番法度同然之事、

一物頭使番物見の事、手前の樣體無ニ心元一、不レ存ニ自分の心懸一に分敗而於ニ討死一は、兼々の法度之如く申付、其家を可レ絶事、

一時にとり使番一人、小使番壹人つゝ可ニ往行一、壹人の往行停止の事、

一駈り口にて指物落とも、不レ可レ爲ニ越度一事、

一家中の被官馬上は一日替りに可レ仕、三十騎つゝ人夫小荷駄可ニ召連一、此行義は、先は二十騎、中に夫小荷駄、跡に馬上十騎、持鑓鐵炮三十人宛異に鍬持二十人に行な

小河内藏之丞との
栗原大膳との

松のさかへ巻二

井伊家藏書寫

家康公より井伊萬千代へ、甲州士七拾四人武藏上野の士四十三人、都合百十七人、爲二與力一被二仰付一候事、

於二甲州尊體寺一萬千代に（後號兵部少輔直政）被二仰付一候、甲州士の内石原主膳、孕石備前守、廣瀬左馬助三人を被二召出一被二仰付一候は、萬千代義各へ預る處、偏に武功を感するによつてなり、可レ然士大將に取立候義、三人のもの幷百餘人の覺悟たるへし、此上は心底を不レ殘、軍立萬端、甲州越後信州の内にて、度々見及候所の戰功の内にて、惡きを捨善を取、今以世間靜（謐イ）の時、兼て軍法幷諸道具等を定置、本參新參の諸士、連々能知るやうに可レ被レ致事、

一大旗小旗足輕旗六具の義は云に及はす、鞍鐙等まて赤く可レ仕、三人のものとも、毛頭所存を不レ殘、相談を可レ遂旨、誓紙を定置可二申上一旨被二仰出一依レ其三人之もの愚案を盡し、本參新參與力之面々吟味仕、於二其上一誓紙を以言上可レ仕旨申上、正月十一日より二月廿八日まて、諸士老若參會相談せしめ、軍法幷諸道具等之一通を記し、上覽に備、

軍法幷諸道具品々

一纏は四幅にして五人、地赤中紋金の井字、竿黒塗之事、

一自分の御旗絹二幅長一丈、赤く紋なし、麾き七尺、八幡大菩薩の文字白く、竿黒ぬり、

一馬驗金之蠅取、竿黒塗、

一使番淺黃鬼灯、出しは金にて思ひ〳〵、但慶長の頃より、金の出しの下に、面々の名字を黒く書、

一具足甲鞍までも赤し、但家中の具足は、主人家の紋にて、金にて可レ顯、

一出陣之時、私宅より六具を堅め、指物をさし、甲を不レ可レ持、面々組頭へ集り、其組頭の可レ應二差圖一、

一持鎗馬の右脇に可レ持、

家康公へ加へたり共、無事にて引取か十分ならんか、然は家康公の御浮沈危き所にあらすや、是は堅くあるましき事なれとも、萬一如レ斯は次第なる事を各にも語り聞せ置、扨は如水我等之忠義なるよりと合點させ置度思ふゆへ、かくは語り聞するなり、武に於て僞りなし、更に廣言にあらす、其時を見聞候ものは、うたかひなき事共、各も存之通りなり、爰を以家康公之天下を知給ふは、我等を初め武勇譽之大名とも五三人味方仕たる故とは言なから、つまる處は如水某貮人か力にあらすや、實にも關ヶ原御勝利申上、家康公某か手を御取、今度之御利運偏に長政か忠義故なりと上意有しも是也、豐前六郡を轉し、筑前の國を賜しは、誠に大分之御加恩なれとも、右之大功にくらふれは、相當之御恩とは云かたかるへし、然は後代我等か子孫末々に至り、大なるあやまち、國家の大事に及ふとも、此大功を思召さは、上に對し逆心をさへ企不レ申候はゝ、其外之義は御免許を蒙り、筑前一國の安堵は相違あるましきと存候なり、右之趣我等申置たるよし、詳に可二申述一なり、扨又筑前拜領之前、四國筋にて兩國も可レ被レ下哉、又筑前にて一國可レ被レ下哉、又筑前は古來探題之所にて、各別之國なれは、我等を被二差置一度思召候樣內存御尋之よし、本多中務を以被二仰聞一候、我等申上は、兩國は可レ奉レ望事に候へとも、如レ是天下平均に成候間、日本國中において、家康公に敵し背き申ものあるへからす、差たる御奉公可レ申時節有間敷候、筑前は大唐之渡口にて、殊に探題所にても候へは、他之兩國にも增申候と存候、大唐之御先手と思召、筑前を被レ下候はゝ、可レ爲二本望一由申上候得は、思召上意に相叶候由にて、筑前之國拜領被二仰付一、外に如水へ別段領地可レ被レ下候、如水可レ奉レ望由御內意被二仰付一候へ共、如水老體、聊領地之望無レ之、安泰に餘命を終申度候由重々御斷被レ申拜領なし、箇樣之御約束とも、天下の老中も後代には不レ被レ存樣に可二成行一と存申置也、扨箇樣之事を無分別なるものに聞すれは、必公義之御奉公をゆるかせに仕る事あるものなり、各家老共此旨相心得、必我等子供に申聞すまし、但各方子孫之內、銘々家を繼可レ申もの斗へ密に相傳へ可レ申者也、此義國元之家老共へも具に可二申聞一也已上、

元和九年八月二日　　長　政

案之内なり、右之ものとも上方勢に加はり、島津毛利等先手として打出るものならは、其外之東國勢、一戦に不㆑及敗北眼前也、其上大略大阪方も日和を見たる大名に、各悉く大阪方に參るへし、されは家康公も我らか心中御氣遣ひ、 □□□□りたる大部に先手斗り被㆑遣、其後各の無二の働を御見屆候てこそ御出馬候なり、然れは右之通某諸大名をすゝめ、島津福島加藤淺野浮田を先として押て下らは、 關東方より誰か此もの共に打向ひ、快く一戦をとけんや、家康公弓矢の御長者と申とも、御自分先手被㆑成候より外はあるまし、萬一右之大名とも、縦ひ關東方にて、 我等上方勢に加りたらは、 毛利家と金吾中納言其外之者共も安堵にて、無二の大阪方可㆑仕候、 島津某浮田等諸勢を働かし、先手として打出は、 岐阜之城責はさておき、 誰か一人美濃路に是をたむへき、 這々關東へ引取候か上之仕合なるへし、是等をたやすく追立は、諸國之大阪方、日々に蜂起すへし、さあらは家康公箱根より西ハ御出馬思ひもよらす、 扨又西國にて如水と加藤肥後守申合は、清正無二之大阪方なれは、同心はいふに不㆑及、已に豐後立石にて、如水大友と合戦之時、肥後より大勢大友加勢として差越候へとも、 某着以前義統を生捕し故、肥後ともの共不㆑及㆑力、如水への加勢參候由使を立候得は、如水合點にて追返し被㆑申候事、各存たる事に候、 されは如水大阪方と申遣さは、清正悅ひ一味申へし、 其外九州大名島津鍋島立花等に至るまて、堅く大阪方なれは、西國一同し、 如水清正押登らは、 中國所々の軍勢等かと凡拾萬騎に可㆑及、上方之大勢此大軍一つに成、 家康公一人と戦ん事は、たとへは玉子の中に大石をなけうつか如し、若萬々一家康公御良將なれは、 三河遠江へ早く御打出し、不思義にも我々一戦に負たるとも、 同勢の大名とも志を變すましけれは、中々關ヶ原敗北之體に、きたなき負はすまし、仕損したりとも江州邊ハ引取、所之城を堅くし、 島津を大阪に籠め、 我等と浮田伏見に相さゝへ、家康公を待候においては、關東勢勢田より北方ハつら出し成る間敷候、 島津初め歴々大阪に在て、我等伏見之城に居、扨又西國より如水清正大軍にて後詰せは、日本はさておき、縦へ異國之孔明大公項羽韓信か來り向ふとも、 我陣に對して勝利を得ん事思ひもよらす、 我朝近代之武將信長信玄謙信等を

本多忠勝公御遺書之寫

寛政五丑年、忠顯様於二御書院一拜見被二仰付一忠勝公御遺書、

惣まくり

侍は首とらすとも不手柄とも、事の難に至て不レ退、主君と枕を幷て討死をとけ、忠節を守るを指て侍と申也、義理恥を不レ知輩は、物の吟味せさる故、幾度の首尾有候ても、一つも床敷は思はす、祿を以て招く時は、譜代の主君をすて、二君に仕る輩あり、某申心は物にふれ移り安きものなれは、假初にも侍道の外を不レ可二見聞一、朝夕身を習し、武藝を心かけ、學文するも忠義大切を聞、甲の緒をしめ、鑓長刀太刀を提け、天下の難義を救んと志すは侍の役也、

黒田長政公御遺言

遺言覺

一我等死期可レ爲二不日一候、生死は覺悟之前に候得は、改て兼て申置事なし、右衛門佐若けれとも、各家老共堅固に相從ひ候へは、國之政、又は武者事有レ之とも、心懸りなし、但我等か子孫末々におひて、如何様之惡人、又はふつけもの出來し、如水某の大功を無になすへきも計りかたし、後代之事を氣遣ひ思ふなり、依レ之一つの遺言あり、何も能々聞置、各か子孫にも申傳ふへし、若後代我等の子孫、何そ不慮の不調法惡事有レ之、黒田家之一大事此時なりと存る事あらは、其節天下の老中之内所縁有各へ此内之ものとも參り候て可レ申は、抑御當家天下を御取被レ成候は、家康公御武德故とは乍レ申、偏に如水長政か忠功を以、御心安く天下之主とは成らせ給ふものなり、其子細は、去る石田か亂之時、如水九國を切したかへ、某は關東へ御供申、關ヶ原御一戰前、關東より先立美濃之國へ馳せ上り、加藤福島淺野藤堂等と申合、武を張り候故、其勢ひに恐れて、石田方川を越て働く事不レ成候、尤口を一番に渡し、敵を切崩し、關ヶ原一戰之日、粉骨を盡し、石田か東陣を追立候、然れ共是等は不レ珍事に候、第一某智謀を以、毛利家幷金吾中納言を味方となし、是に付其外味方仕もの多く相成候、先達て美濃路へ馳上り候輩、多くは太閤御取立之大名ともなれは、此時我等心を變し、かくとすゝめは、福島加藤淺野藤堂をはしめ、何れも悦ひ勇み、即日大阪方と可レ成事

し、馬上或は歩にて往來するは、勇々敷見ゆるもの也、女の物詣なとに、顏をあらわしたるは、茶屋の女遊ひものゝ類なり、かつきふくめんにて顏隱して、人を恥たる體にて通るは、女らしく尤に見ゆ、併武士の女房は上臈めきたるより、少し顏付あら〳〵しきか相應なるものなり、古へ武道を專らにせし世は、女の容色の第一とする大切の眉毛を剃落し、顏あら〳〵敷見ゆる仕方、女も武を專らにせしなり、銘々戰國の時は、女は今時の男子の働より勝れしなり、

男子の下帶、木綿布白より淺きに染たるかよき也、

或時御小姓衆御廣間にて角力取たきとて、御坊主衆を以て御伺ひ申候へは、御意に、角力は武藝にて、必得へき事なれは苦しからす、但し疊をうち返して取へしとなり、

刀柄、鮫は大粒なるより小粒なるか、漆にぬり柄を樫木にて少き込、少き目貫打たるは用方によし、

酒は陽氣を盛にする物なれは、遊ひ口れに多く飲へからす、必喧嘩仕出すもの也、鷹野か軍陣なとの時は、下戸も酒を飲めは氣强になり、一働き精出るもの也、小盃にてなか〳〵しくのむは、祝言の座敷めひたり、上戸の茶わん酒引受て、すわ〳〵と一息に飲たるは氣味よきものなり、

武士の智惠才覺は、有て調法のものなれとも、又なくても事缺ぬもの也、義は直なる道を行やうなるものなれは、智惠才覺の手傳にあつからて、只義を以て武士といふ故に、武士の義の缺たるは、打物にやきのはづれたるやうなるもの也、

古より、代官と德利の首には終に繩の付ものといふ事あり、代官役する者は、大名狂言の役者のやうなるもの也、烏帽子直垂着て、太郎冠者次郎冠者召連出たるは、實に大名のやうに見ゆれと、その狂言終れは、元の何右衞門何兵衞になる、代官又左の如し、預り所は己か知行の樣に思ひて支配する故に、百姓共は、殿樣々々といひて、女房をは奧樣御前樣なとゝ尊敬す、故に自然と奢出て、家内萬事大名風にて、預り物の年貢金等を遣ひ散し、三年目の勘定には、四年目を取越、先操に間を合する故、早速には引負は知れさるもの故に油斷して、代官上り、惣勘定の剋、大分の引込儀に驚、親類緣者に助力を賴み、手前の財寶は賣代遣るも間に合さる時、首に繩か付もの也、

是平生疊の上の事に習て、肝心の大切の時は、其樣なる心にて、强き事は中々ならぬものなり、其時は身つくろいをする事必定なれは、我常に嫌ふ也、一通りの風儀は、常はともあれ、自然の時はといふものあり、先は平常武士道不心懸の言譯にて、非を飾ると云て、極意は武士道きらひ、不心懸ものゝ言葉なり、馬を立おくは、不吟味の大將の下にある事也、常々心に懸すして、俄に成る事にては更になし、我幼少より諸國の侍の義と不義と剛臆を、よく吟味して聞事好きなる故、普く聞及たり、天地を盡しても、武士の有んかきりは、この道理すたるまし、常の心懸といふ事は、手近く手輕き證據を以て言はゝ、灸は飛火の十双倍なれとも、覺悟する故、女童も見事こたゆるなり、飛火は覺悟もなく不意なる故、髭男のたまける事その證據なり、武士たるものは、一本鎗の小身なりとも、武士の心を氣高く持て、十二三四もならは、早く右の品を心付、能々云聞せ、先にうつらすは、出家か町人になして仕廻ふへし、さなくは左樣のもの武門に有ては日本の患なり、

又御意に、我若年の時駿河に在て、物讀坊主に三哲といふものか書たるを聞つるに、三要三切といふ事あり、先三要とは衣食住、三切とは軍賓旅也、衣食住の三要は人々常の用也、この用意專一なり、さて軍道具客道具旅道具、是又武士の肝要なり、右の品々を分限相應にして後に、外の事をなさすへしと云たり、是は聞えしこと也、一言にても用に立事也、我幼き心にも肝に銘して聞覺へたり、我是に全註を加へたし、三要三切三行としたし、三行とは道藝儉なり、武士たるものは道にうとくしてはならす、道義を第一心懸へし、又道に志し賢人の位にても、武藝を知らねは軍役に立す、又不勘辨にしてすりきり果てはならす、

遠州中泉御殿に被レ爲レ入御意を爰に錄す、

鷹野は筋骨を働し、手足達者になり、風寒に觸習ひて、身健にあた病なし、朝起に宿食を消し食味よく、日中の働きに身も草臥て夜遊なく、能寢て女色に遠かり、自然の養生壽命の持藥を用る心也、

大將以下の諸士若殿原の美服着し、駕籠乘船乘往來するは、公家の流れの樣にて弱く見ゆ、年五十より内は、絹紬木綿なとの地ふとなるを着し、素足にわら

の種と成るもの也、

又御意に、主人か家來に加増を與へ、或は褒美なと取らするを、其分に過たるやうに覺候は、大本ト愚痴なる故なり、加増を遣し褒美をやるへき筋違の事にて遣れは、先に倍して萬事よく調ふものなり、常に賞なく爵のみ有時は、家來の心違ひはなれて、後には其家傾く者なり、兎角大家ほと、家來に心を付る事第一の義なり、家來の心はなるゝをは、力業なんとにて能する事は我は成間敷なり、

又御意に、我好て書物を讀せ聞には、六國家を治るものは、四書をよく〳〵見聞せすんはならさる事也、是も長々しき事にてならすん者、墨子をとく〳〵味ふへし、但し人にもよらんか、我は左樣に思ふ也、

又御意に、我近頃書物を改板さするは、何れも古板はあしき故にすると思んか、左にはあらす、斯の如く古板を改板させ、字義の間違等に心を付改さすれは、人道の吟味是より起ると思ふゆへ也、天下其風になれかしと思ふて也、

又御意に、國々の大名惣て天下取ロ云に及はす、高祿知行を取事は、身を樂をする主本にてはなく、入らぬ者と覺へたり、是始終を勤さる故也、先に我目利を以て、國主或は大名にて人の上に立置は、國家を守らせ、民百姓を安からしめん爲なり、天道も又斯の如し、さらて身の歡樂か本意にあらす、歡樂か本意ならは、皆々天道より服種にしたまふ筈也、

又御意に、男は男の心持たるかよし、歷々の者か、女童子に氣を奪はれて、業平侍となると見へたり、左樣の風有て之者は、我堅く嫌ふなり、昔よりの說に、武士の武士くさきと、味噌の味噌くさきといけぬものなりと、下劣の諺にもいふなれと、先は脇よりみての事にてやあらん、定て公家か町人の評判なるへし、武士はなるほと武家くさく、味噌はなるほと味噌くさくあれかしとそ思ふ、武士は何くさくしてよからんや、公家くさからんか、出家くさからんか、職人くさからんか、むしろ百姓くさくてよからんか、味噌も腥やさくも、こわくさくても、血くさくても、腐くさくても何かよからん、たゝ味噌の生德味噌くさきかよかるへし、右の武士は武士くさくてよからぬといふ說は、武士きらひのものか風と云出したる言なるへし、左やうの者はふんとしを除てさやふをくれたし、

其故は大名かあまたの家來にもてはやされ、不圖のり、殿樣風を吹せ、氣隨か增長して我儘になり、我心をも取留めす、何もかも氣まゝに成行なり、時に其方なとかやうなるもの有て諫言すれは、聞か否や無正に腹を立、此方の情に戰ふ故に、めつたに憎く成て、眼くらむほとに成行なり、然るを能と心を取かへし、氣を鎭めてみれは、慥かに家の爲國の爲には代られす、さても是か我儘かな、これに負てはむさとしたる事とて氣に勝て、苦けれとも一口飮て見れは、怒熱さめ、情も靜になり、快氣するなり、扨無上に事の受たる事は、身を捨て藥を捧る臣もなく、又怒る氣の中に耳を開く主人もなし、もしなくは天下の稀ものそとの御意也、

又御意に、愚人小人といふものは、他人の惡を手本とし、何某は箇樣々々なり、我ほとにはなと丶云、君子は他人のよきを手本とし、惡きをは始よりとりあけす、何としても古の聖人君子には及はれすと、身を愼み行ふなり、兎角智惠の自慢の有ほとは、愚の九つ時分也、

又御意に、我妻子家來までも其情を察し、かくこそ思ふらめと推量して、その心根に恥て、我身をたしなむへし、何と思ふともかと思ふとも、我は我次第と氣隨に任せて振廻ふ時は放逸になり、後には必人を取失ふもの也、

又御意に、物の本を讀事は身を正しくせん爲也、うつしこゝろにて讀は、強ち何の用もなし、一句先ては我心頭に引受、一言聞ては其まゝ用る筈なり、歷々の物識り、一句も我物にならす、これを論すれは、只物識といふまてにて、何の役にもたゝぬなり、

又御意に、天性勝れたる人は少く、大かた百萬人並なるものなり、然るを能々墨曲尺をあて、去り嫌ふては、人は大かた無きものなり、是に二つの目の付やうあり、大工の木を遣ふやうに、夫々に用ひ、また大道中の如く、何もかた通る工夫あるへき事也、

又或時御意に、何と見ても女はかしこきほとすまぬものなり、かしこくて能すむ女も、有ましきにてもなけれとも、七人は賢女とて、昔より少なき事なり、男に賢人のなきか如く、女には猶稀なるへし、必々物の密談なと聞すへからす、只愚人同然に心得て、それそれ相應に育てよし、油斷すれは氣を取られて、惡事

に入らさる事なりとも、臣下家來の忠臣の心を以て申事は受る筈なり、何事にも己か氣隨を立、人の異見を聞さる者は、大家は上下の心放れ、善き人は何方へ行やらん、家中次第々々に人なくなりて、後には人を持たすに、家は人の出入薄くして、われ口人になりて、果は家を破り身を失ふ事、近代いつれ〳〵の家を、まのあたり見さるや、第一この處を恐て、深く心を用ゆへし、三つには、たとへ堯舜ほとの智慮ありとも、己か心をたのむへからす、天下は天下の智慮を用ひ、國家は臣下の智慮を用ひ、夫より巳下は家内朋友の智惠をよく用ひて、おのれか智惠をたのむへからす、我等より大までに味ふ所、天下を治る事は、取分我智惠を立てはならぬものなり、人の智惠を受て用ゆるときは、日本に唐を添て治めてもつかへなし、小人は自慢して智惠をかさり、何事も人のいふ事を防きて聞入す、高慢をおし立るものなり、これを獨夫の桀紂ともいふ、大惡人なり、四つには、内升の事を能能聞てをき、さて人の非をたやすく取擧へからす、人の善を助けよき者を好むときは、風俗自然と直るものなり、古人のいふ、賞は小に輕も賞し罰は大に重きを罰せよとあるも此こゝろなるへし、五つには、内外の事に數多の心得あり、必一人を用ゐ事なかるへし、又佞婢の心なと少しにても有ものとしらは、堅く用る事なかれ、一遍聞て極る事なかれ、我氣に入たる如わらへの内縁を用ゆる事なかれ、心を直ふして耳に聞目に見、脇にためして實を取へし、子細はその諂に乃もの君子にあらねは、心に合せて告るものなる故也、道には違ふ事多し、毛頭依怙ある時は、大に違却するものなり、ある人義經の歌とて見せけるに、

見ぬところ見てこそゆかめ大將の
かけのまなこの目にて見るなり

この歌を感するや、實は大國を治るもの、おのれ一人にて何も角も見聞せんとは、十か一つもかなふへからす、正直なるものを五人も十人も目付にして、しかも銘々にしらすへからす、一人々々に言譯を能聞て揃はゝ實正也、少しも違あらは、よくためして後に事を行ふものなり、是は小身家の事にて、天下を治るには目付も色々入もの也、

又或時御意に、金言耳に逆ひ、良藥口に苦しといふ事、子供もしるといへとも、實は歷々もしらぬなり、

不レ仕と申上る、其時御意に、いや左様に深き事にてはなし、先吾先祖のその初めの世に、天道より命令をうけて人となり、それより段々父より我までに成り來れり、さて子孫に繼く事は、我より繼にあらすや、然る上は先祖より下は是子孫の取次役にてはなきか、扨又取次といふ事は、天道の命を段々に守り繼く事なる故に、御の字の一大事の處なり、その爲に天道我を生して役人とに立置るゝ也、疎かに心得る時は、仕置にあふ事明らかなる道理なり、

又御意に、侍たる者は常の者に替る所一つあり、恥にはなるましきと思ふ處を恥る事眼前也、其譯は、心底の所はたれも知らされは、恥なき處なり、然れとも後人よりこれを見れは、前なる事は何としても知るゝもの也、人の知不レ知にかゝはれは星にあたらす、車ひしの萬病圓といふは、誠を守る一種の事なり、これを夫々によりて名を替る時は、主には忠親には孝、臣には禮子には慈、同體異名なり、然れともこゝに一種の子物あり、信しやと思ふても、誠の信やらん知るもかたし、こゝに一つの工夫をなし置たる事あり、殊の外自慢なりとの御意なり、某平入進んて、願くは承知仕度奉レ存候と申上る、その時御意に、これ我秘藏の事なれとも、達て所望なれはいふそとて仰出されしは、信すきにひたと昧へは、眞の法を知る事其中にあるそとの御意なり、

又御意に、大身小身とも、家中扶持する程のものは、守りにして首にかけて居るへき心得、大かた五个條あり、我常に是を用ゆ、汝等に傳受するそ、一には、人を撰ひなり、よき人を持つ時は、一切我は云に及はす、思ふほとの事叶ふは其中にあり、善き人と云に心あり、男ふりあしく、公儀向不調法に、物言少なく心正直にして、主人の爲を第一に大切にして、身に替て諫をなすものを上とす、譬ひそのもの分別なくとも、諸人の手本になるを以て我擧用る也、次に諫を納るゝほとの智慮なくとも、奉公疎略なく、精を入て勤るものを中とす、我得たる所を賢く勤め、又それほと◎誤脱アラン私も多、今にもきゝ心もさわかしき者を下とす、我この曲尺を以て目利するに、勇も大方夫ほとはあるものなり、二つには、我心の極めやうあり、先家の爲ならは、當時の善惡をかまわす、何事にも替られすと主本を立へし、斯の如く義立つ時は、いかやうの氣

後も克々相心得候樣御敎訓被レ成度候、かしく、
　二月廿五日
尙々、くれ〴〵も國事隨分御心得可レ被レ成候、右の通御育被レ成候得は、案事申事無レ之候、巳上、

右は神君大御所駿府御城御安座之砌、二世將軍秀忠公之御臺所ゟ被レ進候御書拜ニ寫之一、忝可レ奉ニ拜誦一者也、

秀忠公御嫡男　竹千代君　御腹　春日局
　三世將軍家光公也、左大臣、
同御二男　國松君　御腹　御臺所　駿河大
　納言忠長公也、從二位、

本多平八郎聞書

我若年より大君家康なりの御近習に侍り、幸ひに御心に合て、憚なく相勤るを以て、學問なとするに暇なし、文盲至極なりといへとも、大君の金言を不斷承りたれは、家を齊一國を治る事、少しは心得たるやうなり、大君天下を知召に至て、我等も御慈意の御惠みにて、大身となし給ふ、如レ斯御厚恩なれは、子孫の汝等忘れ奉らさるやうにと存し、則ち承り覺たる所の御意に、大より小に至るまて、先つ心得へき事あり、第一に人として恩を知らすんは人にあらすといふ事は、誰も〳〵いふ事也、然れとも是に近道のある事を知らす、主を主とし親を親とすといふ事は、いかなる愚鈍なる主にても無理なる親にても、やれいとしやれ笑止やと育て、如何にもして主は主の道を立、親は親の道を立るやうに、寢ても起ても思ふか第一の事也、扨左樣に思ふに付て、わか身持をたしなますしてはならさる事は、勿論其中にあるなり、一旦の欲心にて、莫大の恩を忘れ、おのれおのれか身を立る心にては、何としか◎脫字アラン我心を知こと守らんや、この心よりおこれは、誠にも叱るにも皆欲心也、此心を辨へされは、褒るもいとしかるも、みな己か欲心なりといふ事を知るへし、能々こゝを辨へ、深く味ふへき事なり、

又御意に、文盲なるものゝ心得へき事あり、其心得といふは、我は御取次の役人なりと合點すへし、その義いつれも合點仕候哉との御意なり、何も指當り合點

口、まして並々の者は決てぬけ勝の事に候、その行届ぬ所は、主人より行届候樣に心懸、不調法に成らぬ樣に致し、召仕候事心懸の第一に候、召仕候者の科を申付候は、多くは主人の科にて候、

幼少の者、得手氣に入らぬ事を申聞候得は、側に有あふ器物抔をなけほふり物を損る事、幼稚の虫氣故と斗り心得捨置申物に候、虫氣に候はゝ灸治藥用致し、募らぬ樣に致へき事なり、成人の後氣に入らぬもの有レ之候節、物を損ひ候事まゝ有レ之候、これ全く我儘の募り候物也、器物は損候とも、其通の事に候得共、後には召仕の者の氣に入らぬ事申候迚、手打に致し氣さんしと致したる樣に覺申候樣に成行事に候、病根深くならぬ内早く直すへき事に候、

一主人たる風儀は、側廻り召仕の者の風俗大切に候、一體上みの事下へ知れぬ樣、下の事能上へ知れ候樣有度候、とり分氣に入りし者の風俗心懸肝要の事に候、其者壹人にて、一家中の風俗變、善惡有事に候、

一治世にも身を樂に持事保養あしく、何れにても業無時は、好色其外いろ〳〵の事出來候まゝ、朝起より寢までの行規を定め、日々その通に致候事、食事も常常美味はかゝたへ候ては、うまきものにあらす、平日の食物隨分輕き味のもの宜候、月に兩三度は美味も給て、能々承りおよひ候、

一近年日牌念佛六萬扁口口唱候事、老人の入らぬ課役にて候間、遍數へらし候樣皆々申聞候、成程へらし候はゝ樂に成候得共、幼少より戰國に生れ、多く人を殺し、責て罪ほろほしにもなり候半と、且若年より一日も隙に暮し候事無レ之身故、當世は靜故隙過て困り入申候、なんその業を致度候へとも、文も入らぬ事ゆへ、念佛を日々の稽古事の代りに致候故、毎日朝起致し、夜も早く休不レ申、怠らぬ樣に心懸、夫ゆへ食事のあたりもなく健なれは、まつ念佛の蔭とそんし候、古より申侍候は、先人の行義を亂さんと思はゝ、平日の起臥の刻限と、食事の日々同刻には、多少の有にして、行儀の作法の正不正知れとかし、左樣に可レ有レ之事と、惣して氣丈夫過はあやうき事に候、勇氣はわけてなくてはならぬ物と、且和に大樣に有度事に候、側に召仕候ものかさつ無レ之樣可レ被ニ申付一候、右の通能々御申聞せ被レ成旨、直に父母兄弟の禮儀亂さぬ樣、呉々御育可レ被レ成候、此文は國ゟ御渡置、成人の

らぬと申事まゝ有レ之候得共、夫も議に依て破るは破るといへ共行るゝ物にて、多くは我智慮の短より國郡を失ひ、譬は弓を克射る者、手前をよく曳渡し離にて馳レ之、又は持出るとして初のよき手前徒に成樣なる者にして、兎角十分ならぬは、堪忍の程はなき者にて候、日本にて堪忍十分の者は楠正成壹人にて候、勤めに一向堪忍の氣なくて言葉も出し行しは近世武田勝頼にて候、夫故一生行ひ道に叶はす、先祖より數代の家を失ひ、身を果し候眼前也、織田殿は近代の大將にて、人をも能遣ひ、大氣にて智勇も勝れし人乍ら、堪忍七つ八つて破れたる故、光秀か事も起り候也、太閤樣は古今の大氣、智勇至て堪忍强かりける故、卑賤より出て、貳拾年の内天下の主にも成られ候程の事に候得共、餘り大氣故、分限の堪忍破れ候、大氣程よき事はなく候得共、夫も身の程を知らす、萬事華麗に過分の知行、其外何にても人に親すは、大氣にて成るゝ奢物と申ものゝ事にこそよれ、其外人に施には、所有其分限に當るこそ能事に候、奢心なく物每儉約を用ひ、常にその程をよく知を以て、政道正敷と申すなれは、下々は過分の知行其外給りもの其分限に應し與れは、奢ものに引當て、恪嗇者抔と取沙汰致し候者過分にては、右より明君賢主の過分に、のり物萬事華麗の行ひなく、身を愼み儉約は用ゆへき事に候、

一惣して召仕の者の、何そ仕落不調法有と唱る事、其者能心得とく心致し、向後は改させ候樣に致す事、主人たる者の專一に候、我等若年より專心懸候故、異見を加へ候者、皆誤りを不レ改者はなく候、兎角いかよふにも人のすゝめぬ樣に致候事、まつ過ち候者へ、其事はかり申てしかり候故、心得違いたし、主人を恨み候樣成り行、夫迄よく勤候者も、不足の心出て不勤となる、主人を踈む樣に存候事、全く異見の致方あしき故、人を捨ると申もの也、惣體異見の致方は、其者を呼出し側に壹人取なす者を置、外の者を退け、常よりも詞を和け、前方其方はヶ樣の節も何の手柄をいたし、何の節能勤め候抔と、其ものへ心を悅せ、其後ヶ樣の不調法、其方に似合ぬ事と克々申聞せ、吳々も此後は相改、前々の通心懸候得と申聞せ、其利に附て身の過ちを取分相改候ものに候、主人たる人壹人にても能人出來、如何樣の輕きものにても、科人出來ぬ樣心懸、身を愼み候事肝要にて候、如何の行屆かぬもの

ゆへ後には何事も先内談いたし候樣に成り申候、
一身の嗜の事、人の好嫌得手不得手有之事は、兎角もの〻片よらぬ樣にいたし候事、譬は四季の花いろいろに咲申候て路有之候、其中にどくだみと申草花香あしき物にて、何の用にも立申さぬ草のやうなれと、濕の藥にて候、煎じ用候へは、殊の外能藥にて候、其如く何藝にても人の覺候事は承り置、何かなの時入用の事あるものにて候、第一自分に不得手の事は、人の致も忌嫌ひ候もの儘有る事に候、夫は大名の別て致さぬ事に候、我等中年の頃迄は、碁を一向に不存、人の打さへ無用の氣つまりとて、眼の毒樣におもひ、うつけ物と思ひ居候處、近年少覺候得は、雨降の徒然折は慰にも相成、先達てうつけ者の樣に存候者は相手に致し候、是にて察し候、何事もせんなき事は往古より致置ぬ事に候、くれ〳〵も自分氣に入りし人を善と存、氣に入らぬ者を惡と存せぬ樣に致すこそ事一の事なれ、且身の智慮屆ぬ事を、朝夕に存る事に候、
一堪忍の事、身を守る第一と、何事の藝術も堪忍なくては覺ゆる事ならぬものにて候、天道に叶ひ身の我儘を致す堪にんは地の理に叶ひ、先祖より傳りし一郡一城失はぬ樣に堪忍の人和を得、我氣隨を出さぬ樣に心懸、身體悉堪忍を用事に候、仁義五常を本として、召仕ふ者幷民百姓、賞罰を正し、踈きを惠み近きを罰す、其仁の堪忍也、君に仕へ身命を顧す、一度約して變せす、是義の堪忍也、人の事を先にして身の事を後にし、起より寢るまて行儀正敷するは、是禮の堪忍なり、我に慢して人を蔑にせす、是智の堪忍なり、君父に仕へて、假初にも表裏輕薄をなさす、古法を以て智をみかき、美器幷美服美食に心を動さす、是目の堪忍なり、美好を好ます穢しき匂ひも犯す、是鼻の堪忍なり、雷また戰場にて弓鐵炮の音にも恐れす、先陣に進み高名を遂る、是耳の堪忍也、酒を過さす美味を好ます、是口の堪忍なり、其外手足にも堪忍あり、右堪忍を一生の間全守る人は、大身は家を起し國を治め、小身上を起し家を治む、堪忍の成事は十分に致すにしたかひ、致さぬものは家をも國をも起す事能す、譬は十の内八つ九つ守り、末一つ二つ破候得は、悉破りし樣にて、夫迄の堪忍は徒に成行ものにて、大方の堪忍はつらき物、是迄は致し候得共、最早堪忍な

れ、第四に召仕の者に踈れ、第五に我身の願も悉く叶はす、右五ケ條の通成行候得は、天道をうらみ、後にはこゝろ煩しく、心亂るゝより外無レ之候、幼少より物毎自由にならぬこと、能々心得させ申度事に候、

一大名は惣領は格別、次男よりは召仕もの同樣に心得候樣、呉々被二申付一度候、次男の威勢つよきは家の亂の基に候、

一幼少の節は萬事右樣に、輕きもゝの言まねさせぬ樣に心得候事、併あまり右樣過ては、又下情に委しからす、慈悲の心薄く成り申候、常々の遊にも、國の名產或は大名の家柄の事、幷家來共の內にても、あれは何の代より譜代の者、何の節何の手柄を致し、何の節何の高名致し候子孫抔と咄し候得は、幼少より家中の者に如在にならぬ事とも聞覺候故、成人の後自然と政事の仕置行屆申候、大名の自身嗜候事は弓馬第一、次には長刀鎗劍術心得可レ申候、心懸なくてはならぬ事に候、

一學問は大名の自身博學に成候事は及ぬ事に候、學才有レ之者に常々其道の講釋承り、其外物に正理善惡の事、善人の行義作法、名將忠臣の道等、又佞人主人の眼をくらまして國を亂し、代々の國郡を失ひ候事は常に承り置、我身の曲尺ゆるまぬ樣心懸第一に候、

一兎角人の道は五常を守るに懸りて、其外にも我身の鏡ならては何事もしれぬ物、常の鏡と違ひ、外より磨く事はなく、我心を心にてとき立候事故、我身の行ひ惡しきは、鏡の照らぬ故にて候儘、其曇らぬ樣に致候事は、常々の行ひの善惡、人に尋るより外無レ之候、且善惡を聞事を歎ひ、其座にて其惡を改め、善を作るものへは褒美を與へ、召仕候後は次第鏡は照し、身の善惡はその序にて知れ、家中のよしあし民百姓の取沙汰、居なから知る事にて候、身の善惡を聞事を好み候得は、佞人も氣に叶はす、日々に遠さかるもの也、身の善を聞事を悅へは、忠臣は日々に進み、忠言を聞時は、一身の行天地の道に叶ひ、民の主たるもの第一に候、召仕もの利口にて、きてんものゝ取入處にて、何事も正直成ものを撰ひ召仕候事第一の事に候、

一井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人に言を承り居、氣重く見へ候得共、何そ了簡決し候得は、直に申ものにて、取分我等何そ了簡違か評義違か、爲にならぬことは、皆人の居ぬ所にて、善惡を申ものにて、夫

は、初め二葉の節、人の生立と同し事故、随分養育をいたし、最初一二年とやら枝葉多く成り候節添木致し、直に成候やうに結立、其内悪敷枝葉はかきとつて年々右之通手入いたし候得は、成木の儀直なり、好木に成り候、人も其通、四五歳より添木の人を付置て、悪敷枝の其後に育ぬよふに致せは、直に能き人に成申候、幼少の時は、育さへすれはよきと心得、その儘に致置、年比になり、急に異見を致候ても、我儘のあしき枝はかり茂り、本心の本木は失ぬ事故直り不㆑申候、是に付今存寄候義有㆑之候、三郎生れ候節は、年若には子供珍敷、其上初めひかゐすの生れ故に、育さへすれはよきと心得、氣のつまりたる事は致させす、氣儘に育、成人の後急に申聞候得共、兎角幼少の時、行義作法ゆるやかに捨置ては、親を敬ふ事を不㆑存、心安そんし、後は親子の爭ひの樣に成候間、毎度申ても不㆓聞入㆒、却て親をうらみ候樣に成ゆき候、夫に困り、外の子供は幼少より我等前にて行儀作法よく仕付、若し少しにても不行義我儘の事は、我等へ隠し不㆑申、一々申聞候樣申付置候て承り置、我等前へ出候度每に叱り、又はヶ樣には致さぬものと一々申聞候故、影日向なく直に育申候、第一親をおそろしかり候得は愼よく、親に孝行を致事を覺申候、其上に小身ものと違ひ、召仕候ものゝ申立を能承り候樣專一に申聞候、親の有内は愼候ても、親のなき後は我儘に成り、國郡を失ひ候もの古より多く有㆑之候、兎角常々側にて召仕候守りの者、第一孝行と天命と下へ慈悲を心懸、武家の事幼少より申聞候得は、自然と身持も能成ものに候、君臣と申事は定りし事候得とも、君たるもの臣を君と心得候事專一のよし、我等幼少の時安部大藏每度申聞せ候、尤老臣として君に仕候事、如何に無理なる事を被㆑仰候とも、無㆓是非㆒承り、無道の君へ事へ候得共、夫にてはまさかの時用に立ぬものにて、兎角何事によらす、上より慈悲をかけ、贔負偏頗なく、賞罪を正し、臣を君の本と心得候へは、能心付臣の有㆑之ものに候、大名なれは召仕候者なくては大名の詮なく候、兎角幼少之者ゐは、召仕ものゝ申立を能聞て、たゝ御申聞せ被㆑成候事專一の事に候、人を鏡として身を正し候より外無㆑之候、

一我儘にて我願望叶事決てなき事候、第一我儘にては親を恐れす、第二に親に踈まれ、第三に朋友に踈

松のさかへ目次

松のさかへ卷一

家康公文のうつし

一筆申入候、まつ〳〵日增に暖氣に成候て暮能候、その御程彌御無事、和子達も息才に候哉承度候、冬年はゆる〳〵御目に懸り、何角御兩所かた世話にも、老後のたのしみに御座候、其趣表へもよろしく賴入候、一竹國殊の外成人悅入候、夫に付先頃其地へ參り候節、竹も附人の義被二申付一候樣申置候、定て被二申付一たるとそんし候、

一國事は一體發明の生れに付て、重疊の事、其御方別て御秘藏の望、左樣に可レ有レ之事に候、夫故存寄を申入候て、能々御心得生立候樣可レ被レ成候、

一幼少の者利發に候迚、立木の儘に育候得者、成人の後氣隨我儘ものになり、多くは親共申事さへ聞ぬよふに成候へは、召仕者の申ことは猶以不二取用一候、左候へは後に國郡を治る事は扨置、身も立ぬ樣に成り申候、一體幼少之節は、何事にも直をなるものに候まゝ、如何樣に窮屈に育候ても、最初より仕付次第により、存るより太義にもなく候、これを植木に喩候へ

體に見へ申候、彼者馬强く候間多分被レ打間敷候由申上る所に、追付今一人の者罷歸、初め申者の如く申上候得は、松山を此方ゟ取らんと被レ仰、御取被レ成御勝に成候由、是物見功者故也、又或御陣に物見被レ遣候得は、罷歸申上るは、敵の大將殊外せかれ好き、兵士を皆ひたと先手ゟ被レ遣樣子に相見へ候、唯今御旗本を以て敵の旗本ゟ御懸り被レ成候は丶、御勝にて候はんと申上る、其申上る如くに、御旗本を以て敵の旗本ゟ御懸り候得者、即時に御勝に成しと也、是亦物見の功者故也、物見に行て先へ不レ行して歸りて、耻もなき事をいふは不レ見より劣り也、先へ不レ行して不レ知と云へは臆病者と云れんとて、知さる事を必すいふへし、是殊外妨なり、

寛文三年於二備前御燒火間一、五郎八樣、香菴樣、並老中ゟ村山越中事御咄、

一御言に曰、越中喧嘩嗜きにて有レ之由、誠に如レ斯成者は己か身を殺すのみならす、人を害ひ又家中の風を惡敷仕候、

備藩典錄四冊、令二門人梁信卿謄寫一也、信卿已逝矣、手蹟如レ新、逝者不レ返、嗚嗟、

朝黄裳文若記

古者國君即位而爲レ椁、出レ疆必載レ之、蓋先王之成法也、故備前國主羽林源君諱光政、嘗好二古道一、喪祭之禮、一從二先聖之舊典一矣、於レ是造二椁二箇一、一置二于備陽西城一、一置二于武江館一、以預爲二送終之備一也、臣永忠嘗承レ命主二其事一、命レ工作レ之、材必擇二其美一、工必致二其良一、明考二舊制一、詳盡二善術一、而使三之無二毫髮遺憾一也、既而羽林君以二天和二年五月二十二日一薨二于備陽西城一、因用二西城所レ置之椁一、以葬二于和意谷敦土山一矣、乃遠致二武館之椁一、以藏二諸閑谷庫中一、以備二乎永世之觀考一者也、　椁棺其目、

○一枚七里板○十九箇假榎○二十一箇眞榎子○一包喪椁袱子（白木綿、有二二重一合レ之）○四條結袱縄（椁布縄、縱者一、横者一）○一箇納レ椁桐匱具二鐵鎖鑰一○一箇鑿椁棒○一箇居（スエル）レ匱臺

有斐錄終

候間免可レ申候、重而者免す間敷候間、嗜み可レ申と被レ仰由、仔細と被レ仰候事は、彼大坂御留主之事に候、此事に付能覺咄候、誠に其時分は、輝政様御威勢夥敷事にて候、姫路の事は置き、備前ゟも諸大名上り下りに被レ寄、又輝政様駿河ゟ御越之節にも、尾張様紀州様なと阿部川迄迎に御出被レ成由也、

同年二月廿四日朝、於二御燒火間一伊木長門殿、池田信濃殿ゟ御咄、

一御言に曰、惣して書物を寫し候に、書落し候事は有レ之間敷儀也、早く書仕廻度と思ふ心より落候かと思候、一字々々に心を付書候はゝ、退屈も不レ仕、字も落間敷なり、司馬溫公は、通鑑と云大分の書を自筆にて被レ書候に、一字も不レ落草字も無レ之と也、

同三月十五日於二御燒火間一日置猪右衛門殿に被レ命、

一御言に曰、伊賀方より申越候、指上ケ物之事無用と可二申遣一候、火事に逢候者は無用に候、上様よりも火事に逢候故、參勤御免被レ成候、江戸より申來る屋鋪石垣切り合せ之事は、如何可二申遣一哉と猪右衛門殿被二申上一候得は、仰に曰、常の石垣に可レ仕候、惣して悪き所へ皆心行候故、相違成事多く候、造作不レ入様にとて、そう〳〵にすると思より、世間並を見くらへ好く仕たかると思候、瓦葺なとは火事之爲に能候故、早々申付好く候、石垣は切合にして何の益も無レ之候、其様成益も無レ之所へ造作の入事は不レ爲者にて候、

臣思ふに、無用の所ゟ財を御費し被レ成候得は、民を御助被レ成事も不レ成、其上民の精を出し候物を無益の事に御遣被レ成候は、天道ゟの御恐れと被レ思候故也、毛頭財を御惜み被レ成にては無レ之事也、

寛文元年八月十八日、於二備前御數寄屋一香菴様ゟ御咄、

一御言に曰、凡そ軍中にて物見程大事なる事は無レ之候、物見か勝負の本にて候、權現様の御使番兩人物見に先手ゟ被レ遣候、罷歸申上候は、殊外馬煙立候、多分味方敗軍と見へ候、かれに見候松山を敵取らさる先に御取被レ成候はゝ、御勝にて候半と申す、今一人の者はと御尋被レ成候へは、今一人の者は先の様子を委く見可レ申とて先ゟ參候、敵方より二騎にて付け候

親に掛りたる様に候はんに迷惑可ㇾ仕候、惣して三四は剛強成歟と思へは温和なり、温和成歟と思へは剛強なり、生質何共可ㇾ名付ㇾ様無ㇾ之人なり、

萬治三年六月廿六日、於二備前御城月の間の縁一、津田重次郎被二仰聞一、

一御言に曰、松は君子に譬へたりしと、誠に左様にて可ㇾ有ㇾ之候、何れの地をも不ㇾ嫌能そたち、餘りけやけく見事なる所も無ㇾ之、夏冬共同事にて候、草にては蘭をも君子に譬へりと、是も誠に左様にて有ㇾ之候、尤見事成所も無ㇾ之、近くにては香も無ㇾ之、遠き程にほひたけく、葉の伸様も漸々に少つゝ伸る者也、竹をも君子に譬へしと、誠にすらり〳〵と直きは見事なる者にて候、梅を賢人と世間にていへ共、心得損ひと思はるゝ也、つんとしたる者を賢人と思ひ、梅のつんとしたるに似たりとて、左様にいふけに候、誠の賢人は唯つんとすへきや、大成る心得違ひなり、

同七月五日於二北御居間に一、津田重次郎に被二仰聞一、

一御言に曰、此様に石の悪きを擇すつる如く、凡情の心の悪をひたと擇捨てなは、後には悪き心はなく成へし、

同八月十五日、於二御國御數奇屋一、備後守様、五郎八様、香菴様へ御咄、

一御言に曰、常々恐敷といひし墓原の先に、敵陣取て居るに、夜忍ひ物見に行て其墓原を通候時に、何の心も不ㇾ付之由聞候、其故は先に大きに目付候處有ㇾ之に依て也、心も目付候所有ㇾ之候はゝ、少々の事は心に不ㇾ懸筈にて候、

萬治四年二月三日、於二備前御焼火間一、五郎八様、信濃殿、八之丞殿、猪右衛門殿へ御咄、

一關ヶ原御陣之剳、大坂諸大名衆人質之事御咄に出、津田左京大坂の御留守を首尾能仕廻候とて、輝政様殊外の御機嫌にて有ㇾ之しと、其左京は左源太か爲には何にて候哉、父歟祖父歟とて重次郎を被ㇾ召御問被ㇾ成、祖父にて候と申上る、父は何と云し哉と仰に付、彌二右衛門と申候と申上る、其に居て聞候へと御意にて御前に伺候す、御言に曰、其左京楚忽者にて、輝政様へ、加様に御前御全盛なれは、追付天下は御前へ可ㇾ參と申上候得者、輝政様殊外御機嫌損ね、常の者に候はゝ成敗も可二申付一候得共、左京は少仔細有ㇾ之

一御言に曰、此中聞候日根半助被ニ死去一候に付、跡目之事、側腹に圖書とて十六七なる子あり、又本腹の子に十二三なる有レ之、半助内々此十二三の本腹の子に跡可レ讓とて、上樣ゟ御目見も去年仕候由、然る所に今度半助死去に依て、跡目の事に付、此十二三の子は兼松又四孫にて有レ之故、又四被レ申候は、長子にて候に付、圖書ゟ跡目被ニ仰付一候樣にと可ニ申上一候得共、弟早や御目見申候事なれは調間敷候、左候得は千石を二つに割、五百石圖書、五百石本腹の子ゟと可ニ申上一との事に候得は、半助一類衆被レ申候は、尤にて候へ共、半助千石の知行所惡敷候故、千石にてさへ手前不レ成、御用を勤る事成兼候、貳つに分ては彌以御用勤候事成間敷候間、本腹の子に千石其儘被レ下候樣に可ニ申上一と被レ申由、又圖書も自分に跡を少も取間敷由被レ申旨、夫に付石谷土入に又四被レ申候は、兩人申分御聞、可レ然候樣に御指圖頼申由被レ申候得共、土入被レ申候は、我等被レ頼候事に候間、我存知寄可レ申候、尤二つにして手前不レ成御用調間敷事なれ共、心に懸る事をしては、一代心に懸り候間、氣味よく二つに分被レ下候樣に被ニ申上一可レ然候、手前はともかくも成者にて候と被レ申候得は、尤也とて其通に成候由、誠に又四土入圖書言分皆以聞き事なり、

一又曰、此中聞候、石谷土入被レ申候は、此間井伊玄蕃殿にて、猿樂共に銀を遣すを聞候に、夥敷事、扨々分けも無レ之事にて候、今度初て聞候、是は又上の御爲にも不レ宜事に候間、奉行衆ゟ申、減らされ候樣に可レ仕と存候、脇にて聞候者は、隱居して不レ入指手を申、今に世間を仕たると定て可レ申候得共、某思ひ候は、何程引籠可レ居とも、天下の食をはみ居申からは、御爲に好と存知候はヽ、何事によらす可レ申覺悟也との由、誠に尤なる云分なり、隱居して最早よきとて、主人の爲に好き事を不レ構事は無レ之道理にて候、

同正月廿四日夜、於ニ御燒火間一三宅可三、大須賀宗傳、久世三四郎殿より罷歸、三四郎殿御死去之由申上る、

公殊外御悼惜にて、御言に曰、三四郎殿之樣に江戸中の者に惜まるヽ事は、古今に少き事也、予なとか如く咄候者の惜むは尤成事に候、不レ咄者迄も惜み、三四郎死せられは江戸市中の者力を落し可レ申候由、誠に德ある見事成儀なり、此人與力同心家中は、百姓迄も

同十七日夜、於レ亭信州公、小堀彦右衛門、草加兵部御前に伺候す、

一御言に曰、信玄の軍法は楠の軍法に劣るましけれ共、徳なくして、唯法度の嚴しく、謀略の巧みなるを以て爲したる者也、然る處に信玄一代計にて終り、勝頼の代になりては、謀叛人多く散々に壞亂せり、誠に楠殿は徳の厚き故、其身一代はいふに及す、子孫末々迄終に謀叛の心なく、正儀は代々忠臣なれ共、一旦の讒にて大將を被二取上一、人の旗下に屬し候得共、少しも怨る心なく彌忠を盡たる、誠に子孫迄左樣の風俗の殘る事は、ひとへに正成の徳の光なり、

一又曰、惣して軍法は大勢によらぬ者也、長久手の戰に秀吉方は大勢也、權現樣方は小勢なり、然るに權現樣方の者は、下々に至る迄、今日の軍は敵は身方一人に十人當なれ共、なんても十人なとは切殺し紾殺すへしと思へりとなん、然る故に權現樣御勝也、其時長久手の近所口城に本多中書籠置るに、秀吉大軍十二萬の人數にて後詰を可レ爲とて押來りしを、彼城より中書僅五百計の人數にて出て附けたり、秀吉是を見て、不敵者哉、猪武者なりとのたまひしと也、中書後に此由を聞き被レ申けるは、我は意あつて附けたる事也、仔細は我小勢にて大勢に向ふ事は、敵を可レ討爲にあらす、惣して鼠を殺にさへ少しは手間入る、我を秀吉殺さる共、少の内には皆絕されまし、暫手間の可レ入なれは、其内には於二長久手一我君の御軍御勝可レ成と思ふて附たる也と、誠に見事成忠深き士也、

一又曰、惣して人々常に心得可レ有レ之、譬へは道中にても心懸、加樣なる所にて敵來らは、人數を彼方へ繰り、足輕を何方に可二繰る一なと丶、所々にて氣を付なは、其所も能覺ゆへし、又は心の働共可レ成也、

同十月廿二日、水野周防守殿、松平長三郎殿、荒尾平八郎殿來儀御的場御咄、

一御言に曰、惣して平八なとにも如何にも有レ之事也、其方の人足にても同し事也、我内の者の惡事を聞付候時は、彼樣なる惡人を不レ知して使候に、聞付滿足なりと誰人も思ふ事なり、然共左樣に思ふへき事にては無レ之候、惡人を聞候は丶、不便成事と思ひ憂る心こそ可レ有レ之事也、

萬治三年正月十五日朝、於二御居間一中川土佐守殿ゐ御咄、

を恐るゝは、心をくれて恐るゝも有へし、又惡を行ひ天命を畏て恐るゝも有へし、又病にひゝきて恐るゝも有へし、君子の恐るゝは、それにては有レ之間敷候、天の怒なるに依て、我は何の惡をも不レ爲と云て、恐さる事はなき理也、天御怒ある程にと思召、御心に不レ安、彌形容正しく敬み恭して被レ成と見へたり、譬へは公方樣にても御機嫌損ね候時、我は何の覺も無レ之とて、上の御怒を心に不レ掛事はなき理也、又は我等か召使者にても、某か怒る時に、我は何の覺へも無レ之とて、恐るゝ心なき事は有レ之間敷理也、我は何の覺もなけれ共、殿の御機嫌損ね候とおもひ、敬み畏るる心は人々に可レ有レ之事也、凡情雷は恐敷者にて無レ之といふは誤成へし、

萬治二年六月廿六日夜、於二江戸御書院一草加兵[illegible]部、尾關源次郎、富田宇庵、横井玄昌御前に伺候す、

一御言に曰、今鐵の玉出て干將莫邪か劍に可レ成といは、一門共をはしめ、皆々是は如何成けちにて候哉と云て、祈禱をし恐れ哀むへし、今人々我は何之役に可レ成、又知行可レ取なとゝ云は、鐵の玉干將莫邪か劍に可レ成と云と同事也との譬あり、誠に人々我は何之役に可レ成、知行可レ取と云をは恐れ戒候者なし、鼻の先たる惑なり、

萬治二年七月中旬、於二江戸御書院一三宅可三、横井玄昌、富田宇庵御前に伺候す、

一御言に曰、惣して我親佛法を尊ひ、死なは焚き候へ、又は佛法に如レ此取置候得と云、又は日頃佛法を尊く信し候共、葬送の時は、親の惑に不レ從、子たる者我死なは如レ此に取置れて快きと思ふ程に、心を盡して葬るか好るへき哉、可三奉レ答曰、此儀御尤に奉レ存候と云々、

同年八月朔日、佐々又兵衞殿來儀於二戴安道の間に一御咄、

一御言に曰、太閤秀吉匹夫より興りて、日本を悉く治め給ふ、尤信長公逝去之後、秀吉世を治め平らけ給ふ事、其功大にして見つへき事也、於二是に一信長公御子の中、何れにても賢成を取立て、唯今迄は精を出し治め平らけ候、最早大方治まり候と被レ申、世を御渡しあらは至極なる忠臣なるへきに、左樣に無レ之事歎敷事也、又兵衞殿曰、此義至極之御言也と云々、

せ、先々にて見たてさせ候はゝ、惣方ゟ可レ聞候、是迄も則貝の遠く聞へさる事を知候故、後覺になり候、

一又曰、唯今御長久なる御代にて候故、用に立者なしと人々いふ、然れ共唯今にても用に立つ樣に可レ成は、人々の覺悟次第と思ひ候、其仔細は若き者にても常々心掛、備の立樣、組の引廻樣をも心に入、加樣なる時は加樣に仕なとゝ思ひ、我所作を精に入者有レ之は、譬へ何方へ成共可レ遣と思ひ候、常々遊にのみ心有りて、曾て如レ右なる事を心に不レ掛者は、如何にしても遣候事難レ成、然る時は常々心懸ある者ならては遣事ならねは、是則用に立也、先ゟ行て逃へきも不レ知とも、如レ右心懸る士は逃間敷と思ひ候、惣して如二昨日一惡しき所を見て、我仕候はゝ如レ此してなとゝ心掛るは尤なり、君子の道を行ひ給ふも同し、人のあしき所を見聞給ひて、己か身ゟ省み責給ふ也、然る時は日々に改まるへし、

一又曰、人々誤りたる事有、譬へは他所ゟ行而、又は何方ゟ成共饗應に行たる時、濃茶の飲樣を不レ知して飲損ひなは、耻をかきたるとおもひ、歸りて數寄を精に入て學ふへし、又頭たる者組を引廻し樣を不レ知、譬へは碁石にても、組の引廻し樣如レ此時は如何せんと人のいふ時に、惡なりにも日頃心懸、加樣なる時は加樣にと答へなは見事成へきに、曾て不レ知して耻をかき候共、數寄にて耻をかき候程には思ふ間敷候、是誤る事甚しき也、數寄坊主なとこそ茶の飲樣を知らさるは、耻をかきなは面目なかるへし、士の數寄にて耻をかき候事は、如何にも不レ苦事也、惣して昔しの士の事簡なるも、加樣成事なるへし、士の要なる事計に心懸、加樣の不レ要事には心を不レ懸、何としても守る所多くては事に不レ成者也、只士の要なる事のみ心掛へし、君子の事簡と云も、義の有儘にして外事を不レ思不レ爲ゆへ也、是も右の事と同意成へし、

萬治二年六月三日夜、於二江戸御書院一中川佐州君、牧野數馬殿御同座、

一御言に曰、雷なとを恐れて色々才覺を以て用心すへき事にて無レ之候、人作の分にては天災遁らるゝ者にては有レ之間敷候、

一又曰、雷を君子は恐れ給ふと見へたり、論語鄕黨の篇に、迅雷なる時は、孔子夜にても起給ひて、衣服冠して座し給ふと有、凡情の恐るとは違ひ候、凡情の雷

りて取たるを、世人貪りたると云へは、取間敷を取たると後悔し、又不レ可レ取義ありて不レ取を世人取てもくるしからすといへは、可レ取物をと後悔す、凡見るに聞もいふも皆同し、是皆義と云ふまへを不レ知して、唯世間の口舌外欲をのみ本としたる者にて候、右申如く義を主本として外に不レ奪は、誠に君子の道をまなふ人成へし、

萬治二年二月廿二日御焼火の間にて、

一御言に曰、於二戰場一士頭たる者、其士を引廻し備を堅し、譬へは士廿人あらは、廿人を一致になして役に立樣に可レ爲事也、士頭ひとり高名を心懸、組を心に掛さるは、何程なる高名をしても、誠の武功とはいはれ間敷事也、足輕大將も同事也、譬へは鐵炮十人あらは、十人の鐵炮を役に立るこそ、鐵炮頭の本意たるへきに、我高名を心懸なは、十人の鐵炮は役に立つまし、備崩れて鐵炮も不レ入時は、獨高名可なり、惣して獨り高名は士の役也、少にても頭たる者は、其組を役に立るこそ頭たるの道にして、獨高名とは隔別の事也、是に因て思ふに、組の少き程引廻しよかるへし、然るに我組少く被二仰付一なとヽ云ふは、鼻の先なる事也、此志ある者は組之少き程滿足すへき事なり、

一又曰、惣して敗軍は三つの內なり、一つは見迯け、二つには聞迯、三つには推立られて迯るなり、頭たる者心有へき事也、譬へは先手より敗軍し、二番三番無二是非一推立らるを、何之心もなく推立られ候事は、無二心懸一故なり、心懸さへありなは、たとへは先手敗軍と見は、二にても三にても、左にても右にても引拔、敵追懸るを横より取て懸りなは、追崩す事必定成へし、

萬治二年三月三日、於二御焼火之間一、安藤杢、田中九郎兵衞、土倉登之助、水野三郎兵衞、青木善大夫御前に伺候す、

一御言に曰、昨日の狩に付て思ふに、昨日の如く餘り好く無レ之か、又稽古になり候、中島にて貝を祇園の方へ遣候はヽ、後備へ聞え間敷候、又旗本にてたて候はヽ、祇園之方へ行先手へきこへましきと思ひ候へ共、最早可レ爲樣無レ之に付、旗本にてたてさせ、先手へは聞へ次第と思ひ、旗本にてたてさせ候得は、案の如く祇園ね行先手は貝聞へす、漸々二番より後鐵炮つるへし也、後に能々思へは、三つの貝を三所ね賦ら

子は、乳母を初め側に居る者何にても遣し機嫌を取候、痛くも悲しくもなき事に、右の如くに泣をもてはやす故、ひたものそれより奢りの心生し候、又賤き者の子は、右の如く泣候ても、泣なりにして不レ構置候、後には獨り泣止み候、又重而泣をもいつも其如く捨置候故、其後は取らんと云心もなく、奢りの心生すへき様もなく候、

一又曰、生れ付ねはき者、又さへたる者有り、所レ求ありてねはき者さへたる様にし、又さへたる者ねはき様にするは諂ひ也、學問と云て、ねはき者か好く、さへたる者かあしゝとするにあらす、又さへたる者かよく、ねはき者か惡しとするにもあらす、只ねはき者はねはき質に引れ、義にはつるゝ所を、學問にて知て力を入引立、又さへたる者はさへたる質に引れ、義にはつるゝ所を學問にて力を引立るは、是か學問にて質を變したる者に候、惣して當世にのみ譽られ名を取は、義者にては無レ之候、故に孝經にも名を後世に揚て父母を顯すといわり、義の有まゝにして當世を不レ顧行ふ者は、當世に毀るゝ事もあるはすに候へ共、後世必人々思ひ慕ふ者に候、然るに專ら世人に譽られんとするは、必義を枉る所あるへく候、

一又曰、ねはき事もあり、さへたる事もあり、進時もあり退く時も有、何とて名付へきなきは君子也、譬は戰場にて先手に鎚合へき時、旗本大事に見ゆる時は、其儘先を捨て旗本へ參り、君の難儀助るは義を質にしたる人也、名利の心有ては、右の如くなる仕方は成ぬ事に候、尤君子の道を不レ知者も、先を捨て旗本へ歸る者も可レ有候へ共、義と云ふまへなければ、世人毀たる時は不レ入事を爲候と思て、重而より不レ爲様になるへし、學者はふまへ有て爲る事なれは、千萬人毀るとても少も心に不レ懸候、誠に是程なる大勇は無レ之候、又先を捨て旗本へ歸り、あしき時も有へし、唯其時の義に從ひ、外見を心に懸間敷事也、凡士たる者は武勇を第一とす、然共大に心得損ひ、小勇にのみ心ありて大勇を不レ知、譬へは爪彈にても當られては堪忍不レ成と云、又義と心得て爲る事をも、世人毀る時は不レ爲、是程成臆病なる事は無レ之を不レ知、人々不レ苦と思へり、千萬人毀とも可レ爲義は爲し、千萬人勸る共不レ可レ爲義は不レ爲、誠に是こそ大勇成へし、又譬へは金銀にても知行にても、人與る時に可レ取義あ

レ矜明士なり、

萬治二年二月十五日、公香菴老と於二御燒火之間一御同座の時、

一御言に曰、昔し齊の國の君、齊の大山に登て其大夫に語らく、我國是上々國にて、景の勝れたる事他國になし、國には心に懸る事なけれ共、死るといふ事ある故、何事もおもしろき事なしと云々、大夫の中に其言を聞て笑ふ者有、君の曰く、汝は我言を笑歟と云て忿られけれ共、尙々笑、君のいはく、其笑ふ仔細を聞んといへり、笑ふ者の曰、死といふ事ある故、君の御手へも齊國入候也、死る事なくは、齊の先君齊國を治給ひて、君の御國とは不レ成故に笑ふと也、公の曰、右の如くに不レ成事をさへ世人願ふに、成りそう成事を願ふは餘義もなき事なり、

一又曰、顏子一簞の食一瓢の飮も、それを好み、面白にてなく求むる心なきゆへ、是程なる樂はなく候、凡情の樂は何そに心を寄、面白く樂と覺たる者也、故に君子の樂は、淡していつを限ともなく候、小人の樂は一旦は殊外面白けれ共、頓て厭き、却而くるしみの本となり候、君子とても樂み外にあるにてはなく候、又面白き事にてもなく候、譬へは貴殿牟佐より是へ御越候に、如レ此く風吹時は、兎倒成風吹と思ひ心をくるしめ給ふ、君子は風吹よと思て、心に懸らす候は大なる樂に候、諸事皆如レ是に候、又譬へは乞食、腹に物をさへ食へは、雨風は厭ふ心なく候、我心に面倒なる風吹と倚る心あれは心苦み、乞食に劣りたる心に候、唯其境界に居て其境界を安し勤め、外を不レ願程なる樂はなく候、

一香菴老曰、私共惡敷習來る者なれは、一色辨へても又一色生し候、公曰、一旦に除くへきと存候て、去り見候得共除かすとて捨置候得は、永く不レ成候、不レ怠ひたもの心掛候は丶除へく候、譬へは木の如し、木の枝彼へ出たるを切れは、又是へ出たる枝あることくに候、そろ〳〵と根を堀返し候へは、後には出へきものなく候如く、根の慾をそろ〳〵去候は丶、後には誠に反り候半と存られ候、根を堀返し候人を見て、彼の如く成初より成へきと思へ共不レ成とて捨置、我は根をも堀て不レ見はひか事に候、又惣而貴く富者の子程習あしく候、ためして見たる事にて候、譬へは何にても取らんと云物を不レ遣時は泣候故、貴く富る者の

迄感服せし也、

一御言に曰、人々天道は尊きものと云事は知れ共、天道一體の我本心を尊ぶ事を不レ知と、

一又曰、古へ同役の者あり、一人の相役を君へ讒しけり、或とき彼讒者に惡事あるにより、或者の曰、其方を讒せし者惡事あり、兼てのさゝへにつき事に候に、何とて其方又彼か惡事を不レ申や、讒せられし者の曰、前かと我を讒せしを惡きと思ふや、又善きと思ふや、或者の曰、何そ人を讒するを善と云へけんや、讒せし事惡き故に、其方又さゝへられ候樣との事也、讒せられし者の曰、左樣ならは我は彼をさゝへましく候、前かと我をさゝへし事の惡しき事を知て、却てそれに似する事はいやなり、善事ならは似すへしと云しとなん、誠に尤なる事と御意なり、

明暦三年十月廿六日夜、

一御言に曰、二人同樣に召使に、其中にて一人は加增も取仕上候へは、殘一人の者知行ほしきにはなく候へ共、皆人に右の如くの仕合にて面向へき樣なしと云、是を皆人名利の士と云、是は利の士成へし、名利の士は右の如くの仕合にても、心には思へと少も色へ不レ出、心に懸さる體をするなり、是名利の士也、名利の士は中士と人々云ふも是なるへし、行は君子にも不レ違、然れ共君子は己不レ足と自反するなり、

萬治元年八月廿四日、

一御言に曰、譬へは三味線の音を聞く時、三味線は羨敷もなきと思へは、善けれ共惡む心生するゆへ、是に引れたる物也、惣別嗜り事にてもなく惡む事にてもなけれは、事に能く應する者也、

一又曰、奪首なとするは、大に鄙怯成事なるに、不レ苦樣にいふ、譬へは扇にても奪候はゝ、黒士（キタナキ）と云へし、まして首を奪は士の所爲にあらす、

一又曰、權現樣之御家士に夏目長右衛門といふ人あり、長右衛門味方か原の御陣に、權現樣御敗軍危く有レ之に付、引かへし御打死可レ被レ成との事なるを、長右衛門曰く、殿はたはけたる事を御申し候とて、御馬を引戻し、跡より我鑓の石付にて御馬の尻を扣さ、御城の方に追入、其身は跡へ立歸り防き戰死を遂る也、跡に歸りし時に、天を三度拜して曰く、我等式の鑓の石付を當奉りし事、誠に冥加なし、御運の盡たる事也、御免被レ成下レ候へと云て死となり、誠に善に不

レ成候、其時信濃殿側に御座候、禰照院様被レ仰候は、信濃腹の立つ氣色して見せ候へとあれ共、信濃殿御笑有て其義なけれは、公御怒り御氣色被レ成被レ掛二御目一と也、

一或時の御言に曰、軍中に世上の習にて血氣を專として、明日は死する程に、今日は雜言を吐き何事を爲ても大事なしと云、哀哉迷へる事、明日なき故今日一入敬義を行をこそ誠の士成へし、

一御言に曰、世上の者の忠をするは、譬へは灸をすへたるをたのみて毒を食し無養生なるにひとし、吾はよく奉公仕たるによつて、何事を云何事を爲、無奉公を仕ても不レ苦と思わり、右の如なるは君子の道にあらす、舜や周公の忠孝は、何程御盡し被レ成ても、御心には不足に候と思ひ給わり、是こそ誠の忠孝成へし、前の如くの振舞は、少しの忠を頼みほこる心より、却て不忠に成て、前の勤し奉公も無になりし也、

一御言に曰、權現様わ仕へ奉りし平松金十郎下人、道中荒井の舟渡しにて或者と諍論す、或者の主人則金十郎下人を討捨る、其比諸人の曰、金十郎我下人を目前にて人に討せ、何とも不レ言事、臆病者哉と譏りけり、其後金十郎於二戰場一度々一番鑓をしけり、其時金十郎か曰、惣して我は喧嘩下手にて嫌なりと云へり、此れ眞の勇士と可レ謂、いにしへの韓信と同意の士なり、

一御言に曰、平松金十郎喧嘩は嫌と云て、每度の御陣にて一番鑓仕る程の者なるに、關白殿より一萬石にて招きけれは、一萬石の祿に引れて大事の御主を捨つる事、大なる臆病と可レ謂也、主君を捨て他わ行を、人皆きたなき者といへ共、世間の習にて弱き者なる事を不レ知、哀哉、もし此者一萬石にて被レ招に、主君を捨て行事不レ成と云て、其節儀を不レ違、誠に强くして觀へき事成へし、

一或時、荒尾平八郎殿、三宅可三に公御語りあり、惣して罪人の罪輕き者にても、死罪に不レ行して不レ成品有レ之者、其折節何人にても侘言を申候、悅しきもの也、今度備前にて備中の百姓訟を仕、死罪に行はるへき所は彼是と相延し、東照宮御祭禮の日に、備中のシンケイと云僧䟽狀を以て伊賀まて侘言申すを聞き、甚た悅しき心出るなりと、如レ此小民にても其命を重く被二思召一事、誠に生を御好みの德深きと、末々

家を燒は立るか迷惑と云迄なるか、加樣に御靜謐に無レ之か氣之毒なる儀との御意也、

一公於二江戶一福照院樣へ每日一度二度つゝの御定省被レ成候、御膳の御相伴は二日に一度、或は每日も被レ成、福照院樣嚴なる御人之由なれ共、公御順かひ御慕被レ成との事也、御煩の時は夜も御寢不レ成、御就き被レ成二御座一、每月忌十三日には、前十二日の夜より定まつて御上下被レ着御淸靜に被レ成、十三日の朝も如レ此也、

一公の御忠德自然と人を感し、末々に至る迄御心根を不レ知者も、被レ對二上樣一御二心は無レ之と何れも信し存する也、或は鹿狩、山鷹野、鶉鷹野を被レ成人を御廻し御覽、又は御出陣の時之人積り、人割、小屋割、舟割、馬積り、扶持方積り、荷積り、用銀積り等、年々に御點檢あれ共、上樣ゟの御奉公の爲と人々存する由也、

一去る承應三年備前洪水之節、爲二御救一御藏之金銀不レ殘士民に被レ下候へ共、中々足り不レ申候故、東丸樣御口入にて、御老中ゟ被二仰上一、金子四萬兩御拜借被レ成御國中ゟ被レ下、安藤杢金子裁領仕罷上る、士町人には家之破損書出し金子被レ下、百姓には郡奉行代官之分にては不足可レ有レ之歟と思召、學に志有レ之士共ゟ被二仰付一、御國中へ金銀錢を持出て、民之家々入て一々見聞して、金子銀子錢を遣し通る也、岡山ゟ出る非人共は、上坂外記小堀彥右衞門に被二仰付一、伊勢の宮河原に假屋を立て粥を被レ下、扨他國の者は、其前々ゟ狀を添送り屆、又御領分の者には其在々ゟ扶持方を添被レ返候也、此時より郡奉行共郡々ゟ引越、隨分救ひ民不二飢寒一樣に仕る也、郡奉行の料簡にて米を幾程にても借し、或は救米とて與ふるも有レ之、郡奉行手前に藏を作り、民の粮の便りに可レ成物種々用意して納置、自レ今御國一年不作にても下民飢に及間敷由何も申也、此年田地へ沙入たるを取除るに、何者にても除る者に錢を奉行遣すによつて、女童迄小の器に沙を入て運ひ錢を曬ひ候、普請も出來賑にも成也、好事を仕出し賑に成しとの御意也、此年國中の飴を被二禁止一、是幼き子共飴を見て欲かり、錢或は古金なとを盜み出し買喰仕候故、小き子共の習惡く成との事なり、

一或時、福照院樣ゟ公被二仰上一は、召使者には間に怒る氣色仕り見せ候か好御座候と、時の興に御語り被

有斐錄貞

申出る覺

◎此覺書は有斐錄亨（三八四頁下段）に載せたるものと同じければ省畧す、

覺

◎これも同卷（三八六頁）のと同じければ省略す、

明暦二年丙申極月朔日家中江申渡覺書

◎これも同卷（三五五頁）のと同じ、故に省略す、

覺

◎これも同卷（三九〇頁上段郡々日用云々の條）のと同じ、故に省略す、但し最後の「一侍中大小姓に云々」の一節はこゝには無し、蓋し此一節は別項ならん、

此冊是迄三卷之終始にて相濟、

一萬治元年己亥正月廿三日、津島之山に於、公山鷹野被ㇾ遊候處に、山三分一程之時分、南東西より雨ふり來らんと見へしにより、諸人雲色を見、今降來らんかと心の内に人々氣遣しけれとも、公少も御心に掛る體なく、只常の如く御下知被㆓仰付㆒、自由自在に御下知に付御機嫌也、雨强く降けれ共、笠簑をも不ㇾ召して、其儘御濡被ㇾ成、御肩迄雨透りしとや、山を如何にも御心靜に御仕廻被ㇾ成、常に少も不ㇾ替御下知被㆓仰付㆒御仕舞被ㇾ成也、諸人下々に至迄是を見て、我濡候事を少も厭ふ心なしと也、

一同二月朔日、御遷廟之時、前より雨降り道惡し、公御城より御廟迄御徒跣にて御供被ㇾ遊、さて末々の足洗ひたる水にて、御足御洗被ㇾ仰なり、

一同二日、御祭禮之時、雨强く降りけれ共、御廟之御勝手にて、衣冠御裝束被ㇾ召、御勝手口より直に御廟へ御詣あれは、雨に御濡れ被ㇾ成候事はなけれ共、神明御敬ひ厚きによつて、本御門へ御廻り、御廟へ御上り被ㇾ成也、御歸にも本御門へ御廻り、又御勝手へ被ㇾ爲ㇾ入、御裝束被㆓召替㆒候也、

一萬治四年壬寅正月廿七日、自㆓江戸㆒兩御屋鋪燒失之旨申來る、公は御鷹野に御出被ㇾ成、則御鷹野歸へ申參る、御歸被ㇾ成候ての御機嫌之程、人々氣遣仕居申處に、御歸城之時の御機嫌常に少しも替る事無ㇾ之、御入之時分五郎八樣幷老中江の御意は、皆火事故御上り候歟、下々迄無事之旨申來、滿足に候との御意なり、扨御入被ㇾ成、五郎八樣幷老中を召御意は、皆

待請可レ申旨被二仰聞一候、已上、

一同日、池田伊賀、日置若狹に被二仰聞一候は、此已前より度々の事に候へ共、又申聞候、惣而人每に和し候樣に仕度は、おしなへての事と候、乍レ去取分兩人のことく用をも達する人不和にしては、國家不レ調事眼前に候、今よりは兩人心を不レ置、平に助合、伊賀失念之事は若狹云、若狹失念之事は伊賀云、あやまちを互に申合候樣に仕度候、理屈といふものは見事なる物故、我を是とし彼を非とす、此心にては、事は理にても實は非に成候、此所を能心得候而、常々用ひ被レ申尤に候、

一伊賀は病者にも有レ之、年も被レ寄候、然る上は近所牧石邊鷹場免候條、左樣に心得へく、遠所へ參候而者、留主之內なと、用もかけ可レ申と思召候由被二仰聞一候、已上、

一同日伊木長門を召被二仰聞一候は、去秋も申聞ことく、其方義、りちき成仁に候へ者、賴母敷存知候、就レ夫よき上にも能樣にと存申聞事に候、其方儉約といふ事を心得そこなひ被レ申哉、家中へ之當り殊外しはき由聞及候、儉約と云は、無欲を專とし、自分の事をつゝまやかにして、其財を下へ施す事にて候、省み少く候へは、誰人も儉約といふを取違、やゝもすれはしはく成者に候、又知行所より米麥之納樣、事外吟味强、百姓共迷惑仕候由に候、其方は不レ知事、奉行共大體に申付候へと被二申付一尤に候、爲二心得一被二仰聞一旨、御直に御意被レ成候、已上、

承應四年九月廿三日

一去年より當春に至迄、國中民共救に付、民への施計にて、士共へ之申付樣麁略なる樣に存者も、今以可レ有レ之と存候、當春書付幷直にも申聞候通、能々心得可レ仕事、民少力付候て打置候はゝ、今迄の救無に成事に候、民强成候へ者、連々士共の爲宜事に候、當分は可レ致二迷惑一とは存候へとも、度々如二申聞一、可レ成程儉約に仕候は、飢に及候程之義者有レ之間敷事、不心得成者有レ之候て、政道の妨成事申出者候はゝ、大小によらす、急度可二申付一事、爲レ其郡奉行代官誓紙申付候事、

右之旨、番頭物頭可レ被二申聞一候也、

候ついへ、誰のやくにも不レ立すたり候て、此方を兎にさけ遣候、又は青いねはよく見へ申物に候間、其心得仕候は丶、検見なしに成可レ申哉、

一庄屋頭百姓小百姓一村切に、其村において集、下根をひかへ、年内皆濟の者に、春のひと無二餘義一子細有レ之、捨可レ遣者と、横道にて未進仕候者と、四つに分、面々名之上に書付を仕、夫々に可二申付一事、但捨米は代官吟味之上、郡奉行改、すて遣可レ申候、

一借米は初納にて、急度取立可レ申候、利足は國中法のことく可レ為候、

一郡中へ借候米麥銀子、去年より只今迄之分、郡中貸物に付置候間、代官切手、郡奉行奥書にて、次左衛門手前より請取可レ申候、捨申候分は、年中のを惣目錄に仕、郡奉行代官判形之上、老中奥書を以て勘定に立可レ申事、

承應四年四月九日被二仰出一、

一同四月九日、年寄中番頭物頭共へ、御口上に而被二仰聞一候、番頭共少々減候に付、御備少被二遊替一候條、何も拜見可レ仕旨被二仰聞一、

一去秋より折々被二仰付一候事、又御書にて被二仰聞一事、大方者何も勝手に成候事、又は心得に可レ仕事のみにて、法度かましき事は、二三ヶ條四五ヶ條ならては無レ之候、然を惡敷心得候ものは、何も法度と心得、事多せわしく難きに存候ものも可レ有レ之候條、左樣に番頭中心得、末々へも可二申聞一候、

一此度委細采女改易申付候に付、去秋申出候者、舊惡を可レ捨よし申聞候、此義も只今之儀にては無レ之條、不審に存候ものも、人に寄可レ有レ之候、舊惡を捨と云は、縦は逆心に存知候者にても、其心を變、唯今忠義を存候は丶、古の逆心を捨可レ申と申事に候、采女義は、下々にても有ましき不義之仕合、其身に疵付たる事候へ者、舊惡を捨といふとは◎相〔脱カ〕違し、人おやをも仕者、右之仕合にては、其儘おかれぬ事ゆへ、改易被二仰付一旨被二仰聞一候、

一久敷御留主之事に候へは、番頭中其外末々迄、作法能嗜可レ申候、猶以年寄中專に候、老臣は家のおもせにて候に、年寄中より不作法にては、末々作法よく可レ成事不レ可レ有候、年寄中專一嗜、家中手本に罷成候樣に可レ被二心得一候、

一來年歸國も程無レ之事に候條、老人共も養生能仕、

候、他國へ賣遣し候者は、法を背過錢首代に請返し、親類方へ多く返し可㆑遣候、但奉公人方より主人になつき候て居可㆑申者は各別之事、
右之旨早々可㆓申渡㆒者也、
承應四年正月廿一日

承應四年正月廿七日被㆓仰出㆒、

一郡々飢人之義、その分にては、事急成者之手前無㆓御心許㆒思召候に付、馬廻りの內中小姓之內、又は士鐵炮之內、又は徒之者之內、又中江虎之介所に罷在候牢人共之內御撰、壹人に銀子百目宛爲㆑持、在々へ罷出、村々家々へ踏込、能穿鑿仕、救落し急にかつえ申者見計、少つゝ銀子遣、隨分可㆑入㆑情旨被㆓仰渡㆒候以上、中江氏は太左衛門といふ人、小名虎と碑文に見へたり、此人成へし、

一當町末々又は山々乞食、殊外草臥申者有㆑之由、町奉行も手不㆑廻、飢人奉行も行不㆑屆者多候由、幾度被㆓仰付㆒候而も、慈心少き者は行不㆑屆と思召候故、銀子五貫目、中江虎之介方被㆑下、皆共救漏候者共をすくひ候樣に被㆓仰付㆒、

一池田伊賀、日置若狹御前へ被㆓召仰㆒云、國中之義、種々に被㆓仰付㆒候へとも、萬事思召樣に不㆓行足㆒候に付、御前に御自身御廻り可㆑被㆑遊か、無㆑左は伊賀若狹兩人之內御廻し被㆑成候樣に共思召候得共、此段者只今之勢不㆑成事に候間、熊澤助左衛門を御廻し可㆑被㆑成と被㆓思召㆒候旨被㆓仰聞㆒候へは、御尤に奉㆑存候旨申上る、則助左衛門に委細被㆓仰付㆒、銀子も持參し、救漏候者有㆑之候はゝ可㆑救㆑之候、萬事郡奉行共可㆓申談㆒候、郡々より指上候目安共數多被㆑下、唯今穿鑿被㆓仰付㆒候はゝ、差當る大義脇に可㆑成と思召候間、可㆑濟事は濟し、不㆑濟事は罷歸申上候樣にと被㆓仰付㆒、

承應四年三月　　但密事に

一郡奉行代官、只今より在々へ入はまり、百姓つよきよわきを見知、土免を本として、靑いねより見廻候て心覺を仕可㆑申候、代官は郡奉行よりこまかふ可㆑存候間、其段郡奉行逐㆓內談㆒申付候はゝ、郡奉行裁判として、土免或は加損を遣し、かりしほのおくれさるやうに可㆑仕候、檢見之造作、又は苅時分におくれ

候つい へ、誰のやくにも不レ立すたり候て、此方を兎にさけ遣候、又は青いねはよく見へ申物に候間、其心得仕候はゝ、検見なしに成可レ申哉、

一庄屋頭百姓小百姓一村切に、其村において集、下根をひかへ、年内皆濟の者に、春のひと無二餘義一子細有レ之、捨可レ遣者と、横道にて未進仕候者と、四つに分、面々名之上に書付を仕、夫々に可二申付一事、但捨米は代官吟味之上、郡奉行改、すて遣可レ申候、

一借米は初納にて、急度取立可レ申候、利足は國中法のごとく可レ為候、

一郡中へ借候米麥銀子、去年より只今迄之分、郡中貸物に付置候間、代官切手、郡奉行奥書にて、次左衛門手前より請取可レ申候、捨申候分は、年中のを惣目錄に仕、郡奉行代官判形之上、老中奥書を以て勘定に立可レ申事、

承應四年四月九日被二仰出一、

一同四月九日、年寄中番頭物頭共へ、御口上に而被二仰聞一候、番頭共少々減候に付、御備少被二遊替一候條、何も拜見可レ仕旨被二仰聞一、

一去秋より折々被二仰付一候事、又御書にて被二仰聞一事、大方者何も勝手に成候事、又は心得に可レ仕事のみにて、法度かましき事は、二三ケ條四五ケ條ならては無レ之候、然を惡敷心得候ものは、何も法度と心得、事多せわしく難きに存候ものも可レ有レ之候條、左樣に番頭中心得、末々へも可二申聞一候、

一此度委細采女改易申付候に付、去秋申出候者、舊惡を可レ捨よし申聞候、此義も只今之儀にては無レ之條、不審に存候ものも、人に寄可レ有レ之候、舊惡を捨と云は、縦は逆心に存知候者にても、其心を變、唯今忠義を存候はゝ、古の逆心を捨可レ申と申事に候、采女義は、下々にても有ましき不義之仕合、其身に疵付たる事候へ者、舊惡を捨といふとは◎(脱カ)相違し、人おやをも仕者、右之仕合にては、其儘おかれぬ事ゆへ、改易被二仰付一旨被二仰聞一候、

一久敷御留主之事に候へは、番頭中其外末々迄、作法能嗜可レ申候、猶以年寄中專に候、老臣は家のおもせにて候に、年寄中より不作法にては、末々作法よく可レ成事不レ可レ有候、年寄中專一嗜、家中手本に罷成候樣に可レ被二心得一候、

一來年歸國も程無レ之事に候條、老人共も養生能仕、

候、他國へ賣遣し候者は、法を背過錢首代に請返し、親類方へ多く返し可レ遣候、但奉公人方より主人になつき候て居可レ申者は各別之事、

右之旨早々可二申渡一者也、

承應四年正月廿一日

承應四年正月廿七日被二仰出一、

一郡々飢人之義、その分にては、事急成者之手前無二御心許一思召候に付、馬廻りの内中小姓之内、又は士鐵炮之内、又は徒之者之内、又中江虎之介所に罷在候牢人共之内御撰、壹人に銀子百目宛爲レ持、在々へ罷出、村々家々へ踏込、能穿鑿仕、救落し急にかつえ申者見計、少つゝ銀子遣、随分可レ入レ情旨被二仰渡一候以上、中江氏は太左衛門といふ人、小名虎と碑文に見へたり、此人成へし、

一當町末々又は山々乞食、殊外草臥申者有レ之由、町奉行も手不レ廻、飢人奉行も行不レ届者多候由、幾度被二仰付一候而も、慈心少き者は行不レ届と思召候故、銀子五貫目、中江虎之介方被レ下、皆共救漏候者共をすくひ候樣に被二仰付一、

一池田伊賀、日置若狹御前へ被二召仰一云、國中之義、種々に被二仰付一候へとも、萬事思召樣に不二行足一候に付、御前に御自身御廻り可レ被レ遊か、無レ左は伊賀若狹兩人之内御廻し被レ成候樣に共思召候得共、此段者只今之勢不レ成事に候間、熊澤助左衛門を御廻し可レ被レ成と被二思召一候旨被二仰聞一候へは、御尤に奉レ存候旨申上る、則助左衛門に委細被二仰付一、銀子も持參し、救漏候者有レ之候は、可レ救レ之候、萬事郡奉行共可二申談一候、郡々より指上候目安共數多被レ下、唯今穿鑿被二仰付一候は、差當る大義脇に可レ成と思召候間、可レ濟事は濟し、不レ濟事は罷歸申上候樣にと被二仰付一、

承應四年三月　　但密事に

一郡奉行代官、只今より在々へ入はまり、百姓つよきよわきを見知、土免を本として、青いねより見廻候て心覺を仕可レ申候、代官は郡奉行よりこまかふ可レ存候間、其段郡奉行遂二内談一申付候は、郡奉行裁判として、土免或は加損を遣し、かりしほのおくれさるやうに可レ仕候、檢見之造作、又は苅時分におくれ

一入國已後、借物方に取候田畠買立、久々作候而、元利に德取返し候義に候間、賣主へたゝ返し可レ申事、
但郡奉行吟味之上を以、兩方不レ致二迷惑一候樣に可二申付一事、
一かし銀借米はい〳〵の利足にて、年々夥敷取候事に候間、今日切にすきと捨可レ申候者も、返し申間敷事、
一當年より橫役なしに申付候間、小百姓共手前橫役未進少も出し申間敷候、庄屋共取申間敷候事、
一村々にて救の爲召置候月十日之奉公人、幷岡山へ出候奉公人切米、たとへ公儀の未進たりといふ共、さし繼申間敷事、皆々奉公人手前に仕らせ可レ申事、
一當年より、村々の高により公役により、庄屋給多遣可レ申候間、給米にて萬事仕廻可レ申候、しまつ仕候而、內所のたかに可レ仕は、銘々次第に候、爲レ其定米遣候事、
一郡奉行代官村廻り、處々に家立置、米大豆を入置、薪萬事自身に相調、少も村々の橫役入候樣に仕間敷事、
一家出來之內は、庄屋方に木賃にて宿可レ仕候、薪雜事は、庄屋馳走可レ仕事、
一海陸共に、道中筋公儀之役に入候義者、所々に米と銀子をとゝめ置、庄屋頭百姓裁判可レ仕事、
一只今より田地賣買三年切に可レ仕候、三年に請返不レ成なかし候はゝ、又三年買主作り可レ申候、其後者元利はい〳〵取返し候義に候間、たゝ返し可レ申候事、
一庄屋之儀、惣百姓之いやかり候者、替可レ申候、入札之樣、村中好みの者を可二申付一候事、
一免定人々出し米、有體に小百姓中へ可二申聞一候、唯今迄萬事に付、庄屋橫道成仕掛有レ之、穿鑿候はゝ、眷屬迄死罪に可レ行義必定なるへく候へとも、穿鑿なしに如レ斯申付候間、此上異義に及者於レ有レ之は、曲事可二申付一者也、
一國中麥相捨遣候事、
一在々の借物、唯今より米は月壹步半、銀月壹步たるへき事、
一今より譜代とて取候者成共、男は三十、女は二十五を切て、主人より有付、或は暇を遣し候樣に可二申付一候、今迄取遣候者は、十五より內から取候者は十五年、十五より上から取候者は十年にて出し可レ申

レ遣事、
一大身用銀持候は、當年之義に候間取出し、家來の者共はこくみ候て不レ苦候、不足之所は、家來之者共も、隨分艱難を可レ仕候事、
一大身小身共用銀無レ之者とても、家來の者其身妻子飢こへさる樣に、主人あてかひ申候へは、一年之義に候間、切米之構なく奉公可レ仕候、但其段は主人と相對次第たるへく候、此度家來下々によらす、奇特成もの有レ之候はゝ、兩人の老中迄可ニ申屆一候、兩人方にも書留可レ申候事、
一小者共は、例年よりやすく召置候共、少は切米取候はては成ましく候、夫も居掛りの奉公人、主人なつき、小者方より口の上計にて居可レ申候はゝ、各別に候、若左樣之者候はゝ、是又兩人之老中迄可レ申候、

覺

一給所藪請銀、當年より致ニ停止一、百姓入用之節、郡奉行聞屆、伐遣申候樣に可レ仕候事、
一給人より洪水以前に貸候物は、何によらす捨可レ申候、洪水已後に貸候物、郡奉行代官聞屆、百姓相對仕、元分にても連々を以取立候樣に可レ仕事、

一なくれ鐵炮之者給米、三代一ヶ月に十日つゝ、普請仕內は八合五勺扶持之事、但三十人に小頭壹人相夫貳人たるへき事、
一なくれ小人給米壹代半、一ヶ月に十日つゝ、普請仕內扶持方右同前、但三十人に小頭壹人相夫二人たるへき事、
一去年小者之小頭仕候內にて、能者は當年も小頭之內へ入可レ申候、然者扶持方小者同前に被レ下、外に米三代つゝ可レ被レ下候事、
一若黨奉公人、當年者他國御免被レ成候間、勝手次第かせき申候樣可レ仕事、若なくれ候者有レ之候はゝ、扶持方計被レ下、在所に御入置可レ被レ成候間、改書上可レ申事、
一右なくれ若黨之內、在々に有レ之鐵炮小者、普請之小頭に可レ成者有レ之候はゝ、改之節吟味仕可ニ申上一候、扶持方之外に、米壹石つゝ被レ下、小頭に可レ被ニ仰付一事、

承應四年正月十二日　日置若狹殿被ニ仰渡一候、

○郡中法令

者は中間の顔よこし、士にてはなく候條、つきあひを
絶可㆑申事に候へとも、還而尤と存るやうに風俗有
㆑之事、不㆑及㆓是非㆒候、以來を吟味可㆑仕候、爲㆑令㆑見
急度可㆓申付㆒事、
一知行半分にて、在郷仕らせ候士共、此上に借銀を
仕、以來罷出候時、人馬不足仕、手前不㆑成と申者候は
は切腹可㆓申付㆒事、
右申出通、人々急度改可㆑申候、但大身小身舊功新
座によらす、此度申出す事、ひか事と存候而、又は
左樣には成ましきと存者は、暇可㆑遣候、面々氣に
入たる所へ叄奉公可㆑仕候、我家中に居なから、種
種に政事を申妨罷在候者は、士にあらす、大盜人た
るへく候間、人々可㆓得心㆒事、
同日於㆓御城㆒御意之覺、
一三百石已下、或は知行麥成取越、或は洪水之節、供
米多仕、或は人數多者、手前迷惑可㆑仕候間、扶持方無
㆑之候者、米貸可㆑遣候、當暮より三年に二割の利足を
加へ、返辨可㆑仕候、當暮不㆑殘返上可㆑仕者は、勝手次
第之事、
一三百石已上にても、掛り人多く無㆓餘義㆒斷於㆑有
㆑之は、右之如く貸可㆑遣事、
右二百石已下三百石已上共に、京銀多有㆑之上に借
候者は、三年か五年も返上成間敷候間、左樣之者も
在郷の覺悟をすへ、かり可㆑申候、
一千石取は、たとへ京銀有㆑之とても、去年迄遣候か
らは、當年三つ貳步の五百石取と覺悟仕候へ者、いか
樣にも罷成義に候間、千石已上は貸申間敷事、
一三百石取は、三つ貳分の百五拾石取と覺悟候而、作
廻仕候へは、可㆑成事に候間、詰て借不㆑申候樣に可
㆑仕、三百石已上は、猶以仕能可㆑有事に候、去なから
千石までは、右に書付る如く、理次第たるへき事、
一在郷仕候者も身代半分、無㆑左者も身代半分同事に
候樣に候へ共、在郷者之外は、當年壹年の儀に候、四
百石取候者も、去年壹つ六步の物成にて、當年作廻仕
候へは、三つ貳步之貳百石取にて候、其外此例之事、
一四百石已下には、馬扶持を遣、又はかさみ可㆑遣候、
四百石には貳百石の馬扶持、三百石には百五拾石の
馬扶持、貳百石百五拾石已下は、無足の馬扶持可㆑遣
事、
一五百石も、物頭組頭には、貳百五拾石之馬扶持可

レ申ために候、其上士はかつふると申事はなきものに候、夫々頭あり家老あり、親類知音皆まのあたり知行取也、さて城下にては、我等まちかく聞及候、頭も家老もかつへを見てたゝに居可レ申哉、民の如きはみすみす飢死候、然るを民はくつろき候なとゝ、見も不レ仕、鼻の先もくろみ申候、左様之者に一郡あつけ候はゝ、定うへ扶持すくひ米なく、物成も過分に取立可レ申と可レ存候、申付て左様に成候者、智者にて能目のあきたる者にて候、若他邦と違ひ、かつへ死候はゝ、其身妻子共におもき死罪に行申度事に候へ共、大勢かつはかし候はん事必定に候へは、其手本に逢候者不便なる儀に候得者、其通に仕候、仁政を申亂し候罪壹つ、大勢の人を殺候罪二つ、大惡人として又有ましく候、たとへはぬすみおいはき辻切なと仕者、尤惡人とはいひなから、仁政を云みたす者に對しては輕き惡也、又岡山にて百姓共買物を仕候を、證據に申由候へとも、其故を聞は、みな子細有事共候、又一人の百姓かさつを申たるを、おこり候證據に申由、左様の者はいつとても有へく、第一物の分をしるへき士共さへ、對二主人一無理非道を申候間、下民の事に候へは、左様にも可レ有と存候、乍レ去是も百姓の心いきのやうに候間、重而惡き慮外百姓候はゝ、則おさへ置、奉行所へ斷可レ申候、聞屆存分可二申付一事、

一民を救といふ名は高く候て、今迄眞の救と有事は無レ之候、唯今迄申付候は救にてはなく、ヶ様に申付、當夏秋の麥米は、我等と士共とこそ取可レ申なれは、利錢同前の儀に候、如何程欲ふかき小人にても仕事候、

一士共人により不足申由候、眞の救は士共計に有レ之候、昨日の事は定忘可レ申候、大分の銀子貸候のみならす、人馬をへらし、公役をへらされ候事、大方年に高十萬石程は損有へく候、人によるへく候得共、大形面々知行所、無理非道なる仕置仕候故、當年なとも非人多く候、其證據には、常に草臥たる村は、當年とてもさのみ非人も不レ出候、右之ゆへに用銀をも費し候事、左様の給人故に、我等小身に罷成、軍役をかゝし候損有レ之、得なき救にて候へは、是か眞の救たるへく候哉、是程大なる不忠を仕なから、家中御救とは被レ仰候得共、御かし候銀子は、年々返候へは、救にて無レ之なとゝ申者有レ之由候、義を好家中ならは、加様の

年寄中番頭諸物頭頂戴、終而何も不ㇾ殘御居間へ被㆓召出㆒、御直に被ㇾ仰候は、何も召集候事非㆓別義㆒、去秋歸國之砌申聞候通、家中作法萬事、又追而可㆓申聞㆒候儀も可ㇾ有ㇾ之と申聞候、此中連々御聞届候に、我等の憤と相違之輩、又は風俗惡、何も心得そこなひも在ㇾ之儀に候へは、其惑を申候事、口上申聞候覺、

一我等隨分謙り、艱難を以國中をはこくみ可ㇾ申覺悟に候間、士共も分々に隨ひ、其心得尤に候、人々の心得何事そあらはと申候、其何事を鼻にあて丶、平生士の作法にはつれ候輩は、士にあらす候、腰刀をはさみ候からは、武道は其役にて候間、不ㇾ仕しては不ㇾ叶儀に候、牢人さへ陣屋をかり罷出候、況や常々扶持を受罷在者は不ㇾ及ㇾ申事候、た丶平生作法よきを以て士とは可ㇾ申候、何事あらはを鼻にあて、常々猥成をさうしきわさに候、人にはより可ㇾ申候得共、大形は士の吟味寄もあらすと存候、しりたると思ふものも、能自反可ㇾ仕候、心かこと多く可ㇾ有候、欲心利得之事はかり口利様に申ありき、主人は苦勞に可ㇾ仕とも、難義に逢候共、諸友に難に逢へき覺悟は、夢にもしらす、我身欲の事はかり申て、風俗をみたし候輩は、あほふ拂にも可ㇾ仕義に候へ共、惑と存候へは、無㆓是非㆒堪忍仕候、已來たしなみ眞の士に可㆓罷成㆒候、併すくれたる者は鬪屈、曲事に可㆓申付㆒事、

一大人は言信を必とせす、行果を必とせす、唯義の在ま丶にとへは、過ち改て吝ならす、隨分善に移可ㇾ申候覺悟に候へは、家中の者共、今日申出候義も、又明日替り候、何を可ㇾ賴樣なしと申由候、あなたこなたとたはいもなきと存候哉、申事のそろはさるは、又格別の儀に候、愚にして慢心ふかく、情のこわき者も、心の定て物にみたされさるも、同人たるへく候哉、但善にうつり候と存も、善にてなく、同事にかなたこなた仕候哉、其事をあけ候ていさめ候は丶、忠心たるへく候事、

一家中士共、百姓計を大切に仕、士共をはあるなしに仕と申由に候、扨々愚癡千萬成儀に候、當年去年士共迷惑を仕候、百姓のならさるゆへとは不ㇾ知候哉、米之出來君臣町人共に養はる丶は、民か藏なる事不ㇾ存候哉、如ㇾ此民に力を盡すは、當暮より士共も物成よくとらせ、町人も賣物をしてすき、飢扶持をやめ可

承應三年十二月十三日御判

柴木村甚助へ

夫大慈悲者、諸佛之本心也、棄捨濟度者、如來之德行也、布レ之名二妙法一、覺レ之號二妙覺一、修レ之謂二淨業一、寫レ之謂爲二妙典一、于レ玆我備前邑久郡福岡村實敎寺、是素有二慈眼一視二衆生一、好二布施一而救二苦厄一、嗚呼庶幾修二大乘之妙法一、而行二無緣之慈一者乎、可レ謂二眞覺レ佛之徒一也、是以頗雖レ有レ學二于閭里一、然實知二其人一者鮮矣、天不レ藏、頃有二乞者一、來而詳顯二其誠一也、予於レ是驚歎深感レ之、故以二米五斛一、每歲供二食于當住持之慈心一以奉二行于天之明命一者也、

承應三年十二月十三日　御判

承應三年十二月廿五日被二仰出一、

一御郡奉行共に被二仰付一候は、只今之飢人あてかひにては、中々續申ましく候、おそく御心付候、秋より連々飢來候上に、此中之寒氣にては、殊外迷惑可レ仕候、然共唯今の如く方々はゝかり申とゝけ候樣にては、やたけに存候ても、事はか參ましく候、然共手前銀子過分に無レ之候ては、難二申付一候に、江戸より過分に拜借銀調來候間、思まゝに救候半と、滿足申候、然上は一郡に銀子三拾貫目つゝ渡し置候間、面々作廻次第に救可レ申候、こゝへ之者には、或はふるて買遣し、家なとも風のかこひもなき家は、かこひも仕遣し可レ申候、左樣之段は、面々作廻次第たるへき事、此銀子之義、百姓に知らせ候事無用に候、右之救郡奉行かする事やら、上から申付事やらわけなしに、民困究不レ仕樣に可レ仕候、又例の忝からせ候事、必仕ましく候由、御直に被二仰付一候事、ケ樣に申付上は、壹人にてもかつへこゝへ死候はゝ、皆共越度たるへく候、是にて不レ足は如何程成共可レ遣候、左樣に可二心得一候事、

一兩町奉行へ被二仰付一候は、何としてもはし〱町飢死、又は手の不レ廻方有レ之由聞傳候、あなたこなたと申傳候故、遲々有レ之事に候間、兩人に銀子拾貫目つゝ遣置候、兩人談合なし、隨分聞立救可レ申候、此上者壹人にても飢死候はゝ、越度たるへき旨、御直に被二仰聞一候事、已上、

承應四年正月二日、從二江戸一御拜領之御鷹之鶴、

年寄中番頭諸物頭頂戴、終而何も不レ殘御居間へ被二召出一、御直に被レ仰候は、何も召集候事非二別義一、去秋歸國之砌申聞候通、家中作法萬事、又追而可二申聞一候儀も可レ有レ之と申聞候、此中連々御聞届候に、我等の憤と相違之輩、又は風俗惡、何も心得そこなひも在レ之儀に候へは、其惑を申候事、口上申聞候覺、

一我等隨分謙り、艱難を以國中をはこくみ可レ申覺悟に候間、士共も分々に隨ひ、其心得尤に候、人々の心得何事そあらはと申候、其何事を鼻にあて丶、平生士の作法にはつれ候輩は、士にあらす候、腰刀をはさみ候からは、武道は其役にて候間、不レ仕しては不レ叶儀に候、牢人さへ陣屋をかり罷出候、況や常々扶持を受罷在者は不レ及レ申事候、た丶平生作法よきを以て士とは可レ申候、何事あらはを鼻にあて、常々猥成をさうしきわさに候、人にはより可レ申候得共、大形は士の吟味寄もあらすと存候、しりたると思ふものも、能自反可レ仕候、心かこと多く可レ有候、欲心利得之事はかり口利樣に申ありき、主人は苦勞に可レ仕とも、難義に逢候共、諸友に難に逢へき覺悟は、夢にもしらす、我身欲の事はかり申て、風俗をみたし候輩は、あほふ拂にも可レ仕義に候へ共、惑と存候へは、無二是非一堪忍仕候、已來たしなみ眞の士に可二罷成一候、併すくれたる者は聞届、曲事に可二申付一事、

一大人は言信を必とせす、行果を必とせす、唯義の在まゝにとへは、過ち改て吝ならす、隨分善に移可レ申候覺悟に候へは、家中の者共、今日申出候義も、又明日替り候、何を可レ賴樣なしと申由候、あなたこなたとたはいもなきと存候哉、申事のそろはさるは、又格別の儀に候、愚にして慢心ふかく、情のこわき者も、心の定て物にみたされさるも、同人たるへく候哉、但善にうつり候と存も、善にてなく、同事にかなたこなた仕候哉、其事をあけ候ていさめ候は丶、忠心たるへく候事、

一家中士共、百姓計を大切に仕、士共をはあるなしに仕と申由に候、扨々愚癡千萬成儀に候、當年去年士共迷惑を仕候、百姓のならさるゆへとは不レ知候哉、米之出來君臣町人共に養はる丶は、民か藏なる事不レ存候哉、如レ此民に力を盡すは、當暮より士共も物成よくとらせ、町人も賣物をしてすき、飢扶持をやめ可

承應三年十二月十三日御判

柴木村甚助へ

夫大慈悲者、諸佛之本心也、棄捨濟度者、如來之德行也、布レ之名二妙法一、覺レ之號二妙覺一、修レ之謂二淨業一、寫レ之謂爲二妙典一、于レ茲我備前邑久郡福岡村實敎寺、是素有二慈眼一視二衆生一、好二布施一而救二苦厄一、嗚呼庶幾修二大乘之妙法一、而行二無緣之慈一者乎、可レ謂二眞覺レ佛之徒一也、是以頗雖レ有レ學二于閭里一、然實知二其人一者鮮矣、天不レ識、頃有二乞者一、來而詳顯二其誠一也、予於レ是慇歎深感レ之、故以二米五斛一、每歲供二食于當住持之慈心一以奉二行于天之明命一者也、

承應三年十二月十三日　御判

承應三年十二月廿五日被二仰出一、

一御郡奉行共に被二仰付一候は、只今之飢人あてかひにては、中々續申ましく候、おそく御心付候、秋より連々飢來候上に、此中之寒氣にては、殊外迷惑可レ仕候、然共唯今の如く方々はゝかり申とゝけ候樣にては、やたけに存候ても、事はか參ましく候、然共手前銀子過分に無レ之候ては、難二申付一候に、江戸より過分に拜借銀調來候間、思まゝに救候半と、滿足申候、然上は一郡に銀子三拾貫目つゝ渡し置候間、面々作廻次第に救可レ申候、こゝへ之者には、或はふるて買遣し、家なとも風のかこひもなき家は、かこひも仕遣し可レ申候、左樣之段は、面々作廻次第たるへき事、此銀子之義、百姓に知らせ候事無用に候、右之救郡奉行かする事やら、上から申付事やらわけなしに、民困究不レ仕樣に可レ仕候、又例の忝からせ候事、必仕ましく候由、御直に被二仰付一候事、ヶ樣に申付上は、壹人にてもかつへこゝへ死候はゝ、皆共越度たるへく候、是にて不レ足は如何程成共可レ遣候、左樣に可二心得一候事、

一兩町奉行へ被二仰付一候は、何としてもはし〳〵町飢死、又は手の不レ廻方有レ之由聞傳候、あなたこなたと申傳候故、遲々有レ之事に候間、兩人に銀子拾貫目つゝ遣置候、兩人談合なし、隨分聞立救可レ申候、此上者壹人にても飢死候はゝ、越度たるへき旨、御直に被二仰聞一候事、已上、

承應四年正月二日、從二江戸一御拜領之御鷹之鶴、

平発之外可㆑成可㆑被㆑下と思召候、右之段御公儀いまた不㆓相調㆒候得共、面々下々かくまいの心持にも可㆑成候間、唯今先被㆓仰聞㆒候由に候、

一他所より妻子取むかひ無用、他所へ呼候はて不㆑叶子細有㆑之においては、人により老中番頭へ相斷へし、并他所へ娘遣候義者不㆑苦候、

一來年下々奉公人給分、先年大形極り被㆓仰出㆒候間、此度改り不㆑被㆓仰出㆒候、面々相對次第可㆓召置㆒事、

一男子他所へ奉公、或は養子、何事にても遣候はゝ、家老中番頭迄可㆑申候事、

一家中縁邊取結、家老中番頭きもいり無用に可㆑仕候、兩方互のあいさつ次第に調可㆑申候、加様に被㆓仰出㆒候は、家老中或は番頭きもいり候得者、心に不㆑應縁邊も取結ひ候様に内々聞召候、婦妻者子孫相續之爲に候得者、心に不㆑叶縁邊者不㆑宜義と思召、如㆑此に候、互のあいさつ次第相濟言口未不㆑進候、則家老中或は番頭迄可㆑申事、

右番頭物頭へ、若狹守殿口上に而被㆓仰渡㆒候、

承應三年十一月十五日

承應三年、又奉行之外諸士を撰ひ、國中之善人を尋ねしむ、夫常人は難に當つて節を失ふもの也、故こゝに於て操を變せさる者を得かたしとす、故に或は旅人に似せ、或は獵者にひとしくして、詳に一屋に至り其實を尋、以て其實に隨て、金銀米錢を出す、郡縣奉行をして、數年之行實を考へ、洪水之尼ほせんと、其儀を正しくする者は、一々顯出して言上すへし、嚴命輕からさるゆへ、郡縣之奉行、在々所々の善人を撰ひ尋獻書す、又岡府諸士之下人に至まて、忠臣孝子烈婦貞女なる者、具に推求て獻書す、太守様彼數年の實行を聞察して、或は金銀を賜ひ、或は米錢を與へて、其德を賞す、本朝孝子傳國鑑等に詳なり、其最勝れて厚く賞し賜ひし、備中國淺口郡柴木の甚助、備前國邑久郡福岡村實敎寺に下し賜りし御判物を書載す、

備中國淺口郡中大嶋柴木村内拖分田方三段畠方二反、都合五反、依㆑感㆑有㆓孝悌之行㆒、永代與㆑之、素僻地之民、雖㆑不㆑知㆑有㆓孝悌之敎㆒、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至稱㆓其美㆒、是又天之靈也、故以㆓天祿㆒賞㆑之者也、

ても組合候而、用㆑之義有㆑之候、其庄屋へ申遣候は、諷可㆑申候、又者出入なと仕候共、右之村組中としてあつかひ可㆑申候、不㆑成時郡奉行へ可㆑申候、但大庄屋なくて不㆑成子細候はゝ、萬事只今の郡奉行心得にては、大庄屋なくはなり申間敷と存も可㆑有㆑之候、心得を仕替候はゝ、可㆑成と存候事、只今の大庄屋共、正路成者、又は横道成者書付可㆑上候事、

一何方にても、大高作候者を庄屋に仕候と見へ申候、小作の者にても、正路成者を見立、庄屋に仕、代官郡奉行念比に候仕はゝ、成可㆑申哉之事、

一右にも有㆑之如く、手にあまる田地をかゝへ、耕作可㆑仕様無㆑之者は、又はけんみ見違候而、大きに不能高免故か、加様之者過分に未進仕由、此者は何とかせき候ても不㆓罷成㆒事に候、此類毎年有㆑之といへ共、すくひとても、少々すくひにては迚も成立事成間敷候、過分には例に罷成とて不㆑遣の由事、結句ゆへなき未進を、又言なしによりて救も有㆑之由、是以郡奉行自身こまかに無㆑之故に候、か様の事ゆへ、百姓の心根倘々悪敷罷成候と、又間に子共多持申候百姓、子を奉公に出し、未進猥に仕可㆑申と申者も可㆑有㆑之事に候、加様の所に念を入へき義に候、小作の者にて、人數不㆑成者は、手前に抱置ては、却而可㆑致㆓迷惑㆒候、ケ様之者子を奉公に出させ、未進を取立可㆑申候、又田地多持、人不足之者は、自然子共多共、奉公に出し候ては、跡の作不㆑可㆑成候間、ケ様之者にはすくひ可㆑遣事、ケ様之段、猶以郡奉行代官よく心をつくし、人々手前承尤可㆑仕候事、

右之外にも、面々存寄、又者此内にも不㆑可㆑然と存候事候はゝ、心底不㆑殘可㆑申候、此書付惣郡奉行中寄合、能心得仕、一同に此旨可㆑存事に候、

承應三年十一月十一日、町奉行共へ御直に被㆓仰聞㆒候、

一捨子養ひ申儀、此方よりの擬作にては、其者迷惑仕候由被㆓仰付㆒候、惣様迷惑不㆑仕候様に、上坂外記と申談可㆑遣旨仰也、其内すくれて不便を加へ養候もの有㆑之由御聞被㆑遊候と御尋被㆑成候得共、二三人有㆑之由申上に付、其者共へ奇特成事之旨、銀子壹枚つゝ可㆑遣旨被㆓仰聞㆒候、

一當年之物成、思召之外悪敷、何も迷惑可㆑仕と思召候に付、御上銀江戸へ被㆓仰上㆒候得者、相調候はゝ、

辨口過難レ成類多候由、扨は仁愛明白の吟味を不レ知、むさとせつかん仕、納所をせつき候ゆへ、可レ仕樣なく達者成者は皆奉公人に出、跡に老人幼少計殘居候故、其一家皆飢人と成のみにあらす、其田地は世中能年とても、あれ同事たるよしの事、

一面々田地をかいもとし遣候事、今急には難レ成いきほいも可レ有レ之候、却而出入所も可レ有哉と存候、いつとなく郡奉行代官心得を以、救米の內なとにて買かへさせ可レ申候か、又は村々に有レ之惡所、地主迷惑かり申田地、少免を引さけ、飢人口數に應、地をあたへ候はゝ、兩方之すくひ罷成へきや、ヶ樣之心得、只さし當飢申者之扶持方遣し、不レ成者にはすくひ米遣分にては、已來たりに罷成申間敷候、其上近年の如くすくひ米遣候樣にも、所により不二念入一由聞候事、又樣子により賣替仕田地、引分免を上け候はゝ、おのつから賣替やみ可レ申候、仕掛も可レ有レ之哉、又は樣子により買替させ可レ申候、田地の引分免上候はゝ、買手おしみ不レ申返し可レ申哉、此段おんみつにて、面々可レ為二作廻一事、

一後家身なし子も、便へき筋なくては、其村に有かたし、ヶ樣の類、郡奉行代官心得を以、したしみ深く、筋目々々はこくみ可レ申候樣に仕掛、便なき者は村中としてやしない申樣に可レ仕候、飢人をあらため出し候へは、只今の百姓のならいにては、心得惡敷者も有レ之と見申候、便なき者のやしない、村中も成かたき者は、横役の內入候へ而も可レ然哉之事、

一飢人庄屋組頭に吟味仕候樣にと申付候へは、過半おうちやく者いたづら者と申由、尤すくひ米なと數度もらいとらせたる類も可レ有レ之候得共、兎角うりての後、救米かつて足りに不レ成と相見へ候、さし當りいたつら者の樣に聞へ候へとも、多分地をうりたる者の行末と聞へ候、爰によつて此已後は、田地うりかひを代官へ相斷、吟味の上にて賣申樣にと申付候事、

一唯今の大庄屋、大形ならい惡て、小百姓の手前、其外萬事横道成事數多有レ之由聞へ候、爰を以郡奉行仕樣惡敷と存候、萬事相はまり、末々の義迄自身承申付候はゝ、ヶ樣には有レ之間敷を、上下遠して、大庄屋まかせに仕まされ多ゆへ、横道のおこりを、此方よりおしへ候と存候事、然上は大庄屋なしに仕、五村七村に

一稗籾之義無レ之處は、其村々田地相應之稗を調させ可レ申候事、其代米かし遣へき事、
一夫銀の事申村々へは、吟味之上に而貸可レ遣事、
一當春之貸米捨可レ遣事、
一當年中に皆濟仕候樣にと申付候得共、年々春給に仕來候、俄に私に申付候條、行當り可レ致二迷惑一、其上當作存之外惡敷、旁以二月中迄相延候事、但當年皆濟可レ仕と申者は、其通に可二申付一事、來年よりは急度年内に皆濟可二申付一候間、此旨可二申聞一候事、

承應三年十月廿四日

覺　承應三年十一月十日

一給所山林竹木之事、只今迄のことく可レ爲二支配一、但給人用にて、竹木伐遣候時、郡奉行へ相理可レ申候、薪者主人伐可レ用、但うり木には仕間敷事、今迄は其村共に給人支配故、百姓かゝりに成候竹木たすけ可レ申候、今よりは物成平之上、主々左樣に有間敷候へとも、下々其用捨なく、切あらし申事可レ有レ之候間、其旨堅可二申付一候事、
一面々給所山川之運上可レ被二召上一候事、
一新開之儀可二指上一事、但在郷に罷在、自分手作仕候は可レ遣レ之事、

承應三年霜月八日、御郡奉行へ被二仰聞一候覺、

一此度代官共にも如二申付一、百姓を惡人僞者に定置、おのか才を立、思案調儀を以廻し立仕間敷事、二心を以人を廻し候事、下民に僞を敎るにて候、一兩年を廻り可レ申候へとも、善惡共に誠は無レ隱候間、後には民も存候而、又僞を以奉行を廻し可レ申候、慈悲正直を以萬事取行、其上にて二三度もいたつらを申、脇々の民迄を引崩候程の才於レ有レ之は、籠舍可二申付一事、是第一可レ爲二心得一事、
一國中のくたふれ樣子、何も申候は、近年の天氣故と申、尤左樣にも候へとも、國替已後、村々の樣子具に承、百姓の增減、加樣之義に付、能々承屆候はゝ、仕置之故か不レ然哉知可レ申事、
一郡奉行共郡々へ引越罷在、春夏秋冬の景氣、又者百姓の成行見及、田地の上中下具に能見屆、毛頭見合免定可レ申事、免相之事は、村々には寄へく候へとも、出免之刻、段々免念入定可レ然事、
一飢人は過半田地少、口數多類にて候、生付田地少飢人は稀なる由、多分田地うり、惡田計故、其年貢返

事、
一皆濟難ㇾ仕百姓於ㇾ有ㇾ之は、郡奉行遂ニ相談一、重々吟味の上、無ㇾ據子細有ㇾ之候はゝ、少もはやく加損可ㇾ遣、先立候ては、以來くせに成候とて、むり取立申間敷候事、
一百姓心根惡敷、いたつらにて、萬事僞を申と存候ゆへ、萬々あてかひ少々にては事はか參間敷と存、思案調義を以て、まはら立仕、夫故權高く、上下遠して、何事も得不ㇾ申樣に、人に寄仕掛候由、此故小百姓なと申度儀もならす、下民迷惑したにかくれ居申由に候條、何も代官共心得、慈悲正道を以萬事取行、其上にて二三度もいたつらを申、脇々の民迄引崩候程の者候はゝ、郡奉行申談、籠者可ニ申付一事、
一納米殊外吟味つよく申付給人有ㇾ之由聞傳候、能々承合、左右なみに可ニ申付一事、
一田畠賣買之事、代官に斷申、吟味之上にて、賣買候樣に可ㇾ仕事、
一年貢等免割之外に、横役といひて、地下中萬事の諸遣を、高へ割府仕、小百姓共に高に掛出候、村に寄借遣、殊外いたみ候樣に聞及候間、横役帳前々のも見申、吟味可ㇾ仕候、是は法も有ㇾ之事に候得共、左樣に調候村は無ㇾ之候由に候間、定之外不ㇾ叶入用之義は、公儀米を以て、横役を勤させ可ㇾ申候、幷大庄屋共に、横役の內を以て、馬に乘せ申間敷候、但老人或は自分の馬は格別たるへし、
一唯今之大庄屋小庄屋共、正路不正路成者、能見斗仕可ㇾ置事、
一手前に餘り候程、田地抱候百姓於ㇾ有ㇾ之は、聞屆可ㇾ申事、
一其村穿鑿仕候時は、其村へ罷越可ㇾ申候、他村に居なから、萬事申付間敷事、
一代官所へ罷越候時、道夫人馬日雇に可ㇾ仕候事、幷庭夫遣間敷候、薪雜事は其村々にて可ㇾ遣事、此外課役かけ申間敷事、
右之條々、堅可ニ相守一者也、
一飢人扶持方渡候用、郡奉行共面々作廻次第之事、但月を越重ね渡し置候事尤之事、
一飢人扶持方米、其郡々可ㇾ然所殘置渡可ㇾ申事、
一當春之夫銀利なしに、來春取立置可ㇾ申候事、
一來春之借米能致ニ吟味一、貸可ㇾ申候事、

身、位高下有可レ申候事、
一呉服屋之分、絹者賣候者、當所を拂可レ申候、但前の賣物仕可レ有レ之と申候は丶、其通に仕置可レ申事、
一天地の氣も、陽の春夏は賑やかに、陰の秋冬はさひしく、鳥なとも男はかさり有て、女はかさりなく候、全此國面は逼塞にて、内所はゆたかによし、人により知行は、女のけはひ田と成候かと存候、亡國のそふにて候條、此段急度誓紙を以申付候事、
右之條々、能心得可レ仕候、ヶ樣之風俗習たらは、なをりかたくと存候、人により餘成義と存候者も可レ有レ之候、左樣の習心を變せん爲、急度誓紙申付候也、

誓紙前書之事

一老中より外之妻子衣裳、持掛或はもらい物は各別、只今より巳後仕候着類、木綿より外仕間敷候、但手織のつむきは不レ苦事不レ及レ申、しんめう下女持掛もらい物は各別、其外は木綿きせ可レ申候事、
一しんめう乘物に乘せ申間敷事、
一緣に付候娘、母親之着類道具遣候歟、只今迄の持掛の外は、一圓仕ましく候、着類諸道具有體に書付、其役人へ見せ可レ申事、
一妻子一門之間、其外へ參候に、何にても持參無用之事、幷振舞無用、但仕候はて不レ叶儀に候は丶、□□にて倹約に可レ仕事、
右之條々於二相背一者神罰、白紙血判なしに可レ仕候事、

承應三年十月十八日　名判

代官へ申出る覺　承應三年十月廿四日

一代官共年内者、大形郡に罷在、無二油斷一可二申付一事、
一代官所村々へ打はまり、小百姓に至迄、藏入給所一同念を入、萬事可二申付一事、
一萬事に付理申小百姓有レ之候者、自分能吟味仕、其上にて郡奉行にも可二申談一事、
一名寄帳早々具に吟味仕、其内年貢調かね可レ申者、庄屋組頭にしるしを致させ、成かね申候者の手前、早早埒明、其身之仕廻仕らせ可レ申候、今迄の代官なとも、人により米かさの入候にと存候故、成申者より先取立候由聞傳候、成候者は、いつにても調申へく候

候哉、十月十五日、霜月朔日、極月十五日、一人して三
度書取はゝ、右三通之諫文の主、其名字之所を詳にし
るして、又諫箱に入に、猶尋候ふへき事なり、あらわる
る事いやに存候はゝ、近習の者を以て、竊に可㆓相尋㆒
候、若憚心ありて、其名を不㆑申候はゝ、初の諫し本意
可㆓可相違㆒候也、

翌年正月十四日、伊賀殿前に板に書立、高させいた
けにして、竹にて挾立申候由、

承應三年十月六日、年寄中組頭物頭不㆑殘御城へ
被㆓召上㆒、御直に被㆓仰出㆒候條々、

一近年家中過分に借銀仕候故、面々手前組頭吟味仕
候樣に申付候得とも、今よりは勝手吟味仕候事、無用
之事、扨作廻は、人々手柄次第に借銀出し被㆑申候、手
前へいきつまり、何とも可㆑仕樣無㆑之者は、兎角之義
なく、在郷望可㆑申候、人馬へらし在郷仕からは、人馬
持詰奉公仕候者と同前に心得、内所自由に仕、在郷に
ても可㆑樂と覺悟候はゝ不忠たるへし、人馬持申者に
對し、隨分艱難迷惑可㆑仕候、初より申出ることく、屋
敷知行共に指上、其作廻人に任せ可㆑申候、組頭は人
馬持候多少と、同人馬持役之善惡と計、能存知申候而
居可㆑申候、天下の人の所帶算用を詰て合申候は、百
人に壹人ならては無ものゝ由に候、我等を初其通に
候、昔之侍のことく、勝手事なと申は耻と存樣に有度
事に候、左候はゝ、自から侍中手前もなおり、風儀も
よろしく可㆑成と存候、やう所なく唯今如㆑此申付は、
道理の無理と存候間、在郷をやり所に仕候からは、侍
共迷惑有㆑之間敷候、公儀假之奉公かきなから、かゝ
ざる者同前に心得、艱難を迷惑に存候はゝ、沙汰の限
たるへき事、

一老中より外妻子等、絹物きせ候事、幷しんめうをの
り物に乘候事、老中も面々心持次第に、家内にて法度
可㆓申付㆒事、

一娘祝言仕候刻、着類諸道具、其役人に書付を以見せ
可㆑申候、其上にて、なくて不㆑叶物於㆑有㆑之は、此方
より出し可㆑申候、借銀無㆑之、手前人馬をも持申者
は、構無㆑之候、

一老中より下と計にては、歩侍も物頭も同前の樣に
可㆑存候得共、是程公役かゝし候上之事に候故、分か
たく候、女の衣は男の具足にて、禮も有㆑之事に候間、
曾而不㆑持ものには、此方より遣可㆑申候、其時大身小

一池田出羽を召被二仰聞一候、其方事覺へも可ㇾ有、近年我等と相違仕儀數多有、其方大きなる違共有ㇾ之候へ共、事々に者不二申聞一候、稻葉志摩儀に而も合點可ㇾ參候、其方散々我等氣にちかひ候者免候とて、其儘子のことく入魂仕候儀、能こそ申はり候といはぬ計也、かやうの儀、上をおもんし申候は丶、遠慮可ㇾ有事、是かるしめたるにてはなきか、先年江戸下向の時、我等に不二申聞一京より其方御目見への事申遣、後に兵部を以て申候、江戸にてのり物の訴訟申儀候、牧野織部を以申候、是あなとりかるしめたるにてはなきか、我等きらい申候酒もりなと、不作法之義人一番に仕、是かるしむるにてはなきか、惣して其方は、わるくち申事すきにて、わらへらし候、大身ににやはさる儀にて候、以來たしなみ可ㇾ申候、先日も如ㇾ申、今迄の事忘れ申上は、かやうの義被二仰聞一と御意被ㇾ遊る、

出羽申上候は、難ㇾ有奉ㇾ存候、御意之通心まいり、たらさる事も御座候て致二迷惑一候、存なからは不ㇾ仕候とて、誓言を立御前を罷立、

一伊木長門を召被二仰聞一は、其方事、我等爲に随分能家老にて候、先りちきに候と存候、併きすひに不行儀なる事候條、以來たしなみ可ㇾ申旨御意被ㇾ遊る、

長門難ㇾ有奉ㇾ存候旨申上、涙を流し御前を罷立、

一池田伊賀を召被二仰聞一候は、其方事、對二我等一大逆は何としても有ましき仁と存候へは、たのもしく存候、併惡敷心得違候と存候、おちかたの者をは不ㇾ捨□□□心得此所迄申候、今迄夫一度遣候は丶、二度遣候は一段能候、又いふりなる心候、是大きなるきす也、女や童のする事也、大身とりつけ用聞申仁、此やまひ大きにあしく候、能々たしなみ可ㇾ申旨御意被ㇾ遊る、

伊賀難ㇾ有奉ㇾ存旨申上、御前を罷立、

一土倉淡路、池田下總、日置若狹を一人つ丶召、銘々少つ丶惡敷事共被二仰聞一、たしなみ候へと御意被ㇾ遊る、

三人共、難ㇾ有奉ㇾ存旨申上る、

一承應三年八月廿日比、一つの諫文あり、望初の句に云、螢飛去ためしもこ丶に有世哉と有ㇾ之、又十二月初めに一通あり、其中の詞に、たとへは能猿樂をからやの外にて聞居たるに似たりと云々、又右之内にて

事道理にて候、今度如二申出一、今よりは何も生れ替り候と心得、急度嗜可レ申候、我等三拾萬石下し被レ置候へとも、家中手前不レ成に付、其身代程も、人馬をも不レ持候へ者、三拾萬石の御役仕候事不レ能成一候、就レ夫度々家中儉約、皆より破り申樣に候事、大に不屆之事に候、加樣に仕置候事、奉レ對二上樣一、我等大不忠にて候、我等を不忠の者に仕候義、何れもの心得に寄候事に候へ者、我等への不忠不レ過レ之候、先日も如二申聞候一、忠節可レ仕と常々申者に候、軍やうにては軍中の忠節、常々は常の忠節、所により忠節の離事無レ之者也、加樣に申を、末々へ法之通は、家老大身行て見せ候て、下人は通もの也、我者不レ行、下は用間敷なと丶被レ存仁於レ有レ之、可レ爲二沙汰之限一事、今こそ遠きやうに候へとも、一門中者昔は兄弟にて、先祖之御覽之所は同事にて候、家老といふも、家に付久しき者に候へは、少も違は無レ之候、然處に爲二家老大身一者、主君惡敷行有は、命を捨て諫、不レ用とて離道はなし、用と共に存るこそ誠之大身家老に候、此儀能々心得可レ被レ仕事、今日より萬事愼み、作法正ふかひなく共、我等申出義、諸人に先立用可レ被レ申事、

一面々下屋敷に有レ之士共、此度之洪水に、定而家損可レ申候、先年國替之刻、何も家來大かた是に被レ置候樣に可二申付一候と存候、不レ入義に候間、面々在所は近し、不レ入士共、岡山に詰させ候事、費にて候間、當所にて入申候者計殘置、みな在所へ可レ遣候事、

一先度熊澤次郎八方へ何も參、學問相聞由被レ申旨、次郎八申聞候、先以我等好申義、何も一同可レ仕覺悟尤に候、然共唯今者不レ可レ然候、皆々者聞申と於レ有レ之は、おこりのか丶りたる樣に、家中浮氣に可二罷成一候、實は無レ之、却而害可レ有候、加樣に申とて、面々の爲に可レ仕と存寄候者は、是非無用と申義に而者無レ之事、

右之段々被レ仰、其後池田出羽へ、伊木長門、池田伊賀、土倉淡路、池田下總、日置若狹壹人つ丶召、銘々へ被二仰聞一候、品々之御意有レ之、

御留帳拔書之內に挾有レ之候書付

承應三年午八月十九日、年寄中不レ殘召、一等被二仰聞一候御意之後、又一人宛召、被二仰聞一候御內意、

に被二聞召上一、借度々被二仰出一候は、我等之存旨、何も能不レ存候而は、談合も裁判も此方之存寄と相違仕事に候、假は此度之非人扶持方遣候義に付候も、皆共か御爲と存候と申者、米不レ出損のゆかぬを第一の爲と存こと相見へ候、我等之思は、壹人にても國中の者かつはかし不レ申候か、第一の爲にて候、定めて僞り申候者おゝく可レ有レ之候得者、穿鑿の時、左樣之者にくみ申心より、裁判仕候はゝ、誠の非人ももれ可レ申と存候、たまされ候は、未少費にて候、人を殺事、大きなる爲に惡事にて候、此一色にても、萬事合點可レ仕由被二仰聞一候、已上、

承應三年八月十八日

一組頭物頭惣士中家破損繕候事、今迄の居なし、尤人にはより候得とも、大形は分に過候條、唯今より儉約にもくろみ仕、竹木いか程、造作料之銀子何程、面々に書出させ、一組切に惣高合可二書上一事、幷歩行初持人不レ殘可二書上一事、

一當年者、家中借申候京銀、藏より取替候はゝ遣候、但可レ出と存候者は勝手次第之事、

一士中在郷仕度存候者於レ有レ之者、可二申付一候間、書付上可レ申候、當所と兩方にては、作廻不レ可レ成候間、屋敷近上ケ、在郷へ引越可レ申候、面々知行所に住宅難レ仕候者は、藏入之内見計望可レ申候、遂二穿鑿一可二申付一候、先にても小屋掛此方より可二申付一事、

一町人家破損、是亦面々書出させ、一町切に都合差上可レ申事、

一百姓家破損之事、郡奉行見計、竹木等可レ遣事、

同年八月十九日、老中悉被レ召仰言、

一先日も粗申聞候得共、何も心得違も可レ有レ之と存、重而申聞候條は、我等内にての大身、或は一門にて代代家老にて候得者、左樣成には、必心得違有レ之者にて候、左候得者、家々の作法惡敷妨に罷成候、大身之者之役といふは、脇平を不レ顧、上より之下知を請、諸人に先達而用行、行跡諸士之手本と成候樣に、禮義正敷有レ之こそ、誠の大身家老之可レ爲二作法一候、大身に自慢し、或は一門に誇、上よりの下知にても、我等共は不レ聞しても無二大事一と思ふ有、是にて家可レ治哉、下人近き事は、我等よりは何も近きゆへ、皆を見眞似に末々は仕候へは、法度或申出けるも、末々迄不レ用

頭物頭不㆑殘御城へ被㆑爲㆑召、御直に被㆓仰聞㆒御
意之覺
一家中大身小身在々に至迄、一圓我等心に不㆑叶候、年寄候ゆへか、殊之外きみしかに罷成候間、國を被㆓召上㆒候とも、如㆓今迄㆒めんとう成儀者堪忍仕間敷候、不㆑及㆑言候へとも、國を治は御奉公にて候間、急度可㆑改義にて候へとも、惡人を多可㆑罪事、上御幼若なれは、時節不忠の樣に存候條、奉㆑對㆓上樣㆒まけましき儀をまけ可㆑申候、此已後面前かろしめ侮る輩於㆑有㆑之は、堪忍仕間敷候、御幼君も御免可㆑被㆑成候、々樣に申出上は、大惡小惡、大身小身、侍町人百姓に至迄、聞候惡も、今日より已前之事は、皆差免罰を加へ申間敷候、今日より我等心底引替、我舊惡迄忘れ可㆑申候、如㆑此仕からは、皆々も生替と覺悟可㆑仕候、今迄の惡をひるかへし、罸をおかす輩は、尙以て已來をつゝしむへし、老中を始、侍國中共に急度嗜可㆑申候、
一去年以㆓使者㆒家中手前之義申聞候已後、何事も聞入間敷候申者、何も手前成候樣にと存、度々申付義、一圓不㆑用候故、引立も不㆑立、言に無㆓甲斐㆒族、不㆑及㆓是非㆒候、併今日より申出候義、用を申者手前續候樣に、分別を加へ可㆓申付㆒事、
一家中幷國中共に、下地つかれ候故、今度之飢饉に取所無罷成候得者、今年よりも五六年、赤子をそたつるやうに無㆑之候ては不㆑成義に候、左候はゝ、當暮より藏入給所共に、物成平に申付、知行所百姓は今迄之ごとく、面々の可㆑爲㆓知行㆒候、免納所すくい未進、萬事の作廻は、此方より可㆓申付㆒事、（芳烈祠堂に見へたり）
一我等執權諸奉行等申付義は、事々宜に不㆑當義も可㆑有㆑之條、一國之知をかり可㆑申候、左候はゝ、諫の箱を置可㆑申間、老中を始末々に至迄、萬端之義書付をもつて名を隱し、彼箱に入可㆑申事、
一何も惡習來る者共なれは、今迄の覺悟惡不㆑存者も、人により可㆑有㆑之候條、左樣に惑輩、追而可㆑出儀も可㆑有㆑之候、
右之條々、段々侍中へ者組頭、町人へ者町奉行、百姓は郡奉行、具に可㆓申聞㆒候事、先年より度々加樣之義申出し候へとも、其印なく候、口上計にて聞覺す儀候哉と存、今度は以㆓書付を㆒申含者也、
承應三年八月十八日
一御郡奉行共拾人、銘々壹人つゝ召、御直に郡之義具

醫者可ㇾ仕事、何事その時者、小荷駄に乘、鑓壹本持せ罷出候樣に申付可ㇾ遣事、

一甲斐信濃の古き人とも申候、武勇の働も若き内の義により、年五十をこへて手いたきはたらき仕候者、終に無ㇾ之候、五十已上の者の働は、各別に有ㇾ之由に候、今時之若き者共は、昔の六十の者より不達者に相見へ、おこりやうたい身をうましあつきを仕、病者不達者にて、老人の樣計、馬はかりたのみ罷在體に候、九里十里の道をあるき、五日十日つゝけ、達者はたしなみ稽古にて罷成もの候由に候、家中若き子共、道中一日替り、乘物の供仕候程の事は、心掛次第可ㇾ成事に候條、此度も江戸へ參候若き者は、望次第供可㆓申付㆒候間、今より達者の稽古可ㇾ仕候、

一在郷仕候者共、殺生なと不ㇾ仕事之樣に存居候由聞及、あしき心得に候、在郷にては左樣之事仕、身をからし無病に罷成候てこそ、奉公とも可ㇾ被ㇾ成義候事、

以上、

承應三年八月八日、池田伊賀、日置若狹、小堀一學、上坂外記、片山勘左衞門を御前へ被ㇾ召仰言、芳烈祠堂記に見へたり

一當年之旱洪水、我等一代の大難にて候、是を思ふに、我惡逆故如ㇾ此ならは、天より直に亡を不㆓下賜㆒、御戒と存候上は、難ㇾ有事存候、又天の時ならは、我等能時分に此國を奉ㇾ預候條、人民を可ㇾ救に存候、何の道にも急度可ㇾ致と存候、

一今分にては、事行口と存候條、當月中は伊賀若狹、非番無ㇾ之城に可ㇾ被ㇾ詰候、宿へ被ㇾ歸候而も、不ㇾ怠㆓萬事之義㆒穿鑿尤に候、國中之義、兩人取込候而は、可ㇾ被ㇾ口候間、士中町岡山廻り之事は、伊賀可㆓請取㆒候事、

一城に詰米少分に候間、大坂に有ㇾ之米、早々取に可ㇾ遣事、

一當年は城に有ㇾ之米銀子、皆國中へ支配し、不足之分者可㆓借銀㆒事、

一我等所存之通、皆能合點仕、萬事可ㇾ被ㇾ行候、物不ㇾ入を爲と不ㇾ可ㇾ存候、一國之者困究不ㇾ仕か、我等之爲にて候、借銀仕候義、於㆓我榮耀㆒は可ㇾ耻ㇾ之、加樣之時者、少も不ㇾ可ㇾ耻事に候事、

一國中藏入給所共に、平に可ㇾ仕事、其申付樣何も内内分別可ㇾ仕事、

承應三年八月十一日、被㆓仰出㆒御書付、年寄中組

者、又は道具已下取盗族見付候はヽ、おさへ置からめ取へし、狠藉人過急之時は、老中指計可ニ申付一事、

一前々より如ニ申付一、別所治左衛門、落田惣左衛門、其役人之外、町人壹人も罷出間敷事、

一火事之跡仕廻、町奉行見計可ニ申付一候事、

右所ニ定置一、違背之輩於レ有レ之は、可レ爲ニ曲事一者也、

一親子　兄弟　家來之者　舅　聟　小舅火事場へ見廻に參候者、此已前より相極、

定

一伯父甥　伯母姪　祖父母　孫　從弟

一國中酒造所相定、其外者可レ爲ニ禁制一、當町におゐても、作來之酒屋、累年之半分つヽ可レ造候事、

一自ニ先規一素麵者可レ爲レ如レ前事、

一溫飩まんちう切麥そは切南蠻菓子、何も商賣一切停止之事、

右之條々、今度自ニ江戸一被ニ仰觸一旨、堅可ニ相守一、彌新規之酒屋素麵屋令ニ制止一候者也、仍下知如レ件、

牛窓　下津井　片上　虫明　和氣町　金川　因
迎　建部　天城　西大寺　福岡　鳴方　八濱

寛永十九年十月六日

御手廻り下々奉公人給定

一上道具持中間　江戸へ參年九代　春かし五代
　　　　　　　　地にては　八代　同　四代

一中道具持中間　江戸へ參年八代　同　四代
　　　　　　　　地にては　七代　同　三代

一上はさみ箱持　江戸へ參年六代　同　三代
　　　　　　　　地にては　五代　同　貳代

一中はさみ箱持　江戸へ參年五代　同　三代
　　　　　　　　地にては　四代　同　貳代

今度役人給定

一上役人七俵内、春貸三代、此度江戸へ參三代、　中役人六俵内、春かし三代、同江戸へ參三代、

一下役人五俵內、春かし三代、同江戸へ參三代、

一江戸普請に參候役人、上下によらす、路銀三拾匁宛、

一當年御家中の奉公人、可レ爲ニ居掛一事、

右給定一年分、但年内に替候へは、來年二月二日迄之日限、相對次第、月々に割かけ、外に可レ遣旨、被ニ仰出一者也、

寛永十九年十月十五日　此年平川御普請

植候而、毛見無レ之候共、御改に而、上々毛に付可レ被レ申候事、
一拂田壹分に籾壹合迄は引すて、それより上は付立可レ申事、
一川成すな入之分、殘地にさほを可レ有二御入一事、
一檢見者、村之内なけめを好候はゝ、郡代衆へ申聞請取候上、相究可レ被レ申事、
一升付不レ極内、鎌留可レ被二申付一事、
一發開田畠共に、念入御改可レ有事、
一檢見中、油壹升、一組日數十五日分、受取可レ被レ申事、
一如二毎年一庄屋手前に、起請文御かゝせ可レ有事、
一拂田畝捨之分、上中下吟味候而、田數惣高に合申様に可レ被レ仕事、
一石堂彌六もち米三色は、其村々改書出可レ被レ申事、
一中田晩田、二度に檢見可レ被レ仕候事、
一升付之事、升付可レ爲二無用一、苅候而升に入見可レ被レ申事、
右御領分檢見、一手に爲レ被レ成如レ此候、

池田河内守
伊木長門守
池田出羽守

寛永十九年十月朔日　火事之節法度之條々

一當番之老中一人、火元へ可二罷出一、其外も池田信濃守、同佐渡守、同下總守、土倉淡路守、日置若狭守、五人之内二人つゝ、火元へ出合、消させ候下知裁判、老中示合可二申付一事、
一横目頭二人つゝ、其組之下より被二召連一、早速火元へ可二罷出一事、
一大小性五人つゝ馬申付、早々城へ罷登相詰候事、
一侍町人によらす、火元又は近所へ見廻可二申入一定、親子兄弟聟小舅伯父甥之間たるへし、此外自身見廻は不レ及、組下にも遣間敷事、付召連候下々迄も、其屋敷門の内へ引込可二居申一事、
一申付役人之儀は、火元は一切出申間敷事、付役人召連候下々之外、不レ叶義にて火元へ差遣候共、まる腰にて可レ遣レ之、相背者あらは、先にて横目頭遂二穿鑿一、老中に聞せ討捨たるへし、此外猥敷不形義成かふき

先々にて人馬の請取切手は、其村々庄屋方へ可ニ殘置一事、付跡口より通り來、公儀之御用并急用之時は、慥成樣子承屆、其時々庄屋手判に而、無ニ油斷一相屆、後日御墨印に取替可レ申事、船とも右同斷、次に傳馬追立送夫、在々浦々海等、何方によらす手判なしに、自分之暇事を申掛る輩於レ有レ之は、曲事に可ニ申付一候條、うさん者と見付候はゝ、村送りに人を付副、落着之宿を見付、手寄々々の奉行人方へ、早々注進可レ仕、則船着所々に立置船留之札可ニ相守一事、

一先代より給人まゝに不レ仕、山林急度はやし置可レ申候、此外にもはやし候而可レ然所は、見立次第林に可ニ申付一事、

一郡中よろつ出入有レ之、時之郡奉行分別に難レ及義より、殘郡奉行郡代迄ニ相談ー可ニ申付一、其上にても難レ究義あらは、老中迄可ニ申聞一事、

一國之炭薪、他國へ遣し申間敷候事、

一備前もとり船用所有レ之時は、大坂に而、榊與次左衛門吟味之上、以ニ切手一留遣へし、家中の自用におゐては、運賃有樣に取遣可レ仕事、

一下々奉公人之義、人改奉行兩人より上中下に随ひ、先年段々被ニ仰出一、如ニ御法度一支配を定、人別に札を付出し、有付樣に可レ仕候、但定より內者可レ爲ニ相對次第一事、

一郡々之內絶かゝり候在所、念を入郡奉行見及、子細を穿鑿せしめ、相談可ニ申行一ならは、無ニ油斷一前底に可ニ申上一事、

右之條々、堅固可ニ相守一、若違犯之輩於レ有レ之は、糺ニ罪之輕重一、可レ被レ處ニ嚴科一之旨、依レ仰執達如レ件、

池田出羽守
伊木長門守
池田河內守

寛永十九年九月廿九日檢見之次第

一毛取五段に可レ有ニ御取一事、

一引捨之毛見有レ然在所、又はくつしの檢見に可レ然在所、可レ有ニ御見計一事、

一田に木わた作候、兩方之田木わた共に、上毛に候は、木綿之分、本免之外に、壹反に付爲ニ過錢一米三斗つゝ上可レ申候、たとひ木綿の立毛無レ之候共、三斗之過錢かゝり可レ申候間、念を入御付可レ有事、

一繭田之分、上々毛たるへく候、若繭の跡にいね畠物

に及候とて、出作之地本村人あけ置度と申候共、更不レ可ニ承引一、但我村々作職も、一圓手付不レ成程之爲レ體に於者、樣子委郡奉行見屆可レ相ニ計之一、彼本百姓身體持直候は丶、又可レ爲レ如レ前事、

一出作毛物立置田畠下にて、免不レ究分は、郡奉行へ早々相斷候へと、兼而申聞、於ニ出來一はよく見及、ならし而升付候上、霜月中に埒を立可レ申候、此日限過候は丶、雖レ申レ理、承引有間敷候、其上は代官給人百姓之間に、越度可レ有レ之條、郡奉行急度遂ニ穿鑿一、郡代令ニ相談一可ニ申上一事、

一出作之物成は、本村より以前に可ニ申付一候、自然於ニ相滯一は、給人より取替出し可レ申事、

一給知を米田地わけ無レ之內は、出し申給所地免に納所可レ仕候事、

一在々本村於免秋免檢見にても、給人百姓相對之上、免をうけ、相濟候所を、出作分として申破者於レ有レ之は、曲事たるへき事、

一何之村にても、給人之百姓出入有レ之時は、郡奉行聞屆、双方へ埒を立可レ申候、若此旨申破百姓於レ有レ之は、早々籠者可ニ申付一候、自然給人之內郡奉行之不レ任ニ差圖一、其村可レ及ニ其所一體に候は丶、急度可レ致ニ言上一、付百姓之家こほし賣候義、可レ爲ニ停止一事、

一何時によらす、五人組之中に惡心成者有レ之時、同意不レ仕、罷出有姿に申上輩於レ有レ之は、組相之過怠御免可レ被レ成候、其上事により御褒美可レ被レ下候事、

一田畠質物に取候義、代官給人に相理申においては、可レ爲ニ證文次第一事、

一當代還住の百姓、先年ひかへ申田地の義於ニ相理一は、郡奉行見及次第わけ遣し、しち方共其村の堪忍なり候樣に可ニ申付一候事、

一年作に田畠之賣買、先年如ニ申出一、御入國已後、代官給人へ相斷候上者、買主可レ爲ニ理運一事、

一御入國之砌、無ニ知行割一已前に、御領分之內他村へ罷越百姓は、可レ爲ニ居代一事、

一鐵炮うち申義、山中むき今迄打來る在所も、今度其郡々の奉行相改出し、御札之外うち申義、一切可レ爲ニ停止一候、若相背輩於レ有レ之は、札にてゆるすうち、手內より見付次第口口知山へ可ニ告來一、隱置に至ては、同罪可ニ申付一事、

一岡山より傳馬追立送り夫、御墨印にて通すへし、但

一郡奉行送り夫右同前、但庭夫壹人可レ遣、付檢見者可レ准事、
一郡奉行普請奉行檢見者、在々人罷出る時は、前かとに其村より御定の送り人馬呼寄可レ申事、
一面々給所の竹、百姓にきらせ候時、一日壹人に付扶持方五合づゝ可レ遣候、其外召遣候はて不レ叶義候はは、扶持方の外に、一日壹人に壹升つゝの可レ爲二日用一他國へ遣候はゝ、二升つゝ令二下行一何も御藏入一同に可二申付一事、
一誰々によらす、日用として在々へ罷越候刻、駄賃人足路錢道通り之札、前にしたかふへし、宿賃之義も任レ之、但亭主薪を燒候はゝ、主人馬拾文つゝ、下人は六文つゝ、但宿よりも薪においては右半分つゝ、往還の輩、是又同前之事、
一請人無レ之者に、一切宿をかし申間敷候、但往還人一夜はかし可レ申候、二日共逗留仕候はゝ、町奉行郡奉行へ可二相屆一並手負人手判無レ之候者、宿を貸申間敷候事、
一村々百姓逐電之樣、五人組同村組連判、年々改可二申付一候、其上にても若走り人於レ有レ之者、親類並連判の者として可二尋出一次走百姓科人の宿をいたし、荷物已下馳走仕者、並送り申者於レ有レ之は、爲二過怠一任二先例一米壹石、同其村中百姓家壹軒に付米壹升つつ可レ出之事、
一走人科人有レ之時、跡之田畠不レ荒樣に、本村五人組村組として、當毛根村精を入作立、合二春法一年貢を濟せ、二ヶ年目よりは、前々に不レ易程之百姓を入、有付可レ申候、其造作料本村同村、但割符之義、郡奉行見計に可二申付一入作之地も可レ准レ之、走り百姓と本村に有レ之緣者親類並五人組、右造作料之外に、過怠として家壹軒に付米壹升つゝ、此外其村之惣百姓共も、右之半分出し可レ申事、
一出作名請之田畠作人死絶候時は、本村へ請取可レ申候事、
一出作とて本村者免ならしを違へ、物成少もしかけ仕間敷事、付順義入用之役、かゝり物已下、是亦本村並たるへし、若此旨をそむく在所於レ有レ之は、有姿に郡奉行を以可二申上一但免之甲乙、かねて約束於レ在レ之は、可レ任レ其事、
一出作よはり、百姓さすか其村には乍レ有、くたひれ

合相對次第たるへく事、
一代官諸奉行、私用に百姓一切遣間敷候、並私宅へ入、薪其外庄屋小百姓手前より、何にても課役掛取申間敷候事、
一年貢方百姓津出、可レ爲二五里着一事、
一物成百石に付、糠四十俵藁六十五束、但可レ爲二三尺縄一事、
一庄屋給もと高百石に付二斗つゝの事、
一樋守渡守給分、可レ爲レ如レ前之事、
一夏麥如二先代一可二納所一事、但地の増減に随ひ、給人又者百姓に理りあらは、郡奉行及レ見、可レ然様に裁判可レ仕候事、
一國中庄屋手前、麥年貢並夫米、小百姓同前に可レ出事、
一定置庄屋給之外、用所にて公儀の御用に罷越造作料、
一もと高五百石より上之村は、同高百石に付二斗つつ、
一同五百石より内三百石迄は、同百石に付二斗五升つゝ、
一同二百石より内は、同百石に付五升つゝ、
一岡山廻り三里より内之村は、同百石に付一年五升つゝ、
何も庄屋小百姓共に、高に合割符米を出し置、庄屋に遣し可レ申候、但代官給人在々へ罷越時、薪雑事の義も、地下中として可レ調之事、
一庄屋給の外、造作料迄相究上者、小百姓に對し、入目掛申間敷候、若於二相背一者、其庄屋可レ爲二曲事一候、
一普請奉行並諸奉行、在々へ罷越、割薪雑事郡中高に令二割符一、遠近を考、郡奉行見計に可二申付一候、不レ及レ申諸奉行猥に取遣申間敷候、受取遣候分は、重て郡奉行可二相改一候間、宿主ゟ手形を可二出置一候、其村に無レ之物、何にても百姓に調させ候義可レ爲二停止一、並油も百姓手前より出し申間敷候事、
一村々罷出る奉行、なりものさいゐん巳下、取あらし候はぬ様に、下々に至まて堅可二申付一候事、
一郡々へ差出し候諸奉行へ渡す送り人高之事、
　一無足之者には、送夫貳人、庭夫壹人、送り馬壹疋、
一知行取には、送り夫三人、但舟路四人、三百石より巳下者之は、馬一疋可レ遣候、庭夫は遣間敷事、

目之義、組同心弓鐵炮、其外諸奉行加增の知行、可二差上一事、但其親又は繼目の子隨二忠勤一其儘申付輩も可レ有事、付諸役人子共、親の所作を不レ嗜者には、跡目申付時、吟味可レ有事候條、兼而成二其心得一可レ申事、

一誰々によらす養子仕度と存者は、見あてかひに可二申付一候間、年寄中を以、誰となくに可二相伺一他國より其養子可レ爲二停止一、

但孫子兄弟においては不レ苦事、付目見不レ仕猶子不レ可レ有レ之、然共出仕不レ成程の少年の者、不レ可レ及二異義一勿論死期の養子不レ可レ立事、

一浪人抱置間敷候、不レ遁間においては、年寄中迄相尋、可レ任二差圖一勿論背二公義一浪人、又者構有レ之仁、かくし置においては、曲事に可二申付一事、

一人返し出入之儀、重く念を入受取渡可レ仕候、理不盡の族有間敷事、

一走籠於レ有レ之は、御法度のことく、其主人ゐ可二相渡一もし其者不屆之はたらき於レ仕は、討捨不レ苦事、

一侍共他國へ罷越候義、組頭より池田出羽守、伊木長門守、池田河内守兩三人の內、當番を以相伺、致二判形一可レ參候、罷歸候節、判形消可レ申事、

一百姓公事沙汰、代官給人一切構申間敷候、自然取持紛イ申に於ては、其公事可レ令レ落二着負一事、

一諸勤進停止の上は、取持輩可レ爲二曲事一候、

右條々可レ相二守此旨一者也、　寬永十九年七月七日

寬永十九年九月被二仰出一法式

一他國へ御領分の下々奉公人、又は日用にも一切遣間敷候、百姓並大工諸職人、他國に有レ之分は、公儀御定のことく、郡代郡奉行町奉行、每年念を入相改、人積の高を本帳に〆置、其外未進奉公人浮人の帳を、人改の奉行兩人に相渡、當春來春かけて不二罷歸一分、其親類並五人組にかゝり、他仕任二御法度一急度可二召返一事、但年により備前に置餘りたる奉公人、同つかひ餘る大工職人共、代官町奉行給人かたより於二相理一は、一年切に行所をあらはし、判形申付可レ遣、大工職人は明る正月、奉公人は二月中に罷歸、其理を判形仕方へ慥に申屆、無レ滯様可レ仕候事、付赤穗へ遣奉公人の義者、年寄中へ可二相理一事、

一代官給人百姓に對し、かしとり可レ爲二停止一候、但知行分へ、給人より種米の義は不レ苦候、其外よはり百姓に、少くみつきすくひかしまひなとに於ては、見

一疊表替停止之事、
一不斷衣裳紬たるへき事、付家中女着物、是又公儀御法制、唐物同金入之類、幷鹿の子縫箔停止たるへし、下々にはゑり袖帶にも不レ可レ仕、但紗綾ちりめん羽二重薄なとは、何も御免たる間、不レ苦候事、
一他客幷祝言之時者、諸式それ〳〵心得、格別たるへき事、
一御家中之祝言見廻に、祝儀取遣は不レ及レ申、樽肴已下も無用之事、
一煩人見廻候共、相詰候義は、醫者病人可レ令二迷惑一候間、可レ爲二無用一事、
一少身成倫鷹狩之義、可レ爲二無用一、但理申度候者は、伺可レ申事、
一香奠之義者不レ及レ申、緣者親類、其外寺見廻も無用之事、
右之條々、相背申間敷候旨、御掟之趣如レ件、
寛永十九年七月七日

掟

一諸事徒黨を立に於ては、第一曲事たるへき事、
一家中武道具人馬已下、無二懈怠一可二相嗜一、時日を不レ定改義可レ有レ之事、
一年寄中幷醫者乘物相免候、其外家中侍共、病人乘物乘候義者、月番の老中へ相尋可レ隨レ其事、
一諸式申事を仕、手を出候方は、理非によらす成敗すへし、手を過相退候は、隣家近邊は不レ及レ申、其町筋の面々、聞付次第、出合押留、年寄中迄可二相理一、口々道筋請取相定上は、出入かましき義有とても、外已下より内已下へも、猥に見廻令二停止一畢、餘者可レ准レ之、尤方人仕輩は、本人よりも曲事たるへき事、
一走者追掛候口々の請取申付候上者、年寄中へ左右次第に不レ移二時日一可二懸向一、依二時相一其口々の物頭共指圖にも可レ任、於二相背一可レ爲二越度一事、
一成敗者或は取籠者仕手申付上は、其場へ一切出合申間敷事、
一扶持を召放の輩、家中立退候砌、誰々によらす、見廻申間敷候事、
但於二親類一は、年寄中へ可二相尋一候付、家中逐電の者、緣者親類たりとも、許容仕間敷事、
一家中緣切の義、物頭近習の輩は可二相伺一、其外とても人によるへし、同祝言の時、少も奢申間敷事、幷跡

は、貳俵にても三俵にても廻し候て、かんを平し、俵毎に不同無レ之樣に、こませ可レ申事、

一夏米六月末に廻し改可レ仕事、

一米之善惡見申時、前々のことく、其俵へ入籠可レ申事、

一扶持方前月十五日より晦日迄を日切定可二相渡一、付藏々二ケ月替に可二相渡一事、

一切手之日付卅日過候はゝ、相渡申間敷事、

付誰々によらす、藏米少にても、取替貸申間敷事、

一預米下にて一切仕間敷事、

右之旨、堅可二相守一、若令二違犯一は、曲事可二申付一者也、

寛永十七年十一月朔日　御判

留守中城法度之事

一鐵門より內へ、慥成若黨草履取貳人より外、召連間敷事、

付門番へも此旨可二申付一事、

一暮六つより已後、城中へ出入停止之事、本丸之門より內へ出入一切停止、但參候はで不レ叶者は、草履取一人たるへき事、

一火用心無二油斷一可二申付一事、但山下町等に、自然火事いか樣之儀有レ之共、當番之仁出間敷事、

一玄關より上へは、又者召連間鋪事、

一當番之仁判形濟候而、くつろき候はゝ、有姿に書付可二申聞一通申付候、互に食路次第に替合、無二懈怠一相詰可レ申事、

一諸事法度之趣相背申間鋪事、

右之條々、堅固可二相守一者也、

寛永十八年三月十八日

從二江戶一被二仰出一御制札之寫

一諸國在々所々田畠不レ荒之樣に、入レ精耕作すへし、若立毛損亡無レ之所申掠、年貢等令二難澁一族於レ有レ之は、可レ爲二曲事一者也、

寛永十九年六月日

被二仰出一御法度

一御申之時者、諸事先年御定のことし、付他國肴無用たるへし、御家中千石已上振廻之時、汁二、內精進一つ、菜三、もり合仕間敷候、同吸もの無用之事、付酒三返、御用にて寄合候時も、右同事之事、

一新敷椀かし出申間敷事、

部半左衛門、山内權左衛門、市川多兵衛、横井彌兵衛、能勢庄右衛門、水野三郎兵衛を被二召出一、御口上に被二仰聞一候也、此時水野宇右衛門侍從様より御使者に參居申候故、侍從様にも此寫被レ遣、御國にても何もに被二仰聞一可レ然由、宇右衛門に被二仰含一、

有斐錄　利

法度

一鐵門より內、年寄中は小姓貳人、草履取壹人召連、登城可レ仕事、

一惣侍中は若黨壹人、草履取壹人召連可レ申候、雨降候時分、からかさ壹人召加可レ申候事、

一用所申付者共、隨後於レ理、供之下人少々かさみ可レ申事、

一下々猥に不形儀、或直之侍に對し、慮外不レ仕候樣に、其主人より堅可二申付一事、付城中にて高聲高腰かけ立すから居申間敷事、

一横目之者申渡法度、兩度迄は相改、其上主人にも相屆、無二承引一輩有レ之は、可レ致二言上一事、

右之條々、堅固可二相守一、若違背有レ之は、急度可二申付一者也、

寛永十一年五月朔日

先年從二公儀一被二仰出一御法度之條々、

一たて髮　茶筅髮　　一大ひたい

一下ひけ　　一大脇指壹尺七寸より上

一なか刀貳尺八寸已上　　一高もゝたち

一大まへ引合　　一はゝひろ帶

一紋所縫　　一下々絹帶上帶下帶ゑり袖口、小者草履取已下、

一辻たち　　一尺八三味せん

一御供之時、高雜談高笑、一道かたより通候事

一女乘物よけ候事　　一申事仕ましき事

一路次にて行當り候共とかめ申間敷事、

寛永十五年七月朔日

藏々法度

一納米壹斗二升入之斗升四を、壹俵に折定事、

一廻しちきに掛、百姓と令二相圖一、其上百姓好み候は

立る者也、又己か爲を專にして、身構成者は、諸人に不㆑被㆑叱樣之分別を爲し、主の爲に可㆑成義を存出すと云共、其事を不㆑爲、萬に無情成者也、此者は大きに無㆑忠人也、惣して我人の過つ根を考るに、慢心に初れり、如何となれは己か爲と云事皆能と思ひ、他に無㆓問事㆒、たま〳〵尋と云共、己か心に順ふ者に問もの也、此故に善惡共申聞者あれは、我職にも無㆑之不㆑入差出と思ひ、或は詞にし又は面に顯るヽ故に、以來善事有ても不㆑告、還て詘る者也、惣而相役に不㆑限、皆之者共、主人の爲を思はヽ、我意を立たる樣に、隨分嗜㆓萬事㆒可㆓申合㆒也、如㆑此ならは、何も可㆑和、和すれは家は齊ふ事無㆑疑、慢心有㆑之は無㆑可㆑和、此旨を堅く可㆑存事、

一横目役は大事也、横目之本意は、主人之儀を初として、横邪之行あるを見聞して申役也、左樣に心得、末末の義に不㆑限、面々役仕樣、具に可㆑承候、先主人之儀を專に可㆓申聞㆒、次に諸役人之儀承、過有は其者に可㆓申聞㆒、面々も慢心無㆑之樣に嗜み、眞實に爲を大事と存る者は、此方より必可㆑尋候間、横目も無㆓遠慮㆒其役儀之事可㆓申聞㆒也、

一忠節といふ事、人毎にいふ事なれ共、忠之儀委く知て行者稀也、忠は己を盡すを忠といふ、是迄も皆知れり、然共己か不足を覺より忠生る事をしらす、此故に謙を體に不㆑爲故に、其忠皆慢心となり、還而忠を成心を盡たる其忠無に爲す事、歎か敷事也、世俗にいふ、忠か不忠に成といふは、此謙を體に不㆑爲故也、謙はへりくたり慢心無㆑之を謙と云、

一惣士中ねも此義は可㆓申聞㆒候、銘々身の上は不㆑及㆑申、朋友之間にも又は下々にも、少にてもかふき者有㆑之は、其理は不㆑及㆑申、互に申合、急度直させ可㆑申事、幷家中下々惡事を爲と云共、江戸にては、兎角何事も沙汰の無か能とまて、人々可㆑存候得共、成敗可㆑仕程之義も、見遁しに可㆑仕と存知候、左樣にては下々の風俗惡敷可㆑成候間、自今已後、罪之品を申聞、成敗も可㆑仕候事、

一此度は年寄共供不㆑仕候間、末々之義或は細成義、若は疑事可㆑有と存候間、何事によらす相談仕可㆓申聞㆒、此上にも老中不㆑有とて遠慮仕候はヽ、右申聞する可㆑爲㆓身構㆒事、

右者信濃、小堀彦右衛門、草加兵部、尾關源次郎、南

右之趣堅可ニ相守一候、加樣に被ニ仰出一候義は、人々勝手之爲候、然上は寄合之儀、急度停止可レ被ニ仰付一儀に候得共、左候ては、何も氣つまり迷惑可レ仕と思召、如レ此被ニ仰出一上は、銘々能心得仕、假初にも以外義勤用之寄合、堅可レ爲ニ無用一、常々も心安申談者共は不レ可レ苦、若此旨承引無レ之輩は、可レ爲ニ越度一旨、被ニ仰出一候者也、

一佛を捨て、或はかくれ忍ひて寺に參、表には神主を置、内所には位牌を置、上むきは神儒の體をなし、誰そ問候へ者、合點は不レ參候へとも、代官之被ニ仰付一、庄屋申付にて候故、佛を捨てなと申由、如レ此にては、民に僞を敎るにて候、我等儒を好み、無レ僞正路に有レ之候得者、佛道も不レ苦候、何にても僞正路ならす、内外有者は惡人にて候、たとへ只今儒を學候共、佛にかへり度存候者は、心次第に寺にも參候樣に可ニ申付一事、奉行代官申付る故、其節はいな共難レ申、尤と民共可レ申候ゆへ、代官は民共心底より佛を捨候と存義も可レ有レ之候、是また尤のやうに有りなから、人情を察する事おろそか成故、へつらい僞をさそい起すなり、向後能思案仕、諸事可ニ申付一事、

江戸御居間に、御近習之者共被ニ召出一、御直に被ニ仰付一御口上之覺、

一參勤之刻、皆共に申聞候趣、失念仕間敷候、然共程あれは或は懈り、又心得違も可レ有と存、唯今又委敷申聞候、今是に召出候者は、取分爲を大事と可レ存者共なれは、面々の役義少も不レ怠樣嗜可レ申事、第一之忠節たるへき事、

一何れの役も同前と云共、南部半左衛門、山内權左衛門ことく、内證之義を申付る者、主之爲を大事と思、忠を可レ盡と存者は、少之儀にても主之損なき樣にと存る故、惡敷心得候得は聚斂之臣と成者也、少の利を爲として、末々は迷惑仕事古今多し、下之迷惑といふに可レ有ニ心得一、理屈を以いふ時は、末の痛にさのみ不レ成事にも、可レ利爲になす事は、少にても下迷惑に存る者也、又過分に費之所を能考仕直す事は、下少々痛事にても、却て尤と云者也、少々利を可レ得とて、主名出る者也、此事は上には無ニ御存一、我等共之仕事と申といへ共、主加樣之義好故にと、諸人存る者也、右の如く人は爲を第一に存、精を出す故に、費を能考、爲と成事も數多有也、然共諸人は其能事を云す、過のみ云

能考させ可レ申候事、

一去春申出す法令に付候はゝ、暇遣候百姓下人、飢饉の年は餓人と可レ成者、あるひは毎年公儀役人に可レ成者は、吟味をとけ、則主人の家内にて、夫婦あわせ子持候はゝ、庭子に育候様のはからひ可レ有レ之候、又いとま遣候而も、左様之者は救米を不レ遣候て、百姓奉公人に仕候様の仕様可レ有レ之事、

一侍中大小姓に被二召仕一候に、知行三百石被レ下候ては、大小姓役の人馬持申儀成かね可レ申と思召候間、向後は大小姓に被二召出一候はゝ、三百石以下之衆ね者、三百石に御足し可レ被レ下候、其後病氣其外様子有レ之、御赦免被二成下一候、右之御加増知行可二差上一由御意之旨、御老中被二仰渡一候間、左様御心得成レ被レ成候、

霜月十五日

一相果無二跡目一士中、其年之物成殘被レ下覺、

夏相果人には壹つ成、　秋相果候人には貳つ成、

冬相果候人には、其年之物成不レ殘被レ下、

於二御書院縁際一、池田信濃、池田藤左衛門、小堀彦左衛門、南部半左衛門、田中九兵衛、能勢勝右衛門、松山五左衛門、小倉登之介、森半右衛門、渡邊友之助、菅小左衛門、加藤甚右衛門、日置久馬之助、中村久兵衛、寺澤藤左衛門、水野作右衛門、大埜十兵衛、淵本久五左衛門、久保田市太夫を召、被二仰渡一候者、

一諸役人面々和睦仕、諸事不レ可レ有二間斷一、惣て横目役は、雖レ聞二諸人之過惡心一、不レ可レ有二訴申義一、竊對二其人一令レ告二知之一、相互に申談、可レ改二覺悟一、或は依二心得誤一、却而爲二不忠一之族可レ有レ之、別而相役之内存二忠義一者、不レ狹二我心一可レ令二勤仕一者也、其外委細親切之仰條々有レ之、今記二其大略一、幷江戸長屋寄合之料理之御法式、

一江戸於二御長屋一振廻御停止之上は、行掛り出來合も、互に出申間敷候、然共心安者、夜之寄合咄候時は、吸物之外菜二つ、内一種者鹽辛か醬之類、或は精進物可レ出レ之事、

一溫飩切麥蕎麥切なと出候時は、吸物之外に、是亦鹽辛醬之類、或は精進物一種可レ出候、此時は食出し申間敷事、勿論酒は三返之外堅無用、

一番頭以下、濃茶幷食後之菓子出し申間敷候事、

ら、親にかゝりたる子共の切米も、何も不ㇾ取してともしからさる様成事可ㇾ有ㇾ之候、とかく各は士にて士にあらす候、士といはるゝは大事の事にて候、其名に叶申へく候、

在江戸侍中に被ㇾ下御扶持方覺、

一無足人常被ㇾ下候扶持に三人增、
一高百石より二百石迄、上下有人に三人增、
一二百石より九百九十石迄、上下有人四人增、
一千石以上、上下有人、拾人に付三人增、

極月朔日被二仰出一覺

一若黨以下直成刀脇指差候者、明日よりもきと取候様に、御横目衆え被二仰付一候、

覺

一郡々日用普請仕度所、人々存寄可二申上一事、年内に用意仕置、正月より早々取掛り候様に可ㇾ仕事、
一横役なしに成候て、小百姓は悦候得共、庄屋共手前不ㇾ成、迷惑仕候由にて、庄屋をいやかり候ては、萬事無情に候間、庄屋田地といふ物を遣可ㇾ然候、或は上田をつふし屋敷に仕候哉、或は田中の屋敷なと山ね上候て不ㇾ苦をは自然に申付、古地のさわりに不ㇾ成新田、加様之所を見立、右之庄屋田地に可ㇾ仕候、此外奉行存寄穿儀可ㇾ仕事、
一米納町人共、百姓手前請取藏へ入候事、藏入給所共に有ㇾ之由、何れにそ手くろ可ㇾ有ㇾ之候、せんき仕法度に仕、さわる事無ㇾ之候はゝ、停止に可ㇾ仕事、
一御留山之義、百姓自分に林候所、留山に成候所候哉、藏入之時分不ㇾ留ㇾ山、給所に出候て留候處在ㇾ之候哉、所によりわつかの山、牛馬飼所下木所ね留候而は、百姓之作をさまたけ申候間、吟味可ㇾ仕候、又何れに名を付候而成共、林し候て能所も可ㇾ有ㇾ之候、郡々隨分山を林し候様に仕度候、山の嶺より松たねを植候か能と申候、牛馬飼處留候はゝ、百姓可ㇾ致二迷惑一事、
一古地のさわりに不ㇾ成新田所、隨分見立可ㇾ申事、
一男女出替り、今の法よく候哉、穿儀可ㇾ仕候事、男は二月二日女は八月、
一五里付之事、幷銀米雜穀もの、しちの利足せんき可ㇾ仕事、
一空地有ㇾ之所は、うるしの實うへさせ可ㇾ申候事、
一米種の品々、畠物に至迄、地にあい候と不ㇾ合と、能

みならす、若出陣の跡にて、隣國逆心の輩いてきなは、走たる下々とてものかれぬ身と思ひ、空國へ引入を仕候はゝ、何の手もなく、逆心の者の爲にとられ可レ申候、法をかたくして少付したかひたる者共も、常常の無道心の主人、今此時にかへさんと存候はゝ、其死をにくみ見て助は申間敷候、是初に云ふ所の、汝諸士共の常の振舞、家國を亡し我軍法を亂し候にあらすや、左樣にきたなく、民を苦め下人をひつめて、金米を用る處を見れは、妻子を愛し女娘の公儀を専にし、少もかけては耻とおもひ、士道の心かけ人馬のかけたるをは恥とも思はす、我知行は諸士共の知行と成たると存候、上樣より女之けはひ田には此國は不レ被レ下候、上ゟの申分も無儀に候へ共、けんくはかけにて惡口して少も不レ用候、汝等左樣に公儀をかゝして、愛する妻子共、自然の時、苦めたる民や下人の手に渡り、恥をさらし目もあてられぬ事と可レ成候へは、ひつきやう妻子も愛せさるにて候、如レ此恥如レ此理を能々わきまへ悔さとりて、自今以後、我民をすくふ助と成て、さまたけをなすへからす、汝らも共に民を救、下々をあわれみて、其君にも忠有り、其民にも仁あり、其妻子の行末をも思ふへし、汝等おもてひつそく、内おこりをやめ候はゝ、分々の仁義は可レ成候、あゝかなしきかな、數萬の民の老若男女いとけなきを、在々になかしめうやし、こゝやかしこに夭死せしめ、或は山下の町にたゝよわしめ、二八月の出替には、數萬之男女道路に立まよひ、むれすゝめの宿りかねたるていにて、彼無道心の主人をたに求かね、五日十日なくなれは、餓死の數に入、乞食非人と成へきかと悲みぬるを、汝諸士たのしむや、人の心あらん者、妻子のかさりを求るいとまあらんや、妻子の小袖壹つを以て、彼等四五人の心身をゆたかにすへし、妻子何そ寒からんや、去年今年の樣なるきゝん年、其身妻子の衣食もかつ〳〵にて、よう〳〵下々をかゝへ申候はゝ、切米の安きも理りたるへく候、口の上にては三人置候者を、四五人も抱ゟ申候はゝ、國への忠たるへく候、乍レ去心有士は置樣可レ有事に候、若黨ならは小者の切米にねきりなす共、はなかみ代となり共名付、其身の恥と不レ成、忝なかり、主人よりなき事なれは、御尤と存樣に仕樣可レ有レ之候、下々女にても、其心よりは又此外情のかけ樣にて、同し樣なる事なか

國亡は汝等誰と共によからんや、汝等口利口に、米の高は町人の爲にもよしと云、其能者は汝等かおこりを助る者のみ、國中千にして九百九十は迷惑し、十八汝共によしといふへし、其十人はいか程米高くても死には不レ及者也、扨すくはさるやうにても、士中に財米をすつる事は十にして八九也、救樣にても、民に財米を捨る事は、十にして一二也、其一二の人は、十にして八九人、八九の人は十にして一二人なり、如レ此格別なる愛敬なるに、たまさかにも民によき事あれは、百姓斗御用に立可レ申候なと丶申、知行を請て居なから、左樣の言葉を出す事、士共人とも云へからす、少も身の爲よき事あれは、道にはかまひなくても、天下にもなき樣に、上をほむるかと思へは、少も身便せさる事有は、道にはかまひなく〳〵、ほめたる言葉をひるかへして、さん〳〵に上を惡口す、定て皆か皆に左樣には有間敷候間、惣方の顔よこしに、自今以後は仲間より吟味可レ仕事に候、惣て此借金より此方士共つき合に、かり初にも利得のせんさく斗にて、士道の物語、武道の事も不二申出一候、何とそ利錢の手をやめ度存候、それに依て餘り心かきたなく成て、男女奉

公人をか丶へ申者共、人にはより可レ申候、定て多くは有間敷候へとも、上下を着し兩腰さし候若黨を、三俵や四俵にねきりなし、小もの中間よりおとりに仕候由、國士困窮故かつゑに望、奉公人多きによつて是非なく居候にて、夫程之主人ならは、定て其切米の外には、古かみ子はかまおひはなかみにても事かき候時分を見て、とらせは仕ましく候、無二是非一々々々と存て奉公可レ仕候、小者共壹俵半壹俵貳斗壹斗なとにてか丶へ、下女抔も五匁三匁にてもか丶へ置候由に候、扨々むこき次第に候、盗を仕より外、何として夫にてはたをかくし可レ申哉、いかに居候へはとて、左樣にておかれ可レ申哉、左樣ならは、定て其外には不便を加へ、それ〳〵の物とらせ申間敷候、夫のみならす、下々を使候事、牛馬の如く存候由、牛馬も心なくてはたてりかたし、只竹木を切使如く仕候由にて、無事之時、無二是非一勢にこそかんにん仕候へ、自然の事も有て、御敵退治のために遠國抔へ出陣せは、左樣之主人の下々は、皆道より走り可レ申候、知行高を取と申も、人を多く持を以てこそ本意と仕候事にて候に、持て不レ持におとり候仕形、無二是非一義に候、扨夫の

之地民常理直にして心勇なり、權現樣其理直を不レ失、其勇をそたて給ふ、士は日本國中さのみかわりはなきもの也、只地民の善惡に依て、平生も治り軍も利有へし、然るに今我國の地民不理直にして、心氣弱なり、是常に治りかたふして、軍に利有かたき第一のなけき也、然共和する時は、弱能强を制する理あるなれは、國民能士を愛敬して、其理に先たゝん事をねかふ、愛する所には必勇あり、我子を捨て臆病なる者なし、是則平生の政也、軍と常と二つ有へからす、先諸士の心いさきよくして、民の心にかんせしむへし、慈愛あつて民の心を服すへし、然るに今國中の民共士を見るへきには、欲心深き事也、耻も不レ知無道心なる事也、人に非すと思ふなるへし、民の心の師に成へき士か如レ斯にして、何を以てか國俗を能せんや、其品あけてかそへかたし、ひつきやうきたなき欲心、慳貪邪見成心よりおこる事なり、目さましに一二をあけてきかすへし、欲心と邪見とは、有時はともにあり、士共定て盗賊の火付をは思ふへし、わつか兩手にさけて取へき物のため、數間の家をやき亡し、數萬の財寳を失ひ、人を殺し、貧窮も及す處、邪見成心ならすやと、にくみ思はさるや、今士共の心少も此火付におとるへからす、いかんなれは、天下周流の米、京大坂より高はなし、京大坂につきては、運賃の違斗にて、當國より高もすくなし、然るにやすしとして、此國におゐて關所を望み、大坂より高してこへん事を貪ふる、此國之米大坂より高からん事は何を以てすへし、たゝ此國の人民を迷惑させて、此國の者に高く賣也、此邪見無道心の心、下々民の心にかんして、さそ情なく思ふへし、當年の如く成飢饉、まのあたりなる死人を見てたに、他國の五穀を入よとのそせうを一言不レ言、却而關所之上にも關所を望む心有、わつかの藏米をうらんために、國中のきゝんをかゑりみす、何を以か火付の利に異ならんや、其米高を以、汝等か手前迷惑する事を不レ知して、いまたも高くはよからんと思ふ故に、次第に借銀かさねは、それ士は常の食なけれ共常の心あり、民のことさは常の食なければ常の心なしと云に、如レ此困窮せしは、何として人民の心たて風俗よかるへきや、士共手前さはき斗心かけて、如レ斯國の亡るに近き事を露もなけかす、彌亡るに近く共、我爲のよき樣にとならては不レ存、

段、心根のきたなきこと、しわきといつれそや、おこりとしわきとは、ひつきやう大欲心故、面は替り候へ共、心根は同前なり、

一借銀仕候者共申分、上より御救とは被二仰付一候へ共、利付て出し申候、被レ下たる物にてはなし、おひたしく御せんさくに不レ及義と申者候由、餘成憎き申分に候、其知行十分一の人馬不りイ◎ふ廻し仕者も有レ之、能分にて千石取六七百石取程ならては無レ之候、其上國中人あまり、他國へ遣し、或は迷惑に及ひ候へは、民のつかれに候、如レ此の不忠あけてかそへかたし、箇樣之所を存候へは、身上ほとに取廻し候者共は、忠臣にて候間、褒美加増も遣し度事に候得共、其者にも人からのよしあし可レ有レ之候、尤借銀仕候者にも、道ありすりきるも可レ有レ之候、具にせんさく及かたき故、知行ほと奉公仕候者も、空くにくき心行を以、不忠之樣をかくる者共も其通に候、依レ之先日在郷之義申付候、随分かんなん仕、借銀相濟、一二年の物成溜りて、知行屋敷返しあたふへきなり、

一先年より申付候政法度をは、心學流と名付けて、心學流はおきたるか能く候、世間は世間之樣に仕たるか能抔と、家中の者共申候て、面向人馬をはへらし候へ共、奥方内所の榮耀おこりは、古にまさり候樣に成申候由に候、心學流とは大きに違ひ申候、心學流は古流にて候、古流は義理をたしなみ候故、家には儉にして國につとめ候故に、いか程すり切ても、身上程の人馬の公役はかゝし不レ申候、奥方内所随分詰候事に候、士の心掛け勇氣をうしなひて耻と不レ存、女童町人等の譽候を公儀と存候風俗、なけきても倚餘り有、此國は我國にて候得者、此國の世間は我世間にて候、然るを光政流は無用、世間之如く仕候得とは、他國に居候と存候也、但主は脇に候也、

覺

一家中士共、自然の事あらは用に立へしと口にては申、常々心掛も仕者有レ之と相見へ候得共、其作法は一圓不相應に候、我國を亡し我軍法を亂り候事のみ常々仕候、我を助くる臣にてはなくて、我を亡すあたを養置にて候、先國を堅くし軍を治るには、其國の地民を能するにしくはなし、近くは權現樣三州にして武威をふるひ給て、終に天下を知給ふ、尤明將たりといへ共、三州よりおこり給はすはかたかるへし、三州

れは恨みいかるは、市井の野人、黒白を辨へさる者の云所なり、士にして如レ此なるは、無下成事也、たとへ君の悦を求るに迷て、家中の者に能きあてかひ有とも、國政に公ならすは、謀をかへ其利を不レ取して可也、たとへ汝諸士に便せす共、道において尤なる事ならは、かんなんを行て可也、義を見て利を見さるものは士の道也、利を知て義を不レ知者は市井の風味也、汝諸士市井之人たらんか、士たらんか、市井にいてたに心有者は、義と利との分別なくては叶へからす、

一他人を迷惑させて、我身のさかゆる事は、たとへありても、君子善人はせす、いはんやたへてなき理なるをや、然るに我士共は、只我身かちにて、人の迷惑をかゑり見す、他國の人迷惑させてたに、我さかゆる事はすましき儀なるに、此國の人民を迷惑させて、米を高く賣候事を望み候樣になる心根故、我と大借銀仕、次第にみつから迷惑仕候、得る故に不レ足理を不レ知して、未た得事不レ足とおもへり、あまり頑愚なる事故、天道いかりを動かし給ひて、蟲さし日損水損の責を下し給ひ候、それを治る事不レ成主人故、我尤此難に預り候、因州と當國にての事を存くらへ可レ申候、因州にては儉なる故少く得て足り候、當國にては奢り候故に、多得ても不レ足、是以家中儉約を用候へと申付候へは、文盲故か、しはきを儉約と覺、奢りをいさきよきと存る樣子にて候、しわきと云は、邪見にして人をも救はす、下人百姓等のかつゑをもかへりみす、軍役公役傍輩の附合、禮義愛敬もなく、たゝかたむきに金銀をため候を申候、儉約といふは、家に儉にして國に勤ると云て、我身の榮耀、妻子の私、内所のかさりをのそひて、軍役公役を勤め、朋友と愛敬あり、無用之外聞結構をやめて、下人をあわれみ、百姓等をすくひ、天地各別成儀に候、士と成て人足同前に文盲にて、是程の道理をさへ不レ存、口のあきたる儘に、心に任せて上を申かすめ、道學を惡口申事、士とは難レ申候、奢りと云は、我身の榮耀、妻子之口腹を專に仕候故、軍役公役を不レ勤、其目隱しに外聞の無用を繕ひ候故、下人困窮してもあはれみ救す、人をころし不便の者をもふちはなし、國に窮民をまし、百姓のかつゑをもかゑり見す、たゝ一月のふちかたの事を申付候にさへ、わつかの米の故にさま〳〵口すさましく、亂國の樣に申なし、上の用にも立ましき樣に申

可レ然かと、郡奉行之内二三人申上る付、於二御前一年寄中、例の僉議人共會議被二仰付一、被二聞合一被レ爲レ成二御意一候は、七八千石之得を以、民の倍を破り可レ申義にて無レ之候、如二例年之一、彌檢見を好候民斗、かふ切の檢見に可二申付一候、毎より能き所は、百姓之仕合に候、惡敷所は存夫々に免を引捨遣レ之旨依レ仰、右之通被二申渡一候也、以上、

一當年平免如レ例、萬引物引候て、三つ五歩六厘三有レ之候、此内三つ五歩御家中ゟ被レ下、殘六厘三の分は、當年之事候得は、在々も痛申候間、御救又は御普請等爲レ被二仰付一、御退け可レ被レ成候と思召候、各其心得にて、御相組中へ可レ被二申達一候、

十一月朔日 寛文八年成べしといふ、故にこゝに記す、

一學校出來已後、御組頭中之二男、望次第出校仕候樣にと御意にて御座候、御望之方は、拙者共へ可レ被二仰下一候、

七月十六日 寛文九年なるへし

津田重次郎
泉　八右衛門

一寛文十年庚戌冬、故學監津田永正承二先君之命一候て、剪レ茅造二學舍一、以奉二先聖牌位一、改二舊延原一而號二閑谷一、延寶二年甲寅冬、始建二聖堂一、閑谷學校記に記す處なり、

一上樣は日本國中の人民を、天より預り被レ成候、國主は一國之人民を、上樣より預り奉る、家老と士とは、其君を助て其民を安くせん事をはかる者也、一國之民の安と不安とは、一國の主人にかゝるへき事なれ共、天下の民の一人も其所を得さるは、上樣御一人の責なれは、此國民を困窮せしむるは、上樣の御冥加をへらし奉る義也、不忠成事是より甚はなし、上に不忠民に不仁、國主之罪死にも入られす、今時何事もあらは御用に立んと、亂之忠を心掛候人は、餘多有レ之と聞へ候得共、上樣御冥加へりて何事あらんには、忠を存す共益有間敷候、寸志なからも此國においては、上樣の御冥加をまし奉り、長久の御いのりをいたし、無事の忠を致さんと存者也、汝等大臣小臣共に、我寸志を助て、其業を遂しむへし、士は貧を以て常とす、貧く共百姓之畠にはまさるへし、士の奉公人、いつのきゝんにも餓死する事はなし、人々不自由かんにん仕候はゝ、汝の君に忠可レ有候、

一義と利との分別なく、我によけれは悅、我にあしけ

戸㆒も可㆑爲㆓同前㆒候、尤右之類たりと云共、高直之物不㆑可㆑用㆑之、此外緗布之類可㆑爲㆓停止㆒、羽織袴も可㆑爲㆓同事㆒、但江戸居者共は、持掛りの分、當年來春迄可㆑免之事、

一壹萬石以上之妻女着物、上着代百目より上可㆑爲㆓停止㆒、練しま羽二重紗綾より上之絹布不㆑可㆑着㆑之、地紅縫箔かのこ入高直之染色停㆓止之㆒、九千石より三千石迄之妻、羽二重練しま田舍絹、染色右[illegible]、二千石以下は、緗日野紬之類可㆑着㆑之、たとへ持掛りたり共、大小身共上には不㆑可㆑着㆑之、同帷子はたとへ老中之妻女たり共、代銀壹枚より上の帷子不㆑可㆑着㆑之、縫かのこ縫箔可㆑爲㆓無用㆒、但地紅は不㆑苦、其外はくゝし紺屋染たるへし、少つゝの紅入は不㆑苦候、持掛り之分、當年來年可㆑免㆑之事、

一大身之召遣女たり共、日野紬の外上に不㆑可㆑着㆑之、帷子は内かた染の類可㆑着㆑之、但茶之間はした以下は、大身の召遣たり共、帶共木綿可㆑爲、帷子は地布可㆑着㆑之、持掛り之帷子帶、當年中者可㆑免之事、

一土産餞別、他は不㆑及㆑言、兄弟を初、一切可㆑爲㆓無用㆒事、

一女正月禮、可㆑爲㆓絶合㆒、但親子兄弟聟舅之間は不㆑苦、何にても持參は無用たるへき事、

一喪祭之禮、分限に過、重く取行候へは、夫におとらぬ樣にと心得候者も有㆑之由に候、喪祭は心の誠を盡所成に、却而外聞を第一に存候樣に成候得は、非㆓本意㆒候間、可㆑應㆓分限㆒事、

右之條々、堅固可㆑守㆑之者也、　六月朔日（寛文八年成へし）

（芳烈祠堂記に見へたり）

一寛文八年申八月廿一日、郡々檢見、當年も如㆓例年㆒、彌かふ切に仕、日損所は郡奉行存まゝに、免を引下け可㆑遣旨御意之由、年寄中より郡奉行ね被㆓申渡㆒、是當年池掛り天水所は日損多、又井手掛りの分は、例年よりは格別能所も有㆑之に付、土免を破り、惣檢見に被㆓仰付㆒候は、凡七八千石も御米出可㆑申候、是以例年より格別能き所之百姓も、縱は免貳分は民之得に成候處、惣檢見に被㆓仰付㆒候へは、壹歩を指上、殘一歩は民の得分に成候へは、未例年より得分御座候、日損に逢候處の者、例年より致㆓迷惑㆒候へとも、各別免を下け候事も不㆑成候、右之能き所より上り候を、あしき所へ打込候はゝ、日損之民十分之御救に可㆑被㆑成候、當年の如き甲乙の有㆑之年は、加樣に被㆓仰付㆒

繪圖を以材木其外入用之積書出し、頭々迄相伺、可レ任二指圖に一、自今已後、柱天井板共に、杉檜之節なし可レ爲二無用一、付床かまち建具之ふちさん共に、漆塗可レ爲二停止一、張付は老中之外可レ爲二無用一事、

一武具之事、分限に過結構仕間敷候、用に立候所斗考尤に候、附馬具之事、虎之皮らつこの鞍覆、并紫あをりの緒は、老中も無用たるへく候、其外之物共、梨子地金かなかひ惣蒔繪鞍鐙共、持掛は各別、自今已後、新規に拵候事可レ爲二停止一、紋所は不レ苦、半鞍おゝひ馬せん駄覆ひ共、虎の皮らつこは不レ及二云に一、ひろうと毛織共に可レ爲二無用一、尤熊之泥障渡り共に無用、紫手綱あをりの緒紅紫色、可レ爲二無用一事、

一馬之事、見分に無レ構、岩乘第一に可レ仕候、分限に過高直之馬求申間敷事、

一刀脇指拵、是又自今已後、結構可レ爲二無用一事、

一金梨子地惣蒔繪金かなかひ鞍鐙共に停止候上は不レ及レ申、何にても梨子地金かなかひ惣蒔繪之器物拵義、堅可レ爲二無用一、但持掛は可レ爲二格別一事、

一振舞之事、先達而如二申出一、老中は二汁三菜、外に肴壹種たるへし、番頭并千石以上は、一汁三菜肴一種、物頭并五百石以上、一汁二菜肴一種、此外菓のもり合、後段停二止之一、酒何茂三返、菓子一種之外不レ可レ出レ之、右之外小身なる者、用にて寄合之外、料理出候事無用之由、先年申付候得共、緣者親類無二如在一者共寄合候時は、一汁二菜之料理可レ免レ之候、右何茂定之菜數にても、重き料理仕間敷候、汁或は煮物等ね色々入交候事は、盛合同事に候得は、無用可二申付一事に候へ共、一種斗も難レ成由に候條、自今已後、魚鳥を入合すへからす、何にても一種つゝに仕、外に精進物之類加へ候事不レ苦候、并物頭已下之小者共、濃茶不レ可レ出レ之、惣て家中大小身共に、持寄可レ爲二停止一候、然る上は、數寄道具求候事、猶以可レ爲二無用一候事、

一祝言之時、祝儀取遣候事、大小身共可レ爲二無用一、親子兄弟聟舅は不レ苦、但一萬石以上小袖代銀三枚貳枚、五千石より貳千石迄貳枚壹枚、千九百石より千石迄三百疋二百疋、九百石より以下は貳百疋百疋、或は輕肴一種たるへし、其外之祝儀、親子之外、歲暮年頭五節句共に、次合たるへし、

一侍中衣類之事、只今迄國にて着候通、田舍紬日野紬京八丈之類、木綿にても心次第是を着すへし、於二江

付一候、去々年も法式具に申聞候得共、人に寄大身小身共に、たとへは振廻之儀に付ても、色々名を替手くろうして、法を破る者間々有レ之由聞傳へ、不合點心得そこなひにて背者よりは、大きに不屆成義と存候、又末々の者心得違も有レ之由、是は士頭共法を跡に存故にて候、頭々能得心仕、組士ともに具に切々申聞置候は丶、心得違は有レ之間敷と存候、畢竟皆頭の越度と存候、以來は急度心得、侍頭は切々組士を寄讀聞、其上にて能合點仕らせ可レ申候、當春上意を承候得は、只今之時に當て、奉レ對レ上候御奉公は、國中末々迄儉約を堅申付、國中飢寒之者無レ之様に仕候程、忠は無レ之と存候、然共此段我等一身之志斗にては不レ成事に候、是偏に家中侍共覺悟に依て、奉レ對レ上候御奉公申上候義者、我等に對して無二比類一忠節と可レ存候間、自今以後は、何も左様に心得、隨分堅可二相勤一事、

右者西丸御廣間にて、惣侍中江御直に被二仰渡一、

覺

一自分之衣裳、紗綾縮緬羽二重練しまの類可レ着レ之、寢道具も可レ爲二同前一事、

一奥方衣裳、公義御法を相守、可レ爲二儉約一、但壹表に付代貳百目より上不レ可レ着レ之、末々も夫に隨ひ、輕く可レ仕候事、

一膳部之事、他客祝儀者各別、常は二汁三菜たるへき事、

一家中侍共より上江、肴菓子等器物塗物、又は鉢なとに入可レ申候、縱ひ祝義之時も、箱肴無用、其儘臺に居可レ申候事、

一湯治歸、其外暇申、他所江參り歸候時、誰々によらす土產無用之事、

女着類之定

	上々 表	上々 帷子	上々 召仕表	上々 帷子
一老中	表百五拾目	帷子七拾目	召仕表 七十目	帷子三拾目
一千石以上	同 百 目	同 五拾目	同 五拾目	同二拾五匁
一千石以下	同 七拾目	同 三拾目	同 三拾目	同 拾五匁

右御定より下直之衣類、常々可レ令二着用一、たとへはれの衣裳たり共、是より高直成着類、堅可レ爲二停止一事、

家中江申聞覺

一家作之事、今度從二公儀一被二仰出一候通、猶以輕く可レ仕候、先年も如二申出一、可レ成程堪忍候て不レ叶義は、

事、付橋之義者、普請奉行見及、樋奉行と相談可ㇾ仕候事、
一葬之義、自今已後土葬に可ㇾ仕候、付百姓町人死候時、棺之義自分に調候事難ㇾ成者は、村中或は一町として可ニ相助一事、
一百姓町人共、吉事凶事、五人組として相助、善事のほうひ惡事之罪科共に、五人へ相掛り可ㇾ申候事、
一郡々講釋仕候もの壹人宛、下にて聞立入置可ㇾ申候事、
一村代官共村々ゟ打はまり、彌念を入候樣に常々可ニ申付一候事、
一年寄中知行所の者、家中之奉公仕居申を呼返し候義、先より斷申候はゝ聞届、其分に可ㇾ仕事、
一家中犬はやり候事、年寄中申合、長し不ㇾ申候樣に可ㇾ仕候、岩乘なとの爲に、小身者飼候はゝ、其頭に相斷、繁候而飼可ㇾ申候事、
一下々女持事、當春申付候如く、互に親兄弟も存、慥成媒を以相調候、自分之申合停止たるへく候事、
一自然之時駈出人、毎年改ㇾ之、奉行可ニ申付一候事、
一番頭預り之鐵炮之者召抱候砌、引廻し候者共に相談可ㇾ仕候事、以上、

寛文六年惣平し免

一三つ八歩九厘六毛五、內三つ八歩御家中ゟ被ㇾ遣候、內壹步通用銀米可ニ指上置一殘り三つ七步、手前ゟ可ㇾ納、外に夫米ぬかはら代米三つ八步にかけ可ㇾ納、免引殘て九厘六毛五郡入用、

寛文六年丙午十月七日、故羽林次將命ニ泉仲愛津田永正一繕ニ修二丸松平五郎八政種君之舊舍一以假爲ニ學館一而使ニ諸士之子弟學ㇾ文習ㇾ武、乃以ニ仲愛永正一爲ニ學監一◎學館地圖省畧に從ふ

寛文八年戊申十二月二十二日、入學之諸生漸衆、而學館不ㇾ能ㇾ容、故池田伊賀、日置猪右衞門以ニ君命一使ニ泉仲愛津田永正一轉ニ祈禱所圓乘院之舊地一又移ニ士家十七區一以新經ニ營學校一◎地圖省く

寛文八年六月朔日被ニ仰出一條々、

一此度申出制法、當春公方樣御直に被ニ仰出一上意を本として申出候間、左樣に可ニ相心得一候、只今迄の樣におろそかに心得、法を背者於ㇾ有ㇾ之ば、急度可ニ申

一家中若黨下々、前主之儀は不ㇾ及ㇾ申、侍共へ對し、不禮不ㇾ仕樣に、主々堅可二申付一事、

一郡々普請所之儀、郡奉行見及候上にて、所々より三人の普請奉行共も見及相談可二申付一候、幷家中鐵炮、又は役人無ㇾ據用在ㇾ之時は、其奉行へ相斷、可ㇾ任二指圖一候、惣而鐵炮の者、役人共於ㇾ在ㇾ之は、亂に無ㇾ之樣に、頭に堅可二申付一事、

一正月砌岡山在々子共、寳引あないち等の遊、惡習之本に候間、自今已後可ㇾ爲二停止一事、

一當町中問屋々々ゟ橫目を出し、本の直段聞屆させ可ㇾ申候、付北國船屋根木鹿料積來り候時、是又橫目を出し、裁判可二申付一事、

一在々村々所々より、百姓すくなく、田畑分際に過候所には、岡山へ出候さるふり呼返し入可ㇾ申候、但入候ても、村々爲にも不ㇾ成ものは、無益之事に候間、町奉行郡奉行相談之上、可ㇾ相二斗之一、自今已後、奉公人の引込は、重々念入、町奉行郡奉行出合、吟味之上にて、百姓にも不ㇾ成、奉公も難ㇾ成者は、町へ引込候樣に可二申付一事、

一江戸へ侍共召連候下々、其村所之便に不ㇾ成ものにて候共、村所之ものにて慥成者にて候はゝ、請に立候樣に、奉行共可二申付一候事、

一海邊之池濶船可ㇾ爲二無用一事、

一鷹場に猫飼候儀不ㇾ苦事、

一在々十村肝煎遣米、貳石つゝまし可ㇾ遣候事、

一在々ゟ入候諸商人、唯今迄之通堅留候ては、迷惑仕族も可ㇾ有ㇾ之候間、入候はて不ㇾ叶商人は、奉行心得次第入可ㇾ申事、

一在々救米之儀、銀にて成共米に而成とも、又は銀米兩樣にて成共、郡奉行銘々好次第可二申付一事、

一郡々年貢皆濟之儀、只今迄之通、年內皆濟に可二申付一事、

一在々とくいかし樣よく仕候もの、穿鑿仕可二申上一候事、

一川口船留番所に、水主壹人つゝ下番に申付置、唯今迄罷出居候賃取、番所に置申間敷事、

一郡々日用米百石つゝ可二遣置一候、麥蒔無ㇾ之所は、麥田を仕、惡田にて立毛不出來之所ゟ者入出仕、田地之繕可ㇾ仕候事、

一岡山道水抜、三人之普請奉行共、常々見及可二申付一

一神儒を尊ふ者も、誠を先にして事を後にすへし、喪祭之義者、漸を以ておこすへし、心よりすゝまさる者は、佛者の法を用ひて可なり、人死して魂氣は本より天にあかり、魄體は土に歸す理道なり、速に朽なんかまされり、然共孝子の情は、親の體を像に土に近付に忍ひす、是以暫く行ふ者なり、祭は神道の印に、分限有レ之者は、熨斗に燒鹽をそへ、夫も及ひ難きものは、鰹か田作を菓子の上に加るとも可なり、祭の膳は、其家にして朝夕用る物を念を入てか、或は親の生て被レ居たらは、如レ此して振廻へきと思ふ程にして可也、喪は別をなけくの悲を本とし、祭はいますか如くの敬を本とすへし、天地の道は易簡なり、事むつかしきは大道にあらす、人の跡になつます共、時處位をしるへきなり、

一寛文六年午九月七日、年寄中番頭物頭を召、先日評定所にて撰候御仕置之書付を御讀せ、各猶又存寄有レ之候はヽ、可二申上一旨御尋有、御書付之趣一々御尤之由、何も申上に付、則被二仰出一、右之條數、

一國中物成之儀、郡中之諸事用米を引殘して、三つ五歩之年は不レ成事に候、夫より上有レ之候年は、藏入給所平にして、殘分壹歩通は用銀用米に退ヶ可レ申候、豐年にて郡用を引、三つ九歩の上にのり候はヽ、八分より上有次第用銀に可レ仕候、今之銀用用米之不足にては、自然之時、御奉公難レ成かるへき段、第一無心掛と存事、

一侍共身體不レ成もの、內證にて可レ仕樣なく、訴訟申上候はヽ、番頭物頭は組足輕知行屋敷家共に指上、小身なるものは、知行家屋敷指上、在鄕可レ仕候、在宅之摸樣により、有人に何人增と積り、艱難にて暮し候あてかいにて、扶持方斗遣、借銀相濟候共、二三年物成積置、家普用銀迄手番有レ之候以後可二罷出一候、但足輕之儀は、いつにても明次第可二申付一事、

一侍共國にて衣裳木綿紬田舍絹可レ着レ之、羽織袴可レ爲二同前一、但おく島は可レ爲二無用一事、

一侍共江戶にて之衣類は、彌可レ爲レ如二先年一之事、

一女出替り三月廿日九月廿日に可二申付一事、

一足輕之小頭小人に、壹人つヽ可二申付一事、

一侍共年寄或は病者なるものは、望次第品により、世悴名代に可二申付一事、

一何と傳へ誤候哉、國中佛者及ニ迷惑ニ候由、國中に住者は、皆國主一人を賴居候得は、何者によらす、我はこくむへき者也、惡き者とても、今迄敎なくて惡きは我あやまりなれは、彼を不レ可レ惡、其佛法の敎は、權現樣の御用ひ被レ成候と御意之佛法にはあらすとの如くならは、必破却可レ被レ成候、たとへ本は能とも、時に當て害あらは、其害をは除て不レ叶義也、其佛法のまとひを悟り神道の正直儒學の大道におもむかんと思ふ者は、心次第たるへし、然れ共心術躬術こそ替り候ものなれ、さもなくて法をかゆる樣に成事は、甚く坊主の流浪仕らさる樣に申付へき事、

一一夫不レ耕、國其飢をうく、一婦不レ織、國其寒を受くと聞、比丘比丘尼の多は、國民を飢寒せしむる本なれは、非をさとり還俗する者は、すきはひを與ふへき事、

一出家の中、或は老人或は病者、或は無才文盲なる者は、とりわけ不便の事也、惣して坊主たる者、邪法たて直さすは、墓守と心得て養置へき事、付愚癡の僧侶をすゝめて、急に佛法をそしり、神儒に入事なかれ、己と知ありて善惡を見しり、邪を捨て正に趣者をゆるし候へは、此比は心なき者をも無理にすゝむるのよし、甚以無用の事なり、君子は不レ言して、德を以て人を導と聞、言語を用るは末なる事、

一神道は正直を先とし、儒道は誠を本とす、誠なる時は明也、明成時は正直なり、我民たらん者は、心に誠を立て迷をはらし、正直をうしなふ事なかれ、心たてよくは、たとひ位牌こりんは佛氏の流なり共可也、時節あるへき者也、心もしらて、事のみ儒者のまなひをなさは、是又名のちかひたる佛者成へき事、

一社家佛者に替りて奢をなすへからす、不側の神道に背て、亂に祈禱をなし、人の財をやふるへからす候事、

一國中山林あれ、材木薪不自由之間、富なる町人百姓猥に作事すへからす、堂寺を新敷立直すへからす、破損をは其儘にて修理を加へ、或はたゝみて少くすへき事、

一神儒の辨へ有ものは各別也、さもなき者は、猥に寺を捨へからす、今迄の寺をかゝへ、坊主を養置へし、たとへ辨有とも、其上墓所有レ之に於ては、今迄遣し來ものは可レ遣、奢を助る事なくは可なり、

奉行　步行頭　奏者　勘定奉行　同上聞　手廻り鍵奉行　作事奉行　樋奉行　銀奉行　借米奉行　郡奉行、

一京にて平井安兵衞相組

右之役人、少にても存寄有ㇾ之分、親子兄弟親類緣者知音たり共、無二遠慮一書上可ㇾ申候、尤唯今之役人之内にても、他之役に仕可ㇾ然と存候者は、書出し可ㇾ申候、たとへ大役たり共、小身無足之構なく、人柄次第可二書上一事、

寛文六年八月十五日於二御城一被二仰出一、

一御老中番頭物頭組頭諸奉行被二召集一、最前御國政御自分之儀存寄有ㇾ之候は丶、書上候樣にと被二仰出一候處、銘々心掛候故、書上御滿足に思召候、右之書上一字も無二相違一御寫被ㇾ成候間、何も承可ㇾ申候旨御意にて候、爲入加藤甚右衞門持出讀、

一右同日、從二當年一權現樣御祭禮、甲冑にて神樂御供可ㇾ仕由、土肥飛驒、若原監物兩組共、岸織部、稻川十郎右衞門、八木惣兵衞被二仰付一、

此一兩年前より、當御神事流鏑馬被二仰付一候條、可ㇾ成者は組頭中より書上可ㇾ申候、先年相勤候者は、其通書付上可ㇾ申候以上、

午八月廿三日申渡覺、　寛文六年成へし、

數年聖學御尊信之誠、士民感應仕、儒道に趣、佛道を捨者、多は勢漸盛有て、上之御趣意を不ㇾ辨、一向に佛道を放却するを善とす、意得其害可ㇾ有ㇾ之樣に被二思召一に依て、老中番頭物頭諸役人を御城に被二召上一、左之通之御書付、津田重次郎に命して被ㇾ讀二聞之一、諸家深秘錄に出たり

一權現樣之御意に、神佛共に御用ひ被ㇾ成候との義也、神道は正直にして清淨なるを本とし、儒道は誠にして仁愛なるを尊む、佛道は無欲無我にして忍辱慈悲を行とす、三教共に如ㇾ此ならは、たとへ敎は品々あり共、世に害有へからす、今時神道儒道衰微なれは、善惡みるへきなし、佛道は大きに盛なれ共、坊主たる者、多は有欲有我にして、慳貪邪見也、己か不祥破戒之云分は、各我等如きの凡夫は、善行をなす事ならす、欲惡なから阿彌陀を賴みて極樂に生す、題目たに唱ふれは成佛すといふ、是人に惡を敎る也、自今已後、如ㇾ此の邪法を說て、人の心をそこなひ、風俗を亂るへからさる事、

者に可ニ申聞一候、右申如く我等身の上より、か樣に申付候上は、何茂其上可レ被ニ相心得一候、惣て法式不レ立本は、皆大身より破り候と聞及候、是大成國政の妨不レ過レ之候、事は少き儀にて候、左樣に有レ之を、其分にて指置候事、行々は不レ成事に候間、其上にては急度申付候はては不レ成事に候、左樣に可レ被ニ心得一候、加樣に三人に申付候上は、以來は評定所にも三人共に罷出可レ申候、此上に三人は身構仕候はゝ、急度可ニ申付一候條、左樣に可レ被ニ心得一候、

右之品御口上にて細々被ニ仰聞一、同時に香菴なとは浪人といひ、我等を賴み被レ居候へは、隨分痛敷人にて候得共、國政の爲に妨と成人にて候へは、其方とても其分にて見のかしには不レ成候、上樣へ奉レ願候義と、私の法なとは、縱ひ少は見のかしも可レ成候、去年江戸より參候儉約之細なる書付、上樣より被ニ仰付一にてはなく候、上よりは儉約を守り候樣にと斗出申候を、御老中面々に、右之書付の如く吟味にて、我々よりケ樣になくては、天下の御法不レ立と御申、右の如くに候、又御一門にては、紀州樣第一の御人にて候に、今度も掛ニ御目一候得は、儉約之事我等共より能守り候はては不レ叶事に候とて、我等へ御尋被レ成候、か樣に有レ之てこそ、能御一門能御家老とは可レ申と被ニ仰聞一候、同時に、池田五郎兵衞、池田大學、池田三郎右衞門、土倉四郎兵衞、伊木勘解由御前に被ニ召出一、被ニ仰聞一候覺、右之段被ニ仰聞一、家中若き者又は子共之手本に被レ成候樣に、嗜可レ申由被ニ仰聞一、

寬文六年七月八日被ニ仰出一、

一池田大學、日置左門に被ニ仰聞一候者、昨日伊賀、猪右衞門如レ申、兩人は折々罷出、信濃、主稅なと出候時は、出候て目見も可レ仕候、親々にも少之用之時は可ニ申遣一候、小姓共不ニ有合一時は、小姓役を可レ仕と可レ存由被ニ仰聞一候以上、

寬文六年七月十五日被ニ仰出一、

覺

一仕置之者　番頭　組頭　組之鐵炮引廻　大小姓頭　同組頭　大小姓　馬廻り之內中小姓に申付　裏判江戸地共　公儀使　兒小姓　士弓頭　同組頭　學校奉行　橫目　寺社奉行　鷹方奉行　船奉行　鐵炮頭　普請奉行　代官頭　平物成刻奉行　旗奉行　鎗奉行　町

門あやまちあれ共いさめす、他人に惡名をあらはし、主君を不義におとし入候事、重罪と存知候、重ても長門に壹つ之罪有レ之候は丶、家老共の罪一倍二倍たるへく候、

右日置猪右衞門御使被二仰付一、賴母被二相添一被レ遣る、

巳十二月六日被二仰渡一、　寛文五年なるへし

一當地御藏米平三つ九歩被レ下候內、貳步通大唐米、大坂ゟ上せ候間、相場次第に銀子にて可二相渡一候、又本米壹步通は、御藏給所にて銀子に被二成置一、追而相渡候樣にと、自二江戶一被二仰付一候、早々可二申渡一、

寛文六年七月朔日、池田出羽、伊木長門、池田伊賀、日置猪右衞門、土倉淡路、池田淸八、池田八之丞、榊原香菴老、同八之助殿、御老中之內池田信濃殿には病中にて無二御出一、津田重次郞、鈴田夫兵衞、森半右衞門御前ゟ被二召出一、御口上に被二仰聞一候覺、

一此度申出候事直に仕度と申趣意を、何茂能合點ならは、事の上枝葉とのみ可レ被レ存候と思ひ、只々何もゟ申事にて候、萬事直と云本は、五倫正敷事本にて候、其を推廣めて末々の少き事わさまてゆきわたる事にて候、就レ夫人々惜といふ共、誤り多きものにて候、我等申付橫目は、先年大猷院樣被二仰付一候大橫目之心にて候、先我等の不德故、何程も誤有レ之事を覺候、然共皆之衆心得能は、風俗も直り可レ申候に、面々にも無二心得一誤多候へは、家風不レ宜事尤に候、然上は此分にして指置候事、第一奉レ對二上樣一不忠至極と存候間、三人橫目に申付、先我等之誤より正し候へと申付候、然る上は各身の上も、惡事又は家の爲に不レ成事承候者、正候得と申付候、伊賀猪右衞門は、唯今用人に候へ者不レ及レ申、出羽長門を始、一門大身家のおもり第一之仁にて候得者、心得惡候ては、仕置に構はぬと有ても、大きに國政の妨成事に候間、左樣に被二心得一尤に候、三人之者義、兼々申付候通、國家之要之役人に候得は申付、起請文之本意を守、身構なく精を出し可二申付一候、去年如二申聞一、餘人は皆一役におほらす、片寄申と存候、橫目役は指當り片付候役なく、國家之爲を任候役なれは、先は大形は直に可レ有レ之事と存候、何事によらす老中を初、其外役人共へも、惡事誤承候は丶、そこつ者になり有殘成事にても、其

替事無レ之候者、可二申上一候事、
一諸役人之手前之事、横目共存寄次第に異見可レ仕候、三人相談之事は、大形は無用たるへし、併事により相横目相談仕、或は相横目皆として申聞事も可レ有レ之、是又面々思案可レ有事、相横目の内にも可レ有レ之候間、互に諸役人同前と可レ存事、
一不形義或は法度を背き、或は男道之耻辱有レ之候て、異見かゝはらさるもの於レ有レ之は、直に可二申上一事、
一或は家來之者を理なくして手打に仕、或は成敗仕、惣て跡に成候て、異見不レ成事は可二申上一、又爲レ差義にて無レ之候とも、善事は可二申上一、又惡事は面々思案可レ有レ之事、
一品により、伊賀猪右衞門に申聞埒明候事も可レ有レ之候、兎角第一之心掛、人を善に引入候樣に意得相勤可レ申候、其品は面々思案可レ有レ之、萬事之義なるゆへ、此方より指圖は不レ成事に候、右之荒増を書付なり、

寛文五年正月十五日

一切死丹御改、今度從二江戸一被二仰出一申付覺、（御文言略レ之、）

伊木長門ゟ可二申聞一覺、寛文五年巳三月十五日

一郡奉行代官之惡事、幷知行所之訴等、先長門ゟ申候得と、家來幷領地庄屋共申付由、
一山田十右衞門を、口明の侍共方へよせ不レ申候樣にと被二申付一候由、
一今度之公事も右之申付故、少其方幷家來之者共へもひゝき候樣に、下にて取沙汰有レ之由聞傳候事、其方事下地りちきに候て、上を敬ふ樣に見及、賴母敷内内令二祝着一候、然る所に下にて專右之事共取さた有レ之由に候、下地りちきに候得は、中々其方心よりか樣に可レ有レ之とは不レ存候、家來之內惡人有レ之候て、色々惡敷樣に其方へ申聞候と推量申候、國之大臣として人にたまされ不義に落入候事、沙汰之限に候、臣下之吟味を明にして、善人を用ひ候樣に可レ被レ仕候、若大惡におち入候ては、代々之家老とても、我等ひいき不レ成事可レ有レ之候、其方家中幷家內のおさめ樣、色々取汰沙在レ之候、能々慥に可レ被レ申候、

長門家老共に可二申聞一覺

一君子とても過ちは有レ之候、家老たるもの助けすしては不レ叶事也、家老は家のおもせにて居なから、長

れ、用人勘定方は勝手の事にひかれ、代官頭郡奉行は民の事にひかれ、町奉行は町人の事に引れ、此外も役にひかれ、不レ覺かたより申物にて候、かたよれは國家之爲には不レ成候事能辨可レ申也、

一評定場にては不レ及レ言、常々も評定する事有レ之時は、まつ心を靜め色をやはらけ可二相談一、又各か上に惡事ありとて、必耻敷事と思ふへからす、滿足と可レ存、子細は、右いふ如く皆之者共は、爲惡歟と存なから行事は有間敷候へは、其惡き事は皆過也、君子の上にも過は有レ之と聞、然る時は其過を聞て可レ改は、何も滿足の事也、此旨を能得心不レ仕候者、我を立る慢心より、腹を立大聲を上あらそふもの也、是第一の大惡事也、此慢心からは、其者諸事の裁判不レ可レ然候と可レ存候間、此段能々可二心得一也、

一伊賀猪右衛門は諸役人之中にて、何れへ心を寄へき職にてはなけれ共、目當とする所不レ慥は、過可レ有レ之、目當とする處は慢心私を捨、義を以て國家の爲とする所也、初聞入所、又は不レ覺ひひきの方に心よるもの也、此所能用心可レ有レ之也、

右之趣何茂尤と存候はヽ、能々心得可レ仕、組人により、御尤にては候とも左樣には不レ成と存者自然可レ有レ之、たとへは的を射候に、迚我星には中るましきとて、脇をねらふ如く、あたらぬ迄も星をねらい可レ申候、星を心さしてさへあたりかねるに、的より脇をねらはんと思ふ者は、役義を斷可レ申候、指免可レ申候、

寬文五年正月十一日、橫目共に被二仰聞一御書付之覺、

一爲に可レ成と存候事、面々思寄次第可二申上一候、三人相談にて申上儀も、事により可レ有レ之候、其段思案可レ仕候事、

一年寄共番頭之身之上、或は組之引廻、惣て士共過有レ之候はヽ、異見可レ仕候、必直に不レ申して不レ叶義にても有間敷候、其品面々思案可レ有レ之候、

一諸役人之過を正し候に、當分能受候而も、間に滿心、是心ふかく其印無レ之候者、一應三應も議論仕、橫目之申所理に落候て茂、直り不レ申候はヽ、又異見之手たてをかへ、或は品により、始より異見之申樣も可レ有レ之、隨分善に入候樣に盡し見可レ申候、其上にて

一頼母敷者　いか様之
一役義等能相勤候者　如何様之
右十五ヶ條は、善事之荒増也、此内一ヶ條にても有レ之候者は、書付可レ申候、右之外善事も色々可レ有レ之候間、見聞次第殘し申間敷候、書付申儀無レ之候は丶、白紙封し出可レ申候、
右善事之ヶ條、證據無レ之共、見聞仕候義可ニ申上一旨、同廿二日又被ニ仰出一候、
寛文四年十一月朔日被ニ仰出一、
一當年者近年之豊年にて、國中悦候間、家中に三つ八歩可レ遣候、已來も加様に可レ有レ之と存、勝手不作廻仕間敷事、
寛文四年辰十一月十三日、草加宇右衛門、小堀彦左衛門、湯淺民部、其外御近習之物頭幷御用人不レ殘、船奉行、代官頭、郡奉行は有合候分、町奉行、作事奉行、銀奉行、勘定奉行、片山勘左衛門御前ゑ被ニ召出一被ニ仰聞一候品々、
一此度横目共に申聞趣意を、皆共にも得心さすへき爲申聞するなり、惣て横目役は、國家之仕置横道に行る丶を見聞する役なり、
一唯今是ゑ召出候者共者、國家之用之役人なれは不レ及レ言、我等爲あしかれと思ふ者は、一人も可レ有レ之とは不レ思候、然共爲と存所に、人により爲にならさる事有もの也、是は爲と言處を見るに、大かたは利による所也、義理程爲に成候事はなきと可レ存、又不レ覺悪敷事は可レ有レ之、面々之手前悪敷事あれは、必竟は皆我爲に不レ成事明白也、此段をは何も能心得して、面々の志す爲と思ふ所、無に不レ成様に可ニ心得一也、然る上は、各手前に悪事ならは、横目共見聞仕候はは、我等に不レ及ニ申聞一、先其者に申聞へし、あやまちにおゐては、早々可レ改、我不レ知して能成候へ者、是に過たる滿足は無レ之候、其奢も過と知て改は奇特と可レ存候、右之趣何れも尤と存者は、横目共何事も不ニ申聞一共、面々の方より可レ尋、又横目も不レ憚事成共、其者之心得にも成事ならは、早く可ニ申聞一候、此上は平に和し、相尋申聞可レ申候事、
一惣而面々職に付、能心にかけ精を出し申候事、人々の勤る所なり、尤不精成とは、黑白の違たる事なれ共、國家の爲を本として、其職を勤る所なくは、過所可レ有レ之と被レ思候、子細は、士大將は組之事にひか

て可レ有レ之候、脇より申處尤と存候、右之趣意違候上は、末にては違候筈にて候、脇よりはもとかしく可レ存候、其者に奉行を申付候はゝ、中々今存樣には成間敷候、其趣意之違候者之申所を不レ申候樣に抔と存候もの、大きに違にて候、此方の守る所を强存、萬事可二申付一候、又背之者を脇之者に仕候はゝ、脇より存樣に多分可レ存候、脇之口を塞き度と不レ存、面々か守る所を堅固に存可二申付一候、加樣に申とて、不レ及レ言儀候ても、むさと免も易く仕候へとにはあらす、不能高免を置、年々之仕置を無に不レ仕候樣にと申事に候、皆共か免之義にも、壹つも誤りとは不レ被レ思候、仕誤も可レ有レ之候へは、脇より申所を申候は尤に候、

一免の義、かふもきはろくなる事と存候、併面々心得次第にては候よし被二仰聞一、

一先程より何角申聞候得共、詰る所は百姓强く成、耕作に精を入させ候より外は無レ之候、是本にて候間、左樣に可二心得一旨被二仰聞一、

寛文四年九月廿日被二仰出一、下々善事かくれ候て不レ知候間、聞申度候、何れも書付を仕、上を封し候而、銘々名を外に書付可レ申候、日限者指圖を以此方ゟ請取可レ申候、

一上は老中より下は百姓町人に至迄、善事一ヶ條にても見聞候事、不レ殘書付可レ申候、善事は品々有レ之候得共、先有増書付候て、此類を推して可二書付一事、

善事之大略

一日頃孝行成者　如何樣之孝行成義有レ之

一子能育て候者　如何樣之

一忠節成者　如何樣之

一下々能召仕家調候者　如何樣之

一夫婦之間正敷和睦仕候者　如何樣之

一兄弟之間能者　如何樣之

一能友を求候者　如何樣之

一義理を専に仕候者　如何樣之

一義理と存候ては、人の毀も不レ構、一筋に義理仕候者　如何樣之

一慈悲深き者　如何樣之

一正直成者　如何樣之

一武道之藝能心掛候者　如何樣之

一行儀能者　いか樣之

被㆓召出㆒、直に被㆓仰聞㆒候は、（此被㆓仰出㆒年號不㆑詳、正月廿日、江戸御屋敷燒失の事、別條に在㆑之年ならんか、故に爰に記す、）

一今日之祭首尾能仕廻大悦に存候、惣て國之大事二つ有㆑之候、一つは軍陣、一つは祭にて候故、是程大き成事は無㆑之候、然共國凶年凶事有時は、樂をも止候由に候、其故今日は樂止候、又番頭物頭何も召、胙頂戴、又何も盃事仕候へ共、是も止候、然は去年凶年、當年火事打續候上は、家中も猶以萬事儉約に愼可㆑申候、次而に申候、五郎八香庵は餘人とは違候得共、當國に御入候上は、此國之掟に御隨ひ候て能候、衣裳美過候と存候、又饗應も如㆓家中之法㆒尤に候、左候は、其方達饗應候者結構に可㆑仕候、左候へは國之法破れ申候、家中饗應にも、端々に法に過たる由聞およひ候、去年者米直段も能候へ者、借銀等おしやすく候半と存候、左樣之義に付不㆑覺奢出來可㆑申候、一兩年は饗應等又破れそうに候由聞及候、取分出羽長門猪右衛門等は、家中の手本にも成人なれは、彌萬事敬儉約を專に可㆑仕候、出羽は一入逼塞之内と申、旁敬み尤に候、就㆑夫内々は春中にも老中ゟは可㆑參と思候得共、當年は參間敷候、右之通是へ罷出候番頭物頭承候て、相役共に語可㆑申候旨被㆓仰聞㆒、

一郡奉行共不㆑殘御前ゟ被㆓召出㆒、被㆓仰聞㆒候は、寄合仕候よし、唯今は爲㆑替談合も有間敷と思召候、當年は我等少無㆓心許㆒所有㆑之候間申聞候、去免惡、我等勝手渴々之體を皆聞をよひ、又當年火事、旁に付笑止に可㆑存候得は、免之儀なとに心引れ、若不能免も置候半と思候、能此所を得心可㆑仕候、

一去暮には、百姓とも町方にて調物潤澤に仕なと〻申候儀聞候、此所思案仕候に、左樣に一國於㆑有㆑之は、一段滿足成事に候へ共、押並候て左樣には有間敷候、縱ひ一村に貳人つ〻手前成者候ても、七百八拾村ゟ當見候得は、夥敷事に候、其樣成を申と思候、

一去々年も申聞候通に候得共、又申聞候、皆々申は、年々百姓救候へは、免も上り不㆑申候と申由に候、先其者之趣意と我等の趣意と、違候處を合點可㆑仕候、下民近年難澁に及候を好仕度と存候迄にて候、能成候へ者免も上り候か驗にて候、又皆共は好くは免を上け半爲と存候、此本意違申事にて候、又脇より何角と申候故、縱は折かれ難㆑仕と存候者も、奉行之内に

寛文二年十一月十二日

（芳烈祠堂記に見へたり）一寛文元年、和氣郡新田に井田被二仰付一、二井出來す、井田村と名付、閑谷村と替地にし、古地に成、閑谷新田に成、井田成就之後、同四年、御假御殿立候而、御覽之爲御成被レ遊候由、

眞藤源助物語也

一異姓を養子に仕候は、譬へは桃之木の臺に梅を接たる同前也、臺か桃なりとても、花も實も梅に成候、名字は傳るといへ共、子孫絶候、此儀を不便に存、同姓を養せ度候得共、合點不レ參、我物すきの樣に存候と聞候、世上皆異姓之せんさく無レ之故也、然る上は、我等も先唯今は世上なみに可二申付一との御意なり、

一寛文元年丑正月廿日、江戸御屋敷燒失に付、御家中惣侍中として、江戸御書院にても被二仰付一候か、又は增役にても差出し可レ申候歟、土肥飛驒を以申上候處、則達二御耳一候處、何れも存寄御滿足に思召候、併先年さへ御作事輕く被二仰付一候、此度猶以之事御請被レ成間敷と御意被レ成候、其上にて老中量而被二仰上一候は、先年箇樣申上候得共、御承引不レ被レ成候故、此度は何とそ被二仰付一被レ下候樣に、一同に達而申候由申上候處、去年米高直之節、物成例年之通にもなく、家中之手前如何と無二御心許一思召候、上之不レ成時は、下として上を助け、下之不レ成時は、上より救ひ、相互に持合助合、君臣主從之道にて候故、志は滿足申候得共、此度も請ましきとの御意、且何共難レ被レ成候はヽ、御請可レ被レ成候へとも、是程の事は、いか樣共御取合被レ成られ候間、先御請被レ成ましき由、其後達て御老中願上申候故、御書院被二仰付一へきよし被二仰出一候、二月十五日、

一同閏八月朔日、士中御城番之節夜食、前には燒食なと持參候處、後には辨當持せ、外之間之番之者も、寄合候事なと有レ之候、夜長之時は、夜食給へ候はても成不レ申事、輕き燒食なと致、持參候へとの御意之由、

二月十九日、仲春御祭御執行畢而御饗應過、五郎八殿、香庵老、池田出羽、伊木長門、日置猪右衞門、池田信濃、池田八之丞、池田美作、池田數馬、池田藤右衞門、小堀彦右衞門、草賀兵部、湯淺民部、岩田八右衞門、尾關源次郎、士倉登之助、田中九兵衞、山内權右衞門、杉山五左衞門を御前に

右御造營者、萬治元年共いへり、

萬治三年霜月廿七日被二仰出一、

一當物成三つ五歩無レ之に付、御足可レ被レ下候旨、就レ夫年寄中、當免平し有合に被二仰付一被レ下候樣にと斷に付、御家中不レ殘、同事に御斷申上、則達二御耳一、何も存寄候處、御滿足に思召候、當年は物成不レ足候間、何も申候通に可レ被レ成候との御意也、

一組中より申上度事は、組頭を以可二申上一候、餘人を頼申間敷候事、

萬治四年正月被二仰出一、

一銘々召置候下女、御法度之大卷物等之帶ゑり仕候は丶、見付次第髮をそり可レ申候、男有レ之は、髮之はへ申候間、養手有レ之間敷候、則男養候へと可二申付一候、法度を背かせ候過怠にて候、又出替りに手形を以召置候事、先年被二仰出一候へとも、しかと御法立不レ申候間、今度急度銘々心得可レ申候事、

萬治四年六月朔日

御備立

右
若松太郎兵衛
草加五郎右衛門
池田數馬
池田美作
池田出羽

左
伊木長門
伊木日向
伊木頼母
上坂主馬
齋藤加右衛門
瀧波彌八郎

中備
深谷甚右衛門
入田求馬
池田河內
河野兵部
佐治縫殿

御旗本
吉田清兵衛
梶浦大隅
丹羽兵部
日置若狹守
土倉淡路
土肥飛驒
土倉隼人
水野助之進

御後備
野村越中
山脇修理
瀧川出雲
池田信濃守
池田下總守
伊庭主膳
宮城筑後
下野掃部

安東平左衛門
生駒玄蕃
伴內記
熊谷源五兵衛
湯淺右馬允
牧野將監
芳賀內藏丞
荒尾內藏之助
香西采女
布施兵庫
米田和泉
丹羽藏人
上泉治部左衛門
鈴木愛之助
小堀右衛門兵衛
湯淺半右衛門
河原九郎兵衛

三ヶ條書記す、

道筋請取口　萬治二年三月七日

一庭瀬口　池田美作　若原監物　　一野殿口 萬成口　土肥右近　眞田將監
一牛田口　伊庭主膳　　一金川口　日置若狹
一牟佐口　瀧川縫殿　宮城大藏　　一佐伯　土倉淡路
一八塔寺口　池田八之助　　一福渡　池田清八
一同迎 鹽田　池田伊賀　　一西大寺　土倉隼人　池田數馬
一浦伊部 片上 牛窓　伊木長門　　一兒島 藤戸　池田主水　池田信濃
一船手　中村主馬　神圖書

萬治二年八月朔日、出仕之時被仰渡、

一下女共金入帶木綿にても、卷物等之ゑり帶金入、堅御法度之事、見合次第剝取候樣に被仰付候、

萬治三年十月廿五日、八木左右衞門へ被下候御判物之文を寫に依て、慶長年中、輝政尊君より被下候御折紙も一所に寫す、

八木山村神職に被下御折紙寫、

備前國和氣郡八木山村之內抱分、田方貳反五畝、畠方貳反九畝壹步、都合五反四畝壹步、依有孝親、永代扶助候也、仍而如件、

慶長六年十二月日　輝政有御書判

八木山村佛作淨慶

備前國和氣郡八木山村之士民淨慶有孝行之聞、又能割石造佛像、其巧甚妙、予祖父相公感彼孝行、免其家年貢課役、以養父母、相公辭世之後、淨慶悲歎之餘、自造相公之石像、朝夕禮拜、有子二人、命彼等曰、我蒙國主之恩最深厚、汝等爲僧守護此石像、是我之所願也、二人之子即剃髮爲僧、淨慶已死、長子亦號淨慶、能守護石像、亦事母有孝年久、予憫彼等爲出家之身、而無子孫之相續、竊召彼等、令告之曰、祖父相公免汝父之年貢課役、依有孝行之譽也、然令汝等爲僧無子、是不孝之第一也、況又汝等死後、無子孫之守護石像者乎、願改本意歟、淨慶大悔前非曰、恭承君命、嗚呼復善之速、有忠有孝、不可不加褒美、仍令淨慶還俗、子々孫々、永守護石像、誠可謂達父之過還俗、號八木左右衞門復善、又舊地六石餘に候上、加增十三石餘、前後之高都合貳拾石、永神像之祭田者也、

萬治三年十月廿五日　國司光政有御書判

共、士之本意も、民を豊にするに有事必然なり、然る上は民に農業をはけますより外はなき事也、此故に萬人の安士に本たる所は民なる事を堅存、可ㇾ成程耕作に力を盡させ候様に、奉行代官精を出し可ㇾ申候、右にも申如く、上様への忠と存上者、是非何も賴思也、

一仕置惡き時は、給人百姓之間、互にあたかたきと思ふもの也、然る時は上下同前なれは、罪の上に歸する事眼前にあり、近來當國之民共、給人を大形敵と思へは、又給人共の言を聞に、當國の民は邪心にして横道成由をいふ、しからは一國の民皆惡人かと思へは、先年給所召上候節有ㇾ之、給人をしたふ民有、是程くたれる風俗の中に、此給人之心難ㇾ有事也、左様之給所は、唯今申付仕置よりは能可ㇾ有ㇾ之候得共、其人斗へ返す事難ㇾ成勢なれは、先預り置也、右之品事多様なれ共、二ケ條に限るへし、一には奉ㇾ對二上様一忠と存事、二には國豊成時は、四民安堵の本なり、此二品不義にあらさる事をしらは、奉行の不足をは、大身は戒歎、小身はなつくへき事なり、然るを民豊成を聞て恨るは何そや、是諍心なるへし、惣て諍といふ事は、其類に有事なり、此旨を何茂承ㇾ之、百姓に對し諍心なと可二申付一哉と、定而可ㇾ存候、能顧て合點可ㇾ仕候、年々民と給人あたかたきの如く思ひつる、其根に介有てそねむ故に、そしるも又是より起る、他國の民豊なるを聞けは、可ㇾ感奉行もまた此理を不ㇾ知故に毀を恐れ、其心根士の道にあらさる事をしらは、恐に不ㇾ足事也、不義に可ㇾ恐哉、かくいふても恐者は、たとへは軍中において、遁は不義なり、進は義なり、皆敗するに、我壹人不ㇾ敗はそしらるへしと恐て遁に同し、事は替れ共、不義に恐るゝは同敷なり、凡郡奉行職を不ㇾ輕事也、萬人の安否の本なる事をしつて能可ㇾ愼もの也、

右之條々、郡奉行代官能心得、我志を助、實に精を入可ㇾ勤者也、

一萬治二年二月五日、軍役人馬積り帳、二月十五日より内に認、日置若狹殿差上候様に被二仰渡一、

此一件、別帳に書記、不ㇾ贅二于此一

同三月八日、御老中番頭物頭組頭鐵炮引廻中竹之間え被二召出一、段々列座仕、御軍法之條數御讀聞せ被ㇾ遊、此節大野瓦成御小姓組安藤杢組之頭役に付、末席罷出奉ㇾ承ㇾ之、御口上と相違可ㇾ仕も不ㇾ存候得共、指を折五十

召故なり、
一家中のとなへ、又は諫箱に入書付を以て見るに、近年民へ御あてかい難レ有義なり、此御恩を存、萬事正路に可レ有を、還て徒に奢、或は禮義をしらすなとゝ書付有、尤おしなへて左様にも有間敷候得共、一人にても曲事成義に候、急度可二戒有一、又近年の御恩を可レ存義とは如何可レ有レ之哉、人により歴々士にも、古主の恩を忘れ、又常々恩をも不レ知者あり、下民には常々恩をあたふ事なし、又近年救は時至て不レ得レ已はなさて不レ叶事也、是珍敷事にあらす、如レ此のうはさ老中聞まとわれ候はゝ、奉行共同義に付被二申付一事に、若誤可レ有レ之哉と無二心許一存候、すゝむ所をくしかれ候ては、其者志不レ盡者也、大形之者は身構へに成可レ申候、尤惡敷義をも其分にして可レ被二指置一といふにはあらす、世間之毀を聞入、よしとおもひ、我趣意を忘れ、もしとかむる心あらは、被二申付一品誤可レ有レ之哉と云事也、かく云はとて、人々言をふせきいはせさる様に心得よと云にはあらす、我志を得心して、其趣意に背、身かまへ成奉行代官有レ之は、我にかへて可レ被二教戒一候、殘而老中も、今此職に不レ預といふとも、家中の重と可レ成人達なれは、我趣意を守られ、奉行惡事あらは可レ被レ戒候也、
一右申如く洪水より已來申付義、年々下民難澁仕、其上に洪水飢饉時に至て、救候はて不レ叶事也、恩をあたふるにあらす、然るを其仕置我爲にして、下民より其返報を可レ請故に、何も存候やらん、御恩を可レ存抔と、奉行の内にも申者有レ之と存候、先年より此旨は度々申聞候得共、于レ今確と得心不レ仕と見へ候、全我可レ利爲にあらす、國を預り候へは、其職に隨ふ也、
一習といふ事、人々能可二心得一事也、百姓はぬかはしかの類を食して、しかと米なとは不レ食ものと習におもふ也、百姓も人なれは、人の食物を食するは尤不レ珍事也、然を牛馬の如く存なす習心より、少よろしけれは、牛馬に替り人かましき事をとかめそしるも、又是よりおこると見へたり、人間を禽獸のことく存なす事、習といひなから、天罰のかれ難かるへし、可二恐愼一事也、
一士中近年物成惡けれは、能仕遣度と存候、然共民に力なくては、何を以て可レ成様なし、民は餓死すへき共、侍さへよけれはと存者は、いかなれは有間敷候得

狭、土倉淡路、池田主計、御近習之面々、御郡奉行、御代官、其外御城に相詰罷在候大小姓兒小姓迄、御前へ被二召出一、左之通御口上仰二仰聞一、

一當年之様子、飢饉近きに可レ有レ之様に存候、自今已後は、如二先年一救候義難レ成可レ有レ之候間、奉行代官共、只今より其覺悟仕、不レ飢様にもくろみ不レ懈可レ仕事、

一國富萬人豊成は、民業を精に入、不レ怠に有レ之候、此旨は不レ及レ申、何も存之前に候へ共、心身打はまり、我家内の如く可レ存との事也、口にて申付る迄にて、實に心に不レ存者、しるし有間敷候、百姓とても人毎に耕作之義、具に不二心得一由聞及候へは、奉行代官仁愛を本として、怠る者を戒、不レ足者をは導き、萬植物の時節迄能考おしへ、我と不レ懈すゝみはけみて、油斷不レ仕候様に申付候はゝ、國豊に可レ成事無レ疑存、是第一民を愛するにて候、然るを惡敷心得たる者は、眞實のおしへなく、口上にて計申付、また民を愛するとはいへと、或は業に怠、もしくは奢者、又は無禮成者有レ之といへ共、賤者なとゝあなとる心よりいましめ、さても有へし、又暇なき身に禮義をなすは、不レ謂ついへとおもひゆるすも有へし、本民も同敷人なれは、あなどらすして禮義を正敷可レ教事也、惣而眼前之儀は、せはしく理屈たけく申、箇様成奉行の郡民は、心立あしく可レ成候へは、奉行申付義も不レ用もの可レ有レ之候、然を奉行ゟ申付義も不二聞入一、奢横道に成候なとゝ、奉行の内にも申者有レ之由聞候、打はまりまめやかに精を入者は、おのつから民の惡をは擧さるへし、己か勤敎の不レ足事を實に知れは也、然るを却而右之如く申者は、沙汰の限り、不レ及二是非一事に候、其者の心根を察するに、己か申付様惡敷、勤の不レ足故とは不レ存して、世間の毀を恐れ、申わけの言なるへし、己さへ其職に懈て、民を敎る事可レ成候哉、我等年々申聞趣意を不レ守、己か身かまへ成者聞届候はゝ、急度曲事に可二申付一者也、

一先年も度々如二申聞一、第一奉レ對二上様一、大不忠と存候得は、尤罪の重き所也、凡兵亂の時に至ては、忠を存者多く、無爲之時忠を思ふは少し、すへなから我此忠を存候間、能々此旨を堅心得候て、我志を可レ助者也、右之段具に申聞は、奉行共の心得も人により、先年の比よりは、世間の毀にひかれ、口落仕へき様に思

拂二御領分之者は堅申付、直させ候樣に可レ仕候事、
一主人はりちき成體にても、下にかふき者を好候て、召遣候者有レ之候、左樣之者は、心中如何にもかふき者に候間、相組中右之通之者候は丶、隨分異見可レ仕候事、此二ケ條番頭中被二召上一候に不レ及候間、其組頭ゟ御內意之趣に、其番頭へも可二申聞一候、右之かふき者よりも、人の惡事を悅ひ、何角無益の事を申ふらし、虛言計にて心むさく、政道之妨に成候者を大惡人と思召候、惡口と申もの、去年も有レ之由、左樣之者は若き者に限らす候、右のかふき者は心あさく、異形體を仕斗に候、とかく風俗を亂し、仁政を害し申者を御惡被レ成候間、急度罪科に被二仰付一度思召候事、
右之趣兩人ゟ御直に被二仰付一候故、罷歸り若狹殿へも申候處、其通之御趣意に候由、其通夫々の番頭へも申談候、

起請文前書之事

一相組中之儀、年々被二仰出一候御法幷御敎能相守申者、又者相背申者、或は私にして御國政之さはりに罷成者、隨分承屆可レ申事、
一かふき者之事、御奉公人之外たりといふ共、組中に掛り居申者にても、能々承屆可レ申候事、
一相組中之儀、可レ成程入レ精相和候樣に、番頭共可二申談一候、
右之條々、緣者親類たり共、御尋之節は、善惡之義、依怙ひいきなく、有姿に可二申上一候、不レ及レ申御橫目職は、君之後目にして、諸侍之直を賴む所なり、然るを其職に居て其職を不レ勤者、尤罪の重き者也、我朝武士之守護神八幡も、時に照覽仕給へ、依而起請文如レ件、

萬治元年十一月廿五日　　白紙墨判
組頭中連判

萬治元年極月朔日、被二仰出一候御書付之內、
一軍陣之時、いにしへ殿樣程之大名、人數七八千斗と被二聞召一候、先年も被二仰付一候、御家中人數積り、隨分少き樣にと被二仰出一候得共、一萬五六千有レ之候、然共人少にて難義仕候者可レ有レ之由被二聞召一候間、難義之樣子書付、人積仕上可レ申候、幷先年は幼少之子共、唯今は軍可レ勤程に成候者、其下人又書上、人積り之內、有人不足人書出し可レ申候、
萬治元年十二月四日、伊木長門、池田伊賀、日置若

は、中々成間敷と奉レ存候、殿様には御横目數多御座候て、申上義に御座候、惣而惡事は人々隱し申世俗之習に候、殊外此度私共箇樣に被二仰付一候上は、彌惡事隱密可レ仕候間、猶以不二得承一事のみ可レ有二御座一と迷惑仕候、或は私未レ承候內御耳に立、御尋被レ成候、則不レ存義も可レ有二御座一候、此段御赦免被レ成候樣にと申上にては無二御座一候、被二仰付一候通、隨分御意に應し候樣にとは可レ存候へとも、右申上る通りに御座候故、只今御理申上候、此段寄合申候組頭神與田助兵衞、竹腰八郎兵衞、津田左源太、日置粂之丞、田中惣兵衞、薄田藤十郎、安藤平左衞門、堀彌次兵衞、村上九左衞門、丹羽惣兵衞、水野甚兵衞、湯淺又右衞門、

右之通若狹殿ゟ申候へ而カ◎は殿様御内意は、此度不慮之義に付、其頭前後之樣子御尋被レ成候得共、不レ存候故、其頭前廉にも存候は丶、頭方無事に可レ仕候に、不レ存體故箇樣之事に成候と思召候、以來之義、番頭組頭共に、其組々ゟ入はまり、萬事致二吟味一、無事に成候樣にと思召候ての事に候、人により可レ申候得共、大形相組之儀、疎略成を思召候間、向後は何も相和候樣に、常々可二申談一候、相組之內事出來候、則番頭組頭無事に可レ仕と相談候得共、同心不レ仕族、又者此度之樣成事有レ之候者、內々老中迄成共申上置候樣にと思召候、併一應伺二御前ゟ一可レ申候由、

同廿三日、津田左源太、日置久米之丞、御城ゟ被二召上一、於二御數寄屋一御直に被二仰聞一候覺、

一先日被二仰出一候趣、得と不二呑込一趣、老中へ相尋候由、尤に候、其組々に事出來候刻、少事は隨分異見申、番頭相談仕、下にて相濟候樣に可レ仕候、今度之樣成義は、兼而老中迄申聞せ置候へとの事にて候、大成事は他所江戶迄も相聞る事に候を、うか〱と仕置候事、沙汰之限りと思召候、組合侍共之義、少々つ丶の事を承、申上候へと思召にては無レ之事、

一相組中若き子共、かふき不行義成者有レ之候は丶、親類共にも申聞異見させ、何とぞ引直候樣に尤に候、かふき候者、皆々下々のまねにて候、侍たる者道具持中間之まね致廻り候事、扨々淺ましく口惜覺悟と思召候事

一下々長き刀脇指之直成を指、かふき申者有レ之候はは、隨分穿鑿被二仰付一、他國者は御國を可レ被レ爲二追

風俗心得之樣子被二仰聞一候得共、風俗は能不ㇾ成、結句惡敷成候故、今度之樣成義出來と被二思召一候、此度之元は男色故に候、男色者天理に背き、人倫の作業にては無ㇾ之候、世俗之誤にて候、當國他國共に、士事之樣に存候、被二仰出一も尾籠成事に候得共、士の子共を遊女抔の樣に、彼方此方と引廻し候事、其悴の身にしても、無念千萬成事に候、他國之義はともあれ、御家中之義は、急度可ㇾ被二仰付一被二思召一候、今度之者共、世俗誤り來るならいに候間、此度者其儘に差置せらるへくとも思召候へ共、左候へ者不ㇾ苦事と存、以來事止申間敷と思召、御成敗追放被二仰付一候、芳賀內藏丞眞田將監相組之者共、此度之品御尋被ㇾ成候處に、樣子不ㇾ存、我相組之內箇樣之儀不ㇾ存候段、不沙汰千萬思召候、將監は少は存候由、遠所にも罷在候か、內藏丞不ㇾ存義、別而不覺に思召候、此義に付組御取上被ㇾ成候共、兎角は存間敷候、人にはより申候へとも、大形相組之內麁略成樣に思召候、扨又右之者共は、人のさはりに成候とても、一兩人五三人のそこなひにて、さのみの事にては無ㇾ之候、御國政の妨に成候者、大惡人と思召候、向後者能侍に可ㇾ成と、人々随分嗜可ㇾ申候、風俗惡敷義理にくらく候て、無ㇾ詮事に義理を立、心得違に思召候、誰とても能侍に成候事を、いやと存者は有間敷候得共、うかと心得居申候故、能侍の道をしらぬ故不ㇾ學、已來は能々侍の事を尋學、嗜可ㇾ申候、組中も相和し、風俗能樣にと、是のみ御願思召候處にて候、先年組切に橫目御入置可ㇾ被ㇾ成と思召候へとも、其內風俗も能成候半と思召、唯今迄御延引被ㇾ成候、組切に組頭を橫目に被二仰付一候由、則起證文前書御讀御聞せ被ㇾ遊候、兎角大惡人といふは、國政を害する者を申事にて候、組中の子共兄弟は不ㇾ及ㇾ申、掛り居申浪人迄も、作法惡敷、長刀さし、かふき申もの無ㇾ之樣に、善惡之事承屆可ㇾ申候、御國政の障りに成候者は、虛言を申、人の善をきらい惡を悅ひ、行義わろく心むさき者之義を御惡被ㇾ成候、

右被二仰出一候翌日、組頭中相談之上にて、書付を以て、日置若狹殿迄申候覺、日置久米之助津田左源太兩人、使に若狹殿え參、

一誓紙前書、御案紙之通畏奉ㇾ存候、併相組中萬事之義御耳に立、御尋被ㇾ遊候節、不ㇾ存候は丶不屆に可ㇾ被ㇾ爲二思召一御意之旨、御口上に被二仰渡一候、此段相組中之義と申なから、御前之御耳へ達候樣に承候事

一同日御郡奉行不レ殘被二召出一、被二仰聞一候は、度々申聞の如く、萬事打はまり細に精を出し可レ申候、又法を守先例を引事尤可レ有儀に候へ共、事により時により、法にかゝはらす、能事可レ在レ之候、事多をむつかしく思ものは、法令を引申度可レ存候、打はまり唯能樣にとあつく存知候ものは、身かまへなく可二申付一と存知候、縱は唯今の如く日てり時分、水之義なとに可レ有レ之と思候、我田地に不レ入水にても、他村へ遣候へは、巳來例に成と思、身かち成百姓可レ在レ之と存候、申所百姓の身としては尤に候、左樣之所に奉行處て、何かたの田も公儀のにて候得者、私として身かちに可レ仕樣なく候間、すたる水は遣、以來法に不レ成書物抔仕候はゝ、身かちなる心根百姓共連々にはなをり可レ申候、郡奉行より事多をいやかり、先例々々と申候はゝ、百姓共は猶以わる心に可レ有レ之候、是奉行の仕樣に可レ有レ之事と存候、とかく萬事打はまり申段、第一と可二心得一旨被二仰聞一候事、以上、

萬治元年霜月廿一日、番頭物頭組頭御城へ被二召上一候時、兩老中を以、表之於二御居間一被二仰渡一候覺、

一眞田將監丹羽惣兵衞に坂本孫右衞門悴源右衞門、此度無作法之事、親孫右門事、當分は不レ存義も可レ有レ之候へ共、去候年之事に候、男色計も不義に候、此度之事不レ誡故之事出來之段、不屆に思召候間、御改易被二仰付一候、源右衞門義は存命に居候共、御成敗可レ被二仰付一候と思召候、岡田安之丞義者、存命に居候はゝ、其儘に可レ被二指置一と思召候處に、相果不便に思召候、

一芳賀內藏之丞、伴庭彌左衞門、悴彥七、坂本源右衞門同前に思召候間、御國追放被二仰付一候、巳來若御國ゑ立歸、右之義に付宿意存候はゝ、親兄弟曲事に可レ被二仰付一候、

一日置条之助に上方清兵衞弟善六、右同斷、

一尾關源次郎、土倉登之助に、田村庄太夫一所に有レ之、浪人村尾權兵衞、右之儀遮而取持候由、本人より曲事に思召候間、御成敗被二仰付一候、

同被二召上一候士中不レ殘、於二竹之間一御直に被二仰渡一候覺、

一內々可レ被二仰聞一と思召候處に、今度若き者共事を仕出し候を、序と思召被レ爲二仰聞一候、先年も御家中

思ひ候、惣而百姓も人にて候へは、米を食する筈にて候へとも、得食さる樣に、此方より仕置仕候故、近年は喰不レ申候、先根本を何も心得候はては、萬事の仕置たかい申筈にて候、末々細かなる事は、此方より指圖は仕難く候、郡により所による事にて候、其は面々かおこたらす心に入さへ仕候はゝ、いかやうの事も出來可レ申候、先上樣の御本意御願は何もなく候、一天下の民、壹人も飢こゝへ候人なく、國富さかへ候樣にとの御願の外は無二他事一候、然共御壹人にては不レ成故に、國々を御預け、又は小給人も其通にて、國を亡所に仕、一國の人民歎申候樣に仕候は、其一國の民歎を皆上樣御壹人御かふり被レ成候へ者、上樣の御冥加へり申候樣に仕候事、第一の不忠無二申計一候、又吾等も壹人しては、國の事不レ成候故に、何茂に知行所を預け、此方の本意の如く仕置仕候へとの事にて候を、皆吾物に仕候故、下民むさほり飢かつへ人出來、今日も不レ知樣に罷成候事、不忠可レ言樣なし、吾等への不忠計ならは左も有へし、皆上樣へ御かふり被レ成候へは、其分にては置れす候、又箇樣に申せは、惡敷心得たる者は、唯慈悲と斗合點仕と見へ候、尤吾に對し慮外なと仕候を、科に落し候は有間敷事に候、其者壹人の覺悟に依て、諸人習惡敷成候か、國の爲に不レ成ものは、不便なから百人成共成敗可レ仕候、近きたとへ可二申聞一候、我等國の仕置無沙汰に仕、一國の民飢こゝへ、亡所に成樣に仕置候はゝ、上樣より御改易被二仰付一候はては不レ叶事に候、其如く百姓も己か業に怠り、他人迄も引崩候樣の者候はゝ、成程きつく申付候はては不レ叶事に候、此本を能合點し、萬事可二申付一候、十村肝煎抔のあてかい肝要也、むかしの大庄屋に不レ成樣に合點可レ仕候由、具に御口上に被二仰聞一候事以上、

同五月十五日、御町奉行御郡奉行共に被二仰付一候覺、

一當町幷在々の酒屋法を破り、百姓に酒を賣候もの有レ之をゐては、酒道具共に闕所に申付、已來二度酒屋させ申間敷候事、

一法を背酒を買候百姓は、田畠共に取上け、人をも召仕候百姓の下人の譜代に可二申付一事、

一當町在々共に、あめちわうせん仕候義令二停止一之條、賣申もの於レ有レ之、曲事たるへく候、

へもなく、むさと人多に可二召連一様に覺悟仕と承候故、人數つもりきりつめて申付候、自然の時は、夫にては成ましく候間、増レ人可レ遣と存候へ共、飢饉已後、用銀も不足にて、家中へ合力成間敷候間、自然の時人々手前さはきに可二罷出一覺悟尤に候、人つもりもこれほと不二召連一しては成間敷きと存候分、面々に書付、組はつれは老中、其外は番頭迄渡し可レ置候、重而見可レ申候、人くはり之儀、此方に思案仕置候、是も重而可二申付一候事、

一家中作法、又は面々の心得、度々申聞候へ共、今以無作法に惡き心得の者有レ之様に聞傳候間、今より後彌作法惡き由承候は丶、一組切におしたて、横目を入置、家内の義迄具に可二承屆一候間、何も左様に可二心得一事、

一近年度々申聞候事、大方は士中への異見にて候、法度と異見とは格別に候、異見は度々申さすしては不レ叶候、士中より我等に異見聞度候、異見を法度と存候は丶、大き成心得そこなひにて候事、

一祝言の事、先年申付候へ共、今以不レ入事共仕候様に存候間、有合の物にても、身代よりけんかくに輕く可レ仕事、

一當分家中忝狩り悅ひ候ても、ひつけう風俗あしく成行候へは、よきにてはなく候、當分上をうらみそしり、迷惑かり候ても、畢竟戒に成行候へは、あしきにてもなく候、たとへは美物を給候と、藥をのみ候様なるものにて候、當分のよろこひは十か九は毒に成、戒は十か七つもくすりと可レ成候、此前きつく申付候とて、家中いやかり、此度は何事も申付す候とて悅ひ候よし聞及候、いつれか能にて候はんや不レ存候、自今已後家中の悅と不レ悅とにはかまひ申間敷候、家中の様子次第に、成程きつく可二申付一候義も可レ有レ之、又やはらかに申付候義も可レ有候、人の申ならはしには仕間敷候間、人々は不二申及一事迄も、覺悟作法よく謹み可レ申候、

明暦三年三月二日、御郡奉行共御前へ被二召出一、一昨日寄合を仕候由、替義も無レ之候哉と御尋被レ遊、其後何茂ゟ被二仰聞一候は、

一近年何も心得違候、百姓といふ者は米をは喰ぬもの、ぬかはしか抔食物とする者にて候由、吾人存候と

間、此度右之一つ成遣候、借銀無レ之者は、藏より米にて請取可レ申候、借銀有レ之者は、此壹つ成を以て、借銀の本をへらし可レ遣候、當分手前のたりに可レ仕よりは、本へり候へは、長きすくひたるへく候、其うへ來年より物入打續き候へは、只今一同に藏より遣候事も不ニ相成一候、借銀不レ仕者に、借候者よりは手前迷惑仕候者も可レ有レ之候、公儀へ苦勞かけす、とかく難澁仕段、奇特に存候、手前成候者は、尙以只今より後、すりきり不レ申候様に仕、人馬懈怠なきやうに仕候段、何より以奉公たるへく候、

一來年より、家中一同に、定物成三つ五歩と極め可レ遣事、

一儉約と申も度々申聞候へ共、能合點不レ仕候か、又は合點仕候者も、我儘を仕にて可レ有レ之候、儉約と申は、內所のおこり費をやめ、公儀を第一に勤め、軍役公役のたしなみ仕こそ、まことの儉約にて、まことの士にて可レ有レ之に、人にはよるへく候へとも、內所はおこり、うわむきにては、人馬をもしか〲たしなます、儉約なと丶申者有レ之由聞傳候、今より後、士の禮義を存、內所をつめ、軍役公役の心かけ事一に可レ仕事、

一勝手方の物語、手前不成のなき事なとは、町人も人かましき者は不レ申候義に候を、唯今は士の上にも耻を不レ存、けんくは申をりこうの様に風俗成くたり候、此方に度々取上候故申と存候間、此後は人々手前のそせう、老中も取次に仕間敷候、今よりは獨立の覺悟可レ仕候事、

一家中にて惡口をはきちらし、風俗をみたり候者有レ之と見へ候間、左様の者は昔より治第一のさまたけと申傳候條、承屆候は丶、曲事に可ニ申付一と申聞候を心得そこなひ、仕置の事を評はん取さた法度の様に申由に候、それは聞候て心得に成事も候へは、少も不レ苦候事、

一子を育つるは、母の乳ほと能はなしと申傳候、大身にても其理を知人は無レ之候、國主の內室にも左様成か在レ之候に、小身者迄乳をとらねは不レ叶様に風俗有レ之と聞及候、沙汰のかきりに候、小身者は猶以母の乳にてそたて、家內に女數すくなきやうに可レ仕候事、

一此前家中の心得自然の時、末のつ丶くへきかんか

徹二飯羹一祖妣　數馬　　羹飯通　半十郎
　祖考　美作　　盛飯　外記　半彌
洗盞彦右衛門　儀式執事　同前
終獻主人　　儀式同前　　銚子源次郎
奉饌五郎八
主人侑食　執注満諸位盞 徧揷箸于飯中　主人　詣香案前 再拜復位　銚子源次郎
皆出閤レ戸祝啓レ戸復レ位　祝三作二咳聲一
　點茶　兵部
　考　伊賀
獻レ茶　祖妣　長門
　祖考　出羽
　餅　饅頭　考　若狹
獻レ菓羊羹　栗　妣　淡路
　柿　蒲萄　祖　信濃
主人詣二香案前一跪　祝取二祖考前之酒盞一詣二主人之右一授二主人一即主人傾二別盞一略嘗少許、祝取レ箸、折二諸位之飯一各少許、盛レ盤、詣二主人之左嘏一辭畢、主人飯福嘗胙、俯伏再拜、

辭神　衆四拜
焚二祝文一　　源太夫
送レ主　　御膳立忠右衛門
徹レ饌　　七郎兵衛
　　甚右衛門
同洗　半右衛門
　　與右衛門

明曆二年丙申極月朔日
家中へ申渡覺書、出羽伊賀若狹に寢間にて讀聞せ、何も存寄候はゝ可レ申候、直し可レ申と申聞候へは、何も御尤と申候、其後惣士中不レ殘五座にして、若狹よみ、口上にて委細を申聞候事、
　口上にて可二申渡一覺
一先年きゝんの節、壹成可レ遣と申出候へ共、指上候に付、其通に仕候、其後可レ遣と存候得とも、家中風俗惡く、おこり極ての災に候へ者、大きにこらし候はては、おこりもやみ申間敷、又遣し候ても、足にも成ましくとひかへ置候得共、よきなきすりきりの分、近年物成惡く、何と儉約に仕候共不レ成は必定たるへく候

レ事二於祖考妣一、敢請二神主一、出二就正寢一、恭伸二奠
獻一、　俯伏興

設二蔬菓一三方　熨斗　昆布　勝栗　外記　兵部舛加　彥右衛門小脇

奉レ主就レ位
考　藤右衛門
祖妣　數馬　主人前導
祖考　美作

序立　四拜
主人　出羽　伊賀　信濃　藤右衛門
五郎八　長門　淡路　若狹　數馬
祝　權左衛門山內　美作

降神上レ香酹レ酒、銚子　信濃
盞　彥右衛門　俯伏再拜

徹二蔬菓一　外記　兵部　彥右衛門

本主人　二長門　三若狹　半十郎
進レ饌　本主人　二出羽　三淡路　執事九兵衛田中
本主人　二五郎八　三伊賀　半彌

初獻主人詣二神主前一
考　奠盞　藤右衛門
祖妣　奠盞　數馬　銚子源次郎尾關
祖考　奠盞　美作

主人祭酒奠レ酒　俯伏興　毎位同

詣二香案前一跪　主人　讀レ祝　讀畢主人俯伏再拜復位

奉饌　五郎八

考　藤右衛門持二徹飯器一八太夫　彌三郎
徹飯羔羹　祖妣　數馬　羔羹通　半十郎
祖考　美作　盛飯　外記　半彌

持二徹酒器一　半彌

洗盞　兵部　持二洗盞器一　兵部

主人亞獻　儀式同前　銚子　源次郎

奉饌　五郎八

考　藤右衛門　持二徹飯器一九兵衛　彌三郎

天下に名を顯し給ふ、國中の人一人として其澤を蒙らさるものはなし、

一享保巳來之事なり、或備前侍の江戸淺草邊の茶屋に腰掛て居る處へ、其邊の老人七十有餘なるか來れは、茶屋の亭主いふやう、老人は此御侍を何國の御家中と被ㇾ見候、兼而其元諸國の風俗を能見わけ候と被ㇾ申候へは、目利被ㇾ致候よといへは、されは先三拾萬石巳上の御屋敷の御侍と見候、藝州ともみへす、長州御家中にて可ㇾ有といふ、亭主いふは、兼て自滿なれ共違申候、此御侍は備前にて候といへは、老人驚て、侍に對していふ、必御心にかけられましく候、備前も御風義殊外替り申候、江戸にても備前風とて、御家中の風義甚しつほりと仕候而、能見分られ候に、只今は左樣にも成候哉といふ、扨今の備前風と申候、新太郎樣御代、江戸中に無ㇾ紛御質素成儀に御座候處、今は髮の上御衣服、巳前の御家風は少も無二御座一、加樣にも違候ものかなといへは、其侍は無ㇾ詞して歸り去るとなり、

有斐錄 亨

一明曆元年、初而御祠堂御祭御發記、一說、承應四年ともいふ、今の御月見櫓と申御櫓にて、參議樣武州樣御夫婦樣御神主出來、萬治元年、今之御殿御造營有ㇾ之、西之御丸より御神主御移徙被ㇾ遊候節、雨降候得者、公には御草鞋御手傘にて、御供被ㇾ遊候由、

明曆二年八月十五日

前ㇾ期三日、齋戒、

沐浴更衣、不二飲ㇾ酒茹ㇾ葷、不二弔ㇾ喪問ㇾ病聽ㇾ樂、

凡凶穢之事、皆不ㇾ得ㇾ與、

前ㇾ期一日、設ㇾ位陳ㇾ器、

主人帥ㇾ衆、大夫及執事者、灑二掃正寢一、洗二拭椅卓一、

考卓　茅砂
祖妣卓　茅砂
祖考卓　茅砂

香案茅砂

酒瓶　支酒　火爐　湯瓶　祝版

詣二香案前一、跪告辭曰、

孝孫左近衞權少將松平新太郎、今仲秋之月、有

所の職を、左樣の身構してよかりなんや、汝か父伊賀は、遠き慮有て、予をも大に諫爭、人をすゝめ其職に任たる者也き、よも汝は伊賀か子にあらし、伊賀今隱居したる故に、汝年若けれ共、政を執行ふへき者と思ひたるは、予か不明也、汝は伊賀か子也や、又誰人の子也やといひ聞すへしとて、しきりになしらせ給へは、大學頓首して居たりけるか、涕泣しけるを御覽有て、さては伊賀か子にてもありけるか、汝等ことき者に國政をとらする事、危き事也、能心得よと仰せて內に入らせ給ひけり、後に世に稱せられたる義口は、此大學か事也、

一御隱居已後も、半年程つゝ度々江戸へ御詰被レ遊、御鷹なと御拜領ありて、御道中も御殺生御免の上意有レ之、

一御年寄共へ御遺言にも、兎角其方達も能々被ニ心得一候へ、銘々の上にても考て被レ見候へ、大身成ものは、家老たるものよくなければならぬものにて候、國の仕置も其方共に任候へは、隨分平生無ニ油斷一、諸事可レ被レ附レ心候、其方共家も、家老能候へは、治り候ものにて候事、

一御病氣御大切に成せられて、大坂の良醫北山壽庵を召して、御脉被ニ仰付一、退ていふ、御病治すへからす、御着物等諸事御家風質素成事を感して、大守誠に君子也と感涙して歸る、初は御內所に御座在しか、後に甚重らせたまひて、御表へ御出被レ遊、昵近の諸士共御介抱申上る、

一御病中眞桑瓜を御好被レ遊、其節未熟瓜不自由につき、池田美作家に出來るを獻上す、御好のものなれ共、指出候を御覽ありて、先御廟へ備候樣に仰て、其後被ニ召上一、御一生御廟を御尊信被レ遊候事甚厚し、御病中瓜を御好被レ遊候故、御忌祭の節、御果子の內へ必瓜を獻せらる、御逝去砌、餘程の年數の內は、極て美作家より指出候由、其後者郡中より出す、たとひ未レ熟候節にても、被レ獻事于レ今其通也、

一天和二年壬戌五月廿二日、岡山西御丸にて御逝去被レ遊、御享年七拾四歲、初喪より大祥忌に至るまて、御祭禮儒禮を用ひ、六月十三日、和意谷へ御入被レ遊、御棺の木は兼而御壯年の節より、土佐公より被レ進有レ之由、諸役人幷禮節諸事別に記レ之、

公御一生國事を勤勞なされ、御學文も初めは王學、後朱學御尊信被レ遊、世に四君子と稱せし其壹人にて、

の敝れたるを着す、御覽有て、御感悦被㆑遊、若き者外儀に心なきは奇特也とて、御手つから御帷子を被㆑遣、

一公御隱居被㆑遊候已後、西御丸に被㆑遊㆓御座㆒、或時最早螢の時分と思召候段被㆑仰、綱政公被㆓聞召㆒、郡方へ仰付られ、早速指上候而御覽被㆑遊、如何にして取來と御尋被㆑成候、在より指出候段申上候へは、百姓の力を勞したる螢は、慰に不㆑成と御意被㆑遊、

一御庭朝顔の垣を、小作事より搆る、もとより新き竹にて奇麗に仕、御覽有て、費成事也、竹の切さし抔は格別の事、かやう成事に、新き物をは用間敷事なりと仰あり、

一或時御涼屋にて、觀世よりを被㆑遊候而、御蚊帳の釣手に被㆑成、是にて用足りぬとの給、御側の者の奢を示し給ふ御趣意也、夜の御召物は、茶羽二重の外はなしと語り傳ふ、東照宮の御廟を御造營に、萬金を惜み給はす、國中堤防殊に力を盡せり、是熊澤氏の敎を受用被㆑遊るゝ故也、

一西御丸西の御堀は、鴨澤山に居る、或時池田大學御供して御庭を廻りし時、此さまより鴨を御搏被㆑遊候はゝ、能御慰と申上るに、此邊は別而堅き法度場、伊豫殿より免し無㆑之而は、我等自由には不㆑成と御意被㆑遊、大學早速御城へ參、此由申上る、直に御徒頭を御使者にて、唯今迄何の御心付も不㆑被㆑成候、此已後御搏被㆑遊候樣にと被㆓仰遣㆒、忝と御返答にて、御搏不㆑被㆑遊、其後四五日過、御對顏之時、御搏被㆑遊候哉と御尋被㆑遊候得者、未御搏不㆑被㆑成候、又御直に御搏被㆑成候樣にと被㆑仰候、已後折々御搏被㆑遊候事、

一綱政公の女中懷妊なる有て、次第々々に榮耀に成て、戸障子のあけたて少し音しても痞指發候由、戸障子のあけたて付に、眞綿を付るといふ樣成事、萬事是に準せり、公御聞被㆑遊候而、或時早朝暮に及迄、御廟の馬場にて種ヶ島鐵炮御上覽有り、其後自然と痞の沙汰もやみたり、

一或時池田大學、熊澤の事を論して退出しけるを呼返させたまひ、今の汝か云つる詞に、心得られさる事有、誰を何の職に稱すへきやといひしは、もし其人よからぬ時、されはもとより疑存て、決斷し侍らさりし程にやとは申せしなりと、いひひらくへき爲成へし、國の大臣は、人をすゝめあくるを職とす、自ら任する

黄金四萬兩貸し給りしかは、錢にかへ、領内の四方に運ひつゝ、分ちあたへて救ひ給ふ、役人の中に、民の二度三度に及ひて米錢を受るあり、如何して改へきといふを、公聞召て、事おそくは民ともいとゝせまるへし、幾度なり共あたへよと也仰有、

一寛文元年、和氣郡新田に井田を制作有り、

一同六年、岡山假學校出來、

一同七年、和氣郡和意谷に御墓所思立せ給ふ、公御見分として御出被レ遊、茅茨を伐て其地を定給ふ、伊里中村の源助といふもの、御先立御案内に出る、公草鞋にて御歩行被レ遊、源助を御側近く召して、路の印を付よとて、御小刀を被レ下、一の御山、寛文八年出來立、二御山、三御山、四五御山、追々寛文九年十年比迄に出來、源助家に右之小刀有、寶暦二年春拜見す、赤銅に桐の木毛おり、中央に鳳凰金の居紋、兩端金のはしはみあり、

一和意谷御墓　下馬より一御山迄八丁といふ、其間ふみ石二千六百七十三、

一御山　參議樣

二御山　武州樣御夫婦樣

三御山　芳烈公御夫婦樣

四御山　右近大夫輝興君 武州樣御弟、五郎八樣御父、正保四亥、 新八郎輝尹君 繼政公御兄、延寶七未、 備後守恒元君 芳烈公御弟、寛文十一亥、 豊前權守政元君 恒元君御子、延寶五巳、

五御山　攝津利政樣 參議樣御子、政虎君御弟、寛延十六年卯、 加賀政虎樣 參議樣御子、輝興君御弟、寛延十二亥、 民部政貞樣 恒元君御弟、寛永十酉、 お六樣 芳烈公御娘、延寶七未、

一御墓祭、毎年二月九日、御同姓衆御名代有レ之、酒果茶御備、

一國中遠在へ御扶持醫者被レ遣候事、郡々之内一二ヶ所宛、手習所出來候事、是を在學校といふ、于レ今其跡といふ所あり、

一寛文八年、岡山の學校出來、公幷御連枝樣方度々御入、公の至らせ給ふ時は、學校御門前石橋より六七間も南にて、御駕籠より下り給ふといへり、

一寛支十年、閑谷の學校御造營あり、

芳烈祠堂其外講堂已下は、綱政公の御代におひ／＼出來、

公の衣服什器有り、皆儉素を專にし給ふ御事のみなり、

一或時岡山學校へ御入被レ遊、鑓稽古之内、一人帷子

得に哉と御尋あれは、昨日の御前御裝束にて、若御叱等有レ之、御一同様方御寄合被レ成候事も可レ有、但御首尾宜候はヽ、加様に御同道被レ遊御歸之事も可レ有、吉凶共に御客可レ有と御答申上れは、彌忠義の志、御感悦不レ淺事、

一正保元年甲申、御願有て、東照宮の御廟の造營有レ之、同三年丙戌より、御祭の大禮初てあり、夫より歲歲行はれし、先御祭前日通御の道筋御見分被レ遊、當日まて御參拜、夫より御旅所へ御出被レ遊、明曆三年丙申九月十七日、初而流鏑馬十つかひを命らる、如何成人かいひ出しけん、因幡にて流鏑馬は馬工郎のする事也といふ事を聞召、諸士登城の時、御前にて上泉治部左衞門を召て、東鑑やぶさめの禮儀の所を讀み命せらる、鎌倉將軍の時、八幡の流鏑馬の儀式、其姓名を高らかに讀、私黨の旗頭熊谷小次郎、的持の役たる由に及てやみけり、夫より少も勤事を厭はす、寬文八年九月十七日、東照宮祭禮、諸士甲冑にて供奉す、今年眞田將監侍大將にて、公の前を過けるか、餘人皆平伏しけるに、將監一人しかせさりしを、側より無禮也と云人のありしに、公、將監は軍禮を誰に學ひけるや、介者不レ拜（禮曲禮に見ゆ）と云事、周の代の古禮と仰あり、或時御側の者に、誰ははや疱瘡仕廻候哉と御尋被レ遊、疱瘡は仕廻候得共、未流鏑馬不ニ相勤一と申上るを御聞咎被レ遊、其譯を御尋被レ成、其者與レ風誤て、下にていふ流鏑馬はいのち定といふ俗談を以て御答申上る、度々御問返し被レ成候ゆへ、やむ事を不レ得、俗語の趣意を委く申上れは、親の身にして夫程に思ふ事ならは、やめて可レ然と仰有てやみ候由、

一說に、流鏑馬止候事不レ詳、的三つに中れは、射上とて再ひせぬ事、菅八內射上と、菅家にいひ傳ふともいふ、又八內射上し後も、慥に有たり共いふ、（芳烈祠堂記に見ゆ）

一承應三年甲午の秋、備前洪水にて、百姓の難澁は云斗なき事也、公倉をひらきて濟ひ給ふに、悉く及ひかたかりしかは、大きに患思召して、是予か政事の不善成に依て、天の戒め給ふ成へし、罪なき百姓の此災にかゝる事、悲に餘ありとて、枕食をやすんし給はす、熊澤助左衞門御前に出て、此事を議しけるか、臣に一句の策有とて、江戶に參り天樹院様より公方様へ申こはせ給はり候やうになけき申なは、捨置せ給ふへきに非すとて、頓て直に備前を發してかくと申せは、

を獻せらる、「嶺に生る松の千年もとり添て君かよわひを契るくれ竹」此頃因幡國公の封疆たるゆへに、嶺に生るとは讀せたる成へし、

一同九年壬申、大猷院殿俄に公を御召ありて、因幡より備前へ封を移すの命有、五月廿三日、因州を發し給ひ、道中殊外急かせ給ふ、あふ付馬に召給ふ、此時のあふ付馬に敷たる鞍、今武具藏に有りとなん、

一寛永九年壬申、忠雄侯卒去有、公の叔父なり、殊に悼せたまひて、「うきにそふ涙はかりをかたみにて見し面かけのなきそ悲しき」と讀給へり、

一同十年、大猷院殿向井將監忠勝に仰て、相摸國三浦にて安宅丸といふ大船を造らせられ、同十二年六月、江戸の海上にて御召初の規式有、諸大名品川海邊に出給ふへき由仰出され、公には大夫人の召させ給ふ御帷子を被ㇾ爲ㇾ借、それを召して、猩々皮の陣羽織にて出給ふ、御出掛御式臺に立給ひ、御扇をひろけて差あけ給ふに、御軍扇也、衣服の體よりしてあやしき事よと、御供の人々思ひ居たり、扨品川にて諸大名群集し給ひ、如何成御裝束やと尋らるゝに、いや少し存る旨の候てと答へ給ふ、程なく大猷院殿御船にて、諸御大名の前を御通り有けるに、あの衆に替りたる衣服は備前の少將成へしとて、小船を以て御召有、公則安宅丸に乘り移らせ給へは、大猷院殿御尋あり、公謹て、御祝の儀式は御船の内之事、我等は陸の警固し奉ると存せし也と答へ給ふ、大猷院殿則其羽織くれられんやと仰有、脫て奉られしかは、酒盃を給はり、公起て自然居士の曲舞せられしを、諸大名陸より見やりて、驚く斗也、夫よりして諸大名直に出仕有へしとて、品川表を退出有けるに、供の人々遙の脇にひかへたる故、一時に集りさはかしき事大かたならす、公の扇を差上給へるゆへ、御供の面々、殿にはあれにとて、頓て集りけれは、公諸大名に向せ給ひ、供の人々騷動と見へ候、予か家來を殘置、予か邸へ追々あつまり候半樣に申傳させはや、其内予か邸に立寄れ候なんや、一所に御悦に出仕し侍らんと仰られけれは、皆忝とて引伴て、品川より龍の口備前屋敷へ御歩行にて來り給ふ、無ㇾ程御料理を出して御もてなし有、是は伊木長門六十人前の用意致し置けり、其後供の人々集來て御出仕有、

翌日長門へ、昨日の料理用意致置候は、如何樣成心

被㆓仰渡㆒候由、則何れも退出せんとする時、善左衛門に扨右の鴈は如何仕たると御尋有けれは、切腹間も無㆑之と存、此間に二羽共料理仕候而、給候よし申上けれは、如何様そふ有ふと仰て御笑被㆑遊候よし、

一或侍御留場にて致㆓殺生㆒、御鳥見吟味の上達㆓御耳㆒、被㆓仰出㆒候は、御免の札場三五間の事は、能々吟味を可㆑遂とて、其夜密に御免札建所をかへ置候様に被㆓仰付㆒、翌日御鳥見吟味被㆑遣候得は、御免場相成候故、鳥見之無念に成候而、侍は御咎なし、侍を御助け被㆑成候御趣意なり、

一或侍御留山にて、松を堀り歸るを、山廻り見付て、吟味の上達㆓御耳㆒、留山にて松を盗、其上に山廻りを打擲する事、重々不屆也、其分に不㆑成事也、扨其松は如何致し候哉と御尋被㆑遊、取歸庭に植置候と申上る、左候者許し可㆑遣、彼か庭に植置には、山に有も同事也、若伐捽候者、屹と申付へき事とて、御叱置被㆑遊候事、

一御普請所にて、出羽足輕役を、御徒奉行の者叱候ゆへ、出羽怒りて御前に參り、しかくの事候と申ければ、公夫は奉行の申所是尤也、其事予は櫓より見たり、侍にあらすとも、予か法を受て下知する事なれは、其人の輕きによるへからす、法度に背候故也と被㆑仰しに、出羽氣色惡敷被㆑退候様子御覽、御呼返し、天城へ引込被㆑申と相見候、予にたてつく事奇怪也、只今討手を申付へし、天城へ引込たらは、汝か手柄成へしと仰けれは、公族大臣詫言様子にて事やみけり、

一山内權左衛門へ被㆑下候御書付寫、竪紙也、山内與八郎持傳ふ、文字のくはりも此通無㆓相違㆒、(◎字配りは今便に隨ひて改めたり)

一心を正しく義を明にするを本として、其職を可㆓相勤㆒事、

一寛弘にして人の言を許容し、權高に無㆑之、末々までも物申よき様に可㆓相心得㆒事、

一財寶之出入義を專とし、萬滯なき様に可㆓相勤㆒事、

年號を記し傳ふるものを爰に輯む

一寛永元年甲子、台德院殿世子と倶に上洛有、公も供奉し給ふ、同九月六日、上皇後水尾二條の城に幸せらる、和歌の御會有て、竹契㆓遐年㆒といふ題を以て、公國風

引おこしけるに、あやまたす鴻（ヒシクイ）貳羽つなきに打けり、思ひよらす驚入て、此御留場にて、鳥搏へきとて鐵炮を乞しにあらぬに、火縄をはせし段如何したる事やと僕を叱りけれは、僕は御留場といふ事は不レ存、鐵炮こせと仰候へは、鳥御搏に成候と心得、口薬も改め火縄もはせて、例の通に渡しまいらせ候けるといふに、兎角なくて、此上はせん方なし、あの鳥取て參れとて取よせ、又鐵炮も鳥ゝ僕にもたせ歸らんとする所へ、御鳥見の者駈來、何人にてかゝる不埒候哉と咎けれは、有のまゝに語りぬ、誤り入候へは、歸候而早速申上、いか樣共御成敗を待候心得の由のへけれは、夫は兎も角も、何分御法に候間、右の鐵炮幷鳥御渡し候樣にと申しけれは、いやそれは存もよらぬ事、成申間敷と申候に付、互に言葉もあらく成、鳥見も是非なく、家來の持たる鐵炮をとらんとしける程に、善左衞門拔打に鳥見を討果し、夫より急き岡山へ歸、頭へ參右之段々申達候處、とかふ可レ申樣も無レ之事共、先差扣被レ居候樣にと申、直に御家老衆へ申達候へは、夜中なから明日迄は延かたしと、直に登城して委細に申上る處、是は急に下知も難レ致事に候間、先明日の沙汰に可レ致とて御聞込被レ成候而、御家老をは御下けに成候、扨五日め迄も何の御沙汰もなきにつき、御家老衆罷出、頃日の善左衞門儀者如何可レ被二仰付一哉と御尋あれは、されは其儀にて候、色々考候處、あやまちなから鳥を搏たるは不埒にも候へとも、鳥見を切しは、身か側近く召仕候て、兼而目かねに違無レ之樣に存候、しかれは目かねに違候者と一樣には參間敷候得者、各にも爰に了簡有て、身か目かねに合たる所に宥免候而、此度の罪は指免度候間、左樣に心得被レ申候へと御意に付、御意之上はとかふ申上へき樣無レ之候、仰之通鐵炮は被レ渡申間敷候へは、無二是非一右之通致候者と被レ存候、左候はゝ、御免之由可二申聞一と被二申上一は、呼寄直に可二申聞一と御意にて、則善左衞門儀被レ爲レ召候而、御前に罷出候處、扨扨不埒の儀致候、しかし鳥見に鐵炮とられ候はゝ、無二是非一切腹可二申付一所、兼々身か目かねにはつれさる致方故、留場の定に背候咎も差免候間、只今迄の通相勤候樣にと被二仰渡一、扨御家中へは、留場の義向後堅相守可レ申候、假ひ善左衞門か如きの過有レ之候共、聞屆申間敷候間、屹度相觸候樣にと、御家老衆へ

遣にては出來す、然れは末はしらす、差當り樂にはならすして、無益の事多し、夫よりはかくのことく心の儘に、行度所へ行、休度所にて田畠の心地能生立たるを見る事、此上の樂なしと御意あり、野鳥飼鳥一つに遊といふ前句に、治めしる國のまかきの内なれやと被レ遊し御心の内の廣き、衆と共に樂給ふ事也、

一鷹狩して歸らせ給ひ、城へ入らせ給ふ時、靑地三之丞、今日の牛旁狩、得もの多かりしやといひしを聞召、おかしき事を云へる物かな、子細有へきとて問せ給ふに、三之丞承り、過し頃鷹狩の御歸に、當番の者のつかれたらんとて、其日の得もの羮(スイモノ)にして賜りしを、忝事と思ひしに、牛旁はかり也、さては今日も牛旁を狩らせられしと心得候と答申せしかは、料理人を叱らせ給ひて、其日新に雁を羮にして、當番の士に賜りたり、

一御野郡野殿村の邊へ、極月廿日過御廻り被レ遊候處、御道筋の村にて、小屋を崩し候所一二箇所あり、樣子を御尋被レ遊候へは、屋根替を仕候由を申上る、又先にても御覽、御尋被レ遊候ゆへ、かくし申事もならす、年貢に差つまり家賣拂候由を申上る、直に御歸被レ遊、殊外不便に思召、御貸米被二仰付一候事、

一難波町御堀御ねらひに御廻り被レ遊候節、或侍の家へ御入、裏の堀に居候鴨御ねらひの時、茶園に大根の見事に出來たるを御覽有て、亭主歸たらは、大根か能出來たるそと心得てくれよと仰置る、御草履取は、路次の外に脇指をもたせ置內へ入る、御歸掛に御覽被レ附、何者の脇指そと御尋あり、無二何心一御草履取の脇指の由を申上る、不相應成奢者、糸にて柄を卷とて御叱御暇被レ遣候、夫にて御家中之者迄、輕きものは皆々革柄に仕替候事、

一惣而御野廻等に御出、御歸の節、途中より雨降出候へは、御供と同し事に、町口迄は御ぬれ被レ成候而、御歸被レ遊候故、御供の面々ぬれ候ても、何共不レ存由、伊豫守樣信濃守樣御同道の時は、是亦御一所に御駕籠にも不レ召、御ぬれ御歸被レ遊候由、

一靑地善左衛門鐵炮獵を好み、暇日には必出遊ふ、一日備中松島邊へ行、得もの少く、黃昏に御野郡今村邊へ歸りしに、折ふし田面に鴈數多居たりしをみて、僕に持せける鐵炮おこせとて、取てねらひけるに、火縄のはせてあるとは思ひもよらす、目當にのりけれは、

御見及被レ成、直に其所へ御越被レ遊、御直にも樣子を御聞せ、御前へ召れ參候而、脇より掛置候はたつけをとらんと仕候と申上る、盜は左樣にてはなく、はたつけの下よりねふかをとらんと仕候由を申、御聞被レ遊候て、入牢被ニ仰付一候、盜ははたつけよりねふかを輕き事と心得申上る、他の物は何程をもく共所によるへし、ねふかは壹本にても、民の作物に手を掛候段、指免しかたく候間、右之通入牢被ニ仰付一

一御野廻りの節、稻の未穗に出さる內に、此は何と云稻そと度々御尋被レ成、郡奉行申上る、御聞被レ遊候而、間には左にてはなし、是は葉は廣けれは何にて可レ有とて、地主を公御尋被レ遊候へは、果して其通也、稻の名も知らぬ郡奉行、百姓を養ふ事危事也と仰らる、

一御野廻りの節、代官の宅へ御寄被レ遊、御書被レ遣候物有レ之、其砌迄は代官村々內出張、何となく勢有レ之、百姓こまり候樣子被ニ聞召一御書調被レ遣、其文言、年貢取立之事、宗門改之事、此外何れにも構申ましく候、

一或時獵より歸らせ給ふ時、名主の家に人多く集て躁敷、何事そと問せ給ふに、獵を追入て候に見へすといふ、公聞召、あやしき物也、鏡を入て見よ、化物の明を奪ひかたかるへしと仰有り、果して梁の上にかゝみ居たるか、鏡の表にうつりたり、

一御野郡中原村に、公の遊覽の地あり、旭川の傍にて、夏日暑を避給ふ時は、こゝに至らせ給ふ、名主の家に幕と幕串を預け置せ給ひ、幕打廻し毛氈を足の上に敷て、辨當をひらき憩せ給ふ、今に其地數丈の間、牛馬を牧せす、公のいこはせ給ふ地とて、民共敬せり、世人此地を御涼所といふ、

一旭川の東岸に花畠（今諸士の居宅有）といふ所、もと清泰侯備前へ封せられおはしましける時の別業にてありしに、公儉を事とし給ひしかは、これを壞て、奇石をは皆地中に埋させ給へり、公身を沒らせ給ふ迄、峻宇彫墻の好み露計知らせ玉はす、

一灌子の弦の邊にて御烟草被ニ召上一、御野郡上道郡御覽渡し被レ成、御躊散被レ遊御側より、御城の後に好場所も御座候へは、御茶園仰付られ候て、御慰にも可レ然哉と申上る者あり、（其時は御後園もなし）、それは慰にも可レ成か、大分の田地を費し、人力を苦め、予も又大抵の心

節、御夜具不㆑被㆑爲㆑持、御挾箱の內へ御蒲團を御入被㆑遊候而、夫にて御仕廻被㆑遊候故、信濃守樣なとも、其節は其通に被㆑遊候、惣而御殺生の節は、萬事手輕に被㆑遊、燒飯を紙につゝみ、御袖に御持被㆑成、加樣に無㆑之而者、殺生はならぬもの也と仰有、夫故信州樣御殺生の節、公の御傳授にて、燒飯御持被㆑遊、御晝休など、民家へ御立寄被㆑遊候而は、耕作の妨と思召、多山野にて御濟し被㆑遊、耕もの去らす、道を行者を不㆑拂といひ傳ふ、

一御野廻り御晝休にて、白魚を御吸物に指上る、御椀の中に砂氣有㆑之、以の外御機嫌損し、無念之儀と御叱有れは、御料理人御前へ罷出、乍㆑恐申上候、御椀の中には中々砂は無㆓御座㆒候、今日は風立候ゆへ、公の御口中に砂氣御座候と奉㆑存候、御口を被㆑嗽候而御上り被㆑遊候へと憚る所なく申上れは、公いかにもいかにもと、即御手水を被㆑成、御上り被㆑成、汝かいふ所尤も也、我誤れりとて御笑被㆑遊とかや、

一御野廻りの節、大なる蜂の巣を御杖にて落し給へは、數十の蜂飛出て、人に付に依て、御側の面々拂々するうちに、覺へすしらす御前を退、やゝ有て皆々走集て、御容體を奉㆑伺は、蜂十はかり御身に留り有を、一つも御はらい被㆑遊す、泰然として御座被㆑遊、此時何も赤面して恐入たる風情なれは、公顏色を正して の給く、分厘の針を以てさす虫にすら、我をわすれたる有樣也、況や尺の劔を以てせは、各いかんと御意有れは、各絶入心地したりといふ、御庭を御廻り被㆑遊候時の事といふ說もあり、
諸家深秘錄に豐前守樣とあり、

一御鷹狩御歸に、伴福村にて、路に倒れたる稻穗を紙にて御くゝり合せ給ふ、民の傍に在て見しかは、いかなる故にやと口さらしかは、役人此內申上る、公やゝ默して御座被㆑成、子細もなき事也、予あやまちて蹈倒して、民の日にさらされ雨にぬれ、千辛萬苦したる物を足にかけたれは、天道を恐れてそくゝり置たり、とくからせとそ仰あり、

綱政公或時、美濃紙に文字を御書被㆑遊候節、御書そこなひ被㆑遊候而、餘紙に御調被㆑遊、初の御そこなひをは、御側の者もみ捨る、其時其紙は惜しむにあらす、又相應の入用有へし、此紙は殊外人力を費したる物なれは、捨へからすと御意被㆑遊、本文と同一揆たり、

一御野廻りの節、或所に盜捕候とて、ませ返し候樣子

て、俄に時雨車軸を流し、面も向得さる折から、皆々鐵炮を持出し候樣にと仰有り、岸藤右衞門畏候といふより早く、手勢の先に進て下知すれは、組の足輕數十八、一列に立並ひ、つかへ放しに狩立ける、かゝる大雨の中に、手早く次第もつゝき、聞れも遲速なと甚見物事にそ有ける、公も大に御感有て、是も御手つから御羽織を賜りける、又相圖の貝を被レ命、此時御貝吹の者坂を登り、息喘て吹得されは、上泉貝を取て吹に、大に響けり、御感悅不レ淺となり、珍敷大猪狩とて今に云傳ふ、御獲もの甚多かりし、

此御狩の時にや、又外の時にや、是も半田御狩の節、鹿一疋せこの間を拔々◎脫字カ鄕司長左衞門靑地三之丞に被二仰付一ふせきける、其後は一疋も不レ拔、若一疋にてもぬけ候はゝ、切拔すへき覺悟にてふせきとるよし、此時草の陰に鹿一疋臥しを、執田彥八郞靑地三之丞に被二仰付一、兩人矢玉兩脇に中り候由、被レ爲レ召候御羽織を三之丞に被レ遣、御挾箱の御羽織を御取寄に而、彥八へ被レ遣、鐵炮たゝき是にて致二堪忍一候へと御意被レ遊、

一鹿久井鳴猪狩、其曉雨天に付、御目覺も申上兼候得者、少く遲く御目覺申上、雨降候故延引と申上候段、御側の者申上候得者、雨天には出陣はならぬかと被レ仰、甚御機嫌惡し、朝七つ前長門身拵して罷出、殿には未御拵被レ遊す候哉と被二申上一、依レ之御機嫌勇々敷御出被レ遊、雨天なれ共御傘も不レ召、一同の人數と同敷御ぬれ被レ成、御火繩消可レ申とて、漸後には御傘を指掛候事、

一赤坂郡に狩し給ひ、夫より數日村邑をめくらせ給ひし時、或所にて農を集め、終日耕業をかたらせて聞し召、日暮て老農共退出けるを、呼返し給ひ、植物の中何物か第一に多く得るやと問せ給は、答申上けれとも、怪しみ給ふ色有、やゝ有て、土地に依て多寡の不同有へし、聞及たるは、異國にても芋を植て富たる物ありと云、試に色々の物を植て見しに、果して芋に及ふ物なし、芋壹つを植れは、大抵壹升を得つへし、一反に十石を得へし、燥濕の地にも不レ寄、培さのみかたからす、葉も莖も食ふへき物也、五穀に次せるもの也、汝等かしらさる事はあらし、土地の不同なるによるならんと仰あり、

和氣郡坂根村井手へ鴨を搏に、御逗留に御出被レ遊候

忠義と存罷在候由被レ申候、兩人共目前詞なく有りしかは、公御執成被レ仰、夫より和睦有レ之、淡路を饗應せられしといふ、

一備前軍者山田道悦成へし來りし時、公甚御信用被レ遊、其節諸事手輕き事を專一といふに付、御狩の節も、御自身御腰付を御持被レ遊候樣に申上ると見へて、其通に被レ遊、伊木長門御供に參る、如何にも結構成辨當幷酒肴を數々持參し、御休の時、素より公は御腰付の事なれは、御幕もなく、少の間に御晝食被二召上一相濟候、長門は幕を張、右の辨當を取出し、時を移しぬ、御待兼被レ成、御使を被レ遣、長州其御使を留て、酒肴を出し振廻、又御側の者を被レ遣、又如レ前して御使をかへさす、四五度にも及て、餘り御不審の思召、樣子を見て參候得と被二仰遣一、其者悉く見屆歸て、具に言上す、以の外御機嫌損し、直に御歸城被レ遊、追付長門を被二召出一、今日の致方定て存寄有て致候と思召候段、甚御機嫌惡敷被レ仰けれは、長州少も憚る氣色なく、成程少し存寄も候へとも、是は跡にて可二申上一候、先御前の思召寄から承度奉レ存候、御大名の御腰付辨當、是何事にて御座候哉と申上、公被レ仰候者、兎角武家としては、平生手輕事を專一と、身持を心掛仕習可レ置事也と被レ仰、長門申上候は、夫は尤も可レ有二御座一、御尤には奉レ存候得共、此長門か目の見へ申內には、御前へ御腰付差上候事、如何樣の事有レ之候共不レ仕候と、居丈高に成て申上けれは、忽に御顏色和き、扨々是は身か心得違也と御意被レ遊、

一幅多山猪狩、格別に大勢を催されて、追留は北方村三野村前の曠野なり、公は士手筋大樋の上に御狩場を被レ居、射手組士鐵炮の二組は、御左右手先へ出張、御軍監上泉治部左衞門は御前に在りて大鼓の役なり、輝錄君池田佐渡は中備、老中共は皆責子の手の大將たり、木下淡路守樣戸川土佐守樣山崎甲斐守樣御見物として御出、各御狩場を設らる、大猪壹疋狂ひ出て人を傷る、久保田淸閑七十有餘、弓を執て馳向ひ、聲を掛て矢をつかへは、即時に飛來を、間近く引請て、一矢にて射留たり、餘り手際にて、一同に鯨波を上て譽たり、公も御悅喜不レ斜、老武者仕たるものかなと、返す〴〵御譽め被レ遊、則召たる御羽織を被レ下、又一人此名不レ詳、鐵炮にて狂ひ猪を間近く引付搏留たり、是又手際成事甚御賞美有、日旣に晩景に及

弓を出す、公是は頭日汝にあたへたる弓也、別の弓を出すへしと仰けれは、十郎左衛門、いや此外に弓はなしと申上れは、さらは返しあたふると被レ仰とそ、其弓今に山川の家に秘藏の器とせり、

一常に國計を重き事として、時々自ら聞召、量レ入以爲レ出給ふ、且錢を鑄らしめん事を議らる、富國の計是より然るへきはあらしとて、其事定りけるに、錢を鑄上手を諸侯の國へは出されさるよしなれは、湯淺右馬允を使として、京都の所司代に所望有けれはゆるされぬ、是より國殊外富たり、其錢を鑄所、今の錢屋敷也、

一青地三之丞射藝の妙を得たるといふ程の者也、寒中に的を射けるに、公御覽して、三之丞かはなれ、今日は見苦しきはいか成事と問せ給ふに、三之丞、歳暮の近く、勝手の殊外にあしく候と申上けれは、公笑せ給ひて、銀子を賜りけり、

一山川重郎左衛門へ節季詰りて御意被レ遊候は、定而子共に着る物なと致遣候哉と仰らる、殊外勝手不如意に◎候脱カ故、段々せかみ候得共、得致し遣不レ申候と申上れは、定て左可レ有、是を遣候と被レ仰、小判貳拾兩紙に御包被レ遣、難レ有御禮申上罷歸り、かそへ見候へは廿一兩あり、翌日罷出候節、右之壹兩を持出、御前へ罷出、昨日は難レ有仕合、家内一等に難レ有奉レ存候、扨小判を數へ候へ者、如何樣に仕候而も、廿一兩御座候故、壹兩は返上可レ仕と持參仕候段申上候へは、そふも有まい、是へ〱とて御取返し被レ遊候事、

一或夜御菓子に蜜柑を被二召上一、御側醫鹽見玄三といふいふ、夜中冷物を御用捨可レ然旨申上れは、即御止被レ遊候、暫ありて御内所へ入らせられ、扨々あふなき事有と御獨言をの給ひ、年寄女中如何樣成御あふなき事にやと問まいらすれは、公今醫者しか〱の事をいへり、是尤なり、然るに我も夫程の事は知りて侍りぬと、既に口外へ出さんとせしに、不レ言して止たりき、若しかいわんには、是より後誰か予かあしきを諫るものあらんや、此醫後に聞て感涙せり、

一御不快被レ成二御座一節、御老中共不レ殘、於二御前一御軍話の折節、土倉淡路本生言葉少き律義成生質也、被レ申は、私本生存候は、伊木長門池田伊賀年來不和にて、御爲に不レ宜候樣に被レ存候、御大事も有レ之節は、兩人の内一人と、私刺違候得者御爲に宜と兼而存寄居申候、是私の

一誰にてか有けん、長鎗五拾人を預けらるゝに、中々長槍を司るへき身にあらす、吾不肖なるをしりて命を奉るは君を欺く也と申、伊賀强れとも聞さりしかは、公聞召、彼には程なく鐵炮を預け候へし、先長鎗を强く預けよと仰あり、伊賀出て又すゝむれは、高木左近左衞門側より、我心に能すましき事としりたるに、君命なれはとて受へきやといふ、伊賀又かくと申せは、則鐵炮を預けられけり、

一高木左近左衞門使番也し時、御城の東北川を隔て、小姓町といふ所あり、竹林に鵯（ヒヨトリ）多かりしを、家來を遣てとらせたり、公御覽有て、制禁の竹林に網を張事やあると仰有、高木此時當番也けるか、是を聞、さらは家來は死刑成へし、我も腹切へし、戰場にて討死すへき侍を、小鳥に替給ふは殿の過也といひしを、公聞召笑はせ給ひて、扨やみ給ひけり、

一公甚書法を好ませ給ひ、弱冠の御頃にや、青蓮院の宮高純親王に學せ給ひしか、後に中華の古法帖を摹し給ふ、王文成公の客坐私祝の石摺、其中三字缺けるを補書し給ひし、今泮宮に、其石摺屛風あり、何れか公の補書なるといふ事を辨識するものなし、

一山田道悅は新進の士也、或日御前にて物語しける時、殿にはふきを聞し召れすと承候、いかなる故にやと問は、公させる事もなき事とて取合せ給はす、押返して子細の候やと承りぬ、まさしく其趣を承候はやと、しきりに申けれは、公されはよ、先祖護國公の長久手にて討死有しは、ふき畠の中也しと聞召、其軍は義戰に非さるゆへ、深くなけき思ひ、ふきのうるさきと仰有けれは、道悅謹て、それは殿の大き成幸と申ものにて候、護國公若田の中にて御討死あらんには、殿は飯をきこしめさて、餓死させさせ給ふへしと嘲哢しけるに、公は顧て外の事御物語有て御咎は更になし、

一武藝の内に、別而射法を好ませ給ひ、御居間の傍に卷藁有て、弓組の弦音を聞召す、弓組廿人を擇て廊下に備らる、或時山川重郎左衞門を召して、百射の賭射を被レ成たり、公九十五筋あたり給ひ、十郎左衞門九十六筋當りけれは、公弓を十郎左衞門に賜りけり、程なく又百射の賭ありて、十郎左衞門御相手となりけるに、公九十六筋あたらせ給ひ、十郎左衞門九十五筋あたりけれは、公笑はせ給ひ、けふは予勝たり、さらは賭の弓出せと仰けれは、十郎左衞門先に賜りける

く、いつも日暮に及へり、執政の人々公の倦給はむ事を氣毒に思ひ申されしを、公聞召、我國はせはくして、士を多く召置事あたはす、一度士の拜禮に倦事ありたくと、願へ共叶わぬ事よと仰有ける、

一山内權左衞門最初は知行百五拾石也、數年勤役の内、加増可レ被レ遣思召候得共、御趣意有レ之、最後に一度に三百五拾石御加増被レ下、御次之間へ立候節、此者前廣より加増可レ遣候處、生質にて若耆り出候得者、家をも滅可レ申と存ひかへ置候、最早あの年來にては、其氣遣ゐ有間敷と、此度數年の勤勞に如レ斯申付候と御意被レ遊、別而難レ有感涙に及ひしと也、

一公の御種とて、小笠原金三郎といふ浪人御國へ參、如何樣にも御抱へ被レ下候樣に再三願候由、證據には御守脇指持傳へ居申候由、公聞召、段々御考被レ遊、若懷姙の女中なと、御暇被レ遣候義なと御座候哉と思召候得共、少も御心當り無レ之に付、容易に御抱も難レ被レ成候へ共、止り不レ申候、折節出羽は天城へ潮湯に被レ參候、最早一兩日に歸候て◎なカも御待兼被レ遊、御側の小姓何某天城へ被レ遣、右之事御さばき被レ遊かたく候、如何被レ思候哉との御意、左右を拂て密に申達候へは、出羽被レ答に、夫程の事御了簡無レ之哉、夫こそ御召抱被レ遊候か宜候、其段被二申上一候得と被レ申候、其趣意は、左樣成草臥者、御抱被レ成上にて、切腹被二仰付一候へは濟候、其御側歸より先へ彼浪人の方へ、出羽より使者を遣し、御抱已後切腹被二仰付一候段被二申聞一候へは、早速御國を歸去候由、夫にて事濟候、出羽歸候而、御前へ出いはれ候は、殊之外御譽被レ遊、あれ程の事御心附不レ被レ遊哉と被二申上一、

一下濃彌五左衞門今の宇兵衞といふ家を召して、池田伊賀を以て樋外記に預置し弓足輕の中拾人、彌五左衞門に預候へしと命せられしに、彌五左衞門承り、新に預られなんには、拾人はさて置一人なりとも辱と申へし、外記か中をわけて預られたるは、遙に外記にも劣れる明なり、軍旅の事、外記の下にたつへき身にあらすと申す、伊賀側に有ける横目の高木左近左衞門◎脱字カに向て、唯今下濃か言事道理也と、詞少なくとりあわす、伊賀やむ事を得すして御前に參り、未申出さゝるか、公明敏にてはやく察し給ひ、彌五左衞門いかにいひつるやと有けれは、されはかく申て候と申、公笑はせ給ひ、鐵炮足輕廿人預けよと命せられけり、

三を御睨み被レ成、兼々其方共へ、外様の事不レ申候様に申付候處、やゝもすれは左様成事申とて、甚御叱被レ遊、扨其跡にて、丸毛は鐵炮改の者にもあらす候へは、藝の巧拙に拘らす、其志を見に行候趣意也、何その時は馬前にて用にも可レ立と思ふ志奇特也と被レ仰、其後玄三其事を丸毛にいふとて、頃日其元の事にて散々御叱を蒙候得共、跡にて加様々々に被レ仰候段申聞候へは、丸毛感涙して、難レ有奉レ存候、

一お六様御乳兄弟の者、何とそ御徒に被二召出一候様にと御直にも御願被レ遊、其外御内所御役人より御仕置方へも被レ願候故、度々窺書にも出候へとも、不レ被二仰付一、其後お六様御逝去巳後、又伺書に出候節、御意被レ遊候は、此者の事六よりも被レ頼、内所役人よりも其方共へ願と見へて、度々伺出候得共不二申付一候、其趣意は、内所より願候事にて仕置申付而者、殊外害有レ之事に候、乍レ然はや六も死去候へは、一生心に掛事故、此度申付度候間、是は其方共へ我等より頼候まゝ、同心有レ之様にとて被二召出一、于レ今御内所御拙にも、御内所方へ願出候事仕間敷といふ御法なり、

一評定所月寄の月、公御出被レ遊、御聞被レ成候間、算盤の置上ケにほこりを一桁殘候様に被レ仰、吝に似たれ共、天下の財を猥に捨候事致間敷と被レ仰、其年のほこり二百俵有レ之といゑり、今に御直筆の御掟書有り、

附御白無垢よこれ候而も、不レ被二召替一候事、御前様御納戸金取替被レ遊候、御間柄とて御返不レ被レ遊と、御直に被レ仰候事、

一日置若狹家來屋敷の長屋より、水鳥を持て出奔す、尋に人を被レ出候、自分にも可レ出事なるに、手ぬるき仕方とて、秋頃より翌年迄閉門被二仰付一候事、

一丹波守様木欒子の緒〆御覽候而、公御所望被レ遊、其代り珊瑚珠の緒〆を被レ進候、其後又木欒子の緒〆御所持御譽被レ遊候得者、可レ被二指上一哉と被レ仰、最早御入用に無レ之由御意被レ遊候事、

一日置若狹直諫申上時、何哉覽被二申上一候に、御合點不レ被レ遊候得者、左様に御塞被レ成候而者、御合點參間敷候間、重而可二申上一とて退出す、出羽脇に居て、大汗の出るほと氣毒に有しと也、

一出仕の日、餅を串にさしたるを重箱に入て、公の左右に置、各壹人宛御前にて賜はるを戴き、頓首して退

レ遊御意も有レ之、其節初而御側の者も拜見、其後は御沙汰も無レ之、

一御國中人改といふ事今にあり、今日は切支丹改と見へ候得共、公の御時は、夫はかりにてはなく、村々壯年の男を改、其時々の田地に御引合被レ遊候而、此村の田地には何十人はなけれは耕作不レ成所也、然るに今奉公人に何十人出居候得者、此村より軍用の時、何人ならては出かたく候と御積り被レ遊候、人數多少を御考被レ成候而、奉公人の増減を被レ遊候上にて、今年は他所奉公人召置候樣にと、仰觸等有しと見へたり、

一生駒頼母は、出頭の大小姓頭なり、或時御徒頭某に、於二御城一口論におよひ、事にも可レ成と見へしに、はや御出前にて、御供の差支に成候故、其分にして御共に出たり、其翌日又相供被二仰付一、於二御城一出合候節、定而先日之樣子ならは、打果しも可レ致事と思召候處、少も其氣色はなく、和睦の體なれは、其段御覽被レ遊、如何にも不都合成事、侍の義にあらす思召候而、其翌日兩人共御改易被二仰付一、出頭なれ共、心底御見限被レ遊候とみへたり、

一御在國の内は、朝御膳の御相伴に、番頭壹人物頭壹人罷出る、必家内の安否、相組の事、或は先祖の軍功なと尋給ふ、毎朝兩人つゝ代り〳〵被レ爲レ召、別而眞田將監度々召出され、毎度御咄の上にて、御せり合申候由、

一講釋式日あり、或日講番之者指合候而相延る、醫者中も聽聞に出候に、延候とて鐵御門迄退出候處、又被レ爲レ召候而、御意被レ遊候は、今日は雨天にて、御徒然にも思召候間、醫者仲間取敢す講書仕候樣に被二仰付一、布施玄伯學而首章を講し、其外も不レ殘其次を講す、何茂兼而心懸候段、能讀候と御賞美被レ遊、直に今晩御料理頂戴被二仰付一、

一丸毛元左衞門鐵炮を御上覽之節、大不出來也、丸毛恐入居申、其砌鹽見玄三に途中にて逢、丸毛に者、此間鐵炮御上覽之節御供にて候哉、御機嫌如何といふ、玄三、御機嫌何の御障も無レ之と答ふ、丸毛いふ、兼而鐵炮不調法に候へとも、此間の樣成不出來は無レ之、扨々恐入候といふ、其後公御寫物を被レ遊候節、玄三御側へ出居申、何角御咄の序に、丸毛恐入たる樣子御咄申上候得者、公御側に有レ之御脇指を御指被レ遊、玄

一泉八左衛門熊澤次郎八弟也、世に有徳の君子と稱す、を評定所へ、列座に御出し被レ成候、何事をもいはす出候迄也、諸役人無益の事に思ひ、八左衛門をは陶器にて作りたらんかよかるへしと、戯れ評せし位なりし、公聞召て、八左衛門か前にては、假初にも虚妄の事いふ人有へからす、八左衛門か言と不レ言とにはよらしと仰ける、

八左衛門評定所へ出る事、一年餘も過て、大臣達公の御趣意を悟られしと也、依レ之公の大知なる事を感せり、八左衛門か前にては、事を捌くに私なるの論を憚る、しかれは國政に於て甚益有へし、其御趣意にて出されたり、

一日置草也下屋敷の南百姓の田地、高免にて難義するにより、自分請地に致し候様に願はれ候節、夫は草也に似合ぬ事也、百姓難義に候はゝ、吟味之上免を下ケ可レ遣事、下の役人は、草也へ氣に入様に申なすものなるを、誠に請て高免の年貢を出候て請地にし、下屋敷を廣く致し候事は無用也と仰ける、

一公の御時は、町在にて金銀御貸り上といふ事無し、其御趣意、若事急にて、大坂迄被二仰遣一候間も無レ之時は、領内の金銀貸上ケ可レ用、平生の事に用候而は、肝要の急用に不レ立候とて、大坂にて御借用被レ成候、夫も毎歳にては無レ之、御普請御手傳、或は御國中御救なと、格別の御物入有レ之節の事也、國中の金銀は、いつまても自分の用に不レ立といふ事なく、たとへは備に成事也、若其節出さぬ奴あれは、夫は如何様にも出させやう有レ之、國中の金銀は、皆身か金銀に成と仰らる、

一公御力餘ほと强かりしか共、終に御噂も不レ被レ遊故、存たる者なかりし、或時備後守様公の御脇指の甚重きを御所望被レ成候得共、御許容不レ被レ成、再三御所望之上に而被レ遣、扨被レ仰候は、非力にては用に立不レ申候、備後守様いや相應に取廻し候と被レ仰候、左候はゝ力を見可レ申とて、蠟燭を五挺横に並て灯し、碁盤にてあをき消す事を被レ成候而、御自滿の御顔色を御覽有て、又蠟燭を七挺御取寄、竪に燈し並、碁盤にて下より上へ御あけ被レ成候勢にて、悉く御消被レ成候、其元には横に並盤を上より下へあをき被レ申候、夫は勢强く候、惣體力といふものは、賴みにすへき物にあらすと、畢竟備後守様此時糸鬢に被レ遊、强力苛察なる御様子を御制止被レ遊候爲に、右之通に被

仰あり、

一公恒に仰けるは、禍は下からといふ諺は諷詞也、下民の禍何とて自らならはしむへき、上たる人の導のあしきに依てこそ、下の人々非義を犯し、刑罰にかゝる事も出來るならひそかし、禍は上からといはん詞をかへて、下からといひつるは、上たる人を戒むる詞なり、

（芳烈祠堂記に見ゆ）一國中の淫祠を毀させ給ひし時、安仁神社（邑久郡藤井村にあり）は、延喜式に大社と載たり、先王の祀典にありとて造營あり、夫より年毎に、同姓の大夫を命して拜禮の事初れり、

一孝經爭臣五人の章を講せしめられ、大臣池田出羽池田伊賀に、各心をこゝに用ひらるへし、予によからぬ事あらは必諫らるへし、又各も人の諫を能受入られよと仰有しかは、一座皆感し奉りし時、中川謙叔（權左衛門といふ）、末座より進み出て、只今の御一言、國家永長の兆也、然れ共公は嚴威有て、殊に聰明におはします、又疱瘡の跡ありて、たま〳〵怒らせ給ふ時は、一目とも見られすと、人々皆申候、かゝる事にて御諫を申人の候へき、公先色を和柔にして、諫るものを賞し給はは、言路開て御益有へしと申けれは、公其眞言を賞し給ふ事大方ならす、謙叔退出し時、加世次春（八兵衛といふ）と餘りなる事を云しと有れは、謙叔、人臣の職自己の利を思ふ爲にいひたるにあらす、國家の爲に無禮を忘れたりといひし、

一津田重次郎永忠十六七歳の頃にや、不寢番にて居たりしに、公今の時計何時うちたるやと問せ給ふ、永忠承り、寢入候てしらすと申、公默しておはします、夜明て永忠か座を立けるを見給ひて、事をなすへき男也と、獨ことし給ひしか、十八歳の時、御眼代仰付らる、其日評定所へいてゝ、公務終て後、諸役人物語有れは、永忠末席より、此所は長咄する座にあらすと誡めけり、大臣達公の御前に參り、永忠しか〳〵の事を申候、廿にもたらぬ者の、餘成事也と申されしに、公扨は予か見る所たかはさりき、思ふ事憚る所なくいわん者なりと思ひたりしに、果して然也と仰有けり、

永忠御前に參て申上る事の有ける後に、彼者はつかひやう惡敷は、國の禍をなすへし、才は國中にならふ者なしと仰ける、

にあらす、何と心得候哉、惣して家中の免引等、心安申付候事不レ成事也、戻ししほの無もの也、手間不レ入仕やすきに、今年も不足家中の免引、今年も不足免引といふ様になり、且役人共は怠り出來て、家中は息も不レ成様に可レ成と御意被レ遊候、

一江戸へ御發駕前、故有て伊木長門閉門被二仰付一、御發駕當日迄御免もなきに、長門家來を呼、供を拵候様に申付、其身も月代す、家來大きに驚、迚も本心にては無レ之と氣遣す、物見より見候而、能時分に其身一人罷出、又門をは閉て、門前に相待、御輿長門か門前へ御出に成候得は、人皆不審して前後を見るのみ、公長門々々と御意被レ成、其儘御輿の側へ寄、天氣宜恐悦奉レ存候、御留守の義者、例之通何茂申合相勤申候間、少も御氣遣被レ遊間敷候と申上る、公にも甚御機嫌克、留守之事賴と御意被レ成、長州退て家來を呼出し、直に御見立に罷出、其後公へ或人申上候は、此義如何不審に奉レ存候、左様之御趣意に候はゝ、御免被レ成義、御免無レ之を、押而罷出候段、御咎無二御座一は如何と御尋申上候に、公御意に、國の家老たるもの、如何に主人より申付たり（◎共脱カ）其國主の他國へ行に、閉門して居候様成もの、何の役にか可レ立哉、不二罷出一は其通にして捨置申間敷と思ひしと被レ仰候、

一京より樂人を召し、辻伯耆、東儀修理、窪將監三人來り、士太夫に樂を學せ給ふ、公には特に笙を好ませ給へり、

公の横笛に名つけん事を、中院内府通茂卿に請せ給ひしに、蘆田鶴といふ名を付られたり、空にかけり澤に年經て幾たひ敷霜の蘆田鶴こゑふけぬらんといへる歌にとれる也、此笛を其後樂人辻山城守にあたへられたり、辻者天子の御笛の師なりしかは、彼あしたつ天子の御物となりぬ、（一説に、山城守を肥後守といふ、信否をしらす、）

一三宅大造は平安の儒者也、公の祿を受て岡山に來り公に侍せらる、京都にては何事かあると問せ給ふ、大造云、京極黄門の書法を贋する者の候て、眞蹟と價を同して、大に人を欺く、惜むへき事也といふ、公しはらく有て、いやとよ、夫は必しも人を害するにあらす、予か憎む所は、奸臣の知を賣て人を欺き祿をぬすむ、是は賢者の贋ならんや、終に利口の邦家を覆すに至る、予か國にもかゝる贋あらん事を、常に恐るゝと

申上候を聞て、加介馬上より、八内能見立られ候と賞美す、公にはウキアシといふものならんと被レ仰候得者、なかはにて馬より下り、乍レ憚御目刺奉二驚入一候、此馬を浮足と申もの、江戸中に無二御座一、扨々御目の明なる義と奉二感心一、又乗て仕廻へり、其後外より四百石にて被レ招候得共、御家へ貳百石にて出る、知行は少くとも目の明たる旦那にてなけれは、奉公不二面白一といひしよし、

諸家深秘錄に見ゆ

一伊豫大洲の主加藤月窓翁參覲し、道中にて伊勢へ參宮の童に値へり、從者をして其國を問しめらる、備前の民なる由を答ふ、從者戲れて、汝か言は國語ならす、何そ備前の生ならんといふ、時に童笑ていはく、備前の民は僞をいふ事を耻、是國主の禁也といふ、月窓翁駕中に是を聞て感していはく、少將の學、其德大なる哉、縱ひ渠は僞り◎(◎に脫カ)にもせよ、備前には僞を耻といふを以て察するに、其厚き事知るへし、

一御道中へ御納戸坊主三人御供に參候を、御納戸の役の侍より、若病人共有レ之候ては、三人にて御手支にも可レ有レ之段伺候へ者、夫は何人召連候而も、病人はしれぬ事也、もし指支候者、其方共もとも〳〵に世話仕、相勤覺悟に候へは相濟候とて、御増不レ被レ遊、御自身にも隨分御不自由御堪忍可レ被レ遊御趣意なり、

諸家深秘錄に見ゆ

一平常易謙卦の辭を誦せり、天道虧レ盈而益レ謙、地道變レ盈而流レ謙、鬼神害レ盈而福レ謙、人道惡レ盈而好レ謙、

一御硯箱の蓋の内には、貝にて、懈心一生、自暴自棄、學レ世譽不レ益レ進、學レ世毀不レ益レ退、

一大坂大賈鴻の池といふ者へ、初而御借銀被二仰付一候節、同人備前へ來り、御作廻の趣を承り、是にては始終御差詰可レ被レ成候間、御家中御免引被二仰付一、唯今の内御儉約嚴敷被レ成候者、始終の御取續に可レ成候、左候は丶當分の御入用者、如何程にても差出可レ申由、此段池田大學罷出被レ達二御耳一、公は御庭に被レ成二御座一、奉レ窺度義御座候段申上れは、公夫より申ても濟事ならは可レ申と被レ仰候に付、右之段申上しに、何の御意も無レ之故、御椽に半時計も大學伺公して居たり、御意には、此度は鴻の池に用事申付間敷候、早々上方へ歸候樣にと被レ仰、其跡にて、鴻の池へは借銀の事をこそ頼みしに、家中の免相談は可レ頼事

は實說なり、夫故御家老の片倉小十郎は、備前之御恩を不㆑忘となり、

一御道中にて、獻上の御茶壺に付候役人雜兵共、重疊にいひけれ共、御茶壺をは道端に置候ゆへ、銘々權柄をいへ共、第一の御茶壺を道に指置、何も茶屋へ入て休息して、人の當りたる抔咎候、御茶壺を麁抹に致候段、江戶表にて御噂可㆑被㆑遊と被㆑仰候得者、役人殊外迷惑して、御斷を申候事、

一御道中二條番と御同宿に御泊り被㆑成候節、二條番殊外權柄にて、無禮放言有しかは、御使者を以被㆓仰遣㆒候は、加樣成振廻苦々敷事、江戶表へ罷越候者、可㆑及㆓御沙汰㆒旨を聞て、大きに驚、俄に慇懃にして、段段閉口仕候事、

一道中甲府樣御領にて、馬子橫道成事有㆑之候へ者、江戶へ被㆓召連㆒、御着之日、直に甲府樣へ御出御對面、御領內某所の馬子、加樣成事付召連罷越候、則私の土產に御座候と仰られ候得者、甚御悅、御自分ならては告知する人有ましきとて、御仕置に被㆓仰付㆒、

一大井川の川越人足橫道之義有㆑之節も、江戶へ被㆓召連㆒言上被㆑成候而、御成敗被㆓仰付㆒候事、

芳烈祠堂記に見へたり

一御國中宗旨請、神職に被㆓仰付㆒度旨、江戶表へ御噂も御座候得共、珍敷事故御尋御座候節、御返答に、宗旨證狀取候事、隨分慥に致候事第一と存候故、神職共に申付候、坊主共怪敷往來致候故、一圓不㆑慥、神職者代々其土地に居候得者、是程慥成事は無㆑之と存候付申付候、

一御國にて大鹿狩被㆑遊、餘り仰山にて、江戶表にても御沙汰有㆑之、御參府之時、御老中より御噂にて、御遠慮も可㆑有事の樣に被㆑仰候處、御返答に、今太平の時節、人數にて引廻試候事、鹿狩より外に仕方は無㆑之候、去夏以來、休息被㆓仰付㆒、於㆓國元㆒鹿狩り候て試申候、扨々自由に不㆑成ものに御座候、太平の民を敎すして軍に用ゆるは棄るといふ、古人の訓もさる事に存候、各には當時御在府にて候へとも、御歸國の節は、かならす御慰なから御試候は丶、治にも亂を忘れすといふ戒にかなひ、上樣への忠たるへしと仰らるれは、何も詞なかりけりとそ、

一谷田加介江戶に浪人して有けるか、馬を能乘候聞へあり、或時御屋敷へ見せ馬に來りし時、御前御側には菅八內罷出候、加介乘足を見て、ヲロシと相見候段

り候而宜申上由、殊之外御感悦之御樣子、御使者も一段之首尾にて歸る、

一江戸御屋敷にて御客的有レ之、小的に中り兼候て、公も殊外不興に思召、青地三之丞は兼而御秘藏の射手成し、當日御使者に出候て、御的に不レ出、餘り不レ中故、呼に遣候樣に仰有、無レ程歸罷出ける、しかしかの由を聞、扨射候樣に被二仰付一時、三之丞矢壹本持出、射上しかは、座客甚御賞美、公にも喜色ありといふ、

一今の學校の地に、御祈禱所圓乘院あり、公の御時は、祈禱も不レ被二仰付一候故、坊主立退き、跡學校に成、年經て右の坊主被二召返一候樣にといふ事を、東叡山の御門主樣へ御願申に付、御大老雅樂頭樣を以て、公へ御願被レ遊候付、雅樂頭樣御出候得共、可レ被二仰出一御咄し移りも無レ之、又重而御出候節被二仰出一候へ者、公早速御返答に、准后樣御頼とあれは、致二承知一候段、謹而被レ仰、扨跡にて、是は其元への咄にて候、惣體祈禱と申もの、自身信仰なくては、験も無レ之と存候、只今准后樣御祈禱被レ成可レ被レ下共、自分信仰には不レ存候、まして拙者領內のあの坊主ゟ、祈禱信仰に無レ之故不二申付一候へは、夫を立腹に存、我等に暇をくれ候而、國を立退申候、其坊主今更御頼とても、此方より口を下け歸候樣には得不二申付一候、彼より何とぞ歸度段申出候はゝ、御頼の上は成ほと望に任せ、寺院幷寺領已前之通可レ遣候、祈禱は向後頼み不レ申候と被レ仰、其後歸も不レ致候、

一松平陸奥守樣御幼少にて御家督之節、御知行少は減候樣に思召有レ之、公御同道にて御登城、未レ被二仰渡一前に、諸役人へ御逢被レ成候得は、公仰に、陸奥守家は格別之義、家督も無二相違一被二仰付一候に究たる事、難レ有存候段被レ仰に付、其日之外御用有レ之に託して、不レ被二仰渡一、翌日無二相違一被二仰付一と云、

一說に、御減に成而被二仰渡一候處、御請に公被レ仰候は、陸奥守儀未幼少にて御座候に、家督無二相違一被二仰付一候段、再三被レ仰、其席を御立被レ成候而も、跡にて陸奥守樣の御背を撫て、無二相違一被二仰付一旨目出度存候、若少にても相違有レ之候はゝ、我等も此しらか天窓に冑を戴き、後詰可レ申と存罷在候得者、氣遣に成間敷と被レ仰といふ、未是否をしらす、兎角公の御一言にて、無二相違一被二仰付一候事

㆑之候得は、切腹可㆓申付㆒樣も無㆓御座㆒候と被㆓仰遣㆒、御老中よりは被㆓仰掛㆒候事故、是非々々と申來り、段段持重り候程に、公へ御使者にて、御出に成候樣に被㆓仰越㆒、早速御出被㆑遊、外御一門樣方も御寄合、右の次第如何可㆑致哉と被㆑仰、公大きに御笑ひ被㆑成、扨々何そ六ヶ敷分別も入る事かと存、急に參候處、夫程の事御相談にも不㆑及事、先夫は誠に子共の水掛論といふものなり、彼方よりは切らせといふ、此方よりは不㆓切せ㆒といふ、いつ迄いふても圖は干申間敷候、此度の返答に、覺悟申とあらは相濟申候事に候、其上にも是非々々と理不盡に申され候はゝ、御城へ鐵炮を持掛候上の事、自分も參り掛る不肖には後詰可㆑申と被㆑仰御歸被㆑成、扨此趣早々御老中へ相聞けれは、不㆑安とて御窺にて、新太郎か樣に申候はゝ、最早其分に仕て置候へと上意にて事濟候也、

一公終身新太郎樣と申き、諸大名此事は如何候らん、改らるへきかと物語有し時、公其事は仰られす、近頃も江戸の町を通り候に、鍛冶に大和守、或は鏡磨に何の大椽なと申名の候、さのみ難㆑有も覺候はすとの給ひし、(諸家源秘錄に見ゆ)江戸御往來 關札にも、備前少將とは不㆑被㆑遊候事、

一酒井雅樂頭忠清公 天下の執政として、權威甚盛成し頃、公の御屋敷小書院(今の弓場の邊也)、にて、度々御もてなし有、忠清の專姿なる事を仰出されて、上の御爲に大不忠なる由責させ給へは、忠清いはん詞なく、やゝ有て、少將に任せられ給ひて年ひさしくは、中將に任せられなん事望に有らは、其由を申上へしと語られけれは、公中將に進み何の御爲になり可㆑申哉、封地增賜りなは、夫程の奉公をはすへきにて候と仰らる、

一右酒井樣不食の御煩被㆑成候節、諸大名より贈物珍味を盡せしか、公にも何そ被㆑進度思召、御膳奉行を召御相談被㆑遊、うきふ可㆑然に極り、小豆米粉御前へ御取寄、御自身御拵被㆑成候而、小重箱に入、御留守居役御使者にて被㆑遣、餘り少分にて氣の毒に思ひなから持參、御口上申入候處、御使者へ御逢可㆑被㆑成候間、相待候樣に被㆓仰出㆒、暫して段々奥へ通し、御居間襖障子を明候へは、夫に被㆑成㆓御座㆒、新太郎殿御使者御懇意之段、御禮可㆑申樣も無㆑之、近來決而何も給不㆑申候へとも、御深切之御贈物難㆓默止㆒候間、御禮には給て見せ可㆑申とて、かさへ一つ快被㆓召上㆒、此旨歸

見候様に被レ仰候、見候へは、御召物こけ色に成たり、少も御驚不レ被レ遊候事、

一由井正雪甚公を恐れ、逆謀に臨ても、一番に手當巧候はねは、たとひ天下を手に入候而も、心許なくといふたるよし、同人より御屋敷御用聞提灯屋にて、蝶之御紋の提灯あつらへ候ゆへ、提灯屋より御屋敷へ尋に來り、役人了簡にも不レ叶ゆへ、朝御膳中に窺候得者、御膳御上りさし被レ遊、直に出袴を召、御側の者御連被レ成、御式臺へ御出被レ成、馬々と被レ仰、（其節者御供馬とて、晝夜共閉重門の南白厩有レ之拵て有し、夫を御自身御呼被レ遊なり）直に御月番御老中へ御出被レ遊、たとひ御用指合候共、急に御逢被レ成度段仰被レ入候而、御對談被レ遊、是御穿鑿之手掛初りと云へり、

一備後守様、播州宍粟三萬石被レ進、公へ被レ下候同事に思召候いふ上意之時、御請被二仰上一御退出之節、鬮に御つまつき被レ遊、外より公に似合ぬ事の様に被二申越一被二聞思一、上意、新太郎故に其通也、其悦ひ候處、眞實に思ふゆへ也と仰られしよし、

一或人御使者に行、御口上申入て後、床の楠の繪有を見入て居ける處へ、取次出て、家名を今一應と問ふ、不圖取込て楠多門兵衛と申、其後先方より、如何にしても、古しへの名將の名義を其儘に附候事、先は遠慮も可レ有事、御趣意も有候哉と噂有れは、公御返答に、左様の者は手前に無レ之候、定而楠田門兵衛事にて可レ有哉と仰レ被、扨も度法もなき事を申たると御笑ひ被レ成候而事濟候也、

一因幡御家中澤間八太夫御使者に出、途中より若黨を先へ遣候處、御旗本野々山瀬兵衛殿の供割をして切捨通られし、澤間は跡より行掛り驚、辻番にて子細を尋、其儘矢立に而、御使者御返答、幷しか〳〵の事書調、家來を屋敷へ戻し、其身は鎗を取乘出し追掛る、野々山殿は跡をも不レ見、北條某殿屋敷へ迯込給ふ、澤間は右之門に至り、此内へ唯今迯込候者を御出し候へ、得二御意一度事候といふ、北條殿よりは兎角申て出さす、其内に因州屋敷より其儘引拂戻候様にと御下知故、無二是非一乘捨有し馬の片鐙を外し取歸る、此由御上へ聞、野々山殿は腰拔の御沙汰に及ひ、直に御追放、扨御老中より因幡へ御差紙にて、何と申ても御直衆の事、殊に相手追放之上は、澤間には切腹可二申付一様に申來、御返答に、中々澤間事毛頭も越度無

一御道中某所にて、先年大猷院樣御上洛の時の事語り出させ給ひ、此事誰や覺たると仰有時、扈從したる人なし、石川清介能覺て可レ有と申、さらはとて清介を召す、清介少しも存候はすと申す、側の人あやしみて如何にと問へは、清介公の聞召所にて、我年久しく勤仕する事怠らす、然るをしらせ給はさるは殿の不明也、今往事を語り出さは、殿の不明を擧るに似たり、己か暗主に仕ふるは耻るにたらす、殿の不明の耻をかくせる故に語らすといひしを聞召て、江戸へ着せ給ひ、清介を召出して、祿百五拾斛あたへられたり、

一何れの御時にや、江月の朝廷にて、諸大名御祝を述られ候事ありし時、公夏目長左衞門か箕方か原にて討死せすは、かゝる國家の太平は有ましと仰有けるを、朝廷執政の大官達も、智者の一言、德川家に仕ふる士の節義を憤發せりといひ傳へ給ひけるとそ、

一於二江戸一御旗本何某御相伴にて、御膳被二召上一候節、御汁に栗の虫御椀中に有、蓋を取て御覽付られ、品カ◎早々蓋を被レ遊、御旗本へ被レ仰候者、今朝之汁は不レ被レ給、二の汁にて御支度有候樣にと御意あり、御膳後役人を被レ爲レ召、右の虫を御見せに成、無念成事と思召候、然なから惡心にて致候にては無レ之、諸役人段々吟味の上にて、此通の事、天命共可レ申哉、料理人はしめ隨分向後致二吟味一候樣にと御意斗也、彼御旗本顏色を替、感涙に被レ及候に付、其譯を御尋候へは、私も先年給物の事に付か樣之事有レ之、料理人に其熟鍋をあひせ、惣身やけとにて相果申候、壯年の血氣に任せ候仕方、唯今の御趣意承候而、後悔に奉レ存候段申上らる、

一江戸上野に、諸大名御宿坊といふて、知行被二遣置一候、公にも御宿坊可レ被二仰付一思召に、御留守居共三百石被レ遣候樣に申上候へは、公以の外御色を變せられ、士を養ふて祿を費せとはすゝむるそ、士を抱候へは我命に代り候、宿坊無くも濟候と仰らる、

一江戸御詰之內、大雷之節も、御機嫌伺といふ事無候、公思召付にて御登城被レ遊、御下乘之內、御側三四人御草履取計にて御歩行被レ遊候、三四間程脇へ雷落、水汲人足を微塵に打殺さる、御供の面々何もたをれ候處を、公御平氣にて御呼被レ遊、夫に氣を得て起上り追着、彼人足を御覽被レ遊、不便に思召、扨御脊を

の者を召て、何事を見て參れと御意にて、御供の內何某見に參り、馬子大勢集り、手廻にして居たり、此由を急き申上る、公、悪き奴原かな、一人も不レ殘切捨候へと御意被レ成、御供の者共何茂飛掛りけるに、恐れて馬子は皆々迯失けり、直に何某を召て、少も心に掛る事なかれ、何程の卑賤の者也とも、是程大勢して手込せは、是非に不レ及事也、其方はおくれたるにあらすと御意有、平生御家人は御手足と思召、他へ出て變あらは、身に替てもおくれは取らせ間敷と仰付けり」

一靑地善左衞門は御納戶役を勤む、江戶御參勤の節、於二京都一珍敷筆の物、一條家より御拜領にて、是を善左衞門に仰て、御先へ江戶へ持參候而、表具をいたし、御待請に御床に掛置候樣にと有けれは、夜を日に繼て、三日計御先へ着候而、表具出來、御待請の筈に合けれは、甚御機嫌にて、山內權左衞門へも御見せに成、善左衞門へ骨折候故と御稱美有けれは、權左衞門能程に御取合申上、扨乍レ序申上候、善左衞門義久々御奉公して、加樣之序を以て御加增被レ遣可レ然と申上候趣、甚御機嫌損し、其方共身に代り、諸士の賞罰も取行ふ身分にて候、然るに唯今の通之儀を申は難ニ心得一候、惣體加增新知等は戰場にて一命をかけての働の上にて遣候ものに候、然るを平日の勤功、此度之骨折位の事を以て加增遣候はゝ、右戰場の功のこときは、何を賞美加增に遣し可レ申哉、然は其方なと以の外心得違と被二思召一候、善左衞門か此度の褒美は、申付かた有レ之候、只今是へ呼候へと仰らる、權左衞門則善左衞門を召れ罷出候へは、此度の褒美幷兼々奉公精出候趣につき、加增遣候樣にと、只今權左衞門申聞候故、加樣々々に叱り候、其方如きの勤功にて、加增はとられぬものと心得可レ申候、此度の骨折に是を遣候とて、御紋附御羽織を御手つから被レ遣候、

一山內權左衞門年來に成て、此度者御道中駕籠にて御供仕度由被二相願一、日置若狹何心なく請込候而被レ伺候處、何の御答へも無二御座一、御發駕次第近寄候故、權左衞門よりも度々催促候故、御發駕四五日手前に、又候伺候へは、御意に、權左衞門は年寄候而者、虎口場へも駕籠にて出る了簡に候哉、年來に而道中供難レ致は斷可レ申候、駕籠は成間敷と仰にて、若狹も氣之毒なから其由申傳、漸旅駕籠にて、忍ひ〳〵に乘來候樣にと有し事、

の働を御覽ある所なり、江戸御上下度々御船被レ爲レ召候事、
一御船にて攝州兵庫の海上にて、難風に御逢被レ成危く、御供の上下覺悟を極たり、岸藤左衞門船奉行たり、辛勞いふ計なし、血眼に成て下知すれは、藤左衞門を召して御意に、死生有レ命、乘船する上は、如何樣なる難風にて、及二破船一共不レ及レ力、心を平にして下知すへしと仰有、藤左衞門難レ有の餘り落涙に及ひ、忽ち力を得、夢の覺たることく成しと、後に藤左衞門物語也、其時公には泰然として御機嫌御平生也、やゝ有て漸御船兵庫の湊へ着て、誠に虎口の難を免れさせ給ふ、
此時兵庫綱や新九郎といふ者、明松を夥敷濱手へ出す、依レ之水主共力を得たり、御着船直に新九郎所に御止宿、夫より今に御本陣に成、
一或時江戸御下向の折から、播州明石の濱島に御駕を居へられ、海上を御遊覽ありて、御喜樂の御樣子成しかは、山内權左衞門御前へ出、此間は御機嫌何とやらん御平生ならす奉レ存候處、今日は風景御慰に相成候と奉二恐悅一候段申上候、公、されは毎も國を立て此邊に至る迄は心不レ勇、いかんとなれば、思ふに我一人に付て大勢の者共遠境跋渉は、嘸親子兄弟妻妾等に、暫の別を惜むへし、又小身者共、何廉不安堵成事も有へし、彼是不便成事とおもへは、何となく心いさます、去なから此邊へ來れは、自然と又氣を轉すると御咄あり、御供の人々皆感涙を催し、義心憤發して、御供仕けると也、
一御道中にて、御兒小姓の内に、乘掛に絹の紫蒲團を敷たる者有、御覽有て、何者やらん美々敷乘掛ありと御咄有けれは、皆々恐入、早々右之蒲團やめけり、
一信濃守樣御同道にて、江戸御下向の時、信州樣ひろうと御傘袋を御持せられしを御覽付られ、大國を領する人の傘にや、他所の者にて有へし、我等か行列に混雜不レ致樣にと、山内權左衞門へ御意有けれは、甚御迷惑被レ成、其夜泥障を切、縫合て改め替らる、
一白須賀驛の邊にて、一人の乞兒の其身癡にて、老たる叔母を養ふて孝なり、公被二聞召一御感淺からす、鳥目壹貫文被レ遣、其後御通行の節は、國御尋有て、鳥目を被レ下、常に人の善を賞せる事かくのことし、
一御道中或驛にて、馬子大勢集り、騷敷體也、公御側

上泉治部左衛門（今跡治部左衛門）、山田道悦（今跡大之進）、富田甚之丞、儒者にも小原善助（大文軒といふ、今彌左衛門）、市浦清七（今清七郎）、窪田道和等なり、

一元日之御規式、忠孝御掛物御拜有ㇾ之事、今以有ㇾ之、御讀初自筆之孝經、御書初は、天下泰平儒道興行之八字を被ㇾ遊候事、

一常に小倉織の袴を召させ給ひ、ぬかせ給ふ時も、たたむ事なく、柱の竹釘にこよりを引張りたるに、侍臣に命して掛させ給ふ、紫の袱の數年に成けるを、山川重郎左衛門替んと申せしに、予客にあらす、猶かへす共有なんと仰て、又年を經て垢けれは、山川重て何共申さてかへたり、衣服差物大かた此類也、江戸にて御挾箱に金の蝶の御紋付たりしを持せ給ひしに、挾箱は我着替を入るゝ器也、誰人に持せて行列の先に有へくもなしとてやめ給ひ、又長刀も無益の物也、婦人の持すへき兵器也とてやめ給ひし、

一お六樣初ての御雛とて、上巳に御館へ御入被ㇾ遊、女中共蜆の御吸物にても可㆓指上㆒と伺候得者、夫には及はぬ事也との給ひ、只有合の御菓子御取入候、御祝ひ被ㇾ遊、御滿悦不ㇾ斜、御土産には紙ひいな金子被ㇾ進、此時の御事、御年寄役の女中共、御姫樣と申せは、夫は公卿已上の詞也、我等ことさの子、しかいふ事なかれと御制しあり、

一御側之者へ、汝らを見るに、衣服に定紋を不ㇾ付しては不ㇾ叶やうに覺るとみへたり、紋は何にても濟たる事そ、又或は掛物のたくひ、家の者の書たるにあらされは用ゐす、是皆心得違也、能分限を知れと御意被ㇾ遊、

一或時御咄之序に、近頃は餘り大なる過ちも無かと思ふとの給へは、泉氏聞て、恐なからそれはいやにて御座候と被㆓申上㆒けれは、公御顏色少し變しさせ給ひて、奥へ入らせ給ふに依て、泉氏退出恐入、翌日出仕をひかへて在宿なれは、御尋有、早速登城あれは、召して御咄あり、御容貌常に變らせ給はす、御機嫌勇々敷、泉氏も前日の事聊心頭になしと見へて、敬謹恭しく、其後再ひ其事の給はす、泉氏も不㆓申上㆒、識者是を聞て、誠に君臣合體といふ是なり、此位は道に通したる人ならては知かたき所也といへり、

一二日市町麥藏の川手の門は高櫓也、公折々御出、此櫓に御座有て、御船手へ被ㇾ命て、艫の折くらへ、船頭

の學にして、道德甚尊し、公御尊敬被ㇾ遊、常に御文書を以て御議論有、江戸御往來には、大津の邊へ出て見へ給ひ、或は御旅館へ御招有て、御饗應御閑話等有、先生沒後、神主を西之丸に設給ふ、賢を尊ひ士をしたしみ給ふ事是のみならす、先生の長子大右衞門備前へ御招き、御客並の御會釋にて甚重し、敏達才藝有しに、廿二歲にして病死せり、仲子彌三郎祿四百石、綱政公之御時、病の故を以て致仕して、〔江西に歸る、先生高弟中川權左衞門、權大夫小（マヽ）祖、熊澤次郎八、前に家譜行狀有、泉八右衞門、熊澤の弟也、加世八兵衞等、甚御信用遊はさる、其外軍功の武藝能有者をは召出さる、草加五郎右衞門、若松市郎兵衞、今跡絕、齋藤加左衞門今加左門といふ、此三人は、大坂七本鎗の功を以て、祿を千石充賜て被㆓召出㆒、草加若松兩人の屋敷は、二日市町、今壹番の所也、公御鷹野なとにて御下りの節は、本古戰咄を聞んとて御入有し由、

一若松市郎兵衞、草加五郎右衞門は、大坂にて木村長門守重成に屬し、鴫野の軍に戰功ありしかは、釆祿を賜り召出されぬ、其前齋藤加左衞門も、木村に屬して戰功有しかは召出されしか、三人武功を論して、先登の先後を爭ひ訴に及ひしかは、御前に召て判斷せらる、齋藤か先驅分明也しといへ共、木村か證書候とて出けるに、木村は實は其時證書を與へさるにより、齋藤が訴論然るへからさるに決せしに、齋藤其朝大に酒を吞て無禮放言多かりし中に、御前を退出て、大音をあけて、目くら成殿に仕へて訴に負ぬる由を申ける、而り聞召、齋藤は無禮、讒告せすは虛妄の論長すへしとて、池田□□に預らる、釆邑を除かれぬ、されと剛の者なれは、用に在し（マヽ）立へき者なりとて、甲冑と鎗をは□れて、其惣聲には少の怒に◎（カ）りもおはしまささりけるとかや、

一公の御代、被㆓召出㆒人々多き中に、吉井藤內後一閑といふ、今小藤內といふ、鐵炮井武藝を能ぜり、櫻井孫三郎今跡絕、兩人は、島原亂に功有を以て被㆓召出㆒、岡田甚五兵衞今跡□今西和左門今跡□森脇三右衞門跡絕、此三人皆武藝を以て被㆓召出㆒、森脇か子右門作射を能し、强弓先（マヽ）寸三分を射れり、鐵炮は萩野六兵衞跡絕、鄕司七左衞門今七左衞門といふ、遠射を能す、碇田彥八郎今喜八郎、弓は常地權之丞今傳十郎、鎗は佐分利猪之介今跡□坂口市兵衞、後に勘左衞門と云、子猪左衞門時に退去、家絕、此市兵衞、加藤出羽守月窓翁之兒小姓にて、幼年より鎗御名人の御手筋を學て、勝て上手也、依ㇾ之月窓翁より御もらひ有て被㆓召出㆒、劒術は戶田權左衞門今跡絕、馬は市森彥三郎今彥十郎、谷口勘兵衞今跡□寒川源太左衞門今跡久之丞、軍者

重て、京都所司代の譽世に高くおはす、必國の事は先務有へしと語らせ給へは、勝重、さらは可レ申候、方なる箱に味噌を入て、丸きしやくしにてとるへき様に、はからひ給はん事然るへからんと答へ申されけれは、公や丶久しく思惟の後、心得難く候、隅の行届きかたきを如何し候へきと仰有けれは、勝重、其事に候、我は東照宮に仕へ奉り、あまた智謀勇才ありと人に稱らる丶諸將をも見申候へとも、公の如く年若くおはして、心を國事に盡させ給ふ人は、今日始てしりて驚候餘りに、かくは申候ぬ、公の明敏、國中を角々迄罫をもりたるやうにと思召ならん、大國は左はならぬ物と承傳へて、唯今のことくに申つれは、果して御不審の候ひき、國事は寛ならされは、人心を得かたき事にて候とて、勝重落涙せられけり、

芳烈祠堂記に見へたり

一常に御母公様へつかへさせ給ひて、御孝養の數々しるすにいとまあらず、御平生御側に御座なさる丶時、御心を慰させ給ひ、御當座のおとけなと仰られ、御近習の女中まても笑ひにたへす、誠に嬰兒の母に戯れ遊ふかことく、扨又福照院様勝れて禮義正敷御座被レ成候、或時歌舞妓を御覽有ての給ふ、是婦人の見るものにあらす、客の馳走にも無用の事也と御意有て、其後無レ據御饗應の事あれは、輕き人形つかひを御召被レ成といふ、

芳烈祠堂記に見へたり

一福照院様御好にて、松を御植させ被レ遊候時、植やう御氣に入不レ申、度々植させ候得共不レ宜候得者、公自鍬を執て御植被レ遊候事、

同書

一挾箱持の奴のまね、まのあたり御覽被レ遊度仰られけれは、公早速箒にてまねを遊され、御目に掛らる、其時政言君も被レ遊二御座一、御感心御落涙にて、御覽も不レ被レ遊候、政言君へも其まね御所望被レ遊候得共、御笑被レ成候而不レ被レ遊候へは、公怒らせ給ひて、御前を退出ての給ひけるは、國を領する身に親の奉養事かくへきや、唯か樣の事にて、其歡を受へき事成に、其心付なきは不孝也と仰ける、寛文十二年冬、於二江戸一御煩、終に御逝去被レ遊、公御病中御側を離れ給す、萬事御心被レ用候御事、御逝去に至り、御愁傷筆に伸かたし、數日水醬御口に不レ入、御尊骸備前へ御歸、公御道中等人數少にて御供被レ遊、和々谷二の御山に御合葬、禮節甚備れり、

一江州小川の邑中江與右衛門、藤樹先生と號す、王氏

に付我ならす斯々そ有つらめ、あやしむことなかれ、沙汰なしくと御意被ㇾ遊と老人の語り傳ふるあり、されは右のことく晝夜御功實御辛苦の餘慶、大國之主とならせたまひ、御子孫御繁榮なる事、其下たるもの迄も忘るましき事ともなり、

一先考武藏守利隆公之御時より、松平と被ㇾ稱へきの命あり、先妣榊原式部大輔康政公の御女、（實は大須賀康高の御女なり、）大樹秀忠公の御猶子に被ㇾ成候而、利隆公へ御婚禮有ㇾ之、福照院樣といふ、慶長十四己酉歲四月四日、備前岡山御城にて、芳烈公御誕生被ㇾ遊、此時尊君より上使として牧野豐前守殿岡山に來り、御祝儀として青江の御刀、信國之御脇指を公御拜領、同十六年、公御歲三（◎に脱カ）にて東都へ御下向、法式の御獻上物にて、尊君へ御目見被ㇾ遊、依ㇾ之來國俊の御脇指を賜はる、巳來の事實、公御記錄幷御墓表に詳なれは、爰に略せり、

一公の東照宮に御目見ありしは、五ッの御歲なり、其時御脇指を御拜領、御膝もと近くをはします、東照宮公の鬢髮をかきなて〳〵、三左衞門か孫なり、早く人になり給へと仰有、公御拜領の御脇指をするりと拔て御覽有り、東照宮これはあふなき事にとて、御手つから柄を持給ひ、鞘に納められけり、公の退出給ひし後、眼光のすさましき、只人ならすと東照宮上意ありけり、

一公未幼かりし頃、夜毎に寐に入らせ給ひても、睡らせ給ふ事もなく、曉に成つてわつかに枕をさせ給ふ、近侍の人々あやしみ、いかなる事にや、又わつらはせ給ふ事もや候と尋しに、しかく答へさせ給はさりしに、或夜より特に能寐させ給ひしを、又々其故をとひまいらせけれは、我父祖の蔭により、かく大國を賜る事分に越たりと思へり、然れは此國民をいかゝして治め養ふへきと、さまくに心をつくして思慮せしによりて、久敷寐られさりき、思ひよりたる事の有そとよ、昨日論語を讀せて聞しに、予君子の儒となりて、國產を敎へやすんすへきといふ事をしりぬ、是に決斷せし上は、別の思慮もなく、よく寢られぬと仰ありけり、（御歲十四の御時の事といふ、說には學文思召付の最初なり、）

一十四五はかりの御（◎時脱カ）にや、板倉伊賀守勝重に、國民を治め申さん事如何心得候へきと問せ給ひしに、勝重京都の商賣の輩を（◎のカ）訴を判斷の上に年月を經て、國政を行ふ道はわきまへしらすといはれしに、公

及ㇾ國、允齊允治、貽二厥孫謀一、于ㇾ今爲ㇾ烈、故天下有志之士、莫ㇾ不下歎ㇾ誦二盛德一、希ㇾ聞二偉蹟一焉、國人三村氏、瞻二奉所業一、渥二濡遺澤一、恭惟闡二揚鴻美一、示二之後人一、無ㇾ忘二覆冒之恩一、輙筆ㇾ所ㇾ得二于國中古錄一、爲二一編一、叙事朴直、用意深遠、自謂非三敢補二史闕文一也、問二序于予一、予異邦外臣、晩生寡識、豈敢賛二加一言一、顧三村氏至交也、而竊仰二止芳烈公之風一者、亦有ㇾ年矣、況去歲嘗一遊二備府一、於二所ㇾ謂敦土山閑谷等地一周覽、咨嗟低回久ㇾ之、今閲二此書一、慨然興ㇾ懷、豈但涉二淇澳一而思二衛武一、賦二漢水一而頌二魯僖一也已耶、故不二敢辭一、謹叙二其始一云、寛延己巳夏四月、河口子深敬識、

有斐錄を拜覽して　子深下同

あきらけき君か御影をとゝめおく
　ふみこそ世々の鏡なるへし

閑谷の學校を思ひ出して

民草のなひきし露のゆかりとて
　こゝろなき身も袖そぬれにき

有斐錄元

一芳烈公の御祖父池田三左衛門尉輝政卿は、永祿七年、尾州清洲の御城に御誕生被ㇾ遊、天正八年、御歲十六にして御初陣の時、比類なき御働有て、夫より段々御軍功を以て、終に播備淡の主と仰かれ、大凡百萬石と申に成らせ給ふ、其時卿御意被ㇾ遊るゝは、御自身之御暮は、三萬石の御格に被ㇾ成、御奥の女中も三十人に不ㇾ可ㇾ過よし仰出さると也、御前樣は中川瀨兵衛殿淸秀公の御女也、大義院樣と申、御廟に、御袚といふ物は、袷にて表唐織にして、色紅枝菊龜甲桐繡、裏は煉色紅也、然るに左右共御袖幅は竪に接縫有て、色も取合惡し、是を傳聞に、御有合の物にと仰付らるとなり、（御袚とは、御腰卷ともいふ、御大名御婦人、暑中の對客の時分御用ひ被ㇾ遊候ものゝよし、中川樣被ㇾ進候而、今御廟に御藏に有ㇾ之、）是にて當時御質素なる事思ひ知るへし、唯武備御人數にのみ御心を用ひ給ひ、世に名ある浪士をは高知にて被二召出一、御忠節を被ㇾ勵、或時厠に被ㇾ爲ㇾ入、けしからぬ御聲聞へける故、御側の人々驚き走て奉ㇾ伺二御機嫌一は、卿御笑被ㇾ遊候而、我常に軍旅の事のみ工夫を凝す、今も圖にやりたると思ふとある

廿五日、將軍家歳末爲御祝儀、神尾刑部少輔守世參府、出御前云々、

廿九日、明春元旦之御禮、諸士烏帽子裝束不着者、不可有出仕之旨被仰出云々、

右慶長十六年辛亥自八月朔日、同廿年乙卯到十二月廿九日、五箇年日記也、

駿府記終

有斐錄序

予自幼喜覽古記、身賤不能窺國家之典、而野史私乘稗官小說、下及委巷之語、頗嘗涉獵、又過故老、討問諸方舊事、時得異聞、以是折衷今古、粗論大略、蓋道學之行於世、慶長以降、始爲可觀、王室之盛、置寮具官、禮樂文物之懿、固非後世所望、然其所以爲學者、不過辭藝之末而已、至處心立身之本、則學歸浮屠之教、降及鎌倉、如秦時時賴、雖有救時之才、而孔孟之道、藐乎無聞、元弘朝、玄惠始講朱註、斯學之兆、才著乎此、下一髮之細、不能勝千鈞之重、禪門之熾、介胄之士、盡論其中、亂臣賊子、交跡當世、而生民塗炭、會天啓明良之會、撥亂反正、時則有藤惺窩氏者、始唱吾道、自此已後、名儒輩出、不特家人士庶、闡闢語孟、而不有公侯之貴、師友布衣、聚賢之道、以修其身、推諸家國、施之政事者、是前世所未有也、而故備前國主芳烈源公最其尤也、公承藉祖考之勢、坐鎮大邦、富貴孰讓焉、而折節力學、洞究心性之微、眞證實跡、自家

十六日、大御所下總國千葉着御、將軍家舟橋渡御、土井大炊助所領下總佐倉御鹿狩可㆑有㆑之之旨也云々、
十七日、大御所東金着御、將軍家佐倉渡御云々、
廿三日、將軍家江戸還御云々、
廿五日、大御所東金出御、未刻舟橋着御、丑刻舟橋町中不㆑殘燒亡、但御旅館無㆑恙云々、
廿六日、大御所葛西着御云々、
廿七日、大御所江戸還御、秉燭之比、本多佐渡守從㆓去秋㆒病痾復本、始而出㆓御前㆒、御諚曰、久々病痾、大形本復、御喜悅被㆓思召㆒之旨云々、
廿八日、來月四日、江戸御動座、可㆘令㆑赴㆓駿府㆒給㆖之由被㆓仰出㆒云々、
廿九日、三島近邊、御隱居所可㆑被㆓見立㆒之旨被㆓仰出㆒云々、

極月

三日、明四日江戸出御可㆑被㆑成之旨被㆓仰出㆒、大樹新城渡御、御閑談移㆑刻、本多佐渡守候㆑側云々、
四日、辰刻大守所江戸御動座、午刻稻毛着御云々、
五日、稻毛御逗留云々、
六日、稻毛出御、從㆓辰刻㆒甚雪降、御供之匹夫、於㆓路次㆒五六輩凍死、未刻中原着御云々、
七日、中原御放鷹云々、
八日、中原御逗留云々、
九日、同御逗留云々、御小人頭稻垣權右衛門誅戮、是者御鷹に行當り、御鷹損ずるに依て也、
十二日、終日雪降、御逗留云々、
十三日、中原出御、小田原着御云々、
十四日、三島着御、近所明十五日爲㆓吉日㆒、御隱居所可㆑被㆓見定㆒之旨被㆓仰出㆒云々、
十五日、辰刻三島出御、近所泉頭(イヅミカシラ)爲㆓勝地㆒之間、御隱居可㆑被㆑成之旨被㆓仰出㆒、來春御隱居云々、未刻善德寺着御云々、
十六日、善德寺出御、申刻駿府還御、中將殿爲㆓御迎㆒清水迄御出向、則御供云々、
十九日、節分、將軍家爲㆓御使㆒土井大炊助參府、則出㆓御前㆒泉頭御隱居珍重思召之旨、自㆓將軍家㆒御內書被㆑進、泉頭御普請、從㆓將軍家㆒可㆑被㆓仰付㆒旨大炊助言上云々、
廿日、立春、泉頭御普請、以㆓日用㆒可㆑被㆓仰付㆒之旨被㆓仰出㆒云々、

廿五日、南光坊僧正出仕、於ニ前殿ー御雜談、織田常眞御對面、進ニ繻紗十卷ー被ㇾ進ㇾ之、井伊掃部助直孝獻ニ御服十領銀子二百枚ー云々、

廿六日、從ニ將軍家ー爲ニ御使ー土井大炊助參府、出ニ御前ー御密談移ㇾ刻云々、

廿七日、金地院崇傳長老從ニ京南禪寺ー參府、出ニ御前ー、河内矢尾之事介ㇾ問給、眞觀寺依ニ住寺職ー也云々、

廿八日、明廿九日、關東爲ニ御放鷹ー彌可ㇾ有ニ御動座ー旨被ニ仰出ー云々、

廿九日、午刻駿府城出御、御供奉本多上野介、松平右衛門、秋元但馬、板倉內膳、其外供奉百餘輩、申刻淸水着御云々、

十月

朔日、未刻善德寺渡御、路次御放鷹云々、

二日、善德寺御逗留云々、

三日、三島渡御云々、

四日、小田原渡御、安藤對馬守、近藤石見守箱根迄爲ニ御迎ー參向云々、

五日、中原渡御云々、

六日、中原御逗留云々、

七日、同御逗留云々、

八日、藤澤着御云々、

九日、神奈河着御、幕下從ニ江戸ー爲ニ御迎ー神奈河着御、則御對面、大樹江戸還御云々、

十日、大御所江戸新城着御、諸大名爲ニ御迎ー路次迄參向云々、

十一日、將軍家新城渡御御對面、御閑話移ㇾ刻云々、

十五日、大御所本丸渡御云々、

廿日、大御所明廿一日、爲ニ御放鷹ー戸田可ㇾ有ニ出御ー之旨被ニ仰出ー云々、

廿一日、卯刻江戸出御、午刻戸田御旅館渡御云々、

廿五日、卯刻戸田出御、未刻川越着御云々、

晦日、卯刻川越出御、未刻忍渡御云々、

霜月

二日、將軍家爲ニ御放鷹ー鴻巣着御云々、

九日、大御所忍出御、岩付渡御云々、幕下從ニ鴻巣ー江戸還御云々、

十日、大御所越谷渡御、御鷹場水潜り、御放鷹不ㇾ成、因ㇾ茲代官蒙ニ御勘氣ー云々、

十五日、大御所越谷出御、葛西渡御云々、

九日、尾張宰相殿白鳥被レ進、是者自以二鐵炮一令レ放給云々、今日如レ例諸士各出仕、南殿出御、仍件白鳥御料理可レ被レ下由、日野入道唯心、大澤少將、畠山長門守、土岐左馬助、同市正、三好因幡守、猪子內匠頭、本田若狹守、堀丹後守直奇、市橋下總守賜レ饗、志賀御茶壺口令レ切給賜二御茶一、今朝從二將軍家一重陽御服被レ進、水野監物爲二御使一云々、

十日、小雨降、佐竹右京大夫義宣大鷹二聯獻レ之、松平陸奧守政宗大鷹一聯獻レ之、最上駿河守家親大鷹二聯獻レ之、本多上野介、安藤帶刀披二露之一云々、松平忠左衞門出二御前一、是者先日爲二御使一赴二越後一、今度越後少將殿、將軍家御家人二人理不盡成敗之處、何猥之儀有レ之哉、向後御中違之由被二仰遣一處、以外仰天、雖レ有レ之、御陳法無二御承引一、結句御立腹、尙自二將軍家一可レ被レ仰旨被レ仰云々、

十一日、松薰宗觀出二御前一、則松薰大藏一覽一部拜領、道春奉レ之云々、

十二日、曹洞宗有二法問一、題本來面目、宗關松薰、

十四日、從二早天一山鷹出御云々、

十五日、諸士如レ例出仕、雖レ然無二出御一、羽柴越中守忠興御服廿獻レ之、本多上野介披二露之一云々、

十七日、今日鴻巢不殘上人來府、出二御前一、則大藏一覽一部拜二領之一云々、今日從二幕下一爲二御使一神尾刑部少輔參府、是者近日御放鷹、關東御下向之旨、御喜悅之御使云々、

十八日、早天御放鷹出御、雁四令レ擊給、巳刻還御云云、今日從二幕下一蛤二籠被レ進レ之云々、

十九日、頃日令レ擊給鶴御料理、日野唯心其外安西衆賜レ饗云々、

廿一日、自二早天一御放鷹、鶴一雁四鴨六、其外鷺鶉令レ擊給云々、

廿二日、從二名護屋一成瀨隼人正、志水甲斐守來、出二御前一云々、

廿三日、南光坊僧正着府、出二御前一、數刻佛法御雜譚在レ之、及レ晚金森長門守重賴、父出雲守正重爲二繼目御禮一御目見、出雲守遺物國次刀正宗脇指羽茶壺獻レ之、長門守獻二銀子二百枚一、弟兩人銀子十枚宛獻レ之云々、

廿四日、從二江戶一飛脚到來、申云、去廿一日晝、毛利長門守秀就從レ宅火事出來、松平陸奧守政宗、鍋島信濃守勝茂、島津陸奧守家久等宅燒失云々、

其子細令㆑問給處、右之風説雖㆑有㆑之、委不㆑存之由言上、又近江代官長野内藏允、小野宗左衛門、觀音寺を召、其許爲㆓近邊㆒之間、定可㆑存之由被㆓仰出㆒所に、申云、上總殿御出不㆑存、長坂某伊丹某參會之所、前駈之者共、少將殿御前乘打仕條、狼藉號㆓曲事㆒截㆓殺之㆒云々、

六日、依㆑雨御逗留云々、

八日、同依㆑雨御逗留云々、

九日、雨霽㆑晴、卯刻水口出御、勢州龜山渡御云々、

十日、未明龜山出御、今晝水谷九左衛門於㆓四日市㆒獻㆓御膳㆒、從㆑夫御乘船、申刻渡㆓御名護屋㆒、宰相殿爲㆓御迎㆒令㆑出給云々、

十一日、名護屋御逗留、於㆓美濃國㆒知行三萬石、宰相殿爲㆓御加增㆒被㆑遣云々、

十二日、雨降、同御逗留云々、

十三日、霽㆑晴、巳刻名護屋御動座、岡崎着御云々、

十四日、參州吉田渡御、明日遠州中泉可㆑有㆓着御㆒之由被㆓仰出㆒云々、

十五日、中泉渡御云々、

十六日、御滯留云々、

十七日、依㆑雨御逗留云々、

十八日、同雨降云々、

十九日、御逗留云々、

廿日、懸河渡御云々、

廿一日、駿州田中着御云々、

廿二日、御逗留云々、

廿三日、午刻駿府着御云々、

廿四日、於㆓大坂表㆒敗軍之輩、自㆑他見聞入札可㆑仕、但意趣遺恨贔負偏頗無㆑之書付可㆓差上㆒旨、誓紙可㆑仕由被㆓仰出㆒、仍松平右衛門佐正久、板倉内膳正重昌、秋元但馬守泰勝奉㆓行之㆒云々、

廿五日、右被㆓仰付㆒入札御一覽、又如㆑元令㆑封給云云、

九月

七日、九鬼長門守黃金卅枚獻㆑之、是者大坂牢人喜多十左衛門雜物云々、

八日、從㆓幕下㆒爲㆓御使㆒水野監物參府、召㆓御前㆒、今度大坂表諸軍御穿鑿令㆑問給所、近日急度入札被㆓仰付㆒、御穿鑿御尤之由被㆑仰、自㆓幕下㆒右之段被㆑仰御答云云、

石云々、今日有二天台論議一、題人天小善、精義南光坊僧正、講師惠心院、其外難者藥樹院、眞光寺、喜見坊、月山寺、竹林坊、法輪寺、日增院、惠光坊、法泉院云々、

廿四日、寶龜院御目見、是者今度就二寶性院遺跡一、雖レ蒙二御勘氣一、依レ有二申理一、被レ赦歸山、則寶性院彌致二入魂一、可レ勵二佛法一之旨被二仰付一、五山碩學科各致二拜領一、保長老、藤長老以下御目見、今度五山大德、妙心、永平、摠持、眞言故義新儀、淨土宗等、皆御法度被二仰出一、傳長老奉レ之、

廿五日、伊藤修理御目見、則御暇被レ下云々、

廿六日、眞言論議、題西方非西方、寶龜院、講師寶性院、無量壽院、遍明院、正智院、多聞院、庵室云々、今日仰二三條鑄物師一、令レ鑄二鐘數十一給、可レ被レ成レ寄二進諸寺一云々、越前宰相殿御暇被レ下、加藤肥後守忠廣同御暇被レ下云々、

廿七日、御姬君關東御下向、內々雖二相定一、依二雨降一御延引云々、

廿八日、出二御前殿一、公家衆諸士各出仕、松平隱岐守、田中筑後守忠政御目見云々、

廿九日、於二御數奇屋一、令三中院讀二源氏物語帚木卷一給、金地院、冷泉伺候云々、今日岡越前守於二妙顯寺一切腹、同息平內梟首、明石掃部依レ爲二緣座一也、

晦日、巳刻姬君關東御下向、阿茶御局、其外女中數百人御供、警固安藤對馬守、今日氏江[イ家]內膳息男三人、於二妙顯寺一切腹、是者父內膳入道大坂籠城故也云々、

八月

朔日、出二御南殿一、御禮二條殿、近衞殿、八條殿、伏見殿、鷹司殿、一條殿、九條殿、其後諸門跡衆妙法院、梶井宮、竹內曼殊院、一乘院、三寶院、青蓮院、大乘院、隨心院云々、其後諸公家衆各御禮、其後信乘院門跡御禮、其後黑舟南蠻人御目見云々、

二日、於二御數奇屋一、中院源氏帚木之卷令レ讀給、其後紫野大德寺長老天叔、松岳、玉室召二三人一、一人宛佛法之事令レ聞給、南光坊僧正、金地院御次之間伺候云々、

三日、明日四日、關東可レ有二御下向一由被二仰出一云々、

四日、午刻大御所京都出御、申刻膳所渡御云々、

五日、（朝之間小雨降）巳刻從二矢橋一御乘船、水口御止宿、今曉仰曰、今度越後少將殿上洛之刻、於二森山草津邊一、江戶御家人長坂某伊丹某不慮行合所、理不盡截二殺之一由、始而立二御耳一、奇怪之由御氣色不レ快、仍召二本多上野介一、

下云々、

十六日、松平右衛門佐忠之於奥御座間御暇被下云云、

十七日、將軍家渡御二條御所、垸飯以後、大御所出御前殿、有御對面、於泉水御座敷、召兩傳奏、被仰出曰、公家法度之儀、則二條殿菊亭、於御前令聞右法度給、有十七箇條、廣橋兼勝讀進之、傳長老、二條實條、其外諸公家伺候、二條殿昭實、菊亭晴季、被仰出之法度最神妙、無殘所之由被申感云々、八條宮智仁親王御禮、進物太刀御馬、伏見殿邦淸親王御禮、進物小高檀紙十束、九條殿忠榮御禮、進物帷子太刀御馬云々、巳刻御能、式三番、竹生島(金春)賴政(少進)佛原(觀世子)谷行(金春)芭蕉(少進)葵上(金春)祝言、八條殿、伏見殿、二條殿、九條殿、一條殿、鷹司殿、近衛殿、菊亭等、七五三之饗應、其外織田常眞、日野唯心、兩傳奏、花山院以下諸公家數十人、各賜饗、將軍家供奉諸侍、皆賜饗、申下刻將軍家于伏見還御云々、

十八日、加藤肥後守忠廣御禮、獻銀三百枚幷帷子、松平武藏守、松平土佐守、堀尾山城守、加藤式部少輔、其外諸大名多被下御暇、此度田中筑後守、稻葉修理兩人御暇不被下、諸人成不審之思云々、其外之大名者越前宰相殿、加賀宰相御暇出之時、從將軍家黃金二百枚宛被遣之、島津家久、松平武藏守共銀千枚宛賜之、自餘各拜領金銀云々、

十九日卯刻、將軍家關東御下向、今晚江州長原御止宿云々、仰曰、智積院遷于照高院寺屋敷、妙法院可被護大佛云々、仍寺領三百石有御加增云々、中院中納言通勝御禮、傳長老、日野唯心、冷泉中納言爲滿取成被申云々、

廿日、中院令讀源氏物語初音卷云々、

廿一日、御能、賀茂、忠則、井筒、大江山、栢崎、大佛供養、藤戶、國栖、祝言云々、今日秀吉公北大政所爲見物登城、其外公家衆上﨟女房多見物云々、

廿二日、御能、嵐山、兼平、源氏供養、大會、邯鄲、春近、善知鳥、融、祝言云々、鳥目二萬匹積舞臺、唐織袷衣帷子、觀世金春拜領之、其外猿樂七十餘人、各有纏頭、本多縫殿助康俊出舞臺與之云々、

廿三日、越前宰相殿御目見、井伊侍從(掃部助)從佐和山(江州)來出御前、織田常眞拜領知行五萬石、大和國宇多郡福島掃部助跡三萬石、又於關東二萬石、合五萬

一諸國諸侍、可レ被レ用二儉約一事、
富者彌誇貧者恥レ不レ及、俗之凋弊、無レ甚二於此一、所
レ令二嚴制一也、
一國主可レ撰二政務之器用一事、
凡治レ國道、在レ得レ人、明察二功過一、賞罰必當、國有二
善人一、則其國彌殷、國無二善人一、其國必亡、是先哲之
明誡也、

右可レ相二守此旨一者也、

八日、於二伏見一又御能、越前永平寺長老御目見、永平寺者曹洞宗本寺、
九日、出二御于前殿一、南光坊僧正、傳長老◎脫字カ而仰曰、豊
國社可二毀捨一事雖二本意一、子細有レ間、可レ遷二置大佛廻
廊之裏一、太閤可レ爲二大佛鎮主一云々、兩僧最可レ然之由
言上、仍召二板倉伊賀守勝重一、爲二妙法院門跡大佛住
持一、知行千石御加增云々、照高院被レ謂二伏御父子一之
間、有二思召其子細一、雖レ然先枉而可レ遷二于聖護院一云
云、今日冷泉爲滿參上、仍令レ聞二源氏物語奥入之事一
給所、定家自筆奥入所二持之一、而揚名介之處、註釋之
上、却面銷レ之云々、
十日、土井大炊助從二伏見一參、召二御前一仰曰、今月廿
一七日可レ有二御下向一、將軍者自二其以前一歟、或以後歟、
可レ爲二御隨意一云々、召二傳長老多聞院一仰曰、高野山
有二惡僧一而、隱二置寶性院什物一由風聞之間、急可レ致二
穿鑿一云々、又召二板倉伊賀守一仰曰、禁中之事、關白者
有二關白之役一、辨者有二辨之役一、右以二其役々一可レ奏、强
不レ可レ限二兩傳奏一云々、
十一日、將軍家渡二御二條一、於二奥御座間一有二御對面一、
本多佐渡守、同上野介伺候、今月十九日、將軍家關東
御下向可レ有之由被二仰定一、午剋還二御伏見一云々、
十二日、大御所出二御前殿一、能登國總持寺曹洞兩本寺也御目見
云々、
十三日、越前永平寺、能登總持寺、曹洞宗法度御印被
レ下度之由申上云々、蜂須賀蓬菴御暇被レ下、井伊掃部
助直孝御暇被レ下、今夜有二改元一、號二元和一、上卿近衞殿
云々、德大寺、西園寺、六條有廣、廣橋、日野、同宰相、
烏丸光廣、飛鳥井云々、
十四日、昨日今日於二伏見一、從二幕下一諸大名御暇被レ下
云々、
十五日、出二御于前殿一、京極丹後守、同若狹守忠高、
鍋島信濃守勝茂、島津陸奥守家久、其外諸士御暇被

令條所載嚴制殊重、耽好色業博奕、是亡國之基也、

一背法度輩、不可隱置於國々事、

法是禮節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕矣、

一國々大名小名幷諸給人、各相抱士卒、有爲反逆殺害人告者、速可追出事、

夫挾野心之者、爲覆國家之利器、絕人民之鋒劔、豈足允容乎、

一自今以後、國人之外不可交置他國者事、

凡因國其風是異、或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國、佞媚之萌也、

一諸國居城雖爲修補、必可言上、況新儀之構營、堅令停止事、

城過百雉國之害也、峻壘浚隍大亂本也、

一於隣國企新儀、結徒黨者在之者、早可致言上事、

人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、不守舊制、何企新儀乎、

一私不可結婚事

夫婚合者、陰陽和同之道也、不可容易、易睽曰、匪寇婚媾、志將通、寇則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國无鰥民也、以緣成黨、是姦謀之本也、

一諸大名參勤作法之事、

續日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡二十騎以上、不得集行云々、然則不可引率多勢、百萬石以下二十萬石以上、不可過廿騎、十萬石以下可爲其相應、蓋公役之時者、可隨其分限矣、

一衣裝之品、不可混雜事、

君臣上下、可爲各別、白綾、白小袖、紫袷、紫裡、練無紋小袖、無御免衆、猥不可有着用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非古法、

一雜人恣不可乘輿事、

古來依其人、無御免乘家有之、御免以後乘家在之、然近來及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之至也、於向後昵近之衆、幷醫陰兩道、或六十已上之人、或病者等、御免以後可乘、家郎從卒恣令乘者、其主人可爲越度也、但公家門跡、幷諸出世之衆者非制限、

御氣色惡、御能九番可㆑有㆑之之處、七番御覽入御、未刻將軍家還㆓御伏見㆒云々、
二日、傳長老法度之草案捧㆓御前㆒則于㆓伏見㆒參、將軍可㆓言上㆒之旨被㆓仰出㆒南光坊僧正出仕、天台之法問得㆓相傳㆒給、仰曰、昨日御能矢島、平家は海、源氏は陸と云て、平家者上面をさし、源氏は幕をさす、亡ふ平家を御前をさす事曲事也と、金春有㆓御氣色㆒又太鼓のしらへを床木の上にてしめならす條曲事也、此等之者共、御前の作法不㆑知由被㆓仰出㆒亂舞役者迷惑す、今日遠州可睡宗珊御目見云々、
三日、土井大炊助從㆓伏見㆒參上、昨日御法度之條子共申上云々、眞言論議當座に被㆓仰付㆒題清淨行者不入涅槃、破戒比丘不墮地獄、寶性院、无量壽院、遍明院、多聞院、寶性院、爲㆓講師㆒云々、
四日、天台論議、題㆓葉示同、講師月山寺、正覺院僧正、南光坊、陽成院、越前僧也惠心院、竹林房、法輪寺、惠光坊等、水野監物從㆓將軍家㆒爲㆓御使㆒參上、被㆑進㆑鱸、今日召㆓梅若大夫㆒能裝束一綰被㆑下云々、
五日、大御所南殿出御、源氏物語抄、公家衆被㆑成㆓配分㆒假名を可㆑付由被㆑仰、日野、三條、飛鳥井、冷泉父子、烏丸也、幸若彌次郎、同八郎九郎、同小八郎舞曲被㆓仰付㆒烏帽子折彌次郎 和田宴八郎九郎 俊寛小八郎 土井大炊助從㆓伏見㆒參上云々、
六日、眞言新儀論議、今日松平下總守大坂殿守東北之櫓之跡令㆑堀處、黃金四十三枚、同竹流し金數十、幷金盆、金爐、金箸、金壺之諸器、自㆓灰燼之中㆒求出、松平右衞門佐、後藤少三郎奉㆑之、備㆓御前㆒蓋右金器者、秀賴御母儀玩弄之物也、仰曰、持㆓參伏見㆒可㆑有㆑之云云、則賜㆓下總守㆒云々、
七日、出㆓御前殿㆒南光坊僧正、日野唯心出仕、今日於㆓伏見㆒有㆓御能㆒呉服、眞盛、湯谷、鍾馗、錦木、海士、黒塚、通小町、祝言、諸大名伺候、御能之半賜㆑饗、今日御能以前、早朝武家御法度十三箇條被㆓仰出㆒諸大名傳長老讀進云々、

武家諸法度

一文武弓馬之道、專可㆓相嗜㆒事、
左文右武、古之法也、不㆑可㆑不㆓兼備㆒矣、弓馬是武家之要樞也、號㆑兵爲㆓凶器㆒不㆑得㆑已而用㆑之、治不㆑忘㆑亂、何不㆑勵㆓修錬㆒乎、
一可㆑制㆓群飮佚遊㆒事、

不レ謂由云々、
廿四日、將軍家召二金地院一、武家之御法度條々可レ被二仰出一之御內證被二仰談一云々、
廿五日、天台論議、題、戒定惠三學備て即身成佛歟、戒法はかりにて成佛歟、講師實報坊、精義惠心院、今日東寺寶護院持參、果實無盡藏、口大師筆蹟、同歷二御覽一、金地院奏レ之、天台法問傳授、南光坊僧正被二申上一云々、今日大和宇多郡福島掃部城可二破却一由被二仰出一、小堀遠江守正一、中坊左近奉レ之云々、
廿六日、眞言論議、題、肉身を指て即身成佛歟、肉身不捨成佛歟、講師高室院、今日淺野但馬守御目見、狐川殿御禮（太刀折紙）、大御所立レ座、困をそりて送給、此狐川殿關東將軍基氏之後裔云々、今日山石豐前守息（十一歲）自二伯州一被出、今日被レ渡二大路一、則於二六[illegible]

[illegible]

松平土佐守、淺野但馬守、藤堂和泉守、生駒讃岐守、鍋島信濃守、加藤式部少輔、稻葉彥六、有馬玄蕃頭已下各出仕云々、
廿八日、增上寺國師出仕、明日關東依レ可レ有二下向一、御暇乞云々、了的、廓山言上云、彥坂小刑部蒙二御勘氣一、唯今可レ有二御赦免一歟之由御侘言申上、無二御許容一云々、
廿九日、本多上野介、成瀨隼人、安藤帶刀於二御前一、織田民部同刑部訴訟之事被二申上一、民部僻事之由被二仰出一、知行御收公、黑舟着岸之由、自二長崎一註進、後藤少三郎言二上之一、今晚古田織部從者宗喜生害、[illegible]大道一、其後亦能令、忍者今度大御所[illegible]

[illegible]

領、厚恩餘レ身、不レ知レ所レ謝云々、仰曰、今度粉骨不レ惜二身命一、抽二無貳之忠一、其上爲二嫡孫聟一條、與二公達一同事思召云々、蓬菴承二此仰一、良久押二感涙一退出云々、

越前宰相殿御禮、宰相補任之御禮也、陪臣本多次郎大夫任二諸大夫飛驒守一、松平陸奥守、松平筑前守、藤堂和泉守御禮、皆官位昇進之御禮言上云々、

廿一日、將軍家御參內、辰刻渡御、施藥宗伯法印獻二御膳一、宰相殿、中將殿同入御、黃金十枚帷子十領賜二藥院一、將軍家御裝束御輿、巳刻參內、銀千枚被レ獻レ之、御供奉尾張宰相殿、遠江中將殿、越前宰相殿、大崎宰相政宗、井伊侍從、藤堂和泉守、吉良侍從義彌、御劔役酒井左衞門尉家次、酒井雅樂頭忠世、土井大炊助利勝、安藤對馬守重政、本多出羽守、同大隅守、青山伯耆守忠勝、內藤若狹守、水野監物忠元、井上主計助正就、酒井下總守、鳥井讃岐守、神尾刑部少輔守世、青山大藏少輔幸成、松平下總守清正、本多美濃守、戸田左門、午下刻院參、銀三百枚綿五百把被レ進、銀百枚綿三百把被レ進二女院一、女御進物同上、御參內以前、廣橋大納言、三條大納言參上、阿野大弼實顯爲二院使一參上云々、飛鳥井、冷泉、六條、烏丸中納言、廣橋辨、山科、難波、烏丸辨以下各參上、而則爲二御供一（昵近公家衆と號す）未刻還御、從二藥院一內々可レ有レ渡二御二條一歟之由、併直于二伏見一還御云々、

廿二日、兩傳奏于二二條御所一參上、被二謝申一云、昨日將軍家御參內之事、其外公家衆多伺候、本朝文粹一部、以二兩傳奏一被レ進二內裡一、島津兵庫頭使者參上、獻二段子十卷一、陸奥守在京故、兵庫頭上洛之事、預二御免一條、忝由言上、則陸奥守御目見、片桐出雲守御禮、銀三百枚獻レ之、爲二東市正遺物一獻二刀脇指羽茶壺一、本多上野介披二露之一云々、

廿三日、眞言論議、題十惡同時斷歟、漸々斷歟、講師遍明院也、寶性院、无量壽院、如意輪寺、性智院、金剛三昧院、多聞院、庵室、北室院、釋迦門院、今日政宗持二參定家自筆古今集一、被レ備二御覽一、召二冷泉中納言爲滿一、令レ見給、政宗以二日野唯心一言上云、於二御意入一者進上申度由、再往被レ申レ之、雖レ然陸奥守可レ爲二翫弄之慰一之由被レ仰、令レ返レ之給云々、今日織田刑部大輔捧二訴狀一、是者先度就二父上野介遺跡之儀一、刑部舍兄民部少輔依二訟申一、爲二其返答一及二此事一、分部左京亮、長野內藏允申之云々、仰云、父已有二遺言一之上者、民部申處

唯識論幷諸疏等一箱、中井大和守以二金地院一備二御前一、先度多聞院死去之時申云、此書者先師興福寺多聞院所二相傳一也、織田常眞御禮、遠江中將殿於二伏見一令レ赴給、幕下御對面、未刻令二二條歸一給、尾張宰相殿御二煩暑氣一之後、股少腫故、于二伏見一不レ給レ赴云々、安藤對馬守爲二御使一從二伏見一參候云々、

十六日、將軍家自二伏見一渡二御二條御所一、於二奥御座間一有二御閑談一、本多佐渡守伺候、未刻還御云々、越後少將殿、越前少將殿、松平和泉守等出仕、其外御譜代衆各如レ例出仕、今度大坂城兵火故、銘物之刀脇指悉燒、其後尋二出之一、今日召二鍛冶一下坂、再燒レ之試令二燒淬一給、

十七日、於二前殿一有二淨土法問一、即座被二仰付一、題者難易二道云々、增上寺國師、香龍、了的、廓山、長流、理益以下十二人云々、一乘院、靑蓮院、大乘院、其外公家衆參上云々、松平陸奥守、藤堂和泉守出仕、松平右衞門佐忠之、松平武藏守御目見、冷泉中納言獻二大比叡歌合一冊一、今日被レ議二彼合戰之時崩逃族一、而一人宛於二御前一召出、其時在二何處一否令二尋問一給、各申開族有レ之、或又所二申上一不分明族又在レ之、永井信濃守尙政爲二御使一自二伏見一參上、被レ進二大鱸一箇一、仍調二御膳一云々、來月改元、可レ定二十三日一由、被レ仰二渡兩傳奏一云々、

十八日、井伊掃部助出二御前一、本多上野介言上申云、掃部助者以二將軍家御諚一、一昨日被レ任二侍從一、仍爲二御禮一參上云々、仍下坂所レ練再燒刀賜二掃部助一云々、於二大坂一軍功拔群之故、於二佐和山近邊一、長濱領五萬石御加增、又金銀分銅拜領、今又官位昇進云々、出二御前殿一、諸士各御目見、金地院、南光坊僧正、竹林坊等參上、仍有二佛法御雜談一、

十九日、天台論議、內々可レ有レ之處、今日僧徒歸山之由、南光坊僧正言上、仍延引、松平隱岐守、松平陸奧守、藤堂和泉守出仕、越前少將殿、松平筑前守同被レ任二宰相一、依二今度軍功一也、右之內藤堂和泉守者敍二四品一云々、

廿日、本多上野介申云、蜂須賀蓬菴御目見、獻二刀脇指一、松平右衞門佐正久傳レ之、則出二御前一、蓬菴早々上洛、大儀之由被レ仰、蓬菴申云、阿波守頻以二使者一急令二上洛一、御禮可レ被レ申由頻雖レ申、風波高故、渡海少延引、又申云、淡路者有二由緒一爲レ國之處、阿波守拜

七日、今度大坂表合戰之時、崩逃之族餘多有レ之之由、內々達二上聞一之間、可レ有二穿鑿一之由度々有二御諚一云云、

八日、廓山上人出二御前一、淨土宗法度可二成被一レ下由、依レ仰件條子持參云々、大藏一覽一部拜二領之一、先日松薫出二御前一、于レ時大中寺暫洞宗法度御朱印被二出下一、今日於二伏見一將軍家召二飛鳥井父子一、令レ御二覽蹴鞠一云云、

九日、大御所出二御前殿一、織田有樂出仕、大坂城中兵火之後、茶入肩衝等多紛失、仍令レ問二其貌一給云々、金地院持二本朝文粹兩部一備二御前一、件本者從二甲州身延山久遠寺一到來、仍先日仰二五山僧一、令二書寫一給所也、第一之卷不足之所、道春於レ京探二出之一備二御覽一、仍急可二寫補一由被二仰出一、一卷出來奇特之由、道春崇二御感一云々、松浦肥前守獻二高麗鷁一、（其背赤）、信州松本山初出二銀及鉛一之由註進、則言上之處、其守護人可レ令レ掘由被二仰出一、松平右衞門佐、伊丹喜之助奉レ之云々、

十日、本多美濃守、同子息平八、同弟甲斐守出二御前一、今度大坂合戰之時、美濃守舍弟出雲守忠將討死、出雲守本領上總國小多喜城六萬石、甲斐守拜領、則出雲守女子可レ嫁二甲斐守一由依レ有二御內證之仰一、將軍家先日被二仰付一故、今日爲二御禮一出仕云々、本多上野介披二露之一云々、越後少將殿、幷伊豫守殿（越前少將殿御舍弟）御目見、松浦肥前守爲二父法印遺物一、獻二刀一腰銀二百枚一、本多上野介披二露之一、尾張宰相殿從二昨夕一少令レ煩二暑氣一給、成瀨隼人正、與安法印言上之處、六和湯可レ宜之由依レ仰調二進之一、則令レ得二驗氣一給、片桐主膳正獻二伽羅一折一、島津陸奥守獻二鐵炮藥袋幷件火繩十筋一、件火繩者薩摩國所產唐竹所レ綱也云々、

十一日、昨日於二伏見一靑山石見守切腹被二仰付一、靑山伯耆守爲二檢使一云々、石見守密與二大坂一內通之由、其子訴申故也、

十二日、溝口外記父子御改易、南部十左衞門于二大坂城一籠、於二京都宿所一肝煎罪科也云々、

十四日、大御所出御、頭着二黑絹一給、是者雖レ不レ着二袴表着一、令レ對二面諸人一給也、今度山科侍從申二上之一云云、今日賜二淨土法度御朱印廓山上人一云々、

十五日、大御所南殿出御、諸侍各出仕、公家衆如レ例出仕、越後少將殿出二御前一給、南光坊、傳長老、其外天台眞言之僧衆伺候、今日南都法隆寺阿彌陀院爲二遺物一、

彌將軍家差上る、則黃金十枚賜レ之云々、
晦日、大御所出二御前殿一、金地院、南光坊僧正、智積院、勸學院以下伺候、今日道春新板大藏一覽十部、自二駿府一爲二持來一、御覽之處文字鮮明、諸人稱二美之一、是今度於二駿府一、以二銅字數十萬一、板行百廿五部所レ被二仰付一也、仰曰、每二一部一押二朱印一、可レ寄二進諸寺一云々、南光坊僧正被レ申云、天台宗外不レ可レ著二紫衣一、其上不レ任二僧正一、多聞院自二末座一進出申云、於二御前一如レ此聊爾不レ可レ被二申上一、弘法既着二紫衣一、又高野東寺醍醐之中、任二僧正一族古今聯綿有レ之云々、僧正無レ答云々、

閏六月

二日、松平武藏守、松平宮內少輔出二御前一、本多上野介承レ之、是依二將軍家仰一、宮內少輔舍兄左衞門督遺跡拜二領備前國一、爲二御禮一出仕云々、
三日、松平阿波守淡路國拜領、小豆島(セウヅジマ)者、長崎與二堺津一、海路舟之往來得二便所一也、長谷川左兵衞可レ致二代官一由被二仰出一、土井大炊、伊丹喜之助自二伏見一來、濃州舟寄二來紀伊國浦一、淺野但馬守遣レ人見レ之處、載二來沙糖一、可レ被レ下二檢使一歟之由、以二後藤少三郎一言上之處、悉可レ致二商買一之由被二仰出一云々、酉剋飛驒國主金森出雲守正重死去云々、
四日、大御所出二御前殿一、蜂須賀阿波守出二御前一、仰曰、去年以來、不レ惜二身命一、抽二無貳之忠節一條、尤神妙也云々、言上云、爲二將軍家仰一、淡路國加增拜領、厚恩餘レ身由云々、本多上野介奉レ之、淡路者松平宮內少輔雖レ令二知行一、今度備前國被二改補一之故如レ此云々、宮內少輔者阿波守聟也、羽柴越中守忠興(長岡也)出二御前一、則被レ下二御暇一歸國云々、
五日、酷暑故無二出御一云々、
六日、將軍家從二伏見一渡二御二條御所一、則於二奥之御座間一有二御閑談一、本多佐渡守、同上野介伺候、今日於二前殿一眞言論議有レ之、題者十惡起不起、身三口四意三、同時起耶、各別耶、寶性院、无量壽院、遍明院、正智院、金剛三昧院、如意輪寺、庵室、北室院也、講師者多聞院、兩御所同有二出御一、令レ聞レ之給云々、尾張宰相殿、遠江中將殿、越前少將殿、松平陸奥守、松平筑前守、京極若狹守、藤堂和泉守、本多佐渡守以下伺候、其外日野入道等諸公家成二座列一云々、今日(南禪寺)金地院末寺河內國矢尾眞觀寺領千石被レ下由、將軍家被二仰出一、未剋將軍家伏見還御云々、

廿七日、榊原遠江守、御陣以後腫物相煩死去云々、
廿八日、井伊掃部助、藤堂和泉守、幕府召二御前一、金銀之千枚吹、分銅二宛拜領、其上可レ被レ下二御知行一由、御直談被二仰出一、是者今度大坂表六日七日合戰依二勳功一也、今日片桐市正且元病死、年六十、自二駿府一申來云云、
廿九日、田中筑後守從二國本一參、依レ爲二遠國一遲引云云、

六月

二日、大坂沒收金貳萬八千六十枚、銀貳萬四千枚京着、則安藤對馬守、後藤少三郎改爲レ持上洛、則出二御前一申上云々、
四日、幕府御咳病、諸醫伺二候于伏見一云々、
五日、島津陸奧守家久御禮、獻二銀五百枚綾子五十卷一云々、
七日、祇園神事、今日從二幕下一爲二御使一土井大炊助于二條御所一參、幕下御咳病御復本之由云々、
八日、最上駿河守家親飛脚到來、去朔日午剋、江戸大地震、家破地割云々、今日松平下總守召二御前一、於二大坂一知行拾萬石被二宛行一云々、舊領五萬石、加增五萬石、云々

十一日、午剋古田織部正重然當時茶湯數奇棟梁也、同息山城守、於二伏見一切腹被二仰付一、檢使鳥井土佐守、內藤右衛門佐、是者今度大坂內通有レ之由云々、
十四日、古田織部家財被二沒收一云々、增上寺國師上洛、淺野但馬守上洛、紀州一揆棟梁生二虜之一來云々、
十五日、巳剋大御所御參內、御輿供奉衆卅餘輩、令レ奉二銀百枚綿二百把一給、女院綿百把銀五十枚、女御同上、長橋局銀二十枚綿卅把、午剋御院參、銀五十枚綿百把被レ進云々、
十六日、嘉定、諸大名參候云々、
十七日、天台論議云々、
廿日、幕下二條御所渡御、暫御密譚、其後古田織部所持せいたか肩衝茶入、於二幕下一被レ遣云々、
廿七日、大野道犬被レ遣二堺津一、長谷川左兵衛奉行、今度堺津燒亡事、道犬依二所爲一於レ堺可レ令レ誅旨被二仰付一云々、
廿八日、幕府二條御所渡御、松平宮內少輔召二御前一、備前國賜之、舍兄左衛門督遺跡故也云々、
廿九日、秀頼所持之骨喰刀吉光一尺九寸五分、本阿彌又三郎尋出獻二御前一處、則被レ下二於本阿彌一、然所本阿

置云々、
十日、大雨降、淺野但馬守、蜂須賀阿波守、生駒讃岐守、松平宮內少輔京都參着、則被爲召出御前、但馬守今度信達邊働無比類由被仰、但馬守家人上田主水入道宗古、龜田大隅守、田子助左衞門等召御前、今度但馬守手柄無雙之由、且汝等捨身命勵武威、神妙之由蒙御感仰退出云々、
十一日、長曾我部宮內少輔於八幡邊、蜂須賀蓬庵從者生虜之、二條御所西御門前長曾我部縛搦晒之、諸人見之如堵云々、午刻、將軍家自伏見渡御二條御所、御密談移刻、申刻還御伏見云々、
十二日、今度大坂落人國々迯散之間、可進速搦由、諸代官守護人地頭被仰遣、今日秀賴御息女七歲、從京極若狹守尋出捕之註進、秀賴男子在之由內々依聞召、急可尋出之由所々被觸云々、
十三日、雨降、中川內膳正、寺澤志摩守參着、則出御前、今度不逢御合戰事、依遠國無念之由言上云々、
十四日、自方々落人首六百餘持來、今日大坂町奉行水原石見守二條御所近邊忍居之由、依有訴人、則藤堂和泉守被遣討手所、石見守致覺悟相戰、寄手三人切臥戰死、則石見守頸西御門前晒之云々、
十五日、今日長曾我部宮內少輔從一條渡大路、於六條河原梟首、於三條河原晒之、大坂伴黨七十二人、粟田口幷東寺邊梟首云々、
十九日、將軍家從伏見渡御二條御所、大御所近日可有還御駿府旨、將軍家被仰曰、八月迄有御滯留、萬事御仕置等御談話被成度旨、强而被仰上、依之大御所八月迄可有御在京之趣被仰云々、
廿日、大野道犬於大佛邊生虜之、眞田左衞門佐妻、紀州いとの郡忍居、淺野但馬守捕之差上、黃金五十七枚自秀賴賜眞田、來國俊脇指所持、則御前差上之、則賜但馬守云々、
廿一日、秀賴御息八歲伏見農人橋之邊令忍居給處、則搜出虜之來、容貌美麗云々、
廿三日、從伏見將軍家二條御所着御、御密談移刻、午刻、幕下還御、未刻、秀賴御息八歲於六條河原被殺給、乳母男田中六左衞門同時誅之、乳母被赦命云々、
廿四日、後藤少三郎召御前、大坂沒收金銀改可申之旨被仰出、則于大坂參云々、

四郎、松平助十郎、古田左近織部子、野一色頼母、神保長三郎、奥田三郎右衞門等討死、未刻迄挑戰處、關東勢少敗北之處、幕府自令レ執レ麾令レ進給、御圍人取留之、雖レ然拂二左右一勇給、依レ之諸軍勇進、又越前少將殿手より、大野修理宅放火、就二其火移一二之丸、本丸不レ殘燒亡、都合敵二萬餘被二討捕一、未刻大御所茶臼山、幕下御同所渡御、幕下仰曰、諸軍潔仕之由被二仰上一、大御所仰曰、幕下無二比類一御手柄之由甚御感悅、御感涙令レ流給、自レ夫幕下岡山還御、同申刻、從二城中一大野修理郎從米村權右衞門爲レ使參二于茶臼山一、以二本多上野介、後藤少三郎一訴申云、諸牢人不レ殘討死、今日姫君城中令レ出給、於二岡山一御座、秀頼幷御母儀、其外女中數輩、大野修理母子、速水甲斐守、其外山里帶くるわ二間五間之庫に取籠り給由、秀頼幷御母儀命於二御助一者、修理を始各切腹可レ仕由、則上野介披露之處、可レ有二御赦免一、幕下可レ令レ問レ之旨雖レ被レ仰、及二黃昏一右之使者、被レ召二預于後藤少三郎一云々、

八日、辰刻片桐市正使者言上申云、秀頼幷御母儀、大野修理、速水甲斐守を始、其外究竟士、二之丸帶車輪に引籠る由云々、幕府爲二御使一安藤對馬守參上申云、秀頼幷御母儀其外、帶くるわに籠處、則切腹申付之由被二仰上一、午刻召二井伊掃部助直孝一、秀頼母子其外帶くるわに籠處之族、可レ有二切腹一之由被レ仰云々、

自害之衆此自害之衆、秀頼公同時同所於二帶車輪一自害也、餘不レ註レ之、從一位右大臣秀頼公、年廿三、御母儀殿號淀、大野修理大夫、同信濃守、速水甲斐守守之、◎久歟同息でき、年十三、津川左近、武衞孫子、年廿六、竹田榮翁、堀對馬守、武田左吉、高橋半三郎、年十五、高橋十三郎、年十三、埴原八藏、埴原三十郎、寺尾少右衞門、小室茂兵衞、土肥庄五郎、小姓篠原甚五姪、加藤彌平太、森島長意、松井藤介兄、片岡十右衞門、片岡長雲子、以上廿八人、女中衆、わごの御方、伊勢國司親類、大藏卿、大野修理母、相庭局(アイバノ)、右京大夫、秀頼御乳母、宮内卿、木村長門守母、秀頼御乳母、お玉、湯川孫左衞門姉、二位局、渡邊筑後守母、一人呼出助命給、以上六人、新座衆、毛利豐前守、同勘解由、豐前弟、氏家内膳入道道喜、中方將監、淺井周防子、同半兵衞、眞田大助、年十三、左衞門子、以上六人、男女一所自害卅二人、

又於二戰場一首實檢、眞田左衞門佐首、御宿監物首、大野道犬首、從二越前少將殿一持來云々、申刻大御所茶臼山出御、京都御歸陣、戌刻二條御所着御云々、

九日、幕下岡山御歸陣、令レ赴二伏見一給、大坂金銀爲レ可レ改、安藤對馬守、青山伯耆守、阿部備中守被二殘

平右衛門、秋元但馬守、後藤少三郞奉レ之云々、

五月

朔日、諸大名御目見、來三日、大坂御出馬之由被二仰出一云々、

二日、淺野但馬守使者到來、去廿九日合戰繪圖同記錄、幷大野彌五右衛門首獻レ之云々、

三日、雨降今日御出馬、明後五日迄御延引云々、

四日、雨降明日天氣於レ晴者御出馬云々、

五日、天晴巳刻大御所二條御所御動座、供奉士不レ可二勝計一、申刻星田渡御、羽柴越中守忠興星田御陣處參着、早速參向神妙之由被レ仰、申刻、將軍家從二須奈星田一渡御、御對面、御陣之次第暫御評定、本多佐渡守、藤堂和泉守、土井大炊助、安藤對馬守候二御傍一云々、

六日、大御所星田御逗留旨被レ仰所、自二幕下一安藤對馬守爲二御使一參申云、大坂表人數、道明寺矢尾近邊迄徘徊之由、從二先手一申來、言上之處、幸之處へ打出之間、其人數不二引取一樣致二懸引一、能時分追討可レ仕之旨、先手衆藤堂和泉守、井伊掃部助被二仰遣一、幕下御人數平岡迄可レ被レ押旨、大御所俄御出馬、於二須奈近所一早打參申云、大坂表人數、先手つかへ申故、暫扣二御輿一御逗留之處、甲州住人河野庄左衛門息男權右衛門日比雖二御勘氣一、今度先手井伊掃部手に屬、一番首討捕、則御前持參、申云、大坂表自二井伊掃部手一使者參申云、今朝巳刻、道明寺邊木村長門守、同主計、山口左馬允、後藤又兵衛此勢一萬餘騎打出、井伊掃部助暫合戰之所、木村主計引退に付、長門守左馬允を始、究竟將兵三百五十餘、掃部手討捕、殘勢玉造口迄引退、又井伊掃部手、後藤又兵衛家人二人、長門守從者一人生捕、後陣大將榊原遠江守手、首數百卅餘討取、神保長三郞も手に合ひ首を捕、後藤又兵衛於二道明寺邊一、政宗手へ討取、則大御所平岡御在陣、幕下御同所御在陣云々、

七日、寅刻將軍家大坂表御進發、大御所卯刻御動座、平野天神森、茶臼山邊巳刻合戰始る、大坂勢敗北、大坂勢眞田左衛門佐、明石掃部助、長曾我部宮內少輔、仙石豐前守、大野主馬、同道犬、眞木島玄蕃、又七組之頭堀田圖書之口、眞野藏人宗口、伊藤丹後守長次、中島式部少正口、野々村伊豫守吉安、青木民部少輔一之、速水甲斐守守久等、數萬人數入亂、敵悉敗北、幕下於二御先一本多出雲守忠將、小笠原兵部少輔、同信濃守、安藤彥

明上洛云々、
廿一日、將軍家渡ニ御伏見城一云々、
廿二日、將軍家從ニ伏見一爲ニ御對面一渡ニ御二條城一、御密談移レ刻、本多佐渡守、土井大炊助、本多上野介候ニ御前一、幕府申刻還ニ御伏見城一云々、
廿四日、常光院殿、二位局、大御所爲ニ御使一又赴ニ大坂一、三箇條御書付被レ遣、又大野修理母大藏卿、渡邊內藏助母正永尼、于ニ大坂一可レ歸旨被ニ仰出一、則今朝歸ニ于大坂一云々、
廿五日、諸軍勢從ニ關東一上洛、自ニ幕下一爲ニ御使一土井大炊助、安藤對馬守參ニ候二條城一、則出ニ御前一、御密談移レ刻、明日幕府可レ有レ渡ニ御二條城一旨被ニ仰渡一、兩使于ニ伏見一歸參云々、
廿六日、巳刻自ニ伏見一將軍家渡ニ御二條城一、有ニ御對面一、明後廿八日、兩御所可レ有ニ御出馬一旨被ニ仰出一云云、
廿七日、雨降、本多上野介爲ニ御使一赴ニ伏見一、明日御出馬先御延引旨被ニ仰遣一云々、
廿八日、自ニ大和國一飛脚到來、自ニ大坂一諸牢人一萬餘騎引率、出ニ郡山龍田法隆寺近邊一、今夜子刻放火之由申來、法隆寺堂塔以下無レ恙云々、郡山地頭筒井主殿頭雖ニ防戰一、敵依ニ多勢一不レ叶敗北、因レ茲彌先手可ニ相詰一旨被ニ御觸一云々、
廿九日、幕下從ニ伏見一渡ニ御二條城一、御密談移レ刻、來三日、幕下御進發之旨被ニ仰出一、自ニ堺津一飛脚到來、申云、昨日申刻、從ニ大坂一大野主馬眞木島玄蕃爲ニ大將一催ニ人數一、堺住吉其外大港近邊放火、但住吉社頭無レ恙云々、今日淺野但馬守飛脚到來、申云、於ニ信達一大野修理家老北村善太夫大野彌五左衛門、其外卅餘輩生虜有レ之由言上、御機嫌甚快然云々、
晦日、淺野但馬守使者參着、言上申云、昨日廿九日巳刻、大野主馬、同道犬、郡主馬、眞木島玄蕃、塙彈右衛門爲ニ大將一、三千餘騎、但馬守在陣信達(シダチ)郷押寄、從ニ卯刻一午刻迄挑戰、大坂勢敗北、但馬守郎從上田主水入道宗古、龜田大隅守、田子助左衛門、但馬守家老淺野左衛門佐乘レ勝而追懸、塙彈右衛門、芦田作內、米田監物、橫井治右衛門、山內權三郎等始而、以上物頭十二騎、雜兵數人討捕、上田宗古龜田大隅殊更手柄高名云云、塙彈右衛門宗古討取、所謂大坂合戰、可レ謂ニ一番鎗一云々、但馬守働無ニ比類一之由御感狀被レ下、件兩使黃金拜領、松

レ跡以二脇指一、左の脇より肩さきへ突拔云々、突捨一町程欠落之處、修理郎等共追懸切留、修理大夫弟主馬從者之由謳歌云々、依レ之城中諸牢人互疑騷動云々、戌刻宰相殿御內室從二熱田一御輿入、供奉輿五十挺、騎馬女中四十三人、長持三百棹、善盡美盡、宰相殿從二御內室一被レ進二銀子二百枚御服十領一、同宰相殿御母儀御服十領銀子百枚被レ進云々、

十三日、今日從二大坂一、織田有樂、同息武藏守被レ參、則出二御前一、大坂之體、諸牢人三つに分る、七組之頭大野修理大夫、後藤又兵衞一組、木村長門守、渡邊內藏助、眞田左衞佐、明石掃部助一組、大野主馬、長曾我部宮內少輔、毛利豐前守、仙石豐前守一組之由被レ申云々、明晝桑名可二令レ赴給一之由被二仰出一云々、

十四日、卯刻雨降、今日出御御延引、今日宰相殿三日之御祝、大御所本丸渡御云々、

十五日、巳刻那護屋出御、佐屋御乘船、申刻桑名着御、入レ夜本多出雲守忠將出二御前一、將軍家御上洛之爲二御先手一上洛也云々、

十六日、勢州龜山着御、從二京都一伊賀守飛脚到來、申云、大坂之體、去十二日配二金銀一、諸牢人武具道具用意、俄騷動之由申來、今日宰相殿那護屋御進發、令レ着二桑名一給云々、

十七日、水口渡御、從二路次一雨降、從二幕下一爲二御使一成瀨豐後守參、申云、去十日江戶出御、去十四日駿州清水御止宿、廿三四日之內御京着云々、其以前御合戰令レ待給、將軍家御先手被二仰付一可レ被レ下之旨言上、安藤帶刀、成瀨隼人飛脚到來、申云、今日江州永原御止宿、宰相殿土山御止宿之由云々、越前少將殿江州坂本陣取之由註進、則明日西岡向明神邊可レ被二陣取一之由被二仰遣一云々、

十八日、卯刻小雨降、水口御動座、從二矢橋一到二大津一御乘船、膳所城主戶田左門於二御船一獻二御膳一、午刻從二御船一令レ揚給、御乘輿御入洛、供奉不レ可二勝計一、公家衆京中町人等、山科邊爲二御迎一罷出、未刻渡二御二條城一、宰相殿中將殿御入洛云々、

十九日、大野壹岐守召二御前一、汝兄修理大夫不慮手負、爲二見廻一可レ參、痛手薄手、又誰所レ爲乎可レ致二言上一、於二知現一者、可レ爲二罪科一之由被二仰出一、于二大坂一赴云々、

廿日、松平陸奧守政宗、黑田筑前守長政、加藤左馬嘉

廿四日、従大坂大野修理郎従米村權右衞門來云々、
廿五日、従今日府中伊勢躍と號し、諸人在々所々致風流、是従勢州躍出、奥州迄踊之云々、
廿六日、成瀬隼人正仰名護屋、是者宰相殿依御祝言也、浅野紀伊守幸長娘子也、紀伊守自存生時被仰出云々、
廿九日、従幕下爲御使井上主計助着府、御密談云云、
晦日、伊勢躍頻也、太神宮飛給由、禰宜と號する者、憑唐人飛花火云々、依之伊勢躍制之給云々、

四月

二日、従大坂下向之女中衆赴那護屋、片桐市正御目見、大坂引除故、于駿府引越云々、
三日、明日那護屋迄可令赴給之由被仰出云々、是者於那護屋宰相殿依御祝言云々、御內心大坂諸牢人無追放、結句端々、剩有武勇譽者被抱置故、従名護屋御上洛云々、
四日、午刻名護屋出御、申刻田中着御云々、
五日雨降従大坂大野修理以使者申云、大坂御國替之儀、達而御侘言可申旨、秀頼幷御母儀被仰之通、以常光院殿被仰、仰曰、於其儀者無是非仕合云々、伏見町奉行長田喜兵衞捧一通書狀、永井右近、後藤少三郎於御前披露之、大坂以外騒故、京伏見迄騒動云々、
六日、陰、辰刻晴、中泉着御、従幕下爲御使板倉周防守參、但路次中御機嫌令伺給故被付置云々、先伊勢美濃尾張三河等人數、伏見鳥羽可進發之由、本多上野介奉仰云々、
七日、濱松渡御云々、
八日、吉田渡御云々、
九日、岡崎渡御云々、
十日、名護屋渡御、常光院殿、二位局、大藏卿、正永尼、青木民部少御目見、仰曰、大坂之體、未諸牢人被抱置、秀頼幷御母儀憤、于今有之由謳歌之由、被仰於常光院殿云々、則常光院殿、二位局御請申、于大坂歸參云々、大藏卿、正永尼、青木民部少、於京都可相待御上洛旨被仰出、板倉伊賀守奉之、御內證後藤少三郎奉之、傳于伊賀守云々、
十二日、京都板倉伊賀守飛脚到來、申云、去九日之夜、従本城大野修理大夫歸于宿所處、不知何者、従

廿八日、從㆓備前㆒飛脚到來、去廿二日曉、松平左衞門督依㆓疱瘡㆒死去之由、本多上野介言上、令㆑驚給、甚御愁傷、則舍兄武藏守幷於㆓舅森右近忠政許㆒、森左兵衞爲㆓御使㆒被㆑遣、仕置等可㆓申付㆒旨被㆓仰遣㆒、今日最上駿河守御目見、獻㆓蠟燭㆒、同家老坂上紀伊守出㆓御前㆒云々、

廿九日、村上周防守、溝口伯耆守御目見云々、

三月

朔日、大御所南殿出御、日野唯心其外諸士出仕云々、

二日、將軍家爲㆓御使㆒土井大炊助參着、於㆓御前㆒御密談云々、

三日、大御所南殿出御、日野唯心其外諸士出仕、御禮如㆑例云々、

十三日、秀頼爲㆓御使㆒常光院殿、二位局、大藏卿、正永尼、幷青木民部少輔一之參府云々、

十四日、阿茶御局、本多上野介、爲㆓御使㆒被㆑遣㆓於常光院殿㆒、明日出仕可㆑有之旨被㆓仰出㆒云々、

十五日、大御所南殿出御、從㆓秀頼㆒爲㆓御使㆒青木民部少輔出㆓御前㆒、被㆑進㆓金襴十卷㆒、幷秀頼捧㆓御書㆒、自分爲㆓御禮㆒、御鷹のうちつき蒔繪十枚獻㆑之、令㆑入㆓御內㆒給、秀頼御母儀之御妹常光院殿、二位局（渡邊筑後守母）、大藏卿（大野修理母）、正永尼（渡邊內藏助）御目見、秀頼御母儀御使也云云、

十六日、從㆓京都㆒板倉內膳歸府、京都大坂次第於㆓御前㆒申上云々、

十七日、松平陸奥守從㆓京都㆒着府、則今日御目見、獻㆓御太刀御馬㆒、召㆓御前㆒賜㆓御盃㆒、去年陣以後、京都滯留云々、

十八日、自㆓幕下㆒爲㆓御使㆒土井大炊助參府、御密談云云、下野國宇都宮城主奥平美作守、去十二日曉死去之由、飛脚到來、（御聟也云々、）

十九日、金地院、道春下府、於㆓京都㆒五山衆被㆓仰付㆒書籍、自㆑跡下着之由申㆑之、南殿出御、御雜談移㆑刻云云、

廿日、蜂須賀蓬菴御目見、蓬庵者阿波守父也、申刻より雨降、入㆑夜大風、翌日巳刻止云々、

廿一日、今日大藏一覽板行之儀被㆓仰出㆒、道春奉㆑之云云、

廿二日、石火矢加護之波那、於㆓水車邊㆒令㆑鑄㆑之給云云、

五日、今日從㆓幕府㆒爲㆓御使㆒井上主計助正就參上、將軍家昨四日于㆓岡崎㆒着御、明後七日、到㆓中泉㆒御對面可㆑被㆑成之旨被㆓仰上㆒、本多上野介披㆓露之㆒、仰曰、然者御旅館以下用意被㆓仰付㆒、御座疊以下可㆓新改㆒之由被㆓仰付㆒云々、

六日、幕府遠州濱松着御云々、

七日辰刻、將軍家渡㆓御中泉㆒、先獻㆓御膳㆒、暫有而於㆓奥之間㆒御對面、本多佐渡守、同上野介依㆑召參候云々、御密談移㆑刻、暫有而土井大炊助召㆓御前㆒御密談、將軍家御退出、於㆓南殿㆒供奉近侍衆御目見、何も一人宛也、被㆑懸㆓御詞㆒、供奉衆酒井雅樂助、土井大炊助、本多佐渡守、同三彌、安藤對馬守、水野監物、井上主計助、神尾刑部少、小山長門守、青山伯耆守忠勝、其外七十餘輩、花美粧云々、今度於㆓京都㆒、右之內十五六輩任㆓諸大夫㆒、殘所自㆓其前㆒任㆑之、午刻、幕府中泉𠆢㆓退出㆒給、申刻懸河着御云々、

八日、京都自㆓板倉伊賀守㆒飛脚到來、去四日曉寅刻、良照院殿播磨國輝政御後室者御娵于也、御死去云々、

九日、中泉御逗留云々、

十日、相良着御、始而依㆑爲㆓御鷹場㆒御殿新造云々、

十一日、依㆑雨御逗留云々、

十二日、田中着御、彥坂九兵衞光正依㆑爲㆓御代官㆒獻㆓御膳㆒云々、

十三日、御逗留云々、

十四日、午刻駿府着御云々、

十五日、雪降云々、

十六日、自㆓今夜㆒近習御夜詰御免云々、

十八日、輝政御後室良照院殿御弔、秋元但馬守泰勝於㆓播州㆒被㆑遣云々、

廿日、長谷川左兵衞藤廣、茶屋四郞次郞淸次出㆓御前㆒云々、

廿五日、越後少將殿駿府御着云々、

廿六日、從㆓大坂㆒織田有樂使者村田吉藏參着、其狀云、某今度不慮籠城、其砌城中可㆓罷出㆒覺悟處、早速御和睦、然者此度大坂罷出、京堺引籠罷有度由、以㆓本多上野介㆒被㆑申、仰曰、尤於㆓何方㆒志次第可㆑有㆓御沙汰㆒之旨被㆓仰出㆒、併將軍家𠆢㆑問給可㆑然之由云々、今日越後少將殿御目見、江戶御留守之衆也云々、

廿七日、今日最上駿河守家親從㆓江戶㆒爲㆓御目見㆒參、江戶御留守衆也、

申刻、將軍家自二大坂一于二伏見御城一渡御由云々、未二城割成就一、依レ之諸大名諸人數被二殘置一、本多上野介、安藤對馬守爲二御目付一被二殘置一由云々、

廿二日、同御放鷹、從二幕下一爲二御使一成瀨豐後守參云云、

廿三日、從二秀頼一爲二御使一吉田玄蕃允參、御小夜着物三、內（染物綿二、リンズ一、）絆御蒲團三、（絆繻子、絆段子、）同蒔繪御枕、同紅梅御枕懸、右之分桐長持二一ニ入被レ進レ之、大野修理大夫自分進物、獻二羽二重十匹一、吉田玄蕃允自分進物、鷹大緒十筋獻レ之、則召二玄蕃允一、御鷹鶴於二秀頼一被レ進云云、

廿四日、大風、依レ之御放鷹無二出御一、安藤帶刀從二大坂一參、則大坂城割之儀分レ問給、其外御鷹野御雜談云云、

廿五日、御放鷹、鶴鴈物數令レ拳給云々、

廿六日、風吹、依レ之御放鷹無二出御一、京都板倉伊賀守飛脚到來、申云、去廿四日未刻、從二伏見一到二二條城一、將軍家入御云々、同日御參內之由云々、

廿七日、未刻吉田着御、路次御放鷹、鶴四鴈鴨物數令レ拳給云々、

廿八日、吉田御逗留、御放鷹、鶴五其外物數令レ拳給云云、

廿九日、濱松着御、路次御放鷹、物數令レ拳給云々、

晦日未刻、中泉着御、京都從二幕下一爲二御使一內藤右衛門參着、則召二御前一、右衛門佐申云、幕下仰曰、去廿八日、京都二條御所御動座、御二止宿膳所一云々、其外日本諸大名、去廿四日廿五日、大坂城割普請出來故、則國々歸陣之由申上、然者未二城中悉破却一、御對面可レ有レ之間、爲レ其緩々與路次御放鷹之由被二仰遣一、京都板倉伊賀守飛脚到來、申云、自二去廿二三日比一、播磨輝政御後室御疱瘡云々、

二月

朔日、同中泉御逗留、本多上野介從二大坂一參、是者大坂城割被二殘置一所致二出來一、三之丸二之丸堀門櫓等迄悉崩埋云々、何も本城櫻門降を、上下往還に仕由申上、其後召二奥御座之間一御密談云々、

三日、同御逗留云々、

四日、中將殿於二駿河一、將軍家爲二御馳走一早速令レ下給、則於二尾州那護屋一、御舍兄宰相殿幕下御馳走、能々被レ聞、於二駿府一可レ有二御請待一之旨被レ仰云々、

御使一永井信濃守參、召二御前一、城割之體令レ問給、先日之飛脚同前申上、併十六七日時分、大形可レ有二出來一之旨申上云々、

十一日、御逗留、御秘藏御鷹爲レ雁損す云々、

十二日、同御逗留、自二幕下一爲二御使一佐久間河内守、安藤治右衛門參、召二御前一、城割之體令レ問給、二之丸堀存外深く廣し、土手雖二引落一、十三ヶ一も不レ足、二之丸千貫櫓を始め、有樂家屋、其外西之丸幷修理家、何も引崩し、右之堀埋、其上地形高所引崩し埋レ之由言上、仰曰、安藤治右衛門、去時分於二玉造口志貴野一、佐竹與レ敵合戰之時分、其場有合由聞召、其場樣體具可二申上一由被二仰出一、安藤治右衛門謹而申云、佐竹景勝陣場へ、自二幕下一爲二御使一屋代越中守、伊東右馬允、某參處、佐竹陣所へ、自二城中一鐵炮者百餘輩出、佐竹手打懸所、佐竹普請者共五六十輩、雖レ戰敗軍之處、佐竹自身麾を取、澁江内膳眞先に進む、追返し、佐竹手へ首十四五打捕、又某も眞先に進み、柵迄敵を追付、柵を隔鑓を合、暫突合暫せりあい居申內に、屋代越中守子息わきより廻り、彼者を討取、其儘諸人數城中引退由言上、又景勝手より最前橫矢鐵炮百挺計にて、杉原常陸介大將にて懸るに付而、且は厭二橫矢一引退歟之由申上、佐竹自身働神妙、又景勝郎從杉原常陸介、屋代越中守子、其子働神妙之由蒙レ仰則退出云々、

十三日、同御逗留、鶴二令レ摯給、鶴取之御鷹、爲レ鶴損云々、依レ之御機嫌不快、又御秘藏鶴摯二御鷹一そるゝに依て、彌御機嫌不快、今日最上駿河守爲二使者一坂上紀伊守參、獻二白鳥二黑御馬一匹幷最上漬蔘一桶一、此鑒最上名物也、坂上紀伊守自分御禮獻二子籠鮭一、十尺、則紀伊守召二御前一仰曰、駿河守心底依二律儀一、御心易江戶御留守被二仰付一由被二仰含一云々、

十四日、同御逗留、鶴雁物數令レ摯給云々、

十五日同、

十八日、自二大坂岡山一爲二御使一靑山善四郎重政參着、大坂城割御普請大形出來、去十六日、宰相殿中將殿京都御上洛、將軍家十九日到二伏見一可レ有二御歸陣一由言上云々、大坂城二之丸迄悉壞平、本城計相殘云々、

十九日、今日吉良着御、路次御放鷹、鶴雁物數令レ摯給云々、

廿日、御放鷹云々、

廿一日、同御鷹野、從二伏見一飛脚參着、申云、去十九日

獻レ之云々、
廿九日、傳長老南光坊僧正出二御前一、信乘院御目見、知恩院之八宮、大覺寺御門跡、一乘院、廣橋大納言、三條大納言御對面、捧二目錄七箇條一、正月節會事、白馬節會事、踏歌事、官位之事、准后親王位階事以下云々、仰曰、是無二其古今異同之分一、考二律令格式一、自二駿府一可レ被二仰越一之由被二仰出一、今夕御祝儀如レ例、伊丹喜之助自二岡山一來、兵粮扶持之儀被二仰付一、富田信濃守沒領伊豫國內拾萬石、伊達兵五郎秀宗拜領政宗嫡男云々、

慶長廿年乙卯

正月

戊申伊藤丹後守長次、丹波守自分御禮、其外出家衆御禮、金地院披二露之一云々、
三日、午刻二條御所出御、申刻到二膳所一着御、城主戶田左門善盡美盡云々、
四日、辰刻被レ召二御座船一、近習小姓衆五六輩、其外松平右衞門、與安法印、後藤少三郎伺候、自二矢橋一御揚り、申刻到二水口一着御、御代官長野內藏允善盡美盡云云、
五日、卯刻水口出御、到二申刻一、勢州龜山着御、城主松平下總守未大坂御城割無二歸參一、臣下共御馳走云々、
六日、辰刻龜山出御、到二申刻一、桑名着御、路次坂之下山茂る內、鐵炮衆二百人令レ入給、日向半兵衞、島田淸左衞門直時下知云々、城主本多美濃守大坂城割未二歸參一、臣下御馳走云々、
七日、卯刻自二桑名一被レ召二御船一、令レ着二那護屋一給、從レ其御乘馬、路次御放鷹、到二申刻一、入二御于那護屋一給、宰相殿未大坂御滯留、藤田民部少輔、原右衞門御馳走云々、
八日、那古屋御逗留、自二卯刻一御放鷹、到二申刻一還御、鶴三雁鴨物數令レ摯レ之給、將軍家大坂表城割御普請、以二諸人數一雖レ埋レ之、二之丸堀濶四十間、或五十間六十間、何も石垣水底三間四間、淺所二間就レ有レ之、早速難レ遂二普請一由被二仰上一云々、
九日辰刻、那護屋出御、路次御放鷹、鶴三雁鴨物數有レ之、申刻岡崎着御、城主本多豐後守大坂城割未二歸參一、臣下御馳走云々、今夜節分御祝儀如レ例云々、
十日、岡崎御逗留、鶴四雁鴨物數有レ之、自二幕下一爲二

守、鍋島信濃守、細川內記、寺澤志摩守、松平武藏守、同左衞門督、松平宮內少輔、森右近、有馬玄蕃頭、稻葉彥六、京極丹後守、松平土佐守、堀尾山城守、加藤式部少輔、南部信濃守、毛利長門守、同甲斐守秀元、同陪臣吉川、福原越後、又越前少將殿、同御舍弟伊豫守忠昌、松平安房守、榊原遠江守、本多出雲守忠將、本多美濃守、松平下總守淸正、本多豐後守、松平主殿助、水野日向守、又南光坊僧正、金地院崇傳出㆓御前㆒御雜譚、以㆓南光坊僧正㆒、御鷹匠小栗忠藏侘言御赦免、年來蒙㆓御氣色㆒、長谷川左兵衞藤廣 堺政所可㆑仕由、今朝自㆓岡山㆒被㆑召被㆓仰付㆒由、本多上野介披㆓露之㆒、大御所以㆓御內證㆒將軍家被㆓仰遣㆒由也、土井大炊助出㆓御前㆒、江州佐和山井伊掃部助直孝、自㆓幕下㆒拜領之由言上云云、

廿五日辰刻、大御所御歸陣、茶臼山出御、申刻入㆓御二條城㆒、板倉伊賀守奉㆑迎㆑之、大坂城破平之間、將軍家宰相殿中將殿御在陣、本多上野介、成瀨隼人、安藤帶刀同留㆓茶臼山㆒、今日有樂、大野修理、七組頭參㆓岡山㆒、將軍家御目見云々、

廿六日、金地院出㆓御前㆒、今度被㆓仰付㆒記錄之內、舊事紀、古事記、續日本紀、文德實錄、三代實錄、江次第、明月記、續文粹、菅家文集、西宮記、釋日本紀、內裡式、山槐記、類聚三代格等獻㆑之、道春同伺候、今夕片桐市正出㆓御前㆒、板倉伊賀守伺候、暫御雜談、廓山上人出㆓御前㆒、暫有㆓佛法御雜談㆒云々、

廿七日、金地院、黑谷淸林出㆓御前㆒、今夕自㆓將軍家㆒土井大炊助、自㆓岡山㆒參㆓二條城㆒出㆓御前㆒、搃堀櫓壞平之由言上、諸大名依㆓今度在陣苦勞㆒、公役普請三箇年御赦免之由被㆓仰出㆒、本多次郎大夫獻㆓生鱈㆒、有㆓御料理㆒、召㆓板倉伊賀守㆒仰曰、明日巳刻參內之由被㆓仰出㆒、禁裡御進物銀子百枚綿三百把、仙洞銀五十枚綿百把、於㆓長橋局㆒、對㆓諸公家㆒有㆓被㆑仰事㆒、禁中禮法儀式等、申刻還御、今夕板倉伊賀守言上、爲㆓院使㆒阿野大弼實顯被㆑參、今度天下靜謐珍重、今日參內御喜悅云々、又菊亭右府御對面有㆑之度之所、不㆓行步㆒背㆓本意㆒云云、又申云、來春改元可㆑有㆑之沙汰云々、仰曰、可㆑被㆑用㆓古之善世年號㆒歟云々、仰曰、伏見殿薰物千年菊、其薰香其方組、受㆓相傳㆒給度由、伊賀守奉㆑之、片桐市正出㆓御前㆒、將軍家於㆓岡山㆒御越年、然者可㆓罷下㆒之由、以㆓板倉伊賀守㆒申㆑之、長谷川左兵衞自㆑堺鯛十枚

川爲二堀埋一、敵放二石火矢一、其玉重さ五六斤云々、取二寄御前一令レ見給、件玉土俵に中而不レ洞、盖木鐵炮歟之由被レ仰、當時木鐵炮多造、城中有レ之由也云々、

十八日、榊原遠江守出二御前一、京極若狹守母儀常光院殿、自二城中一令レ出二若狹守陣場一給、御阿茶局本多上野介赴二其所一、申刻兩人歸參、（常光院殿、秀頼御母儀御妹也、）今夕水野監物自二岡山一爲二御使一參、被レ進二開口魚一、自二大御所一被レ遣レ鶴云々、安藤對馬守申云、河堤築料云々、致二辛勞一之旨被二仰出一云々、

十九日、藤堂和泉守出二御前一、仙石兵部少輔御目見、織田有樂大野修理兩使來申云、唯今常光院殿若狹守陣場令レ出給由申レ之、此旨本多上野介、後藤少三郎依二申上一、阿茶御局上野介於二于彼陣屋一、常光院殿對面、于二城中一歸給、松平甲斐守御目見、松平筑前守、越前少將殿、加藤式部少輔、福島備後守、松平河內守御目見、南光坊僧正出二御前一、中將殿御老母之父正木觀齋落馬爲レ煩之由被二聞召一、摩沙圓御藥被レ遣、與安法印奉レ之、黑田（松平）右衞門佐（忠之）出二御前一、病氣未二本復一、雖レ爲二縱病死一、御陣可二罷立一由、强而依レ申、早速參着之由、長谷川左兵衞申レ之、郎從井上周防守、小川內藏允出二御前一、右衞門佐鹽硝五千斤獻レ之云々、

廿日、今晚自二城中一人質捕レ之可レ參之旨、後藤少三郎蒙レ仰參向、本多上野介家老寺田將監差添、有樂修理兩息捕來、修理子幼稚童出レ之、少三郎忿而、嫡子可レ出之旨申レ之、移レ刻而修理嫡男大野信濃守（年十七）、有樂息武藏守（年十九）出レ之、右之段々少三郎言上、不レ捕二幼稚童一事甚御感云々、

廿三日、傳長老、日野唯心出二御前一、仰曰、今度諸記錄書寫、然則自二公家一、古今禮義式法之相違可レ被レ申旨、先日相觸處、無二其註進一之由被レ仰云々、

廿四日、今晚茶磨山小姓衆小屋五六間燒失、松平右衞門、板倉內膳、加々爪甚十郎等、堅二守御門一不レ能二出入一、今朝將軍家渡御、暫有二御相談一、還御以後、本多佐渡守、土井大炊助猶在二御前一、有樂修理出二御前一、獻二御服三領宛一、津田武藏守獻二御服二領一、大野信濃守獻二御服二領一、同時京極若狹守出二御前一、有樂着二十德一入二于國內一、修理着二羽織袴一在レ外、本多佐渡守、藤堂和泉守候二御前一、御挨拶云々、仰曰、有樂先出、城中堀櫓壞平之儀、普請早々可レ致之由被レ仰、修理稽首而退出、巳刻、諸大名御目見、松平筑前守、福島備後守、淺野但馬

昭實使者到來、各被獻毛氈酒菓等、金地院奉之、西尾丹後守披露之、仁和寺宮、妙法院宮、梶井宮、青蓮院宮使者到來、各被進酒菓餅、南都清涼院御目見、京都高臺寺御目見、獻蜜柑、今夕今井宗薰持來石火矢玉重さ五六百目、是從城中政宗陣場打之云々、令見之給、先日伊丹喜之助自岡山持來大玉、是者自城中片桐市正陣所打出之云々、玉重さ六百五十目、但鐵也、安藤帶刀申云、井伊掃部助咳病、賜藥對金飯子、與安法印傳之云々、

十七日、蜂須賀阿波守使者參申云、今晩敵大將塙彈右衞門出本町橋、阿波守陣所爲夜討處、出合拒之、中村右近討死、其外卅餘輩被疵、稻田修理、岩田七左衞門到橋合鑓、修理子九郎兵衞(年十四)、敵與組討捕首、文鵜飼七郎左衞門、四宮與兵衞、橫井十郎兵衞三人、敵六騎討捕由言上、依之被遣板倉內膳正令問給、午刻阿波守出御前、仰曰、夜討不慮之處、手柄之由云々、稻田修理握敵鑓故、手裡被疵、雖然御目見預御感、阿波守御感狀被下、其趣曰、今度穢多城馬口勞淵被攻捕、剩於仙波表敵出夜討處、合鑓捕首、被疵之條、一入祝着所思召也云々、御右筆建部傳內也、稻田修理父子御感狀被下、本多上野介奉之、稻田父子御腰刀、其外高名輩各賜御服黃金、馬口勞淵手に合輩森甚太夫、同藤兵衞、廣瀨加左衞門、森長左衞門、以上十人、黃金御服拜領、藤堂和泉守出御前申云、及合戰時、陣屋可置留守居、後陣被濫妨狼藉之由及雜談處、和泉守後陣尾張衆故、成瀨隼人申云、先陣入城時、後陣到堀際立旗、不見左右、不致狼藉云々、越前少將殿御目見、本多上野介土井大炊助奉之、仰曰、殊外成人、將軍家御重寶之由被仰云々、政宗出御前、陣場仕寄之指圖被備御覽、暫有御雜譚、片桐市正咳病、今日與安法印可到彼所之由被仰付云々、爲勅使廣橋兼勝、三條實條被參向、是者寒天之時分、于諸軍被仰付、大御所先可有上洛歟、且若和睦之儀可被仰歟、御內證勅定云々、日野唯心、傳長老申上之、大御所仰曰、諸軍爲可申付致在陣也、和睦之儀不可然、若不調則令輕天子命、甚以不可也、御勅答、加藤肥後守獻八代蜜柑五箱、關東筑波山知足院御目見、今日將軍家以水野監物稻富宮內、自佐竹陣場高處、石火矢數張令打給云々、淺野但馬守攻口仙波堀

千斤、淺野但馬守使者來申云、今日仕寄附、急可埋堀否云々、姑可相待之由被仰、上野介奉之云々、

十二日、大御所自天滿到備前島、爲御覽出御、鐵炮如雨、雖然緩々令見給、未刻還御、今日未刻、自城中有樂修理書狀、於御前後藤少三郎密々披露之云々、

十三日、大風雨、頃日久不雨、天氣晴如春、土井大炊助從岡山參申云、今日依雨降、御機嫌令問給、揔攻之時、梯に熊手を付、石壁に投掛支度、中井大和守蒙仰奉之、今日大名一人、梯五十本宛可配渡旨、上野介奉之、今夜淺野但馬守、松平土佐守、仙波堀川、目くら舟を以、舟橋可渡旨被仰出云々、

十四日、大風雨、到未刻雨止、風及晩甚烈、自岡山幕下爲御使板倉周防守來申云、今日風雨御機嫌奈何、爲御見廻也、今日御阿茶局自京于天王寺茶臼山參着、藤堂和泉守於御前暫有御雜談、今夜南部信乃守出御前、獻薰陸、是南部知行栗木林在之云々、安藤帶刀與安法印披露之、是者今日薰陸出何地否依御尋、日本所謂薰陸與琥珀同、而唐薰陸乃乳香也、本草綱目有之云々、依之南部領內有之旨申上進上之云々、

十五日、風未止、宰相殿中將殿參向御前給、召後藤少三郎、和睦之事令問給、少三郎申云、彼使申樣、城中悉受秀賴御母儀命、今又依爲女儀、萬事不急成故、返事延引之由申之云々、又御母儀爲質、江戶御越之事、又諸牢人可扶持知行可有加增歟之由申來旨、上野介少三郎言上、仰曰、諸牢人有何志可與知行哉云々、依然此返事延引歟、寄手士卒爲令勞乎、且又延時日、城中彌重構壁堀而爲要害歟、來年乙卯、爲秀賴吉年之由、以卜筮者所云、如斯回策歟之由人疑之云々、今夕安藤對馬守自岡山參上云々、

十六日、擇鐵炮鍛練者數十人、赴藤堂和泉守越前少將殿(忠直)等之攻口、以小筒大筒、試矢挾間櫓等可打之旨、松平右衞門佐正久被仰付、牧野淸兵衞稻富宮內以下同赴云々、巳刻、將軍家自岡山渡御、宰相殿中將殿同參給、本多佐渡守、同上野介、藤堂和泉守伺候、御阿茶局出御前、兩御所暫有御密談、松平丹波守、同周防守、加藤式部少輔御目見、南光坊僧正、金地院出御前、八條宮智仁親王、伏見宮邦淸親王、二條殿

御雜談一、佐久間久右衞門、同源六御目見、五山僧衆御目見、金地院奉レ之、淺野但馬守、松平土佐守、同弟吉介出二御前一、本多上野介申云、昨日淺野但馬守陣所、從二城中一射二矢文一、備二御覽一、其趣云、雖レ爲二少身一、總依二緣座一、無二是非一今度籠城、種々御和睦御異見雖レ申、諸牢人不レ致二同心一、依二此御報一、城中可二罷出一云云、淺野釆女正御目見、堺商人幷長崎地下者捧二進物一、長谷川左兵衞奉レ之、南部信濃守出二御前一、南部喜多院出二御前一、菊亭少將御目見、獻二御羽織一、今日自二城中一織田有樂、大野修理返狀、本多上野介、後藤少三郎密密披二露之一、織田有樂使者村田吉藏、大野修理使者米村權右衞門來、今度諸牢人可二寬宥一、又秀賴御國替之儀、何國可レ有二御望一云々、雖レ然開城可レ有二奈何一哉云々、

九日、藤堂和泉守伺二候御前一、總攻御評定云々、山代宮內少輔、瀧川豐前守參申云、今日長柄堤築立、河水悉流入二尼崎一、而天滿川甚淺、近日可二乾拔一之由申レ之、青木民部少書狀來、上野介披二露之一、永井右近、青木二郎右衞門同出二御前一、仰曰、自二今夜一每夜寄手二三度宛、可レ揚二鬨聲一、爲レ令二敵不一能レ寐也、今日從二仙洞一被レ進二燕物一包一、南光坊僧正持參云々、召二越前少將殿家老山本內藏助一、着レ鎧出二御前一、攻口之陣場被二仰付一、今夕諸方揚二鬨聲一、鐵炮連放一時餘、恰如二疾雷一云々、つるべはなし打様惡由甚多、不レ可レ然旨被レ仰云々、

十日、京町人獻二鈆千斤一、傳長老出二御前一、讀二日取書物一、午刻、將軍家入御、藤堂和泉守、本多佐渡守伺候、宰相殿中將殿同參給、種々有二御相談一、今日毛利宗瑞御目見、子息長門守秀就御懇切忝旨、以二上野介一申上云々、吉川禰原同出二御前一、伊奈筑後守、北見五郎左衞門來申云、堰河堤出來、今夜仰曰、城中諸方持口姓名、矢文に書可レ射レ之、其趣者、今迄雖二如レ此爲一レ敵、致二降參一者悉可二赦免一云々、

十一日、藤堂和泉守出二御前一、有二御密談一、伊豆山箱根山三島明神社僧神主等獻二卷數一、北野松梅院幷昌琢連歌師御目見、本願寺使者下間少進法印獻二小屛風一雙一、政宗出二御前一、上野介奉レ之、召二間宮新左衞門、島田淸左衞門直時、日向半兵衞一、銀山銀堀を以、櫓崩旨被レ仰、藤堂和泉守、井伊掃部助、松平筑前守陣場可二堀入一所有レ之云々、則數百人を以堀レ之、黑田筑前守獻二鈆三

政宗言上申云、木津可㆑攻旨被㆓仰付㆒處、仙波破時、政宗一騎見廻試、急遣㆓鐵炮者四五百人㆒、到㆓壘下仙波堀角㆒、而伊駒讃岐守陣取之左也、今夕仰曰、摠攻之爲㆓用意㆒梯數多被㆓仰付㆒、以㆑之可㆑登㆓進壁石垣㆒之旨被㆑仰、政宗尤御諚之由申上、良暫有㆓御雜談㆒退出、其後奈良酒一樽蜜柑二籠可㆑賜㆑之、是者今度從㆓堺津㆒、大坂城中被㆓生捕㆒、又遁出今井宗薫、右之二種調進、于㆓政宗陣所㆒持參、而依㆓御意㆒持參之由可㆑申旨被㆓仰付㆒、宗薫政宗年來懇切之者也、今夜石河備前入道宗林御目見、獻㆓御羽織㆒、宗林者關ヶ原御陣以後、爲㆓牢人㆒徘㆓徊京都㆒處、今度不㆑籠㆓大坂㆒處、於㆓御前㆒被㆓仰出㆒故、其段申上云々、自㆓岡山㆒將軍家爲㆓御使㆒土井大炊助參上、申云、從㆓城中㆒御和睦之儀申上之由聞召、尤大御所御下知之外雖㆓有㆑之間敷㆒、漸日本諸軍勢于㆓此所㆒馳參、然所是程之城廓、何不㆓攻落㆒乎、和平後難如何、近々定㆓日限㆒、令㆓攻入㆒可㆑給之由言上、仰曰、尤大樹御憤雖㆑有㆓其理㆒、見㆓小敵㆒不㆑可㆑侮云々、其上不㆑戰勝謂㆓良將㆒事有、隨㆓御下知㆒可㆑給之旨再三被㆓仰含㆒、大炊助于㆓岡山㆒歸參、右之仰之通申上、幕下仰曰、大御所文武之道、天下無雙雖㆑爲㆓大將㆒、此度之儀、何忽緒給事奇恠之由、御氣色不快、于㆑時本多佐渡守御前に候曰、御憤雖㆑爲㆓御尤㆒、先大御所御下知令㆑隨給可㆑然由達而申上云々、

六日辰刻、渡㆓御茶臼山㆒、供奉不㆑着㆓戎衣㆒、將軍家從㆓岡山㆒入御、有㆓御對談㆒、藤堂和泉守、本多佐渡守候㆓御前㆒、今晚土井大炊自㆓岡山㆒爲㆓御使㆒參、暫有㆓御密談㆒、成瀨隼人、安藤帶刀、同弟對馬守、今日爲㆓物見㆒見㆑城廻體、歸申上云々、對馬守則歸㆓岡山㆒云々、今午刻、甲山之邊路次傍、一二間四方草深處、蛙幾千萬不㆑知㆑數、喰合戰事一時計、諸人見㆑之、寒天之時分殊奇恠也云々、

七日、及㆓黃昏㆒、本多出雲守仕寄之次第被㆓仰付㆒處、出雲守申云、我陣所天滿表、其川深數尋、摠責之刻、我陣場容易難㆑寄由言上、御氣色不㆑快、寺澤志摩守御目見、石火矢近日可㆓參屆㆒之由申上、秋田藤太郎御目見、南光坊樂樹院出㆓御前㆒、暫有㆓御雜談㆒、昨日蛙合戰、南蛙北蛙鬪、北蛙多死傷云々、大坂方、自㆓其所㆒負蛙方北方也、依㆑之前表之旨、諸人勇之由申上云々、

八日、松平武藏守、同左衞門督、脇坂淡路守出㆓御前㆒、本多佐渡守、土井大炊助、藤堂和泉守出㆓御前㆒、暫有㆓

破時、敵大勢突出、依之寄手討死者百餘輩、軍監馳來、此由申上、則遣安藤帶刀給、急可引取旨御下知云々、井伊掃部助直孝軍勢登壁進、敵大勢突退之、寄手數百騎云々、未刻渡御茶臼山、本多上野介前駈、爲普請御覽也、召本多伊豆守、同次郎大夫、令問昨日合戰之事給、兩人申云、若輩早雄者所爲、併兩人過也云々、併兩人罷出引取由申上、仰曰、兩人越度之由、御氣色少不快云々、又先手爲御覽、從茶臼山藤堂和泉守陣所見廻給、自城中鐵炮如雨、雖然數度城邊令見廻給、及晚還御住吉、與北山熊野山夫等、爲可抑留年貢、少々發一揆、致山籠之由立御耳、依之仰其邊代官、可取人質旨被仰出、大坂籠城之者妻子在奈良者、可搦取之旨被仰出、中坊左近小堀遠江守正一奉之、今夜金地院廓山上人出御前、摠攻日取書金地院讀之、又廓山上人明日可歸奈良之旨言上、此僧雖淨土宗、蒙仰從去冬於奈良、粗習唯識論云々、

五日、池田 松平 宮內少輔、蜂須賀阿波守出御前、仰曰、土手を築、竹手束を拵、無手負樣相構而可致仕寄由被仰含云々、九鬼長門守出御前、仰曰、於海上敵舟を數艘改出事、此度之手柄神妙所思召也、又城遁出者可有之乎否條、以兵船不限夜中可伺見云々、酒井左衛門尉家次、松平甲斐守、仙石兵部少輔等出御前、六條中納言有廣、冷泉中納言爲滿、山科宰相言緒自京參着、今日御目見、金地院披露之云々、召高野山文殊院應昌仰曰、奈良內山山伏先達、吉野大峯五鬼之中一善鬼 名助、籠大坂城、依之其徒黨熊野惡民等、於北山蜂起之由有其聞、遣代官伐之、然山伏之峯入無其理、斷絶歟、先達等存此旨、行向可申觸由被仰出、政宗使者山岡志摩守來申云、御鐵炮預り申度由言上、即召使者、弓火矢二挺大筒 卅挺、玉目五十目、借賜之、松平右衛門火矢二筋持來、出御前申云、是大柹衆所造也、飛過四町云々、御手取之令放給、横田甚右衛門、間宮權左衛門爲物見赴仙波天滿、歸申云、御諚趣、進先手鐵炮者、雖一人可甚惜事也、能々土手堤等置前而責寄、無手負支度肝要之旨申渡所、忝御諚之由、諸人悅勇云云、奈良函人岩井與左衛門捧御甲冑、仰稲富宮內、試以小筒三文目五分玉令討給處、玉不融云々、今夕政宗出御前、仰曰、陣場善處而可爲滿足云々、

給、將軍家被聞召、自平野同令出合給、本多佐渡守、同上野介、成瀨隼人、安藤帶刀同爲御供、自餘不參、申刻還御、南部信濃守利直御目見、先日於伏見雖致御目見、人數自國本未到云々、淺野釆女正長則御目見、又有馬左衞門佐御目見、是者今度高橋沒領六萬石、於日向國被仰付、本多上野介披露之、長谷川左兵衞宜様申上云々、本多美濃守出御前、於灯下仰曰、誰歟、近習衆答申云、平八也、美濃守直奏申云、私陣場不相定、可仰付乎否、仰曰、自此方可待御觸、諸軍各赴先手、然美濃守、松平下總守淸正陣場不定、依上野介雖問之、其場不定云々、今日遣松平右衞門正久、城周廻令見給、及夜歸參申云、仙波天滿備前島縣布今市靑屋口玉造口榎並等之諸口之躰申上通叶御意云々、

三日、成瀨隼人、安藤帶刀赴天王寺邊、見宰相殿中將殿陣場、明日吉日也、將軍家從平野到岡山依有御動座、宰相殿中將殿同赴天王寺邊可然由被仰出、今夕本多上野介、後藤少三郞、於御前文箱一通狀讀之、和睦之儀に付、織田有樂返報也、有樂使村田吉藏、大野修理使米村權右衞門兩使參、則於上野介少三郞返報達之云々、上野介爲物見大坂城邊見廻る、松平左衞門督、森右近、改天滿入于仙波云々、左衞門督申云、大軍故、陣場配分、一萬石面三間之由也、細川內記忠利御目見、上野介奏者、金地院後見、小出大和守吉英、同信濃守吉親御氣色不快之處、御斷申上歟、依之又縣布鄕堤築事被仰付、則御目見、堤普請早出來、致苦勞之由被仰云々、堤普請者、京都往來得自由之故也、土井大炊助爲御使、自幕下參向、中井大和守出御前申云、茶臼山御陣屋、明日可葺云々、仰曰、然時六日可有渡御云々、今日先手軍勢押寄、自城際十町或五六町云々、後藤少三郞申云、今度平野御殿阿部備中守正次致普請處、小壺一箇堀出之、壺中黃金三十兩、金具九塊、南鐐百兩有之、伊丹喜之助康勝持來云々、件金五六十年以前埋之歟之由云々、則賜備中守云々、

四日、將軍家從平野渡御岡山、宰相殿中將殿天王寺邊有御陣取、成瀨隼左衞門（隼人子息）爲宰相殿御供、此間久雖爲將軍家御昵近、於住吉被屬宰相殿、今朝越前少將殿郞從本多伊豆守富正、同次郞大夫、以鐵炮敵とせりあふ處、越前少將殿軍勢登捕城、已欲

正參向、又召二安藤帶刀一、野田福島軍法之次第可二申付一之由被二仰付一、帶刀及レ夜歸參、申云、野田福島馬口勢淵之躰、諸先手皆鐵炮者を以押寄之由言上、帶刀申云、今日石川主殿助進鐵炮せりあい之處、九鬼長門守横に福島に入、番舟を捕云々、又蜂須賀阿波守、松平宮内少輔侍高名之者、其姓名書二記之一備二御覽一、各黃金御服拜二領之一、阿波守所從者高名森甚太夫、同藤兵衞合レ鎗、廣瀬加左衞門、森長左衞門取レ首云々、松平宮内少輔所從士高名一紙、其姓名書註備二御前一、各黃金御服賜レ之云々、

晦日、自二昨夜一到二今朝一、大坂近邊燒亡、鐵炮之音頻也、物見遣し給、敵放火、仙波町天滿町燒立、先手諸勢不レ恐レ火、天滿仙波に入、城中兵旗鐵炮を捨、城中迯入云々、今日本多上野介、成瀨隼人、安藤帶刀、永井右近爲二物見一件處に遣令レ見給、申刻歸參云々、

十二月

朔日、自二平野一本多佐渡守、土井大炊助來出二御前一、暫御密談、今日仙石兵部少輔御目見、廓山上人從二奈良一來出二御前一、暫淨土宗有二御雜談一、日野唯心、金地院伺候、松平武藏守、同左衞門督、森右近、有馬玄蕃頭申云、今日諸勢入二天滿一云々、物見服部權太、島彌左衞門馳來申云、右之衆今日入二天滿一云々、今日生虜一人申云、年十四五奴男也、後藤又兵衞脇に鐵炮中る、痛手、城中諸人力落云々、又申云、靑屋口戰に、大野修理乘レ馬而雖二出向一、佐竹長尾大軍依二競來一而、大野修理城中引退、今朝大坂燒亡二時計、大野修理宅自火云々、今夕仰曰、來四日、於二茶磨山一可レ有二御陣取一、於二仙波一町屋破壞運レ之、御陣屋可レ造由被二仰付一、中井大和守奉レ之、鍋島信濃守獻二生虜一人一、令レ問二城中事一給處、不二分明一、仍劓刖可二追放一由被二仰出一、仙波口橋、自二城中燒絕、高麗橋相殘、敵此橋爲レ燒處、石川主殿助進而、於二此所一鐵炮せりあい甚急也、此由達二上聞一、佐久間河内守、山代宮内少輔被レ遣被レ止レ之、雖レ然合戰不レ停、永井右近申云、主殿助小勢也、加勢可レ被レ遣歟之由、仰曰、若輩者慦進而出二此橋一、敵徒於レ橋雖二燒絕一、有二何事一哉、敵可二出難一歟、甚不レ可レ然由、加々爪甚十郎忠澄爲二軍使一馳參、無二御下知一、摠責之外小せりあい、堅停止之旨被二仰出一云々、

二日、大御所渡二御茶磨山一、明後四日可レ有二御動座一由云々、則從二此處一唯一騎令レ赴二城邊一、敵之躰令二御覽一

御報ニ拙者其表可ニ罷出ニ之旨云々、然所件使者兩人搦捕、右之書狀相添、往吉御旅館差ニ上之ニ、本多上野介披ニ露之ニ、仰曰、右使者致ニ糺明ニ、諸大名之內、於ニ誰々ニ自ニ大坂城中ニ遣レ狀哉、可ニ相改ニ之由被ニ仰出ニ云々、

廿三日、淡路國松平宮內少輔忠長陣所、自ニ城中ニ大野修理遣ニ一通之狀ニ、狀之趣、日本諸大名對ニ秀賴公ニ內內有レ志、早被レ存ニ其旨ニ、被レ通レ志者、可レ爲ニ芳恩ニ之旨云々、淡路國百姓等一揆可レ隨ニ大坂ニ之旨、宮內家老所、自ニ城中ニ遣レ狀、是も使者六人搦捕、住吉御旅館註進、松平陸奥守、羽柴丹後守、同若狹守、松平土佐守、堀尾山城守、松平宮內少輔、蜂須賀阿波守、藤堂和泉守出ニ御前ニ、然所政宗暫抑ニ留御前ニ、仙波御雜談、日野唯心傳長老候ニ御前ニ云々、

廿六日、今日於ニ玉造口ニ、佐竹右京大夫義宣陣場致ニ普請ニ處、人數多自ニ城中ニ打出、互及ニ合戰ニ處、義宣郞從澁江內膳六七百騎引率合戰、敵敗軍、敵之首十四五討捕、義宣從者廿四五騎被レ討、義宣勢歸ニ陣所ニ、又致ニ普請ニ處、暫有而、未剋又自ニ城中ニ木村長門守後藤又兵衞大將、三千餘騎打出、又澁江內膳合戰討死、其外廿四騎討死故、義宣軍勢敗北之處、大將義宣長太刀取、自身眞先に進、依レ之敵敗北、其時長尾景勝橫合加勢、杉原常陸介打て出、依レ之城中兵宍澤を始、究竟之將兵十五六騎討死云々、

廿七日、青屋口佐竹義宣陣所、爲ニ物見ニ島田治兵衞、自ニ幕下ニ□□某□□□□被レ遣レ之、古田織部助重然私爲ニ見廻ニ同道、義宣出合、四人堤邊徘徊之處、鐵炮織部左目上に中る、薄手故織部不レ驚、無ニ痛氣色ニ云々、

廿八日、今日本多上野介、安藤帶刀、成瀨隼人、しんけいより中島爲ニ通路ニ道を造る云々、

廿九日、勅使廣橋兼勝、三條實條御對面、日野唯心、飛鳥井雅庸、傳長老同伺候、松平美作守忠宗(政宗子息)、爲ニ御目見ニ參向、本多上野介奉レ之、福島備後守御目見、同家老小關隼人御目見、竹中伊豆守爲ニ後見ニ參着、自ニ秀賴ニ於ニ備後守ニ數通之狀備ニ御覽ニ、本多上野介披ニ露之ニ、島津使者伊仕院半右衞門御目見、山口駿河守御目見、蜂須賀阿波守、松平宮內少註進申云、今朝野田福島捕レ之云々、戶川肥後守、花房一黨註進同前、九鬼長門守、向將監忠勝船大將乘註進、今朝番舟數艘取、其外小舟不レ知レ數、敵皆捨レ舟於ニ天滿ニ迯入、淺野但馬守馬口勞淵可ニ陣取ニ由被ニ仰付ニ、則爲ニ御使ニ成瀨隼人

途中、今日將軍家伏見御出馬、平方御止宿云々、
十六日、朝之間雨降、午時屬晴、法隆寺阿彌陀院御止宿、幕下爲御使、從平方永井信濃守尙政參着、幕下今卯刻平方御進發、河內岡山可有御宿陣之由言上云々、
十七日、大御所于攝州住吉御宿陣、從今日供奉輩着甲冑、則於住吉藤堂和泉守、淺野但馬守、蜂須賀阿波守、松平筑前守、越前少將殿忠直、生駒讚岐守、一柳監物父子、松平下總守、本多美濃守父子、古田大膳、本多左京、桑山伊賀守、脇坂淡路守、松平宮內少輔、其外諸大名諸士不可勝計、御目見參上、藤堂和泉守、松平筑前守召御前、大坂表繪圖令見給、攻口次第被仰付、將軍家平野御宿陣、及昏黑土井大炊助爲御使參上、仰曰、明日早天、先陣之體可有御覽、幕府天王寺茶臼山邊可令出仕給之旨被仰含、大炊助歸參云々、
十八日、卯刻大御所于茶臼山出御、幕下自平野早天同所出御、大御所令待給、則藤堂和泉守本多佐渡守召御前、城攻之次第御評判云々、其外付城可有、處々方々を堀、土手可築由被仰付、茶臼山大坂從惣構廿七八町有之由、大御所住吉、將軍家平野還御、藤堂和泉守爲才覺、爲御用心鐵炮卅挺茶臼山立並置云々、
十九日、巳刻幕下於大御所御陣所住吉渡御、御對面、大坂繪圖、本多佐渡守、同上野介、藤堂和泉守、安藤帶刀、成瀨隼人召御前、御評諚移刻、兎角於淀川鳥養邊、攝津地切落、其上堰留之可然之由被仰付、其上天滿口千波口天王寺口、自四方一度に可攻由評定相究、土俵萱芦可取由被仰付、土俵廿萬、二ヶ國早速可出之旨被宛、幕府御相伴大御所被召上御膳、仙波口新城邊穢多ヶ島、大坂自城中大野主馬薄田隼人指出小屋掛、大舟廿餘艘にて有之處、淺野但馬守、松平宮內少輔、蜂須賀阿波守被仰付、三人右之敵追拂、彼島付城搆、松平陸奧守政宗使山岡志摩守出御前、木津今宮迄可構陣所由被仰出云々、
廿一日、自幕下爲御使土井大炊助安藤對馬守參上、出御前、大坂表近邊、付城可致由被仰渡云々、
廿二日、今夜大坂自城中䁀江甚介所、於松平武藏守遣兩通書狀、其趣云、諸大名大坂內通在之、松平武藏守大坂歸伏於可有之者、秀賴可爲滿足、依

聚三代格等、仙洞有レ之乎否、以二南光坊一被レ仰遣一、記錄書立、則傳長老道吞奉レ之、南光坊院參被レ奏處、御所持本可レ有二御書寫一旨云々、今日道春申云、扶桑略記見レ之、將門純友謀反之次第具在レ之由云々、攝津國達磨寺御制札被レ下、本多上野介奉レ之、

十日、將軍家從二永原一到二伏見一着御、於二膳所一城主戶田左門獻二御膳一、公家衆僧衆諸士大津追別迄爲二御迎一參、宰相殿中將殿追分迄爲二御迎一令レ出給、御對面、今日從二仙洞一類聚三代格六卷、自二聖武一後一條院迄年代略、十九卷類聚國史、二卷、古語拾遺、名法要集、神皇系圖、南光坊爲二院使一持參、及レ夜道春於二御前一讀レ之云々、

十一日午刻、將軍家從二伏見一渡二御二條御城一、於二奥御座間一御對面、今度大坂御進發之儀、將軍家御上着令レ待給之儀、忝旨被二仰上一、本多上野介、成瀨隼人、安藤帶刀、板倉伊賀守、酒井雅樂助、土井大炊助、安藤對馬守召二御前一被レ仰曰、明後十三日可レ有二御進發一旨云云、未刻、將軍家於二伏見一還御、今日松平主殿助、伊奈筑後守兩人、神崎表鳥養邊向ィ堤崩し、河水可レ落由被二仰付一、申刻、陸奥守政宗御目見、此度將軍家供奉先陣也、今日泉州堺今井宗薫同子宗吞出二御前一、依二大坂城遁出一也云々、

十二日、尾張宰相殿義直、二條御進發、木津川邊御止宿、長尾景勝佐竹義宣御目見、將軍家御先手也、及二黃昏一南光坊傳長老出仕、明十三日辛酉南行惡日之由、依レ之十五日迄御出馬御延引云々、

十三日、土井大炊助自二將軍家一爲二御使一自二伏見一參、出二御前一、暫御密談云々、申刻、出二御南殿一、細川玄蕃頭、新庄越前守父子、土方掃部助、其外諸侍御目見、今日横田甚右衛門、山代宮內少輔、爲二先手物見一先日被レ遣所、今宵歸參、出二御前一申云、先手諸勢天王寺打過、大坂城十四五町近邊迄推寄可レ然云々、仰曰、將軍家御下知以前、堅手出不レ可レ有之旨被二仰付一云々、

十四日、今日從二江戶一本多佐渡守上着、出二御前一、鶴御料理賜レ之、今朝從二永原一到二伏見一、從レ夫於二二條御亭一參上之由申上云々、又申云、關東奥州勢後陣、江戶品河可レ有之旨申上云々、

十五日卯刻、大御所二條城御動座、未刻、木津着御、雖レ然依レ狹二御旅館一、俄奈良渡御、奈良奉行中坊左近獻二御膳一、一乘院、大乘院、喜多院、春日禰宜、爲二御迎一出二

正獻二御前一、上野介伊賀守帶刀隼人召二御前一、件繪圖令レ見給、御大工中井大和守正次被二仰付一、大坂近邊繪圖令レ拵給、去廿八日、自二大坂城中一遁出者口上、具に於二御前一後藤少三郎言上云々、

五日、御使番横田甚右衞門、佐久間河內守、初鹿傳右衞門自二御先手一參申云、御先手住吉表出張、又片桐市正召二御前一、暫大坂攻手立被二仰付一、本多上野介被レ遣云々、市正所從日比半右衞門御服二領拜領、御先手藤堂和泉守軍勢、濫妨狼藉放火之由被二聞召一御腹立、堅可二停止一之旨被二仰遣一、本多美濃守平方邊陣取、濫妨狼藉堅禁制被二聞召一、甚御感云々、

六日、中井大和守出二御前一申云、三井寺本覺坊訴申儀、照高院御門跡道勝、幷三井寺僧七人、關東調伏之法を立、自二大坂一祈念之由依二申上一、御氣色不快、被レ仰二板倉伊賀守一、七人之僧召出、可レ遂二穿鑿一旨被二仰出一云々、加藤式部少輔御目見、毛利宗瑞使者宍戸備前守御目見、本多上野介披二露之一、未刻、松平下總守飛脚參申云、昨日從二大坂一薄田隼人爲二大將一平野鄉打出放火、又于二大坂一引退由、下總守追懸所、早速引取由、依レ之下總守平野燒跡陣取由言上、藤堂和泉守、淺野但馬守住吉陣取由申上、今日吉田神龍院 諸家系圖七册進上、高野聖衆大德院出二御前一、本多上野介披二露之一云々、

七日、松平左衞門督使者到來、申云、今朝辰刻、すいた川を越し中島を捕云々、御機嫌快然、御褒美御內書被レ遣、未刻、有馬玄蕃頭同到二中島一、近日御出馬、龍田法隆寺郡山御越、住吉御在陣之旨被二仰出一、蜂須賀阿波守出二御前一、早々上洛神妙之由、直被レ仰云々、

八日、南光坊出二御前一、藥樹院、竹林坊以下出仕、有二御雜談一、日野唯心、金地院、公家衆、諸侍伺候、三井寺僧、法泉院、光淨院依レ召出二御前一、以二金地院一仰曰、本覺坊申所、照高院御門跡關東調伏儀令レ問給、三井寺僧衆言上云、件之本覺坊不義僧、寺僧追放、近比大德寺邊徘徊、惡二照高院幷三井寺僧一而、如レ此虛說申上由言上、聖護院、實相院、圓滿院三門跡之所、自二太閤秀吉公一、聖護院一人支配、近年照高院與二三井寺僧一不和之間、調伏合體不レ可レ有レ之旨申上、仰曰、件本覺坊可二召出一之旨被レ仰云々、

九日、南光坊、傳長老召二奥御座間一御雜談、今度諸家記錄就二御寫一、日本後紀、弘仁貞觀格式、類聚國史、類

鐵山長老、大德寺松岳長老御目見云々、
廿九日、今日表無㆓出御㆒、於㆓奥之間㆒御咄、江戸從㆓將軍家㆒爲㆓御使㆒永井信濃守參着、廿七日、幕下三島着御之由言上、池田備後守去夏蒙㆓御勘氣㆒、今度御陣幕參、御先手埋草にも可㆓能成㆒之由、板倉伊賀守言上之處、御氣色能、有馬玄蕃頭豐氏先手可㆑參之由被㆓仰出㆒云々、

十一月

朔日、八條宮智仁親王、二條殿昭實、九條殿忠榮、妙法院宮、梶井宮、勸修寺宮、隨心院御對面、日蓮衆廿一ヶ寺上人各御目見、松平左衛門督、有馬玄蕃頭爲㆓御目見㆒參向、自㆓上下京中㆒獻㆓銀千兩㆒云々、島津陸奥守使者來申云、去比從㆓大坂㆒長崎往來商人高屋七郎兵衛、以㆓秀賴公黑印幷長銘正宗脇指㆒介㆓持參㆒、今度就㆓一儀㆒、陸奥守可㆑賴之由申來、陸奥守返答云、於㆓薩摩㆒關か原以來流牢之處、大御所以㆓御恩㆒本領安堵、然者大坂同心之儀不㆑成由、七郎兵衛依㆓商人㆒不㆑殺㆑之、彼脇指返㆑之旨言上、彼書者使者持參、本多上野介披㆓露之㆒云々、
二日、從㆓幕下㆒爲㆓御使㆒內藤右衛門佐、自㆓三州吉田㆒參着、出㆓御前㆒、幕府路次中御急、自㆓駿州淸水㆒懸河、從㆓懸河㆒吉田迄着御之旨言上之處、大軍數里行程不㆑可㆑然由甚御腹立、不㆑可㆑然旨被㆓仰遣㆒云々、
三日、片桐市正從㆓御先手㆒參、諸軍大坂取卷之旨言上、仰曰、無㆓御下知㆒以前、手出し仕間敷旨被㆓仰含㆒、及㆓昏黑㆒御使番島彌左衛門本多藤四郎、天王寺口先手物見被㆑遣處、則歸參言上之趣、道明寺近所小山邊藤堂和泉守、從㆑其次第陣之躰申上、仰曰、未程遠、今少可㆓押寄㆒之旨云々、松平下總守、石川主殿助、古田大膳大夫、德永左馬助等人數、平野鄕迄可㆓相詰㆒之由被㆓仰出㆒云々、戌刻、松平陸奥守政宗從㆓途中㆒爲㆓使節㆒、山岡志摩守于㆓三島㆒參上、出㆓御前㆒申云、從㆓大坂㆒右筆和久半左衛門爲㆑使、政宗憑思由秀賴狀黑印持參、政宗返答云、兩御所御恩、何奉㆑忘乎、於㆓秀賴㆒同心不㆓思寄㆒之旨、依㆑然半左衛門搦捕、以㆓本多佐渡守正信㆒於㆓幕下㆒言上、仰曰、尤神妙之旨太御感云々、
四日、今日南殿出御、近衛殿、御方御所、一條殿、御方御所御對面、幷諸公家百餘輩御禮、御奏者大澤少將金地院、又昵近公家衆少々出仕可㆑有之旨、御內々可㆑得㆓御意㆒處、數輩出仕不㆑叶㆓御意㆒、召㆓本多上野介板倉伊賀守㆒御立腹云々、及㆓黃昏㆒大坂邊繪圖、片桐市

致二頂戴一度由衆申故、後藤少三郎言上、依レ之御制札被レ遣レ之、竹中伊豆守召二御前一、汝安藝備後馳參、福島備後守諸人數召連、大坂表可レ參之旨被二仰付一、備後國鍛冶數多在レ之間、鐵楯可レ拵之旨被二仰出一云々、又前庭半入二大坂一居住、今日永原來着、則召二御前一、大坂樣體軍陣之體、萬事毋儀指出給、依レ之諸卒失レ色云々、

廿三日卯刻、永原出御、自二矢橋一召二早船一、櫓四十挺立、膳所戸田左門於二船中一獻二御膳一、午刻、二條亭着御、則片桐市正子息出雲守出二御前一、此比大坂城中勸二別心一者等之儀申上云々、福島左衞門大夫使者從二大坂一歸參、對二正則一無二返報一云々、藤堂和泉守片桐市正召二御前一、大坂堀淺深之儀、其外諸方攻口之樣子、以二繪圖一申上云々、自二幕下一爲二御使一青山善四郎參着、御京着令レ問給、幕下御出馬、彌可二令レ急給一之由被二仰遣一云云、

廿四日、爲二勅使一兩傳奏廣橋兼勝、三條實條御對面、其外先手諸大名爲二御目見一參上、水野監物爲二御使一自二幕下一參着、將軍家御出馬、早速被レ成度之由被二仰上一、仰曰、政宗景勝義宣何も奥州勢爲二先手一、急上洛可レ然之由被二仰遣一云々、

廿五日、未刻大地震、今日藤堂和泉守片桐市正召二御前一、大坂城中取卷人數先手被二仰付一云々、

廿六日、織田常眞御對面、是先年關ヶ原合戰以來御牢人、今度秀頼密談之處、違而御異見、則於二大御所一御内通有レ之、則御知行可レ被レ遣旨被二仰出一、今日諸大名御目見、於二御内々一後藤少三郎申云、松平武藏守、淺野但馬守、鍋島信濃守、當年江戸從二御普請一、直に御陣場參向故、不自由之段申上處、銀子恩借仕度由、依レ之銀二百貫目宛、從レ夫小身各諸大名借二賜之一、今日京極釆女正即召二御前一、獻二奈良柹千一云々、

廿七日、一乘院喜多院出二御前一、實性院片桐主膳正御目見、石河伊豆守、松平武藏守出二御前一、奥之間被レ召、大坂尼崎繪圖軍陣之樣子令レ仰給、今晩自二關東一飛脚到來、將軍家今月廿三日江戸御出馬、廿四日藤澤着御云々、數萬軍勢行程急に難レ押、今少緩々可レ押旨被二仰遣一、今日五山衆五十八人、南禪寺於二金地院一諸家記錄一本三部宛令レ寫給、一部禁中、一部江戸、一部駿河可二令レ置給一由、傳長老道春奉レ之、堺南北獻二銀二百枚一、成瀨隼人披二露之一云々、

廿八日、醍醐三寶院、奈良大乘院、本願寺門跡、妙心寺

十八日、從二昨晩一依二雨降一御逗留、從二京都一伊賀守飛脚到來、彌籠城用意、今井宗薫父子最前討死之由雖レ申、城中召捕參、自二加賀一筑前守飛脚到來、去十四日、國本發足、近日京着、然者陣所何方可二罷有一哉、仰曰、淀鳥羽近邊迄出張可レ有レ之旨被二仰出一云々、越前少將殿忠直、飛脚到來、江州坂本迄、十六日參着、陣所何方可レ然歟之由申來、仰曰、西岡東寺九條山崎邊可二相詰一由被二仰出一云々、

十九日、午刻到二美濃岐阜一着御、德永左馬助飛脚到來、從二秀賴公一於二左馬助一披露狀、其趣曰、今度市正對二秀賴一條々不屆仕合在レ之に付、市正折檻之處、大御所以外及二御腹立一、近日御出馬在レ之由、誠以不レ及二了簡一儀に候、且者對二兩御所一、於二秀賴一毛頭野心不レ存由、此旨宜レ被二申上一者也、

十月九日　秀賴黑印

德永左馬助殿

右之趣、本多上野介於二御前一申上處、仰曰、秀賴若輩故、彌織田有樂大野修理種々廻レ謀由被二仰出一、秀賴僞二意趣一、去三月、從二大野修理所一加賀肥前守方へ遣二一通狀一、其趣者、秀賴萬才覺、彌逐レ日爲二增進一、漸時分此時に候間、早有二上洛一、秀賴可レ有二御指南一、兵粮已下大坂有レ之分、福島左衞門大夫手前三萬石、秀賴藏納七萬石、其外商賈兵粮數多在レ之、御一人之仰承レ之由、書狀肥前守利家カ◎長死去已後、子息筑前守以二本多上野介一指上に付、大坂別心之所必定、何有レ疑哉云云、島津陸奥守、毛利宗瑞入道、鍋島加賀守、黑田筑前守、福島備後守、松平武藏守、同左衞門督、同宮內少輔、淺野但馬守、蜂須賀阿波守、加藤左馬助、森美作守、田中筑後守、生駒讃岐守、其外中國西國催人數萬人數、大坂表可二押寄一之旨、以二本多上野介一被レ仰云云、

廿日、柏原御旅館着御、京都伊賀守飛脚到來、申云、從二大坂一そくたくを以金銀を取、二條御近邊在家放火可レ致旨、徒黨訴人在レ之に付、數人搦捕之由言上、右之內大坂町人金子五百枚捕、乞食之體、大御所御上雜路次ねらい可レ申旨、捕レ之云々、御氣色快然云々、

廿一日、江州佐和山着御云々、

廿二日、江州永原着御、京都伊賀守飛脚到來、先勢諸軍從二京着之日一、御扶持方兵粮相渡之由、今日堺從二南北町中一言上、去十三日、政所引退、亂妨狼藉之御制札

貳百枚銀卅貫目遣㆑之、于㆓大坂㆒籠城、若原右京播磨
牢人召連籠城、淺井周防守、是者御母儀緣者、其外根
來三百騎籠城、何も依㆓金銀多遣㆒、諸牢人馳參事不
㆑知㆓其數㆒之旨言上、今日從㆓幕下㆒爲㆓御使㆒松平助十
郞參、路次中御機嫌令㆑問給云々、加藤肥後守從㆓江
戶㆒御普請隙明被㆑下㆓御暇㆒、於㆓濱松御旅館㆒御目見、
早々國本馳參、人數を催國を堅固に守り、可㆑相㆓待一
左右㆒之旨、今日御鷹之雁二、賜㆓肥後守㆒、松平右衛門
佐正久奉㆑之、脇坂淡路守安元自㆓江戶㆒參着、早速于㆓
伊豫國㆒罷下、催㆓人數㆒大坂表罷出、藤堂和泉守組に
罷成可㆑攻之由被㆓仰出㆒、伯耆國代官伊丹山田出㆓御
前㆒、伯州丑年物成銀百五十貫目持參云々、召㆓上野介㆒
仰曰、本多美濃守を始伊勢人數、淀鳥羽可㆑出之旨被
㆑仰、越前少將殿忠直手勢一萬五千、早々淀橋本近邊可
㆑被㆑爲㆓出陣㆒之旨被㆓仰出㆒云々、
十五日、吉田着御、板倉伊賀守飛脚到來、其狀之趣、去
十二日、從㆓大坂㆒堺之津可㆑破由申に付、町人以下不
㆑及㆓異儀㆒、秀頼依㆑致㆓歸伏㆒、鐵炮玉藥武具、大坂城中
自㆑堺取運、堺政所芝山小兵衛依㆑爲㆓無勢㆒、不㆑及㆓了
簡㆒堺立退、岸和田引除云々、又堺町人柏（カシラ）尾宗具、去九
日堺を出、今十五日到㆓吉田㆒下着、則召㆓御前㆒、宗具申
云、大坂城中彌籠城之體、然上者堺可㆑致㆓放火㆒之由
風聞、依㆑之妻子在鄕隱置、御旗本馳參由言上、仰曰、
奇特志之旨蒙㆓御感㆒、是者圍碁上手、折節伺候之者也
云々、
十六日、岡崎着御、板倉伊賀守飛脚到來、去十三日、於
㆑堺自㆓大坂㆒人數三百騎程出し、片桐市正人數二百
餘、堺町加勢之所、多羅尾半左衛門牧治右衛門討死、
今井宗薰同宗呑討死之由云々、從㆑夫市正人數尼ヶ崎
退所、大坂勢追懸、路次七八騎討捕、依㆑之彌路次令
㆑急給、自㆓大坂㆒出勢大將槇島玄蕃頭等也、今日福島
左衛門大夫獻㆓一通書狀㆒、正則在㆓江戶㆒、妻子江戶城中
籠置云々、宰相殿義俊昨日尾州發足、到㆓一宮㆒令㆑着給
由云々、自㆓江戶㆒爲㆓御使㆒成瀨豐後守參着、奧州政
宗、長尾景勝、佐竹義宣以下于㆓江戶㆒參、早速江戶御
出馬有度由被㆓仰上㆒、仰曰、於㆓其儀㆒者、其方次第御出
馬可㆑有㆑之由被㆓仰遣㆒云々、
十七日、未刻那古屋御着、古田織部重然、醫師驢庵、
爲㆓御迎㆒參向、追手門外御目見、及㆑夜鶴御料理、近習
輩賜㆑之云々、

一度於ㇾ渡者、早可ㇾ破ㇾ之、一騎討可ㇾ通旨云々、
十二日、申刻遠州懸河着御、及二黄昏一大野壹岐守、幷片桐市正使者、自二攝州茨木一參着、則被二召出一壹岐守大坂之躰御尋之處、言上申云、今度之企、織田有樂、同息左門、木村長門、渡邊內藏助、恐兄修理を始、近士俄企之旨申上、兄大坂、罷有處、早速罷歸、神妙之由被ㇾ仰、又自二京都一伊賀守飛脚到來、去六日七日、京都諸牢人之內長曾我部 宮內少輔、後藤又兵衛、仙石豐前守、明石掃部助、松浦彌左衛門、其外名も不ㇾ知牢人千餘人、金銀を出し籠城抱置、奈良表打出、大和打破、從ㇾ夫宇治眞木島指出放火、攝州蕀木押寄、市正兄弟可二打果一之由風聞之通申上、依ㇾ之路次御急云々、
十三日、未刻中泉着御、路次御放鷹、從二幕下一板倉周防守重宗參上、路次中御氣嫌爲ㇾ可二令ㇾ問給一被二付置一云々、福島左衛門大夫正則使者從二江戶一參着、幷竹中伊豆守書狀一通、言上申云、今度大坂之儀に付、御諚之趣謹而承、秀頼幷老母野心之儀、存外之至、且者秀頼近習若輩故歟、正則認二書狀一秀頼同老母以二兩使一申達、其狀本多上野介內見之處、今度大佛出入之儀に付、對二兩御所一如ㇾ此之企、天魔之所行歟、早速被ㇾ改二其心一母儀爲二御侘言一江戶駿府於二在國一者、秀頼御長久可ㇾ爲二御運一於二正則一于二江戶一妻子以下指置、其上一圓兩御所無二之忠節之條、於ㇾ不ㇾ被ㇾ改二野心一者、始二正則一天下諸軍勢于二大坂一馳向、攻落之儀必定也、右之旨被ㇾ加二思慮一長久與二自滅一何歟可ㇾ被二思召一哉云々、
十三日、中泉着御、路次御放鷹、◎以上重出 鶴三雁五令ㇾ擊給、則鶴之御料理、近習輩賜ㇾ之、又自二長崎一飛脚到來參着、長谷川左兵衛申云、其趣者、去月廿四日、伴天連徒黨百餘輩、幷大檀那高山右近、內藤飛騨守、其外長崎中伴天連乘船、于二天川一遣之由申上、仰曰、御快氣之由可二申遣一云々、及二昏黑一黑田藏人安藤帶刀所從、路次行合、刀鞘とがめして及二口論喧嘩一藏人五箇所被ㇾ疵、雖ㇾ然藏人若黨帶刀所從者截殺、一人蒙ㇾ疵云々、
十四日、卯刻中泉出御、路次御放鷹、天龍川二瀨舟橋、大石十右衛門、豐島作右衛門奉二行之一午刻、濱松着御、京都板倉伊賀守飛脚到來、其狀云、大坂之躰相替儀雖ㇾ無ㇾ之、諸牢人彌多被二抱置一由、別紙註文捧ㇾ之、眞田源三郎、是者先年關か原御陣之時、爲二御敵一蒙二御勘氣一數年于二高野山一引籠、秀頼爲二當座音物一黃金

被二仰付一、於二幕下一、大御所關東江戸御仕置被二仰付一可レ被レ下之旨再三言上之處、仰曰、先御上洛、大坂之躰被二御覽一、爲レ指儀於レ無レ之者、御仕置等被二仰付一可レ有二還御一、若又於二大坂一堅籠城者、被レ仰二幕下一、大坂城可レ被二攻落一、大御所又以二拾萬人數一、奥州以下御仕置可レ被二仰付一旨、大炊助被二仰含一、又幕下人數引率給、可レ有二御上雒一之由被二仰含一、江戸御留守御舍弟越後少將殿忠輝、蒲生下野守忠鄉、奥平大膳亮、最上駿河守家親、同御姪 鳥井左京亮、酒井河內守、大御所御姪 同備後守忠利、內藤若狹守以下、御留守居被二相定一、尤之由、大炊助蒙レ仰、急歸二江戸一、今日竹中伊豆守 御普請隙明、自二江戸一參府、御目見、仰曰、汝福島左衛門大夫正則爲二知音一之間、爲二御使一可レ被二指下一、其趣者、今度秀賴被レ挿二野心之巧一、且秀賴非レ所レ行乎、織田有樂、大野修理、木村長門、渡邊權兵衛、其外爲二若輩一、秀賴進二惡逆一之儀歟、正則太閤以レ好、秀賴不レ踈也、雖レ然今度秀賴別心之儀如何被レ存、對二我父子一、逆心雖レ有レ之間敷一、下々作二狐疑一之間、手前人數於二國本一差下、息男備後守差添、大坂表攻口被二加勢一、正則者在江戸可レ然之由被レ仰二遣于江戸一云々、

九日、最上駿河守駿河參着、則今日御目見、父出羽守義光、去五月十八日死去、繼目御禮、銀五百枚、綿五百把、蠟燭千挺、御馬鴾毛、御太刀正恒獻レ之、出羽守遺物、黄金百枚、脇指來國後獻レ之、本多上野介披二露之一、仰曰、大坂御出馬、將軍家江戸可レ爲二御留守一之由被二仰渡一赴二江戸一云々、

十日、淺野但馬守、鍋島信濃守、松平土佐守、蜂須賀阿波守、小出大和守、稻葉彥六、遠藤但馬守、毛利伊勢守從二江戸一御普請隙明參府、御目見、仰曰、大坂御出馬、明十一日、何も國本馳參用意仕、御一左右可二相待一之旨被二仰出一、急罷登云々、

十一日、辰刻中將殿賴宣御出馬、安藤帶刀、水野對馬守、其外數百騎、巳刻大御所御動座、路次中依二御放鷹一、諸軍勢從二午刻一發足、本多上野介正純下知云々、或說、大御所御人數四百七十騎云々、到二申刻一田中着御、板倉伊賀守飛脚到來、大坂躰彌籠城支度、其意趣者、金銀多取出、大坂近邊八木買込、武具以下城中入置、惣構壁を付、番匠數百人櫓井籠之支度之由、又天龍川舟橋出來、御通り以前諸人往來可レ禁哉否之由、彥坂九兵衛言上、仰曰、舟橋諸人往還爲レ令レ成二自由一也、何可レ禁レ之哉、併大勢

城守、其外尾張衆以下數百人（尾州名古屋者、宰相殿義後御領分也、）云々、
五日、京都伊賀守飛脚到來、大坂之體彌構㆓城廓㆒、諸牢人拘置、籠城支度之由註進云々、
六日、京都伊賀守飛脚到來、從㆓織田有樂㆒伊賀守方へ一通之書狀遣㆑之、其狀云、今度大坂雜說之儀、市正駿河之御使惡敷仕由、秀頼公御折檻に付而、市正同弟主膳攝津棘木（市正領）立除、依㆑之大坂以外騷動、我等全對㆓兩御所㆒、野心之儀不㆑存由、此旨宜可㆑申云々、又今日從㆓江戶㆒御普請隙明、細川內記忠利參府、以㆓上野介㆒言上、申云、今度之大坂騷動之儀、於㆓箱根邊㆒始而承㆑之、國本父越中守忠興在㆑之間、某兩御所之中、於㆓何方㆒供奉、大坂先手可㆑被㆓仰付㆒由申上處、仰曰、尤神妙之由蒙㆓御感㆒、又赴㆓江戶㆒、中川內膳正自㆓江戶㆒御普請隙明參府、出㆓御前㆒、早々赴㆓豐後㆒催㆓人數㆒、從㆑是註進可㆓相待㆒之由被㆓仰出㆒云々、從㆓美濃加納㆒今日飛脚到來、申云、松平攝津守、從㆓去朔日㆒俄腹痛、翌日二日午剋死去之由、此旨上野介言上、仰曰、加納人數、舍弟伊勢龜山城主松平下總守淸正召連、大坂可㆓參向㆒之由被㆓仰出㆒、父美作守定而可㆑爲㆓愁歎㆒、加納城能可㆓相守㆒由被㆓仰出㆒云々、

七日、京極丹後守、同若狹守忠高、森右近忠政、田中筑後守忠政、江戶御普請隙明、被㆑下㆓御暇㆒參府、各御目見、仰曰、急歸國催㆓人數㆒、可㆑相㆓待御左右㆒旨被㆓仰出㆒、今日片桐市正同主膳使者小島勝兵衞、梅津忠介來、從㆓大坂㆒棘木迄立退由、以㆓本多上野介㆒言上、兩使被㆓召出㆒、御服御羽織拜領、又被㆑遣㆓御書㆒、其趣云、今度佞人族種々依㆑致㆓申事㆒、棘木迄立退之由、被㆑思㆓召神妙㆒、猶本多上野介可㆑申候也云々、於㆓主膳㆒同前被㆑遣㆓御書㆒、兩御書共に御直判、松平紀伊守、三宅宗右衞門、駿府御留守御番依㆑可㆑被㆓仰付㆒、於㆓三州㆒被㆑遣㆑召、伊豆所港、西國方之早船有㆑之、急相改取櫓可㆑申之旨、於㆓彥坂九兵衞㆒被㆓仰付㆒、沼津御番長野九左衞門□□□□囚獄□□川井作兵衞可㆓申付㆒之旨、九兵衞奉㆑之、去廿八日、石河伊豆守妻子引連、大坂城中立退、市正依㆑爲㆓緣座㆒赴㆓大野㆒云々、自㆓大坂㆒市正知行所改易、大野修理布施屋飛驒守下知云々、
八日未明、藤堂和泉守爲㆓先陣㆒大和邊迄相詰、則攻口天王寺表、紀伊美濃尾張伊勢遠州三州御人數一手に可㆑向之由被㆓仰付㆒、今日自㆓幕下㆒爲㆓御使㆒土井大炊助參府、今度依㆓大坂之儀㆒、大御所被㆑出㆓御馬㆒之由

内膳於二三州ふかうづに一千五百石御加增拜領一云々、
廿日、上總國東金西福寺日善上人御目見、日蓮宗也、
蒔田權佐獻二御菓子一云々、幸若小八郎舞曲、文覺、從二江戶一伊丹喜之助康勝鎭目市左衞門參府、是者當時御代官所爲二御勘定一也、今度里見安房守爲二國替一被レ遣二伯耆一、安房城本多出雲守內藤左馬助爲二請取一被レ遣里見安房守大久保相摸守聟也、云々、
廿一日、今日御瘧故無二出御一云々、
廿二日、知恩院今度八宮御入室、御門跡號と御沙汰有云々、
廿三日、大御所出御、上山檢校平家かたる、鱸問答云云、
廿五日、今日大坂片桐市正飛脚參着、其狀云、去十八日自二駿河一大坂上着、御意之旨申上、末々將軍家不和奈何、然間秀賴在江戶歟、御母儀在江戶歟、不レ然者大坂城被レ退、御國替可レ然之旨申、依レ之秀賴幷御母儀不快、市正可レ被レ殺之內存依レ有二告知者一止二出仕一引籠有レ之由、上野介達二上聞一之處、彌御腹立云々、
廿八日、南殿出御、御瘧御平愈云々、
廿九日、吉利支丹淸安と云者籠舍之內、籠に在レ之罪人二人于二宗旨一進め、依レ之額に十文字火印當て、十の指を截被二追放一云々、又吉庵と云外科、醫道一切不レ存、功者之由申、多人殺之故、制札を付于二江戶一被レ遣、自レ夫中山道を登りに、京大坂堺降可二引渡一由被二仰付一、此吉庵三好丹後癰療治、灸瘡之由、若不レ愈之者、可レ蒙二截殺一之旨吐二廣言一、三日之內丹後守死去依レ之也云々、

十月

朔日、京都自二伊賀守一飛脚到來、其狀云、去廿五日、於二大坂一大野修理、靑木民部少、石河伊豆、薄田隼人正、渡邊右衞門佐、木村長門守、織田左門、其外十餘輩、秀賴依レ仰、片桐市正爲レ殺、市正知レ之、用二意于私宅一引籠有レ之由、本多上野介、板倉內膳正言上、依レ之御腹立甚、于二大坂一御出馬之由、近江伊勢美濃尾張三河遠江被二仰觸一、又于二江戶幕下一被二仰遣一、又伊賀守飛脚到來、書狀に云、市正于二駿府一下向せは、秀賴をも城を出給樣にして、織田常眞を大坂城に入、大將として可二籠城一之旨、織田左門其外談合之由云々、
三日、氷降、大さ如レ棗云々、
四日、宰相殿到二那古屋一御進發、成瀨隼人正、竹腰山

準二參議一、近代之例不レ可レ用云々、今日高野寳性院紛失什物、急度寳龜院可レ出之由被二仰出一、上野介奉レ之、上野國榛名山法度御朱印、于二南光坊一遣レ之云々、

十日、(雨降)華嚴宗論議、題因明聲論論勝論之問答、講師清凉院、妙喜院、大喜院帥君云々、

十一日、從二朝鮮國一肉蓯蓉一壷、牛黄獻レ之云々、

十二日、今朝片桐市正上洛、今度無二御目見一、大藏卿も于二大坂一歸る、

十三日、飛鳥井中納言御暇被レ下、銀三十枚綿二百把賜レ之、今日寳性院紛失什物、大樂院文殊院歸二高野一可レ改由被二仰出一云々、又奈良大佛修造、上性院、清凉院兩人、諸國勸進不足之處、可レ被二仰付一之由被二仰出一、今日原主水自二關東一搦來、則兩手指を截、額に火印をあて、彼者擧用する者於レ有レ之者、可レ爲二曲事一之由、被レ添二制札一被二相放一、彥坂九兵衞奉レ之、是者吉利支丹也、數年隱居、唯今尋捕來、今日寳性院上洛、山科安祥寺被二仰付一云々、

十四日、土井大炊助爲二御使一自二江戸一參着、上野介則言上、密々大炊助言上云々、

十五日、於二御數奇屋一、南光坊密々佛法御雜談、今日如レ例諸侍出仕、今日幸若小八郎從二江戸一參府、於二御前一舞曲、(烏帽子折云々、)

十六日、今朝早天松平筑前守利光着府、午刻御禮、黃金三百枚、紅染絹二百匹、白絹百匹、則出二御前一、御太刀(守家)御脇指(長光)拜領、本多上野介傳レ之、筑前守陪臣奧村河內守、同攝津守御目見、獻二御服一、及レ晚繼目御朱印被レ遣レ之、其詞曰、

加賀能登越中三ヶ國之事、一圓被二仰付一訖者、守二此旨一、可レ抽二忠勤一者也、仍如レ件、

慶長拾九年九月十六日　御直判

松平筑前守殿

右之御使本多上野介土井大炊助奉レ之、則明朝早々可レ赴二江戸一旨被二仰出一云々、大炊助赴二于江戸一云々、

十八日、自二江戸一松平武藏守着府、出二御前一、御暇出歸國、是者御普請依二隙明一也、今日遠州可睡宗珊出二御前一、曹洞宗佛法御雜譚、其後幸若舞曲、(信田云々、)

十九日、原主水御改易之內、岡越前守所に寄宿、依レ之令レ問給所、越前守知行所有之處、子息平內依二朋友一拘置之由、平內御改易、越前守御赦免、駿府槇(マキガヤ)谷耕雲寺、件主水隱居間、此僧曲事被二仰付一云々、今日板倉

卅日、今朝俄本多上野介爲二御使一赴二江戸一、今日寶龜院依レ召登城、寶性院什物、惠杲印信大師自筆大日經七卷之內三卷不足、願行之剱、其外黑箱過去帳、其外紛失、定而寶龜院可レ存之由被レ仰、不レ屆二於前住一開藏之儀、後住爲二落度一之由被レ仰云々、

九月

朔日、如レ例公家諸士出仕、今日阿蘭陀人御目見、獻白糸二丸、龍腦二斤、丁子二嚢、大木綿段子等獻レ之、やようす出二御前一、虎子二匹引レ之來、江戸幕府若公達可二進上一之由申上、從二江戸一飛脚到來、去廿八日、大風、士民家屋悉破却之由、城中無レ恙、塔山門其外無レ所レ不二吹損一、古今無レ之大風之由云々、

三日、於二三之丸一御能五番、老松、江口、大會、小鹽、西王母、觀世子三十郎勤レ之、金春左吉、太鼓名譽、鷺二右衛門、狂言名譽、但鷺者自二住昔一寶生座、右兩人從二今日一觀世座可二罷成一之旨被二仰出一云々、

四日、地謠役者不レ殘、八木二十石宛、當座之爲二賜物一被レ下、永井右近奉レ之、今日天台論議、題、提婆權者歟實者歟、精義南光坊、講師法輪寺、月山寺、眞光寺、日增院、東光坊、法泉院、觀音院云々、月山寺、眞光寺、法輪寺三人、賜二御暇一關東下向、自レ京飛脚到來、去月廿八日、大雨洪水、山城河內近江方々堤崩、百姓流家溺死多云々、或說、今年三合歲故云々、

六日、眞言論議、題、他作自受、他人のなす善根を自身に受る歟否乎、講師寶性院、如意輪寺、釋迦文院、俊長坊、覺證院、覺俊坊云々、

七日、本多上野介自二江戸一歸參、今日以二金地院上野介一爲二御使一片桐市正被レ仰曰、市正知行與る事、大御所被レ仰二於秀頼一被二宛行一、弟主膳同前、是併大御所依二御恩一也、疎略於レ存者、可レ爲二不義一、其上秀頼對二御父子一調伏之儀風說、將軍家御心底奈何、又大藏卿局此旨被二仰遣一、市正歸二于大坂一云々、今日舟橋秀賢依二死去一繼目爲二御禮一舟橋大炊助淸原參着、秀賢子息、爲二遺物一三代實錄五十卷獻レ之、內十卷不足云々、

八日、南光坊、傳長老、寶性院、飛鳥井、冷泉、重陽御服各二領宛賜レ之、

九日、巳刻常之御書院渡御、如レ例公家出仕、自二幕府一爲二御禮一神尾五兵衛參府、重陽御服五領被レ進レ之、於二御前一公家衆賜二酒盃一、今日仰曰、淸和天皇貞觀之時、僧正僧都位階被レ定、然處近代龜山院之時、僧正

右之七人之衆之淸韓文章之難書ニ載之一、今日片桐市正到ニ丸子之寺一參着之由云々、韓長老蒙ニ御氣色ニ云々」、

十九日、律令到來、是者金澤文庫本關白秀次執レ之、今出川殿被レ遣レ之、今日被レ進レ之、今廿篇、內十一篇不足、律は二卷在レ之云々、片桐市正于ニ駿府一可レ參之旨被レ仰、今日參上、自ニ京都一來五山衆批判之書七通書ニ寫之一、于ニ江戶將軍家一被レ遣レ之、道春奉レ之云々、御大母十三回忌、銀百枚于ニ江戶增上寺一被レ遣レ之云々、

廿日、高野寶性院出ニ御前一、獻ニ一束一卷一、大樂院當時以ニ御諚一、寶性院後住御禮着府、同釋迦文院俊長坊出ニ御前一、寶性院遺物、自ニ前代一所持之法華經一部獻レ之、南都東大寺大佛修補勸進帳、淸涼院書レ之、傳長老披ニ露之一、今日傳長老上野介被レ仰曰、今度鐘銘棟札、最前被レ仰與相違奈何、其上諸牢人餘多被ニ抱置一、御不審之由被ニ仰渡一云々、

廿一日、天臺論議、題、法華涅槃二經勝劣、講師藥樹院、月山寺、眞光院、法輪寺、日增院、法泉院、精義南光坊僧正云々、

廿二日、飛鳥井雅庸源氏三箇大事、令レ受ニ御相傳一給云々、

廿三日、眞言論議、題、地大能生、須聽抄之論題也云云、問、諸法能生之儀、五大之中、可レ謂レ限ニ地大一哉、答、可レ通ニ五大一也、講師寶性院、大樂院也、如意輪寺、釋迦文院、俊長坊、深由坊、覺證院、宥賢坊云々、

廿四日、自ニ長崎一長谷川忠兵衞、茶屋又四郞淸次來、南蠻唐人商船來朝之由云々、吉利支丹追放之儀被レ成ニ御尋一云々、

廿五日、村上周防守、溝口伯耆守御目見、有ニ蠟燭等獻レ之、木下宮內少輔子熊始而御目見云々、

廿六日、於ニ御廣間一御能、觀世左近大夫子、吳服、經政、佛原、大佛供養、猩々、觀世大夫八木百俵鳥目三千匹被レ下レ之云々、

廿七日、天台論議、題、法華ノ彌陀、觀經彌陀と同體歟別體歟、精義南光坊、講師月山寺、藥樹院、眞光寺、法輪寺、日增院、東光坊、法泉院等也、飛鳥井雅庸被レ遣ニ御暇一、可レ赴ニ江戶一云々、

廿八日、水野監物爲ニ御使一自ニ江戶一參出ニ御前一、本多上野介同參、是者大坂之儀就ニ御立腹一、來密々言上云云、

廿九日、今晚大藏卿局從ニ大坂一參府云々、

東大寺縁起、彼僧持下御覧、洞下僧松薫御目見、是者泉龍之輿奪を以、大中寺可住之旨云々、今日小笠原兵部大輔父子御禮云々、

九日、天台論議、題、法華入實者、阿含之但空歟、方等之彈呵による歟、精義南光坊、月山寺、眞光寺、法輪寺、日増院、寶泉院也、今日尊應榮雅兩人與書之定家古今集、逍遙院稱名院筆三代集、冷泉幷公家衆令見給、冷泉申云、古今集贋不審云々、

十日、公家衆金地院令見弘法心經、道風佐理行成之手蹟、尊圓一卷、逍遙院、稱名院筆伊勢物語二部、同源氏物語系圖、二卷幷定家筆新勅撰等給、諸人驚目云云、今日被仰清涼院、花嚴臺上葉上葉中三佛之說奈何、答云、三佛出世、相互爲主伴、仰曰、於外典者、君臣位をかゆる儀歟、道春伺候、是者大佛鐘銘有此事云々、

十一日、南光坊僧正天台佛法奥儀被申上、今晩畔柳壽學獻大魚、長四尺餘、貌似鯛云々、

十二日、山名禪高元豐於御前、兩吟連歌被仰付、面八句、 即座發句、 いらさらん空にてみはや秋の月と云能阿古句令出給、御入興云々、

十三日、南蠻人黑船船頭御目見、白糸卷物獻之云々、

十五日、天台論議、題、法花圓頓戒者、退失歟、不退失歟、心大乘戒一得、永不失とて不可失となり、然共其保つ人に依て退失する事も有へし、

藥樹院　眞光寺　東光坊　善行坊　觀音院

南光坊 精義　日増院 講師

月山寺　寂光院　法輪寺　法泉院

及秉燭、於常御座間御拍子、小督、三井寺、老松、姨捨、觀世大夫勤之云々、

十七日、奈良興福寺南大門法隆寺、御持堂、聖靈院、法華堂等棟札寫四通、中井大和守捧之、仍而令御覧給所、各大工棟梁姓名載之、然今度大佛棟札、大工名無之儀御腹立之內也、

十八日、天台論議、題、成佛得脫者、依自力歟、依他力歟、人數、講師明靜坊、東光坊、法泉院、善行坊、寂光院、摠持院、觀音院、精義眞光寺也、今日板倉內膳正自京歸參、五山碩學長老七人、彼鐘銘趣批判捧之、則文箱開之令見給、南光坊傳長老道春出御前、如上意

右之七人之衆之清韓文章之難書ニ載之ニ、今日片桐市正到ニ九子之寺ニ參着之由云々、韓長老蒙ニ御氣色ニ云々。

十九日、律令到來、是者金澤文庫本關白秀次執レ之、今出川殿被レ遣レ之、今日被レ進レ之、今廿篇、内十一篇不足、律は二巻在レ之云々、片桐市正于ニ駿府ニ可レ參之旨被レ仰、今日參上、自ニ京都ニ來五山衆批判之書七通書ニ寫之ニ、于ニ江戸將軍家ニ被レ遣レ之、道春奉レ之云々、御大母十三回忌、銀百枚于ニ江戸増上寺ニ被レ遣レ之云々、

廿日、高野寶性院出ニ御前ニ、獻ニ一束一卷ニ、大樂院當時以ニ御詫ニ寶性院後住御禮着府、同釋迦文院俊長坊出ニ御前ニ、寶性院遺物、自ニ前代ニ所持之法華經一部獻レ之、南都東大寺大佛修補勸進帳、清涼院書レ之、傳長老披ニ露之ニ、今日傳長老上野介被レ仰曰、今度鐘銘棟札、最前被レ仰與相違奈何、其上諸牢人餘多被ニ抱置ニ、御不審之由被ニ仰渡ニ云々、

廿一日、天臺論議、題、法華涅槃二經勝劣、講師藥樹院、月山寺、眞光院、法輪寺、日増院、法泉院、精義南光坊僧正云々、

廿二日、飛鳥井雅庸源氏三箇大事、令レ受ニ御相傳ニ給云々、

廿三日、眞言論議、題、地大能生、須聽抄之論題也云云、問、諸法能生之儀、五大之中、可レ謂レ限ニ地大ニ哉、答、可レ通ニ五大ニ也、講師寶性院、大樂院也、如意輪寺、釋迦文院、俊長坊、深由坊、覺證院、宥賢坊云々、

廿四日、自ニ長崎ニ長谷川忠兵衛、茶屋又四郎淸次來南蠻唐人商船來朝之由云々、吉利支丹追放之儀ニレ成ニ御尋ニ云々、

廿五日、村上周防守、溝口伯耆守御目見、有ニ蠟燭等獻レ之、木下宮内少輔子熊始而御目見云々、

廿六日、於ニ御廣間ニ御能、觀世左近大夫子、吳服、經政、佛原、大佛供養、猩々、觀世大夫八木百俵鳥目三千匹被レ下レ之云々、

廿七日、天台論議、題、法華ノ彌陀、觀經彌陀と同體歟別體歟、精義南光坊、講師月山寺、藥樹院、眞光寺、法輪寺、日増院、東光坊、法泉院等也、飛鳥井雅庸被レ遣ニ御暇ニ、可レ赴ニ江戸ニ云々、

廿八日、水野監物爲ニ御使ニ自ニ江戸ニ參出ニ御前ニ、本多上野介同參、是者大坂之儀就ニ御立腹ニ、來密々言上云云、

廿九日、今晩大藏卿局從ニ大坂ニ參府云々、

東大寺緣起、彼僧持下御覽、洞下僧松薰御目見、是者泉龍之與奪を以、大中寺可レ住之旨云々、今日小笠原兵部大輔父子御禮云々、

九日、天台論議、題、法華入實者、阿含之但空歟、方等之彈呵による歟、精義南光坊、月山寺、眞光寺、法輪寺、日增院、寶泉院也、今日尊應榮雅兩人奧書之定家古今集、逍遙院稱名院筆三代集、冷泉幷公家衆令レ見給、冷泉申云、古今集頗不審云々、

十日、公家衆金地院令レ見二弘法心經、道風佐理行成之手蹟、尊圓一卷、逍遙院、稱名院筆伊勢物語二部、同源氏物語系圖、二卷幷定家筆 新勅撰等一給、諸人驚レ目云云、今日被レ仰二清涼院、花嚴臺上葉上葉中三佛之說奈何一、答云、三佛出世、相互爲二主伴一、仰曰、於二外典一者、君臣位をかゆる儀歟、道春伺候、是者大佛鐘銘有二此事一云々、

十一日、南光坊僧正天台佛法奧儀被二申上一、今晚畔柳壽學獻二大魚一、長四尺餘、似レ鯛云々、

十二日、山名禪高元豐於二御前一、兩吟連歌被二仰付一、面八句、 即座發句、 いらさらん空にてみはや秋の月と云能阿古句令レ出給、御入興云々、

十三日、南蠻人黑船船頭御目見、白糸卷物獻レ之云々、

十五日、天台論議、題、法花圓頓戒者、退失歟、不退失歟、心大乘戒一得、永不失とて不可失となり、然共其保つ人に依て退失する事も有へし、

月山寺　藥樹院
寂光院　眞光寺
精義南光
法輪寺　東光坊
講師日增院
寶泉院　善行坊
觀音院

及二秉燭一、於二常御座間一御拍子、小督、三井寺、老松、姨捨、觀世大夫勤レ之云々、

十七日、奈良興福寺南大門法隆寺、御持堂、聖靈院、法華堂等棟札寫二四通一、中井大和守捧レ之、仍而令二御覽一給所、各大工棟梁姓名載レ之、然今度大佛棟札、大工名無レ之儀御腹立之內也、

十八日、天台論議、題、成佛得脫者、依二自力一歟、依二他力一歟、人數、講師明静坊、東光坊、法泉院、善行坊、寂光院、摠持院、觀音院、精義眞光寺也、今日板倉內膳正自レ京歸參、五山碩學長老七人、彼鐘銘趣批判捧レ之、則文箱開レ之令レ見給、南光坊傳長老道春出二御前一、如二上意一

震ニ、亦風猶在レ下矣、加レ旃欲下鑄ニ梵鐘一以備中晨昏上、金銀銅鐵、鉛錫白鑞、積如ニ丘山一、火官冶工、差レ肩而雲集、橐籥時奮、鎔範已設、萬鈞洪鐘、一時新成矣、周禮所謂干鼓鉦舞、甬衡旋篆、無ニ一不レ備焉、昔在佛世梵王下、鎔ニ鑄祇桓金鐘一、拘ニ留孫造石鐘一、諸佛出興、亦不ニ多讓一矣、夫鐘者禪誦之起止、齋粥之早晩、送迎緩急之節、必鳴レ之以警レ衆焉、顯密法器之制、莫レ先ニ於鐘一、故建レ寺安レ衆、必先置レ之、摧折魑魅、屈ニ伏魔外一、三寶爲レ之證明、諸天爲レ之擁護、罽賓吒王、劍輪頓空、南唐李主、累械忽脫、雲門七條、德山下堂、其妙用不レ可ニ勝計ニ焉、蒲牢一聲、上徹ニ天宮一、下震ニ地府一、雷鼓霆擊、普及ニ微塵刹土一、使ニ人天幽明異レ類、耳根淸淨、以證レ入ニ圓通三昧一、其施不ニ亦博一乎、金索巽篋、以掛ニ着寶樓一、祝曰、仰冀天子萬歲、台齡千秋、

銘曰、

洛陽東麓、舍那道場、聳レ空瓊殿、橫レ虹畫梁、參差萬瓦、崔嵬長廊、玲瓏八面、焜燿十方、境象ニ兜夜一、刹甲ニ支桑一、新鐘高掛、爾音干鍠、響應ニ遠近一、律中ニ宮商一、十八聲緩、百八聲忙、夜禪晝誦、夕燈晨香、上界聞レ竺、遠寺知レ湘、

東迎ニ素月一、西送ニ斜陽一、玉筍堀レ地、豐山降レ霜、告ニ怪於漢一、救ニ苦於唐一、靈異惟夥、功用無量、所ニ庶幾一者、國家安康、四海施化、萬歲傳芳、君臣豐樂、子孫殷昌、佛門柱礎、法社金湯、英檀之德、山高水長、

昔慶長十九甲寅歲孟夏十六日

大擅那　正二位右大臣豐臣朝臣　秀賴公

奉行　片桐東市正豐臣且元

冶工京三條釜座名護屋越前少掾藤原三昌

前住東福後住南禪文英叟淸韓謹書

六日、大藏一覽傳長老獻レ之、仰曰、此書重寶也、百部敷二百部可ニ開板一、幸銅字廿萬字有レ之由被ニ仰出一云々、

七日、山崎宗鑑自筆廿一代集、日野唯心飛鳥井冷泉令レ見給云々、

八日、板倉內膳正、今日上京、鐘之銘棟札之時、座配之儀被ニ仰遣ニ云々、今日南都東大寺上生院出ニ御前一、奈良大佛のみくし傾く由、直レ之度旨、眞柱を取替、諸國勸進、銅を以鑄懸可レ直之由言上之處、御諸、依レ之中井大和守被ニ仰付一、賴朝遣ニ重源一給自筆之文書二通、

二日、大佛殿之鐘銘到來、中井大和守捧之、件之銘東福寺韓長老清韓也書之、國家安康之語御不快、其外文章所々御不快之儀、一通令寫、于江戸被遣、道春奉之云々、

三日、奥之御座間前泉水被仰付、築島堀池放魚、諏訪部摠右衛門奉之云々、

四日、大佛殿棟札寫到來、中井大和守捧之、照高院道勝法親王令書之給、不叶御意御不快、仰曰、鐘銘奈良大佛鐘銘可准之旨被仰處相違、又秀頼於為出京者、供奉輩可被任諸大夫云々、任官諸大夫而、秀頼出京止之由、頗御不審之由被仰云々、

五日、今日大佛鐘銘棟札、片桐市正捧之、於御前金地院讀之、中井大和守差上書付無相違、件鐘銘善惡之處、五山衆可致評判之旨、則善惡書記可捧之旨被仰出、為御使板倉内膳正可赴京都之旨被仰出、其銘曰、

欽惟豐國神君、昔年掌普天之下、億兆之上、外施仁政、内歸佛乘、是故天正十六戊子夏之孟、相攸於平安城東、創建大梵刹、安立盧舍那大像矣、蓋夫慕灝聖武帝南京之大像、晞顏賴朝公東大之再建者也、雖然慶長七年臘月初四、不圖罹鬱攸之變、已為烏有矣、凡載髮含齒之類、無不歎惜焉、粤前征夷大將軍從一位右僕射源朝臣家康公、謂正二位右丞相豐臣朝臣秀頼公曰、舍那梵刹者豐國之創建也、不幸而有變、不能無遺憾焉、右丞相何不繼先志乎、右丞相曰、盛哉此言、憑茲丕發弘願、輙命片桐東市正豐臣且元、再建舍那寶殿、始于慶長己酉、玉成于慶長癸丑矣、速畢其功者、以大樹之鈞命無豐、右丞相志願不淺也、童子聚沙之戲、猶功用不可測、矧又過長者布金之制乎、其佛身也、萬德圓滿之受用身、華嚴岑上之敎主也、臺上盧舍那、葉上大釋迦、葉中小釋迦、一華百億國、一圖一釋迦、三重相關、互為主伴、音聲無邊、色像無邊之相好、不移寸步、可立而見矣、寔變忍界成報土者乎、其寶殿也、公輸削墨、郢工運斤、嵯峨棟宇、高秀青雲之上、璀璨玉礎、深徹黃泉之底、千楹萬柱、崢嶸其內、大梁小椽、絡繹其上、繡楣焜燿、雕栱玲瓏、揩墀疊石、鈴鐸鳴風、壁門前聳、玉廊四回、訝都史夜摩忽現下界、恠蓬島瀛洲已在人間、人天神所瞻禮、寔天下之壯觀也、緬懷菴役那爛陀大刹、甲于西域、嘉州阿逸多大像、冠于東

廿二日、華嚴宗論議、題、佛出世本懷、難云、法華云、唯以一大事因緣故出現於世とあり、其上華嚴にては、二乘はさとらす、又三法輪とは、根本法輪、枝末法輪、攝末歸本法輪也、根本は華嚴法華同一醍醐といへとも、法華本懷も遂に根本の華敎に歸入す、法門甚深なる故、二乘は不悟、又三法輪の時も、根本は華嚴也、阿含方等般若なとは枝末也、枝末を收めて一圓乘に歸入するは法花也、然共其歸入する本は華嚴にあれは、出世の本懷も華嚴にあるへし、講師淸涼院、惣持院、大喜院師君云々、

廿三日、成瀨藤藏同半左衞門出御前、是者父隼人依痿病煩、自江戶參着云々、

廿四日、成瀨豐後守爲御使自江戶參着云々、

廿五日、成瀨豐後守出御前云々、

廿六日、天台血脈相承、自南光坊御傳授、今日捧片桐市正一通之狀、幷板倉伊賀守書狀到來、大佛供養來月三日、開眼十八日可爲供養雖被仰、十八日豐國臨時祭有之間、三日早天開眼、其後堂供養可被行歟之由秀賴被仰云々、仰曰、今度大佛供養之儀、棟札と云ひ鐘の銘と云ひ、奈何之由御氣色不快、往昔賴朝時代も、開眼と堂供養之事等隔十ヶ年、考先例、諸事無後難樣にと被仰遣、本多上野介傳長老奉之、

廿七日、今日南光坊天台法問之儀、於御數寄屋令受御傳授、成瀨豐後守于江戶歸、自大御所晉書、玉海、朱子大全、朱子語類、大學衍義補、二程全書、文章辨體、文章正宗、李白詩集、東萊南軒集、其外以上卅部被遣、江戶御文庫無之書籍也、道春奉之、今日佐野修理大夫知行改易之由被仰出云々、舍兄富田信濃守依御勘氣也云々、

廿八日、小笠原左衞門佐息年九御目見、獻御帷子十領銀百枚獻之(ママ)、今日自菊亭殿於板倉伊賀守遣狀到來、是者律令金澤文庫本、往昔自關白秀次被遣於菊亭殿、今又被進于駿河云々、

廿九日、日野唯心被獻侍中群要抄十卷、金澤文庫本、先年關白秀次令取之、與日野殿本也云々、

八月

朔日、如例出御前殿、諸士出仕、大御所御長袴、南光坊、傳長老、東大寺衆、日野唯心、飛鳥井雅庸、冷泉爲滿、唐橋已下出仕、及御雜談云々、

て敎歟、乍ㇾ在二娑婆一敎ㇾ之歟、右之題、雖は此界に在
て可ㇾ敎と、答は自身共に餓鬼道に入可ㇾ敎、精義南光
坊僧正、人數月山寺、眞光院、春日岡、竹林坊、法輪寺、
日增院、東光坊、觀音院、講師三井寺住法泉院也、今日
冷泉爲滿定家筆靑六人歌撰一冊持參備二御覽一、定家自
筆歌書、冷泉家重寶雖ㇾ多ㇾ之、殊勝筆跡云々、一人之歌十首宛有ㇾ之、其内定家用ㇾ之給歌、十首之内二首宛、切二薄砂子一以二付紙一押ㇾ之云々、歌書でつてうとら、以二唐紙打交糸一閉ㇾ之云々、本者四半本也云々、
十七日、午刻俄風雨、及ㇾ夜大風、今日仙石兵部少輔御
禮、是者父越前守死去繼目也、獻二銀百枚絹五十匹
御帷子御單物十領一、於二奥之御座間一御禮、越前守爲二
遺物一金百枚脇指長光幷茶壺獻ㇾ之、上野介披二露之一
云々、權太小三郎依二死去一、自二江戸一沒收家財目錄到
來、金千貳百五十兩餘來云、々廿分一之未濟也、
十八日、今日從二京都一板倉伊賀守片桐市正言上申云、
大佛供養、來月三日早天、仁和寺御門跡開眼供養、事
訖退出、以後日中供養可ㇾ有ㇾ之、座配天台可ㇾ爲二左
座一由云々、其外鷹司殿下着座、公家衆於ㇾ堂着座、童
子執綱執盖、又三門跡之外、天台宗引頭竹內曼殊院御
門跡、眞言引頭隨心院と云々、此外摠樣之布施目錄到
來、傳長老披露、此次而東鑑大佛供養之賴朝 之例令
ㇾ讀給、冷泉爲滿爲家御自筆假名遣 左枚右 枚書樣書
物、於二御前一持參備二御覽一云々、多武峰崩面、大織冠
社壇破却、神像無ㇾ恙、取出移二他所一云々、傳長老、竹
林坊言上云々、
十九日、島津陸奧守使者到來、染絹百匹琉球酒二壺獻
ㇾ之、同維新入道使者到來、緋段子廿卷香一箱獻ㇾ之、
相國寺艮西堂興西堂寺領二二百石賜ㇾ之、是者豐光寺大
光明寺領也、右兩人兌長老子也、彥坂九兵衞言上曰、
福島掃部助從者參申云、掃部家人有ㇾ咎走逃、依ㇾ有
ㇾ之當地搦取云々、町奉行無斷卒爾搦捕、依ㇾ然止ㇾ之
相尋處、先年目安を以訴申者也、仰曰、右從者雖ㇾ上二
目安一、被ㇾ對二左衞門大夫一御用捨之處、如ㇾ此仕合奈
何、仍而右之討手五人搦二捕之一、掃部蒙二御氣色一云々、
廿日、飛鳥井中納言新歌撰寫獻ㇾ之、明日源氏物語講
釋可ㇾ有二御聽一之旨云々、谷出羽守御目見、于二江戸一
相詰、御暇被ㇾ下、本多上野介披二露之一云々、
廿一日、源氏物語講釋、飛鳥井讀ㇾ之、於二御數寄屋次
之間一讀ㇾ之、近衆四五輩、傳長老、板倉內膳兩人召
ㇾ之、仰曰、大佛鐘銘關東不吉之語、上棟之日非二吉日一、
御腹立云々、

云々、
十日、冷泉中納言從㆓江戸㆒歸府、出㆓御前㆒、定家卿歌書被㆑爲㆑見、歌道御雜談、今日幸若有㆓舞曲㆒、靜、則御暇被㆑下、銀三十枚御服等拜㆓領之㆒云々、
十一日、天台論議、題塔中三身、難云、寶塔之中釋迦多寶有㆓二佛㆒分身諸佛在㆓地下㆒、寶塔品之心也、答云、寶塔とは五大也、三身は法身報身應身也、釋迦多寶法報にして、色心不二之處を表す、應身從本垂迹とて、天上の月池水に影を寫すか如し、然則三身共に塔中に座すと云へし、

月山寺 [illegible] 惠心院
喜日圖 [illegible] 眞光寺
法輪寺 [illegible] 竹林坊
五智院 [illegible] 日增院
雙林坊 眞光坊 東光坊
法泉院

十三日、土井大炊助爲㆓御使㆒從㆓江戸㆒參着、昨日三好丹後守依㆓癰病㆒死去、正覺院上洛、右大炊助參着者、加賀肥前守利家カ◎長隱居領として、拾六萬石能登國有㆑之、於㆓筑前守㆒可㆑被㆑下歟否云々、肥前守陪臣前野對馬守、水原左衞門尉、奥村攝津守、本多安房守政重、是三人及㆑晩被㆑召㆓出御前㆒、仰曰、筑前守 利光北方三萬石可㆑遣之由被㆓仰出㆒、幕下御息女也、未筑前守若輩、各後見可㆑有㆑之由被㆓仰出㆒、頼被㆓思召㆒之旨依㆓御意㆒、三人之輩流㆓感涙㆒退出、各獻㆓加賀絹五十匹㆒、又肥前守爲㆓遺物㆒不動正宗脇指 備前三郎刀 獻㆑之、本多上野介披㆓露之㆒云々、
十四日、山門爲㆓代僧㆒五智院赴㆓江戸㆒、一切經仙波被㆑遣、右一切經毛利中納言入道幻庵宗瑞獻㆑之、今日定家自筆伊勢物語從㆓幕下㆒被㆑進、土井大炊助持參、彼本奥書等、道春於㆓御前㆒讀㆑之、右本者、後土御門院御物、能登畠山入道拜領、其後轉傳、三好修理大夫長慶所㆓持之㆒、三好沒落以後泉州堺に有㆑之、細川幽齋玄旨求㆑之、其後尾州下野守殿忠吉從㆓幽齋㆒所望、下野殿御死去後、被㆑進㆓幕下㆒、申刻、城内竹腰山城守宅燒失云々、
十五日、公家衆諸士出仕、彼定家自筆本伊勢物語、日野唯心飛鳥井冷泉令㆑見給、大炊助被㆑下㆓御暇㆒赴㆓江戸㆒云々、
十六日、天台論議、題、目蓮救㆑母事、目蓮も地獄に入

宿善にて成佛歟、人數廿四日同、講師圓福寺、精義知積院云々、
廿八日、天台論議、題、人天果報娯樂、無漏乎有漏乎、講師覺林坊、精義兩僧正、人數如レ例、春日岡依二所勞一無二出仕一云々、
廿九日、眞言新儀論議、題、三密雙修、人數先日同、講師忠音、今日自二京都一伊賀守註進申云、今月廿三日、禁裡御能、然所狼藉者乍レ立見物、警固之者制レ之、御門外追出す、件者羽織之下に潜に刀を拔脇に隱し、又御門に入而、件之警固人を即座に截殺、則右之狼藉者、警固之族即座に切殺す、御庭流血故、晴天俄曇而雷雨夥云々、右之狼藉者憲法と云劔術者、京之町人也云々、
七月
朔日、新儀論議、題、即事而眞、人數先日同、講師空純、今日飛鳥井雅庸御禮云々、
三日天台論議、題、世間相常住本門に限る歟、跡門にわたる歟、講師竹林坊、精義正覺院、南光坊、兩精義惠心院、宗光寺、月山寺、行光坊、法輪寺、日增院、五智院、惠光坊、東光坊、法泉院、今日妙法院御暇被レ下上洛、大佛供養八月三日之由、大佛開眼供養、仁和寺御門跡可レ爲二導師一之旨勅定之由金地院申上云々、
四日、新儀論議、人數同前、講師賴圓、新儀僧衆賜二御暇一上洛、知積院銀三十枚御帷子、長存銀十枚、鑁識銀十枚御服御帷子等賜レ之、其外四人同レ之賜二御暇一云々、
七日、今日如レ例御祝、自二江戶一幕下爲二御使一水野監物參着、御帷子五領被レ進レ之、江戶御普請以下御尋、從二大坂一山口左馬允、秀賴公御使參府、今日爲二御祝儀一也、黃金十枚被レ進レ之、左馬允自分之進物、紫皮十枚御太刀御馬獻レ之云々、
八日、栂尾地藏院慶善院御禮、南光坊僧正披二露之一、今日南光坊言上曰、今度大佛供養、仁和寺御門跡開眼供養導師云々、然者天台門跡と座論可レ有二穿鑿一歟、秀吉公之時者、德善院其始、眞言僧木食上人眞言故、眞言座着レ左、到二今度一者、供養導師爲二妙法院一、然上者開眼導師勿論と存處、御室御門跡御出座之儀、不慮之至被レ申、仰曰、近代例不レ可レ用、聖武賴朝之時代儀式可レ被二相尋一、開眼供養堂供養、兩日歟一日歟、於二一日一又朝歟晚歟、天台眞言同時出仕歟、片桐市正可二尋遣一之由傳長老奉レ之云々、
九日、飛鳥井中納言家之系圖、歌道宗匠日記備二御覽一

十六日、御嘉定如レ例、巳刻、南殿出御、宰相殿中將殿少將殿御例座、御祝之時、三人之公達御少年故、令レ出二御座一給事御無用之由云々、配膳西尾丹後守、次日野大納言入道三方、傳長老足附、冷泉中納言同上、水無瀨宰相入道同上、大澤少將同上、御緣山名禪高片木、佐々木中務少輔同上、畠山長門守同上、土岐左馬助同上、同市正同上、其外三好因幡守、三好丹後守、猪子內匠助、本田若狹守、德永左馬助、戶川肥後守、市橋下總守、堀丹後守直奇、其外諸士不レ可二勝計一、午刻、常御放之間、天台論議、題、因業念佛、果業念佛、今日者無二講師一、兩人宛問答、人數九日に同、精義惠心院被二仰付一云々、

十七日、天台論議、題、宅內にして乘二大白牛車一歟、宅外にして乘歟、人數、精義正覺院僧正、南光坊僧正、講師月山寺、惠心院、眞光院、春日岡、竹林坊、法泉院、今日知積院、幷鏡識坊、長存坊、圓福寺、從二江戶一參上、出二御前一、頃日在二江戶一、於二幕下御前一論議三度有レ之由云々、冷泉中納言弄花持參捧二御前一、是者頃日自二御前一可二校合一之由被レ仰本也、

十八日、松浦肥前守隆信出二御前一、頃江戶勤二御普請一、西國平戶吉利支丹可レ改之旨被二仰出一云々、

十九日、島津右馬助御禮、獻二伽羅卷物御太刀御馬一云々、

廿日、眞言新儀論議、題、隨二劣根氣佛の方便に一、惡を願ふ者には惡をつくしと敎示する歟否、講師長存坊、精義知積院、建穗寺學頭、蓮臺寺、圓福寺、今日南都華嚴宗可レ赴二江戶一由被二仰出一云々、

廿二日、天台論議、題、元本之無明をは、等覺にて斷する歟、妙覺にて斷する歟、精義正覺院、講師春日岡、南光坊僧正依二所勞一無二出仕一、今日片桐主膳正、大野修理大夫出二御前一、則赴二江戶一云々、

廿四日、眞言新儀論議、題、生死無明無始有終歟、有始有終歟、講師鏡識坊、精義知積院、人數同前、從二越後少將殿一爲二使者一吉田某參府、出二御前一越後城之普請之樣子言上、今日自二江戶一爲二御使一靑山善四郞重政參着、獻二御內書一、則召二御前一、御普請石垣等事令レ問給云々、

廿五日、天台論議、題、極善極惡、善人極樂に生る事早き歟、惡人地獄に墮る事早き歟、人數十六日同、無二講師一兩人宛問答、精義惠心院云々、

廿六日、眞言新儀論議、題、於二現世一成佛歟、前世善根

四日、爲₂幕府御使₁自₂江戸₁成瀨豐後守着府、諸大名石垣築ㇾ之、過半成就之由言上、併雨故少遲引云々、自₂四月廿三日₁至₂今日₁霖雨、是者四月二三四五六日、朝夕日其色如ㇾ朱、諸國所々洪水、堤崩損橋田畠流、百姓迷惑云々、成瀨豐後守被₂仰付₁、をもりなしの斗鷄于₂江戸₁幕府被ㇾ進云々、

五日、幸若大夫舞曲築島云々、

六日、妙法院宮袷衣十領帷子十領、梶井宮五束五卷、青蓮院宮帷子單物十領被ㇾ進、出₂御前殿₁御對面、於₂御前₁有₂論議₁、三門跡幷五山衆、論議聽聞云々、論議題、君臣相同一生歟及₂他生₁歟、

南光坊僧正
正覺院僧正
學五法竹眞寶
林智林光心
坊院寺坊院

觀音院より春日岡迄
惠光坊講師

中ナカ月春日東觀 講師
山日増光音
院ミ寺岡院坊院

七日、御能、三門跡同天台宗、其外僧衆見物、御能組、室君八郎實盛少進夕貌觀世三十郎、左近子、初勤ㇾ之、紅葉狩今春七郎、

八日、五山衆上洛、愛宕威德院御目見云々、

九日、天台論議、先日撰被ㇾ殘衆也、題、抑止門攝取門之心にて、五逆之惡人可₂成佛₁歟否、西樂院、行光坊、延命院、鷄足院、東光坊、學林坊、法泉院、宗光寺、泉福寺、禪行坊、嚴光院、相住坊也、學林坊雖ㇾ爲₂人數₁、法泉院問答相手に、重而被₂仰付₁也云々、御能役者六十餘輩、御服御帷子被ㇾ下、金春同孫子七郎唐織御服拜領」、

十日、華嚴宗論議、題三界唯一心、心外無₂別法₁、心佛及衆生、是三無差別にして、不ㇾ可ㇾ有₂不同₁、人數先三日に同、講師帥君云々、播磨良照院殿歸國輝政御後室、云々」、

十一日、幸若大夫舞曲、伏見常盤云々、

十二日、庭田宰相□□從₂江戸₁歸府、下間少進法印赴₂江戸₁、頃日在府御能、今日金子十枚綿百把賜ㇾ之云々、

十三日、天台論議、題、感得衣裏寶珠限₂法華₁乎、爾前餘經にも有ㇾ之否、僧衆六日に同、鷄足院、法泉院被₂召加₁、講師惠心院、論議以後、因業念佛、果業念佛、竹林坊、五智院兩僧令₂問答₁、西福寺被ㇾ召₂御前₁、此事被₂仰出₁云々、

仰出、今日池田越前守□□御禮（光政甥、攝州尼崎代官、）云々、

廿二日、天台衆各參上、出御南殿、南光坊僧正被申云、此比比叡山八王子三宮有珍事、其故者、學林坊奴二郎天狗廻之、不知行方處、十日計過、彼二郎歸云、我頃日當山二郎坊爲使者、愛宕太郎坊、鞍馬大僧正、彦山豐前坊、大山伯耆坊、上野妙義法印、何も叡山へ可被參由有觸、則各大天狗登山之由就申之、而人皆爲不思議思、彼三宮參詣見之處、晴天俄曇、風雨烈、甚大霰降、其後彼二郎、三宮社段棟に飛揚り、如倒落而於軒端起擧、つまだてゝ立り、其外之者大勢、於社上色々爲不思議、扇をつかい歌舞體、諸人見之、又三宮扉尋常二三十人持程なるを、一町程宛ひらめかし投之、雖然此扉少も不損、又自虛空大礫數多打之、如郊積上云々、

廿三日、戸田釆女正□□御禮、獻銀五十枚御給衣御帷子十領、是者近江膳所城主息男也云々、

廿四日、南光坊僧正出仕、御雜談次而被申云、上野國日光山鑓日比銅出山、頃日銀出之由、留守僧申越之由、併佛法御擧用故如此歟云々、指而無御擧用云云、

廿六日、五山衆從江戶歸府云々、

廿七日、五山衆出御前云々、

廿八日、天台論議、題暗證禪師、誦文禪師、以致化可成佛歟否、叡山僧關東僧廿四五人云々、

廿九日、五山衆銀御服被下、里見安房守□□御禮、銀百枚御單物御帷子獻之、

六月

朔日、辰半時出御、諸士出仕、各於御前富士氷被下、幸若大夫舞曲（高館伊吹落、）今日南都東大寺、清涼院、同花嚴宗御禮、清涼院當時倶舍讀也（號卿君、）云々、

二日、松平和泉守子息御禮、和泉守依死去、繼目御禮也、獻銀五十枚御帷子等、今日卷本之續日本紀不足之所十卷、此中仰五山衆令書續給、捧御前、今日竹林坊、鷄足院、日增院、觀音院、即座問答被仰付、題五逆罪人不可成佛、答、法花の上にては善惡不二邪正一如故、提婆も如來預莂ほとに可成佛云々、竹林坊講師、問答御入興云々、

三日、華嚴宗論議、題十方國土一佛歟亦多佛歟、講師清涼院（卿君）大喜院、惣持院（帥君）无量壽院、專實坊、治部卿云々、今晚妙法院、梶井宮、青蓮院着府云々、

五日、御能依レ雨延引、自二幕下一爲二御使一酒井雅樂頭忠世參府、右大臣從一位拜賀之御禮也、依二日次惡一、八日出仕可レ有レ之旨被二仰出一云々、

六日、論議、題自證法授他否、講師月山寺、中院、眞光寺、成菩提寺、春日岡、法輪寺云々、

八日、酒井雅樂頭忠世出二御前一、從二幕下一被レ進二銀三千枚御太刀光長御馬一黑鹿毛、雖レ然銀三百枚被二召置一云々、奧之常之御座於二御上段一御禮、本多上野介并阿茶御局披二露之一、雅樂頭爲二自分一爲二御禮一、獻二蠟燭五百挺御太刀御馬一、御暇被レ下、御腰刀光長拜領、今日歸二于江戶一、爲二加藤肥後守爲マヽ名代一加藤右馬允御禮、是者會津蒲生飛驒守秀之息女、御孫女、幕下爲二御養娘一、令レ嫁二肥後守一給二祝儀一也、獻二緋繻子廿黑繻子廿御服十領銀二百枚一、右馬允自分進物、御服五領銀三十枚獻レ之、片桐市正御目見、移レ刻有二御雜談一、干飯二箱、一倉炭三箱獻レ之云々、

十日、今日板倉周防守自二京都一參、出二御前一、移レ刻御密談云々、

自二十一日一十四日迄霖雨云々、

十五日、天台論議、題夢有二實因實果一否、講師眞光寺、精義中院、月山寺、成菩薩院、春日岡、法輪寺、法泉寺三井寺の云々、

十六日、自二江戶五山衆一文頌到來、文題、君子德風也、小人德草也、草加レ風必偃、頌題、是法住法位世間相常住、法華方便品、於二御前一金地院道春讀進、令二褒美一給云々」、

十九日、加藤式部少輔□□御禮、左馬助子息、仕國伊與、三ヶ年腫物煩遲參、獻二銀百枚綿二百把袷衣十領一、本多上野介披二露之一、父左馬助在江戶、京都從二伊賀守一飛脚到來、五畿內大雨洪水、賀茂川堤切流二町屋一云々、瀨田橋板傾落云々、右之旨板倉內膳言上、則可二修補一之旨被二仰付一云々、加賀肥前守利家カ◎長、于レ時中納言、年五十三、逝去之由今日申來云々、

廿日、片桐市正出二御前一、御暇被レ下、秀賴公巢鷹被レ遣レ之、市正巢鷹御馬拜領、今日申刻、叡山正覺院僧正、南光坊權僧正、五智院、泉福寺、惠光坊、西樂院、佛眼院、竹林坊、惠心院、行光坊、日增院、叡光院、東光坊、學林坊參府云々、

廿一日、叡山僧衆御目見、暫有二佛法御雜談一、僧徒退出以後、於二奧之間一血脈御相傳、從二南光坊僧正天海一令レ受レ之給、今日池田備後守知行可レ被二召放一之旨被二

之旨辭退申、雖レ然彌神妙被二思召一之間、强而被二仰付一云々、

勅使廣橋大納言兼勝、三條大納言實條、其外藪宰相□□、日野辨□□、廣橋辨兼賢、高倉□□參向、今日登城、今度勅使下向意趣者、女御（幕府御息女）可レ有二御入内一之由、又大御所太政大臣歟、准三后從一位御任官之由言上、大御所重仰曰、公家中之法式爲二糺定一、諸公家之記錄皆書寫可レ有レ之旨被レ仰、三代實錄西三條所持之由言上、今日道三玄朔出二御前一、江戸御番替云々、自二京都一飛脚到來、申云、大佛殿鐘唐金一萬七千貫目餘、鞴數百卅二丁、樋四筋、鑄師棟梁山城國釜之座彌右衞門、同助左衞門、又脇棟梁十一人、諸國鑄師都合三千百餘人云々、鐘の口九尺一寸五分、高さ一丈八寸、厚さ九寸云々、

廿一日、今日於二三之丸一御能、高砂（金春）經政（金春七郎）、三輪（中將殿）、鵺（中將殿）、野々宮（少進）皇帝（中將殿）、御裳洗（金春）勅使公家衆見物也、

廿二日、羽柴越中守忠興在江戸之處、依二所勞一御暇被レ下、御目見、進物袷衣十領段子廿卷、今日池田備後守捧二目安一、直訴申云、神子と號して女盜人有レ之、諸方女中を迷し、金銀を取故、神子拷問之處、池田備後妻所に有レ之由依二白狀一、請取不レ申由言上云々、證跡依レ有レ之、備後守蒙二御氣色一云々、

廿三日、新儀論議、題心法色形、講師長存、知積院、此外諸化衆御暇被レ下、江戸幕下參云々、幕下爲二御目見一五山衆御暇被レ下云々、論議以後、三好因幡守、三好丹後守、本田若狹守、能勢伊勢守、保田甚兵衞、奥田三郎右衞門召二御前一、今度池田備後守儀被二仰出一云云、

廿七日、從二江戸一爲二御使一安藤對馬守參府云々、

廿八日、今日安藤對馬守出二御前一、江戸幕下御任官之儀令レ伺給、勅定之旨不レ及二違背一之由被レ仰、又本草綱目令レ遣レ之給、于二江戸一無レ之故也云々、

五月

朔日、今日御拍子有二五番一、老松（觀世）、當麻（金春）、松風（觀世）、錦木（金春）、江口（觀世）云々、

二日、論議、題西方非二西方一云々、

三日、片桐市正御禮云々、

四日、論議、中院、成菩提院、法輪寺、題離散開悟、月山寺、講師春日岡云々、

京山科安祥寺ニ飛脚到來、去三日、高野山前檢校寶性院死去云々、後任可レ爲ニ大樂院ニ之由有ニ御氣色ニ云云、

九日、智積院出仕、當時眞言新儀能化也、同觀識坊、長存坊、圓福寺出ニ御前ニ、明後日可レ有ニ論議ニ之旨被ニ仰出ニ云々、

十日、安養寺存康洞家法問、題洞山無ニ寒暑ニ云々、

十一日、新儀法問、知積院、明星院、建穗寺學頭、近江摠持寺、菖蒲吉祥院、上野鏡識坊、結城之長存坊、下總圓福寺、題無爲戒、講師圓福寺云々、

十三日、眞言新儀論議、精義知積院、人數同前、題發心即到、今日群書治要、續日本紀、延喜式等之拔書上ニ于御前ニ、金地院道春於ニ御前ニ讀ニ進之ニ、未刻生鰹二箇彥坂九兵衛獻レ之、柳津浦當年始而釣レ之云々、賀茂社人如ニ例年ニ葵并卷數獻レ之云々、

十四日、於ニ三之丸ニ御能九番、五山長老衆、冷泉黃門見物、御能組、白樂天、（金春）春榮、（中將殿、少將殿、御年十、）井筒、（少進、小鍛、宰相殿、）鞍馬天狗、（中將殿、）通小町、（同）盧刈、（金春七郞、）柏崎、（金春）葵上、（少進）養老、（梅若大夫）云々、

十五日、於ニ三之丸ニ御能九番、一番竹生島、（金春七郞）二ー賴政、（少進）三ー千手、（金春）四ー谷行、（金春）芭蕉、（少進）花月、（金春七郞）、安濟、（少進）善知鳥、（金春）老松（金春七郞）云々、

十六日、新儀論議、知積院、題業識能所、講師鏡識坊云云、

十八日、傳奏衆自ニ江戶ニ歸府、法相論議、題八識之內四分、（見分、相分、自證分、證自證分、）一乘院、講師北院、東北院、阿彌陀院、摠持院、妙喜院等、今日就ニ大乘院ニ就受戒、東大寺興福寺有ニ戒和尙公事ニ、百五六十年、東大寺退轉之間、興福寺戒和尙可レ勤之由被レ仰云々、一乘院賜ニ御暇銀百枚綿百把ニ、喜多院賜ニ銀五十枚綿百把ニ云々、

十九日、御違例、今日板倉伊賀守飛脚到來、申云、去十六日卯刻、大佛鐘鑄成就云々、今日高野衆從ニ江戶ニ歸府、即座論議被ニ仰付ニ云々、

廿日、眞言論議、題西方非ニ西方ニ、自身即西方、明王院、大樂院、无量壽院、如意輪寺、遍明院、正智院、金剛三昧院、多聞院、西南院、庵室、北室院、次に新儀論議、同高野衆聽聞、題法身說法、知積院、明星院、摠持寺、建穗寺學頭、菖蒲吉祥院、鏡識坊、長存坊、講師圓福寺、論議過而以後、高野衆召ニ御前近ニ、寶性院相ニ續大樂院ニ可レ然之由被ニ仰出ニ、大樂院申云、先師存寄所有レ之

廿五日、論議終而、於二御數寄屋一、一乘院、喜多院、東北院、阿彌陀院賜二御茶一、御茶入大海云々、

廿六日、管絃藪宰相□□、琴樂人三人、但候二簀子一、笙篳篥笛樂之名、一番千秋樂、二番青海波、三番陵王、常之於二御書院一有レ之、於二奥之間一御女中方會津御後室御息女令レ聞レ之給云々、

廿七日、冷泉中納言爲滿參府、古今傳授爲レ可レ被レ得也云々、

廿八日、於二駿府一熊野森火起請取、是者兄を殺す由論有レ之、彥坂九兵衛奉行云々、

廿九日、從二江戶一爲二御使一土井大炊助參府、今日田中筑後守參府、是者江戶依二御普請一也云々、

晦日、筑後守御禮、獻二銀二百枚獻黑羅紗一、十間、本多上野介披二露之一、備前松平左衛門督郞從荒尾但馬守、福原淸左衛門、石原市右衛門御禮、獻二御服二領宛一、土井大炊助有二御密談一云々、

四月

朔日、諸士如レ例出仕、幸若有二舞曲一云々、

二日、夕日如レ火赤、今日件火起請取者手裏改レ之、奉行見レ之、被レ究二實否一云々、

三日、昨日夕陽、今朝日色如レ銅赤、見者驚レ之、今日本下右衛門大夫御禮、銀二十枚御服獻レ之云々、

四日、明星院眞言有二論議一、加藤肥後守忠廣御禮、獻二銀二百枚御服十領御袷衣廿領一、同郞從五人御目見、今日間宮新左衛門、田邊十郞左衛門從二佐渡一參府、銀千貫目餘持參云々、

五日、群書治要、貞觀政要、續日本紀、延喜式、自二御前一出二五山衆一、可レ令レ拔二公家武家可レ爲二法度一之所上之旨被二仰出一、金地院崇傳道春承レ之、淨土宗西福寺長老獻二撰釋集二卷一、則於二御前一令レ讀給、摠持院法華經廿八品歌廿八首獻レ之、於二御前一冷泉金地院令レ讀レ之、今日自二駿府前濱一、似レ龜魚網に引揚、漁人持來、廿餘人荷レ之、背黑如二龜甲一、頭如二犬顏一、尾三股に出、有二大鰭一、腹色斑、諸人見レ之云々、肥前大村丹後守□□銀二十枚段子五卷云々、

六日、午刻霰降如二冬天一、今日越前少將殿忠直御禮、銀二百枚綿三百把被レ獻レ之、同家老本多伊豆守、同丹下被レ召、忠直若輩之內、兩人可レ致二後見一之由被二仰出一云々、

八日、越前少將殿御目見、今日令レ赴二江戶一云々、從二

同前、則賜二御暇一、于二江戸一下向、午刻、五山衆捧二文章一、御目見之處、即席題寶樹多二華菓一衆生所二遊樂一頌を作る云々、

十日、雨降今日淺間御能延引云々、

十二日、天霽今日於二淺間一御能九番、卯刻渡御、宰相殿中將殿少將殿御供、近習數百輩供奉、一乘院、北院、天台南光坊、月山寺、藥樹院、眞言衆寶鏡院、大樂院、明王院、其外五山衆見物、御能組、弓八幡、通盛、湯谷、殺生石、杜若、海士、項羽、自然居士、呉服、金春七郎、同新五郎、大藏大夫勤レ之云々、

十四日、今日法相宗論議、題八識之上立二九識一乎否、難云、楞伽住の心は、八識の上に九識を立つ、答云、法相宗の所レ立は、八識の內に有爲無爲をも眞如をも攝す、別に九識を不レ可レ立、

阿彌陀院 法華寺　講師 慈恩　證議 一乘院
妙壽院 持　同 喜多院 菊亭殿息
明王院 院　東北院 廣橋息

同日、眞言論議、寶性院所務無二出仕一、題佛與二菩薩一有二同異一否云々、

大慈院 講師 遍　明王院
寶鏡院 明　无量壽院
正智院 院　如意輪寺
金剛三昧院　多聞院
北室院　西南院

聽衆兩傳奏、其外公家衆、南光坊、月山寺、藥樹院、其外淨土宗、五山衆云々、

十七日、法相論議、題大小戒二同異一云々、

一乘院 講師 壽　阿彌陀院
東北院 多　妙喜院
摠持院 院　華藏院
明王院

廿一日、細川內記御禮、銀子御服等獻レ之云々、

廿三日、法相論議、題法華譬喩品、三車四車、問、羊車、鹿車、牛車是を三車と云、此三車は、火宅門內にあれは、門外に別に大白牛車あるへしと、無二亦無三なれは、四車あるへし、答、宅內牛車、即大白牛車にして、別に不レ可レ有、唯此一事實、餘は即非レ眞、又實道二人、形色憔悴とあれは、三車の證文也、

一乘院 講師 同　證議 喜多院
東僧院 陀院　明王院
摠持院 院　妙喜院
華藏院 同

拳菩薩と云、此菩薩北方にして、大日の叶に叶歟不レ叶歟と云問答也、講師大樂院、高室院、多聞院、庵室、遍照光院云々、

十九日、佐竹右京大夫獻ニ南鐐銀二百貫目砂金千兩一、是從ニ領内銀山一出云々、

廿日、今日淺間神事、〔一〕土井大炊助爲ニ御使一參着、午刻洞家宗法問、題靈雲見ニ桃花一悟道、靈雲勒禪師參ニ潙山一、見ニ桃花一悟道頌云、三十年來尋ニ劍客一、幾回葉落又抽レ枝、自ニ從一見ニ桃花一後、直至ニ如今一更不レ疑、玆明圓頌云、二月桃花處々新、靈雲一見更無レ親、相逢盡レ道體官去、林下何曾見ニ一人一、法問衆遠州全長寺宗珊、瑞光寺、得願寺、廣德院、安養寺、大林寺、天林寺、秀陽、泉良、宗惠、宗珊かはりに云、爛熳と咲ふた桃花の色は、萬歲の色を含む、林下一人もみゑぬは、天下安全の吉事、

廿一日、土井大炊助召ニ御前一、本多上野介申次、御閑談移レ刻、他人不レ知レ之、眞言論議、題任無爲戒三摩耶戒とは同歟別歟、口に眞言を唱へ、手に印を結ふか如きは、三摩耶戒也、心法に約するは無爲戒也、僧衆同前云々、

廿二日、土井大炊助召ニ御前一、御直に御密談、歸ニ赴于江戸一云々、

廿四日、高野寶性院、寶龜院、無量壽院、明王院、遍明院、正智院、其外十餘輩參府、則金地院右之衆參府之段言上處、明日可レ有ニ出仕一之旨被レ仰云々、

廿五日、生駒讃岐守正俊參府、則今日出仕、獻ニ銀百枚御服十領一、眞言論議、題發心即到、講師無量壽院云々、

廿六日、題大悲代受レ苦、講師正智院云々、

三月

朔日、自ニ幕府一爲ニ御使一水野監物參上、上巳之御祝儀也云々、

五日、奈良一乘院御門跡、北院、其外法相之學匠數輩、依レ召參府、爲レ可レ被レ聞ニ論議一也云々、

六日、南禪寺五山天龍寺慈濟院彭長老、相國寺慈照院保長老、鹿園院晫長老、建仁寺常光院紹益、兩足院□□東福寺不二菴、龍眼庵□□、南昌院◎以下七八字空白依レ召參着、於ニ御前一即席文章可レ令レ書給一之旨所レ被レ仰也、今日傳奏廣橋大納言兼勝、同辨兼賢、三條大納言實條、藪宰相□□、高倉少將□□參府云々、

七日、五山衆下向之旨達ニ上聞一處、明後九日出仕可レ有之旨被ニ仰出一、然者文章を書可ニ持參一之旨被ニ仰出一、題爲レ政以レ德、譬如下北辰居ニ其所一、而衆星共上レ之と云題也云々、

八日、廣橋兼勝、三條實條、廣橋辨兼賢、藪宰相□□、高倉少將等御對面、今日黑田筑前守參着、松平武藏守參着云々、

九日、黑田筑前守獻ニ銀二百枚御服十領一、松平武藏守

昨夜より來ニ于此地一、留ニ往來之者一、今日路次箱根山爲ニ御用心一也、成瀨豐後守爲ニ幕府御使一參向、被ㇾ進ニ御肴一云々、

廿八日、渡ニ御善德寺一云々、

廿九日、駿府御着、則川江橋迄、宰相殿中將殿少將殿爲ニ御迎一令ㇾ出給、則供ニ奉于御城一令ㇾ入給云々、

晦日、從ニ幕下一爲ニ御使一土井大炊助參着、則本多上野介同道、召ニ御前一、從ニ將軍家一仰之趣密々言上、移ㇾ刻退出、砂糖二十斤拜領、折節自ニ長谷川左兵衛一所ㇾ獻也云々、

二月

朔日、大御所出ニ御南殿一、諸士出仕、又召ニ土井大炊助一、右之御返事御直書、又御密談、歸ニ參于江戸一、其以後被ニ仰出一旨者、今度大久保相摸守相親之輩在ㇾ之由、幕下御腹立之旨、近習之輩被ニ仰聞一云々、

二日、淺野但馬守參着、舊冬紀伊守路歟◎跡目被ニ仰付一、紀伊國拜領御禮參着之由、本多上野介言上、明日御目見可ㇾ仕之旨被ニ仰出一、當國沼津城可ㇾ令ニ破却一之旨、上野介帶刀正被ニ仰付一、大久保相摸守伯父大久保治右衛門口口依ㇾ爲ニ居城一也云々、

三日、淺野但馬守御禮、銀三百枚御服二十領獻ㇾ之、則今日于ニ江戸一可ニ參覲一之旨被ニ仰出一云々、

八日、寺澤志摩守御禮云々、

九日、今日眞言論議、題意密本尊向ニ行者一、本尊一一不ㇾ向ニ行者一、講師大樂院、多聞院、庵室院アセチ、遍照光院云々、

十日、今日御山鷹野、宰相殿中將殿少將殿令ニ供奉一、御列率輩數百人、申刻還御云々、

十二日、羽柴右近忠政、蜂須賀阿波守至隆、有馬玄蕃頭豐氏參府云々、

十四日、南殿出御、森右近羽柴獻ニ銀二百枚御服十領一、蜂須賀阿波守獻ニ銀百枚御服十領一、有馬玄蕃頭獻ニ銀五十枚御服五領一云々、

十五日、眞言論議、題ニ密双修口一、講師多聞院、大樂院、庵室、遍照光院、自ニ今晩一近習之輩御夜詰御免云々、

十六日、羽柴丹後守口口京極參府云々、

十七日、羽柴丹後守口口御禮云々、

十八日、眞言論議、題奉菩提正覺、東方大圓鏡智藥師如來、南方平等性智觀音、西方妙察智阿彌陀、北方成所作智釋迦、中央法界體性智大日如來、是を五智の如來と云、四方に各四菩薩有、四々十六にして、北方第十六番を

而死去云々、
十五日、御鷹野、本多出雲守忠將、御鷹場近所知行所參着、每日御肴等獻レ之、御氣色快然云々、
十六日、卯刻、東金御動座、申刻、千葉着御、村越茂助死去之事言上、御哀憐云々、
十七日、千葉御動座、路次御鷹野、未刻、葛西着御云云、
十八日、申刻江戸新城還御、將軍家爲ニ御迎一令レ出給、及ニ黄昏一藤堂和泉守出仕、大御所召レ之、藤堂和泉守有ニ御密談一云々、
十九日、召ニ本多佐渡守一仰曰、今度大久保相摸守與ニ山口但馬守一結ニ婚姻一、不レ得ニ上意一、依レ之相摸守子右京主膳御追放、安藤對馬守被レ遣ニ於小田原一、城廓請取、相摸守從者可ニ追放一之由被ニ仰出一云々、
廿日、及レ晩有ニ天台論議一、精義南光坊、講師法輪寺、其後大鷹二聯羽柴越中守忠興、同一聯賜ニ鍋島信濃守一云々、
廿一日、巳刻江戸御動座、申刻、御ニ止宿神奈河一云々、
廿二日、藤澤着御、終夜雨降云々、
廿三日、巳刻屬レ晴、出ニ御藤澤一、申刻、着ニ御中原御旅館一云々、
廿四日、中原出御、路次御鷹野、鶴一雁數多令レ摯給云云、未刻、小田原着御、今晩佐渡守、上野介、帶刀、大炊助、對馬守連判狀、遣ニ大久保相摸守一云々、
廿五日、未刻將軍家着ニ御小田原一、秉燭之後有ニ御對面一、御閑談移レ刻、佐渡守、藤堂和泉守在ニ御前一、餘人不レ近レ之、將軍家還ニ御二之丸一、大御所仰曰、明朝自ニ早天一此城破却可レ有之云々、仍江戸駿府諸卒崩ニ石垣一壞ニ大門一、依ニ此騷動一、自ニ江戸駿河一、馳ニ參小田原一輩不レ可ニ勝計一、今日最上駿河守飛脚自ニ江戸一參着、申云、去十八日、最上出羽守義光卒去之由、佐渡守言上、依レ之子息駿河守家親急下國、仕置等可ニ申付一之旨被ニ仰出一云々、
廿六日、松平筑前守利光使札到來、高山右近□□（南之坊也）內藤飛驒守□□依レ爲ニ伴天連宗旨一、捕レ之遣ニ于京都板倉伊賀守一、其外宗旨替者不レ替者、記錄而獻レ之、本多佐渡守、同上野介言上、仰曰、日本國中伴天連宗旨不レ替者、急可レ流ニ遣津輕一云々、兩人奉レ之、即回ニ觸狀一云々、
廿七日、御ニ着三島一、保田甚兵衞□□鳥彌左衞門□□、

廿八日、依レ爲二節分一、從二越谷一于二江戸一還御、幕下新城渡御、

廿九日、爲二歳暮一、織田有樂御禮、銀五十枚小袖五領、羽柴越中守忠興御禮、銀三百枚小袖十領、鍋島信濃守銀三百枚小袖十領、松平土佐守銀二百枚小袖十領、堀尾山城守銀百枚小袖五領、松平攝津守、同下總守、石川主殿助、本多美濃守、松平和泉守、本多豐後守、松平主殿助、其外諸大名不レ可二勝計一、各獻二進物一云々、

晦日、諸大名歳末御禮、幕府御禮云々、

慶長十九年甲寅

正月大

朔日甲寅、天晴風靜巳刻爲二御禮一將軍家渡二御于新城一、於二南殿一御對面、御太刀守家御馬代銀百枚、御奏者大澤少將披二露之一、奥之於二御座敷御上段一御祝、御酌松平右衛門佐正久、御加水野金十郎□□、御陪膳金森左兵衛□□、北見長五郎□□、内藤掃部助□□、其以後諸士御禮云々、

五日、渡二御本丸一、御祝儀終而南殿出御、御能三番、高砂、百萬、善界共、幕府御二男國君八歳令レ勤レ之給、幕府御臺所大御所 御女中衆 簾中見物、御女中見物、諸士無二出仕一云々、

六日、巳刻、增上寺觀智國師御禮、法問僧衆弘經寺、新知恩寺、勝願寺、了的、其外天台衆、眞言衆諸宗御禮、入レ夜天台南光坊論議、常陸笠間郡月山寺依レ爲二學匠一、寺領三百石御寄附云々、

七日、爲二御鷹野一渡二御葛西一、入レ夜自二幕下一御使者成瀬豐後守被レ進二御肴一云々、

八日、千葉渡御云々、

九日、東金渡御、於二路次一鶴四令レ擊給、此所形地甚叶二御意一、爲二幕下御使節一水野監物參着、御使者切々被レ進之儀、御機嫌快然云々、

十日、鶴五雁十八鶴七令レ擊給云々、

十一日、鶴六雁十六令レ擊給云々、

十二日、鶴三令レ擊給、近邊猪多有レ之由、可レ狩之由被二仰出一、明後日于二江戸一還御可レ被レ成之旨被二仰出一、

十三日、土井大炊助、永井右近、松平右衛門佐、其外近衆百餘輩、爲二鹿狩一吉田佐倉邊參向、則鹿二猪四獲レ之云々、

十四日、雨降無二御動座一、今日於二江戸一村越茂介直吉煩

被二仰出一云々、
廿九日、卯刻葛西出御、路次鶴六雁數多令レ擊給、未刻江戶于二新城一還御云々、

十二月

朔日、南殿出御、將軍家御對面、諸大名御禮、不レ可二勝計一、午刻、南光坊仙波中院於二御前一佛法御雜談移レ刻、御氣色快然、則僧正於二仙波近所一寺領五百石被レ爲二寄附一、仙波中院黃金十枚被レ遣レ之、兩僧退出以後、增上寺國師出仕、是亦佛法之御雜談、明後三日、江戶可レ有二御動座一之由被二仰出一云々、
二日、巳刻、幕下渡二御新城一御對面、御密談移レ刻、未刻、幕府還二御本城一、大御所供奉之輩、爲二御暇一本城出仕、黃金呉服等拜領云々、
三日、未明幕下爲二御暇乞一渡二御新城一、辰刻、大御所御動座、着二御稻毛一、鶴二雁數多令レ擊給云々、
五日、自二御鷹野一還御、明曉可レ有レ渡二御中原一之由御諚、入レ夜本多佐渡守御暇被レ下于二江戶一歸、隼一居萬病圓二百粒八味圓百粒拜領、來春諸大名御普請可二相觸一之由被レ仰處、飛驒國主金森出雲守正重、當春尾州那護屋臨時之御普請致之條、可レ被レ除之旨被二仰出一云々、
六日、着二御中原一、從二京都板倉伊賀守一飛脚到來、堺政所細井喜三郎頓死之由言上云々、
七日、從二幕下一爲二御使者一板倉周防守重宗于二中原一參着、御肴物被レ進レ之云々、
十三日、俄自二中原一江戶可レ有二還御一之由御諚、辰刻御動座、申刻稻毛渡御、是者未無二御擊飼一蒼鷹數多在レ之故、來正月、上總國土氣東金可レ有二御鷹野一之由、幕下爲二御迎一、夜半渡二御小杉一、則御對面、幕府于二江戶一還御云々、
十四日、午刻大御所江戶新城令二入御一、幕下又同新城渡御、御對面云々、
十五日、到二秉燭一諸大名御目見云々、
十九日、伴天連門徒爲レ可レ有二御追拂一、大久保相摸守于二京都一可レ被レ遣之旨被二仰出一云々、
廿二日、京都板倉伊賀守飛脚到來、其狀云、去十九日卯刻、禁裡御移徙、內侍所已下無事、如二先規一渡御之由申來云々、
廿五日、爲二御鷹野一渡二御越谷一云々、
廿六日、相摸守爲二用意一歸二于小田原一云々、

論議申刻終、川越御旅館還御云々、
晦日、忍渡御云々、
　霜月
二日、卯刻幕下爲二御鷹野一、渡二御鴻巣一云々、
四日、御鷹野、今日酉刻、於二忍御殿一、新儀論議、題五字
能造論議、精義弘善院、講師長久寺、息諦院、玉藏院、
無量寺、長存坊、吉祥院、明星院、觀音寺、鏡識坊云々、
九日、佐野修理大夫御目見、是者富田信濃守弟、雖
レ蒙二御氣色一、無レ誤旨達二上聞一如レ此云々、
十日、御鷹野云々、
十一日、御鷹野云々、
十二日、御鷹野云々、
十三日、御鷹野云々、
十四日、御鷹野、來十七日可レ有レ渡二御岩付一之由被二
仰出一云々、
十五日、大御所御寸白氣故、御鷹野止云々、
十六日、依二御違例一、明日出御、十九日迄遲引之由被二
仰出一云々、
十七日、御不例依二御復本一御鷹野云々、
十八日、御鷹野、於二路次一百姓等上二目安一、于レ時代官
深津八九郎、與二百姓一於二御前一遂二對決一、直分レ聞レ訴
給、然代官私曲、則代官被二召上一、高木九助□□小栗庄
右衛門□□遠藤豊九郎□□天野彦右衛門被二仰付一
云々、
十九日、卯刻岩付御動座、路次中御鷹野、申刻渡二御岩
付一、城主高力左近爲二御迎一參向云々、
廿日、岩付出御、未刻、渡二御越谷一、本多上野介知行自二
小山一參向、將軍家從二鴻巣一于二江戸一還御云々、
廿一日、御鷹野、鶴三雁十六令レ擊給云々、
廿三日、幕下爲二御使一神尾五兵衛參、則出二御前一云
云、
廿四日、近邊百姓、於二御鷹場一、代官捧二目安一、還御之
後、及二秉燭一代官與二百姓一被二召決一處、百姓無レ謂事、
仍致二言上一、則棟梁六人被二召搦一云々、
廿五日、鶴五雁鴨數多令レ擊給云々、
廿六日、明日葛西可レ有二渡御一之由被二仰出一、越谷御鷹
野中、鶴十九令レ擊給、御氣色甚快然云々、
廿七日、卯刻越谷出御、令レ赴二葛西一給、鶴六令レ擊給、
申刻渡二御葛西一云々、
廿八日、鶴五令レ擊給、明日于二江戸一可レ有二還御一之旨

御聽聞、持戒、毀戒、威儀、具足、正見、邪見、利根、鈍根、等雨、法雨、煩惱、不斷成佛、五逆罪滅歟、精義南光坊僧正、講師那須法輪寺云々、

十日、辰刻本城御成之儀、自ニ去夜一依ニ御咳病一延引云々、

十三日、鵜殿兵庫助□□、寄藤半右衞門□□、川毛備後守□□、中村伊豆守家屋破却、兵庫被レ召ニ預土井大炊助一、備後內藤若狹守云々、

十七日、御咳病依ニ復本一、明日于ニ幕下一御本城可レ有ニ渡御一之由被ニ仰出一云々、

十八日、辰刻渡ニ御御本城一、供奉本多上野介、成瀨隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衞門佐、後藤少三郎、醫師衆、其外近習百餘輩、申刻、淺野但馬守召ニ本城一、則被レ召ニ御前一、紀伊守遺跡紀伊國拜領、依レ無ニ實子一舍弟爲レ子云々、

十九日、卯刻本多上野介、成瀨隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衞門佐、與安法印、後藤少三郎、道春等、幕府於ニ本城一御料理、巳刻、幕府新城渡御、南光坊論議御聽聞、題、以ニ我功德力、如來加持力、法界力、三具足一爲ニ御身成佛一、今日入レ夜、石川玄蕃頭日來不儀依ニ露顯一、知行沒收、大久保石見守緣座云々、

廿日、卯刻爲ニ御鷹野一于ニ戶田一渡御云々、

廿一日、御鷹野、鶴一雁五鴨令レ擊給云々、

廿三日、川越渡御云々、

廿四日、富田信濃守□□知行被ニ沒收一、其身奧州岩城鳥井左京亮□□被ニ召預一、立花左近□□高橋者、富田依レ爲ニ一味一也云々、

廿五日、石川肥後守、同弟半三郎、兄玄蕃儀に付被ニ沒收一、又佐々孫介、同內記所領被ニ召放一、依ニ富田事一也云々、

廿六日、藤堂和泉守依レ召參上、於ニ川越御旅館一密々御閑談、富田知行十萬石御改易云々、

廿七日、松平右衞門被ニ仰付一、於ニ岩付一白鳥三十三取レ之云々、

廿九日、巳刻、於ニ仙波一南光坊論議、大御所御參詣、題妙覺位有入重玄門之儀乎、

中院　講師 精義　月山寺
　　　春日 南光　西運寺
眞光寺　問 坊　法輪寺

儀御侘言申上、御赦免、近習御小姓河内梅千世俄盲、檢校被二仰付一云々、
十七日、巳刻爲二御鷹野一駿府御動座、清水渡御云々、
十八日、善德寺着御云々、
十九日雨降御滯留、菱喰御鐵炮二羽令レ連給云々、
廿日、三島御着、大久保相摸守爲二御迎一參上、於二浮島原邊一、伊豆銀山之者目安指上、大久保石見守惡名申上、石見守存生之內不二申上一、唯今申上事、太不レ叶二御意一云々、
廿一日、小田原着御、本多佐渡守加藤助右衛門□□、自二幕下一依レ仰、爲二御迎一參、御機嫌甚快然云々、
廿二日、中原御着云々、
廿三日、御逗留云々、
廿四日、御逗留云々、
廿五日、藤澤御着云々、
廿六日、神奈川着御、幕下爲二御迎一御動座、則於二御旅館一御對面移レ刻、幕下于二江戶一還御云々、
廿七日、未刻、于二江戶新城一着御、諸大名御目見云々、
廿八日、幕府于二新城一出御、御對面、

十月

朔日、諸大名御禮、增正寺國師出仕云々、
二日、卯刻葛西御放鷹、鶴一雁四鴨九令レ擊給、又菱喰三鐵炮令レ討給、申刻還御云々、
三日、南光坊僧正於二新城一論議、題現世安穩、後世善所、兩御所御聽聞、其外諸大名聽聞、淨土宗廓山江戶誓願寺聽衆云々、
四日、南殿出御、近習伺候、幕下渡御、御閑談之後還御、本多佐渡守同上野介召二御前一、御閑談移レ刻云々、
六日、南部信濃守從二奧州一參着、則出二御前一、獻二砂金千兩一云々、
七日、關東所化付二淨土宗一召二御前一、愚癡無癡之輩之往生令レ問給云々、
八日、於二新城一吉祥寺□□法問、泉龍法問、本來面目、頌措不レ成盡不レ就、讃□不レ及休二生受一、本來面目無レ所レ藏、世界壞時渠不レ朽、今日富田信濃守□□坂崎出羽守□□訴申故、兩御所出二御南殿一、直裁許令レ聽給、富田非之由被二仰出一云々、及二昏黑一淺野紀伊守遺物玉堂肩衝茶入、吉光脇指、キネノオレ、古銅花入進上、本多佐渡守披二露之一云々、
九日、於二新城一南光坊僧正論議、其外十三人、兩御所

物云々、
八日、今日土井大炊助于二江戸一歸參云々、
九日、來月十七日、爲二御放鷹一令レ赴二關東一可レ給之由被二仰出一云々、
十日、廓山參府、則出二御前一、增上寺國師可レ有二參府一由言上、佛法有二御雜談一云々、
十一日、南光坊僧正爲二御暇一登城之處、則論議御所望、御藥等被レ遣レ之云々、
十三日、增上寺國師參府云々、
十五日、巳刻增上寺觀智國師駿府報土寺被レ居、大御所于二此寺一渡御、御供本多上野介、安藤帶刀、成瀨隼人、村越茂助、松平右衛門佐、其外百餘輩、暫法問御聽聞、題一念彌陀佛即滅無量罪、午刻還御、從レ夫南光坊宅渡御、暫佛法御雜談、及二昏黑一還御云々、
十七日、國師源譽登城、法問有レ之云々、
十八日、同於二殿中一國師法問云々、
廿一日、江戸吉祥寺出二御前一、野狐話法問、今日松平武藏守玄隆同左衛門督忠繼父輝政逝去、爲二繼目一參着云云、
廿二日、件兩人御對面、銀三百枚御太刀守家武藏守獻レ之、銀二百枚御太刀長光左衛門督獻レ之、于二江戸一可二罷通一之旨御諚云々、
廿七日、卯刻大風雨、近邊士民家屋破壞、及二申刻一止云々、
廿八日、佐和山井伊兵部少輔爲二御目見一下着云々、
廿九日、淺野紀伊守幸長廿四日未刻煩再發、存命不定之由註進云々、

九月

朔日、淺野紀伊守幸長、廿五日辰刻死去之由言上云云、
二日、增上寺源譽國師登城、佛法御密譚、不レ叶二御内存一云々、天台四門之處毀レ之給、不レ叶二御意一、天台宗御崇敬云々、
三日、片桐市正着府、出二御前一、爲二御加增一知行一萬石、自二秀頼公一雖レ被レ下、關東御前憚不レ領レ之、則今日拜領云々、
七日、從二江戸一神尾五兵衛、爲二重陽御使一參府云々、
九日、神尾五兵衛出二御前一、御服五領進上、關東鳥多來賓之由申上云々、
十六日、於二御前一以二松平右衛門後藤少三郎一、檢校之

六七輩、可レ在ニ不座一之旨被ニ仰付一、於ニ惣檢校一、是者大久保石見依レ致ニ出入一也、其內高山誕一檢校、近年名譽平家琵琶上手也、

廿四日、美作國主森右近忠政依レ召今日參府云々、

廿六日、森右近被レ召ニ出御前一御直談、其上青木紀伊守肩衝茶入拜領、是松平左衛門督忠繼舅也、忠繼若輩故、可レ有ニ異見一之由被レ仰歸國云々、從ニ長崎一飛脚到來、唐船數艘來之由、後藤少三郎申レ之、又從ニ暹羅國一木屋彌三右衛門歸朝之由、罷下御目見、彼國之事令レ問給、僧數多有レ之由、着ニ黃法衣一云々、

廿八日、論議云々、

七月

三日、今日內裡御柱立云々、

六日、南光坊僧正從ニ叡山一下着、高野寶性院下着云云、

七日、於ニ淺間一御能七番、梅若大夫勤レ之、大御所御見物、及宰相殿中將殿少將殿、黃昏還御云々、

八日、御能七番、藤堂和泉守小姓左京喜之助、池田備後守、鈴木久右衛門、水無瀨一齋役レ之云々、

九日、大久保石見守息藤十郎□□、同弟外記□□、同弟權之佐□□、同弟雲十郎□□、同弟內膳□□、其外越後播磨居住之息男、以上七人切腹可ニ申付一之旨、件預り人之許被ニ仰遣一云々、

十七日、論議云々、

廿三日、論議云々、

廿五日、從ニ江戸一爲ニ伏見御城番替一、松平安房守□□、井伊掃部助直孝、渡邊大隅守□□、一色宮內少輔□□參府云々、

廿六日、伏見御番替、昨日參府之輩、御目見上洛云々、

八月

朔日、諸士出仕、則於ニ南殿一御對面云々、

二日、從ニ長崎一花火上手唐人參府云々、

三日、花火唐人、今日御覽、則六日之夜、花火可レ有ニ御覽一之由被ニ仰出一、イゲレス今日候ニ殿中一、獻ニ猩々皮十間、弩一挺、象眼入鐵炮二挺、長さ一間程之鏤雞六里見ロ之云々、

五日、土井大炊助爲ニ御使節一從ニ江戸一參府云々、

六日、惣檢校以下六十餘人參府、是者大久保石見守所出入之儀御立腹、爲ニ御侘言一參府、臨ニ昏黑一花火唐人、於ニ二之丸一立花火御覽、宰相殿中將殿少將殿御見

艘、其外漳州舟六艘着岸之由申レ之云々、
六日、神龍院吉田出仕、出二御南殿一、臨二其期一、神道傳授秘密之事、輙不レ可レ聞之由被二仰出一、神龍院金地院佛法有二御雜談一云々、
七日、本多上野介爲二御使一赴二江戸一、何之爲二御使一事、他人不レ知レ之、密々被二仰遣一云々、
九日、三井寺僧衆八人下着、則今日於二南殿一御目見、金地院申次、明後十一日、論議可レ令レ聞給一之旨被レ仰、題者色身戒體一一、
十三日、從二江戸一上野介歸府、密々言上云々、
十六日、傳奏衆上洛、今日嘉定如レ例、播磨國主輝政一男武藏守玄隆賜二播磨國一、二男左衛門督御孫子也、賜二備前國一、同播磨國之内三郡賜レ添レ之云々、

諸公家法度

一公家衆家々之學問、晝夜無二油斷一樣可レ被二仰付一事、
一不レ寄二老若一、背二行儀法度一輩者、可レ處二流罪一、但依二罪輕重一可レ定二年序一事、
一晝夜之御番、老若共無二懈怠一相勤、其外正二威儀一相調、伺候之時刻、如二式目一參勤仕樣に可レ被二仰付一事、
一夜晝共に、無二指用一所に、町小路徘徊堅停止之事、
一於二公宴之外、私にて不似合勝負、并於二不行儀之青侍以下拘置一者、流罪同二先條一事、
右條々相定所也、五攝家并傳奏其屆有レ之時、從二武家一可レ行二沙汰一者也、

慶長十八年六月十六日　御判

板倉伊賀守殿へ

勅許紫衣之法度

太德寺、妙心寺、知恩寺、知恩院、淨華院、粟生光明寺、金戒寺黒谷、
右住持職之事不レ能レ成、勅許以前可レ被二告知一、撰二其器量一可レ相計一、以二其上一入院之事可レ有二沙汰一者也云々、
十八日、照高院上洛、北野松梅院并宮仕座論、松梅院可レ有二下知一旨被二仰出一、宮仕能閑改易云々、仰曰、竹内曼殊院御門跡、北野寺務萬事可レ爲二仕置一之旨被二仰出一云々、
廿日、板倉伊賀守上洛云々、
廿一日、天台論議云々、
廿二日、播磨御後室歸國云々、於二京都一座頭檢校誰々

廿日、眞言新儀論議、題自力他力、智積院、和州長谷玄翁、關東明星院云々、

廿五日、大久保石見守長安死去云々、

廿六日、諸司代伊賀守參、則於二御前一京都之儀申上、又爲二御使一自二江戶一土井大炊助參府、是越前國爲二御仕置一也云々、

廿七日、村越茂助、安藤對馬守、自二播磨一歸府、則輝政仕置等之儀言上、中村主殿助、若原右京仕置惡之由、仰曰、右京可レ被レ行レ罪、主殿助病死云々、

廿九日、照高院御門跡道勝御下向云々、

五月

朔日、醍醐三寶院御門跡御下着云々、

二日、兩門跡御登城、於二南殿一御對面、今日米津田清右衛門尉口口下代依二不行儀一阿波國流罪云々、

三日、西園寺右大將實益息三位中將公益下着云々、

四日、諸公家出仕、於二南殿一御對面云々、

五日、諸公家諸大名御禮、今日照高院、三寶院、本山、當山兩山臥出入有レ之付、於二御前一裁許、武藏不動院可レ有二御追放一之由被二仰出一云々、

六日、幸若八郎九郎大夫召二御前一、舞曲有レ之、又大久保石見守跡之勘定、下代共被二召出一御改之處、過分私曲有レ之由、殊外御腹立、彌諸國石見守賊實可二改出一之由可レ觸之由被レ仰云々、

十九日、今日越前國主家老本多伊豆守富正國中仕置被二仰付一、御朱印頂戴歸國云々、是者去年越前少將殿家中就二鬪諍一、伊豆守相手今村掃部助、淸水丹後守舊多御改易、今度中川出雲守口口、廣澤兵庫助、林伊賀守遠流、竹島周防守去年訴來時分、訴人依二斬罪一自二少將殿一被二召禁一、則乘二籠輿一參府、對決落居、周防被二召置一處、件禁獄耻思敷、及二黃昏一自殺云々、大久保石見守下代共、悉諸大名被二召預一云々、

廿日、松平筑前守利光御禮、獻二銀子五百枚綿五百把紅絹百匹朽葉色絹百匹一、陪臣横山山城守口口、奥村河內守口口、同攝津守自分御禮、獻二進物一御目見云々、

廿二日、筑前守依二御暇一江戶下向云々、

廿七日、播州輝政御後室（御姫子也）、依レ召今日御下着云々、

六月

四日、吉田神龍院梵舜神道可レ在二御傳授一旨被二仰出一、明後六日卯刻被レ定云々、

五日、從二長崎長谷川左兵衛一、暹邏舟二艘、ヱゲレ舟一

云々、
四日、天台論議、講師樂樹院、五智院、覺林坊召二三人一、四十人爲二合手一問答、ほうしんを翻て成佛歟、即身成佛之論議、論議終而賜レ饗云々、
五日、於二三之丸一御能、中將殿御能五番、田村、安宅、鵜、三輪、鞍馬天狗、少將殿御年十一御能二番、江口、柏崎、宰相殿御小鼓一番江口被レ遊云々、其餘猿樂勤レ之、大御所并御母堂方御見物、日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守、天台僧衆見物云々、
十一日、於二三之丸一御能、觀世、金春、大藏大夫、梅若大夫、藤堂和泉守小姓喜之助、池田備後守、鈴木久右衛門、水無瀬一齋勤レ之、一番右近、二番清經、三番松風、四番葵上、五番天鼓、六番海士、七番偶田川、八番通小町、九番弓八幡、天台眞言僧見物、今日爲二御使一自二江戶一安藤對馬守參府云々、
十五日、爲二播州御仕置一安藤對馬守、村越茂助被レ遣レ之云々、
廿九日、於二三之丸一御能、中將殿二番、少進法印二番、金春大夫四番、觀世大夫一番、今日佐竹右京大夫爲二御目見一參府、又古田織部正參府、自二去秋一在二江戶一、今日參府爲二御目見一云々、
晦日、佐竹右京大夫今日御禮、獻二銀百枚御服十領一云々、

四月

三日、越後少將殿忠輝參府云々、
四日、越後少將殿御禮、被レ獻二銀百枚御服十領一云々、
五日、於二三之丸一御能九番云々、
六日、同亭御能云々、
八日、於二殿中一新儀之論議有レ之、大佛智積院、關東明星院導師、此外所化四十餘輩、題地水火風空之五體離れて成佛歟否歟云々、
九日、奧州政宗參府、越後少將殿舅也云々、
十日、政宗御禮、銀百枚御服十領云々、
十二日、於二御數奇屋一政宗賜二御茶一、唯心禪高兩人爲二相伴一云々、
十三日、加賀國主松平筑前守利光幕下御聟爲二使者奥村備後守參府、爲二御息女誕生祝儀一、銀百枚御服十領被レ獻レ之云々、
十八日、三之丸御能九番、中將殿、少進法印、其外役者勤レ之云々、
十九日、依二陸奧守御服一歸國云々、

柴（森）右近忠政、松平長門守秀就、細川內記忠利、松平武藏守玄隆、淺野紀伊守幸長、蜂須賀阿波守至隆、羽柴左衛門大夫正則、黑田筑前守長政、堀尾山城守忠晴、松平土佐守忠茂、（◎義カ）田中筑後守忠政、鍋島信濃守勝茂、加藤左馬助嘉明、生駒讃岐守正俊云々、

四日、駿府町人等御禮云々、

五日、巳刻御山鷹野、未刻還御云々、

六日雨降、奥之於二御書院一、金地院崇傳和尙御目見、增上寺觀音國師使僧廓山上人、其外天台眞言淨土法華御禮、伊勢內宮外宮之社人等御禮、諸社人等御禮、遠州可睡宗珊法門有レ之、本來面目之話、法門畢而、爲二御布施一靑銅百貫被レ遣レ之云々、

廿九日、自二播磨一使者到來、去廿四日巳刻、松平三左衛門輝政俄大中風指出無言之由、本多上野介言上、大御所御驚、而黑川八左衛門と申大番衆被二仰付一、中風之御藥烏犀圓被レ遣、同臨二昏黑一使者到來、去廿五日申刻輝政死去云々、是依レ爲二御聟一甚御愁歎云々、

二月

五日、自二幕下一爲二御使一土井大炊助參上、是輝政死去、有レ被レ仰儀一密々言上、播磨國御仕置等之事之由云々、

十八日、天台座主正學院僧正、欒樹院、五智院、禪行坊、禪定院、多武峰竹林坊、武州川越仙波南光坊僧正、仙波中院、淺草安養院、觀音院、江戶神田立法寺、上野千妙寺僧正、其外卅人、事利竪橫之論議丨丨丨相入之手立、何れも面々胸中盡すと云々、

廿日、黑田筑前守子息右衛門佐、於二江戶一自二幕下一御名字被レ下、右衛門佐爲二御禮一、銀子三百枚、同父筑前守獻二銀百枚一、賜二御盃一、其上御太刀守家御馬鹿毛賜レ之、則御暇出歸國、今日淺間之神事延引、昨日洪水、建穗寺往還不通故也、建穗寺僧淺間祭之役勤レ之故也云々、

廿一日、今日淺間神事執行云々、

廿三日、自二叡山一天台宗五六輩依二參府一、今日三首病人論議在レ之、一字不說之論議、論議終而賜レ饗云々、

廿八日、叡山正學院僧正、千波南光坊僧正、上野國くろねの千妙寺僧正賜レ饗、三人僧正三方膳御施物銀十枚被物二領宛、中老僧衆銀五枚被物二領賜レ之、若輩僧靑銅三百匹、被物一宛賜レ之云々、

三月

三日、節供之爲二御禮一、諸大名出仕、於二南殿一御目見

廿七日、自二大坂一秀頼公被レ進二玄鶴一、是鷹所レ摯也、自二三河一爲二越年一來松平和泉守、松平主殿頭、水野日向守、本多豐後守、本多縫殿助、菅沼左近、丹羽勘介等也云々、

慶長十八年癸丑

正月大

朔日、庚申陰、及黄昏小雨、幕府御名代酒井左衛門尉家次、大澤少將□□披二露之一、左衛門尉自分御禮御太刀持參云々、越前少將殿忠直越後少將殿忠輝、大澤少將披二露之一云々、松平和泉守□□、松平河內守□□、松平玄蕃頭□□、松平主殿頭□□、水野日向守□□、本多縫殿助康俊、本多豐後守□□、戸田土佐守□□、三好因幡守□□、戸川肥後守□□、三好丹後守□□、松倉豐後守□□、水野河內守重弘、桑山左衛門佐□□、本田ホツタ若狹守□□、池田備後守□□、堀丹後守直奇、瀧川豐前守□□、佐久間河內守□□、市橋下總守□□、山代宮內少輔□□、桑山左近□□、岡越前守□□、宮木丹波守□□、能勢伊豫守□□、近藤信濃守□□、德永左馬助□□、山岡主計頭□□、分部左京亮□□、朽木兵部少輔□□、川勝信濃守□□、猪子內匠助□□、別所豐後守□□、布衣平侍衆云々、

二日、陰、秀頼公御名代速水甲斐守守久(次イ)、大澤少將披二露之一、日野大納言入道唯心、水無瀨宰相入道一齋獻二御太刀一、山名入道禪高、畠山左近、土岐市正□□、土岐左馬助□□、上杉黨、木曾黨、西尾豐後守□□、遠藤但馬守□□、竹中丹後守重門、古田大膳大夫□□、稻葉右近大夫□□、谷出羽守□□、平野遠江守□□、長谷川縫殿助□□、片桐市正且元、同主膳正獻二御太刀一、醫者衆法印法眼御太刀持參、羽柴(宗)對馬守□□名代柳川豐前守□□、御退出之時、京堺大坂奈良伏見町人等御禮云々、入レ夜有二御謠初一、宰相殿、中將殿、少將殿、日野唯心、山名禪高、永井右近、本多上野介伺候、御謠五番、觀世大夫、梅若大夫其外御服二領宛拜領云々、

三日、快霽於二御座處一三獻之御祝、宰相殿、中將殿、少將殿御裝束、國持衆名代獻二御太刀御馬一、羽柴肥前守利家、于レ時中納言、米澤中納言景勝、毛利輝元入道宗瑞、前中納言、松平三左衛門尉輝政、島津陸奥守家久、松平陸奥守政宗、佐竹右京大夫義宣、松平下野守忠鄉、京極若狹守忠高、同丹後守□□、南部信濃守利直、最上出羽守義光、羽

十六日、仰二本多上野介一赴二一乘院宿所一、申下春日社頭造替料八木二萬石可二寄進一之旨上云々、井上半九郎爲二御使一自二江戸一來府云々、

十八日、京都角倉與一獻二紅糸緋紗綾沈香藥種縮砂斑猫葛上亭長等一、後藤少三郎申レ之、此與市者遣二商船於安南國一、毎年往來云々、今日諸寺事、傳長老板倉伊賀守兩人可レ聞之由有二御諚一、片桐市正古田織部正皆赴二江戸一、因被レ下二御樂一云々、

十九日、出二御前殿一、奈良不動院出仕、有二御法談一、次令レ尋二維摩經之事一給、又三論宗要文寫二一紙一、於二御前一讀二進之一、日野入道、金地院、因果居士等伺候云々、御雜談之中、昔年御幼少之時、有二又右衞門某ト云者一、錢五百貫奉レ賣二御所一之時、自二九歳一至二十八九歳一、御二座駿河國一之由令レ談給、諸人伺候皆聞レ之云々、

廿日、自二江戸一幕下被レ進二初鴈一、(自二相馬一來云々)本多上野介言二上之一、今日就二寒食一麵修製、不レ入二御意一、與安法印改爲レ之、生姜汁多而麵不レ堅、仍有二御氣色一云々、

廿一日、今晝日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守、三好因幡守、同丹後守、本田(ホッタ)若狹守、池田備後守等賜二御料理御茶一云々、

廿三日、出二御前殿一、日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守、金地院、玄陽坊出仕、松浦肥前守隆信出二御前一、獻二段子五卷一云々、

十二月(九月、十月、十一月缺)

十五日、(天陰欲レ雨)申刻還御、此間關東御放鷹也、諸大名御目見、爲二越年一赴二江戸一云々、

十七日、京極丹後守□□獻二銀百枚御服十領一、松平武藏守玄隆獻二銀百枚御服十領一、黑田筑前守長政獻二銀二百枚御服十領一、其子息萬德丸獻二綿二百把銀三千兩一、有馬玄蕃頭豐氏獻二銀五十枚御服二領一、稻葉彥六□□獻二御服二領銀五十枚一、山崎左馬允獻二御服二領銀五十枚一、古田大膳大夫□□同獻二御服銀子一云々、

十八日、諸大名賜二御茶一、日野唯心、山名禪高同席、各退出以後、黑田筑前守父子出二御前一、又獻二銀五□枚一、於二御廣間一賜二酒盃一、萬德丸爲二右衞門佐一、即御刀(長光)御脇指(政光)本多上野介傳レ之云々、

廿日、細川內記忠利御目見、獻二綿二百把一、木下右衞門大夫□□同出二御目見一、

廿六日、藤堂和泉守出二御前一、島津陸奥守獻二燒酒(アハモリ)二壺(琉球酒)砂糖五桶一、今夕石川主殿頭出二御前一云々、

晦日、連雨不霽、暹羅商客船頭獻段子緋羅鮫皮等、因令問諸國蠻夷之物語給云々、因果居士自京都來、今日御覽居士曰、猶活哉、即令問年給、答申云八十八、昨今雨入殿主窓戸、漏滴如雨、即大工源右衞門仰曰、此中井大和守不入念故也、名護屋殿主不可如此造、如此則可爲曲事云々、大和守當時上京、源右衞門大和守代棟梁也、廓山上人自江戸來、召而有淨土之御雜談、大久保石見守自一昨夕中風口喎、可下賜烏犀圓歟之由、宗哲法印申之云云、

八月

朔日、出御前殿、在府諸士其外僧徒等出仕、阿部川洪水、堤將切、昨夕安西衆諸人以薪材木土俵防之、可有普請之由彥坂九兵衞申之、今日於御前有將棋、榮任壽學元豐宗佐爲合手、御覽之給、常平生有之云々、

二日、有御勘定之糺明被改正、子年以來十餘年之間、今日大方可相濟之有仰出云々、

三日、金地院長老、廓山上人、多聞院出仕、仍令多聞院長深讀眞言要文給、今日賜科註法花於廓山云々、

四日、呂宋船頭類子御目見、獻段子及蜜二壺、今日長崎飛脚到來申云、去月廿三日、黑舟着津、白糸十四萬斤、其外段子等多來云々、後藤少三郎於御前申之、今日伊豆山般若院自豆州來參云々、

八日、南都一乘院有御對面、爲春日社造替下向云云、是當時陽明(近衛殿也)之御舍兄也云々、

十日、高野無量壽院御目見、南都不動院御目見、先是東大寺內法輪院與惣寺內有論訴、今日金地院言上之處、惣寺內可爲理運之由被仰出云々、

十二日、阿蘭陀舟來于平戸云々、

十四日、朝召一乘院賜御茶、日野入道、金地院、藤堂和泉守爲相伴、折節古田織部正重然下着、仍今朝立御茶、織部者當時數奇之宗匠也、幕下甚崇敬之給、諸侍志茶湯輩、朝于晚有茶湯云々、

十五日、諸人出仕如例、片桐市正且元出御前、獻銀三十枚羽織一領鳥子紙六束、古田織部正獻紫皮二十枚、大明人一官進上御藥種等、又大明人祖官出御前、仍召兩人、及唐土御雜談、甲斐國松木紹哲與畔柳壽學圍碁御覽、令助語給云々、

而其番頭令レ預二置其身一給云々、仰曰、惡黨被二召禁一事、政道之肝心也、則於二駿府一如レ此類有レ之否、可レ有二御糺明一者也云々、爲二秀頼公御使一佐々孫平參府、爲二星節之賀儀一黃金十枚被レ進レ之、又自分獻二單物帷子等一云々、

九日、南都喜多院賜二御暇一歸京、銀子五十枚袷衣單物等被レ進二遣之一、令レ尋二十重禁戒二百五十戒次第一給云々、

十三日、彥坂九兵衞申云、一昨夜飯田傳吉(舊高麗人)與二朝比奈甚太郎松野勘介一(共中將殿御小姓)於二町中一及二喧嘩一、甚太郎勘介等對二傳吉一吐二惡口一、剩拔レ刀懸向、其時傳吉不レ能二堪忍一散々切合、於二其場一勘介同郞從殺レ之、甚太郎二三箇所被レ疵倒臥、傳吉自レ是逐電、聞二召之一、飯田顯二手柄一之由有二御感一、而被レ召二返之一、甚太郎惡口之罪不レ輕、則可二殺害一之由被二仰出一云々、

十四日、及レ晚御霍亂氣、宗哲法印獻二御藥一云々、

十八日、閑室長老爲二遺物一、黃昏鈔(卷卅)一獻レ之、幸若大夫賜二御暇一歸二越前一、銀三十枚下二賜之一、今日日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守賜二御茶一、近習衆拜二領之一云々」、

廿三日、安藤對馬守此間爲二勘定糺明一在府、就二今日鼻下腫物一、外科伯安見レ之云々、

廿四日、御藥製始也、烏犀圓萬病圓雲母膏等劑也、宗哲法印奉レ之云々、

廿五日、出二御南殿一、藤堂和泉守、山名禪高、日野唯心、金地院伺候、高野多聞院長深出仕、依レ之有二眞言法門之御雜談一、今日大明商船及呂宋歸朝商船共廿六艘着二長崎一、白糸二十萬斤餘載來由、長谷川左兵衞狀到來、後藤少三郎於二御前一申レ之云々、

廿六日、召二三島代官一被レ仰曰、先年桑板自二八丈島一來、今在否、代官申云、六枚有レ之、厚四五寸云々、十餘年以前之事、無二御失念一之由各驚申云々、歳藏忍代官□□八九郞大河內孫十郞來府之由、松平右衞門申レ之、依レ之召レ之、令レ問二當年關東田畠之事一給云々、

廿七日、忍代官衆上二御年貢米金子數千兩一、松平右衞門奉レ之云々、

廿八日、出二御前殿一、日野唯心、花山院□□□父子、山名禪高、傳長老、其外諸士出仕、高野多聞院出二御前一、依レ之有二眞言之法談一云々、今日藤堂和泉守能興行、小姓左京爲レ之、故切々有二此事一云々、

廿九日、自二昨夜一大風雨、壞二倒屋壁一云々、

物十領㆒、九鬼長門守息男二人相具之御目見、赴㆓江戸㆒之由言上、嫡子獻㆓御太刀御馬單物五領㆒、二男獻㆓御太刀御馬㆒、今日金地院歸府、出㆓御前㆒及㆓御雜談㆒、令㆑問㆓院御不例之事㆒云々、

廿二日、板倉伊賀守以㆓飛札㆒、院之御不例御驗氣之由申㆑之云々、

廿四日、於㆓淺間之蓮池坊㆒有㆓眞言論議㆒、此比蓮花紅白交㆑色、且爲㆓御聽聞㆒、且爲㆓御納涼㆒渡御、兼依㆓上意㆒、以㆓密教所㆑立勝㆓顯教㆒爲㆑題、般若院快運、判者報土寺長老、金地院和尙、高野山寶龜院等候㆓御前㆒云々、

廿五日、松平攝津守獻㆓美濃瓜一籠㆒云々、

廿六日、藤堂和泉守自㆓江戸㆒歸府出㆓御前㆒、盛方院法印江戸御番相勤着府、出㆓御前㆒、獻㆓帷子二領單物㆒、賜㆓御暇㆒則上洛、成瀨隼人正獻㆓堺瓜二籠㆒、赤井豐後守自㆓京都㆒歸府、院御所御不例平驗之由言上、廣橋勸修寺寄㆓贈狀於本多上野介㆒云々、此豐後守先日爲㆑令㆑問㆓院之御惱㆒所㆑被㆑遣也云々、

廿八日、生駒讃岐守自㆓江戸㆒歸來出㆓御前㆒、賜㆓御暇㆒歸國云々、

廿九日、永井信濃守尙政自㆓江戸㆒爲㆓御使㆒參、是土用酷暑、御氣色安泰否令㆑問㆑之給云々、

七月

朔日、如㆑例在府諸武士出仕、午刻出㆓御南殿㆒、花山院大納言下着、則今日御對面云々、

四日、曝㆓御文庫之書籍㆒、今日島津陸奥守家久陪臣伊勢兵部少輔貞昌爲㆓使者㆒參府、緋段子二十端伽羅三斤沈香一箱獻㆑之、自分卷物五卷獻㆑之云々、

七日、水野監物自㆓江戸㆒爲㆓御使㆒參着、爲㆓七夕之賀儀㆒、被㆑進㆓御帷子五領及御袷衣御單物等㆒、就㆑之被㆑得㆓上意㆒云々、江戸御番衆中柴山權左（右イ）衞門、去月廿五日其小姓依㆑有㆑科而殺㆑之、然處彼小姓之傍輩在㆑側、拔㆑刀又指㆓殺權左衞門㆒逐電、幕府聞㆓召之㆒、方々令㆓追懸㆒給、終虜㆓彼者㆒來、彼者語云、日來相約云、縱雖㆑爲㆓主人㆒、理不盡之儀有㆑之者、可㆑報㆓其讐㆒之由、連署結㆓徒黨㆒故如㆑此云々、因㆑玆拷問被㆑尋、其黨類一一白㆓狀之㆒、其族世所謂歌舞妓者也、切㆓下鬢髮㆒、染㆓狂紋㆒、所㆑帶大刀長柄、（其刃刻戲言）、其容貌不㆓尋常㆒、件輩聞㆓彼白狀㆒、雖㆓逃散㆒搜㆓尋之㆒、已七十餘人被㆓搦捕㆒、其外遁去者五六十人、如㆑此者一兩輩者、面々家內有㆑之、然穗坂長四郞若年數十人拘㆑之、是以被㆑離㆓其所領㆒、

十九日、蒲生飛驒守終死去之由申來、令二驚歎一給云云、

廿一日、圓光寺閑室長老頃日罹レ病、今日遷化、令レ哀二惜之一給云々、

廿二日、越後少將殿江戸御亭燒失云々、

廿三日、寶性院賜二御暇一、歸二山于高野一云々、

六月

朔日、日野唯心、水無瀨一齋、冷泉三位、土御門左馬權助、舟橋式部少輔、在府諸武士出仕、巳刻出御、各賜二富士山氷一云々、

二日、江戸新開地有二御町割一、依二上意一京都及堺津商人下二賜屋敷一、後藤少三郎奉レ之云々、

六日、後藤少三郎始獻二甜瓜一籠一云々、

十日、醫師驢庵法印(瑞溪)爲二江戸之御番一來、今日出二御前一、則赴二江戸一云々、

十一日、青山圖書助爲二御使一參二江戸一、御普請之體、自二幕下一爲下窺二御意一給上也云々、

十四日、加藤肥後守自二江戸一歸來、出二御前一、御刀(國次)御脇指(國光)賜レ之、則歸國云々、板倉伊賀守以二飛脚一申云、仙洞御不例、友竹法印上二御藥一、少驗云々、

十六日、嘉定如レ例、日野唯心、水無瀨一齋、飛鳥井中納言、冷泉三位、土御門左馬權助、舟橋式部少輔出仕、在府諸武士伺候、午刻出二御南殿一、(御座上壇)宰相殿中將殿少將殿同相隨給、日野、水無瀨、飛鳥井、冷泉、土御門、舟橋等(共座疊上)依二上意一山名禪高召二疊上一、其餘皆候二御緣一、御前之御膳(三方)日野、飛鳥井(三方)冷泉、土御門、舟橋、水無瀨、山名(足附)其後珍菓嘉肴(片木)如レ山積レ之、所レ候之輩頂二戴之一、今日若原右京(池田三左衛門輝政家子)出二御前一、下二賜御馬一、又御藥等被レ遣二三左衛門一云々、

十七日、冷泉、舟橋賜二御暇一、銀二十枚綿子百把帷子五領宛被レ遣レ之、是依二院御惱一所二上洛一也、下間少進法印賜二御暇一、綿三百把拜二領之一、萬病圓烏犀圓等之御藥、被レ遣二本願寺門跡一也云々、

十八日、飛鳥井、土御門賜二御暇一、銀二十枚綿子百把帷子二領宛賜レ之、板倉伊賀守以二脚力一申云、院御惱逐日危急、而醫師難レ獻二御藥一之由申レ之云々、

十九日、寺澤志摩守(廣高)自二江戸一歸來出二御前一、獻二段子五段一、五島淡路守同出二御前一、獻二黃段二卷一云云、

廿日、美作侍從忠政(森右近也)着府、獻二銀三百枚帷子十領單

五月

朔日、在府諸侍出仕、午刻出二御前殿一云々、

二日、安居中於二駿府一、摠持院伊豆山般若院快運聚二僧徒一爲二眞言論議一、料米百石賜レ之、今日爲二御聽聞一渡御、論議題、以下凡聖六天有二差別一否上云々、

三日出二御前殿一、般若院竹林坊賢盛等、昨日眞言論議有二御雜譚一、加藤左衞門尉自二伯耆國一參、銀三十枚白絹三十匹獻レ之、松前伊豆守獻二膃肭臍二箱一云々、

四日、爲二御使一自二江戶一神尾五兵衞參、則爲二端午之賀儀一、御帷子五領被レ進レ之、今日國々諸大名獻二五日之御服一云々、

五日、在府諸武士出仕、巳刻出御、日野唯心、水無瀨一齋、土御門久脩出仕、飛鳥井中納言雅庸、冷泉三位爲滿、舟橋式部少輔秀賢昨日着府、出二御前一有二御雜談一、本願寺門主大僧正始出仕、袷衣五領銀子五十枚獻レ之、立二御座一令レ送レ之給云々、

七日、依二幕府仰一、於二甲斐國郡內一、有馬修理大夫自害之由、本多上野介言二上之一、是欲レ殺二長谷川左兵衞一罪也云々、

八日、日野唯心、水無瀨一齋、飛鳥井雅庸、冷泉三位爲滿、土御門左馬助久脩、舟橋式部少輔秀賢出仕、各賜二御鶴之羹一、有二倭漢儒釋之御雜談一、羽柴肥前守以二使者一獻二銀子千枚彼領內土産銀也、染絹百匹白絹百匹白布百匹一、又宰相殿中將殿共金熨斗付之刀十腰宛同獻レ之、堀尾山城守忠晴帶刀吉晴息、參府、銀子三百枚單物五領帷子五領蚊帳一張生絹萌黃獻レ之、同家子數十人爲二御目見一、村上周防守參府、銀百枚蠟百貫目十箱に入獻レ之云々、

十三日、高野山寶性院寶龜院無量壽院等出二御前一、及二佛法御雜談一、明日於二營中一、眞言論議可レ有二御聽聞一之旨被二仰出一云々、

十四日、有二眞言論議一、以二八識發心一爲レ題、寶性院爲二判者一、寶龜院无量壽院般若院智積院等僧卅餘人爲二論議一、爲二御施物一銀百枚賜二寶性院一、今日文殊院樞僧都勢與爲二遺物一、宋徽宗皇帝鷹畫二軸、遊行上人像自畫自贊獻レ之云々、

十五日、板倉伊賀守、米津田淸右衞門賜二御暇一上洛云云、蒲生飛驒守秀之日來病惱之由被レ聞二召之一、則以二牧野淸兵衞一差二下於會津一、令レ問レ之給、御樂等被レ遣レ之、大御所御煩也、

十七日、召二寶性院一令レ得レ傳二受眞言秘術一御云々、

二日、加藤肥後守息男忠廣、故肥後守淸正遺跡無二相達一賜レ之、爲二御目見一參着、則出二御前一、黃金百枚御服十領袷十領獻レ之、今日鍋島信濃守以二使者一黃金五十枚猩々皮卅間獻レ之、同父加賀守黃金十枚獻レ之、是今度信濃守領所有馬修理賜レ之之由風聞之處、依レ爲二大八之虛說一、喜レ之進二使者一云々、秉燭以後、幕府渡二御本丸一、有二御對面一云々、

三日、盜入二南都興福寺寶藏一由申來、則召二板倉伊賀守一、可二糺明一之旨被二仰付一云々、

八日、於二三之丸一有二御能一、金春少進等勤レ之、大御所將軍御覽云々、

九日、明日幕下可レ有二還御一云々、

十日、幕下早旦渡二御本城一、大御所御對面、自レ是直還御云々、

十四日、今川入道宗誾俗名氏眞自二京都一來府、則出二御前一及二御物語一云々、

十五日雨降

十七日雨降

十九日、山門南光坊僧正天海參府、則出二御前一、赴二武州仙波一之由申レ之、依レ之銀參十枚被物等賜レ之、則於二仙波一爲二寺領一三百石永代有二御寄附一、此僧正以爲二天台之學匠一、關東天台之所化可レ就之由上意云々、藤堂和泉守依二幕下御諚一赴二江戶一、今日安藤對馬守爲二御使一自二江戶一參着、是今度御座中宰相殿中將殿少將殿御成長有レ御二覽之一而、御喜悅有二御感悅一、又投頭巾御茶入御領納、御喜悅不レ淺之由申上云々、

廿二日、於二三之丸一中將殿有二御能之催一、大御所渡御、然所式三番千歲譜、不堪者舞レ之、是以有二御氣色一、而脇能以後還二御本城一、則無二御能一、自レ是諸猿樂蒙二御勘氣一、今晚三河國吉田城主 松平玄蕃頭昨日頓死之由申來云々、

廿四日、陰陽頭土御門久脩自二京都一參着云々、

廿五日、兩傳奏廣橋兼勝勸修寺光豐進二使者一申云、前日春日大宮之千木（チギ）折落、又今度若宮之千木折落、則禁中重御愼之由申レ之云々、御諚曰、是兩宮經二年序一而破壞之故也、自二幕下一可レ被二修造一之旨被二仰出一云々、

廿六日、相國寺艮西堂、春秋左氏傳三十卷、齊民要術十卷獻レ之、道春傳レ之云々、

廿八日、出二御前殿一、丹羽勘解由出二御前一云々、

之、急下向而國之仕置以下可下知之由被仰出云々、

十九日、幕府渡御本城、御對面移刻而及御雜談云々、榮任法師自京都來、依之於御前有京都御雜譚云々、

廿日、幕府有御將棋、山名禪高彼召御合手云々、

廿一日、幕下於加護鼻、令竹越山城守放鐵炮而御覽、(其玉目五十目)三度同坪放之、(其遠十三町云々、)今日幕府近侍之衆大久保右京、同主膳、鳥井讃岐等數十人、爲大御所御目見、今日岡本大八自獄中出之、府內渡之、於阿倍川原火罪、見人如堵、召板倉伊賀守、南蠻記利志旦之法、天下可停止之旨被仰出、於京都彼宗之寺院可破却云々、是夷狄之邪法、而亂佛法之正理故也、(大八修理傾此宗故、今及此儀云々、)長谷川左兵衛賜御暇、下向長崎云々、

廿二日、幕下召山名入道禪高、有御將棋、有馬修理大夫配流甲斐國、大久保石見守奉之云々、

廿三日、將軍家於御前、本因坊算砂宗桂法師有將棋、算砂勝云々、松平攝津守、同下總守、水野日向守、石川主殿助、本多縫殿助等、爲幕府之御目見參府云々、

廿四日、中井大和守正次自京都參、有大佛造立之御雜譚云々、

廿五日、駿府於三之丸有御能、幕下御覽、第一弓八幡(金春)、第二矢島(中將殿)、第三杜若(金春、御小鼓宰相殿)、第四唐船(中將殿)、第五鞍馬天狗(中將殿)、第六松風(少進)、第七鵜飼(金春)、第八安達原(少進)、第九海士(金春)、第十善知鳥(少進)、第十一呉服(金春)、狂言鷺二右衛門、甚六、彌太郎等役之云々、

廿六日、大御所於御數寄屋幕下御招請、日野唯心若狹守御相伴云々、其後及午刻、又幕下渡御本丸、其時大御所投頭布檜柴一之肩衝茶入共令出之給、將軍家叶御意、肩衝可被進之由被仰、則投頭巾領之御云々、

廿八日、將軍家渡御藤堂和泉守亭、宰相殿中將殿相隨給、有御能云々、第一竹生島(金春)、第二實盛(少進)、第三湯谷(金春)、第四二人靜(少進)、第五鍾馗(金春)、第六玉鬘(左京、和泉守小姓)、第七鵺(少進)、第八百萬(金春)云々、

廿九日、本多美濃守爲幕下御目見參府云々、

四月

朔日、在府諸士出仕云々、

廿八日、呑龍了的傳札自江戸來、則常御所召之、御法談移刻、其後出御前殿、松平陸奥守政宗銀百枚鮭鹽引十箇獻之、生駒讃岐守銀百枚御服十領獻之、於御數寄屋件兩人賜御茶、御茶入(投頭巾)所謂投頭巾、昔年紹鷗(珠光イ)始見此肩衝茶入時、取頭巾持之、嘆美之餘不覺擲頭巾、依之有此號、朱衣(アケノコロモ)(薄茶入)、日野唯心被召相伴云々、

廿九日、御山鷹野、藤堂和泉守自江戸歸來云々、

三月

朔日、算砂(圍碁)宗桂(將棋)自江戸歸參、今日府中諸侍出仕、午刻出御云々、

二日、御山鷹野云々、

三日、在府諸武士出仕、於前殿算砂宗桂圍將棊、宗桂勝云々、

四日、御山鷹野、土井大炊助自江戸來府云々、

五日、土井大炊助歸于江戸云々、

九日、漸及短夜之間、自今夜近侍之輩、御夜詰令赦給云々、

十日、伊豆山般若院(快運)獻續日本紀、令道春讀之、

十三日、幕下江戸御首途、着御藤澤、今日京極若狹守着府、宿衣物二領被獻之、(若狹守者幕下御聟也、)

十四日、幕府着御小田原云々、

十五日、幕府着御三島、今日以山門竹林坊、被口多武峰學頭也、下間少進法印自京都來、依可有御能也云々、

十六日、幕府着御清水、各近侍衆爲御迎參候云々、

今日金春大夫以下諸役者着府云々、

十七日辰刻、幕府入御駿府西丸、供奉本多佐渡守、大久保相模守、酒井雅樂助、土井大炊助、青山圖書助、山口但馬守、神尾五兵衞、水野監物、井上半九郎、其餘不可勝計、午刻幕下渡御本城、御劒(大久保左京持之)、有御雜談還御、宰相殿中將殿各御馬御刀等自幕下被進之、幕下御座間、大御所近習衆又可候御夜詰之旨被仰出云々、

十八日、岡本大八申云、日比有馬修理可殺長谷川左兵衞之由有其企云々、因茲自獄出大八而、於大久保石見守宅、與修理遂決、大八其企之趣一々申之、修理閉口而不能答之、是以被召籠修理畢、大八又入獄云々、彼有馬修理領知其子左衞門佐賜

讓、其辭世出來、其頌云、大我不生滅、去來豈喪身、遊戲爲易、問空却春云々、今日安藤對馬守爲御使參着云々、

十六日、成瀬隼人正、竹腰山城守自名護屋來、安藤對馬守江戶御普請舟入之畫圖持來之窺上意云々、

十七日、自江戶爲御使水野監物忠元參上、少將殿御疱瘡令問之給云々、

十八日、板倉伊賀守自江戶歸來云々、

廿日、淺間宮之廿日會、宰相殿中將殿有御出、於棧敷御覽云々、

廿一日、府中近邊御鷹野、秉燭以後、來月御能可有御覽、則方々諸役者可參之旨被仰出、此次召板倉伊賀守永井右近、觀世大夫可有御赦免之由被仰出、是往年爲非理之訴、欲殺無辜人、故背御意、當時隱居于高野山云々、

廿二日、召板倉伊賀守、自前代所相傳之寶物、悉被返進于禁中、院之御代所出來之物、皆仙洞可令移之給由被仰遣云々、

廿三日、本多上野介與力岡本大八、與肥前國有馬修理大夫交通、或時密謂修理云、先年被討捕黑船爲褒賞可被遣領知之旨、上野介承御諚之由申之、則修理舊領、當時鍋島信濃守領內肥前國某郡三郡可下賜之由、僞書御朱印之案文遣之、修理不知、其僞爲實而喜之、其間金銀錦繡等之賄賂不知其數、又大八語云、此事自江戶幕下可有御下知、爲其禮謝、江戶御家老可遣之旨稱之、白銀六百枚大八取之、以其銀爲商買、如此及歲餘、修理訝之、直贈書於上野介、上野介不得其意、呼大八詰之、大八不知之由陳之、此事達上聞、因修理召寄之及對決、修理出數通之證文、是以大八不能陳之、則爲白狀、今日駿府町奉行彥坂九兵衛尉光正奉行之、打擲禁獄、如此罪人、古今未聞之由、諸人申云云、修理因此若輩被誑惑、自是蒙御氣色云々、

廿五日、御山鷹野、宰相殿中將殿共爲御鷹野有御出云々、

廿六日、於前殿田中筑後守忠政有御對面、銀子百枚、黑羅紗十間獻之、今晚召本多上野介板倉伊賀守、來月中旬、幕下有御招請、而天下政務之御相談可有之由被仰出、今日生駒讃岐守正俊着府云々、

廿七日、府中近邊御鷹野、松平陸奥守政宗着府云々、

枚賜住持僧、又參正應寺給、是故大納言殿御墳墓所也、銀五十枚賜院主云々、
廿七日、着御名護屋云々、
廿八日、御屋作、湟以下之事被仰付之、今日淺野紀伊守以使者獻御服五領、則大鷹一居幷御鷹鶴賜之云々、
廿九日、御歸着岡崎云々、
晦日雨降、池田三左衛門輝政御服五領被獻之、則御鷹之鶴被遣之、又左衛門督忠繼大鷹一聯賜之、左衛門督者輝政孫子也、

二月

朔日雨降御逗留云々、
二日雨降御逗留云々、
三日、於遠江國堺川川山有御鹿狩、凡列卒五六千人、以弓銃驅之、又唐犬六七十匹縱橫追之、大御所相具鐵炮之上手數十輩令擊之給、猪二三十獲之給、時大雨降來故、令止御狩給、今晚着御濱松云々、
四日、中泉着御、今日成瀨豐後守□□爲御使自江戶參、幕府以御內書、安藤帶刀、村越茂助兩人、令尋大御所御機嫌之好惡給、度々被進御使者事甚有御感、則御鷹之鶴二翼被進之云々、
五日雨降
六日、御鷹野、及晚雨降云々、
七日雨降
八日大風吹、御滯留云々、
九日、着御懸川云々、
十日、依連日雨、大井河水增、而人馬不得渡之故、至金谷廻伊呂宇、求淺瀨渡之御、其邊村邑水練者千餘人來、爲河越供奉之御、女中方捧肩輿渡之云々、田中着御云々、
十一日、府中御歸座、此間於御鷹野令擊給鶴七十六、其餘鴈鴨之類不知其數云々、
十二日、自江戶幕下爲御使神尾五兵衛尉參着、御鷹野還御被賀仰之、今日於前殿、日野唯心、圓光寺長老、金地院長老賜饗、則有出御、而及御雜談、自女院以井家攝津守□□、畫物被贈進之云々、
十四日、於御前東鑑盛衰記異同令考之給、少將殿鶴君令煩疱瘡給、因茲醫師候營中云々、
十五日、三河國大樹寺鎭譽和尙、當初爲淨土宗之知

分之年始之祝儀申之云々、

六日、今日法中并社司爲御禮、仰遠州可睡軒宗珊而、曹洞宗之法問御聽聞之、以趙州無爲題、凡爲法問者三十餘人、圓光寺長老、金地院長老候御前、法問相終、被物銀子賜宗珊、又銀子百枚曾我山雲達賜之、是曾我山正法寺曹洞宗修理料也云々、

七日、今日於三河國吉良、爲御鷹野、御道途着御于田中云々、

八日、相良御止宿云々、

九日、横須賀着御云々、

十日、着御中泉、今晚織田有樂自江戶歸來、於此所爲御目見、則賜御鷹之鶴、可有上洛由被仰云々、

十一日、當所依爲御鷹場御逗留云々、

十二日、着御濱名云々、

十三日、着御吉田、城主松平玄蕃頭銀百枚賜之、

十四日、着御吉良、銀百枚城主本多縫殿助康俊賜之、本多美濃守□□、松平下總守清正、小野日向守□□、菅沼左近□□等至此所、爲御目見、今晚藤堂和泉守來于此所、是者去冬爲肥後國仕置御使赴彼國、則肥州之繪圖作之備御覽、此趣可言上幕下之由蒙仰、自是赴江戶云々、

十六日、御放鷹、今日青山圖書助爲御使來、是御鷹野爲御見廻云々、京極若狹守忠高、同丹後守□□共以使者、御服幷嘉肴獻之云々、

十七日、御鷹野、今日被進仙洞御鷹之鶴、傳奏廣橋兼勝、勸修寺光豐、御鷹之鴈各三羽宛被遣之云々、

十八日、御鷹野、御鷹之鶴令贈秀賴公給云々、

十九日、御鷹野、今日成瀨隼人正、竹腰山城守□□可參之由被仰遣駿府、是名護屋御普請之儀爲可被仰付云々、

廿日、着御岡崎、城主本多豐後守□□銀子百枚賜之云々、

廿一日、御鷹野、松平攝津守出御前云々、

廿二日、御鷹之鶴被進主上云々、

廿三日、御鷹野、成瀨隼人正、竹腰山城守參候云々、

廿四日、御放鷹、松平筑前守利光獻御服廿領、則御鷹之鶴被遣之云々、

廿五日、御鷹野、羽柴右近忠政獻段子御袴云々、

廿六日、大樹寺御參詣、是御祖父御菩提所、銀子五十

前、板倉伊賀守、米津田清右衛門□□同出御前、前日於田中爲御目見、此兩人山城國御檢地相終故參府云々、當時成瀬隼人正常在駿河昵近故、清右衛門在伏見而行其事云々、

廿七日、石川主殿助敦高爲越年參着、出御前、美濃尾張三河遠江之諸侍、悉爲越年參府、今日對馬國柳川豐前守朝鮮人參苙蕎肉從容等之藥種獻之云々、

晦日、此兩三日、日本國諸大名、爲歳暮之慶賀、金銀御服等獻之、不遑枚擧云々、

慶長十七年壬子

正月

朔日巳刻、出御前殿、御裝束白水干御劔高力河內守持之將軍家御名代神尾五兵衛尉守世越前少將殿忠直御孫子名代、越後少將殿忠輝御弟本多上野介正純披露之、今日出仕輩大澤少將□□、松平和泉守□□、同河內守□□、同玄蕃頭□□、同主殿頭□□、水野日向守□□、本多縫殿助康俊、同豐後守□□、戶田土佐守□□、三好因幡守□□、三好丹後守□□、松倉豐後守□□、水野河內守重弘、有馬左衛門佐□□、桑山左衛門佐□□、堀イ本田若狹守□□、池田備後守□□、堀丹後守直奇、瀧川豐前守□□、佐久間河內守□□、市橋下總守□□、山代宮內少輔□□、桑山左近□□、岡越前守□□、宮本丹波守□□、能勢伊豫守□□、近藤信濃守□□、德永左馬助□□、山岡主計頭□□、分部左京亮□□、川勝信濃守□□、猪子內匠助□□、別所豐後守各獻御太刀御馬、本多上野介、永井右近、西尾丹後守披露之、其外無官無位侍出仕之輩不可勝計云々、

二日、巳刻出御、秀頼公御名代某、金十枚被進之、今日出仕輩西尾豐後守□□、遠藤但馬守□□、竹中丹後守重、一柳監物□□、九鬼長門守□□、古田大膳大夫□□、稻葉右近大夫□□、谷出羽守□□、平野遠江守□□、長谷川縫殿助□□、日野入道唯心、水無瀬入道一齋、山名禪高、上杉黨、土岐黨、大島黨、高木黨、木曾黨、施藥院宗伯法印、與安法印宗哲、各御太刀御馬獻之云々、

三日、國々諸大名、爲年頭之賀儀、金銀御服獻之云々、

四日、自江戶將軍家爲御使土井大炊助參上、又自

於關東摯之給御鷹之白鳥有御料理云々、

四日、府中近邊御鷹野云々、

七日、寺澤志摩守參府、則出御前、獻銀五十枚段子十卷、同子次郎獻銀五十枚、本多伊勢守出御前、獻銀五十枚、去春父豐後守□□死去以後、其遺跡無相違繼之、今始出云々、召安藤對馬守、明年於江戶船入之普請可有之、中國九國之武士可相勤之由被仰出云々、

八日、御鷹野云々、

十日、府中近邊御放鷹、今日自攝州大坂、織田入道有樂着府云々、

十一日、御鷹野、今晚有馬左衞門佐着府出御前、綾子十卷獻之云々、

十二日（雨降）今夜幸若彌次郎大夫被召出、有舞曲、明日於田中可有御放鷹之由被仰出云々、

十三日、田中御鷹野御延引、是天氣不晴故也云々、

十四日、今朝有樂於御數奇屋賜御茶、日野唯心、山名禪高爲御相伴云々、檜柴肩衝之御茶入、朱衣肩衝御茶入、（溜茶入）盧堂之御掛物、古銅御花入令餝之給、大御所花を入給、御茶有樂立之、其後於前殿有樂立之、其後於前殿有樂獻黃金三枚御服五領、自秀賴公爲宰相殿疱瘡御平愈之賀儀、被進銀三百枚御服十領、石河伊豆守爲御使參云々、

十五日、府中近邊御放鷹、島津龍伯爲遺物、長光刀左文字脇指獻之、就之去歲所擒來之琉球王歸之、如前々琉球之往來可爲之由、自大明國依請之、則彼王歸遣之旨言上、依之琉球人着府、則於前殿御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之、今晚富士本門寺校割二箇相承、（日蓮筆、）後藤少三郎備御覽、其詞云、釋尊五十年、佛法日蓮阿闍梨日與附屬之云々、是以按之、日蓮爾前之敎、不捨事分明也、後來至末派暗本源、而僅以四十餘年未顯眞實之一語、爾前之敎可弃損之、是非祖師之本意者也、於御前有其沙汰云々、

十六日、府中近邊御放鷹云々、

十八日、御放鷹云々、

廿日、府中近邊御鷹野如例、營中御煤拂云々、

廿一日、爲御放鷹令赴田中給、今晚大久保石見守長安着府、 日來越後國仕置、甲斐武藏之御領所廻之云々、

廿六日申刻、自田中還御、今夜大久保石見守出御

宰相殿御疱瘡令ㇾ問ㇾ之給、大御所御喜悅云々、
廿六日、池田備中守□□獻二銀臺子一飾幷御服十領一、
淺野左衞門佐□□出二御前一獻二御服五領一、是淺野紀伊守幸長從弟陪臣也、宰相殿之御疱瘡爲ㇾ奉ㇾ問之參府、宰相殿者紀伊守聟君也、當時所勞故、爲ㇾ使左衞門佐來云々、此間諸國遠近武士、御疱瘡事隨二聞及一而、自二東西南北一馳參云々、
廿七日、宰相殿御疱瘡平復、有二御沐浴之儀一、爲二御祝一則自二御母儀一賜二酒肴一、於二營中一伺候諸侍及二酒宴一、施藥院宗伯法印與安法印、其外此間候二營中一醫師各賜ㇾ銀云々、
廿八日、於二前殿一大明人御覽之、大明商船、雖ㇾ至二何浦一、悉於二長崎一可ㇾ遂二商買一之由申請之、則賜二御印一、長谷川左兵衞奉ㇾ之云々、
廿九日、角倉與一自二京都一來申云、大佛殿漸出來上瓦云々、淀鳥羽之船、直至二三條橋下一、是與一父了意決ㇾ河湛ㇾ流爲ㇾ之、禁中御造營之材木運ㇾ之云々、
晦日、松平陸奧守政宗獻二初鱈一、就ㇾ之政宗領所海涯人屋、波濤大漲來悉流失、溺死者五千人、世曰二津波一云々、本多上野介言二上之一、此日政宗爲ㇾ求ㇾ肴遣二侍二人一、則此者驅二漁人一將ㇾ出二釣舟一、漁人云、今日潮色異常、天氣不快、難ㇾ出ㇾ舟之由申之、一人者應二此儀一止ㇾ之、一人者請二主命一不ㇾ行、誣二其君一者也、非ㇾ可ㇾ止、而終漁人六七人強相二具之一、出二舟數十町一、時海面滔天、大浪如ㇾ山來、失ㇾ肝失ㇾ魂之處、此舟浮二彼波上一不ㇾ沈、而後至二波平處一、此時靜ㇾ心開ㇾ眼見ㇾ之、彼漁人所ㇾ住之里邊、山上之松傍也、是所謂千貫松也、則繋二舟於彼松一、波濤退去後、舟在二松梢一、其後彼者漁人、相共下ㇾ山至二麓里一、一宇不ㇾ殘流失、而所ㇾ止之一人、所ㇾ殘漁人、無二遁者一沒ㇾ波死、政宗聞二此事一、彼者與二俸祿一、政宗語ㇾ之由、後藤少三郎於二御前一言二上之一、仰曰、彼者依ㇾ重二其主命一而免二災難一、退得ㇾ福者也云々、此日南部津輕海邊人屋溺失、而人馬三千餘死云々、

十二月

朔日、府中近邊御鷹野、田面湛ㇾ水故、有二御氣色一、仰二彥坂九兵衞、畔柳壽學、松下淨慶一、彼田之名主十餘人被ㇾ禁二獄之一、是每年苅田以後、田上之水可二引去一之旨令二相觸一給處、依ㇾ背二御意一及二此儀一云々、
二日、秀頼公以二遊佐新左衞門一、宰相殿御疱瘡平愈祝ㇾ之、相二添直書一給、今日於二前殿一在府諸侍賜ㇾ饗、

奈川一、幕下爲二御暇請一渡二御于此所一、有二御對面一、自二幕府一被レ進二白兄鷹幷鶴一、共以爲二逸物一云々、良久御鷹之御雜談有レ之、則幕府御二止宿於金藏寺一、米澤中納言景勝爲二御目見一參上、綿子五百把蠟燭五百挺馬一匹糟毛獻レ之、今夕宰相殿御疱瘡彌容易之由申來云々、

十七日、終日大風吹、冑二御鷹一事不自由故御逗留、同幕下有二御逗留一、秉燭以後、渡二御于前殿一、有二 御雜談一、本多佐渡守候二御前一云々、

十八日、路次御放鷹、着二御藤澤一、幕下還二御於江戶一、及レ夜增上寺弟子玄惡上人出仕、有二佛法御雜談一、則銀百枚賜之、彼堂以下上葺之料也、鎌倉莊嚴院出仕、依二御尋一而鎌倉三代將軍北條九代舊規之事詳言二上之一、保曆間記所持之由申レ之、自二保元一至二曆應一治亂粗所レ記云云、則其書可レ有二御覽一之旨被レ仰、佐竹少將義宣（右京大夫）至二此所一、爲二御目見一、蠟燭千挺獻之云々、

十九日、御鷹野、御二着中原一、今日若鷹始擊二白鳥一、依レ之御氣色快然、及レ夜鎌倉莊嚴院保曆間記持參、於二御前一讀レ之、其外鎌倉中舊跡之事有二 御雜談一云々、自二駿河一飛脚參着、宰相殿御疱瘡驗氣之由申レ之云々、

廿日、御鷹野、鶴三鴈三十鴨二十令レ擊レ之給、御二着小田原一、城主相摸守忠隣 嫡男加賀守去比卒去、依レ有二其憚一而不レ出二御前一云々、

廿一日、着二御于三島一云々、

廿二日、路次御放鷹、着二 御于今泉一、（普德寺とも列率とも云）自二伏見一飛脚到來、申云、去十七日未刻、伏見町中燒亡、家千餘燒失、餘焰之所レ移龜井武藏守□□、古田大膳大夫□□、島津右馬頭□□、稻葉右近大夫□□、田中筑後守忠政、池田備中守□□、石川長門守□□、森右近忠政、毛利伊勢守□□、加藤左衞門佐□□、日根野左京亮□□、堀久太郎□□、筒井紀井守□□、松平大隅守□□、松平土佐守忠義、松平陸奧守政宗、松平伊豫守忠昌、永井右近大夫直勝等宅燒亡云々、凡此日相州小田原在家千餘、豆州下田村、駿府丸子里燒失云々、

廿三日、駿府御歸着、中將殿出二御迎一給、鶴君者宰相殿御疱瘡、且又當時府中小兒無二不レ患之者一、爲レ遁二此時氣一無二御出一、大御所先渡二御于宰相殿之御許一、御疱瘡事之外多出、然漸至二平復一、且驚令レ悅給云々、

廿四日、日野入道唯心、圓光寺長老出仕、有二御雜談一、則賜レ饗、今日土井大炊助自二江戶一爲二御使一參上、是無事御歸府令レ賀レ之給、此間日々自二江戶一以二 御使一、

四日、兄鷹摯二菱喰一、前代未レ聞レ之云々、
五日、至二忍之御鷹場一給、自二將軍家一爲二御使一土井大炊助參上、諸事執行云々、
六日、幕下爲二御鷹野一出二御鴻巣一、是大御所依二御意一也、成瀬隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衞門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衞、自レ忍至二鴻巣一、將軍家爲二御目見一也云々、
七日、增上寺國師依二御諚一來二於忍一給、不殘長老呑龍長老相隨而參、於二御前一有二佛法之御雜譚一云々、
八日、大御所御放鷹、鶴鴈物數有レ之云々、駿府出御以來之御鷹之鳥、日々有二御料理一而賜二近侍一、今日秉燭以後、松平陸奧守政宗參候、獻二馬十匹鷹十聯一、自レ是政宗至二江戶一云々、
九日、增上寺國師被レ赴二新田一、是御先祖新田義重贈二官征夷將軍一給、則於二彼地新田一代々之御菩提所可レ有二御建立一、可レ然地形有レ之否可二聞召一故也、土井大炊助、成瀬隼人正被二相添一云々、
十日、御放鷹、自二卯刻一至二申刻一還御云々、
十一日、御放鷹、眞名鶴里鶴共令レ摯レ之給、高麗鷹脇を摯云々、及レ夜南部信濃守利直獻二御茶一、御料理以後、令レ呑二御茶一、則賜二利直一、其後御近侍皆呑レ之云々、紹一檢校被二召出一、平家を語る、自二將軍家一被レ進二三種嘉肴一、日被レ獻二珍物一、以二御使者一令レ窺二御機嫌之好惡一給、御孝行超二越虞舜漢文一云々、
十二日、御鷹野、今晚自二駿河一飛脚到來、申云、宰相殿(義俊)自二去八日之朝一御不例、至二十日一御疱瘡出云々、依レ之明旦俄可レ有二御歸府一之旨被二仰出一云々、
十三日、今朝自レ忍至二川越一給、將軍家自二鴻巣一令二出向一給、有二御對面一、此時自二將軍家一、大御所近侍衆本多上野介、安藤帶刀、永井右近、松平右衞門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衞、各黃金御馬御服等賜レ之云々、今夜增上寺國師、及成瀬隼人正、土井大炊助自二新田一歸參、申云、於二彼地一義重義貞之菩提所、昔之舊跡有レ之云々、是以御氣色快然云々、
十四日、御二着于武州府中一、將軍家今日還二御于江戶一云々、
十五日、今日宰相殿御疱瘡容易之由、自二駿府一施藥院宗伯及宗哲法印言二上之一、是以有二御喜悅一、而途中緩々可レ有二御鷹野一之由被二仰出一、則令レ赴二稻毛一給云々、
十六日、御放鷹、鶴鴈鴨之類有二物數一、今晚御二着于神

萬匹積舞臺之左右、唐織小袖一重宛、金春金剛寳生各纏頭之、其外諸役者被物一重同下賜之、酒井雅樂助忠世奉之、一番賀茂金春二番清經少進三番松風金春四番道成寺少進五番自然居士金春六番海士少進七番烏頭金春八番山婆少進九番國栖金春十番通小町金春十一番弓八幡大藏大夫、金春二男、狂言鷺、彌右衛門、甚六等役之云々、

廿二日、今日又有御能、依大御所仰而、幕下御臺所有御覽、爲質在江戶諸國大名母儀息女等登城見之、御能五番以後、鵝眼三萬匹下賜之、唐織小袖二領宛、金春寳生金剛纏頭之、幷被物一重宛、諸役者皆頂戴之、一番白鬚金春二番實盛同三番湯谷少進四番舟辨慶金春五番柏崎金春六番葵上少進七番籠太鼓寳生八番董永金春九番舟橋少進十番呉服金春子、

廿三日、江戶近邊御放鷹、鶴二鴈十鴨廿令擊之給云云、

廿四日、渡御本城、幕府爲御迎及大門出御、御若君竹千代公、御弟君國松君、至御座席之緣上而出向、執大御所之左右御手給、然而御臺所有御對面、其後供垸飯、盡山海之珍給、幕下有御相伴、本多佐渡守候御前御挨拶中云々、有天下政務之御雜談而、大御所還御云々、

廿五日大御所渡御增上寺、銀百枚被物十領被進國師、自辰及未有佛法御雜談、今朝幕下依令切鎮西臺之口給、則於御數奇屋召本多佐渡守、同上野介、大久保石見守、安藤帶刀、成瀨隼人、村越茂助、永井右近、松平右衛門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衛、鶴之御料理賜御茶、

廿六日、大御所爲御放鷹令赴戶田給、幕下遣㞢藤對馬守諸事令沙汰給云々、

廿七日、將軍家召金春大夫下間少進等於本城、有御能、今日關寺小町猩々亂及盡秘曲云々、此關寺小町所秘、而數年絕無致之者、此度依御所望少進爲之、鼓觀世新九郎大藏助三役之云々、

廿九日、令赴川越給云々、

十一月

朔日、御放鷹、秉燭以後、山門南光坊仙波北院等出御前、爲仙波所化堪忍料而、寺領可有御寄附之旨被仰出云々、

二日、御鷹野云々、

三日、同、

三郎、其外供奉之輩不レ可ニ勝計一、今日米五十石被レ遣ニ日野唯心一、又八十石賜ニ水無瀨一齋一、山科言緒、舟橋秀賢、冷泉爲滿各黃金一枚被物二領宛賜レ之、召ニ畫工狩野一、大內圖幷日本大社圖新造レ之、前殿可レ書之由被ニ仰出一、則畫工舟橋式部可ニ相談一云々、於ニ駿府八幡邊一御放鷹摯レ雁、則賜ニ日野唯心一、今晚着ニ御淸水一云々、

七日、甲朝出御、着ニ御于今泉一、善德寺と云、

八日、御ニ止宿于三島一云々、

九日、小田原城主大久保相摸守忠隣被ニ召出一、令レ問ニ息加賀守口口所勞一給、其後當年鴈白鳥等多否有ニ御尋一、別而多之由言上、本多佐渡守爲ニ御迎一出向、有ニ江戶御雜談一、本多上野介父也、幕府御後見也云々、

十日、御ニ着于中原一、安藤對馬守依ニ幕府之仰一來、御膳以下事相ニ勤之一、翌日御逗留、今朝大久保加賀守卒去、相摸守嫡男、當時幕府之重臣也云々、

十二日、相摸川邊出御、依ニ雨降一還御、御逗留云々、

十三日、御止ニ宿于藤澤一云々、

十四日、御ニ着于神奈川一、爲ニ御迎一幕下從ニ江戶一出御、則有ニ御對面一、暫御雜談、將軍家還ニ御于江戶一云々、

十五日、大御所着ニ御于稻毛一、今日於ニ途中一白御鷹始摯ニ眞名鶴一、御氣色快然云々、

十六日、着ニ御江戶一、在ニ江戶一諸大名、爲ニ御迎一金杉芝品川邊迄出向、不レ知ニ其數一云々、

十七日、將軍家渡ニ御于新城一、有ニ御對面一云々、

十八日、在ニ江戶一諸大名、大御所爲ニ御目見一登城、其獻物不レ遑レ記レ之、

十九日、海上白鳥多由、大御所聞ニ召之一、鐵炮上手數輩被ニ召供一出御、今日風波惡、御舟搖動、而目當不レ定故還御、今晚土井大炊助從ニ越前一歸來、則召ニ御前一、有ニ越前之御雜談一、

廿日、增上寺國師觀智登城、改ニ御裝束一給、有ニ御對面一、呑龍了的廓山等出ニ御前一、是國師之御弟子、當時淨土之知識也云々、將軍家今朝本多上野介正純、大久保石見守長安、安藤帶刀直次、成瀨隼人正正成、永井右近直勝、松平右衞門佐正久、後藤少三郎光次、長谷川左兵衞藤廣賜ニ御茶鶴之御料理一云々、

廿一日、江戶近邊御放鷹、鶴鴈等物數令レ摯レ之給、今日於ニ本城南庭一有ニ御能十一番一、少進法印、金春大夫、金剛、寶生等爲レ之、則召ニ近侍一令レ見レ之給、山科、冷泉、舟橋、侍ニ將軍家之御傍一而見レ之、御能以後、靑銅三

門守弟也、當時長門守在二江戸一、三次郎又赴二江戸一、福原甚介介錯也、龜井武藏守出二御前一、獻二銀百枚鐵炮一挺一、本多上野介成瀨隼人正傳レ之、松平陸奥守政宗獻二鮭魚十箇一云々、

晦日、今朝於二二之丸中將殿御亭一、召二藤堂和泉守一而有二饗應之儀一、則宰相殿渡御云々、

十月

朔日快晴 如レ例諸士出仕、前殿造替漸出來之故出御、山科少將言緒、舟橋式部少輔秀賢、冷泉侍從爲滿自二京都一着府、則出二御前一、秀賢獻二諸家略系圖屏風一雙一、舟橋式部少輔下間少進法印出二御前一、金春大夫以下召二饗子一、御馬一匹賜二少進法印一、銀三十枚被物一重下二賜金春大夫一、其外六十餘輩、各被物纒二頭之一、永井右近奉レ之、少進明日赴二江戸一云々、金春以下又赴二江戸一、今日日野唯心、舟橋式部少、圓光寺、金地院以レ候二御前一、有二京都院内及倭漢古今之御雜譚一、藤堂和泉守蒙レ仰而、明日赴二肥後國一、是故肥後守子息幼年爲二異見一云云、遠江國住人市野獻二生姜一、則召二御前一、與二御廐別當諏訪部宗右衛門尉□□一有二牧馬之談一、市野知レ馬者也云々、自二京都一本因坊算砂來、是當時圍碁之名譽也云々、

二日、今晚日野唯心、山科少將、舟橋式部、冷泉侍從、兩長老於二前殿一賜二饗食一、茶後出御、此時山岡修理獻二銀百枚一、山岡新太郎□□獻二羽織二領一、本多上野介、永井右近傳レ之、爲二天台西樂院僧正遺物一、三大部六十卷岩本坊獻レ之、因下於二御前一有中天台法問之御雜談上、今日大鷹一聯、後藤長乘拜二領之一云々、

三日、所々御代官、爲二納米之價一金一萬九千兩松平右衛門佐納二之殿守御庫一、被レ遣二御書於呂宋國王一、腰刀脇刀各一柄爲二信物一、長谷川左兵衛奉レ之云々、

四日御鷹野、彥六、文九郎其外數輩、自二關東一來、當年鳫鴨諸鳥甚多由言上、中井大和守自二京都一來、則召二御前一、此間前殿以下造替次第被二仰出一、仍大和守大佛殿大虹梁容易擧之由申レ之、御氣色快然、今日自二將軍家一被レ進二生鮭魚一、片桐主膳正獻二御服三領幷濫紙二百張一、是如レ例爲二御鷹野料一也云々、生駒讃岐守正俊獻二紫皮百枚一云々、

五日成瀨豐後守□□爲二御使一、自二將軍家一參着云々、

六日、巳刻爲二御放鷹一令レ赴二關東一給、本多上野介、安藤帶刀、成瀨隼人正、村越茂助、松平右衛門佐、後藤少

給、則爲御料理之供、賜近習衆云々、
廿五日、松茸一籠、紅柹二籠、自京都板倉伊賀守勝重獻之、明後日於藤堂和泉守亭可有御能之由、能組之次第永井右近被仰付、依之藤堂和泉守唯今候前殿之由、後藤少三郎申之、則召御前能組之儀被仰出、被下御料理、且又生鮭一箇拜領云々、
廿六日、中將殿伺候之諸侍、可賜所領之由、日來依有御諚、安藤帶刀直次、水野對馬守□□、彥坂九兵衞尉光正、以遠州知行帳於御前有其配分、毛利中納言輝元入道宗瑞獻梨子五籠、大久保相摸守忠鄰獻生鮭魚幷乾鮭魚、但馬國代官 間宮新左衞門□□獻朝倉山椒三箱云々、
廿七日、辰刻渡御於藤堂和泉守亭、宰相殿中將殿相隨給云々、御供奉本多上野介、安藤帶刀、成瀨隼人正、村越茂助、永井右近、松平右衞門佐、水野對馬守、西尾丹後守□□、竹腰山城守□□、秋元但馬守泰勝、板倉內膳正、後藤少三郎、長谷川左兵衞、淺井七平□□、大岡兵藏□□、昵近之御小姓佐久間伊豫守賴勝、日根野左京亮□□、高力河內守□□、北見長五郎□□、野尻萬介□□其外數十輩、御醫師施藥院宗伯法印、與安法印宗哲等、其外御供不可勝計、垸飯以後有御能、一番高砂（金春大夫）二番清經（左京和泉小姓）三番杜若（少進法印）四番采女（金春）五番紅葉狩（少進）六番湯谷（左京）七番昭君（少進）八番谷行（金春）九番吳服（金春）大鼓役（宮增彌二郎、大藏助三、植田又四郎、）小鼓役、（大藏六藏、幸清五郎、觀世新九郎、）杜若之小鼓宰相殿令擊給、狂言役、（鷺二右衞門、彌右衞門、甚六、）今日日野大納言入道唯心知云出御前、仰曰、唯今之御能可被見之、次圓光寺長老金地院長老被參、召少進法印及大藏道意、而有古來亂舞之御尋、午時獻餅、至晚供御膳、日野唯心、水無瀨一齋、兩長老爲御相伴云々、申刻還御、其節以佐久間伊豫守賴勝、今日之能叶御意之由、下間少進法印被仰遣云々、
廿八日、藤堂和泉守爲後宴、今日有能十一番、諸士悉群集、青銅二萬匹積舞臺、又銀十枚被物一重與金春大夫、午時本多上野介、安藤帶刀、成瀨隼人正起座而登城、昨晚自江戶爲將軍家御使參着、同出御前、則可致能見物之由有仰、而再到和泉守亭、松平右衞門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衞候御前云々、
廿九日、毛利三次郎（後改日向守、）出御前、獻銀百枚、福原越後守獻鞢十具、本多上野介傳之、三次郎者宗瑞息長

発、御料理之間營作之功了、今晩有御料理始云々、
十五日、有御能、中將殿御能二番、宰相殿御小鼓一番令擊之給、其外下間少進法印、金春大夫二人相具役之、狂言鷺二右衛門、甚六、彌右衛門等勤之、姬君鵝眼一萬匹、被物二領賜金春大夫、土井大炊助奉之、今朝於二之丸御覽呂宋人獻葡萄酒南蠻蠟卷物等云々、
十六日、吉田神龍院梵舜進藤氏系圖一卷云々、
十七日、於御前有大佛殿之談、虹梁容易難動之處、中井大和守正次以脚代載、以轆轤上之云々、秉燭以後、於本多上野介正純亭、姬君供奉衆土井大炊助、渡邊山城守□□、長谷川筑後守□□、諸侍以下有招請及酒宴云々、
十八日、姬君令赴越前給、此二三日宰相殿有感冒之氣、醫師皆候營中、是以一昨夜宗哲法印被召出、蓋服紫雪給、御熱氣去云々、
十九日、松平陸奧守政宗獻大鷹、淺野紀伊守幸長爲故彈正遺物、獻刀（長光）、茶壺（鎮西）、南都喜多院明日上洛之由聞召之、賜被物二領銀二十枚、建武式目令道春讀之、議論其得失給、山形駿河守家親（最上）獻大鷹云々、
廿日、自江戶爲御使井上半九郎正就着府、被進生鮭、則爲御料理、來月六日、御鷹野可有出御之旨、半九郎被仰含云々、南蠻世界圖屛風有御覽、而及異域國々之御沙汰、後藤少三郎、長谷川左兵衛候御前云々、
廿二日、水野對馬守□□於遠江國求隼、雖獻之不叶御意被返下、此事鶴君於御前被仰出、今日紫羅紗（其長十三間）內藤主馬□□自御庫取出之、是御鷹野可裁御羽織故也、東海之中有濃毘須般國、自古未通、去年京町人田中勝介、就後藤少三郎望渡海、今夏歸朝、數色之羅紗幷葡萄酒持來、件紫紗其一也、其海路八九千里云々、施藥院宗伯法印自京都下着、則被召御前、與安法印同有本草之御雜談、堀尾帶刀吉晴爲遺物、獻金百枚幷眞壺、本多上野介正純傳之、今日仰畔柳壽學、駿河江尻之橋可改作之由有御諚云々、
廿三日、本多佐渡守正信獻鮭魚、來廿七日、藤堂和泉守之亭可有渡御之由被仰出云々、
廿四日、今朝府中近邊、御初鷹野（依爲申日）也、鴨四羽令擊

而考ニ見本草綱目圖經一相同云々、

十三日、今朝出ニ御淺間一、令レ放ニ鐵炮一給、置ニ目當二町外一、中ニ其星一五度、近侍放レ之、同皆不レ中、午刻有レ鳶、留ニ前殿櫓上一、自令レ放ニ鐵炮一給、三度共中、而二鳶乃落、一鳶射ニ切足一而飛去云々、其遠五十間也云々、

十四日、新造御倉納ニ御物一云々、

十六日、淺野釆女正長則、杉原伯耆守□□、羽柴美作守□□堀從ニ江戸一參府、淺野彈正忠長政遺領、此三人割ニ賜之一云々、釆女正者二男也、二人者彈正聟也、

今日初壞ニ御書院一、是爲ニ造替一也、畔柳壽學奉ニ行之一云々、

廿日、長崎所司長谷川左兵衞藤廣着府、大明南蠻異域之商船八十餘艘來朝、則快爲ニ商買一之由言上、有ニ御感一云々、

廿二日、最上出羽守義光獻ニ初菱喰一、仍被レ進ニ禁中一云々、

廿三日、至レ夜有馬修理大夫□□出ニ御前一、卷物二十獻レ之、同息左衞門佐銀子五十枚獻レ之云々、

廿四日、加藤肥後守清正息男虎之介出ニ御前一、黃金五十枚、銀百枚獻レ之、則中將殿有ニ饗應之儀一、是近年爲ニ質子一在ニ江戸一、今依ニ肥後守死去一歸國、長岡越中守忠興獻ニ象牙白絹孔雀豹等一、暹邏國遣商船故也云々、

廿五日、高麗人參一嚢宛、各醫師拜ニ領之一、去十三日、會津大地震、蒲生飛驒守秀之城郭石壁以下悉震崩云々、

廿六日、於ニ營中西丸一被レ煉ニ神明膏藥一云々、

九月

朔日、在府諸武士悉出仕、金地院 崇傳長老出ニ御前一、被ニ近召一及ニ御雜談一云々、

三日、佐久間河內守□□自ニ尾張國那古屋一參着、獻ニ御普請之指圖一云々、

五日、國々諸大名奉ニ重陽之御服一云々、

九日、諸人雖ニ出仕一、前殿造替故無ニ出御一云々、

十日、今夜自ニ子刻一御氣色不レ快、平旦之診脉、宗哲法印遲參故蒙ニ御氣色一云々、

十一日、江戸御姬君着府、土井大炊助利勝供奉、依ニ越前少將殿忠直之嫁娶之儀一也、

十四日、日野大納言入道唯心着府之由、後藤少三郎言上、明日爲ニ姬君御覽一、於ニ營中三之丸一可レ有ニ御能一、則御座席之下知福阿彌奉レ之、去歲之秋、琉球王來府之時、其席之體不レ叶ニ御意一而有ニ御氣色一、今日初御赦

駿府記 （自慶長十六年辛亥八月朔日到同廿年乙卯十二月廿九日）

慶長十六年辛亥

八月

朔日（雨降）自京都飛脚到來、申云、去月廿七日、依為吉日、寅刻三種神器奉渡假殿之內侍所、同刻主上令移御座於假殿、則古御殿壞始、洛中地下人為課役、板倉伊賀守勝重奉行之、禁裡御築地、仰諸國武士令築之、并其地形、高六尺、周二町四方、石壁為武士諸大夫者築之、今日大御所出御于前殿、諸侍悉出仕云々、

二日、宰相殿（義俊）、中將殿（頼宣）、少將殿（鶴君）渡御藤堂和泉守高虎之亭、垸飯以後、有能五番、水無瀨宰相親留入道一齋、鈴木久右衛門尉□□等、平生好之故役之、前々雖有此戲、今日殊有興、次有相撲、有筋力者以五番為勝、次有風流躍、和泉守侍兒卅餘人、裁錦綉鏤金銀、飾粧而為之、可奇觀也、本多上野介正純、成瀨隼人正正成、永井右近大夫直勝、村越茂助直吉、松平右衛門佐正久、後藤少三郎光次等侍御見之、及昏黑令歸給、今日之事、於御前公達令語給、大御所頗有御喜悅之氣云々、

四日、安藤對馬守重政、自江戶為將軍家御使參着、加藤肥後守淸正遺跡、其子虎之介可賜之否云々、則無相違可被立其跡之旨蒙仰、于江戶歸赴云々、

十日、禁中御造營為奉行、板倉內膳正重昌可上洛之由有仰、是依為京都守護板倉伊賀守勝重息男也、今日御雜談之次、武藏國由良新太郎□□僕從有、以手足疾跂者、雖山坂嶮難、一里二里許、不劣奔馬跂行云々、大御所被佐思召、召彼者可有御覽之由有仰、又洛陽有奇異之事、一條裏辻有幸阿彌陀長安者、死去以後不過數日、彼宅中至日暮、則如山伏貌者數人出現、而欲見之忽然消失、每夕如此、長安之弟異之、一夜及深更、數輩相具潛窺之、山伏貌者不知幾千萬出來、而充滿其宅中、彼弟有怖畏之思走歸、而其翌朝死去、妻子從類不堪住其家、移他所云々、仰曰、想其可為狐之所為云々、

十二日、金森出雲守正重、初山漆草獻之、其葉三七、

山、　六日桑名、　七日名護屋、　九日岡崎、
十日大坂破却普請の體可二言上一とて安藤治右衞門佐久間河内を自二將軍一大御所江被レ遣、今日岡崎に着て、事の由を申、則彼兩使を被レ爲レ上、
十五日未刻より戌の刻まて、桑名町三百間餘火災、本多美濃守米藏七ヶ所、材木藏壹ヶ所及二類火一、
去比埋たりし大坂千波口舟入潮にて如レ元、
諸軍三人扶持役に土俵一宛、大坂二の丸置二堀向一、諸人不二審之一、
長谷川左兵衞を堺の被レ補二代官分一、
天滿川先度築留たりし、其儘于レ今あり、依レ之西國舟無二出入一、以來如レ此ならは、町人商成間敷とて、大坂町人迷惑此事也、　入レ夜雪降、同十六　十七終夜打續雪ふる、近年の大雪也、近江美濃境なとは、四尺餘漏、
十六日右兵衞主　常陸主、自二大坂陣中一京都迄歸陣、
十九日將軍自二岡山陣一至二伏見一令二歸馬一給、松平下總守本多美作守以下、何も于レ今在陣、
此日大御所從二岡崎一吉良江出御、此中鷹令レ遣給、鶴鴈數多取、
舊冬より于レ今寒すること、近年無二比類一、

當代記終

負少々有レ之と云々、

昨日も夜討入けるか、又十八日夜中、蜂須賀阿波守陣所ゟ自レ城入ニ夜討一、蜂須賀家中隨分者手負死人多レ之、大方及ニ百人一歟、然共深く相隱間不ニ分明一、蜂須賀家老稲田修理親子稠相鬪、子年十五陣中名譽也、其夜討の歸に、高麗橋を敵燒落、是は去比石川主殿相防爲レ燒さりし橋也、此稲田父子に感状は有けれとも無ニ褒美一、

同日女性をあちや若狹衆仕寄所ゟ被レ参、自ニ城中一大藏卿局幷古若狹宰相老女出合、被レ及ニ對談一、専被レ申ニ無事儀一、

十九日亦兩度、右の女性衆被ニ出合一、無事相調、從ニ大御所將軍一以ニ起請文一不レ可レ有ニ違變一之旨曰、自ニ城中一有樂息武藏守大野修理息子信濃守爲ニ證人一罷出、[illegible]也、并本多上野守より[illegible]同道、[illegible]

炮藥可レ乏歟と云々、其故は皆大鐵炮を用けれは、今迄八百石藥を放けると也、三匁筒なとは、中々不レ用レ之、十匁廿匁卅匁五十目百目之打ニ鐵炮一けるによつて也、

此度籠城中、秀頼毎度廻ニ惣構一、少事をも入レ精者には、其品に依て有ニ褒美一、人皆莫レ不ニ美談一、

此度自ニ城中一兵共呼けるは、六本鑓の衆こわきなと云て惡口しける、是は大工大和、後藤庄三郎銀師、榮仁京町人、同茶屋又四郎、此等皆大御所令ニ宿直一者共也、

大坂三の丸惣構被ニ破却一、

廿四日大御所立ニ茶磨山一上洛し給、廿五日入洛し給、

淺野但馬暇給て、紀州令ニ歸陣一、

伊達正宗息、於ニ伊豫國一十萬石拜領、是は去年富田信濃守被ニ改易一領知也、

廿八日大御所[illegible]參内、

[illegible]

同九日入レ夜、酉亥寅三ヶ刻、諸手の鐵炮を城ゑ放入、狠波を揚、

十日十一兩夜、如レ右城より揃鐵炮向ニ陣中一放入、ときの聲を揚、

此比諸手の仕寄に築山拵、大筒を惣構ゑ打入、城中及ニ迷惑一見たり、

各仕寄惣構の堀ゑ、或二十間或三十間被レ寄、何も竹たはを以の儀也、此時手負死人多之、一手に或三百人、或は五百人也、向には以ニ土俵一如レ山高く築上ける間、指て鐵炮不レ中、右の土手ゑ往來に、中ニ鐵炮一事不レ可ニ勝計一、

此日松平下總守千波の後備寄レ陣、本多美濃守天滿の後備に陣取、榊原遠江守、本多出雲守、同豐後守、何も上方衆の後備に陣取、景勝後備にはしぎ野の取出に松平丹波守、二の丸に牧野駿河守陣取、 千波は材木町たる間、于レ今板木多之、以レ是竹たばに用、今日築山城ゑ可レ打ニ鐵炮一由、下總守に大御所曰、始より城中ゑ扱之使者有レ之、近比猶以如レ斯、

島津陸奥守催ニ人數一國本をは出ると云共、渡海順風無レ之間、難レ上之由にて、薩摩國を二日路程出て、居ニ陣途中一、

島津不ニ罷上一以前は、長岡越中守田中筑後守加藤肥後守出陣無用の由依ニ貴命一、此三人衆も于レ今無ニ參陣一、

天滿口玉作口は沼なりけれ共、簀子を敷板を敷拵了簡、各竹たはを付仕寄仕る、

十二日兩御所方々陣中を巡見し給、節々如レ斯陣場ゑ出給、 入レ夜雨、

十三日日中迄雨、

十四日卯辰刻より又雨、晩より風烈、寒事甚、

藤堂和泉守を敵味方惡レ之歟、色々の惡口を或時呼、或時矢文を射ける、件矢文餘陣ゑ來とも、藤堂陣ゑ送レ之と云々、

藤堂和泉守并北國衆、自ニ仕寄一被レ入ニ金鑿一、

此以前より無事扱有ける、秀頼公より四國の内二ヶ國可レ給、大坂可レ有ニ退城一との儀也、自ニ大御所將軍一は安房上總可レ進ニ兩國一との儀也、關東ゑの下向全不レ可レ有レ之由、秀頼堅依ニ思給一、今は不ニ相調一、

大御所被ニ召遣一あちやの局、依レ召陣中茶磨山被レ參、

諸手の築山より敵城の惣構直下打ニ鐵炮一、依レ之敵手

之時、下野國佐野まで令二出陣一處、石田治部少大谷刑部少輔於二上方一謀反、此眞田は大谷刑少と爲二緣者一之間、自二佐野犬伏一、父と信州眞田ゟ引返令二謀反一、其後天下を大御所平均給之間令二降參一、近年は高野山に居住、是も左衞門佐兄の伊豆守父に引別て、自二佐野犬伏一宇都宮ゟ參、將軍ゟ令二出仕一謂歟、安房守左衞門佐被レ助二身命一たり、安房守は去々年於二高野山一病死、左衞門佐は秀頼より依レ召、去秋參二大坂一令二籠城一是を可二追入一とて馳向、構の內より以二鐵炮一打レ之、手負死人不レ知レ數、越前衆は本多丹下（古作左衞門子、去々年より大御所依レ命在二越前一）同伊豆守先登たる間、彼兩人手の者共、或手負或保死、無二正體一次第也、佐和山家中者、過半手負令二打死一、筑前家中の者、尙以如レ此、兩將軍於二茶磨山一見レ之給、逆鱗甚、無二物取一喩、筑前守三川守掃部大輔迷惑相極か、（此丸は惣構え爲二横矢一、俄に取出し廻輪也、篠山と云、）明後六日大御所茶磨山付城ゟ移給い、將軍岡山の付城ゟ可二移給一に被レ定、

此中普請ありける付城共、自レ今普請相止、是は於二長引一は、後日に若凶事出來ん歟、急に可レ被二責落一との工夫歟と、閭巷說有レ之と云々、又無事之扱專有レ之、可二成就一否不レ知二人之一、又をらんどより四貫目五貫目の大石火矢被二召寄一、則打レ之者一兩日中可二持來一と云々、

又城幷丸々ゟ落入水を可レ被二關留一と云々、

大坂城中に生鮭多之、寄手の衆忍て秀頼ゟ令二進上一歟と云々、

八日、鐵の楯共、自二先月一於二京都一拵つる、昨日出京、今日至二陣中一、

於二天王寺口一、大和衆石火矢を打けるに、如何したりけん藥に火付、七八十人火に燒る、當座死する者五六輩と云々、

大御所より上方諸大名ゟ銀子百貫目宛被レ下、藤堂佐渡守貳百貫目被レ下、是は去比兵粮壹萬石進上せられし故かと云々、　譜代衆へは銀不レ被レ下、上方衆奥州衆迄の儀也、

九日自二先度一藝州備後衆（福島左衞門大夫息）仰付、攝津國鳥飼之邊堤を築、大坂の天滿川水をほし、件堤是日出來、天滿川大方水ほし、然共大和川の水流入間、連に干事なし、水は膝節たけ計也、此次に右の衆に仰付、去夏崩たりし森口の堤をも可レ被レ築と云々、

㆑奉㆓大御所㆒之由先立て告し、
此比上方大名共家中の者、人質或五人或十人、自㆓一家中㆒召寄、被㆑置㆓伏見㆒、紀伊國淺野但馬家中よりは、十三人被㆑寄㆑召、
從㆓陣中㆒被㆑遣歟、後此狀大坂町に有㆑之、
今度爲㆓片桐市正使㆒條數申越候處、一圓同心無㆑之、剩抱㆓諸牢人㆒、籠城之用意其聞候、就㆑中先年石田治部少輔勵㆓逆心㆒、其注進聞屆、從㆓關東㆒不㆑移㆑時馳上、切勝㆓於濃州關ヶ原合戰㆒、頗追㆓拂北國西國諸軍㆒、遂㆓本望㆒、加㆑之生㆓捕石田治部安國寺㆒渡㆓京都㆒、家康雪㆓會稽耻辱㆒、其剋可㆑討㆓果秀賴㆒處、太閤報恩、其上以㆘爲㆓緣者㆖故、助命立置候處、還而企㆓謀叛㆒候事、螳螂以㆑斧如㆑向㆓龍車㆒、縱一城張㆓鐵網㆒、學㆓唐咸陽㆒雖㆑爲㆓籠爐馬童㆒、及㆓出陣㆒則時踏落、剜㆓秀賴首㆒事不㆑可㆑回㆑踵、
右之返書歟、是も同町に有㆑之、
芳墨令㆓披見㆒候、被㆓仰越㆒之題目聞屆候、聊無㆑可㆓承引㆒、別而父太閤、秀賴及㆓十五歲㆒天下可㆓相渡㆒旨、日本諸侍數通起請文上候事、不㆑可㆑有㆑紛、然處先年石田治部少輔一身之以㆓才覺㆒、雖㆑覆㆓天下㆒、不㆑遇して不㆑遂㆓本望㆒、其次に窺㆓國々異見㆒、乍㆑去秀賴逆心之樣に唯今承候、何幼少にして別心を知也、併家康表裏之侍、前代未聞に候、いつか太閤忘㆓厚恩㆒、秀賴に壹ヶ國も不㆓宛行㆒、成㆑孤討果との謀不㆑及㆓是非㆒、秀賴㆓一國一城に成、引㆓請日本㆒切腹事、尸上之可㆑爲㆓面目㆒、若關白天道之叶㆓正理㆒、佛神三寶納受在㆑之者、將軍父子露命危者歟、倘期㆓一戰之砌㆒候、
十二月小朔己卯日、
三日昨今より諸手竹たばを付、惣構堀際、或三町或貳町半仕寄、敵鐵炮を無㆓際限㆒打間、味方竹たばを付兼る、其上手負數多有㆑之、
四日大御所將軍、右之仕寄爲㆓一見㆒、茶磨山に攀登給、玆に加州の松平筑前守幷越前國主三河守幷井伊掃部大夫(古兵部少二男、別腹)近年在㆓江戶㆒、知行一萬石拜領して、近習遂㆓奉公㆒、自㆓去年㆒伏見在番也、兄の佐和山の右近大夫は、去々年より在江戶、然共外樣一圓鈍なる間被㆓押籠㆒、今上野國知行所安中居住、依㆑之此度は先佐和山家中者、此掃部大夫有㆓一所㆒等、各の手より竹たば爲㆓付兼㆒歟、堀際に遠し、敵構の外に少々出たり、此所の敵は眞田左衞門佐也、(此眞田左衞門佐は、十五年已前庚子年七月、父安房守と伴、大御所會津出張

殿たる雜人少々備前衆の手に討、
十一月上旬より廿二日迄三度に、自二名古屋一大御所
銀三千貫目京都へ上る、
廿日入レ夜大雪、但大坂陣中は不レ降、
和泉國自二諸軍一下輩亂入して、破二堂社佛閣一薪に取、
伐二竹木一頗及二狼藉一、此爲二警固一被レ遣二西尾豐後守一、
此間大坂城中衆と村田權右衞門と云者、得二貴命一出
合對面と云々、
此比古田織部（當世數寄者之和尙、）當二中鐵炮一、但かす手也、
本多美濃守幷伊勢衆、自二平野一住吉令二陣替一、
廿五日自二城中一下臈の者、淺野但馬手に走入、大御所
御前に依レ召參上、城中之體を令レ問給、彼者申云、藤
堂和泉守淺野但馬已下、各秀頼に致二音信一と云々、僞
を申之由曰、頻に秀頼と燒驗をして城中に被二追入一、
大坂城に向て有二付城一、一天王寺茶磨山、一今宮の
下、一其次に壹箇所、一其次えつた島、一でん
ぼろ、一其次壹箇所、一岡山、一大和路筋に壹
箇所、一若江口今福、一守口と天滿の間に三箇所
也、
廿六日佐竹陣二取今森口一、自二城中一出レ船打二鐵炮一、今
日佐竹衆と相戰、十五六人佐竹手に討捕、佐竹家中隨
分者二人、其外百八十人餘討死と云々、
福島を城衆于レ今相抱處、今日備前衆押取、則彼地に
居陣、
廿七日えつた村面に廣して長き荻原也、敵舟にて荻
の陰に來て打二鐵炮一間、味方に有二手負一、件荻を苅拂
可二陣取一由曰、被レ遣二石川主殿一、（大久保相摸守二男、）
廿八日大御所えつた村面を可レ有二御覽一とて、鐵炮の
者三百挺被レ遣、敵船可レ來方に被レ爲レ打間敵不レ出、
然共大御所無二御出一、被レ遣二本多上野等一被レ爲レ見、
又於二千波口一堀尾山城衆押入處、敵緊相防、鑓合者五
三輩、山城若輩（年十五、）神妙に被二下知一、時人譽レ之云々、入
レ夜千波幷片平町敵自燒して入二惣構一、高麗橋を可レ燒
崩一とす、主殿頭人數打二鐵炮一て、不レ燒之樣に防之
條、不レ得二燒事一、主殿頭支宅尤也と云々、此時主殿頭
人數十五六人手負と云々、
島津陸奥守（又八事、）薩摩國罷出、近日可レ致二着陣一由、以二
飛脚一言上、去八月下旬、秀頼雖二招給一不レ能二領掌一
申、從二秀頼一其時被レ遣たりし正宗長銘脇指、奉二返
上一と秀頼に披露狀に書たりけるを、此度持て上、可

着陣、平野には敵此間令二居陣一けるか、聞二此旨一今朝大坂ゐ引退、將軍大垣御泊之以後、從二江戸一被二召上一銀百四十駄度々に上る、從二大御所一陣中爲二目付一七人の使を被レ遣、謂二山代宮内、瀧川豐前守、城織部、鈴木久右衞門、横田甚右衞門、眞田隱岐守、初鹿野傳右衞門等一也、此内宮内豐前兩人は、大坂奉公之衆也、近年在駿河して、大御所ゐ奉公、爲二普請奉行一、攝津國河内ゐ押出先手衆、彼國中大路以令二放火一、かばい所といへ共、誰か業共なく令二放火一、道明寺被レ出二朱印一間遁二火難一、

六日、將軍永原に暫逗留し給、迹勢を待給、此日大坂衆天王寺を放火、壹塔失火、今日淺野但馬住吉表ゐ參陣、

九日、將軍至二前々崎一着給、翌十日伏見ゐ御着、

此比上林德順宇治茶師勘發、

十日、本多佐渡守江戸幷關東城々置目之人數入置、御跡より出陣、今日着二尾州名護屋一、

十二日、右兵衞主立二伏見一出陣、今日着二八幡一給、此日自二伏見一將軍二條ゐ參覲し給、大御所有二對面一、頓而伏見ゐ歸御、

十五日癸亥大御所自二京都一將軍自二伏見一出馬給、

十六日、大御所昨日木津、今日法隆寺着御、

十七日、大御所住吉に御着、將軍は至二平野一御着、

十八日、兩御所天王寺茶磨山に御登、大坂城遠見し給、付城を有二普請一被レ指二置清兵一止二通路一將軍は伏見に在城し給、大御所は鷹御遣可レ有レ之旨曰と云々、

大坂城天王寺口の惣構、兩方に堀も、中土手に八寸角の柱を立塀を付、其に四枚かけの板をひしと打付、其内に右の堀丈夫にして又有二土手一、其土手に間一間宛をき櫓ひしと有、是は被レ乘間敷用心と見たり、

奥州衆伏見を立と云共、于レ今當表無二參陣一路次に居陣、

陣場に近比迄無二賣買物一、兩御所御着之上、商人多入來して、賣買物多レ之、

十九日、ゑつた村と云所に有二舊付城一、是に大坂人數相籠、淀河尼崎止二舟路一、仰二蜂須賀阿波守一被レ遣二人數一處、ゑつた村の敵則大坂ゐ引入、

又十日以前に、中島にも如レ斯自二大坂一置二人數一、備前松平左衞門督奉て遣二人數一、敵則大坂城へ引入、其内

廿二日、大御所前々崎着御、

廿三日、大御所二條御屋敷御着、　今朝大坂町外又自燒、自大坂遣作山伏（六十人餘）、　二條近邊可令放火有企、訴人出て、廿人餘搦捕、

加賀越中能登三ヶ國主松平筑前守（將軍聟）着陣、下京邊陣取、人數二萬餘、

越前三河守著陣、是も下京邊に被陣取、人數及二一萬云々、

當月廿日より、自大御所諸勢へ被出扶持方、半分は銀、半分は於大和被出八木、

廿四日、江戸將軍出馬、今日かの河泊給、

廿五日、大地震、（午下刻）然共家屋無顛倒、京都二條御所へ五山衆彼是出仕して、被居廣間けるに、天水の桶落たり、其砌右の出家衆、依地震庭へ被出ける折境、件桶の水彼人々の首下にかゝりける間、見苦かりける粧也、

國々爲手置、東海東山兩道所々置番衆、人留堅して、無手判して聊可得返事、

廿五日、今日將軍着小田原給事、

去比止筥根路、道筋を可被付足柄の由有沙汰けるか、此間無其沙汰、

廿六日三島、　廿七日淸水、　廿八日掛川、　廿九日吉田御着、路次依急給、供衆一圓不相續、况哉武具荷物已下曾て無持參、　政宗　長尾景勝將軍先て被相上、　佐竹は自將軍一日跡と云々、

廿八日、大坂自城中出たる者、二條被召寄被相尋、彼者言上、秀頼の御袋着武具、番所改給、隨之女姓三四人着武具云々、大坂籠城勢三萬餘と云々、（但雜兵共に、）兵粮薪鹽噌如形相貯云々、

十一月大朔（己酉）日、

二日、將軍至尾州名古屋御着、昨日岡崎迄自京都飛脚來、揃人數急度上洛可有儀を、路次中急給故、供奉輩不相揃、輕々敷上給事、不可然由有命大御所、　三日大垣、　四日柏原、　五日佐和山、　六日永原着給、

三日、攝津國河内へ被押出先手衆、先へ不進、中にも紀州淺野但馬守于今不參、人皆令不審、大御所内内腹立し給、松平下總守此間平方に令居陣、自大御所以使曰、先手衆不進間、下總守早々平野へ可押出旨也、依之今日四日飯盛迄參陣、翌五日至平野

伊勢國泊二龜山一大坂ゟ行、自二大御所一使由呼けれとも、近邊ゟも不二寄付一間、空歸下由語けると也、

十日比、堺町人屬二大坂一えんせう以二千斤一遂レ禮て、秀賴公朱印申請、是を爲二聞屆一自二茨木一市正人數少少相遣處、大坂衆是を討捕、堺町人宗くん親子は、家康公得二厚恩一間、同令二討死一堺代官柴山五作を町人爲二心得一泉州岸和田ゟ送、

樫原と云者自二大坂一令二上洛一人を相抱所に、於二淀邊一町人見二付之一討殺、小者一人隨レ之、

里見安房守伯父正木大膳在二駿府一自二大御所一以レ使曰、安房守并大膳伯耆國ゟ可レ被二相上一於二彼國一知行可レ被レ出と也、

十一日庚寅、大御所令二出馬一給、今日田中城に御着、

今日本多美濃守立二桑名一出陣、伊勢衆同前、　龜山松平下總守は美濃國加納ゟ被レ參、父美作守有二談合一彼國諸士令二同陣一可二出張一由、自二駿府一夜前飛脚到來間、今日美濃ゟ參出陣也、

十二日、大御所至二掛川一着給、此所ゟ大野壹岐守歸來、大坂近所ゟさへ不二寄付一間、不レ能レ演二子細一由言上、大御所甚腹立給、

十三日、大御所至二中泉一着御、於二此所一安藤帶刀同心の者と、大御所被二召遣一若輩小性、就二陣屋儀一令二鬪諍一小性九郎面を二刀腕を一刀手負、帶刀同心者貳人死、

此比信濃國甲斐都留郡衆關東衆、何も江戸ゟ相集、彼近邊令レ居レ陣、　奥州衆は未二到着一

十四日、大御所至二濱名一着給、

十五日、大御所至二吉田一御着、此日伊勢衆至二伏見一令二着陣一

十六日、大御所岡崎着給間、右兵衞主名護屋出陣、今夜一宮に被二陣取一（此日伊達政宗着江戸、）

十七日、大御所至二名護屋一着給、右兵衞主赤坂被二着陣一

十八日、雨故、大御所名古屋逗留御、

十九日、大御所至二岐阜一着給、右兵衞主昨日雨中柏原迄、今日永原着陣、　桑名本多美濃守平方ゟ移、松平下總守淀移、美濃國諸士隨レ之、　三河衆鳥羽邊居レ陣、藤堂和泉守赴二大和路一

廿日、大御所柏原着御、

廿一日、大御所永原着給事、　今日大坂町外自燒、此日伊達政宗自二江戸一出陣、人數一萬餘、

由打續雨降、　廿一日及晩雨休止、戌刻より快晴、
去比被押籠し女房衆(彦太郎妹)、今日被切棄、
原主水は手指十を被切る、　此後又足指十を被切、
其後可被刎首と也、
福島左衛門大輔家中之者、自江戸尾州ゟ來て、最前
仰たる石垣令普請、
廿五日入夜雨、　廿六日　廿七日朝まて雨、巳刻如
雷辰巳方にて鳴、此日暖事如夏、可爲大雨かと
云々、然處戌刻より快晴、　廿九日 美濃國長屋の社
ゟ、躍五十七はな一度に來、北方の野に夜に入迄支た
り、同國此日方々躍有之、
同廿七日於大坂、自秀頼公片桐市正可有殺害
とて被召けれとも、號煩不參、此密儀を市正ゟ告知
する族有之かと云々、則大野修理織田左門(有樂男)以下、
以人數押寄處、市正も令覺悟、其上弟主膳相籠間、
無左右難誅戮、依之自修理方取人質、市正同
主膳下屋敷へ相退、暫相籠、
廿八日、自秀頼以使者、駿河ゟ被啓事由、
十月小朔(庚辰)日、(七日立冬、)今日朔戌刻より雨、至寅刻大
雨、雷數聲、片桐市正同主膳此間大坂三の丸居、今日

執入質茨木ゟ退、
二日卯刻下に、雷夥鳴、　美濃國加納松平攝津守逝去、
大坂秀頼對家康公謀叛之間、被貯兵粮、自去八
月近國遣金銀被相調、福島左衛門大夫兵粮八萬
石有大坂、左衛門大夫所ゟ(于時在江戸、)有借用度由、以
飛脚曰、菟も角も秀頼御意次第之由有返答、其外家
康公藏米三萬石、諸國大名米三萬石、并町方賣買米
二萬石、大坂城被取入、町人米は代以銀速被相濟、
去慶長五(庚子)年、敵方士所々隱居、今被相招、數百人
被扶持、(但無人質族は不抱置云々、)自大御所大坂ゟ被遣使者、
(大野修理弟也、)號大野壹岐守、
四日、右兵衛督立駿府出陣、　奥州關東中ゟ自江
戸有陣觸、
七日、右兵衛督至尾州名護屋付給ふ、
江戸普請上方衆早々罷上候、陣用意仕、一左右次第、
大坂表ゟ可令參陣由有明命、依之相上らるゝ、
吉原富士川舟渡相滯、又路次傳馬乏して、爲之迷惑
す、
福島左衛門大夫黑田筑前守加藤左馬助是三人被殘
江戸、自駿府大坂ゟ被遣し使者壹岐守、今日八日

の方へ行と、人の目に見けるか、無二其行末一、
此比於二江戸一上方諸大名及二五十人一獻二起請文一、是
對二將軍一不レ可レ存二疎略一との儀也、併依二貴命一也、
此比止二箱根路一、足柄筋を可レ被レ通と也、
十三日、丑刻より雨、十四日甲子及二午刻一雨休止、即快
晴、
松平筑前守北國主下二駿府一、古肥前守拜領國々不レ可レ有二
相違一との儀也、自二江戸一爲レ迎土井大炊頭來、今日
着二駿府一、此筑前は將軍依レ爲レ聟也、江戸へ同道にて
可レ下との儀也、
此比者伊勢太神宮及レ暮は託して曰、むくりと被レ及二
合戰一由にて、神風烈吹、不レ嫌二男女一、大方毎日託あ
り、山田町中火をたて可レ申旨也、半時已後、海上如
レ焔して夥鳴動し、其後海面靜り、還宮と覺れは、如
レ前亦託ありと云々、彼國中今にをとり不レ止、古老の
者かゝる奇特不審成儀、前代未聞と云々、　もはや此
比は、京大和近江美濃も躍を致すと云々、　奇特不思
議なる事共、幾等も有レ之と云々、
十六日、松平筑前守着二駿府一、
十七日、出仕、進物金三百枚、紅梅上加賀絹貳百疋、白
絹百疋、長光太刀一腰也、　三人若君へは銀參百枚宛、
刀脇指相添可レ有二進獻一との儀也、自二大御所一被レ止
レ之、　金子拾枚、綿貳百把宛、おあちやおかちお滿
お龜此四人女房衆は何も同前の遣物也、金五枚綿百
把、お夏と云女は被レ遣、其外の女房衆は銀三百枚被
レ遣、
金子參十枚、小袖拾、本多上野介は、　金子拾枚宛、小
袖五つ、安藤帶刀、　成瀨隼人、　永井右近、　松平右
衞門、此四人は同前遣物也、　宗哲藥師後藤庄三郎銀師此兩
人へも、右之家老衆同前の遣物と云々、
筑前守は自二大御所一、長光太刀一腰、　刀一腰長光被レ下
云々、
此度於二江戸一被レ致二普請一上方大名衆は、自二將軍一被
レ下品々の事、一人は銀五百枚、　小袖五十、　御馬五
疋也、其次銀子參百枚、小袖三十、馬三疋也、　其次に
銀子小袖馬、隨二其人々一被レ下レ之云々、
是先度獻二起請文一感應せらるゝ歟、松平武藏守播州の主各
各先立て上、自餘の衆暫在江戸、重而暇給て可レ被レ上
歟、武藏守は何そ蒙レ仰事有レ之かと云々、
十七日入二土用一、　十八日夜より、　十九日廿日廿一

各左近身上如何可レ有と云々、右之女房は野尻彦太郎娘也、依レ之兄をも被二押籠一、
愛宕山權現堂前の杉倒、同鐵鳥井倒、江州も風强して、大木吹折、根堀に倒るゝもあり、朝妻前原舟付の家共水に浸付て、五丁餘退、山際に居住す、此程町中は成二舟道一、京邊土堤、町人に宛被レ爲レ築、
此比從二大坂一、大藏卿局駿河江戸ゑ被レ下、
去比大佛鐘銘被レ書し韓長老を、古田織部（當時の數奇者）令二馳走一由、於二駿府一大御所聞レ之給、甚腹立、韓長老は秀賴公ゑ遂レ禮、被レ在二大坂一云々、
關東中大風大雨、上野國一本木家四十間流、依レ爲二利根河際一、江下へ運送材木檜已下置二彼地一所に、悉流、
從二江戸一爲二使者一水野監物、昨日廿七日至二駿府一、
廿九日、自二駿府一本多上野助爲二使者一被レ遣二江戸一、
當月中、國々恠異多レ之、中にも伊勢國大神宮託して奇特有レ之、
尾州名護屋本丸殿守の北東石垣八十間餘崩、是福島左衞門尉手前也、
九月小朔（辛亥）日　五日九月節、
二日自二昨日一雨、入二八專一に、

三日快晴、今日於二駿府三九一觀世子能仕、五番、
六日雨、駿府殊大雨、及二丑刻一地震、此日本多上野自二江戸一歸二駿府一、
七日快晴、八日入レ夜雨、九日　十日同雨、此八日、本阿彌光味於二京都一病死す、此間關東より上て、無二幾程一如レ斯、
江戸石垣黑田筑前淺野但馬手前又崩、
九日、里見安房守出仕之處、從二將軍一以レ使曰、安房國可レ致二國替一との儀也、扨安房守一僕にて、大久保千（相摸守孫、加賀守子也、）所に可レ居との命也、任二貴命一居二彼廣間一、安房國へは本多出雲守内藤左馬介、其外奈須衆彼是十頭計被レ遣、安房守家老之者、若及二難澁一拘レ城は、可二責殺一と也、無二異儀一於レ令二出國一者、日比安房守領分可レ移二鹿島一となり、此安房守は嫁大久保相摸守孫女之處、彼緣座歟云々、是去々年山口但馬守と相摸守事之時、就二緣者一專及二荷擔一儀歟、
十一日、大坂大藏卿局片桐市正、此間駿河在府、大御所より秀賴幷御袋公ゑ有二曰事一、彼兩人に仰含、大坂へ今日被二仰遣一、於二駿府下々一者、何角令二取沙汰一云々、（市正於二駿府一無レ出二仕上儀一に付、大坂下々騷動と云々、）此比駿府町、其邊に續松を灯城

田ゟ可レ有二還宮一、然者雷鳴難風可レ吹との託宣也、依レ之自二村里一躍を構盡レ美、我も〳〵と令二參詣一、夕に參宮の者もあり、貴賤群集すと云々、山田にてもをとる、此躍に付神慮奇特多し、

十月此比まて、晝夜間に、一日も雨莫レ不レ降、

從二大坂一片桐市正駿河ゟ下、先丸子に宿し、伺二貴殿一、其後駿府へ參、是は去比大佛鐘之銘等儀付て、彼是大御所令二腹立一給事、及二迷惑一之由爲二言上一也、

福島掃部（左衛門大夫弟也、領大和宇多郡、）家中者、去春中於二江戸一上二目安一、其後又於二蒲原一獻二目安一、彼者を駿府於二城廻一、偺自二掃部一搦取、大御所甚腹立、依レ之搦置者を被レ放、さて右の者を搦ける者を、於二駿府一被レ行二籠者一、

此比自二九州一長谷川忠兵衛（長崎商物糸卷物以下賣買の代官、）駿府ゟ下、此度來朝黑船伴天連遂二侘言一如レ此、以前彼宗派九州に有二居住一樣にとの儀にて、舟中のもの曾不二賣買一間、か樣の事可レ有二言上一儀歟、又は長崎有馬家中者共就二成敗一、爲レ可レ得二貴意一かと云々、　カホチヤより爲二音信一虎の子二、駿府ゟ來、籠に入馬に付通二路次一、同いんこの鳥も來、

此間五六日爲二快晴一しか、十八日より又霖雨、

廿五日丑刻地震、

中にも廿七日大雨、廿八日大洪水、去春夏大水より高し、寅刻より北西の大風吹、　中にも伊勢國大水也、河邊は家流、人馬以下流死、　上方も大水にて、山城國井手の里の家卅餘宇流、　大坂森口此度又堤切、飯盛山の麓より近邊如二湖水一、知行十六萬石之通徒成レ海、　伏見京橋水越、町中家五尺水有、　大坂天滿の橋落、

廿八日、此日伊勢國自二野上山一大神山田ゟ還宮給ふか、去九日如二託宣一、雷鳴大風也、奇特と云々、

同廿八日未刻、關東江戸大風、大名小名屋形一字も不レ全、其内に顚倒之屋形多レ之、民屋以下可レ察レ之、伊達政宗松平筑前守千疊敷の家、同門已下倒、況哉其外の家屋不レ可二勝計一、五十年已來之大風と云々、其中に酒井與四郎家門不レ殘倒、駿河遠州參河は風不レ吹、

駿府城女房衆欲レ企二大惡一事、即是を被二糺明一、此女房は去々年原主水を被二追拂一、伴天連之依レ爲二宗派一也、此男密通ける沙汰あり、此儀を思二遺憾一、如レ此之儀を欲レ企歟、　原主水武藏國岩付の高力左近所に隱れ居たりける由末二聞給一、左近方ゟ急度以レ使被レ改之時、

壹人も不レ隨レ之、伴天連之依レ爲ニ宗派一也、自ニ駿河一可レ有ニ成敗一とて、被レ遣ニ御使一、(山口駿河守)、人數等儀、島津陸奥守以ニ手勢一可ニ打果一との仰也、

十七日、在大坂織田民部少輔入道(古信長舍弟)死去、

嵯峨角藏了以入道保死、此者非ニ徒者一、方々岩石を切拔、丹波國伊賀國甲斐國にも川舟を入、兵粮薪已下令ニ運送一、一兩年已前より、洛中三條二條迄舟輙入、依レ茲京師貴賤賣買得レ便たり、

從ニ江戶一爲ニ使者一土井大炊頭來ニ駿府一、

下野國佐野城主富田修理大夫改易、廿八日信州松本に被ニ預ケ一間、今日彼地に行、

八月大(辛巳)朔日

去夏大坂之片桐市正東國に下し時、於ニ駿府一家康公曰、東山大佛堂佛鐘被レ遂ニ行三供養一尤之由也、市正大坂歸着之上、秀賴公へ右之旨言上、依レ茲八月二日、大佛堂廻を被レ飾、其の結構甚、導師天台三寶院、咒願師妙法院、鐘之銘は東福寺淸韓長老被レ書レ之、天台五百人、眞言五百人、合千僧集會也、餅六百石舂、諸白柳三千、其外莫レ不レ盡レ美、然處家康公鐘銘寫見給無興上◎(シカ)給上、其外之儀不ニ庶幾一思給歟、甚腹立給之條、枕供養儀自國に爲ニ結緣一、爲ニ見物一貴賤群集者空下國畢、韓長老闕落せらる、

此比奈良大佛以ニ衆力一再興仕度旨、或人於ニ駿府一言上、尤可レ然旨有ニ貴命一間、則爲ニ勸進一九州に下、

六日未刻より大風雨、及ニ申刻一三河國吉田に有ニ恠異一、當城主松平主殿助新地建置會下、近日可レ有ニ法事一とて、粮其外令ニ支度一置、彼寺俄右風吹來、寺を一間餘石口を吹退上、道具悉吹散、家內者共、右之粮以下少不レ殘、以レ箒如レ掃吹失、希代不思儀有樣也、扨川端之田町一丁家共、右之如レ寺吹失、其場にて五人死道斯壹人倒死、其所より北東二里相隔牧野と云村、右恠異飛來、家屋十一間、吉田如レ寺吹散、老女壹人空中吹上けるか、頓て落たり、未ニ死去一云々、其より三里西茜と云村又如レ斯、家も十一間失、家內も右同事也、其山に岩碎けるか、御油赤坂に其岩落たりと云々、

此日江戶石垣淺野但馬手前崩、人多死、森右近普請ならひたる間人死、

此日風、三河より東駿河國までは指て不レ吹、雨は稠く降、九日伊勢太神、同國野上山に飛移らせ給とて、或人託して宣、就レ其奇特なる事共多之、廿八日に山

大夫令ニ養子ハ今年者四十五歲也、
信濃國小室に在城の千石越前守病死、
此廿日比、江戶普請一の丁場各大方出來、二の丁場近日可ㇾ置ニ根石ヲ之支度也、
大坂之片切市正此間駿府逗留、今相上、來秋八月二日、東山大佛可ㇾ遂ニ供養ヲ之旨、大御所有ㇾ命、
廿八日東美濃明知之遠山民部死去、歲八十、
六月大朔壬午日、
三日節六月、今日又大水、先度兩度之水に不ㇾ切ける美濃國曾根堤切て、夜半過に大垣へ水入、町中家を出、酒巳下皆水になると云々、
五日午刻より快晴、去四月廿三日より打續每日大雨、前代未聞と云々、
此比伴天連京都に蜂起、寺を立憚無ニ氣色ヲ行ㇾ之、町町に訴人多有ㇾ之と云とも、餘大勢成敗、◎歟故しらぬ體にて打置、先十人被ㇾ行ニ籠者ニ其妻を取て傾城亭主の又一に被ㇾ預、
黑船至ニ九州平戶ニ着、
七日於ニ駿府ニ丸ニ能有ㇾ之、九番、今春大夫幷孫之七郞大藏大夫少進被ㇾ行るゝ、觀世むす子も一番仕、此度は常陸主は能し不ㇾ給、
十一十二兩日、雷數聲夕立、
江戶普請場、紀州主淺野但馬守手前石垣崩、百五十人餘死、
十四十五兩日、南風頻扇、今日土用に入、十六十七十八兩三日、大雨同大水、十九日巳刻より快晴、
廿三廿四日雨、
將軍上位悅として各遂ㇾ禮、
七月小朔壬子日、
三日立秋、四日夜より九日迄打續雨、
此比駿府にて竹越山城守右兵衞主一腹兄屋敷火事、不ㇾ遷ニ他家ニ成瀨隼人當時出頭人疔相煩、
十二日蒲生源左衞門尉奧州於ニ須賀河ニ死す、近年窂人間、駿河在府、去四月事相濟、會津ゐ下處、路次より腫物相煩如ㇾ斯、是武篇譽有し者也、
十五日同十六兩日、於ニ江戶城ニ有ㇾ能、去月中旬從ニ駿府ニ今春大夫幷少進法印下着、一日十一番宛也、其內八郞大夫四番宛行ㇾ之、
九州長崎古有馬修理男左衞門佐に、日向國高橋右近領跡被ㇾ下間、佐右衞門佐爲ニ國替ニ相移處に、家中者

此近年、大御所近習之女房衆、於二駿河一金銀被二商買一、此使神子なりけるか、甲斐々々敷才覺して、本利相調獻上する事每度なり、去比池田備後（荒木久左衞門子）も借二用之一、彼銀を神子令二催促一間、備後用人（若衆立）銀ある由云含、皮袋を渡、神主度々之事なれは、符を切見るまもなく請取、兩替町ゟ出商人ゟ渡す時是を見に、其内に石を裹たる多之、神子大驚、則皮袋持歸、備後小姓に申けれは、全左樣の事不レ知の由申間、神子と云事に成、其時神子申けるは、汝は余を媒にて備後犯レ妻由申、近比隱謀已露顯、則彼者を被二押籠一、大御所も此事聞給共、如レ斯儀者町奉行彦坂九兵衞可二相計一由曰、此金銀過分に成けれは、備後返辨難レ成、其上失二外聞一間、身上如何可レ有と云々、右借銀千貫目成間、不レ限二備後一歷々衆令二借用一、今速返辨難レ成と云々、

五月小朔（癸丑）日　今日より五月節、昨日より入事に入、

二日三日雨、

四日醫者盛法印死去、一兩日已前、近衞殿ゟ脉の爲參向、歸宅之上、則病惱して如レ斯、

今日入レ夜雨、　五日、　六日、　打續大雨、　亦水出る、從レ是當月中無レ間雨、

五日從二江戶一爲二使者一酒井雅樂助駿府ゟ參上、是は右大臣の悅之禮也、

八日依レ爲二吉日一、今日酒井雅樂助出仕、從二將軍一銀子參百枚、太刀一振進上、酒井雅樂助に刀（長光）從二大御所一被レ下、

九日東風甚烈、殊大雨、及レ晚雨風頻扇、翌朝迄如レ斯、

十日越中國外山羽柴肥前守死去、近年唐瘡病惱、終以如レ此、

十一日昨今殊大雨、

十二日大洪水、七十一年已來、天文十三（甲辰）の年より已來の大水と云々、諸國耕作忘レ業、去月廿八日の大水に切たる諸國堤共、打續水出に付て、難レ築故、其儘有レ之上に、此大水に猶以切る、和泉河內攝津國江州濃州尾州六ヶ國取分如二海河一、大坂森口の堤、如レ元は難二成就一云々、

今日（甲子）猶以大雨、

三河國より東洪水にては有共、右の五ヶ國の水ほとはなし、

下野國古河に令二在城一小笠原左衞門佐病死、是は古酒井左衞門尉忠次三男也、先年信州松尾 小笠原掃部

ゐ被レ預、是は古大久保加賀守以二肝煎一、古本多豊後守爲レ聟、加賀守と別して入魂不レ謂旨、蒙二貴命一如レ此、　今日越後國城普請始、
十九日未刻より雨、　廿日　廿一日　廿二日打續雨、
廿三日快晴風烈して、諸木若枝吹切、
廿六日夜少雨、　廿七日又風烈して、木若枝吹伐、播磨國古三左衞門後室、自二備前國一駿河ゐ下玉、息男今爲二備前國主一岡山に在城、兄の武藏守播磨國に有、自然之折節備前を可レ被レ奪歟の疑心にて、國替所望の依二訴訟一如レ斯と云々、
廿九日申刻、雨少降、頓而休止、
四月大朔癸未日、立夏　朝日甚緋して無二光陰一、入日も同、今日より五日迄日々如レ斯、　六日朝曇、
八日庚寅江戸普請被レ置二根石一、
九日巳刻終より終日終夜大雨、翌辰刻休止、此雨下民悦レ之、
此已前大御所勘氣者、隱二江戸に一居たる衆被二相拂一、
此比江戸へ有二勅使一、將軍秀忠公可レ被レ任二右大臣一となり、此勅使は家康公可レ被レ任二太政大臣一旨宣下也、大御所齢遙傾給間、高官無二其詮一、右大臣幷別當職可レ被レ讓二將軍一旨依レ仰如レ此、

十四十五兩日、駿府於二三丸一能あり、今春八郎雖二相煩一、日二番つゝ仕、其外少進法印、本願寺衆也、七郎大夫孫仕、　常陸主中將于時も能仕給ふ、當時猿樂役者何も無學、鬼能を女能の如く打拍子祝言、　悠見戀慕哀傷愁の打分もなし、今の世には今春八郎大夫に昔殘けるかと云々、
此已前各被レ集、くり石共不レ可レ用、わり石をくり石に可レ仕旨將軍仰也、依レ之自レ他及二迷惑一、
十八日風烈し、　廿日も同、
廿一日駿府於二三丸一能あり、　勅使自二江戸一被レ上間被二見物一、今日も風甚烈、
廿三日戌刻より、　廿四日、　廿五日、　廿六日　晝夜大雨、近年無二比類一、廿七日未刻雨止、及レ晚大洪水、下京町末の小家流、攝津國河內幷大坂森口の堤切、彼表頃年無類大水也、
廿九日美濃國摩免戸堤切れたり、　然共河下堤とも數ヶ所依レ爲レ切、水則引間、無二指事一、
尾張國しよばたの堤切、田畠損毛不レ可二勝計一、圓常寺渡の下に、笠町と云所に、甚右衞門尉町人姪女蛇に成、しよばたの池へ入たる由、閭巷說也、

て大水不審、但雪消之時なれは如レ此と云々、

廿二日、米津清右衞門尉生害、去年被レ流二阿波國一、首駿河え持參、是餘なる御政と云々、被父武功不レ可二勝計一の士也、

此比尾張國堤專被レ築、美濃國堤三月中旬仰出同被レ築、是は百姓役、

此比、五山之衆依レ召駿府へ被二相下一、一寺より兩人宛也、寺々草創之事、幷佛法可レ被二相尋一由風聞之間、各氣遣せらる、開山派妙心寺門徒出世之長老近年多レ之、於二向後一者駿府へ令二出仕一、自二駿府一五山紫野へ被二相尋一、扨可レ被レ歷二奏聞一と也、此儀付而、彼派出世大方相止分也、

三月大朔癸丑日、今日より三月節、

大久保相模守于レ時在二江州一、駿府上二目安一、日者無二疎略一旨言上、南光坊取二次之一披露、大御所雖レ見二給之一無二其驗一、此南光坊は元來關東之人、登二叡山一住、今又依二貴命一武藏國河越に住持、

八日、鹿美濃國加納之本丸へ來、生捕らへて岐阜稻葉山へ遣レ放しけれは、悦て山へ入、權現堂に禰宜居〆祝しけるとかや、

上野國佐野城主修理大夫古富田左近子、信濃守弟、城破却、其身令二在江戶一、是依レ仰二將軍一也、

三日雨、此間節々降、

五日芥河之住狂言小介、於二駿府一頓死、是大御所氣相之者也、

七日、伴天連の門派者共、京大坂在レ之分、此間大方ころふ、相殘七十人餘 こゐはさる有レ之、奥州外濱へ可レ有二流罪一相定、今日出京東下、加州居住高山南坊去比より坂本へ參居す、是も妻子已下十人計、九州長崎へ下、此高山は元來荒木攝津守臣下、荒木謀反之砌、信長え致二忠節一者也、近頃前田肥前守を賴在二加州一、知行二萬石令二私領一、是者始より吉利支丹伴天連宗也、

柴山小兵衞爲二堺代官一、自二去年一江戶朝倉藤十郎被レ遣、堺に有けるか、渡小兵衞東下、

先年於二伏見一逢二横死一中坊飛驒守男、奈良爲二代官一、是皆人之所存之外也と云々、

十日辰刻より雨、

十二日於二駿府淺間一有レ能、今春大夫八郎頻に付能不レ致、孫の七郎幷新五郎大藏大夫能仕、此兩人は八郎子也、 大御所幷若公見物し給ふ、京都之板倉伊賀守召遣忍田金右衞門尉と云者、依レ有二其科一被二押籠一、從類十人餘絆を打、京より伏見へ被レ牽、

十四日申刻夕立、雷數聲、當春之初雷也、則快晴、

十五日堀伊賀守越後國主古左衞門督弟、頃年在二江戶一、勘發、則今日宇都宮

田原城二三之丸被二破却一、本丸はかり被レ殘、大御所御通之砌、筥根山路次中五間宛間を置、弓鐵放にて辻堅有て夥體也、昨日より西は三島東は大礒平塚に被レ置人、被レ留二行人一、

將軍江戶へ歸城し給ふ、其後自二二月一被レ入二番手一、

廿九日午刻、日輪五色也、半笠と云物歟、日の兩脇如レ虹、今日二月の節、及二申刻一少雨ふる、驟而休止、

今日大御所駿府に御着、

二月小朔甲申日

二日、大久保相摸守罪科已綍定て、今日江州ゟ自二京都一下、是は近年拜領の地也、是自二駿府一依二下知一なり、小田原領五萬石被二召上一、抑此人は普代相傳、殊十三の年より家康公ゟ御奉行自愛成し、今年六十三、今かゝる仕合如何と人皆成二す不審思一、舊冬十二月三日、大御所立二江戶一給、於二路次一馬場伊左衞門尉と云不肖者、上二目安一事兩度なり、專相摸守匠二謀叛一之由言上、誠無二跡形一虛言成けるを信し給事、偏相摸守盡つれ時節歟、此伊左衞門は甲州のもの、依レ有二罪科一、近年被レ預二置小田原に一、其中に思怨事有て、如レ此の上二目安一歟、于レ時年及二八十一、相摸守養女を三ヶ年已前、山口但馬守男ゟ嫁、此女は日向守孫女、長門守息女なり、兩御所ゟ不レ奉レ得二內儀一事不屆由曰不快、相摸守は先年石川日向守、相摸守舅、此儀を被二言上一處、尤と令二領掌一給上は、重而不レ及レ得二御意一事歟之旨內存に而、折々出仕述懷、奉公之樣に相見ゆる、將軍甚無興し給、如レ此の得二折節一上二目安一と云々、此度相摸守從二關東一召連たる侍共暇を出、昨日自二京都一東え下、其體哀也、右の緣邊の事、古石川日向守被レ得二御意一し事は必定なり、然とも其の時迄は、安藝守日向孫不レ違二御意一、其後安藝守被二勘發一、大垣を退江戶ゟ隱居之間、重而不二言上一事不レ謂之由蒙二貴命一、

駿河國沼津之城可レ有二破却一之旨曰、大久保次右衞門尉男も、去年病死故、遺跡不レ立、

此比、駿府兩替町紹善家火事、類火及二七八間一、五日江戶近習森河內膳、日下部河內守、大窪與一郞被レ付二半助一蒙二勘氣一、四年已前、大久保加賀守死去之砌、身暇を不レ申小田原ゟ參たりし事、曲事のよし曰如レ此、其後又青山大藏勘發、

十九日辰刻、東美濃岩村城主松平和泉守頓死、

廿日細雨、晚より終夜大雨、

廿一日如二昨日一大雨、翌朝大水、諸國同前、右の雨に

服如二昨日一、元日に將軍ゟ出仕之衆、二日に大御所へ出仕、二日に將軍へ出仕之衆、三日に大御所へ出仕、
二日夜、於二將軍一謡初如二毎年一、
去年之冬より、大御所小馬廻並番衆不レ殘江戸ゟ被二召寄一、人成二不審之思一、
四日入レ夜雨、　五日六日薄雨降、
五日、大御所將軍へ御成、將軍二男國丸九歳能仕給、三番 大御所將軍並御臺所見物し給、大名小名廣間に被二伺公一けれとも無二見物一、
今日大久保相摸守立二小田原一相上る、是京大坂に伴天連門徒年々に倍増して緯超たり、是を爲二退治一被二差上一、依二事之體一九州長崎まて可二罷下一との御諚也、
六日出家諸宗、大御所へ參上遂二一拜一、則天台有二論儀一、さて浄土宗有二法問一、
七日、大御所下總國とけとうかねへ爲二鷹野一御出、九日將軍へ出家衆出仕、論儀法問如レ右、
十四日、伊勢山田町夜中に火事出來して、八百間燒亡、
十八日、大御所とけより江戸へ御歸、此度鶴多取といへとも、毎度鷹鶴にふまる、十三居なから手負、去年九月十七日駿河を立給て、今日まて鶴百廿五此内白鳥八、鷹取、村越茂助病死、舊冬中原迄御所供奉し上けるか、江戸へ御歸之後は煩頻て、終以如レ此、
大久保相摸守昨日十七日京着、藤堂和泉守屋形に宿す、京大坂之伴天連宗迷惑此事也、伴天連師匠寺有二二箇所一、右之内西京寺は被二燒拂一、四條町中に可レ有レ之寺は、厭二類火一こほちて被二火付一、師匠兩人は無レ構二家財一西國へ退、
廿一日大御所江戸を御立、夜前大久保相摸守兩御所勘當之由被二仰出一、今朝小田原城爲レ可二相請取一、安藤對馬守被レ遣、
廿三日入レ夜大雪、廿四日同雪、此日伊勢國四ヶ市於二海上一、東へ下舟三艘沈、桑名沖にて一艘沈、右之三艘は、四國之住蜂須賀阿波守人數也、
此一兩年中、諸大名江戸屋敷々々之家屋を盡レ美、門は上總主大御所息江戸一番也、家は加賀國松平筑前守將軍聟一番也、
廿四日、大御所小田原へ着給、
廿五日、將軍小田原へ御出、
廿七日、大御所小田原を出御、三島に着給ふ、此間小

俄於二江戸一可レ有二越年一旨曰、稻毛迄御越、十四日に江戸へ御着、昨晩自二江戸一土肥大炊爲レ使參上、何そ直に言上、其故かと云々、又馬場八右衛門尉目安を上る、忠義を言上に依て如レ此共云々、

駿府に右兵衞主常陸主御座間、成瀨隼人を被レ遣被レ置、

板倉內膳京都え父爲二見舞一上之由也、是はばてれん爲レ改被レ遣歟と云々、

十六日、雪、此日より十九日迄甚寒す、

伊勢三川衆於二駿河一越年して、正月四日五日に江戸へ下、板倉內膳罷上時、右之衆今年は罷下事無用之由令二下知一給と云とも、各如何思召けん如レ此、

十八日、主上新內裡へ御徙移、石垣築地無二比類一出來、前代未聞也、去慶長十六辛亥年即位之後、院主上御間以外也、人の無二出入一、御母義院を家康公へ依二讒言給一、院を家康公不レ可レ然樣に曰旨、院被レ及二聞召一、猶以逆鱗也、是は御即位の節、可レ有二御讓一書物已下依レ不レ讓給一也、

院御領二千石也、御不自由甚、　內裡御領壹萬石也、同腹宮五人御座、一人は近衞大臣養子し給、其外腹々に宮六七人御座、此外姬宮も御座、　院は未御年にて四十三、主上は廿一に成せ給ふ、

廿四日、大御所越谷川越爲二鷹野一御出、

廿六日大久保相摸守爲二上洛一小田原へ江戸より歸、

廿七日、昨今大雨水出る、

廿八日、大御所從二越谷川越一江戸へ御歸、

此年九月十日寒、霜月暖氣、小寒暖氣也、大寒に寒す、

廿九日立春、

同日夜半より卅日雨、此寒中雨雪節々ふる、

當代記卷九

慶長十九甲寅正月朔甲寅日、

於二江戸一兩御所越年、朔日將軍え各遂レ禮如二例年一、なかれ各頂戴之上に、御服一重充周拜領、是近年大御所家康公之時より如レ此、大御所には今は無二此義一、今日大御所え將軍勤行、

二日、在江戸之上方大名小名、將軍え出仕、なかれ御

へ下時分成ければ、石見方へ可ニ相渡一之由、將軍依ニ下知一儀歟、江戸年寄中より狀を遣候間、任ニ其儀ニ石見方へ相わたし、此義を今曲事之由曰如レ此、鵜殿兵庫も就ニ此義一改易にて、厩橋に被ニ預置一、種々噯間有けれ共、別なる白狀もなし、さてさし繩にて身をかりけ、そらよりをろしなとしけれとも、申旨もなしと云云、さて死す、又古中村一學年寄共、駿府に三人近年相詰候へるか、是も同改易也、　又古金阿彌子も改易し給、是も大御所の御意也、　佐々淡路守兄弟、近年在駿府しけるか、兩人なから此度改易也、是は信長秀吉二代の鷹の上手也、依レ之大御所も信長の時より被レ加ニ懸志一し者也、

八日、富田信濃守と坂崎對馬と於ニ御前ニ及ニ對決一、信濃及ニ難儀一と云々、是は坂崎親類の侍を、信濃守依レ爲ニ緣者一抱置しを、坂崎達而存分有間扶持放、然共他所に隱居所へ、内々音信を遣、扶持しける事を言上如レ此、

又信州ふかしの石川玄蕃、是も近年大久保石見を語、知行相隱之由にて改易也、則其身を被レ預ニ九州衆一、松本城領小笠原信濃守に被レ下、六萬石也、さて小笠原居城の飯田五萬石は上表也、

富田信濃守于レ時伊與國住十一萬石取、改易也、是は妹聟坂崎對馬以ニ目安一何角令ニ言上一、當月八日に、於ニ江戸一遂ニ對決一、手前引有て如レ此、則其身を被レ預ニ森伊勢守一、

九州衆高橋右近七萬石取改易、被レ預ニ橋左近一、元九州衆、去子年敵對之間改易、此五年已前より在ニ江戸一、於ニ關東一知行二萬石拜領、

廿日、大御所爲ニ鷹野一從ニ江戸一浦半へ御出、彼地より川越へ可レ有ニ入御一之由也、鵜鴈日々鷹取事、不レ可レ有ニ際限一と也、

藤堂和泉守依レ召從ニ伊勢川越一參上、則有ニ對面一、伊與國富田信濃跡識當レ納、先以可レ致ニ代官一之由被ニ仰付一、

十一月小朔乙卯日、

十四日、從レ晚終夜大雪、

十二月大朔甲申日、

三日、大御所立ニ江戸一、駿河へ可レ有ニ御上一とて出給、

十三日、此間中原に、大御所令ニ逗留一給、今日小田原迄可レ有ニ御越一とて、供之衆もはや出荷物迄出處に、

る、尾張國はさして不レ降、
八月小丁亥日午剋、伊勢國魂打聞ゆ、他國へ不レ聞、此日西風烈、
四日、伊勢國南風甚、昨日三日西國風烈して、長崎より上る糸幷唐物積たりし船十五艘潮入、公方の糸欤、其中代官長谷川左兵衞舟三艘不レ見、聽而京坂糸物爲二高直一、
九日、近江北風頻扇、湖磯波烈して、商人舟十艘餘破船、此風他國不レ吹、
十四日、曇、熱きこと甚、亥刻より俄北風烈、
十五日、名月快晴、去慶長六年辛丑已來、近年八月十五夜月不レ晴處珍事、
廿五日、紀伊國主淺野紀伊守左京大夫事死去、近年唐瘡煩以外爲二養性一、今年夏中在京、去比紀伊へ下國、近年養性無二油斷一しかとも、終以如レ此、去々年加藤肥後守、淺野彈正、今年池田三左衞門尉、大久保石見死したりしこと、偏好色之故、虚の病と云々、右之淺紀も五年已前の酉年、葛城と云遊女買取、當春又無右衞門尉と云傾城を買取りて召置被レ慰けるか、果して早世、遺跡男なし、紀伊國誰人可レ有二拜領一哉と人口あり、紀州家中に右京と云者、日來しわさ超レ人たり、貯所金銀、又者紀州遺物之金、幷家中の者知行役にも宛課、駿河へ運送し、以二內訴一相調間、紀州弟但馬守に被レ下二紀伊國一、
廿六日、夜亙二丑刻一大風大雨、翌朝辰巳剋まて吹、宵に聊風可レ吹無二模樣一、俄以如レ此、作毛に不レ當と云々、
九月丙辰日、
十七日、大御所從二駿河一、爲二鷹野一とて東國御下向、廿一日、大御所至二小田原一御着、翌朝御立、廿七日、大御所江戸へ御着、
此日沼津の大久保次右衞門尉死去、近年病の床に伏、今迄は奇特に保レ命と云々、
廿八日九日大御所鷹野し給、
十月大乙酉日、今日大御所へ在江戸の大名小名遂レ禮、於二江戸一大御所の爲二御意一、里見讃岐守被二改易一、是安房國主安房守伯父也、是は日比無奉公也、弓氣多源七郎久貝忠三郎從二大御所一勘當、是は先年伯耆國中村一學死去之時、爲二上使一被レ遣、彼一學遺跡被二召上一、諸道具を如何可レ仕旨、江戸言上之處、幸大久保石見守石見國

荒尾志摩守 同弟但馬 和田壹岐守 以下、少身の者被レ付二左衛門督一、備前在國、佐々尾四郎左衛門尉加々の九郎左衛門尉、此兩人淡路に在國すへきと也、 丹場山城之助、是は可レ任二御諚一と也、未二相定一、

去比從二駿河一京都ゟ被レ遣板倉内膳、今九日立二京都一下、是は大久保石見金銀京都に預置之由就二風聞一、爲レ可レ被レ改成けるか、慥成無二證據一ありけれは空在京、茶壺七つ八つ改出持レ之下、そのほか石見守下代共預置銀百貫目餘尋出持せ下、

十四日、今丑日成けるか、秋風吹、

今春大夫少進法印、去月末從二駿府一下二江戸一、於二江戸一將軍在江戸の大名共之所ゟ御成あり、能有レ之、十九廿日あつき事甚、去十一日同レ之、近年の夏は、惣而此夏程あつきこと無レ之、

廿一日、於二江戸増長寺一有二喧嘩一、松平清六幷鈴木平兵衛二子名不レ知戰死、是爲二人の迎一打出、待人遲參、其間増長寺立歸、是きかんとする處に、はや門前の者走懸て右之切二清六一、さて平兵衛二の子も被官共戰死之間立返死、但中間小者は皆遁去と云々、

此年長老幷寺僧可レ及二難儀一歟と自レ他思煩處、公義不レ覃二何沙汰一、徒死せる者無念と云々、

此比諸國旱魃、

去比美作國主森右近を駿河へ被二召寄一間、廿五日六日駿府ゟ下着、則令二出仕一、抹茶入之小壺を拜領、備前國主になさる松平左衛門督大御所孫若輩間、可レ有二入魂一之旨曰、さて右近則相上る、

廿八日九日、從二駿河一三川國迄大雨降、他國不レ降、

七月大丁巳日、 廿三日より八月節、

此比より妙心寺宗派出世之事被レ改、至二自今已後一、五山ゟ相屆、其上傳長老書狀を取、駿河ゟ罷下、大御所御意以可レ致二出世一之旨也、依レ之此後出世成間敷候と、西家之宗風聞、内裡にても此已前より六ケ敷可レ有レ之と云々、

九日、大久保石見子共、方々に被二預置一けるか、懸川横須賀兩所に有レ之藤十郎幷外記、今日殺害、其外之子共今日より被二相觸一何も生害、石見下代共、今日より彦坂九兵衛在府所へ被二集寄一、

此頃諸國猶以旱魃、京都は五月廿三日の後夕立雨も不レ降、堺は三月廿六日大夕立の雨降、大坂は七月六日夕立雨降、美濃伊勢は七月十二日十三兩日大雨ふ

て、近く祗候しけるか、知行方又は金山等之儀に付、利方に能立入けれは、仰二太久保相摸守一出二名字一、號二大久保石見守一、扶助座頭成レ官、此事末代の珍事也、親の代に道の方を捨士に成しは、加様の儀も不レ苦歟、我一世に士に成たりしをは、座頭之法に盃をだに不レ飲儀也、然處右之通背レ例、石見守座頭に成、官儀曲事之由座中へ依レ仰、惣檢校を始、檢校公當三十人餘、駿府へ七月下、それより八月之比は江戸へ下、彼地に在留す、然共不二相濟一と云々、

六月小(戊子)日、及レ晩夕立雨太、去月十九日以來、此雨始也、下民悅レ之、

三日之夜夕立大雨、

越前國仕置、本多伊豆守に從二駿府江戸一被二仰付一、是併三河守依レ爲二若年一如レ此、殊去年秋久世但馬誅戮之砌、既彼國爲レ亂、依二加樣之儀一歟、今村掃部近年拜領之地、本多たんげ是は本田作左衞門尉息、古三河守秀康在大坂の時、奉レ付有けるか、天正十三年乙酉年、秀吉公家康公已柄爲成不快之時、父作左衞門尉從二大坂一稱駿河へ呼下、其後太閤家康入魂し給時、太閤强に惡レ之給、頃本多作左衞門尉、五年已後庚寅年、關東へ國替之砌、從二家康公一有二勘當一、下總國に押籠、令二蟄居一たりしか、五六年中令二病死一、たんげはその後家康公へ奉公して有けるか、此度逢二慶賀一令二拜領一、則越前へ相上、今村掃部遺跡居、

四日、入二土用一、此日より翌日迄雨、　五日午剋より快晴、さて是より旱、諸國何も同前、

六日、從二江戸一爲二使者一安藤對馬守駿府へ來、則直令二言上一、其子細人不レ知、翌日本多上野介を相添、江戶へ被レ遣、此儀は播磨國備前古三左衞門尉遺跡爲二仕置一の談合と云々、

播磨國三左嫡男武藏守拜領、但此内三郡(廿三萬石)被レ付二備前一、備前國左衞門督(家康公孫、同三左男、)拜領也、　淡路國宮內(左衞門督弟)拜領、其後七八月之比、有二人分一、池田左近同內記(兩人は古三左衞門尉男、武藏守弟也、何も別腹、)若原右京、　池田出羽守(古三左甥、)いぎ長門守(淸兵衞男、)已下大身なる者は大方被レ付二武藏守一、播磨の國に住、內記左近兄弟は、古三左之時者壹人に三萬石宛可レ被レ出之由有しか、今は播磨一國之內さへ三郡除けれは、如レ此の擬也、

三左家老之者、四五年已前に及二三十八一病死、今在レ之者若輩也、

荒尾志摩守 同弟但馬 和田壹岐守 以下、少身の者被レ付二左衛門督一、備前在國、佐々尾四郎左衛門尉加々の九郎左衛門尉、此兩人淡路に在國すへきと也、 丹場山城之助、是は可レ任二御誽一と也、未二相定一、

去比從二駿河一京都ゟ被レ遣板倉內膳、今九日立二京都一下、是は大久保石見金銀京都に預置之由就二風聞一、爲レ可レ被レ改成けるか、慥成無二證據一ありけれは空在京、茶壺七つ八つ改出持レ之下、そのほか石見守下代共預置銀百貫目餘尋出持せ下、

十四日、今丑日成けるか、秋風吹、

今春大夫少進法印、去月末從二駿府一下二江戶一、於二江戶一將軍在江戶の大名共之所ゟ御成あり、能有レ之、十九廿日あつき事甚、去十一日同レ之、近年の夏は、惣而此夏程あつきこと無レ之、

廿一日、於二江戶增長寺一有二喧嘩一、松平清六幷鈴木平兵衛二子名不レ知戰死、是爲二人の迎一打出、待人遲參、其間增長寺立歸、是きかんとする處に、はや門前の者走懸て右之切二清六一、さて平兵衛二の子も被官共戰死之間立返死、但中間小者は皆遁去と云々、

此年長老幷寺僧可レ及二難儀一歟と自レ他思煩處、公義不レ覃二何沙汰一、徒死せる者無念と云々、

此比諸國旱魃、

去比美作國主森右近を駿河へ被二召寄一間、廿五日六日駿府ゟ下着、則令二出仕一、抹茶入之小壺を拜領、備前國主になさる松平左衛門督大御所孫若輩間、可レ有二入魂一之旨曰、さて右近則相上る、

廿八日九日、從二駿河一三川國迄大雨降、他國不レ降、

七月大丁巳日、 廿三日より八月節、

此比より妙心寺宗派出世之事被レ改、至二自今已後一、五山ゟ相屆、其上傳長老書狀を取、駿河ゟ罷下、大御所御意以可レ致二出世一之旨也、依レ之此後出世成間敷候と、西家之宗風聞、內裡にても此已前より六ヶ敷可レ有レ之と云々、

九日、大久保石見子共、方々に被二預置一けるか、懸川橫須賀兩所に有レ之藤十郎幷外記、今日殺害、其外之子共今日より被二相觸一何も生害、石見下代共、今日より彥坂九兵衛在府所へ被二集寄一、

此頃諸國猶以旱魃、京都は五月廿三日の後夕立雨も不レ降、堺は三月廿六日大夕立の雨降、大坂は七月六日夕立雨降、美濃伊勢は 七月十二日十三兩日大雨ふ

て、近く祗候しけるか、知行方又は金山等之儀に付、利方に能立入けれは、仰二太久保相摸守一出二名字一號二大久保石見守一扶助座頭成レ官、此事末代の珍事也、親の代に道の方を捨士に成しは、加樣の儀も不レ苦歟、我一世に士に成たりしをは、座頭之法に盃をだに不レ飲儀也、然處右之通背レ例、石見守座頭に成、官儀曲事之由座中へ依レ仰、惣檢校を始、檢校公當三十人餘、駿府へ七月下、それより八月之比は江戶へ下、彼地に在留す、然共不二相濟一と云々、

六月小戊子日、及レ晩夕立雨太、去月十九日以來、此雨始也、下民悅レ之、

三日之夜夕立大雨、

越前國仕置、本多伊豆守に從二駿府江戶一被二仰付一、是併三河守依レ爲二若年一如レ此、殊去年秋久世但馬誅戮之砌、既彼國爲レ亂、依二加樣之儀一歟、今村掃部近年拜領之地、本多たんげ是は本田作左衞門尉息、古三河守秀康在大坂の時、奉レ付有けるか、天正十三年乙酉年、秀吉公家康公已柄爲成不快之時、父作左衞門尉從二大坂一竊駿河へ呼下、其後太閤家康入魂し給時、太閤强に惡レ之給、頃本多作左衞門尉、五年巳後庚寅年、關東へ國替之砌、從二家康公一有二勘當一、下總國に押籠、令二蟄居一たりしか、五六年中令二病死一、たんげはその後家康公へ奉公して有けるか、此度逢二慶賀一令二拜領一、則越前へ相上、今村掃部遺跡居、

四日、入二土用一、此日より翌日迄雨、　五日午剋より快晴、さて是より旱、諸國何も同前、

六日、從二江戶一爲二使者一安藤對馬守駿府へ來、則直令二言上一、其子細人不レ知、翌日本多上野介を相添、江戶へ被レ遣、此儀は播磨國備前古三左衞門尉遺跡爲二仕置一の談合と云々、

播磨國三左嫡男武藏守拜領、但此內三郡廿三萬石被レ付二備前一、備前國左衞門督家康公孫、同三左男、拜領也、淡路國宮內左衞門督弟拜領、其後七八月之比、有二人分一、池田左近同內記兩人は古三左衞門尉男、武藏守弟也、何も別腹、若原右京、池田出羽守古三左甥、いぎ長門守淸兵衞男、巳下大身なる者は大方被レ付二武藏守一播磨の國に住、內記左近兄弟は、古三左之時者壹人に三萬石宛可レ被レ出之由有しか、今は播磨一國之內さへ三郡除けれは、如レ此の擬也、

三左家老之者、四五年巳前に及二三十八一病死、今在レ之者若輩也、

其所々ニ生害也、

大久保石見守下代共召集、於ニ駿府彦坂九兵衛所ニ一被ニ押籠一、近年押領之金銀悉被レ改條、不レ殘出し獻レ之、

和泉坂より入唐の商人、此比至ニ長崎一歸朝、依レ之唐物價下、此入唐之商人廿人餘、其内於ニ明朝一四五人死と云々、

十八日大雨、十九日大水、去春より始水出と云共、非ニ指水一、廿日より快晴、

此比大坂秀頼公、住吉度々令ニ遊行一給、

大久保石見守遺物、堅被ニ改付一、金銀從ニ諸國一上分、凡五千貫目餘と云々、其外金銀にて拵たる道具不レ知ニ其數一、何も駿府へ藏納、右之道具大方の覺、

茶椀、天目、同臺、茶具何も有之椀、折敷、印龍、香合、茶釜、同風爐水桶、燭臺、手水盥、同柄指、手巾懸、香盒、鏡臺、櫛箱、同櫛、油桶、燭臭取、手箱、しやみせん、きせる、そのほか女人の道具にかゝらぬ物共有とかや、一笑一笑、

右何も金子銀子ニ通有けると也、前代未聞次第也、右之石見存生之時、慶長六年辛丑年より今年迄十三年間、佐渡國石見國諸國金山へ、年中に一度宛上下、路次中の行儀夥事也、召遣之上郎女房七八十人、其次合二百五十人同道の間、泊々の宿、何も代官所成けれは、家々思樣に作並たり、其外傳馬人足巳下幾等と云不レ知レ數、每度上下如レ此、偏如ニ天人一、更凡夫の非レ所レ及、就レ之諸國下民同町人、その費不レ可ニ勝計一、又其泊々朝夕食事、同其町々の者務レ之、たゝ爲レ之迷惑する、

又伏見に在レ之又有と云遊君遊女亭主、又北野の八官と云者巳下の方より、好女を或は直銀子五十貫目六十貫めにて召上けるか、只今彼女を本主へ返被レ直、右之銀子を運上す、彼亭主予レ時迷惑此事也、又石見守寵愛の女房親、先年爲ニ商賣一入唐の時、風に舟被レ放、近年琉球に有ける、尋可レ來とて、使を銀子五六十貫目持せ被レ遣、又其船浪に漂、銀子入レ海、使空歸けるか、是も其銀子を右使拵、只今駿府へ運上す、彼使貧成せは、獻上成ましかりけれ共、索貯持たりけれは、無ニ異儀一上たりけると云々、

此石見守と云は、甲斐國武田に仕したる大藏大夫道入子末子也、家康公甲州を入手レ給し時より、自然の氣相に

七日、本多平八郎兄弟、今伊勢桑名城主之息男、去正月より府在、今日暇給て江戸へ被レ下、

八日、昨日之雨に水出、島田町家少々流、

九日、伊達陸奥守政宗事駿府へ入來、暫逗留、佐竹は十二三日已前、駿府へ入來して遂ニ年禮一、則江戸へ下、

十四日、後藤庄三郎所へ、從ニ古田織部所一、今の世の數寄とて宗匠、金を可ニ借給一之由謀書を持來者有、庄三郎彼使を相改處、爲ニ盜人一聞、則奉行所へ注進す、彥坂九兵衞當時知行代官、并駿河町奉行、方より、彼者之宿へ押入欲ニ搦取一處、九兵衞若黨六七輩手負、三人當座死、此義經ニ一兩日一達ニ上聞一、甚腹立し給、彼盜賊の宿主大御所の步行奉公人也、彼賴ニ親柴田左近一令ニ勘發一給、右之後藤庄三郎銀師也、今晝夜大御所々膝本、金之指引申付出頭人也、

北國主羽柴肥前守煩以外之由、以ニ使者一言上、爲ニ音物一肩築直五百枚一つ、金子五百枚進上、若君兩三人に金子五十枚宛同進上、江戸將軍へ號の刀一、新實藤四郎の脇指一進上、是も若君兩人金子五十枚宛也、

或說に云、肥前煩は非ニ實儀一、爲ニ虛病一歟之由謳歌說也、京都町人因如レ此云、

十八日、駿府又能有、　此日板倉伊賀守立ニ京都一駿府下、

廿日、五月節、

廿五日、大久保石見守死去、年六十五、從ニ駿府一死骸を甲州へ持行、葬禮急度令ニ用意一處、近年代官所勘定速不レ遂レ之して、左樣之義無益之由、甚以大御所曰聞、右支度徒止レ之、右之聞ニ御讒一、石見下代之者共消レ魂と云々、

五月大朔戊午日、廿二日より六月節、

今朝大水出、惣別去年夏秋冬、當年春夏打續雨重き事、近年無ニ比類一、乍レ去當年は至て大水不レ出、

松平筑前守加賀國肥前守弟、則遠江息男同前也、今十七日に駿府へ下着、是より江戸へ被レ下、

大久保石見男共蒙ニ勘當一、其故は父代官所可レ遂ニ勘定一之由、訖與仰成けれ共、若輩故不レ知ニ前後一、如ニ上命一難レ成之由言上付如レ此、石見國務並佐渡國拜領之由思設處、惣而知行分、於ニ關東一千石ならては不レ被ニ宛行一之由貴命成けれは、今迷ニ十方一と云々、兄の藤十郎は懸川、其次外記は橫須賀、靑山權介江戸の靑山圖書養子、小田原、其外男子四人、都合七人所々へ被レ預、何も一僕の體にて被ニ押籠一、右の七人の石見男共、八月九日於ニ

此比至二九州一參着、何も若鷹也、
二日大坂火事出來、三の丸長屋米石多以失火、風横に火を吹切て、自餘の丸へ不レ移、
羽三左死去付、從二江戸一駿府に爲レ使土井大炊參上、播磨へは山岡五郎作爲レ使被二指遣一、
十八日九日大雨、翌朝大水、從二去年一于レ今雨降事重重、
青山播磨守元藤右衛門尉死去、是は將軍幼少之時、悉皆の年寄也、
三月大朔己未日、　今日土用に入、於二大坂一小出播磨守死去、
五日、駿府於二三丸一常陸主能し給、五番常陸主、　翁脇の能末の祝言觀世大夫仕レ之、今春大夫二番仕、合九番也、此觀世大夫は慶長十五年庚戌蒙二勘當一去年召直、駿府に祗候、廿八日より九日迄兩日、駿府又能有、常陸主四番、今春六番、少進四番、觀世三番、梅若一番、合兩日十八番、　碁打の本因坊依レ召院參、碁之儀色色有二院宜一、中にも仙人の打し碁作物、直に院作有て、本因被レ爲レ見、此時院宜に、碁に有二別知一と云事は、三家祿と云書物に有レ之、酒に別腸有と云不レ知と也、和云、是は賓退の祿と云書物に有レ之と承、此書物さがの妙知院に有レ之、又月合の比、利玄依レ召院參、是へも右之作物同前なり、則利玄仕レ之、奇特之由有二宣下一、利玄院中象碁を被レ遊、本因利玄依レ爲二出家一也、何も法花宗也、さて右之兩人何も駿府へ下、院は中象碁天下一と思召、
四月小朔癸丑日、
二日、上總主從二江戸一駿府へ來儀、暫逗りう、
五日六日、駿府能有、初日少進本願寺門徒、下妻黨也、今春大夫立合、後日今春息子兩人幷梅若大夫、又藤堂和泉小姓等能つかまつり、
此比富田信濃守ことを今伊豫國住、從二坂崎對馬守一知行在二石見國一今在二江戸一、日比彼人不行儀、又去庚子年亂逆之砌已來之義を以、目安將軍へ令二言上一、依レ之青山圖書爲二使者一駿府へ◎脱文カ被レ得二父意一、則飛脚を以信濃守を召に被レ遣、
肥後國古主計跡目、家中有二公事一、家老之もの共、從二去月一駿河在府、
越前國家中、去年之云事再發歟、家老者從二去月一令二在江戸一、

165

今日(庚子)禁中作事始、右の儀式、貴賤令二見物一、
十四日、丑刻、駿府町火事、本町米町通町等也、
十五日、未刻、大御所駿府歸城し給、
十七日、立春、戌亥兩刻雨降、
中國西國大名、多以駿府にて越年也、
此冬、信濃國諏訪湖不レ氷の間、水上人馬不レ通、
廿五日雨降、
廿八日、又雨降、今年は夏秋冬雨しげき事、近年無二比類一、寒中も甚暖氣、偏に如レ春、
三川國水野日向守後藤德乘丸壺(抹茶入)被レ取、價判金二百枚也、此外北礀墨跡、釜已下數寄道具多以被レ取、何も一色に付直或は判金廿枚或は三十枚と云々、
此年、五穀不レ熟、

當代記卷八

慶長十八癸丑年正月大(庚申)日
年中從二諸國一進物儀、慶長十三(戊申)年之所に書二載之一、大略每年此通也、
中國四國西國大名、於二駿府一越年、三日に立二駿河一江戸へ被レ下、元日二日は駿府は雨降、他國は不レ降、
五日、大御所山鷹遣給、勢に不レ殘可レ出之由曰間、皆以所レ出也、
六日、終日雨、從二元日一此日迄甚寒、
七日、今日大御所爲二鷹野一田中へ出給、從レ其遠州へ可レ有二鷹野一之由曰しか、暖氣故無レ鳥延引也、
八日、山口但馬於二江戸一將軍家より改易也、故は古石川長門守女但馬男に嫁、從二二三箇年已前長門存生之時一無二斯儀一之由曰、長門男被二押籠一處、依レ娶レ之如レ此也、
十一日より翌朝迄大雨水出、江戸は霙也、
十五日山口但馬就二目安之儀一、大久保相摸守腹立甚、相摸息男兩人、翌日出仕、
十七日雨、終夜同雨、　十八日二月節、
十九日晩より廿日雨、廿二日大水、
廿五日、申刻播磨之三左衛門尉死去、昨日從二辰刻一俄發病、吐血中風と云々、
二月小朔(庚寅)日、去年冬從二高麗一駿府へ進上の大鷹十一羽

下置東國ゟ言上、來年二月、薪の能見物集貴賤に相二
見之一、其上可レ有二成敗一なと風聞也、猿澤の池邊籠構
入レ之、貴賤見二物之一、
閏十月小朔辛卯日、十六日霜月の節、
二日、大御所駿府より東へ下給、内々去月廿四日可二
下給一由、同處種物氣付、至二于今一延引、一昨日と曰し
か依レ雨及二今日一、今日も依レ雨江尻迄出張、
三日、今春太夫其外猿樂共、從二駿河一上、去春叱申、此
中在府しけるか先以如レ此、
十二日、大御所江戸着給、路次中依二鷹遣給一也、十
八日、大御所於二江戸一、從二新城一本丸へ入御、廿日、
大御所爲二鷹野一、從二江戸一御出、
越前國公事達二上聞一、本多伊豆守淸水丹後江戸へ被二
下寄一、
大御所關東方々鷹野し給、鶴鴈取事無二際限一、中にも
於レ忍白鳥を鷹取之間快氣し給、　將軍は鴻巣にて鷹
野し給、
十一月大朔壬申日、
十二三日比の事、三川吉田を松平主殿助是は先年於二伏見一討死せられし主殿助子なり、拜領也、松平主殿此間の在所西郡にをいて五
千石、古松平玄蕃弟庄次郎拜領、
十三日、未刻地震、
十七日、寒に入、昨日甚寒して、入レ夜雪るふ、
廿一日從二辰刻一廿三日迄晝夜雨ふる、　廿三日朝風
烈、
廿六日、申刻雷聲二三、寒中の雷珍事歟、
同廿六日、大御所關東中鷹野し給、今日江戸迄御歸、
廿八日、於二江戸新城一、越前國年寄本多伊豆守と今村
掃部淸水丹後何も倍臣及二對決一、兩御所直に聞レ之給、追而
從二將軍一理非の旨急度可二仰出一と也、
十二月大朔庚寅日、從二夜前一今朝甚寒、酉刻終より終夜
雪降、近年大雪也、二日の及二卯刻一雪止、此日大寒入レ、
同二日、大御所江戸御立、駿河ゟ歸路し給、
六日、去從二二日一今日迄、打續雪降、
越前國家老之事、去月廿八日兩御所聞給し、此比、從二
將軍一仰出云、今村掃部頭淸水丹後守爲二非分一の間、
掃部は一僕にて伊達政宗に被レ預、丹後は岩木の被
レ預二鳥居左京助一、本多伊豆利運成て、越前國の儀悉皆
可レ爲二彼異見一の由仰出なり、
十一日、從レ晩終夜雨、　十二日同雨、

着府、

越前國古三川守秀康、去慶長十二丁未年卒給砌、家中年寄七人して金子隱取と云々、此事去年人公事申事付、右の七人の內岡部伊與と云者、江戶へ下事由を可ニ言上ニ旨相催、美濃國大垣迄下處、か程の儀達ニ上聞ニ事如何の由、當三川主幷家中の年寄人を遣、從ニ大垣ニ彼伊與を呼返、然共至ニ當年ニ彼公事無ニ落著ニ間、彼伊與江戶へ下、牧主殿と云者も、右の七人の內たるか、岡部と同道し、江戶へ下の由を申けるか、如何思けん、高野ゟ直に令ニ登山ニと云々、

十九日、右七人內久世但馬と云者被ニ生害ニ、息子加賀國に有けるか、此之事の見廻來て、但馬と一所にして死、同但馬聟、是も見廻に來て同死、其外以上但馬於ニ屋敷ニ侍分百五十人死、中間小者は悉十八日晚出けるとかや、寄手先本多伊豆也、是も右の七人の內なり、先當座被レ宥、三川主より人質を被レ遣、伊豆居城府中に彼人質を置、伊豆は北の庄參令ニ先登ニ、伊豆人數能者共、當座に廿八人死、手負四十人餘と云々、其外寄手多賀屋者共始、惣而二百計保死すと云々、

同廿日、弓木左衛門(右の七人の內)生害、於ニ此屋敷ニも寄手三十八人計死、右是は古三川主の時、知行方專一の用人也、同日、上田隼人也、是は(同右七人の內)寄手ゟ理を云送、其身計腹を切、被官共をは出ける、然處寄手心易、屋敷の內へ入ける處、隼人內の侍五六人留居て、寄手と戰ける間、爲レ之寄手討死す、

今村掃部口口兵庫右理爲レ可ニ言上ニ、廿五六日比に北庄を立東國下、

此比、上總主(大御所息男)駿府へ來給、去比久無ニ出仕ニの由、大御所曰付如レ此、則有ニ對面ニ、江戶へ下給、

此比、南部東臺寺衆徒三人搦取、此外一人同宿、以上四人也、其故は、六七年以前勅封藏ゟ忍入、敷板を切拔、寶物の內金作鷄同盃を搜取て折々京都へ持上、令ニ兩替刷ニ私用、今年彼盃を其儘にて可ニ兩替ニの由令ニ相談ニ、亭主見レ之非ニ尋常物ニ、殊昔の年號有ける間、如何樣、是は勅物歟御物歟、存ニ不審由ニ間、此旨を彼僧に申、僧及ニ難義ニ、往々此事亭主口より可レ漏と思取、別宿亭主を振舞、飼ニ鴆毒ニ間則死畢、妻女頓板倉伊賀守所へ行て言ニ上此旨ニ、從ニ伊賀守ニ奈良代官ゟ相屆間、彼僧三人幷同宿一人搦て京都上せける、伊賀守事の由を直被レ尋ければ、有の儘に令ニ白狀ニ、さて南都へ

果ニの間、自レ是以後、來朝不實の由人みな思設處、長崎の住侶彼國人たるに依て、此一兩年依ニ相調一來朝云々、其外小船共多著岸、猩々皮毛氈卷物糸如レ山來と云々、

廿五日、洛中大水、新舟入の屋形堤以下浸水、見ニ懲之一歟、此以前家可レ作と思立ける者も止けると也、

廿八日、此度黑船の唐人駿河へ參着、

此度來朝の唐船共の內、ヲランダ國より來る仁、鳩の比なる鳥一、大鳥一、何も生鳥を駿府江戶へ進上すへきとて京都迄上る、右の小鳥は人の云事を聞て則如ニ其言一、大鳥は頭は鶴に似たり、背の毛は猪の脊の毛に似たり、

九月小朔壬辰日、羽柴三左衞門駿河江戶へ可レ被ニ相下一とて、近日伏見へ被ニ相上一、今日江州野洲迄被レ着、

二日、夜前丑刻より大風、今日至ニ未刻一西返殊强、則休止、但水は不レ出、從ニ去月一長雨、于レ今不レ止、近江伊勢美濃尾張は、此風强吹、從ニ遠州一東は少吹、伊賀國上野城古の殿守をこほち、新殿守を立けるか、五重の上の重計葺、惣は未埓も不ニ出來一に、右之西の風に倒、大工幷手傳の者百八十人倒死、此外手負も少々有とかや、美作國此時大水出、城近邊にて三千程人死、其外彼國中にて二千餘、都合五千程死と云々、同牛馬同前、洛中はさして不レ吹、さして草木に何の國も不レ當と云々、

十二日雨、此比迄去夏中より雨打續、上下迷惑也、殊當月二日の大風に倒伏田畠、此長雨に付不農也、諸國大方此分也、但從ニ駿河一東は大風不レ吹、夏中も今も長雨なし、

十三日、播磨國池田三左衞門、一昨日着ニ駿河一、今日有ニ出仕一、大御所則對面し給、

十五日、池田三左衞門於ニ本丸一有ニ振舞一、從レ其直に江戶へ被レ下、

同日戌刻、東山黑谷の堂燒亡、法然の御影同失火、

廿六日、長雨今朝迄降、但其間或は一日、或は二日三日旱時も有、從ニ今晚一快晴に成、

此比會津の古蒲生飛驒守息男家康公孫子、歲十歲、駿府に出仕、大御所對面し給、五三日在府、さて奧州へ被レ歸、

十月大朔辛酉日、　四日甲子入レ夜戌刻より雨、　六日、雨不レ降、

福島左衞門大夫駿府江戶爲ニ出仕一被レ下、□□駿府に

能取、兵法をも能つかう間、若衆かふきとはしらす近付けるを、被レ行二罪科一、國々ね被レ遣、穗坂長四郎（越後米被レ預二村上周防一）坂部金太夫（同越後米溝口伯耆被レ預、）岡部藤次（奥州被レ預二南部一）米津勘十郎（同奥州被レ預二津輕一）佐平次（佐渡被レ流、）彼かふき共の傍輩、徒者と不レ知して別而近付ける者に、かふき者の中、去五月喧嘩して死けるを葬んとて、無二等閑一傍輩に其事とは不レ云、無緣の者死ける間、結緣のため代物少合力候へとて樣々云ける間、無二何心一代物少出しけるを、號二其一類一して被二成敗一、此者共無レ罪して死をかうむる、迷惑なりし事共なり、

下野國笠間の城、一二三箇年以前より無二城代一、今松平丹波守（古河の城主）被レ爲二相移一、さて古河は小笠原左衞門佐、（古酒井左衞門尉男、信州松尾掃部大夫養子して、先年國替の時より、武藏國本庄にて一萬石拜領、）古河へは可二相移一の旨將軍下知し給、笠間は城領三萬石、古河は二萬石なり、

七月大朔（癸巳）日、

五日、近江より西は風甚、但去月廿二日の風程はなし、此時も熊野浦にて破船、

去月廿六日より十一日迄きふく旱、十二日より如二夕立一、十八日迄日々雨降、從二十九日一快晴、

廿四日、江州長濱の內藤豐前死去、（歲七十、）

廿八日、戌刻より同廿九日細雨、去十八日夕立の後始レ之、下民悅レ之、此日子の刻より、大久保石見守俄大中風相煩、

廿九日、同雨、　卅日、未刻より終夜大雨、

此七月、奧州下野國なと下民多死、石田治部少たゝりとて、奧州米澤より送レ之、會津よりも又送レ之、

八月小朔（癸亥）日、雨、昨今の雨に今朝大水、美濃國曾禰堤切大垣へ水入、大垣の下の堤も切たる間、翌日大垣水漸引、

二日（甲子）夜前丑刻より雨休止、

四日、細雨及レ晚、雷當二山方一一聲、翌五日より快晴、

九日、去五日より至二今日一暑氣甚、惣別此夏中同、土用中もさしてあつきことなし、

十二日、八月節、

十三日、大御所爲二川狩一瀨名へ御出、及二晚に一御歸、

十四日、從二今日一又雨、

當月始、黑船至二長崎一着、去々年來朝黑船、悉被二打

廿六日、辰の刻小半時俄風甚、夜前より大雨、
廿七日、大水、
五月中、六月七日八日比迄、關東は旱魃、
六月小朔甲子日、　去月廿八日より當月三日迄快晴、四日より又雨、此以前の如露長雨なり、
今日朔日夜半過、江戸土井大炊屋形不レ殘燒亡、但不レ及ニ他所一、
六日、此間九州加藏肥後息十二歳、出雲國主堀尾山城守十四歳、在ニ江戸一、今日將軍彼兩人有ニ振舞一、則本國ゟ可レ上之由暇を給、依レ之八日江戸を立上、
十日、六月節、
十二日、從ニ今日一快晴、去月四日より昨日十一日迄長雨也、　十五日、晩甚夕立、此比無ニ比類一、　廿一日、未刻より大雨、
廿二日、大水、朝東風甚烈、午剋より申の終迄大風、但此大風伊勢美濃尾張三箇國强々吹、東はさして不レ吹、此時の風に、伊勢尾張海にて破船二三十艘、又伊勢海より大坂へ兵粮責舟、熊野浦にて七八十艘破船と云々、三川遠江浦々にて二百艘破船と云々、中國西國の浦々も數多破船と云々、奥州會津も大風、同大水なり、關東は旱也、廿三日土用に入、
廿六日、美濃尾張大水、鹽田の堤切、津島表ゟ水入、美濃國外濱の堤も切、去月四日より長雨、但間々に二三日つゝ天氣の日も有けれとも、大方は雨也、從ニ今日一快晴、近江より上方西國も夕立は有けれとも、多分旱、
於ニ江戸一徒者集り、人を切事無ニ斷絕一、六月廿八日柴山孫作上口奉公の人也、彼者共を一人成敗しける處に、彼黨類孫作所にも奉公して有けるか、我類を被レ切けるとて、則主の孫作を切殺、江戸中にも彼徒者三百程有けると云々、諸國に奉公して居ける者共、合三千人と云々、此中江戸にて有ニ穿鑿一、九十人程搦捕籠ゟ被レ入、彼孫作切候者は、小者にて候つるを取立、侍にして懇切しけるに、忘ニ重恩一主の頭を切云々、不レ及ニ是非一次第也、則彼者を生捕、類を被レ尋けるに、大將分は大鳥居いつ兵衞、大風嵐の介、大橋すりの介、風吹はちり右衞門、天狗鄉右衞門なとゝ云名也、則彼任ニ白狀一被ニ相尋一、悉搦取被レ行ニ成敗一、さて京都ゟ有ニ下知一、大坂堺其外國々を彼一類成敗可レ有由也、依レ之無緣の者には、此比宿を借事なし、旅人爲レ之迷惑す、彼いつ兵衞すまうをも

其間々に常陸主能し給、從二將軍一少進幷今春、其外座中の猿樂共、去年如於二江戶一被レ下物、銀御服なり、

十日、將軍駿河を御立、江戶へ下給、

十六日雨、今月三日の細雨の後是始、下民悅レ之、

廿日、亥剋、三川國吉田玄蕃氣相惡き由にて、則無言、子剋死去、去年父玄蕃頭如レ此頓死體なり、可レ謂二奇特一、

廿二日、能有、大御所賢慮の外の猿樂千歲を舞けるとて、當座に叱給、依レ之舞臺に並居ける猿樂共、周章不レ斜、又一度式三番を仕、扨脇の能過、大御所本丸へ御歸の間、能は空止たり、希代の曲事也、

廿三日、昨今雷數聲、當春可レ謂二初雷一、

周防國有二恠異一、民家に道行と覺て宿を借、臺所方膳部用意す、彼是下人に云付る聲は聞ゐけれとも、人體不レ見、不審に覺て地頭方へ令二注進一、則來て見けれ共右之通也、さらは地頭振舞をして見んとて、招けれは則來、膳部酎酒已下常の人の如二食事一也、然共姿は曾て不レ見、是は如何樣恠物成と心得て、犬の逸物共を十疋計取、中ゐ入戶を立けれは、犬共戰栗してかゝみけり、さて犬を見けれは、殊外に擊碎しける體也、其座敷に犬を打ける杖とも幾等も在レ之、其後客云、我等をは狐狸の類と被二心得一候歟、不レ謂被レ成樣の由申、さて元の宿へ歸、其上振舞の爲二禮謝一、錫を片に送、甚美酒也、人多集て呑けれ共、此錫の酒不レ盡と云云、

美濃國岩佐云所の近所に、百姓一人女子有レ之、今は歲十六計と也、此比彼女子口より小蛇出て、座中に徘徊して、又口へ入、彼小蛇從レ口出し時は、女子無性なり、如レ此の事人皆をそろしき事に耳云けれは、父彼女子を害けると云々、希代の不思儀也、

五月小朔日乙未

四日、從レ晩五日雨、自レ是露に入、

七日、上總守大御所息、江戶屋敷夜半燒亡、家不レ殘、但他所不レ及二類火一、

有馬修理九州長崎主、去月より甲斐國都留郡をかる、可レ致二殺害一の由大御所命也、

九日、五月節、

十三日、奧州會津主蒲生飛驒病死、常に大酒、諸事無行儀放埒と云々、彼小性本山主膳、岡佐右衞門、右之兩人自殺、

三月大朔日乙未
十日、入レ夜雨、翌朝休止、去月廿四日雨後是始、
十一日、將軍江戸を御出、駿河ゟ御上、
十二日、山々雪見ゆる、去月當月甚寒、麥毛凶、
此比ばてれん宗に日本人成事堅被レ禁、小笠原權之丞、榊原加兵衞、原主水、此外五三輩被二改易一、至二自今以後一は、十人組に諸奉公人をなして、若其中の者於レ成二彼派一は、則可二申出一との義也、
十九日、將軍至二駿府一着御、
土屋民部於二江戸一病死、
廿三日、岡本大八と云者有、親は在江戸す、彼大八九州長崎の有馬修理儀を於二駿府一取持者也、從二修理方一金銀を於二指越一は、各年寄衆幷女房衆遣レ之、彼取成を以、九州鍋島知行中を三部申請可レ出之由僞て申條、眞と心得、金銀を大八方ゟ渡す、素爲二謀計一間、不レ及二何沙汰一、得二金銀を一大八令二私領一、此旨修理令二言上一間、廿三日於二阿部川原一火炙に被レ成、
廿五日、駿府能有、少進法印今春太夫行レ之、常陸主も能し給、此内遠山民部、鈴木久右衞門、池田備後一番つヽ行レ之、兩御所笑給、廿六日、能有、仍如二昨日一、

松平下總守ゟ大御所より、石火矢十二丁大鐵放十二丁、其外鐵放三百丁、鑓弓番具足已下數百被レ下、從二將軍一各へ御服、或十或五被レ下、
廿七日、大御所ゟ爲二茶會一將軍御越、なげづきんと抹茶入を被レ遣、是當時の名物、價千金の上と云々、
廿九日、藤堂和泉守所へ將軍御成、銀二百枚小袖三十和泉守令二拜領一、少進今春大夫能有、從二亭主一將軍ゟ長光の太刀、幷脇指進上、 常陸主右兵衞主へも脇指令二進獻一、
大八被レ行二罪科一砌、大八申云、從二大御所一長崎唐船の糸、彼是の使被レ遣、長谷川左兵衞を修理暗打に可レ仕の由、大八ゟ申合候つる由を白狀致候間、修理爲二囚人一として、被レ預二大久保石見一、其後甲斐國被レ遣二郡內一、息左兵衞は不レ可レ懸二此科一の由曰、本領令二安堵一、如二前々一長崎居住、
卯月大朔乙丑 今日肥後國加藤主計幼息大御所出仕、進物金子百枚、卷物三十、むく〳〵の袷十、將軍へは、於二江戸一可レ有二出仕一の由也、
二日、大御所と將軍對談及二數刻一、他人不レ聞レ之、
八日、又能有、 九日、同能有、兩日共に少進今春仕、

井水出たり、 廿二日、終夜雨、五日以前より暖氣也、
廿七日、未刻より夜中雨、
此年五穀豐年、

當代記卷七

慶長十七壬子年正月大、元日快晴、
朔日酉申 駿河江戸諸人出仕如ニ例年一、
二日、入レ夜雪二三寸積、
此比、江戸將軍の二番若君疱瘡し給、但頓而本腹也、
三日、舊冬晦日より甚寒、寒中は暖氣成し、
四日、平岩主計頭、去朔日晩に於ニ名古屋二丸一死去、
今日大御所聞給、於ニ病重一は犬山へ移、於ニ彼地一可ニ
相果一を、於ニ名古屋一死る事不レ謂の由曰、甚無興し
給、
六日、立春、
七日、大御所遠三尾可レ有ニ鷹野一とて、今日駿府を御
立、藤枝に一日逗留し給、九日相良、十日横須賀、十一
日中泉、十二日濱名、十二日彼地逗留御、十四日吉田、
十五日吉良へ着給、
八日、戌刻より九日夜迄雨、 十日、風烈、入レ夜雪六
七寸積、十一日十二日每夜雪、十三日快晴、
十五日雨、今日大御所吉良ゟ御着、
十八日、近年絕て久き左儀長、今日卯刻於ニ内裡一被
レ行、
廿日、大御所岡崎へ御越、此中於ニ吉良一鶴鴈鷹令ニ物
數一、
廿三日雨、 廿七日、大御所岡崎より至ニ名古屋一着
給、古平岩主計家に宿給、但新殿造作出來御座所と
す、 廿九日、大御所從ニ名古屋一岡崎ゟ御歸、
從ニ去年一諸國多分江戸將軍ゟ被ニ相納一、但美濃伊勢兩
國は駿府ゟ納、駿河遠江尾州是三ヶ國は、右兵衞主常
陸主分國也、於ニ近江一十三萬石駿府へ同納、
二月小朔日丙寅
二日、大御所今日岡崎を御立下給、 三日、大御所雨
故今日吉田御逗留、
十三日、及レ晩細雨、入レ夜風雨、翌朝休止、廿日の夜寅
刻地震、 廿二日雨、 廿四日雨、

廿六日、大御所爲二鷹野一江戸を出給、今日戸田着給、今春太夫罷上之間、將軍より引出物被レ下、銀子百枚、御服二重、何も唐織、縫の小袖也、座中の猿樂共、何も御服被レ下、其中に春藤きわ大藏長右衛門、同助藏、幸の清五郎、鷺伊右衛門狂言山科彌右衛門、今春彦九郎、狂言德右衛門、此等之者共には、或は金一枚或は銀十枚つゝ被レ出、大藏太夫にも御服一重、銀十枚也、　少進法印唐織二卷、銀百枚也、

大御所於二江戸一、德川の先祖の位牌所を被レ尋、年老の百姓申けるは、瀬羅田の近所に其寺の舊跡有と申間、使を遣し地を見せられける、死石佛已下堀出す、則江戸増長寺今國師越給、一寺を可レ有二建立一之由曰、

十一月大朔日丙申

來春、江戸石垣普請可レ有レ之とて、西國衆人數を遣、於二伊豆山一石を被レ聚、

此比、諸國水涸、南都猿澤の池水絶間かへて、水を町人運送し入る、池に刀一有、水かゆる者取上る、

九日、於二駿府一右兵衛主疱瘡令レ煩給、

十七日、未刻伏見新町より火出、兩替町燒、其より大名衆屋敷廿計及二類火一、但去夏よりこほし殘の家共也、　十七日夜半より風甚、翌十八日終日猶以風甚、入レ夜大雪なり、

嵯峨の角の藏了以、以二才覺一川を堀、大坂船京の三條迄入、依レ之京都自由にして、米薪已下下直なり、京都町人悅レ之、　廿三日、大御所從レ東至二駿府一御歸城、右兵衛主煩本復、依レ之御氣色快然と云々、

東山大佛殿漸出來、死を上揃なは柱破るへきかと云云、其故は、皆はぎ柱也、此比はしくと噂の由人誦レ之、其上軒短くして、佛の膝に雨ふりかゝるとなん」、

十二月大朔日丁寅酉　二日、夜に入霧、寒甚、　三日、終日大雪、四日五日迄、以上三日之間甚寒、　六日、小寒に入、今朝より快晴、暖氣也、　七日、終日雨、翌八日風大烈、

新庄駿河、於二下總國法度所一鷹を遣、鳥見の者江戸へ令二言上一、依レ之駿河父子退散、

十一日夜半より翌十二日終日雨、　十七日夜より十八日雨、寒中に如レ此雨節々ふること稀也、來年大水可レ出かの由人誦レ之、　去霜月中旬の比より、京中井の水乏、少あるも渇て用事不レ成、廿三四年以前如レ此有けるとなり、極月は雨節々ふりける間、後には

有レ之、
八月小朔日己辰 二日より八月節、
廿一日、奥州會津邊大地震、石垣悉崩、屏櫓以下悉落、殿守破傾、死以下落、人馬多死、近邊山崩川の流を留、依レ之知行二萬石餘湖水となる、他國此地震無レ之、中にも柳津本堂倒、在家多ころひ山崩、是は偏飛驒守佛神を蔑如にし任二我意一其天罰の謂と云々、
九月大朔日丁酉
五日、江戸將軍息女十一歳出御、是は越前の古秀康息男、今號二少將一、　當月廿八日、於二彼國一依レ可レ有二祝言一如レ此、　十一日、將軍姫君至二駿府一着給、
此比、をもき咳氣諸國に煩、上下人不レ免レ之、
十五日、於二駿府一能有、　姫君に見せ申さるへき爲也、一昨日可レ有を、姫君咳氣し給に依て及二今日一、　十六日、姫君駿府を可二立給一處、咳氣以外也、
此日、八せんに入、又土用にも入、
十八日、姫君咳氣有二本腹一、今日駿府を立給、　廿五日辛酉雷數聲時雨ふる、
此秋、中國西國は凶年、五畿内も不レ宜、近江より東國は豐年也、但信州下野上野奥州は凶也、

十月小朔日丁卯　三日、戌刻小地震、晩より翌四日夜中迄雨、
六日壬申大御所爲二鷹野一關東え御下、此度は右兵衛主常陸主無二同道一、翌日善得寺にをいて、鶴鐵放にて自打給、　九日、大御所至二小田原一御着、　翌十日朝中原へ御返、
十日、午刻小田原城主大久保相摸守男加賀守死去、去年春中より煩、終以如レ此、年三十二、
於二江戸一浴二新恩一衆四五人、松平丹波、山口但馬等也、是伏見在番不レ亂二法度一相務故也、下野國皆川舊領を以配當なり、
十六日、大御所江戸に御着、
去夏肥後國主加藤主計死去の後、息男從二江戸一去七月九州え被二遣返一、爲二幼少一間、爲二置目一藤堂和泉守被レ遣、今日十六日勢州津を立、肥後え被レ越、從二江戸一目付の衆、牟禮江右衛門、小津瀨兵衛此兩人被レ遣、
廿二日、於二江戸一能有、今春太夫幷少進法印行レ之、翌日も同能有、去月下旬に今春太夫着二江戸一しか、大久保加賀守死去する事、將軍哀傷し給故、至二于今一延引の處、大御所より依レ仰此能有レ之、

數百二十集けれ共、鮎はちいさき茶椀の葢に一つもとらす、　廿二日、家康公加納に御成、其日名護屋迄ニ御出、　廿三日、大御所名護屋御立、熱田宮より舟にて下給、其日東風烈吹て、舟不レ任ニ進退一、希有にして野間邊によせけるか、言語道斷不自由さ無ニ云計一、廿四日、今日も又東風、ちたの郡に御舟をよす、　廿五日、三河國むろに舟をよせ、俄の事なりけれは、人馬もなくして不自由也、下々の女房なとは、歩行にして吉田に行けると也、御供の上下男女舟に不レ醉はなし、大御所索醉不レ給、右兵衞主常陸主もさして醉不レ給となり、

此比小黑舟鎌倉の三浦へ着、

淺野紀伊守父の葬禮を、於ニ高野一執行、盡レ美、當時無類の孝行者也、

五月小朔日庚子　四日、五日兩日共に雨ふる、

去三月より、江戸于レ今普請いつもきぶく急給間、此度は猶以其通と云々、依レ之御用を多取ける間、關東の下民設ニ錢貨一と云々、

十九日雨、此時大和は洪水にて、長谷川夥出けるか、三輪近邊の田畠一萬石餘損毛と云々、

江戸普請最中也、伊達政宗町場破損二百間、是を各に配分して普請有、

六月小朔日己巳　今日より尾張國名護屋爲ニ普請一、美濃伊勢兩國先方の衆參着、去年彼地普請被レ致、大名千石に一人つゝ人夫を名護屋に被レ出、舟入をほる、諸國より內裏の普請を被レ行、築地一間に付て、八尺間銀貳貫五百目の作料以務レ之、取分關東衆依レ爲ニ遠國一銀を相上、此銀板倉伊賀守大工大和守相請取、京の町人賃にて行レ之、

唐より小船共多來朝、糸澤山に來、

十七日、出雲國堀尾帶刀死去、昨朝より霍亂、俄以如レ此、　廿四日、肥後國加藤肥後守元の名主計死去、

北國の前田肥前、去春より被ニ相煩一、福島左衞門太夫、去春より被レ煩、存命不レ定の間、繼目判形依ニ所望一、息男駿河江戸に被レ下、

七月大朔日戊戌　三日、江戸井伊兵部少輔屋敷より火出、榊原遠江屋敷及ニ類火一、

八日、美濃國高巢住德長石見入道法印死去、五三ケ年以前より腰拔、座敷中も不ニ行歩一也、遺物金九百枚有レ之云々、十日比、江戸普請出來、但依ニ手前一未出來も

の御息女、秀頼公の妃也、
御太刀國宗 銀子二百枚、
右兵衛主より秀頼公𛀁御進物、
同　　同
常陸主より秀頼公𛀁御進物、
銀子百枚　綿二百把　紅ハナ三百斤
御袋樣𛀁右兵衛主よりの進物　常陸主右同前の御進物也、
銀子百枚　綿二百把　紅ハナ三百斤
御姫樣𛀁右兵衛主よりの進物　常陸主同此通也、
秀頼公より右兵衛主𛀁被㆑進物、
御脇指吉光 刀高木貞宗 段子百卷　かりたの小皷のだう是は右兵衛主小皷をすき給故也、皮共に、御小袖　同はをり
秀頼公より常陸主𛀁被㆑進物、
刀二字國俊 脇指まつら信國　段子百卷　まゝねの小皷のだうかは是は常陸主能すき給に依て也、小袖ともに　能の裝束十、はつひ三つ、かりきぬ三つ也、
供の衆𛀁秀頼公より被㆑下物の事、
年寄衆へ刀一つ宛　猿樂十八人、何も小袖同、ばうへ同、さて其日伏見へ舟にて被㆑上、
三日、大御所伏見へ御越、此以前置給萬物御覽あり、

此日、下野國上野國氷村々にふる、宵の酉の刻より翌朝迄ふる所も有、然者其所は二尺あまりたまりけると也、狐狸鳥皆以死、
五日、家康公從㆓伏見㆒歸京し給、　六日、淺野彈正近年在㆓江戸㆒、此中煩數、死去、下野國鹽原𛀁湯治之處、彼湯にて二三日不例、不慮にして如㆑此、　十一日、於㆓京都㆒常陸主能し給、此日夜半より翌朝巳刻迄雨ふる、三月五日の雨以後是始也、庶民悅事無㆑限、
十二日御即位、家康公忍にて見物し給、今上十九歲と云々、
同十二日、戌刻、月の輪赤靑雲、二重笠のごとくにあり、
十四日、二條御構にて能有、家康公是を見給、　翁、高砂、柏崎、今春太夫仕㆑之、　千手、重衡、うたう、少進法印行㆑之、是は本願寺の衆也、　猿樂共には何も小袖被㆑下、別の被㆑下物なし、
十五日雨、去十二日の雨不足の處如㆑此、民悅㆑之、
十七日、大御所知恩院𛀁佛詣し給、　十八日、大御所出京下給、此日永原、十九日彥根、廿日朝雨、及㆑晚休止之間、柏原迄御出、廿一日岐阜、其夜鵜飼見物し給、鵜

其後家康公有㆓出御㆒、互の可㆑有㆓御禮㆒之旨、家康公曰と云共、秀賴公堅有㆓斟酌㆒、家康公を御成之間ゟ奉㆓出し㆒、秀賴公遂㆑禮給、膳部彼是美麗に出來けれ共、還而可㆑有㆓隔心㆒かとて、たゝ御すい物迄也、大政所是は秀吉公の北の御方也、出給相伴し給、頓而立給、右兵衞督常陸介途中迄被㆓相送㆒、秀賴公直に豐國ゟ有㆓參詣㆒、大佛を見給、伏見より舟にて其日及㆓酉刻㆒大坂ゟ歸着し給、大坂の上下萬民之儀者不㆑及㆑申、京畿の庶民悅只此事也、此時も大坂光と云々、

此度於㆓京都㆒家康公ゟ秀賴公御進物之事、

御太刀眞盛 御馬黒毛 金子三百枚、猩々皮三枚、色壹枚靑、一枚黒、一枚緋、長一枚に付五間つゝ段子三十卷、此内錦十卷也、刀一腰一文字異名有、脇指一腰、左文字、是は古秀次隨一道具也、

秀賴公より右兵衞主ゟの進物、

太刀一腰光忠 金百枚也、

常陸主ゟも右同前也、

女房衆ゟ遣物、

あちや　かめ　かち、此三局ゟ金一人ゟ三十枚つゝ也、

・家康公近習の衆へ、秀賴公より被㆑下物之事、

本多上野介、大久保石見守、板倉伊賀守、京都代官此三人ゟ一人に付金三十枚つゝ、安藤帶刀、村越茂助、成瀨隼人、米津淸右衞門、是四人ゟ一人に付金廿枚宛也、永井右近、　大澤、　西尾丹後、　城和泉、　榊原伊豆、此五人ゟ一人に付銀子百枚つゝ也、

扨惣の女房衆へ金子三百枚、其外藥師臺所人ゟ被㆑下物、銀子卷物等也、　豐國大明神へ銀子三百枚、於㆓大佛㆒大工大和ゟ銀子二百枚被㆑下、

家康公より秀賴公へ被㆑進物、

御刀一腰、大左文字、御脇指一腰、鍋とをし、御鷹三居、何も鳥屋之大鷹也、御馬十疋也、

卯月小朔辛未　二日、右兵衞主常陸主、大坂秀賴公ゟ爲㆓禮謝㆒被㆓相下㆒、

右之進物之事、

銀子千枚　御太刀一腰但遣太刀也、　御馬一疋

右之分家康公より秀賴ゟの御進物也、

銀子二百枚　綿三百把

右之通秀賴公の御袋樣ゟ家康公より御進物也、

銀子百枚　綿二百把　紅三百斤

右之三色御姬樣ゟ家康公より被㆑進、是は江戶將軍

續ふる、
廿五日、尾張國名護屋新町百五十家燒亡、　廿六日、
美濃國笠町燒亡、
二月小朔日壬申先月より于レ今雨ふる、此日江戸神尾五
兵衞家失火、是は駿府おあちや息子也、六日、今日甚雨故、春日薪の能
延引、
九日、稻富於二駿府一病死、是は當時無類の鐵放の上手也、
十二日、雷、當春初也、　十六日、風甚寒氣如レ冬、　十
七日、晩より終夜大雨也、十九廿日廿一日迄風烈、寒
氣如レ冬、　廿二日、亥刻地震、
此春、薩摩國龍白病死、兼而如二置目一、追腹切者三十餘
人、同弟兵庫頭も病死、是は今の薩摩の國守主陸奥守
父也、去子の年於二關原一合戰場より遁下て、近年隱居、
三月大朔日辛丑今日より江戸普請始るといゆとも、亥
には六日より始る、　五日、駿府大御所、今日上洛可
レ有之由曰處、雨故六日丙午立給、田中に今晩止宿し給、
七日懸川、　八日濱松、　九日吉田、　十日岡崎、　十
一日名護屋に着給、翌日は彼地に逗留し給、　十三日
美濃國の岐阜、　十四日赤坂、　十五日近江國彥根、
十六日長原、　十七日入洛し給、　十一日、未刻雷數
聲、此日氷二度ふる、
丹波國代官權田小三郎、此一兩年野瀨と云者と山公
事有、小三郎企二雜意一に付て被二改易一、則遂二勘定一、代
官所の引受として、金子七百枚令二辨上一、
十九日夜半、德長左馬介宿所上京燒亡、翌夜又二條御構
の近所の寺燒失、
廿日、大坂秀賴公上洛し給、家康公對面可レ有由、織田
有樂を以家康公より被二曰遣一、
廿二日、三川國岡崎城主本多豐後守死去、去月十日比
より風毒腫依二相煩一也、
廿三日癸亥家康公參內し給、供奉の衆無二裝束一、家康公
は勸修寺亭にして裝束し給、
廿七日、讓位儀式大概以如二先例一、此日見物無用之由、
家康公下知し給、同廿七日、秀賴公立二大坂一淀に着
給、京都より爲レ迎右兵衞主家康公息、年十二歲、常陸介家康公息、年十歲、幷
池田三左衞門加藤肥後守淀へ參向也、秀賴公大坂を
立給時、彼地虛空に光と云々、　廿八日辰刻、秀賴公
入洛、則家康公の御所二條へ御越、家康公庭上迄出
給、秀賴公慇懃禮謝し給、家康公座中へ入給後、秀賴
公庭上より座中へ上給、先秀賴公を御成之間へ入申、

を退及二此儀一、

廿七日、大御所立二江戸一駿河へ上給、

上方衆如何に聞けん、三川國岡崎山々にて、石場被二取置一、

十二月大朔壬申

江戸にて將軍茶會にて、各宿所ゟ入御、

十日、大御所此間路次中有二鷹野一、今日駿府着給、

十二日、丹波國代官權田小三郎與二野瀬小十郎一有二公事一、自二大御所一本多上野介安藤帶刀を以、双方口上を被レ尋、然而小三郎申事不屆樣曰、

十三日、大御所鷹野え出給處、秘藏の大鷹被二見失一、來三月、大御所可レ有二上洛一由曰、

松前より大鷹十六居上る、此內十三落て、たゞ三つ殘、武州忍又遠州中泉鳥屋え被レ入し大鷹共多損して、鷹師共蒙二勘當一、

廿四日雨降、惣別此寒中雨雪節々降、寒以前は暖氣なりけるか、可レ入二小寒一一兩日以前より寒き事甚、入二大寒一一兩日後より暖氣、小寒の氷大寒に脫とは此事歟、

廿五日、立春、

美濃國伊勢國先方衆、幷三河在國衆、明日明春尾州名護屋可レ有二普請沙汰一也、　出羽奥州信州、幷關東衆江戸可レ有二普請一と也、

當代記卷六

慶長十六辛亥正月大朔日壬寅快晴、

駿府各出仕如二每年一、自二江戸將軍一以二酒井左衛門尉一被レ遂二年禮一、

三日、江戸奥州會津の蒲生飛驒守屋形燒亡、舊冬月迫に將軍を奉レ入、亭主正月二日に會津へ被レ下、於二路次一聞二此事一、播磨の國主池田三左衛門尉屋敷類火、但門は除二火難一、家屋は何も龜相也し、

七日戊申大御所爲二鷹野一遠州ゟ御出、今日田中迄出御、

九日、大御所榛原郡鷹野し給、夫より中泉ゟ御出也、

十日、三川國御油町燒失、

十六日、雨、　十七日、大御所自二中泉一駿河ゟ御歸、今日ロロ御泊、　十九日、大雨、　廿一日二日より、雨打

なれは餓に不ニ燃出一日數を經て燃出るとの取沙汰也、是は偏に女の業となり、又云、三日以前に、南の方より一丈計の火飛來て、城の上にて消たるを、人皆見レ之と云々、兎角三日以前けふり立ける共云、　右の火事、臺所幷あちやの局廊架燒失、あちやの局金銀小袖諸道具燒る、此火飛て二の丸中東の方、人屋三つ四つ長藏瓦葺三十間程燒失、

十一日、建仁寺新寺久昌院に有ニ法事一、奧平美作守信昌行レ之、祖父道改父牧庵石搭禪居庵に有しを、久昌院へ遷て及ニ佛事一、

十四日丙戌午剋大御所東へ下給、今日清水、

十五日、大御所從ニ清水一至ニ善德寺一給、於ニ路次一菱食を鐵放にて被レ打、則藤堂和泉守に被レ下、

十六日、十七日、十八日、善德寺御逗留、

十六日、於ニ江戸一伊達政宗所へ將軍有ニ御成一、亭主を及ニ盃酒一、

十九日、從ニ善德寺一至ニ三島一大御所着給、

十八日、戌剋勢州桑名の本多中務死去、彼二番目の息出雲守、去十四日江戸より桑名へ參着と云共、病者無性の間無ニ其詮一、

廿一日、大御所鷹野場至ニ武州□□一着給、此所へ將軍從ニ江戸一有ニ光儀一、被レ遂ニ面上一、將軍は則江戸へ有ニ歸城一、大御所は自レ是方々有ニ鷹野一、さて江戸へ可レ有ニ光儀一との儀なり、

廿一日、戌剋北にあたつてとゝめき響有、

廿二日、夜雪降、山には此已前より雪有けれとも、里は是始也、二三寸雪滿、

當秋冬は、鴈鴨關東にも不レ多、依レ之廿三日將軍上總國え御越、鐵放を以彼表の鴈打給ふ、其故にや鴈鴨大御所鷹場に、此以前よりは多し、

十一月大朔日壬寅

去春、越後國主堀越後守（古久太郎男、于時十四歲）、改易時、妻女（本多美濃守女）被ニ召上一、駿府に居住、今月九州長崎有馬修理男（去年の冬、唐船燒せし修理事なり）、駿府に出仕しけるか、可レ娶之由大御所仰也、無ニ異儀一承諾、則於ニ駿府一有ニ見參一、修理男伏見に上る間、美濃守女をも被レ爲レ上、此旨長崎に先様申下、迎船を乞けれとも、寒中海上不レ輙して、翌春迄伏見に逗留也、父桑名美濃守、遠國に女被ニ差越一事迷惑此事なり、修理息も廿三計の者也、日來妻子有て、殊三歲の男子有けれとも、右之旨特命なれは、元の妻

之同出給、奥にて碁有、本因坊億香にて利玄四目勝、
又道石ニ門入碁有、門入勝、
此比、一夢（當時碁數寄上手也、古道亭主誹諧ニ達者、諸道ニ近年住す）有ニ駿府一、大御所饗應
碁古し給、
此比、古田織部（當時茶湯數寄者一也、名譽一也）駿府江戸ヘ下、將軍數寄し
給間、上下數ニ走之ノ也、會毎織部にかはらめを用、十
日比増上寺國師成敗して、此比出京、路次々々人夫已
下以外打擲、其外行儀夥儘不ㇾ可ニ勝計一、在京中智恩院
ノ長老ニ不快と云々、後増上寺募ニ公儀一、自他に付任ニ
我意一、被ㇾ企ニ慮外一、時人惡ㇾ之ノ者になかり、爲ㇾ此
弟子宗門さへ如ㇾ斯、況於ニ他宗一乎、
安南國（天竺ノ内也）日本ヘ爲ニ音信一、船薩摩浦ヘ去比著岸、
進物之事、一沈香之木之柱拾貳本、（但一本ニ付四人持）一沈香之
拾柱壹本、一錦木拾壹、一沈香拾斤、（是ハ上沈也）一象牙貳、一
鸚鵡壹つ、一孔雀壹つ、一リンケイ壹つ、（是ハ鳥也）一モン
ノ絹貳疋、右之通書立を以注進、近日駿府ヘ可ㇾ有ニ運
送一と云也、是ハ以來商船を可ㇾ越ための由也、惣別日本
に銀多之由、近年異商舟ノ島々に沙汰有ㇾ之と云々」
昔七日、去七月より琉球ノ王、駿府江戸ヘ出仕して、
九月十四日立ニ江戸一被ㇾ上、今日美濃國被ㇾ着ニ岐阜一、
其上琉球ヘ有ニ歸國一、毎年御調物を可ㇾ被ㇾ上諾應に
て、無事之姿たるへきかと云々、但此儀于ㇾ今無ニ披
露一、琉球は暖國にて雪不ㇾ降、始而日本にて雪をみる
と話、其年琉球に被ㇾ歸、如ニ約束一也、
廿九日、自ニ江戸一土井大炊助駿府被ㇾ來、是より相上、
上方知行代官手前相改、將軍ヘ向後可ㇾ有ニ領納一由、
自ニ大御所一日に依て也、
十月小朔日癸酉
三日、土井大炊助自ニ駿河一江戸ヘ歸下、上方知行代官
中相改儀延引也、右に書代官中、手前より金銀數多
被ニ召上一、諸代官中相辨之儀、迷惑此事也、
五日、松平攝津守自ニ駿府一江戸ヘ昨日參着、今日出
仕、新知之墨印并御馬拜領、翌朝則可ㇾ上由、何任ニ下
知一、
六日、將軍於ニ江戸一大久保相模守所ヘ御成、
九日辛巳、申刻駿府城火事、上臺所の梁の上、大黒柱
の上より燃出る、時人天火かと疑ㇾ之、亦先年未の年
火事以來、何者の業にや、九度火を付けると也、されは
其人見出し、度々に消ㇾ之、此度も火燒し事もなき所
より燃出る事、五三日以前に火を付けるか、ふとき木

前代未聞、

八日、島津陸奥守又八事、今日出仕、進物一大平布五十端、一段子五十卷、一銀子千枚巳上大御所ヘ進上也、右兵衛主常陸介主兩所ヘ銀子百枚宛、紅糸五十斤宛也、女房衆五人ヘ銀子貳拾枚宛、段子十端宛也、島津同道琉球屋形、一兩日中駿府ヘ可レ被レ着と也、

十四日、琉球人出仕、去十日に着二駿府一、今日對面し給、自レ是江戸ヘ下る、駿府逗留中、琉球王之弟病死、

十八日、島津陸奥守を召寄有二振舞一則常陸主能し給、賀茂、八島、鞍馬天狗、梅若太夫、源氏供養、老松、此時廣間疊ふるひたる由曰、年寄中折檻し給、

十九日、今日毎年於二豐國一猿樂能行、今年者今春太夫勤レ之、但毎年に替て弓矢の立合迄を舞、能はなし、大方春日の十一月の祭禮に似たり、

廿四日、去比常陸主母儀被二湯治一、今日可レ被レ歸之由にて、爲レ迎常陸主同舍弟の鶴丸夜半被レ出、後朝大御所聞給、夜中に門を開事曲事の由、同門番則被二禁獄一、甚無興也、先度十八日後出頭衆未不快之所に、又此事に付而各止二出仕一、

廿五日、琉球人着二江戸一、年十七八之小性、十四五の小性兩人有、シヤミセンを引、十七八計の小性、名字ヲモイシラ、十四五の小性はヲモイトクと云、小うたを皆々謡レ之、在江戸衆彼小性を呼、シヤミセンをひかせけると云々、言語は日本人と同レ之、但少つヽは違と也、髪を頭の右にからわに結レ之計也、上下之路次に何時も宿入之時、笙横笛鐘太鼓ひちりきにて、管絃の如して宿ヘ付と云々、之を道行と云と也、王は彼座中へも不レ出、奥に有レ之隱らるヽ體也、琉球にも日本のまねをして、詩和漢連歌、又猿樂の能なとも有、宗は禪淨土聖道宗有レ之、

九月大朔日癸卯

二日、豐國神主吉田二位死去、近年煩敷不行歩なりしか、此春より俄腰もたち健達也、然處如二頓死一、年七十八、

九日、去月より于レ今長雨、今日雨間之晴也、此比名護屋普請衆縦普請不二出來一共、出來たる由を駿府ヘ令二言上一、物主々々は可レ被二歸國一との內證也、さて人數は殘置、悉出來可レ仕之由也、昨八日に羽柴三左衛門播州ヘ可レ被レ歸とて、名護屋を被レ立、

今日於二駿府一近習之衆、幷年寄衆出仕、大御所面ヘ少

の米下直成故、上米の如くに依レ有二勘定一也、
美濃國黒野主加藤左衛門尉一橋下總守伯耆國え可
レ致二國替一由、自二江戸一奉行衆書狀、今日十九日彼在
所ゟ到來、各令二支宅一可二引越一由有二返狀一、伊勢國龜
山之關長門守右同前と云々、
薩摩國島津陸奥守（又入事、去年改名、）リウキウの王令二同道一相
上、今日廿日都を立て駿河江戸ゟ下る、去年島津人數
リウキウゟ令二渡海一、彼島の王を生捕虜歸朝して今
及二此儀一、是よりリウキウを島津令二押領一、彼島田畠
令二檢地一、都合拾三萬石有レ之と云々、琉球に付島五十
三島と云々、右十三萬石之內也、
（昨日迄入事也）廿一日、申刻より大風、及二亥刻一休止、畿內諸國
田畠損毛不レ可二勝計一、但遠江より東者さして此風不
レ强、去年之風より强吹ける間、家屋或は破損或は顛
倒、其責無レ限事歟、　此風さして作毛に不レ當由後に
聞ゆ、　此風に奈良の神木六十本倒と云々、昔年應
永十貳（乙酉）年、春日神木六千枯、又永正三年（丙寅）奈良神木
七千本餘枯と也、
廿七日、美濃國加納松平攝津守（元飛驒守、去春改名、）爲二加增一四萬
石、於二當國一拜領可レ有由、從二江戸一奉行申狀也、　同
下總守、伊勢國龜山城領相添、五萬石拜領、同狀也、三
河國作毛も依レ爲二本領一無二相違一、是兄弟駿府大御所
孫也、
去江戸衆松平越中守、土肥大炊、橘左近、丹羽五郎左
衛門、各壹萬石宛拜領、此橘左近は、先年關原合對砌
屬二石田治部少輔一、大津城責し輩、九州人也、去子年よ
り無足して令二在江戸一、丹羽五郎左衛門は信長公臣
下、五郎左衛門子也、是も去子年亂逆敵對、加賀國小
松城主也、近年在江戸也、此外伊井掃部（江州彥山、左近大輔別腹兄、）
壹萬石、其外或者五千石、或者三千石宛拜領、但近年
無足の衆也、
廿九日、大久保石見守着二濃州岐阜一、去夏より越後國
國中村里相改逗留、信州を通、直美濃國ゟ來る、是當
國去年地檢鄕村知行爲レ被二相改一也、
八月大朔日（癸酉）
廿日、長岡越中守父玄旨、於二京都一老死、是當時俗方
之智者也、年七十七、但十ヶ年以來も老耄、無レ筋事を
も時々は被レ申けると也、　江戸增上寺（淨土宗）住寺可レ有
レ成二國師一とて被レ上、是大御所嚴命也、依レ之紫野の
國師を闕、吾朝に國師二人無レ之故也、專念之宗國師、

る者もなし、往々其樣體を見て、相似たる所も有けれは、還俗させ見レ之は無レ紛、　此旨龍白同又八え申屆條、則令二對面一語二往事一令二落涙一、さて所領を遣し居住の處、此度不慮相煩令二死去一也、

名古屋尾州本丸石垣、十二日三日何も出來、此上二丸可レ有二石垣積り有一、

十二日、此中連日長雨、如二五月雨一、今日殊木曾川洪水、尾張國方堤數ヶ所切、上は矢那、富田前、をいり、下は加々の非等也、

今日東山大佛堂、大工釿始也、

去五月より大雨洪水雖レ及二度々一、京畿はさして無二水損一、濃尾三此三ヶ國別而大水、下民爲レ之愁、

十三日、伊奈備前守領所代官也、於二江戸一死去、

十四日、時々晴、戌剋月二重笠樣にして、其雲五色也」

十六日、今日尾張國津島祭行レ之、昨日十五日、如二每年一可レ有レ祭處、五月を大と云事を、何者か云出しけん、就レ其如レ斯、　今日十六日より快晴、

東山大佛堂に、九十本宛三重に柱立、合百八十本也、此直一本付銀子拾六貫目宛也、但自二遠國一運送共に此通也、佛の前八間廣き間、大木一本に付銀子百貫目也、其外金銀入用幷人足手間不レ可二勝計一、太閤の御貯の金銀、此時可レ有二拂底一と云々、去天正十六年始し大佛殿は、木食專執行也、米三萬四千石被二宛行一之内、六千石程餘太閤え被二返上一、但其時は諸大名奉加三萬石餘有レ之と云々、此旨木食上人知音人え被レ語けると也、

廿四日、宇都宮奥平大膳女、今日駿府着、是は兩御所依レ命、出雲國堀尾幼息爲レ令レ嫁也、是大御所彥也、

廿五日、宇都宮女出仕、大御所懇志し給、銀子五百枚被レ出、去十三日於二江戸一登城時、自二將軍一銀子參百枚被レ出、

七月朔日、大御所爲二河狩一、瀨名之谷え出給、

六日、將軍從二江戸一武藏府中え、爲二河狩一出給、

十日晩より細雨降、去月十四日の雨已後旱魃、今此濡上下人悅レ之、

此比、從二江戸一爲レ使土井大炊靑山伯耆駿府え來入、子細不レ知レ人、

丹波國龜山普請出來、殿主は藤堂佐渡守對二兩御所一進上由有て相立る、

此比より、代官衆中銀子を可二辨上一由也、去年の水入

三日、尾州名小屋普請、今日より根石置、北國の松平筑前、自ニ春中一被レ寄レ石、西付二丸を被レ積、其外衆何も本丸也、此中羽柴左衞門大夫正則備後安藝兩國主、羽柴三左衞門主播磨、淺野紀伊守紀伊國主、右兩三人は、去年奥丹波城被ニ普請一間、此度名小屋普請は可レ被レ除由、大御所曰間、其用意無レ之處、去三月、俄名小屋普請可レ被レ致曰付、取分被レ急間、家中者及ニ迷惑一と云々、

名小屋普請知行役事

百三萬貳千七百石　松平筑前守羽柴肥前弟、今は名代、

八十萬七千五百石　羽柴三左衞門輝政、此中備前國、嫡男松平武藏守、
淡路國は去三月二男に被レ下、播磨備前淡路合三ヶ國分也、

卅七萬四千三百石　淺野紀伊守

四拾九萬八千貳百石　羽柴左衞門大夫

卅五萬七千石　鍋島信濃守九州衆也、元龍藏寺内

卅壹萬石　黑田筑前守筑前國主

卅萬貳千石　田中筑後守父去年春死去、九州衆

卅萬石　羽柴越中守

貳拾萬石　松平長門守毛利輝元息、周防國長門兩國主、今在ニ江戸一、

廿萬貳千六百石　山内土佐守本土佐去々年死去、土佐國主、是は甥、今跡目也、

拾九萬千六百石　加藤左馬頭伊豫半國主、

拾八萬六千七百石　蜂須賀阿波守阿波國主

九萬五千石　寺澤志摩守

八萬五千九百石　生駒雅樂跡目

三萬石　木下右衞門

貳萬石　竹中伊豆守元美濃衆今豐後衆

壹萬九千石　森伊勢守同豐後衆

五萬六千石　稻葉彥六元美濃衆今豐後衆

五拾貳萬石　加藤肥後守主計事、是は殿主一國被レ築、但其身所望也

右何も太閤秀吉公の御竿の積也、

合五百五拾八萬八千五百石歟

此外中國西國の中、丹波國龜山被レ致ニ普請一、此比、丹波國龜山普請中に、薩州島津龍白弟從ニ丹波國一煩付、伏見來病死す、是は去庚子之年、美濃國關ヶ原合對の時、兄の兵庫退散之期、手負馬離、行步不レ任ニ進退一、死人之上に倒臥處、奇特の夢想有、彼夢に云、是より東え下、成ニ木食一可レ送ニ年月一との告也、然間希有にして全レ命關東へ下、如ニ夢想一令ニ木食一、經ニ十箇年一、去年春、薩摩に歸國し有レ之けれとも、見知たる者もなし、漸々右之旨人に語と云とも、於ニ彼合對場一討死由披露有ける間、中々不ニ思寄一事なれは、取あく

五寸と云々、ヲットセイとも云也と云々、
五月小、朔日乙巳午刻月蝕とありけれとも、曇故不レ見、
三日、駿府は大風、家々破損、他國風不レ吹、
此比川中島本領越後國相添上總主へ被レ渡、是は越後國村上周防溝口伯耆兩人拾五萬石の分拜領、此通被二相除一故也、
七日、梅若大夫於二駿府一致二勸進能一、五日の中人多寄、
今月三日大雨、昨日より八專入、木曾川別而大水、尾州名小屋へ可二運送一賣買材木不レ殘流、
十四日、伊達政宗自二江戸一被レ着二駿府一、
十五日、梅若於二駿府淺間一致レ能、大御所見二給之一、
十八日、大雨、西美濃大水、堤不レ殘切、此度木曾川水不レ出、
廿一日、長尾景勝自二江戸一被レ着二駿府一、
廿二日、大雨又大水、
廿三日、常陸主大御所末子九歲、右爲二兩客一被レ爲レ能、翁は觀世太夫可レ仕大御所下知し給處、夜前觀世左近逐電行方不レ知、是は梅若太夫を被レ爲レ愛故歟、自レ元身上不自由、此間別而すりきり、萬事不レ叶レ心間氣違歟と云云、

廿四日同五日、兩客被レ下二江戸一、
廿五日、長尾景勝伊達政宗、自二駿府一江戸へ被レ歸、
廿六日、三川國大水、西三川は去年八月の水より三尺下し、東三川は吉田邊は、去年の水に四尺計高し、駿遠兩國も大水也、
下旬に建部内匠死去、當月十八日より煩と云々、是大坂秀賴公近習也、刀脇指總而かな物の目聞也、江戸駿河の若き衆弟子八百人餘と云々、此小性長吉、内匠死去八日目に追腹を切、時の人不レ譽レ之云ことなし、去三月内匠駿府逗留中、與二傍輩一令二逐電一、於二三河國吉田一押留けるを、傍輩侍二人成敗有き、此長吉は無二異儀一如二前々一仕はれしか、此度奇特の死をしけるとて、人譽レ之、
此比、京都町人米屋のりうせいと云者、以二大御所御意一、ノビスパンへ渡海、賣買任レ心歸朝、猩々皮多持來、但金銀は及レ聞し程はなし、雖レ然他の國他の島より多、重而日本人渡海無用の由、ノビスパンの者堅日本人えしめす、
六月大朔日甲戌
二日土用入、　去春より至二于今一疫癘不レ絕、人多死、

其後家康公有ニ出御一、互の可レ有ニ御禮一之旨、家康公曰と云共、秀頼公堅有ニ斟酌一、家康公を御成之間は奉ニ出し一、秀頼公遂レ禮給、膳部彼是美麗に出來けれ共、還而可レ有ニ隔心一かとて、たゝ御すい物迄也、　大政所是は秀吉公の北の御方也、出給相伴し給、頓而立給、右兵衛督常陸介途中迄被ニ相送一、秀頼公直に豊國は有ニ參詣一、大佛を見給、伏見より舟にて其日及ニ酉剋一大坂は歸着し給、大坂の上下萬民之儀者不レ及レ申、京畿の庶民悅只此事也、此時も大坂光と云々、

此度於ニ京都一家康公は秀頼公御進物之事、

御太刀（眞盛）御馬（黒毛）金子三百枚、猩々皮三枚、（色靑一枚、一枚黒、一枚緋、長）一枚に付五間つゝ段子三十卷、此内錦十卷也、刀一腰（一文字異名有、）脇指一腰、（左文字、是は古秀次讓一道具也、）

秀頼公より右兵衛主は の進物、

太刀一腰（光忠）金百枚也、

常陸主はも右同前也、

女房衆は進物、

あちや　かめ　かち、此三局は金一人は三十枚つゝ也、

家康公近習の衆へ、秀頼公より被レ下物之事、

本多上野介、大久保石見守、板倉伊賀守、（京都代官）此三人は一人に付金三十枚つゝ、安藤帯刀、村越茂助、成瀬隼人、米津清右衛門、是四人は一人に付金廿枚宛也、永井右近、　大澤、　西尾丹後、　城和泉、　榊原伊豆、此五人は一人に付銀子百枚つゝ也、

搦惣の女房衆へ金子三百枚、其外御伽衆所へに被下物、銀子巻物等也、　[illegible]へ銀子二百枚、[illegible]佛ニ大工大和は銀子二百枚被下、

家康公より秀頼公へ被進物、

御刀一腰、（大左文字、）御脇指一腰、[illegible]御馬十疋也、

卯月小朔（辛未）二日、右兵衛主常陸主、大坂秀頼公に[illegible]禮謝ニ被ニ相下一、

右之進物之事、

銀子千枚　御太刀一腰（恒次太刀也、）　御馬一疋

右之分家康公より秀頼にの御進物也、

銀子二百枚　綿三百把

右之通秀頼公の御袋様に家康公より御進物也、

銀子百枚　綿二百把　紅三百斤

右之三色御袋様に家康公より被進、是は江戸将軍

續ふる、
廿五日、尾張國名護屋新町百五十家燒亡、　廿六日、
美濃國笠町燒亡、
二月小朔日壬申 先月より于レ今雨ふる、此日江戶神尾五
兵衛家失火、是は駿府おあちや息子也、六日、今日甚雨故、春日薪の能
延引、
九日、稻富於二駿府一病死、是は當時無類の鐵放の上手也、
十二日、雷、當春初也、　十六日、風甚寒氣如レ冬、　十
七日、晩より終夜大雨也、十九廿日廿一日迄風烈、寒
氣如レ冬、　廿二日、亥刻地震、
此春、薩摩國龍白病死、兼而如二置目一追腹切者三十餘
人、同弟兵庫頭も病死、是は今の薩摩の國守主陸奥守
父也、去子の年於二關原一合戰場より遁下て、近年隱居し
三月大朔日辛丑 今日より江戶普請始るといゆとも、亥
には六日より始る、　五日、駿府大御所、今日上洛可
レ有レ之由曰處、雨故六日丙午立給、田中に今晩止宿し給、
七日懸川、　八日濱松、　九日吉田、　十日岡崎、　十
一日名護屋に着給、翌日は彼地に逗留し給、　十三日
美濃國の岐阜、　十四日赤坂、　十五日近江國彦根、
十六日長原、　十七日入洛し給、　十一日、未刻雷數
聲、此日氷二度ふる、
丹波國代官權田小三郎、此一兩年野瀨と云者と山公
事有、小三郎企二雜意一に付て被二改易一、則遂二勘定一、代
官所の引受として、金子七百枚令二辨上一、
十九日夜半、德長左馬介宿所上京燒亡、翌夜又二條御構
の近所の寺燒失、
廿日、大坂秀賴公上洛し給、家康公對面可レ有由、織田
有樂を以家康公より被二曰遣一、
廿二日、三川國岡崎城主本多豐後守死去、去月十日比
より風毒腫依二相煩一也、
廿三日癸亥 家康公參內し給、供奉の衆無二裝束一、家康公
は勸修寺亭にして裝束し給、
廿七日、讓位儀式大概以如二先例一、此日見物無用之由、
家康公下知し給、同廿七日、秀賴公立二大坂一淀に着
給、京都より爲レ迎右兵衛主家康公息、年十二歲、常陸介家康公息、年十歲、幷
池田三左衛門加藤肥後守淀へ參向也、秀賴公大坂を
立給時、彼地虛空に光と云々、　廿八日辰刻、秀賴公
入洛、則家康公の御所二條へ御越、家康公庭上迄出
給、秀賴公慇懃禮謝し給、家康公座中へ入給後、秀賴
公庭上より座中へ上給、先秀賴公を御成之間へ入申、

を退及二此儀一、
廿七日、大御所立二江戸一駿河へ上給、
上方衆如何に聞けん、三川國岡崎山々にて、石場被二
取置一、
十二月大朔壬申
江戸にて將軍茶會にて、各宿所ら入御、
十日、大御所此間路次中有二鷹野一、今日駿府着給、
十二日、丹波國代官權田小三郎與二野瀨小十郎一有二公
事一、自二大御所一本多上野介安藤帶刀を以、双方口上を
被レ守、然而小三郎申事不二聞候一間、
十三日、大御所[illegible]出船[illegible]秘藏ノ大鷹被見失、
[illegible]

美濃國伊勢國先方衆、幷三河在國衆、明日明春尾州名
護屋可レ有二普請沙汰一也、　出羽奥州信州、幷關東衆
江戸可レ有二普請一と也、

當代記卷六

慶長十六年辛亥正月大朔日壬寅快晴、
駿府各出仕如二毎年一、自二江戸將軍一以二酒井左衛門尉一
被レ遣、年始、
[illegible]

なれは俄に不二燃出一日數を經て燃出るとの取沙汰也、是は偏に女の業となり、又云、三日以前に、南の方より一丈計の火飛來て、城の上にて消たるを、人皆見レ之と云々、兎角三日以前けふり立ける共云、　右の火事、臺所幷おちやの局廊架燒失、おちやの局金銀小袖諸道具燒る、此火飛て二の丸中東の方、人屋三つ四つ長藏（瓦葺）三十間程燒失、

十一日、建仁寺新寺久昌院に有二法事一、奥平美作守信昌行レ之、祖父道改父牧庵石塔禪居庵に有しを、久昌院へ遷て及二佛事一、

十四日（丙戌）午刻大御所東へ下給、今日清水、

十五日、大御所從二清水一至二善德寺一給、於二路次一菱食を鐵放にて被レ打、則藤堂和泉守に被レ下、

十六日、十七日、十八日、善德寺御逗留、

十六日、於二江戸一伊達政宗所へ將軍有二御成一、亭主を及二盃酒一、

十九日、從二善德寺一至二三島一大御所着給、

十八日、戌刻勢州桑名の本多中務死去、彼二番目の息出雲守、去十四日江戸より桑名へ參着と云共、病者無性の間無二其詮一、

廿一日、大御所鷹野場至二武州□□一着給、此所へ將軍從二江戸一有二光儀一、被レ遂二面上一、將軍は則江戸へ有二歸城一、大御所は自レ是方々有二鷹野一、さて江戸へ可レ有二光儀一との儀なり、

廿一日、戌刻北にあたつてとゝめき響有、

廿二日、夜雪降、山には此已前より雪有けれとも、里は是始也、二三寸雪滿、

當秋冬は、鴈鴨關東にも不レ多、依レ之廿三日將軍上總國え御越、鐵放を以彼表の鴈打給ふ、其故にや鴈鴨大御所鷹場に、此以前よりは多し、

十一月大朔日（壬寅）

去春、越後國主堀越後守（古久太郎男、于時十四歲、）改易時、妻女（本多美濃守女）被二召上一、駿府に居住、今月九州長崎有馬修理男（去年の冬、唐船燒せし修理事なり、）駿府に出仕しけるか、可レ娶之由大御所仰也、無二異儀一承諾、則於二駿府一有二見參一、修理男伏見に上る間、美濃守女をも被レ爲レ上、此旨長崎に先樣申下、迎船を乞けれとも、寒中海上不レ輙して、翌春迄伏見に逗留也、父桑名美濃守、遠國に女被二差越一事迷惑此事なり、修理息も廿三計の者也、日來妻子有て、殊三歲の男子有けれとも、右之旨特命なれは、元の妻

之間出給、奥にて碁有、本因坊徳番にて利玄四目勝、

又道石と門入碁有、門入勝、

此比、一夢（當時鐵放無雙上手也、古薩摩主被ニ相抱一、清須に近年住す、）有ニ駿府一、大御所鐵放稽古し給、

此比、古田織部（當時茶湯數寄者隨一也、）駿府江戸ゟ下、將軍數寄し給間、上下馳ニ走之一也、會毎膳部にかはらめを用、十日比增上寺國師成就して、此比出京、路次々々人夫已下以外打擲、其外行儀彫體不レ可ニ勝計一、在京中智恩院の長老と不快と云々、彼增上寺募ニ公儀一、自他に付任ニ我意一、被レ企ニ慮外一、時人惡ニまぬ之一者はなかり、爲レ此弟子宗門さへ如レ斯、況於ニ他宗一乎、

安南國（天竺内と云々、）日本ゟ爲ニ音信一、船薩摩浦ゟ去比著岸、進物之事、一沈香之木之柱拾貳本、（但一本に付四人持、）一沈香之粉柱壹本、一糖水拾壺、一沈香拾斤、（是は上沈也、）一象牙貳、一鸚鵡壹つ、一孔雀壹つ、一リンケイ壹つ、（是も鳥也、）一モンノ絹貳疋、右之通書立を以注進、近日駿府ゟ可レ有ニ運送一と也、是は以來商船を可レ越ための由也、惣別日本に銀多之由、近年唐南蠻の島々に沙汰有レ之と云々、

廿七日、去七月より琉球の王、駿府江戸ゟ出仕して、九月十四日立ニ江戸一被レ上、今日美濃國被レ着ニ岐阜一、其上琉球ゟ有ニ歸國一、毎年御調物を可レ被レ上諸應にて、無事之姿たるへきかと云々、但此儀于レ今無ニ披露一、琉球は暖國にて雪不レ降、始而日本にて雪をみると話、其年琉球に被レ歸、如ニ約束一也、

廿九日、自ニ江戸一土井大炊助駿府被レ來、是より相上、上方知行代官手前相改、將軍ゟ向後可レ有ニ領納一由、自ニ大御所一曰に依て也、

十月小朔日癸酉

三日、土井大炊助自ニ駿河一江戸ゟ歸下、上方知行代官中相改儀延引也、右に書代官中、手前より金銀數多被ニ召上一、諸代官中相辨之儀、迷惑此事也、

五日、松平攝津守自ニ駿府一江戸ゟ昨日參着、今日出仕、新知之黑印幷御馬拜領、翌朝則可レ上由、何任ニ下知一、

六日、將軍於ニ江戸一大久保相摸守所ゟ御成、

九日辛巳、申刻駿府城火事、上臺所の粱の上、大黑柱の上より燃出る、時人天火かと疑レ之、亦先年未の年火事以來、何者の業にや、九度火を付けると也、され共人見出し、度々に消レ之、此度も火燒し事もなき所より燃出る事、五三日以前に火を付けるか、ふとき木

前代未聞、
八日、島津陸奥守又八事、今日出仕、進物一大平布五十端、一段子五十卷、一銀子千枚巳上大御所ゟ進上也、右兵衞主常陸介主兩所ゟ銀子百枚宛、紅糸五十斤宛也、女房衆五人ゟ銀子貳拾枚宛、段子十端宛也、島津同道琉球屋形、一兩日中駿府ゟ可被着と也、
十四日、琉球人出仕、去十日に着駿府、今日對面し給、自是江戸ゟ下る、駿府逗留中、琉球王之弟病死、
十八日、島津陸奥守を召寄有振舞、則常陸主能し給、賀茂、八島、鞍馬天狗、梅若太夫、源氏供養、老松、此時廣間疊ふるひたる由曰、年寄中折檻し給、
十九日、今日每年於豐國猿樂能行、今年者今春太夫勤之、但每年に替て弓矢の立合迄を舞、能はなし、大方春日の十一月の祭禮に似たり、
廿四日、去比常陸主母儀被湯治、今日可被歸之由にて、爲迎常陸主同舍弟の鶴丸夜半被出、後朝大御所聞給、夜中に門を開事曲事の由、同門番則被禁獄、甚無興也、先度十八日後出頭衆未不快之所に、又此事に付而各止出仕、
廿五日、琉球人着江戸、年十七八之小性、十四五の小性兩人有、シヤミセンを引、十七八計の小性、名字ヲモイシラ、十四五の小性はヲモイトクと云、小うたを皆々謠之、在江戸衆彼小性を呼、シヤミセンをひかせけると云々、言語は日本人と同之、但少つゝは違と也、髮を頭の右にからわに結之計也、上下之路次に何時も宿入之時、笙橫笛鐘太鼓ひちりきにて、管絃の如して宿ゟ付と云々、之を道行と云と也、王は彼座中へも不出、奥に有之隱らるゝ體也、琉球にも日本のまねをして、詩和漢連歌、又猿樂の能なとも有、宗は禪淨土聖道宗有之、
九月大朔日癸卯
二日、豐國神主吉田二位死去、近年煩數不行步なりしか、此春より俄腰もたち健達也、然處如頓死、年七十八、
九日、去月より于今長雨、今日雨間之晴也、此比名護屋普請衆縱普請不出來共、出來たる由を駿府ゟ令言上、物主々々は可被歸國との内證也、さて人數は殘置、悉出來可仕之由也、昨八日に羽柴三左衞門播州ゟ可被歸とて、名護屋を被立、
今日於駿府近習之衆、幷年寄衆出仕、大御所面ゟ少

の米下直成故、上米の如くに依レ有二勘定一也、
美濃國 黒野主 加藤左衛門尉一橋下總守 伯耆國え可
レ致二國替一由、自二江戸一奉行衆書狀、今日十九日彼在
所ゟ到來、各令二支宅一可二引越一由有二返狀一、伊勢國龜
山之關長門守右同前と云々、
薩摩國島津陸奥守又入事、去去年改名、リウキウの王令二同道一相
上、今日廿日都を立て駿河江戸ゟ下る、去年島津人數
リウキウゟ令二渡海一、彼島の王を生捕虜歸朝して令
及二此儀一、是よりリウキウを島津令二押領一、彼島田畠
令二檢地一、都合拾三萬石有レ之と云々、琉球に付島五十
三島と云々、右十三萬石之内也、
昨日迄入事也廿一日、申刻より大風、及二亥刻一休止、畿内諸國
田畠損毛不レ可二勝計一、但遠江より東者さして此風不
レ强、去年之風より强吹ける間、家屋或は破損或は顚
倒、其責無レ限事歟、 此風さして作毛に不レ當由後に
聞ゆ、 此風に奈良の神木六十本倒と云々、昔年應
永十貳乙酉年、春日神木六千枯、又永正三年丙寅奈良神木
七千本餘枯と也、
廿七日、美濃國加納松平攝津守元飛驒守、去春改名、爲二加增一四萬
石、於二當國一拜領可レ有由、從二江戸一奉行申狀也、 同

下總守、伊勢國龜山城領相添、五萬石拜領、同狀也、三
河國作毛も依レ爲二本領一無二相違一、是兄弟駿府大御所
孫也、
去江戸衆松平越中守、土肥大炊、橘左近、丹羽五郎左
衛門、各壹萬石宛拜領、此橘左近は、先年關原合對砌
屬二石田治部少輔一、大津城責し輩、九州人也、去子年よ
り無足して令二在江戸一、丹羽五郎左衛門は信長公臣
下、五郎左衛門子也、是も去子年亂逆敵對、加賀國小
松城主也、近年在江戸也、此外伊井掃部江州彦山、左近大輔別腹兄、
壹萬石、其外或者五千石、或者三千石宛拜領、但近年
無足の衆也、
廿九日、大久保石見守着二濃州岐阜一、去夏より越後國
國中村里相改逗留、信州を通、直美濃國ゟ來る、是當
國去年地檢鄉村知行爲レ被二相改一也、
八月大朔日癸酉
廿日、長岡越中守父玄旨、於二京都一老死、是當時俗方
之智者也、年七十七、但十ヶ年以來も老耄、無レ筋事を
も時々は被レ申けると也、 江戸增上寺淨土宗住寺可レ有
レ成二國師一とて被レ上、是大御所嚴命也、依レ之紫野の
國師を闕、吾朝に國師二人無レ之故也、專念之宗國師、

る者もなし、往々其様體を見て、相似たる所も有けれは、還俗させ見レ之は無レ紛、　此旨龍白同又八え申屆條、則令二對面一語二往事一令二落涙一、さて所領を遣し居住の處、此度不慮相煩令二死去一也、

名古屋尾州本丸石垣、十二日三日何も出來、此上二丸可レ有二石垣積り有一、

十二日、此中連日長雨、如二五月雨一、今日殊木曾川洪水、尾張國方堤數ヶ所切、上は矢那、富田前、をいり、下は加々の井等也、

今日東山大佛堂、大工釿始也、

去五月より大雨洪水雖レ及二度々一、京畿はさして無二水損一、濃尾三此三ヶ國別而大水、下民爲レ之愁、

十三日、伊奈備前守領所代官也、於二江戸一死去、

十四日、時々晴、戌剋月二重笠様にして、其雲五色也」

十六日、今日尾張國津島祭行レ之、昨日十五日、如二毎年一可レ有レ祭處、五月を大と云事を、何者か云出しけん、就レ其如レ斯、　今日十六日より快晴、

東山大佛堂に、九十本宛三重に柱立、合百八十本也、此直一本付銀子拾六貫目宛也、但自二遠國一運送共に此通也、佛の前八間廣き間、大木一本に付銀子百貫目也、其外金銀入用幷人足手間不レ可二勝計一、太閤の御貯の金銀、此時可レ有二拂底一と云々、去天正十六年始し大佛殿は、木食專執行也、米三萬四千石被二宛行一之内、六千石程餘太閤に被二返上一、但其時は諸大名奉加三萬石餘有レ之と云々、此旨木食上人知音人に被レ語けると也、

廿四日、宇都宮奥平大膳女、今日駿府着、是は兩御所依レ命、出雲國堀尾幼息爲レ令レ嫁也、是大御所彥也、

廿五日、宇都宮女出仕、大御所懇志し給、銀子五百枚被レ出、去十三日於二江戸一登城時、自二將軍一銀子參百枚被レ出、

七月朔日、大御所爲二河狩一、瀨名之谷に出給、

六日、將軍從二江戸一武藏府中に、爲二河狩一出給、

十日晩より細雨降、去月十四日の雨已後旱魃、今此濡上下人悅レ之、

此比、從二江戸一爲レ使土井大炊靑山伯耆駿府に來入、子細不レ知レ人、

丹波國龜山普請出來、殿主は藤堂佐渡守對二兩御所一進上由有て相立る、

此比より、代官衆中銀子を可二辨上一由也、去年の水入

三日、尾州名小屋普請、今日より根石置、北國の松平筑前、自二春中一被レ寄レ石、西付二丸を被レ積、其外衆何も本丸也、此中羽柴左衛門大夫正則 備後安藝兩國主、羽柴三左衛門 播磨主 淺野紀伊守 紀伊國主、右兩三人は、去年與丹波城被二普請一間、此度名小屋普請は可レ被レ除由、大御所曰間、其用意無レ之處、去三月、俄名小屋普請可レ被レ致曰付、取分被レ急間、家中者及二迷惑一と云々、

名小屋普請知行役事

百三萬貳千七百石　松平筑前守 羽柴肥前弟、今は名代、
八十萬七千五百石　羽柴三左衛門輝政、此中備前國嫡男松平武藏守、淡路國は去三月二男に被レ下、播磨備前淡路合三ヶ國分也、
卅七萬四千三百石　淺野紀伊守
四拾九萬八千貳百石　羽柴左衛門大夫
卅五萬七千石　鍋島信濃守 九州衆也、元龍藏寺內
卅壹萬石　黑田筑前守 筑前國主
卅萬貳千石　田中筑後守 父去年春死去、九州衆
卅萬石　羽柴越中守
貳拾萬石　松平長門守 毛利輝元息、周防國長門兩國主、今在二江戸一、
廿萬貳千六百石　山內土佐守 本土佐去々年死去、土佐國主、是は甥、今跡目也、
拾九萬千六百石　加藤左馬頭 伊豫中國主、
拾八萬六千七百石　蜂須賀阿波守 阿波國主
九萬五千石　寺澤志摩守
八萬五千九百石　生駒雅樂跡目
三萬石　木下右衛門
貳萬石　竹中伊豆守 元美濃衆今豐後衆
壹萬九千石　森伊勢守 同豐後衆
五萬六千石　稻葉彥六 元美濃衆今豐後衆
五拾貳萬石　加藤肥後守 主計事、是は殿主一國被レ築、但其身所望也

右何も太閤秀吉公の御竿の積也、

合五百五拾八萬八千五百石歟

此外中國西國の中、丹波國龜山被レ致二普請一、此比、丹波國龜山普請中に、薩州島津龍白弟從二丹波國一煩付、伏見來病死す、是は去庚子之年、美濃國關ヶ原合對の時、兄の兵庫退散之期、手負馬離、行步不レ任二進退一、死人之上に倒臥處、奇特の夢想有、彼夢に云、是より東え下、成二木食一可レ送二年月一との告也、然間希有にして全レ命關東へ下、如二夢想一令二木食一、經二十箇年一去年春、薩摩ゑ歸國し有レ之けれとも、見知たる者もなし、漸々右之旨人に語と云とも、於二彼合對場一討死由披露有ける間、中々不二思寄一事なれは、取あく

五寸と云々、ヲットセイとも云也と云々、
五月小、朔日乙巳午刻月蝕とありけれとも、曇故不レ見レ、
三日、駿府は大風、家々破損、他國風不レ吹、
此比川中島本領越後國相添上総主に被レ渡、是は越後國村上周防溝口伯耆兩人拾五萬石の分拜領、此通被二相除一故也、
七日、梅若大夫於二駿府一致二勸進能一、五日の中人多寄レ、
今月三日大雨、昨日より八專入、木曾川別而大水、尾州名小屋に可二運送賣買一材木不レ殘流、
十四日、伊達政宗自二江戸一被レ着二駿府一、
十五日、梅若於二駿府淺間一致レ能、大御所見二給之一、
十八日、大雨、西美濃大水、堤不レ殘切、此度木曾川水不レ出、
廿一日、長尾景勝自二江戸一被レ着二駿府一、
廿二日、大雨又大水、
廿三日、常陸主大御所末子九歲、右爲二兩客一被レ爲レ能、翁は觀世太夫可レ仕大御所下知し給處、夜前觀世左近逐電行方不レ知、是は梅若太夫を被レ爲レ愛故歟、自レ元身上不自由、此間別而すりきり、萬事不レ叶レ心間氣違歟と云云、

廿四日同五日、兩客被レ下二江戸一、
廿五日、長尾景勝伊達政宗、自二駿府一江戸に被レ歸、
廿六日、三川國大水、西三川は去年八月の水より三尺下し、東三川は吉田邊は、去年の水に四尺計高し、駿遠兩國も大水也、
下旬に建部内匠死去、當月十八日より煩と云々、是大坂秀頼公近習也、刀脇指総而かな物の目聞也、江戸駿河の若き衆弟子八百人餘と云々、此小性長吉、内匠死去八日目に追腹を切、時の人不レ譽レ之云ことなし、去三月内匠駿府逗留中、與二傍輩一令二逐電一、於二三河國吉田一押留けるを、傍輩侍二人成敗有き、此長吉は無二異儀一如二前々一仕はれしか、此度奇特の死をしけるとて、人譽レ之、
此比、京都町人米屋のりうせいと云者、以二大御所御意一、ノビスパンに渡海、賣買任レ心歸朝、猩々皮多持來、但金銀は及レ聞し程はなし、雖レ然他の國他の島より多、重而日本人渡海無用の由、ノビスパンの者堅日本人えしめす、
六月大朔日甲戌
二日土用入、去春より至二于今一疫癘不レ絶、人多死レ、

レ止との儀也、聖は自前に如レ斯仕來由言上也、　此後大御所如何可レ有二下知一哉、惣別近年彼一山云事不二斷絶一、佛法末世の今如レ此儀、爲二天魔障碍一歟、　此巳後遍照光院と法性院有二對決一、大御所直聞屆給、去々年遍照光院に被レ出し朱印召返、法性院に被レ渡、法性院被レ播二面目一、

廿八日、駿府城召仕上臈女房成敗也、是は連々金子盜事及二度々一、事既露顯間、被レ及二殺害一、去未年失たりし金子の茶具、此二月出たりしも、此女房のしわさかと人口也、

當月、金剛太夫三郎（是は大閤の時、七つ大夫と云し者也、）於レ堺勸進能有レ之、打續雨降けれは、延引覺外也、其砌有二落書一、　今日も又能さふらうと觸けれは雨降ぬれはこんかふ入ぬ

此頃中院也足入道被二逝去一、當時公家中智者也、一時人惜レ之、去年息女流罪、其愁積所歟、

四月小（丙子）朔日、

九日甲申、三川國の山中日近と云所に石ふる、大さ四五寸許なる石五つ、其砌天震動して如レ雷、昔寛喜二年（庚寅）奥州芝田郡廿四里中、柑子ほとの石降、十月十六日事也、如二雨降一と云々、同年六月九日、美濃國蒔田庄、武藏國金子里、雪交二雨霰一降、（是も十六日事也、）同月十八日、卯刻日蝕、同月十八日、時氏逝去、

去月十七八日巳後炎干、

於二京都一金剛三郎太夫致二勸進能一、

十一日、昨夜より未刻迄細雨、下民悅甚、及レ晚快晴、

十四日雨、　十五日、於二京都一意庵死去、當時醫者達者也、去比より於二駿府一瘧瘡被レ煩、頻に暇を被二言上一けれとも、途中遠路可レ有二如何一とて不レ被レ赦、病及二危急一無理被二歸洛一、果して如レ斯、

十八日（癸巳）天上日、及レ晚雨、昨日十七日より五月節入レ、

此比、今春若太夫七郎於二京都一勸進能有レ之、道成寺のをし拍子違、無二臈次一體也、

十九日、於二駿府一下手揃の有レ能、大御所爲レ慰見二給之一、右能遠山民部少輔（年七十五也、東美濃舊知也、）鱸右衛門（年六十六七許也、元來三川國足助人也、）池田備後守（秀賴公衆、今在駿府、）等也、此備後は年四十六七、常に此道にすき被レ能、

今月旱の樣なるか、小雨折々降、三川國は一圓不レ降、

當月上旬比、エゾの松前駿府江戶え出仕、大御所曰、カイクジン（海狗腎）と云魚調可レ進、此魚を食すれは長命也と云、此魚むかふに鰭有、身に毛あり、長一尺橫四

廿日丙午 申刻終日蝕、
三月小朔丁未 十六日より四月節也、
去年被レ召二上一古木下肥後守（大閤の政所弟）遺領貳萬石、淺野彈正被レ下、彈正息杏紀伊守、右兵衛主依レ爲二舅父一、彈正ゟ大御所被レ及二懇切一、但右兵衛主幼稚間、今緣邊云合迄也、
五日、將軍駿府御立、江戶ゟ下向也、從二大御所一曰、右兵衛主常陸主儀賴思給間、大御所逝去後、別而可レ被二引立一由也、將軍哀思給歟、其日路次中落涙迄也、惣別此比、西國大名共に對面時、如レ斯何もへ大御所曰、
十日、於二尾州名小屋普請場一、黑田甲斐守家中輩與二平岩主計頭者一有二喧嘩一、兩方當座死、
十一日、勅使出京駿府ゟ下向、依レ之板倉伊賀守同道、是讓位儀急御宣下也、
十二日戊午 今朝當二八十八夜一、然共不レ降レ霜、
十三日己未 寅卯刻月蝕、
十八日甲子 昨日より今朝迄雨降、
十九日、常陸主有レ能、已上五番、
廿三日、細雨、

此比高野山衆徒行人聖、何も背レ云事、駿府に在レ滯、衆徒中云事は、去々年當遍照光院と按察使坊との云事有し時、遍照光院衆儀有て、按察使を可レ被二押籠一との使を立たる間、按察使則遍照光院ゟ往、兎も角も可レ成由被レ申けるに、遍照光院折節此儀を門弟衆儀談合せられけるとて留守たり、然處ゟ此旨を弟子告來る、則其衆儀衆有二評定一、按察使坊に被二押籠一、然共指たる依レ無レ科、長々敷置けるに、あせて駿府ゟ下、事由令二言上一間、遍照光院其外、其時の衆儀の衆を召下被二相尋一けるに、按察使不レ違二言上一、大御所甚有二氣色一、遍照光院を搦取、乘物にて國送に高野山へ被レ遣、其上被レ加二誅戮一、右の衆儀の門弟共被二流罪一、其上按察遍照光院ゟ移、高野山於二云事一は、向後可レ任二存分一由印判被レ出間、去々甲申年より以來、彼按察使成二遍照光院一、衆徒の坊々をも任二我意一、無罪をも追出、我氣に應する僧を置、傍若無人の仕置也、然間法性院の門弟共、無レ過して多以被二追出一條、當春相下在府と云共、遍照も在府、殊大御所氣色好ありけれは、日日出仕の間、法性院令二言上一事不レ協して、于レ今駿府に滯留也、又行人と聖との云事は、聖に家の高棟を可

事捧二目安一、今日兩御所聞レ之給處、監物非分と云々、又越後守（歳十五、）監物（元の監物子也、親は去去年死去、）爲二最負一被レ上二目安一處、大御所只一ヶ條聞給、爲二幼少者一如レ此儀不レ可レ申、是も監物所レ爲由曰、則越後國被二召上一、上總主（大御所末子年廿二、）被レ遣、上總主此度相二伴將軍一在二駿府一間、同四日立二駿府一被レ歸二江戸一、近々越後國ゟ可レ有二入部一支度なり、其以前爲二番手一信濃衆三人（小笠原兵部大輔、飯田城主、石川玄蕃、深志城主、眞田伊豆守、沼田城主、去子年より領二遺跡一、）越後ゟ被レ遣、此越後守は伊勢桑名本多美濃守（中務男）聟也、去未之年、嫁二大御所一有二養子一被レ遣間、此度も從二大御所一迎を被レ遣、越後國駿府ゟ可レ被レ上となり、

同四日、迎使兩人立二駿府一、越後國ゟ下る、

八日、此中駿河在府西國衆、尾張國名護屋可レ有二普請一とて、今日立二駿府一被レ上、

十日（丙戌）將軍爲二鹿狩一今日駿府御立、三川國田原ゟ被レ趣、今夜田中城止宿也、

此度將軍御供、關東衆盡二美麗一、其費不レ可二勝計一、

十三日、大御所息女（三歳）逝去、是者伊達政宗息ゟ可レ被レ嫁契約なりしに如レ斯事、政宗可レ爲二恐怖一歟、

十四日、將軍至二田原一着給、十五日雨故無レ狩、十六日十七日大久保山藏王山狩場にて、鹿貳百四十七、猪二十二、合貳百六十九留、三川衆人多召連被レ出、鐵放弓無二際限一、十八日休足、十九日將軍家御袋依二忌日一無レ狩、廿日、ひるわ山被レ爲レ狩、鹿百五十、猪三十四、合百八十四留、廿一日、雨故無レ狩、廿二日、わかみ山まくさ山被レ爲レ狩、鹿百六十二、猪三十三、合百九十五留、廿三日、たつほゟ落し也、鹿五十二、猪二、合五十四留、

申刻西の端より東の果迄赤雲一道あり、半分程迄は幾筋も有、去々年も如レ斯白雲ありし、（◎此二行恐くは攙入ならん）

都合七百貳留、此内鹿六百十一、猪九十一也、

廿四日、將軍田原を立給、廿七日、將軍駿府着給、

去十七日、於二此狩場一將軍近習輩岡部八十郎（江戸衆、）中川八兵衛（美濃衆、）及二喧嘩一、八兵衛を二刀切、八兵衛如何したりけん刀不レ得レ拔互退、其時八兵衛郎等申云、此上は汝行八十郎を可レ切由申付、郎等共走懸る、彼八十郎向者を切斃、一人者後より八十郎切害、さて將軍より仰付、則八兵衛成敗也、此喧嘩中、狩場衆せこなみ一圓不レ亂、喧嘩は相手計也、日來依二法度堅一也、

羽柴下總（元織田常心臣下、其後大閤臣下となる、今在江戸、）病死、

十二月下旬、美濃三川衆爲二越年一駿府へ下る、清須衆も右兵衞主駿府に居給間、同駿府へ下、上方衆於二江戸一可レ有二越年一とて、國を被レ立けれとも、自二江戸一被レ上レ之、
今年は京都より東國は凶、西國豐年と云々、
慶長十五庚戌年元日戊寅天赦日、
正月大戊寅朔日快晴、
元日、於二駿府一各年頭禮あり、從二將軍一大久保加賀守駿河へ昨日着府、同今日有レ禮、
二日、於二駿府一大坂秀頼公使者伊藤播部今日有レ禮、
九日丙戌大御所自二駿府一至二田中一爲二鷹野一御出、其より尾張國名護屋へ御越、繩張仰付、二月より可レ有二普請一と云々、
十三日、大御所一昨日自二田中一桐良へ御出、中泉へ昨日可レ有二御越一由被二相定一處、俄自二桐良一駿府へ御歸、　今日十三日夜節分也、
十九日丙申大御所爲二鷹野一田中へ御出、
三河國吉良に赤き鶴有、珍事と云々、
廿四日、大御所田中より、遠州中泉へ御出、
廿五日、碁上手本因坊を始、何も駿河着、從二去年九月一有二江戸一、去廿日江戸を立て、今日參着、將棊さし何も于レ今在二江戸一、
二月小二日己酉大御所自二中泉一田中へ御歸、同四日駿府へ御歸城也、此度鶴三十六取、鴈鴨之儀不レ被レ數、
去未年二月、於二相摸國中原一失たりし金子茶具水指金巳下出る、
廿日、將軍江戸を御出、此ヿ大雨、
廿一日、大雨、所々川水增、
播州の池田三左衞門、紀州の淺野紀伊守、四國の加藤左馬助、丹波の有馬玄蕃巳下、去比國を立て駿河へ下る、此大水付川を輙不レ得レ越、徒路次逗留、　福島左衞門大夫自二舊冬一在二江戸一、此比駿河へ被レ上、廿四日立二駿河一被レ上、遠州三川大水付、路次逗留、
廿三日、大雨翌朝迄雨也、
廿四日、將軍駿府へ着給、此比節々雖二雨降一、大御所任レ仰如レ斯、
閏二月大二日、越後國堀監物同丹後兄弟但別腹、於二駿府本丸に一及二對決一、自二去年一兄弟不和にして、越後守へ信長小姓堀久太孫監物令二讒言一、弟の丹後を追出す、丹後從二去年一令二在江戸一、專駿府江戸相詰出頭人を企公

右黒船水の上計燒、水ニ浸所者沈て于レ今有、二十五尋程沈舟の分有、以來海士共を召寄、此船に綱を付可レ被二引上一可レ有レ計歟、銀は三千貫目程可レ有、印子は何程可レ有レ之も不レ知、糸は少々浮上けるを取て、駿府使持參、

京都糸物俄高直、此秋糸壹つにて、銀子壹貫二三百目價なりけるか、黒船滅却後、貳貫七八百目價也、

十一日、夜前より今朝迄大雪、

此比、駿府仰云、於二近江國一上總守（家康公末子、年二十、）六十萬石可レ被二知行一由也、又翌日五十萬石可レ被レ渡と曰、

近江佐和山城主古井伊兵部少輔息、（號二今兵部少輔一、年二十一、）信濃國中島ニ可レ被レ遣と也、

美濃國大垣城主 古石川 長門守息（號二今安藝守一、年二十、）爲二幼少一間、下二關東一可レ致二在江戸一、大垣ニは石川主殿頭（大久保相模守二男）可レ移由曰、

遠江國濱松城（十二日入城）ニは水野備後守 同對馬守 兄弟被レ移、此對馬守は自二去年一常陸主ニ被レ付依也、去る九月、松平左馬丞横死之時改易後、濱松猥藉無二止時一、彼被官殘者共のしわさの由風聞付、右兩人を爲二置目一被レ遣、知行未無二其沙汰一、

遠江駿河兩國、常陸守主ニ（家康公末子、年八歲、）可レ被レ渡と也、近習輩悉常陸守ニ可レ被レ付、此内本多上野介は、江戸將軍ニ可レ奉レ付と也、

遠江國横須賀城主國丸（年五歲）爲二幼少一間、安藤帶刀彼家中者を可二引廻一由也、

十二日、牧野右馬丞（東上野大胡の）死去、（年五十六、）六七年以前より世を恨被二隱居一、男被レ讓、

十三日、小寒入、 來年立春は十四日也、

此冬、暖氣如二末秋一、此以前、冬かゝる無レ樣、雨雪節々降、

此五三箇年摺本と云事仕出、何の書物をも於二京都一摺レ之、當時是を判と云、末代之重寶也、

酉十二月、黒船被二打果一し時、長谷川忠兵衞と云者、別而令二計略一、是は駿河より長崎ニ毎年着船の賣買の檢使、糸以下の事專取引、左兵衞か弟也、此忠兵衞も同使也、黒船退治の時、小船二艘もより町屋を買取て、せいろにして黒船の下ニこぎ入へき謀也、先黒船に近付時、石火矢の無レ之方ニ廻、黒船之下へ我ら船を乘入、則黒船ニ乘移、アンジンを打取、（是は黒船の主也、）是は先年日本の船の者共悉殺害せしは、此アンジンか業也」、

安藝國より福島左衞門大夫江戸へ可ㇾ被ㇾ下にて、今日十日大坂へ被ㇾ着、

十六日、本多佐渡守自二駿河一江戸へ歸る、

尾州清須を名小屋へ可ㇾ被ㇾ引とて、自二駿河一普請奉行牧助右衞門來て、彼地を地割、廣狹を繩張をする、來春可ㇾ有二石垣普請一とて、此地は去天正十三乙酉年、織田信勝信長二男、彼國主たりし時、被二普請一しか、すな土にて土居堀崩けれは被二打置一、殊井水出來るの條、上下の者不ㇾ好ㇾ之、今度は石垣たるへき土惡とも不ㇾ苦と也、其上去八月大水清須へ滲入けれは、自然の時水責に可ㇾ輙とて、來年名小屋へ可ㇾ被ㇾ移と也、

廿五日、福島左衞門大夫伏見を被ㇾ立、關東へ被ㇾ下、路次は木曾筋也、

廿六日、大御所不例なりしか、今日快氣、

大御所三川國へ爲二鷹野一可ㇾ有二出御一とて、中島爲二作事一大工貳百人仰付、彼所代官普請相稼、三川國侍より千石役に壹人宛手傳之出二疋夫一被ㇾ急けるか、俄に又相止、依二不例一歟、惣別今年は何角不例のみ也、

十二月大、此冬雨節々降、

去夏、黑船數艘着けれとも、糸の賣買于ㇾ今不ㇾ止間、京都糸同板物甚高直也、

九日、去年九州長崎之有馬修理被官共遣、明朝あま川へ爲ㇾ商渡海處、彼所之シンニョロ商人用也、幷カピタン是は船頭司、あま川の賣買の樣子、日本人知なは、重而黑船長崎へ雖二着船一難ㇾ得ㇾ利由存、日本人三百人餘一所へ呼入、悉燒害畢、爲二此相當一此船者共可ㇾ討由、自二駿河一有馬修理曰、殊日本人燒害したりしシンニョロカピタン來朝間、幸儀彼船を雖二計呼一、終不ㇾ上二陸地一間、不ㇾ及二了簡一船をからくり、以二千戈一可二討果一用意あり、是を黑船唐人見知して、今日九日俄に船を出し、十二三里程漕歸ける處、風忽起て十里ほと吹返して、ゆわうと云處へ黑船上、然る處有馬修理此間からくりし船を漕寄、勢樓をあけ、黑船へ漕寄、素有二案內者一鹽消の有ける所へ火矢を討間、忽燒亡條、黑船沈滅却畢、前代未聞次第也、

黑船より長崎寺きりしたん國の坊主預け置物之事、糸三千斤幷小箱五千と也、惣別此度は兼て之賣買違、少物も銀子請取、則糸物を渡す、此以前は糸物任二通子申條一何程も渡し、歸帆比銀を請取しか、如何思けん、代りを不ㇾ取以前者、少之物も不ㇾ渡と云々、

戸田喜左衛門等也、是皆去々年の八月より伏見城在番、此八月江戸へ下出二伏見一無行儀露顯之間、爲二法度一如レ斯、

廿二日夜入て、於二駿府一大久保藤十郎石見男家燒亡、但不レ及二他所一、

當秋大鷹、近年より數多出來して、大御所喜悦し給、

大御所廿六日甲戌東ゟ御下、今日善德寺、彼地に一兩日可レ有二逗留一と也、本多上野介大久保石見、此時始而被レ懸二言葉一、

相摸國土井山に口出けるとて、大久保石見守を被レ遣、此所は大久保相摸守拜領の地也、定而已來は替地を可レ被レ遣か、

廿七日、山田長門守松平讃岐守上總主家老、自二去比一被二押籠置一けるか、今日被二成敗一、

於二大坂一太閤御時より猿樂藝の能者に、一人に付或五十石、或は卅石被二宛行一間、去年迄自二秀頼公一不二相替一被二出下一、當秋被レ止二此儀一、是は去春大御所仰に、在大坂止、駿河可レ令二祗候一由曰故歟、

廿九日、美濃國大垣城主石川日向守死去、年七十六、是は去去年長門守死去之後、男依レ爲二幼稚一、自二關東一被レ下在城ありし、

中國西國北國大名衆、何も關東ゟ十二月下て、於二江戸一可レ有二越年一催也、是併自二駿河一内々依二御諚一也、

奈良之猿澤の池、十月十五日より水をかへ、十一月四日五日比、魚を一方の水のたまりゟ寄、主池掃除して、廿二日小川の水を入る、魚共十荷計死ける、是一乘院依二夢告一也、此事不吉例と云々、昔年八十年以前にも、如レ此池かへしは、天下凶、亦去永祿十年丁卯にも、此池にてたりとてかへけると也、

翌戊辰年天下大亂、是より三好天下主家滅亡、

十一月五日、大御所從二三島一駿府ゟ令二歸城一給、内々依二不例一也、江戸將軍ゟ爲二使者一安藤帶刀被レ遣、

七日、自二江戸一本多佐渡年七十一、駿府ゟ參上、大御所關東下向を相止、自二三島一令レ歸給間、急江戸を立て、今日府中ゟ着、

江戸將軍駿府爲二見廻一可レ有二御越一旨、先般大御所ゟ有二内證一、先々此度可レ有二延引一由大御所曰、

八日、丙戌公家流罪衆、今日出京、親人々日來恩賞之家人以下、名殘を惜落涙數行と云々、烏丸と飛鳥井二番目の息難波侍從は伊豆國ゟ被レ流、其外は如二書付一、

可二在城一由、自二江戸一將命也、依レ之十月五日六日比、彼地へ移、知行二萬石可二拜領一と也、城普請は來春可レ爲の由と云々、

江戸少つゝの普請、關東衆務レ之、其中口鹿川より江戸ゐ間、路次潮入て道悪かりければ、上の野山を或は三十尋或は二十尋堀入る、底に石多して、普請者及二迷惑一しか、十月末に出來畢、

十月二日、於二駿府大御所之於數寄一有二茶會一、客は織田有樂入道、藤堂和泉守、西尾豊後等也、昨日可レ有二此會一處、雨故及二今日一、西尾は伯耆國依二在番一、則翌日上る、

去比より若狹國右京極宰相息男家中之者共、無二膓次一任二雅意一由有二其聞一、依レ之自二江戸一以二使者一可レ被レ改と也、彼使者は鵜殿兵庫と云者也、去月下旬に江戸御出、是皆駿府より依二下知給一也、宰相は當年夏、於二駿府一頓死、息男は在江戸成けれとも、將軍息女若狹國にましまし依レ爲レ聟、父被二相果一し時、則若狹ゐ被二歸國一、

十月三日、戸田九右門死去、是は駿府鷹師也、當時專鶴を被レ爲レ取に、此くふしの外大概無レ他、去年中に百三十五鶴を取けるか、百十計は此くふしにて取りけると也、

十月十日、禁中五人の局、伊豆國の島ゐ被レ流、去二日に出京せられけるか、駿府ゐは不レ被レ寄、直に被レ通二伊豆一、其體何も髪を剃か、小袖を布子に替、下女貳人相添、五人一所に在島也、

公家衆流罪事、花山院は幾か島、飛鳥井少將隱岐島、松木與二大炊侍從一は薩摩方ゆわうか島、飛鳥井と難波は先駿河へ被二召寄一、烏丸德大寺は御赦免也、猪熊と兼安の備後兩人は、京都淨土寺常善寺にて殺戮也、猪熊最後の體彌蒙二耻辱一と云々、右の流罪衆、霜月可レ爲二上旬一と云々、

十六日、水野市正於二江戸一生害、其故は、先度之喧嘩、彼於二宿所一有て、松平左馬頭以下横死之者多かりし故也、市正の外無二行儀一之族、多被二成敗一衆事、三浦かいほう三吉、せらた小傳次、荒尾長五、あるか忠三郎、をまた伊右衛門、馬宮彦九郎等也、此中彦九郎は欠落といへ共、妻子以下被二召取一間、一兩日中罷出腹を可レ切と云々、同改易衆事、小斐二左衛門、小前孫四郎、岡部庄七、小川左太郎、藤方平九郎、津方左衛門、

ゟ被ニ参上一、大御所直々理を被ニ言上一、家老衆各被ニ改易一、

廿七日、伊勢外宮有ニ遷宮一、

去六月、九州ゟ黒船着し砌、小黒船二艘着けるか、八月十日の大風に、舟少々破損して風に被レ放、行方不レ知出けるか、此比上總國大野浦へ吹寄、則駿府ゟ右之旨有ニ註進一間、被レ下ニ奉行一、舟中の荷物、舟主共心之儘に商可レ致曰、

廿七日、古太閤政所御方のかゝう藏主、今日出京、駿河ゟ被レ下、古木下肥後守遺領二萬石あり、息男宰相宮內兩人令レ知ニ行之一、政所へ可レ被ニ昵近一由自ニ駿府一曰處、政所は宰相壹人に宛レ之、宮內には一圓に不レ被レ渡間、大御所甚無興し給、若有レ理者可レ被レ聞とて、駿府ゟ被ニ召下一、惣別近年政所老氣違、比與成事多しと云々、當年は彼二萬石領可レ被ニ召上一とて、板倉伊賀守當毛可レ納由曰、

九月晦日、於ニ江戶一有ニ喧嘩一、縦は水野市正所ゟ、遠州濱松城主松平左馬助を招請、其座敷にて久米左平次と服部半八と云者及ニ口論一、左平次を半八一刀ついて退出、左平次則追懸處を、八大夫と云者、左平次を前より抱、左馬丞ゟ半八原贔◎贔頁カなりければ、半八を爲レ可レ通、左平次を後より被レ抱、左平次か云、我已被レ築畢、難レ成ニ堪忍一間、可レ被レ離由申けれとも不レ離、さて左平次不レ堪ニ怨怒一、左馬頭を一刀築條、暫時左馬被ニ相果一、半八は其場を退けるか、於ニ相摸國大山一追懸被ニ生害一、亭主市正は寺入しけるか、十月中旬に被レ爲ニ切腹を一、左馬遺跡被ニ收公一、依レ之石川主殿頭を濱松領爲レ可レ被ニ改納一、自ニ駿府一被レ遣、左馬家中の者共、當毛より被ニ改易一、其中山本善右衛門小浦新兵衛と云者兩人は、當知行無ニ別條一、濱松左馬頭は織田有樂聟也、男子二人、一男七歲と云々、左馬妻子江戶へ被ニ罷下一、

唐船糸の賣買于レ今無レ之、何事も自ニ駿府一下知し給、依て商人徒に長崎逗留す、糸の程を被ニ相定一、十一月長崎へ重て商人を可レ被レ下との儀也、先其中は夏秋中より、于レ今自ニ駿府一糸を京中ゟ被レ爲レ賣、又銀を前々は吹ぬき、南鐐にして唐人は取けるか、此度は不レ吹して、日本之丁銀判の儘可レ取由、自ニ駿府一黒舟ゟ下知し給、唐人迷惑此事也、然共先以任ニ此儀一、

去々年より伏見城在番中、岡部內膳、丹波國龜山に

石拜領也、淡路居住に少給人何も同前、淡路ハは當座藤堂和泉守人數を被レ遣二番手一、

當年雨降かちなりとて、町人年寄付レ之見けるに、正月より八月廿七日迄、百廿日雨降ける由、京中沙汰しける、

去年永樂錢遣間鋪由、於二關東一被レ定ける、當年藏方勘定時、右定以前之勘定には、永樂錢を藏方に可レ有レ之由、目付代官衆俄永樂を調けるを、關東町々商人亦永樂を被レ用けると心得、永樂を調事不レ斜さるか、果して如二去年掟一、永樂錢すたりけれは、此度も商人失墮不レ可二勝計一、

九月初、於二江戸一有二喧嘩一、戸田半丞（近江國前々か島城主古左門四男）眞田左馬助（安房守四男）切害、半丞は令二逐電一、

西國大名等、近年大船を拵置、是自然の時催二大軍一可レ上歟之由云々、依レ之此舟ともを自二駿府一可レ有二破却一由曰、先淡路國ハ可レ被レ寄と也、

十六日未刻、北野天神石鳥井、無二其故一顛倒、

伯耆國古中村一角遺跡被二收公一間、自二江戸一弓氣多源七郎、九貝久三郎を被レ遣、兩人共に將軍近士也、右何も大御所下知也、

公家衆亂行隨一の猪熊、於二九州一押取、籠輿に乘被レ爲レ上、九月十八日京着す、

丹波國篠山の城、石垣普請出來之後、去六月從二江戸一上る普請奉行内藤金左衞門駿河へ來、大御所出行之時、於二庭上一欲二目見一處、甚無興し給、是は城普請大御所仰出しよりも丈夫にしけるに依て、出來遲々の故也、彼兩人可レ爲二改易一歟と云々、彼奉行庭上迄呼出しけること、定而本多上野介大久保石見守可レ爲二指南一とて、暫言葉懸もなかりけり、

廿一日、伊勢太神内宮、今日有二遷宮一、貴賤群集不レ知二其數一、然處社壇鳴動と云々、

廿三日夜、愛宕山本堂ハ盜人入、翌月西の谷に居けるを搦捕、始は物狂の爲レ體をして登山しけるか、果して如レ此、

廿三日、板倉伊賀守自二駿河一歸京、公家衆九人西國ハ可レ被レ流と也、五人之局は東國可レ被レ流と也、

此比、上總守（大御所末子、年廿、）家老之者皆川山城守、本來關東皆川主上總主養父也、山田長門守以下各以二目安一駿府ハ言上、其故は、上總主行跡荒々として絕二言語一たり、如レ此儀を數ケ條書載、則上野ヽ◎總主從二江戸一駿府

近國田畠凶と云々、一昨日廿日土用入、
七月十日比、今春大夫自二江戸一駿府ゟ上る、去五月江戸へ駿府より下し後、在江戸中兩度に三日、於二將軍一能有、二日は藤堂和泉守、一日伊達正宗、合六日能有レ之、
十四日從二駿府一京都ゟ使者被レ遣、是は公家衆於二禁中一主上近習女房猥參會、無二形儀一故也、　主上甚逆鱗、公家九人、近習の女房衆五人、何も可レ被レ行二死罪一と也、　此中猪熊は、太閤秀吉時も如レ此儀有し、又此度も隨一也、從二禁中一駿府ゟ聞二宣下旨一逐電せらる、是は織田有樂息左馬助以二才覺一被二闕落一と云云、依レ之左馬助可レ爲二同罪一かと云々、元來左馬助かぶきての第一也、
たはこ法度之事、彌被レ禁と云々、
七月下旬より、美濃國有二檢地一、
七月卅日、三河岡崎鐵放藥置レ之二階失火、
此七月、駿府町中ゟ躍を被レ當間、月合迄躍、
八月、於二江戸一大久保次右衞門屋敷火事出來、內藤若狹守（古修理一男）家及二類火一、財寶悉燒失、
九日、亥剋より京都畿內大風、翌日又亥剋迄大風、江州作毛損亡、他國さして不二損亡一、此風美濃尾張三川は、十日午剋より亥剋迄吹、
從二江戸一伏見爲二番替一被レ爲レ上人數、松平丹波守、土岐山城守、（マヽ）松平丹波守、山口但馬守等也、八月十二日より城在番也、
（同八月）十六日、大洪水、西國東國何も同前、去年八月の水より、美濃より遠江國迄三尺程高し、關東畿內西國は、去年の水より三尺程下し、
去年の比より、內裏稀有なること有、主上近習之女房衆、（廣橋局、唐橋局、）以上五人亂形、中にも此兩人主上寵愛の女性也、廣橋は則廣橋大納言息女、唐橋は中御門也足（當時の知者）之息女也、縱は傾城かふき女の如く、洛中を出行、專公家九人是に對面、酒盛最愛し、被レ亂二䑃次一、右九人衆と云は、猪熊、烏丸、飛鳥井兄弟、大炊中將、花山院、德大寺、松木、崗藥師兼安か男備後と云者也、御末の女房中より此事を言上す、主上逆鱗不レ斜、駿府ゟ以二勅使一、右之公家衆局衆を可レ被二斬罪一由被二仰下一、依レ之板倉伊賀守駿河ゟ罷下、子細を問給、　猪熊罪科に恐被二闕落一、
脇坂中務於二淡路國一、太閤御時より三萬石拜領して被二居住一けるか、此比伊豫ゟ有二國替一、於二彼地一五萬

か、紀州へ奉公望依て可レ下の由、傳を以松原内記方へ云送、内記則承引し、小袖以下を遣令ニ招請一處、内記戀暴甚成ける間、紀州へは不レ出して、私に抱置令ニ懸志一、六月丹波國普請可レ有とて、彼内記をも從ニ紀州一可レ被レ遣と也、彼左内事、紀州内々被ニ聞及一、有ニ相見一度被レ思、度々内記所へ被レ行けれとも、深く隱間、終に無ニ被レ見事一、此度丹波國にて可レ有ニ露顯一と思けるか、彼左内を廿日已前に、人を付京都へ上せける、さて跡より狀を以、左内方へ申贈ける者、向後内記相抱間鋪と也、左内此狀を見て、大變氣色、さて父母親類に隱、紀州へ只壹人下り、彼内記常之居間へ來る、内記轉寢して居ける所を、大脇指を以三刀に殺害す、則其身も相果る、彼左内甚美麗と云々、其後左内介法之伯父坊主、此儀を内々存る歟とて、從ニ紀州一駿府奉行中幷城之女房衆へ被ニ申贈一、叔父坊主を被ニ抑留一、大御所無ニ御承引一、所司代板倉伊賀守も此事紀州の存分不レ可レ然由申ける、京畿の者共何も、是は紀州被レ申間鋪事を被レ申けると批判しけると云々、　此事淺野紀州此儘打置なは、京都外聞不レ可レ然とて、頻駿府に訴ければ、難ニ默止一して、彼叔父坊主を、十一月紀州手に相渡、被ニ籠舍一けると也、

六月小朔日辛亥 駿府本丸女房局に火をつたるの間、燒上處、されとももみけしける、是女人の態成とて、下女を二人あぶり被レ害、局女房衆二人可レ被ニ遠流一と也、

二日、入ニ八專一、會津飛驒守妻大御所末女、駿府を立て奥州に下向、引出物金二百枚、銀千枚、綿千把、最前播磨息女同前被レ出レ之、

八日戊午 六月節、

九日、黑船幷小黑船二艘、九州至ニ長崎一、當月朔日着船由、今日京都披露、

十二日、三河國苅屋城辻風吹て、櫓以下吹落す、其筋在々右之風吹、他所一圓不レ吹、

此日同國山中下山と云所氷降、是を取て見るに、一時計は不レ消、彼郷田畠悉損亡、

十四日甲子 毎日の雨なれは、今日も同前、

十五日、當時豐前國主長岡越中守、昨日被レ着ニ駿府一、今日出仕、

十六日、越中守常陸主に參上、亭主則能あり

廿二日、今日より西風落、快晴と見たり、此中の長雨、

磨池田三左衛門息男藤松（于レ時十一歳）三番、其弟兩人同能し給、藤松は去比駿河より江戸へ被レ下、則駿河に被レ歸て之能也、

翌日廿九日、今春親大夫、同子大夫、観世、寶生、金剛有レ能、

又翌朔日（五月朔日）有レ能、是は今春若大夫、大大夫三番、子大藏大夫梅若日吉、今春新五郎、大大夫二番、子金剛龜千代、古金剛實子能あり、

五月二日雨降、先月より旱間、民此雨を悦、但未不レ足と云々、駿河節々雨降、上方關東は旱也、

三日、奥州會津飛驒妻女（大御所末の女）、駿府へ着給、

五日、播磨之池田三左衛門尉妻女、同藤松兄弟、何も立二駿府一被レ上、金子貳百枚、銀千枚、綿千把引出物也、　藤堂に正宗之脇指、舍弟兩人にも脇指被レ遣、

八日、自二申刻一終夜大雨、曉天休止、去二日小雨以後是初、貴賤悅レ之、

此比、於二駿府一右兵衛主常陸主を請し、及配膳本多上野介、松平右衛門佐、成瀬隼人、永井右近、安藤帶刀等也、是何も近習中年老也、

去々年三月四日、金作之茶具失たりし時之當番　落合長作、相場勝七、岡邊藤十郎、被レ行二流罪一、長作は鬼界島、勝七は隱岐島、藤十郎は伊豆大島、

十一日、于レ時伯耆國主中村一角（歳二十）頓滅、未無二息子一、遺跡可レ有二如何一と云々、

若狹國主京極宰相病死、息男近年在二江戸一、父死去間、若狹に被レ上、

十七日、於二江戸一藤堂和泉守所に將軍御成、去六日自二駿府一今春大夫召下能有、

十八日、將軍御成爲レ悅、在江戸衆各を、藤堂和泉有二振舞一、同能有、

十九日雨、

廿二日雨、是より長雨也、

廿五日、駿府於二傾城町一有二喧嘩一、依レ之阿部河邊へ遊女可二相移一由下知し給、

廿九日、申刻雷數聲甚、美濃國加納三箇所に雷落、其中松田彌七郎と云者家、爲二雷火一燒亡、

此日、於二江戸一今春大夫能あり、然急雨、三番過被二相止一、

五月十八日、淺野紀伊守（紀伊國主）悉皆之用人松原内記を、左内と云（年十七）者指殺、其故は、彼左内京都之者なりし

此比、荊組皮袴組とて、徒者京都充滿、五月搦ニ取之一、七十餘被レ行ニ籠舍一令ニ糺明一、此者廿人に普喧嘩を懸、後被レ改レ之、組頭を四五人成敗あり、殘者共非ニ指科一、只一組之知音まて之儀たる間被レ寬レ之、組頭の名は左門と云者也、荊組とは人に喧嘩をかくるに依て也、皮袴組とは、荊にも劣さるとの儀也 依ニ此儀一たはこ法度也、右之徒者もたはこより組になりと云々、

四日乙卯 未刻より申刻まて、白雲一筋、東西鬖鬆、長さ無レ計、さて東より先消去、天正拾一年癸未四月上旬、如レ此之有ニ天變一、其時は北より消、十二三日經て、於ニ江北一秀吉公與ニ柴田一合戰、越前衆破北、則柴田滅亡也、

此夜、三州五油町悉失火、

駿府大御所御座之間近所へ、何とも不レ知人、水はしりの板をくゝり來、則戒見けるに、一圓のたはけものなり、非レ可レ有ニ誅戮一被ニ追放一、去二月、清須の殿守へ來居たる者の類乎、

薩摩國島津琉球に働、彼島平均、惣別琉球より島津方へ、毎年綾船と名付進物有しを、近年唐に相談、日本への音問不レ入事由を、琉球之しやな達而申、島津方に令ニ無音一、依レ之百餘艘を以相働也、琉球に着岸之時、しやな帥ニ人數一、拾七島防戰す、于レ時野郎後に廻責之間、しやな破北、琉球人或は討死、或は被レ疵、則七島毒島へ打入、王城を攻破て、王を生虜と云々 しやなと云は、琉球にて武者大將也、彼しやな日本を嫌て、唐に可レ屬との企成しか、果して如レ斯、野郎とは無足にて、島津被官也、

四月七日雨降、

八日、入日殊こかる、縦は鞠程之雲、日の廻を飛散、是旱の兆歟、此日殊風烈、春中より一日雨降は風烈ふて、今不レ止、此春中餘寒甚、

桑名本多中務知行、一男美濃守年卅六讓被ニ隱居一、一兩年依ニ煩氣一如レ斯、年六十二、

十一日壬戌 申刻より雨、夜中大雨也、去八日入日粧旱の兆と云とも、今雨也、

大御所不例、大方本腹し給、

同四月、薩摩之島津百餘艘集ニ兵船一、琉球に令ニ渡海一、彼島不レ及ニ一戰一、則內裏を責崩、王を生捕令ニ歸朝一、彼島中雖レ令ニ檢地一、指て知行も無レ之、漸々拾貳萬餘有レ之と云々、

廿八日、於ニ駿府一能あり、常陸主于時八歳、三番し給、播

去比より奥州會津蒲生飛驒守形儀亂る、家老之者共悉可二退散一由相構と云々、
三月廿二三日比、羽柴肥前守居所、越中國外山城燒亡、吉光脇指、落葉壺、かたつき火難を遁、其外財寶悉燒失、
三月廿五日、下野國宇都宮領那須領氷降て、鳫鴫靑鷺鶉雲雀已下諸鳥多死、一鄕にて鳫十二拾三所もあり、他所は此氷一圓不レ降、
廿五日丁未午剋雷數聲、同村立、當春是初雷也、山際は殺也、
廿六日、淸須年寄幷小笠原和泉守事、今日又氣色甚、是併依二讒言一也、和泉者去正月より、下野國風聞令二拜領一彼城居けるか、知行被二召上一、國を可レ被レ拂と也、富永加賀守、攝津守、石見等者、國は被レ拂間鋪と也、但知行は被レ出間敷由仰也、藤堂和泉守元佐渡守、去年改名、駿府ゟ出仕、今日被レ遂レ禮、銀子貳百枚、小袖五進上、去年伊賀國拜領後、始而出仕也、
小笠原和泉守、富永丹波守、松平攝津守、松平石見守、何も淸須を罷立上は、近年彼衆同心之者、同親類緣者等、悉淸須を可二罷立一由被二仰出一所也、依レ之皆令二他國一者多之數不レ知、其家々戶入疊以下、如二日來一從二奉行所一改請取と云々、
古太閤御時より、猿樂共大坂に令二詰番一相詰、於二向後一者、大坂番を相止、駿河に可二相詰一由、今日大御所仰也、
廿九日、常陸主長福主事、能せらる、藤堂和泉守爲二見物一也、藤堂和泉守より常陸主ゟ、能道具一裝束被レ獻レ之、
此比駿府大御所不例、脉一度不レ足、其上目霞給と云云、
四月、山うは也とて、東山東福寺邊にて、鼠戶を結入にみせける、縱は頭之毛は白く、眼之廻赤し、何物を食すれとも一口に喰、貴賤見レ之、能々聞、しろ子の物狂也と云々、
卯月小二日癸丑池田三左衛門妻子同息男從二播磨一被レ下、今日駿府に被レ着、是大御所爲二息女一間、爲二對面一也、息男江戶ゟも可レ被レ下と也、
京都鼓打幸阿彌又五郞、於二駿府一病死す、
此比、從二北國一肥前守、於二京都一諸道具被レ求、中にも武具道具急に被二買調一と云々、

て、禰宜とも如何可㆑有と評定しけるか、又くるしかるましとなり、是は長祿寛正之比、榎藏掃部と云者、國司北畠方と及㆓干戈㆒被㆑疵、其故は山田ね從㆓國司㆒役を可㆑被㆑當由付て及㆓此儀㆒さて掃部云、思神慮及㆓干戈㆒處、如㆑此儀賴しからすとて、神殿に火を掛燒死、其後七箇年程經て、可㆑有㆓遷宮㆒とて地盤を引けるに、彼燒柱の穴に堀當、時國主有㆓凶事㆒けると也、此禰宜衆思㆑之如云歟、

三月小朔日、當時筑前國主黒田筑州於㆓駿府㆒出仕、爲㆓年頭禮㆒銀子百枚、去年九州衆は爲㆓遠國㆒間、從移之禮無㆑之間、此度從移禮有㆑之、進物　金子三拾枚、長脇拾、　唐織夜物一、　同小夜之物一、　塗籠弓百張、　虎皮うつほ百被㆑獻、

信州淺間山、此春燒こと夥、往(インク)慶長元比、二三年打續如㆑此燒る事あり、凶相たりし間、此度も下繭危㆑之、

小笠原信濃守(于㆑時信州飯田城主)、女を將軍養子し給、長岡越中守(于㆑時豐前國主)男爲㆓妻子㆒被㆑遣、來月下旬、九州ね可㆑爲㆓着船㆒歟、

同朔日、駿河氷降、此日關東下總國笠井氷降て、家十七八間破損、雷夥啼、右家之中一屋之人悉取て、其日に關宿の杉の木掛ける、

三月二日、酉刻より翌三日巳刻迄雨、午刻より快晴、

四日、常陸介(長福主事、于㆑時八歲、)能し給、黒田筑州寺澤志摩守、同九州衆被㆓見物㆒、

清須衆富永丹波同男、戸田加賀守、松平攝津守、同石見守、日來無㆓法度㆒之由有㆓讒者㆒、清須を可㆓罷立㆒由大御所仰也、又古小笠原監物、近年無覺悟たりし事、如㆑右有㆓讒者㆒、彼同心、殊氣相侍三人被㆑行㆓成敗㆒、是は自㆓去々年㆒播磨國へ行、遷㆓池田三左衛門尉㆒居たりしか、依㆓大御所仰㆒被㆓殺害㆒、如㆑此間、清須之侍于㆑今不㆓安堵㆒、

越前之古秀康逝去の時、追腹相伴したりし土屋左馬介男知行、大御所依㆑仰、古左馬介知行被㆓召上㆒、

三月六日、如㆓冬天㆒、殊風烈、里は時雨、山は雪也、惣別此春于㆑今無㆓暖氣㆒、去月廿日比より、三日に一日は必雨、翌日定つて風烈、

加藤主計頭從㆓肥後國㆒上る、今日伏見を立て、駿河江戸へ下る、

十二日(甲午)戌刻、高野山小田原谷燒亡、寺町屋合千家計と也、但實には七百餘宇失火と云々、

壼御沙汰間、書付上間敷由言上、然者法花寺可レ有ニ斷絕一由也、常樂院洛中被レ渡し時、法問者不レ出レ言間無ニ勝劣一、是者以ニ儀兵一被レ行之間、不レ及ニ是非一とて、色々の吐ニ放言一と云々、

此比關東衆駿府へ祗候、被レ遂ニ年頭禮一、又九州衆も去年不參間、駿府へ下、有ニ徒移禮幷年頭禮一、

於ニ駿府一伊達政宗進物事、金子百枚、馬二疋、脇指二腰、小夜之物唐織段子也拾、以上、其外女房衆五人へ金五枚宛被レ出、頃年從ニ女房衆一萬事事言上、男方より言上之事、大小共不レ成間、女房衆賄賂不レ可ニ勝計一、又男方之衆三四人へ、銀五拾枚宛之贈物也、

此度伊達政宗を松平陸奥守被ニ改名一、始の名は羽柴越前守たりしを、唯今如レ斯也、

廿六日、本多上野介從ニ江戶一歸ニ着駿府一、

田中兵部、當時筑後國主、於ニ伏見一頓滅、

廿六日、井出志摩守死、日來無ニ病氣一、頓病起立所如レ斯、當時知行令ニ代官一出頭甚也、

廿九日雨、於ニ伏見一中坊飛驒を殺害、是は去年夏、伊賀國主筒井を、於ニ駿府一令ニ讒言一者也、正爲ニ臣下一如レ此逆臣、不レ及ニ是非一由人皆誦レ之、惡まぬ者はなかりしか、忽蒙ニ天罸一歟、逢ニ横死一、其體者伊賀守被官山中と云者、主牢人後、伊勢國九鬼長門守所居たりしか、舊友間、中坊所へ來て、及ニ夜更一まて相語、其後中坊は奥の家へ引入臥たりし、彼山中は中坊息子と一所臥たり、何者の仕態にや、中坊首を二刀切る、家中者一圓不レ知レ之、夜半に常に用ニ藥を一けるか、時過迄不レ言間、女房障子明見レ之けれは如レ斯、筒井伊賀守身上、此中坊依ニ讒言一相果しかは、中坊不慮相果し事、伊賀守さこそ心地よからめ、伊賀守は無足にして、當時江戶に籠居せらる、

京都廿一寺法花宗、右之常樂院と不ニ一味一、念佛無間由不レ申旨、書付可レ上由、頻從ニ所司代一被ニ譴責一、努々書付不レ可レ上由雖ニ存詰一、渡世習歟、昨日廿八日、如レ右書付を上ると云々、

中坊害しける者、伏見町に札を立ける、其書に云、我は伊賀守譜代之者也、爲レ散ニ主君欝憤一、中坊を伐、此後又中坊男を伐へし、さて罷出腹を可レ切と也、

九月、伊勢太神可レ有ニ遷宮一とて、從ニ御所一兵粮六萬俵寄進、但五三箇年以前古米と云々、依レ之地盤の土を引けるに、古き柱之穴へ堀當けると也、是凶事と

中國西國大名、所々城々普請丈夫相構由、於二岡崎一令レ聞給、内々不レ可レ然由曰、

此比京七條に庶民產二男子一、喩は三歲計の如レ兒、顏三方面也、父則害して埋レ土、其比八幡祭なりけるに、或者堀無レ之、八幡祭ゟ持行有、三方荒神とて鼠戸を結、代物を取てみせけるに、其償甚なりと云々、

此春、東山大佛從二大坂秀賴公一可レ有二建立一とて有二其用意一、材木自二舊冬一浦々にて被二買取一、西國同中國四國北國大名、兵粮或二萬石、或一萬石五千石三千石、秀賴公ゟ進上、大坂ゟ船にて運送也、伊勢太神宮、來秋從二駿府大御所一可レ有二遷宮一由と云々、

於二江戸一銀師申云、去年十月より金を持來て、よなよな吹レ之、金を拾兩人に借、壹ヶ月に貳兩付、合拾貳兩にて返二辨之一、此禮不審也とて、銀師右之旨を奉行所へ言上、依レ之彼借金を被二籠舍一、

二月大四日丙辰大御所淸須御立、岡崎御泊、右兵衛主令二同道一給、

五日、大御所岡崎御立、

淸須衆有二讒者一、可レ被レ改レ之とて、淸須年寄衆駿河ゟ被二召連一、從二駿河一小笠原和泉守于レ時下野國風間居、可レ上由被二仰遣一、此以前淸須儀好惡可レ被レ糺由付如レ斯、

美濃國尾張國、去年破損堤被二築給一、役百石に貳人、百姓役百石壹人也、駿河近習衆給役被レ除、

十一日、大御所駿河に着給、

十九日、從二大御所一爲レ使本多上野介江戸ゟ下、是者上方衆人質克々可レ被二改レ之置一と、幷常陸介主へ於二長福一事五拾石通、於二常陸國一可レ被レ渡由を將軍ゟ曰被レ遣、此外有二密事一由令二風聞一、

去年秋冬比より至二當春一、關東衆被レ致二人數揃一と云、是内々依レ仰二將軍一也、

二月廿日、去年可レ有二宗論一由曰し法花宗常樂院、此度從二江戸一京都ゟ被レ上、一昨日十八日京着、今日洛中小路々々被二相渡一、其上耳鼻そく、相從之法花宗上人、上總國連源、堺之玄旌、同玉雄、上總國琳碩、同可圓、此五人も被レ渡二洛中一、是は鼻計そかるゝ、其後右之六人之衆、耳鼻そきし後被二追放一、彼弟子五人內、餘强鼻をかきけるにや、當座壹人死、京中廿一ヶ寺法花寺へ、大御所仰出に曰、不レ組二常樂院一、念佛無間と不レ申由書付て於二上之者一、不レ可レ懸二其咎一由下知し給處、法花寺上人謂云、此度法問は曾不二申出一、是は理不

内ニ于レ時信州府中城主也、

七日、庚寅大御所爲ニ鷹野一遠州ゟ御出、其上尾州迄可レ有ニ御出一と云々、

十三日、遠州中泉を御立、其日濱松、十四日吉田、十五日吉郎カ◎其御通、於ニ吉郎一目安を上者有、是は古下野主被官也、大御所見レ之給、壹人近寄て子細可ニ言上一由曰、彼士十人計刀指なから走寄ける間、大御所驚給、彼等を可ニ成敗一由曰、則退散處、歩行士共追レ之、其中に壹人拔刀戰死ける、相殘者行方不レ知、

十五日、江戸未の町燒亡、

近日大御所清須ゟ可ニ着給一とて、清須城掃除しけるに、殿守上の段之戸不レ明、無理に押明けれは、人有かきの手に輪違を付たを着、鍵の實を二つ砥てそ居たりける、借彼者を糺間しけれは、尾州内さなけ者とそ申ける、盜人にても無レ之間、當座に成敗もなかりしか、十四五日中に死ける、

十九日、壬寅右兵衛主大御所末子、于レ時十歳、駿府を出被レ上、是は大御所於ニ岡崎一出合、清須ゟ依レ可レ有ニ同道一也、

廿日、大御所自ニ[illegible]一岡崎ゟ御着、

武州[illegible]、

廿三日、右兵衛主被レ着ニ岡崎一、

廿五日、大御所右兵衛主清須ゟ御着、

清須古下野舊衆有ニ知行配當一、去午年下野主被レ爲ニ加増一ける通、或は二千石千石、或は五百石三百石分、何も此度被ニ召上一、又去年秋、被レ當ニ卒時一、高六萬石減しける分を割合、喩は六百が千石に成と云々、右衆知行所、或は五ケ所十ケ所、或は十五ケ所二十ケ所にて相渡と云々、

從ニ大坂一秀頼公爲ニ使者一片桐市正參向、當時大坂惣奉行右兵衛主ゟ御物大刀銀子百枚音信也、

廿七日、美濃伊勢衆、右兵衛主ゟ被レ遂レ禮、銀子或は拾枚或者二拾枚也、

從ニ美濃國加納一大御所息女、勢州桑名大御所孫女清須ゟ參向、被レ遂ニ對面一、從ニ大御所一金子五拾枚宛被[illegible]

廿八日、紀伊國主淺野左京清須ゟ參向、右兵衛主[illegible]ゟ入部賀し被レ申、是は右兵衛主與ニ[illegible]レ有ニ契約一如レ斯、

[illegible]武峯大織冠木像[illegible]被レ得ニ參詣一[illegible]なく又[illegible]

一同五つ　御小袖　中國衆 蜂須賀阿波守
一同貳つ　御小袖　遠州懸河 松平河内守
一同貳つ　御小袖　今近州長濱に住 内藤紀伊守
一同貳つ　御小袖　那須衆 成田左衛門尉
一同貳つ　御小袖　遠州衆 久野三郎右衛門
一同貳つ　御小袖　上野大畑に住 牧野駿河守
一同三つ　御小袖　房州衆 里見安房守
一同貳つ　御小袖　羽柴美作守
一同貳つ　御小袖　近州高島 但河内子 朽木兵部少輔
一同廿把　越前綿　朽木河内守
一同貳つ　御小袖　松平將監
以上　奏者番　永井右近
石川主殿頭
西尾丹後守
遠山民部少
十二月廿八日
一貳つ　御小袖　伏見居住 猪子内匠
一同五筋　大緒　駿府詰衆 赤井豐後守

一同五枚　紫革　松田三郎兵衛
一同三枚　うちつき　駿府詰衆 小堀藤三郎
一同壹つ　てふき　小倉忠右衛門
一同壹卷　段子　駿府詰衆 森左兵衛
一同五卷　しゆちん　筑紫衆 有間修理
一同拾さし　もろゆかけ　同人
以上　奏者番　永井右近

去慶長五庚子年已來進物、每年大概以如レ此、年々之儀以レ之可レ知レ之、

當代記卷五

慶長拾四己酉年正月小元日甲申
元日、甲申駿河江戸士出仕如ニ每年ー、美濃國伊勢國先方衆、於ニ駿河ー無ニ越年ー、大御所無興し給、同日、江戸品川町火事、
四日、江戸本町火事、五町程燒亡、石川玄蕃家有ニ此

同一貳つ　御小袖　東美濃衆　稲葉右近
同一貳つ　御小袖　九州衆　伊藤修理大夫
同一貳つ　御小袖　遠州濱松住　松平左馬助
同一貳つ　御小袖　豊後　稲葉彦六
同一貳つ　御小袖　分部左京亮
同一貳つ　御小袖　遠州横須賀　松平國
同一貳つ　御小袖　今下總國主　内藤左馬助
同一拾　御小袖　島津薩摩國主　羽柴陸奥守
一三つ　御小袖　同家中　島津右京亮
一貳つ　御小袖　藤懸美作守
一貳つ　御小袖　近州前々か崎住　戸田左門
一貳つ　御小袖　上野の本庄　小笠原左衛門佐
一貳つ　御小袖　三州吉田住　本多縫殿佐
以上　奏者番　石川主殿頭
永井右近
西尾丹後守
遠山民部少輔
十二月廿六日
一五つ　御小袖　奥州米澤主元越後佐渡主　景勝

同一貳つ　御小袖　同家中但悉皆也　直江山城守
同一貳つ　御小袖　江戸衆　土屋民部少ィ輔
同一貳つ　御小袖　美濃衆　徳永法印
同一貳つ　御小袖　信州小室に住　仙石越前守
同一三つ　御小袖　播磨の三左衛門息今備前國主　松平武藏守
同一貳つ　御小袖　三川苅屋　水野日向守
同一貳つ　御小袖　戸川肥後ィ備中守
同一貳つ　御小袖　關東關宿の主　松平甲斐守
同一貳つ　御小袖　九州肥後に住今加藤主計と不相　相良左兵衛
同一三つ　御小袖　播磨衆　龜井武藏守
同一五つ　御小袖　九州筑後國主　田中筑後守
同一貳つ　御小袖　元右馬允被官今直參になる　稲垣平右衛門
同一五つ　御小袖　筑後子　田中隼人
同一貳つ　御小袖　三州吉田　松平玄蕃頭
同一貳つ　御小袖　六郷兵庫守カ◎頭
同一貳つ　御小袖　南部信濃守
同一貳つ　御小袖　大坂衆　蒔田權佐

一貳つ　御小袖　平岡平右衛門
一貳つ　御小袖　豐後來 木下右衛門大夫
一貳つ　御小袖　松平丹後守
一貳つ　御小袖　元大和大納言來今駿府詰衆 小堀遠江守
一三つ　御小袖　九州 寺澤志摩守
一貳つ　御小袖　生駒藤太郎
一貳つ　御小袖　桑山伊賀守
一貳つ　御小袖　桑山又四郎
一貳つ　御小袖　伊賀國來去年より大和に住 松倉豐後守
一貳つ　御小袖　津輕越中守
一貳つ　御小袖　信州 眞田伊豆守
一貳つ　御小袖　美濃來 西尾豐後守
一三つ　御小袖　水谷伊勢守
一六つ　御小袖　毛利輝元是長門周防主 松平長門守
一貳つ　御小袖　毛利輝元事 毛利宗瑞
一貳つ　御小袖　毛利伊豫守
一貳つ　御小袖　福原越後守
一貳つ　御小袖　來島右衛門市
一貳つ　御小袖　元九州來今在江戸 立花左近
一貳つ　御小袖　日根織部

一貳つ　御小袖　下野國來 那須權太郎
一貳つ　御小袖　今大坂詰衆 石川肥後守
一貳つ　御小袖　有馬左近
一貳つ　御小袖　元美濃來今伊勢に住 一柳監物
一五つ　御小袖　能登越中加賀三ヶ國主 羽柴肥前守
一貳つ　御小袖　播州來 有馬玄蕃頭
一貳つ　御小袖　小田孫市
一貳つ　御小袖　稻葉大夫
一拾　御小袖　奥州伊達政宗事 羽柴越前守
同一三つ　御小袖　中川修理
同一貳つ　御小袖　北條大之助
同一貳つ　御小袖　美濃來 市橋下總守
同一貳つ　御小袖　中國來 池田備中守
同一貳つ　御小袖　松平紀伊守
同一貳つ　御小袖　淺野彈正少弼
同一三つ　御小袖　元常州佐竹事今秋田の主 佐竹右京大夫
同一貳つ　御小袖　奥州來 相馬長門守
同一貳つ　御小袖　奥州來 相馬大膳正

一三本　小刀　アカハヤシ
一貳拾把　綿　毛利掃部
一貳つ　紺フク　武藤清兵衛
巳上　奏者番　石川主殿頭
十二月廿一日
一貳つ　御小袖　羽柴對馬守
巳上　奏者番　西尾丹後守
一三つ　御ハサミ箱　山岡主計頭
一拾枚　銀子御馬代　同人
一五つ　御小袖　出雲子今飛騨守　金森五郎八
一五端　唐木綿　三郎右衛門
巳上　奏者番　遠山民部少輔
廿六日
一三つ　御小袖　此國主　若狭宰相
一四つ　御小袖　藝州　羽柴左衛門大夫
一四つ　御小袖　肥後國主　加藤肥後守
一五つ　御小袖　越中子息豊前國主　細川内記
一貳つ　御小袖　片桐主膳
一貳つ　御小袖　九州　宮木右京
一貳つ　御小袖　關東衆　岡部内膳
一貳つ　御小袖　大坂　速水甲斐守
一貳つ　御小袖　大坂　伊藤丹後守

一貳つ　御小袖　丹波衆　谷出羽守
廿六日
一三つ　御小袖　堀尾三之助
一三つ　御小袖　出雲國主　堀尾帶刀
一貳つ　御小袖　青木民部
一二つ　御小袖　羽柴刑部法印
一二つ　御小袖　志摩　九鬼長門守
一二つ　御小袖　美濃　德永左馬介
一貳つ　御小袖　美濃　遠藤但馬守
一二つ　御小袖　奥州住元常陸衆　戸澤右京
一貳つ　御小袖　筑紫衆　高橋右近
一二つ　御小袖　佐久間久右衛門
一三つ　御小袖　石川玄蕃頭
一貳つ　御小袖　本多因幡守
廿六日
一貳つ　御小袖　美作國主　羽柴右近
一貳つ　御小袖　豊後　小川壹岐守
一三つ　御小袖　松平伯耆守
一貳つ　御小袖　吉川藏人
一貳つ　御小袖　關長門守
一三つ　御小袖　美濃　金森出雲守
一三つ　御小袖　羽柴丹後守

一壹束一本　杉原　本泉寺
以上　奏者番　永井右近
十月五日
一壹束一本　杉原　大朝
一壹束一本　杉原　新知恩寺
一壹束一本　杉原　仙林寺
一貳束　那須紙　大山寺八大坊
以上　奏者番　西尾丹後守
十月十日
一五つ　御小袖　美濃衆徳永左馬助
一五拾枚　銀子御馬代　同人
以上　奏者番　遠山民部少輔
十月十一日
一百枚　銀子　松平伯耆守
一百把　綿　同人
一壹束一本　杉原　比叡山南光坊
以上　奏者番　永井右近
十月十一日
一壹束一本　杉原　長床坊
一壹つ　御筒服　稻葉彥六
一壹つ　御紙子但御筒服　同人
以上　奏者番　永井右近
同十二日
一三十枚　砂金御馬代　南部信濃守

一三卷　セテン　西岡の光明寺
一五拾　御弓ユカケ　青山石見守
一三筋　大緒　青山左近
一貳つ　御小袖　筑紫唐津寺澤志摩守
一五十枚　銀子　同人
以上　奏者番　石川主殿頭
十一月十四日
一拾指　御ユカケ　豐後衆伊藤修理大夫
以上　奏者番　遠山民部少輔
一貳つ　御小袖　大和衆松倉豐後守
以上　奏者番　石川主殿頭
同十六日
一貳つ　御小袖　青木法印
一壹つ　御茶椀　同人
一壹つ　御茶杓　同人
以上　奏者番　永井右近
一壹卷　ピロウトウ　伴天連
一壹卷　錦　同人
一壹面　鏡南蠻　同人
一四十五枚　口唐紙　同人
一五拾挺　南蠻らうそく　同人
一三枚　紫皮　島田新十郎

一壹束壹本　杉原　千江別當
一三束　杉原　大山八大坊
一五束　杉原　同八大坊隱居
一拾枚　毛氈　石川日向守
已上　奏者番　永井右近
九月廿七日
一貳拾枚　紫革　讃岐國主生駒讃岐守
一壹束壹本　杉原　清須の正覺寺
已上　奏者番　石川主殿頭
同廿八日
一貳つ　御小袖　織田民部少輔
以上　奏者番　遠山民部少輔
同廿九日
一壹束壹本　杉原　三州岡崎源空寺
一壹束壹本　杉原　隨念寺
以上　奏者番　永井右近
九月廿九日
一五つ　御小袖　薩摩島津陸奥守
一貳つ　御小袖　筑紫來秋月長門守
以上　奏者番　西尾丹後守
十月二日
一壹束一本　杉原　横須賀仙養寺
以上　奏者番　遠山民部少輔
同四日
一五つ　御筒服 段子綸子有　分部左京亮
一貳拾枚　銀子　分部左京亮
一拾　御小袖　飛騨金森出雲守
一三拾枚　金子　同人
一壹束壹本　杉原　山中寶藏寺
一壹束壹本　杉原　安樂寺
一壹束壹本　杉原　妙眞寺
十月四日
一壹束一本
一壹束一本
一壹束一本
一壹束一本
十月五日
一貳束
一壹束一本　杉原　岩村城國寺
一壹束三本　同　報土寺隱居
一拾本　扇子　こかの生越イ不動院
一拾本　同　たうせの山本坊
已上　奏者番　石川主殿頭
同七日
一壹卷　綸子　近州柏原成菩提院
一拾本　扇子　意白
一壹束一本　杉原　江月天德寺

以上　奏者番　永井右近
一五枚　菖蒲革　入幡山豐藏坊
以上　奏者番　西尾丹後守
九月十六日
一貳丁　大鼓の革大小　丁　仝
九月十六日
一壹丁　大鼓の皮　丁　仝
以上　奏者番　永井右近
一壹腰　御太刀長光　松平筑前守
一千枚　銀子　同人
一三拾　御小袖　同人
一五つ　御小袖　筑前内横山山城守
一五つ　御小袖　同奥村伊豫守
一百把　關東綿　遠江久野衆久野三郎左衛門
一貳つ　御蒲團　桑山左衛門佐
一貳拾枚　銀子　同人
一貳拾　餠合子蒔繪　大島與兵衛
一三つ　御小袖　同人
以上　奏者番　榊原伊豆守
一貳拾　御小袖　安藝毛利子松平長門守
一五百枚　銀子　同人
一拾枚　菖蒲革　毛利年寄福原越後守

一壹腰　御太刀光忠　羽柴肥前守
一百枚　金子　同人
九月十九日
一貳百端　紅はふたへ　同人
一拾枝　御長持　同人
一五つ　御小袖　羽柴肥前内松平伯耆守
一壹束壹本　杉原　法然寺
一壹束壹本　杉原　最上の館行藏院
以上　奏者番　石川主殿頭
九月廿一日
一貳拾疋　羽重　山門三院
一壹束壹本　杉原　神光坊
一壹束　杉原　遠州かすい
以上　奏者番　永井右近
同廿三日
一拾　御小袖　伊豫に住元藝州津の城主富田信濃守
一五拾枚　銀子　同人
以上　奏者番　石川主殿頭
同廿四日
一壹束　那須帋　江尻江成寺
以上　奏者番　遠山民部少輔
同廿五日
一貳つ　御小袖　大和衆本多若狹守
一拾　餠合子蒔繪有　同人

石川主殿頭
遠山民部少輔
榊原伊豆守

九月八日
一壹腰　御太刀一文字　備前國主松平武藏守
一五百枚　銀子　同人
一貳拾　御小袖　同人
一百把　綿　同人
一百枚　銀子　因幡とつとりの城主池田備中守
一拾　御小袖　同人
一五拾枚　銀子　中國衆山崎左馬允
一五つ　御小袖　同人
一貳百枚　銀子　土佐國主山内對馬守
一貳拾　御小袖　同人
一貳百枚　銀子　伊豫衆加藤左馬助
一三百把　綿　同人
一貳つ　御夜物段子　左馬子加藤式部少輔
一壹つ　御蒲團段子　同人
一百枚　銀子　美作國主羽柴右近
一貳拾　御小袖　同人
以上　奏者番　西尾丹後守

九月九日
一五拾枚　銀子　有樂
九月九日
一三つ　御夜物　同人
一壹口　御鞍　同人
一壹掛　御鐙　同人
一三拾枚　銀子　美濃衆織田孫一郎
一拾　御小袖　同人
一百枚　銀子　出羽國最上出羽守
一五拾把　最上綿　坂上紀伊守
一壹卷　白綾　近州[illegible]山寺世尊院
一壹束　杉原　同人
一壹枚　紫革　祝丹波
一貳枚　革　矢橋喜入
以上　奏者番　石川主殿頭
九月十一日
一拾枚　銀子　伏見居住の衆佐久間久右衛門
一三つ　御小袖　同人
一三つ　御小袖　平遠江守
一貳つ　しと子　駿府詰衆桑山鍋
一三つ　御小袖　同詰衆島彌左衛門
一壹束　杉原　宗把

九月七日

一貳つ　御小袖　遠州掛川今在伏見　松平隱岐守
一貳つ　御小袖　松平河内守
一貳つ　御小袖　古田兵左衛門
一四つ　御小袖　越中加賀能登　羽柴肥前守
一貳つ　御小袖　伊勢神戸　一柳監物
一貳つ　御小袖　豐後來　伊東修理
一貳つ　御小袖　大坂來　石川肥後守
一貳つ　御小袖　九州來　稻葉彥六
一貳つ　御小袖　織田上野介
一貳つ　御小袖　美濃　西尾豐後守
一三つ　御小袖　島津右馬頭
一貳つ　御小袖　分部左京亮
一貳つ　御小袖　越後久太郎弟在江戸　羽柴美作守
一三つ　御小袖　美作國主　羽柴右近
一五つ　御小袖　豐前國主　細川內記
一貳つ　御小袖　松平甲斐守
一貳つ　御小袖　豐後　小川壹岐守
一貳つ　御小袖　美濃來　市橋下總守

以上　奏者番　永井右近
石川主殿頭

西尾丹後守
遠山民部少輔
榊原伊豆守

九月八日

一貳つ　御小袖　遠州横須賀　松平國
一貳つ　御小袖　美濃來　遠藤但馬守
一貳つ　御小袖　九州來　戸澤右京
一貳つ　御小袖　奥州南部の主　南部信濃守
一三つ　御小袖　伯耆國主　中村伯耆守
一貳つ　御小袖　大和來　本多因幡守
一貳つ　御小袖　信濃小室　仙石越前守
一貳つ　御小袖　奥州相馬の主　相馬大膳
一貳つ　御小袖　伊勢龜山　關長門守
一三つ　御小袖　佐竹右京大夫
一貳つ　御小袖　美濃　德永法印
一貳つ　御小袖　那須太郎
一五つ　御小袖　讃岐國主　生駒讃岐守
一五つ　御小袖　出羽　最上出羽守
一貳つ　御小袖　因幡とつとりの城主　池田備中守

以上　奏者番　西尾丹後守
永井右近

一五拾把　江戸綿　尾里助右衛門
以上　奏者番　石川主殿頭
九月五日
一五百枚　御馬代銀子　安藝國主羽柴左衛門太夫
同
一五つ　猩々皮ノカッハ　同人
一五枚　虎皮　同人
一五つ　御小袖　筑紫衆毛利伊勢守
一三拾枚　御馬代銀子　同人
以上　奏者番　遠山民部少輔
同六日
一壹つ　御香爐　道標
一三拾さし　御鷹決拾　上杉上條
一五つ　片口　佐々木次郎左衛門
一壹束一本　杉原　地藏院
以上　奏者番　榊原伊豆守
同七日
一拾　御小袖　奥州岩手山伊達政宗事羽柴越前守
一三つ　御小袖　景勝
九月七日
一貳づ　御小袖　直江山城守
一三つ　御小袖　出雲堀尾帶刀
一三つ　御小袖　同三之助
一貳つ　御小袖　石川玄蕃

一三つ　御小袖　此國主若狹宰相
一貳つ　御小袖　筑紫衆高橋右近
一貳つ　御小袖　生駒藤三郎唐津の住
一三つ　御小袖　筑紫名護屋寺澤志摩守
一貳つ　御小袖　美濃衆德永左馬助
一貳つ　御小袖　大坂衆桑山又四郎
一貳つ　御小袖　上野の沼田眞田伊豆守
九月七日
一貳つ　御小袖　上總なだき本多出雲守
一貳つ　御小袖　上野酒井河内守
一三つ　御小袖　安房國主里見安房守
一貳つ　御小袖　下野佐野修理大夫
一五つ　御小袖　毛利藤七郎
一貳つ　御小袖　宗瑞
一三つ　御小袖　京極舎弟丹後侍従
一貳つ　御小袖　志摩九鬼長門守
一貳つ　御小袖　丹波福知山有間玄蕃
一四つ　御小袖　藝州羽柴左衛門大夫
一四つ　御小袖　加藤肥後守
一五つ　御小袖　阿波國主蜂須賀阿波守
一貳つ　御小袖　丹波國衆谷出羽守

一百枚　銀子　伊勢神戸城主 一柳監物
以上　奏者番　永井右近
九月二日
一拾　御小袖　丹波福知山 有間玄蕃頭
一貳枝　長持蒔繪　同人
一百枚　銀子　同人
一三つ　御夜物唐織　阿波國主 蜂須賀阿波守
九月二日
一五餝　臺子　蜂須賀阿波守
一百枚　銀子　同人
一三枚　虎皮　讃岐國主 生駒讃岐守
一三丈四尺七寸猩々皮　同人
一百枚　銀子　同人
一三百枚　越前綿　京極舍弟 羽柴丹後侍従
一百枚　銀子　同人
一五つ　御小袖　大和諸衆大和弟也 小出大隅守
以上　奏者番　榊原伊豆守
九月四日
一拾　御小袖　此國主 若狹宰相
一拾枝　御長持　同人
一百枚　銀子　同人
一貳拾　御小袖　出雲隱岐の國主 堀尾帯刀

一貳百枚　銀子　出雲隱岐の國主 堀尾帯刀
一貳つ　御夜物唐織　伯耆國主一角事 中村伯耆守
一壹つ　錦の御蒲團裏緋鈍子　同人
一三枝　御長持蒔繪段子の覆　同人
一百枚　銀子　同人
一拾　御小袖　淡路國主 脇坂淡路守
一五十枚　銀子　同人
一拾　御小袖　加藤左衛門尉
一三拾枚　銀子　同人
一五拾把　美濃綿　美濃衆 遠藤但馬守
九月四日
一三拾枚　銀子　同人
一百把　越前綿　美濃衆 西尾豊後守
一三拾枚　銀子　同人
一百把　越前綿　三州苅屋 水野日向守
一百把　越前綿　三州吉田 松平玄蕃頭
一五拾把　美濃綿　三州西の郡 同 主殿頭
一貳百把　美濃綿　岡崎 本多豊後守
一百把　江戸綿　三州衆 同 縫殿助
一五拾把　江戸綿　小田原衆三郎左衛門事 戸田土佐守
一五拾把　江戸綿　三州衆 丹場勘介

一五つ　單物　多賀左近
一三つ　御小袖　神保長三郎
一五枚　銀子　古信長公弟今在大坂 織田民部少輔
一三つ　御よぎ　同人
一拾本　椶櫚箒　織田民部少内 大堀治部
一壹端　段子　もすや宗　觀
一壹箱　朝倉山椒　織田民部少内 長野次助
一貳つ　御小袖　福富兵部大夫
已上　奏者番　西尾丹後守

禁中より
一御太刀　一腰
一貳枚　金子御馬代
一拾巻　リンス

親王より
一御太刀　一腰
一壹枚　金子御馬代
以上
一貳つ　御小袖　公家衆廣橋大納言
一貳つ　御小袖　同勸修寺中納言
一壹面　ゴケ　井家攝津守

一五筋　大緒　速水右兵衛尉
一拾サシ　御鷹ユカケ　立入河内守
一三枚　皮　速水右近大夫
一五口　御鞍　湯淺右近
一五筋　大緒　亭祐法印
一五つ　足持せ　石川肥後
一拾枚　銀子　同人
一貳つ　御小袖　山名伊豫守
一拾枚　紫革　大和衆鈴木越中守
一壹束　杉原　相國寺鹿苑院
一壹巻　綾　同人
一貳冊　跡文　同人
一貳束　杉原　知恩院
一壹端　板物　同人
一三拾枚　銀子　豐後小川壹岐守
一百把　越前綿　同人
一三拾枚　銀子　大和衆福島掃部助
一拾　御小袖　同人
一貳冊　職原抄　當知者やそく事 中院中納言入道
一拾　御小袖　伊勢神戸城主 一柳監物

一壹斤　紅原　堺の宗　盆
一三貝　麝香丸　大和玄修
已上　奏者番　西尾丹後守
八月廿四日
一百挺　蠟燭　江戸衆大久保右京亮
一拾疋　驪驪　江戸衆大久保主膳正
一百挺　蠟燭　同右近子傳八事永井信濃守
一百挺　蠟燭　同森川金右衛門
八月廿三日
一百挺　蠟燭　伊賀守子板倉周防守
一壹束　杉原　増上寺
一壹巻　段子　同所
一壹束一本　那須紙　ケイカン
一壹束一本　同　トンリヤウ
以上　奏者番　遠山民部少輔
八月廿五日
一百挺　蠟燭　將軍近習小左衛門事水野監物
一百挺　同　同井上半九郎
一壹束一本　杉原　大岸寺
以上　奏者番　石川主殿頭
八月廿六日
一貳巻　ヒロウトウ　大坂衆民部少輔事青木法印
一壹束一本　杉原　大見寺

一壹束一本　杉原　西傳寺
以上　奏者番　永井右近
八月廿八日
一五拾把　綿　但馬豐岡城主杉原伯耆守
一貳拾枚　銀子　同人
一拾枚　銀子　大坂衆蒔田權佐
一三つ　御小袖　同人
一拾枚　銀子　九州衆宮木右京亮
八月廿八日
一三つ　御小袖　同人
一拾枚　銀子　河内國衆桑山又四郎
一三つ　御筒服りんすとんす　同人
一拾枚　銀子　大坂衆伊東丹後守
一五つ　御小袖　同人
一拾枚　銀子　大坂衆速水甲斐守
一五つ　御小袖　同人
一拾枚　銀子　同堀田圖書
一五つ　御小袖　同人
八月廿八日
一三つ　御小袖　福島兵部少輔
一貳つ　同　土上イ橋右近
一貳つ　同　佐藤孫六郎

以上
同
一一腰　御太刀助重　上總主
一百枚　銀子
一百疋　越後
一貳百把　カナヒキ
以上
同
一五百挺　蠟燭　大久保相摸守
一三百挺　同　右兵衛大夫酒井雅樂頭
八月十八日
一貳百挺　同　土井大炊助
一百枚　銀子　藤堂和泉守
一三枚　金子御馬代　本多佐渡守
以上　奏者番　西尾丹後守
八月十九日
一拾　蘆取　大和衆松倉豐後守
一貳拾枚　金子　大坂當時出頭人片桐市正
一三拾端　リンス、　同人
已上　奏者番　石川主殿頭
八月廿一日
一拾　御袷　當時數寄之師古田織部
已上　奏者　永井右近
八月廿一日
一三拾把　綿　将軍近習江戸詰衆鳥井左門

一貳百挺　蠟燭　将軍近習十郎右衛門事戸田備後守
一貳百挺　同　武鷹者の主水子高木主水佐
一貳百挺　同　江戸近習惣三郎事倉橋内匠助
一百挺　同　同鵜殿兵庫頭
一百挺　同　同青山圖書助
一五筋　大緒　同太田新左衛門
一五サシ　御ユカケ　帶刀子同安藤彥四郎
以上　奏者番　永井右近
八月廿三日
一貳拾枚　銀子　丹波衆谷出羽守
一五つ　御小袖　同人
一拾枚　銀子　青木民部少
一三つ　御蒲團段子　同人
一拾枚　銀子　朽木河内守
一貳つ　御筒服　同人
一三つ　御小袖　同人
一貳拾　蘆取　大坂衆石河伊豆守
八月廿三日
一貳拾本　棕櫚帚　住吉屋宗外
一五枚　毛氈　川勝信濃守
一五枚　紫皮　東美濃衆遠山勘九郎
一貳つ　御小袖　大和衆小出播磨守

一貳拾枚　銀子　銀座中
一貳卷　大段子　中將棊さし道濶
一貳端　リンス　兩替彌三右衞門
一貳斤　大白糸　平野忠五郎
一貳斤　大白糸　萬屋一右衞門
一壹斤　五色付糸　淀や次郎右衞門
一五斤　丁子　御藥や道初子
一貳卷　セテン　いとや七郎右衞門
一貳枚　紫革　桔梗や道圓
一壹腰　御腰物來國光　越前國主越前少將
八月朔日
一壹腰　御脇指國安　越前國主越前少將
一五百把　綿　同人
一貳百枚　銀子　同人
以上　奏者番　永井右近
八月五日
一五枚　紫革　大和衆松平右衞門
以上　奏者　遠山民部少輔
八月九日
一拾卷　リンス　小西長左衞門
一貳卷　ヒロウタウ　同人
一五拾枚　銀子　志摩關長門守
八月九日
一五つ　御ハヲリ　同人

一五つ　御袷　志摩關長門守
一五つ　單物　同人
一壹帖　日本紀　吉田二位
一壹つ　御硯箱　神龍院
一壹箱　論語抄　同人
已上　奏者番　石川主殿頭
八月十三日
一三つ　御ハヲリ　豐後衆稻葉彥六
一百挺　蠟燭　堀民部
已上　奏者番　石川主殿頭
八月十五日
一壹卷　段子　東福寺南昌院
已上　奏者番　遠山民部少輔
同十六日
一貳つ　御小袖　上方衆藤堂將監
已上　奏者　永井右近
八月十八日
江戸將軍駿府御上之時
一一腰　御太刀長光
一千枚　銀子
一三拾　御袷
一拾　御帷子
八月十八日
一拾　單物

一貳尋壹尺　猩々皮　ルスンの屋形
一貳壺　イソハニヤ酒黒酒白酒　同人
一壹端　段子　カヒタン
一五本　長蠟燭　同人
一三端　臨須　同人
一三つ　御手巾　ハテレン
一五つ内二盃　ビイトロ　同人
一貳百斤　紅花　上總衆本田出雲守
以上　奏者番　石川主馬頭
七月十九日
一拾端　チリメン　ルイス
一貳端　金襴　同人
一壹端　リンス　同人
以上　奏者番　遠山民部少輔
七月廿二日
一貳百挺　蠟燭　松平下總守
已上　奏者　西尾丹後守
七月廿四日
一壹カラケ　キヤウ　カホチヤの屋形
一六桶　砂糖　同人
一四包　ラウ　同人
七月廿四日
一貳本　象牙　同人

一壹本　キヤラ　同人弟
一三拾本　シユロ箒　伊勢松坂城主の長也　古田助左衛門
一貳拾帖　もりした紙二枚かけ　美濃栗原右衛門
以上　奏者　遠山民部少輔
七月廿五日
一五拾枚　銀子御馬代　和泉の岸和田小出大和守
一拾　御袷　同人
一三拾枚　銀子御馬代　但馬のいづし小出右京亮
一五つ　御袷　同人
一五つ　御帷子　同人
七月廿五日
一五拾筋　大緒　同人
一五つ　御袷　江戸詰衆小出信濃守
一壹束一本　杉原　高野大徳院
以上　奏者番　永井右近
七月廿九日
一貳拾疋　纚　奈良惣町中
已上　奏者　遠山民部少輔
八月朔日
一壹腰　御太刀長光　秀頼公
一貳百枚　金子　同
一五拾疋　纚　大坂衆有樂子羽柴左門
一五枚　銀子　大黒屋長左衛門

以上　奏者番　榊原伊豆守
六月廿七日 一五束一本　杉原　ひこの山北院
一貳箱　三大部　同所内藏坊
一貳つ　御樂ふるひ　大戸壽德庵
一壹束　杉原　近州佐々木神主
以上　奏者番　石川主殿頭
七月二日 一拾卷　白布無類　越後國主松平越後守
一五拾卷　同　同人
一三拾枚　銀子御馬代　監物子堀雅樂佐
一五筋　大緒　狩野右近
一五つ　御帷子　松平越後内堀對馬守
一貳百挺　蠟燭　同人
已上　奏者番　西尾丹後守
七月五日 一壹卷　むりやう　南禪寺
一壹束一本　杉原　南禪寺傳長老
一壹束一本　杉原　高雄上人
七月七日 一壹束一本　杉原　高雄僧正
已上　奏者番　永井右近
同 一五つ　御帷子　上方衆舟越五郎右衛門

一三つ　御帷子　藤堂和泉寺
一五つ　御帷子　越中子息細川内記
已上　奏者番　西尾丹波守
七月八日 一貳拾五本　御團　淺野對馬守
一拾枚　紫革　中坊久三郎
一貳つ　手燭　多羅尾次郎左衛門
已上　奏者番　石川主殿頭
七月九日 一拾枚　金子　大坂秀頼公
一貳拾枚　紫革　赤座内膳
一貳枚　包丁刀　遠州二諦坊
一貳つ　小刀　同人
一壹口　御鞍白木　イセキ
已上　奏者番　遠山民部少輔
七月十六日 一五拾斤　紅花　當時悉皆知行奉行伊奈備前守
同 一貳百挺　蠟燭　同人
以上　奏者　永井右近
七月十八日 一五端　金襴　ルスンの屋形
一三端緋緞子も有　大段子　同人
一五端　繻子　同人

一三疋　驪　同諸寺三十三箇寺
一壹束壹本　杉原　同
巳上　奏者番　遠山民部少輔
六月九日
一五つ　御筒服緞子もあり　古田六左衛門
一拾枚　菖蒲革　秋山左三郎
一拾さし　御鷹ゆかけ　大坂來長野次右衛門
六月九日
一壹面分　碁　越前子駿府詰來仙石三左衛門
以上　奏者番　西尾丹後守
六月十一日
一壹束壹本　杉原　南都極樂坊
一壹束壹本　杉原　雍州西京藥師寺
一壹束　杉原　南都西大寺
一五挺　油煙　同人
一五束　杉原　甲州身延山
一壹束一本　椙原　駿河閑能寺
以上　奏者番　遠山民部少輔
六月十八日
一五枚　紫革　豐後來竹中伊豆守
六月十八日
一貳枚　うちつき　宗古
巳上　奏者番　永井右近
同十九日
一貳拾疋　驪　杉若藤右衛門

以上　奏者番　西尾丹後守
六月廿一日
一五つ　單物　なたい謙庵
一壹箱　香物　同人
一貳袋　半夏　同人
一貳張　御弓塗籠　美濃來岡田將監
一壹本　箙　同人
一壹つ　矢筒　同人
六月廿一日
一壹つ　御弓立　岡田將監
一拾九　御矢　同人
一壹束一本　椙原　三州大樹寺
一壹束一本　杉原　光明寺
以上　奏者番　石川主殿頭
六月廿一日
一拾　單物　志摩九鬼長門守
一壹枚　金子　同人
以上　奏者番　遠山民部少
六月廿五日
一拾　生絹　六條本門跡
一五拾枚　銀子　同人
六月廿五日
一五筋　大緒　宮内卿
一三掛　熊障泥　少眞法印

五月十一日
一壹束一本　杉原　三河悟眞寺
已上　奏者番　石川主殿頭
五月十三日
一五つ　御筒服　中川修理大夫
一五拾枚　御馬代銀　中川內膳
一拾　御帷子　同人
五月十一日
一拾　御袷りんす緞子有　中川內膳
一壹對　錫剪立　高野文殊院
一拾束　高野紙　行人方
已上　奏者番　西尾丹波守
五月十八日
一五つ　御帷子　飛鳥井宰相
一壹つ　御枕　同人
一拾　御匂袋　同人
一三つ　御帷子　花房又七郎
一三筋　御帶　閑齋
已上　奏者番　遠山民部少
五月廿三日
一五さし　御鷹決拾　針たて静香
一二本　團　龍庵
已上　奏者番　石河主殿頭
五月廿六日
一貳拾斤　人參　土佐羽柴對馬守

一貳拾五端　經紬內りうたう五むりやう　九州柳河豐後守
已上　奏者番　永井右近
五月廿九日
一五束　那須紙　那須權太夫
以上　奏者番　石河主殿頭
六月一日
一五拾端　發絢　深井丹後守
一三拾枚　革　大和衆松倉豐後守
一五つ　燭臺　同人
以上　奏者番　遠山民部少輔
六月五日
一拾枚　御鷹の打板　佐久間久六
一拾筋　御鷹大緒　佐久間左兵衛
一拾　御鷹もとをり但象牙　同人
以上　奏者番　石川主殿頭
六月六日
一壹つ　御ふせこ　權西堂
一壹束　杉原　文殊院弟子宮內卿
六月六日
一壹端　綾　同人
一拾疋　白布　南都五師衆
一拾挺　油煙　南都法輪院　不動院　無量命院
一五挺　油煙　同根提寺

一五つ　御帷子　越中國主お犬舍弟　羽柴肥前守
一貳つ　御帷子　大坂衆　蒔田權助
一三つ　御帷子　越後衆　溝口伯耆守
一三つ　御帷子　大坂衆　石川肥後守
一三つ　御帷子　伊勢衆　分部左京亮
一貳つ　御帷子　三河吉田城主　松平玄蕃頭
五月三日
一貳つ　御帷子　武藏岩つき　高力左近
一貳つ　御帷子　織田民部少輔
一三つ　御帷子　上野前橋　酒井河內守
一貳つ　御帷子　上野たふこ　牧野駿河守
一五つ　御帷子　大坂衆　片桐主膳正
一三つ　御帷子　大和衆　伊東掃部
已上　奏者番　城和泉守
永井右近
西尾丹後守
遠山民部少輔
石川主殿頭
五月六日
一拾枚　紫革　尼ヶ崎　又次郎
一拾斤　丁子　高野　無量光院
已上　奏者番　石川主殿頭

五月七日
一三つ　御帷子　九州衆　松浦法印
已上　奏者番　遠山民部少輔
五月八日
一三つ　御單物　二條殿
同
一貳つ　御袷　三寶院門跡
同
一貳つ　御帷子　興福寺門跡
同
一壹束壹本　杉原　常菩提院
一拾　匂袋　同人
一拾枚　銀子　山中主水
一五疋　羽裏　坂本新五郎
一五端　白布　御藥屋勝七
一貳端　かな金木綿　片山小右衞門
一貳拾　鎮子　美濃衆　中川半左衞門
一貳つ　御同服　大和衆　桑山伊賀守
一壹下　御袴　同人
五月八日
一拾　御帷子　桑山與兵衞
已上　奏者番　城和泉守
五月九日
一五つ　御帷子　大坂尼ヶ崎　建部內匠
已上　奏者番　永井右近

同一貳つ　御帷子　下野衆　那須權大夫
同一貳つ　御帷子　近州衆　朽木河內守
同一拾　御帷子　備後安藝兩國主　羽柴左衛門大夫
已上　奏者　石川主殿頭
永井右近
西尾丹後守
城和泉守
遠山民部少輔
五月三日一拾　御帷子　肥後國主　加藤肥後守
同一五つ　御帷子　阿波國主　蜂須賀阿波守
同一三つ　御帷子　生駒藤太郎
同一三つ　御帷子　當時伊賀國主　藤堂和泉守
一三つ　御帷子　九州衆今在江戸　立花左近
一五つ　御帷子　下野　佐野修理
一貳つ　御帷子　今大和衆　松倉豐後守
一三つ　御帷子　水谷伊勢守
一四つ　單物　伊勢龜山　關長門守
一三つ　御帷子　越後久太弟今江戸　羽柴美作守
一三つ　御帷子　信濃小室　仙石越前守

一三つ　御帷子　豐後國　小川壹岐守
五月三日一拾　御帷子　最上出羽守
一三つ　御帷子　下野國こが城主　松平丹波守
一三つ　御帷子　近州長濱　內藤豐前守
一五つ　御帷子　信濃ふかし今松本とか云　石河玄蕃頭
一拾　御帷子　奧州岩手山伊達政宗事　羽柴越前守
一五つ　御帷子　加賀能登越中三ヶ國主　松平筑前守
一五つ　御帷子　三州苅屋　水野日向守
一五つ　御帷子　遠州懸川今伏見居住　松平隱岐守
五月三日一三つ　御帷子　隱岐守子今懸川の住　松平河內守
一貳つ　御帷子　松平紀伊守
一三つ　御帷子　戸河肥後守
一五つ　御帷子　遠州濱松　松平左馬允
一三つ　御帷子　美濃衆　高橋下總守
一三つ　御帷子　關東關宿　松平甲斐守
一五つ　御帷子　伊勢神戸城主　一柳監物
一五つ　御帷子　筑後國主　田中筑後守
五月三日一五つ　御帷子　同子　田中隼人
一三つ　單物　豐後衆荒木瀨兵衛子　中川修理

一同貳つ　御帷子　河内國来　桑山又四郎
一同五つ　御帷子　秋田の主　佐竹右京大夫
一同貳つ　御帷子　奥州相馬の主　相馬大膳
一同貳つ　御帷子　下野那須来　成田左衛門尉
一同三つ　御帷子　相馬長門守
一同貳つ　單物　伊勢来　古川吉左衛門
一同三つ　單物　上野の沼田の主　眞田伊豆守
一同三つ　御帷子　大坂来　速水甲斐守
一同三つ　御帷子　同大坂来　伊藤丹後守
一同三つ　御帷子　同　堀田圖書頭
一同五つ　御帷子　因幡國来　龜井武藏守
一同三つ　御帷子　大坂来　青木民部少輔
一同五つ　御帷子　出雲隱岐國主　堀尾帶刀
一同五つ　御帷子　此出雲隱岐國の主帶刀孫　堀尾三之助
一同貳つ　御帷子　近江國来　朽木兵部少輔
一同貳つ　御帷子　由良信濃守
一同五つ　御帷子　豐後来　伊東修理大夫

一同三つ　御帷子　美濃國来　津田孫一郎
一同三つ　御帷子　九州来　稻葉彦六
一同貳つ　御帷子　關東来　岡部內膳
一同三つ　御帷子　九州来　宮木右京進
一同貳つ　單物　丹波来　谷出羽守
一同四つ　御帷子　奥州南部の主　南部信濃守
一同三つ　御帷子　奥州住元常陸来　戶津右京進
一同三つ　御帷子　美濃来　遠藤但馬守
一同三つ　御帷子　伊勢来　織田上野介
一同五つ　御帷子　遠州よこすかの　松平國
一同三つ　單物　奥州米澤　景勝
一同貳つ　單物　景勝年寄悉皆人也　直江山城守
一同拾　御帷子　薩摩國主　島津陸奥守
一同五つ　御帷子　同家中　島津右馬頭
一同五つ　單物　安房國主　里見安房守
一同貳つ　御帷子　大和たかとり　本多因幡守
一同貳つ　御帷子　上野國本庄　小笠原右衛門佐

四月廿八日　已上　奏者番　石河主殿頭
一千枚　御馬代銀子　薩摩國主　島津陸奥守
一同　五拾端　段子　奥州父　島津龍白
一同　壹卷　金襴　同所　島津攝津守
一同　五端　板物　京都　知恩院
一同　三拾　錫香箱　知恩院使者　榮傳
一　五包　金屑丸　同人

五月朔日　已上　奏者番　城和泉守
一　五拾　ゑひ鎮子　大坂衆　長谷川式部少輔
一同　拾枚　紫革　同人
一同　壹つ　盃盞きんし　養安院
一同　貳　薫衣香　同人

五月朔日　已上　奏者番　石川主殿頭
一　拾　御帷子　毛利藤七郎
一同　五つ　御帷子　毛利宗瑞
一同　五つ　御帷子　讃岐國主　生駒讃岐守
一同　三つ　御帷子　福原越後守
一同　五つ　御帷子　伯耆國主一角事　中村伯耆守
一同　貳つ　御帷子　三州西丸　本多縫殿佐
一同　三つ　御帷子　九州衆かがに住　寺澤志摩寺
一同　三つ　御帷子　飛驒國主　金森法印
一同　三つ　御帷子　養子　金森出雲守
一同　五つ　御帷子　京極修理亮　丹後侍従
一同　貳つ　御帷子　美濃國主　平岡平左衛門
一同　三つ　御帷子　九州衆　木下右衛門大夫
一同　貳つ　單物　美濃衆　西尾豊後守
一同　三つ　御帷子　上總衆　本多出雲守
一同　五つ　御帷子　此國主　若狭宰相
一同　三つ　單物　美濃衆　德永法印
一同　三つ　御帷子　法印子　德永左馬助
一同　五つ　御帷子　美作國主　羽柴右近
一同　五つ　御帷子　豊前國主　細川內記
一同　三つ　御帷子　伊勢衆　九鬼長門守
一同　貳つ　御帷子　大和國住　桑山伊賀守

一同　壹束　杉原　三州小松原寺
一同　壹本　末廣　同
一同　壹束　杉原　遠州安寧寺
一　壹本　末廣　同
一　壹束　杉原　下妻玉泉院
已上　奏者番　石川主殿頭
四月十日
一　壹下　緞子御袴　大坂衆青木民部少輔
一　拾　御料理鍋　同人
一　拾　錫之剪立　同人
已上　奏者番　永井右近
四月十日
一　百把　綿　淺野彈正少弼
已上　奏者　遠山民部少輔
四月十四日
一　參拾枚　御馬代銀子　淺野彈正
一同　四つ　御小袖　同人
一同　壹腰　御太刀一文字助吉　淺野紀伊守
一同　百枚　御馬代銀子　同人
一同　拾　御羽織　同人
已上　奏者番　永井右近

四月十五日
一　拾さし　御鷹決拾　上方衆千石取多羅尾久八
一同　拾筋　大緒　羽柴三左衛門乾平右衛門
一　拾　御小袖　淺野紀伊守
已上　奏者番　西尾丹後
四月廿二日
一　壹束　杉原　圓光寺
一同　壹端　綾　同人
一同　五袋　秀藥　高野文殊院
一同　五卷　純子　同衆徒中
一同　貳　同　同青正巖寺
一同　壹束　杉原　三州岡崎法花寺
一　五本　扇子　同人
已上　奏者番　遠山民部少輔
四月廿四日
一　壹束　杉原　玄榮
一　壹本　末廣　同人
已上　奏者番　永井右近
四月廿六日
一　五卷　大段子内緋純子あり　かん長老弟子民西堂
一同　五疋　白羽裏　同旭西堂
一　五疋　白羽裏　瑞巌主

如レ此、嫡男は大御所近年小性して近習也、美男殊心撰神妙なりき、上下輩惜レ之、

此冬、江戸永樂錢捨て、薄錢可レ用之由大御所曰、是は近年藏に籠れける永樂損しけるとて如レ此と云々、永樂貯置町人已下迷惑と云々、但又以來は可レ被レ用二薄錢一之由、下﨟謳歌と云々、

去秋松平周防守（于レ時下野國風間城代）丹波國前田主膳（去秋在京）領分令二拜領一相上、此事各匿笑、日來周防氣遣以下如何有けん、上下人如レ此、於二丹波主膳屋敷上山一急被レ爲二普請一けるか、城に成間敷とて、自二十二月比一被レ止けると也、

此寒中雨節々、降雪は兩度降、霧度々降けり、寒中暖氣なり、

尾州清須古下野守自二關東一相從衆外、近年被二相抱一侍、不レ限二大小一悉被レ離二扶持一間、各令二他國一、亦于レ今清須に隱居族も有レ之、

自二關東一相從士に、去秋檢地付、于レ今知行不レ被二相渡一無足と云々、

清須小笠原和泉守、自二去夏一在二江戸一、知行は下總國さくらにて二萬八千石拜領しけるか、下野國風間城主松平周防守去秋丹波に上し後、在城者なかりける間、小笠原和泉守被レ遣、（城領三萬石也、）

於二江戸一土井大炊、安藤對馬、青山圖書浴二新恩一、各本知行一倍也、是何も將軍秀忠公近士也、

舊冬就二火災一、正二月方々音信無二披露一、

三月三日
一貳拾　大燭臺　豐後國伊東修理大夫
同
一拾　中燭臺　同人
一貳拾　手燭　同人
一三拾　眞取　同人
一三つ　眞取金子　同人
三月四日
一拾　燭臺（眞取共）　同九州宮木右京
一三箱（但五貫目入）　蠟　會津飛驒守内町野左近助
一三箱（五貫目入）　蠟　同　岡半兵衞
一貳百挺　蠟燭　吉倉六兵衞
已上　奏者番　永井右近
四月六日
一三卷　緞子　比叡山正學院
同
一壹束　杉原　同
同
一三束　杉原　比叡山横川西塔
同
一壹本　末廣　同

作守信昌建立也、従二美濃國加納一入夫相上令二普請一、
此寺を號二久昌院一、
十一月十五日、去夏より有二沙汰一ける法花宗浄土宗法論之事、今日於二江戸新丸一可レ被レ遂二一決一由也、浄土宗所化衆之中、廓山と云僧を被レ出二相手一、彼廓山問云、五乘齊入之天願は、三佛同證の所說、如何是三經無得道之意趣、法花第一の常樂院屈するか、又存二不相應の相手由一歟、爲二儀兵一由存る歟、稱二發病由一令二平臥一、更に無二返答一、廓山進而曰、前問雖レ未レ及二返答一、重而下二一問一、汝か義門擧て四十餘年未顯眞實之一句に、或執て尋常頤咄宏言家之爲秘、依之令會如來之正法、破私曲之邪義、夫未顯眞實之一文は、法華使有緣機、爲令生信受、若約佛意之邊者、五時半滿所說、聊無嫌隔、故に無量義經に、法譬合說して云、井池江河、溪渠大海、水性無差別と云へり、其上汝依經之譬喩品には、我昔從佛聞如是法、見諸菩薩受記作佛と說、文句には方等敎中聞大乘實惠與令不殊と釋す矣、是法花以前の諸經、眞實得道之明文に非る耶、如何々々、此時も常樂院無二返答一、廓山重而訶曰、常樂院不レ叶二返答一者、法弟五人相寄一句導々と、再三雖レ責、全如二啞人一、敢絶二言語一、故に宗論之任二法義一、常樂院幷法弟五人之法衣請二取之一、明鏡被レ遂二勝利一畢、

于時慶長拾三戊申十一月十五日

判者高野山遍照光院在判

右の法衣請取衆中之事

第一常樂院 弟子衆 第二上總國連◎來カ源判 第三堺衆玄聽判 第四同玉雄判 第五上總國琳碩判 第六同可圓判

巳上師弟六人、法衣請取者也、
土方河内守於二江戸一病死、日來たはこを用ける故、喉破相果と云々、是元來尾州内府信雄信長公二男無雙の臣下也、當時江戸將軍爲二進士一、
十二月、パンチャア國より以二使者一、駿府大御所江令二音信一、大御所しやうぎに腰を掛、彼使者有二對面一、是は船着島商船往來地也、
十二月大、二日寒に入、 二日、大御所江戸御立、同八日駿府江御着、去十月自二下向一於二關東一鷹野し給、白鳥一つ鶴六十取、鴈鳴は不レ知二其數一、
三河國足助山家代官二宅辰介親子三人被二生害一、知行成箇引負依レ有レ之、自二去夏中一被二押籠置一けるか、今

九月十二日、大御所淸須ゟ御成あつて、彼國置目等可二下知給一由、自二去比一度々曰しか、俄今日關東へ御下、江戸ゟは無二御出一、直に方々鷹野し給、將軍自二江戸一武藏の府中へ出合、遂二面上一給、

廿四日、爲二勅使一吉田左兵衞參二詣多武峯一、是去年春より大織冠木像破血出ると云々、昔年如レ此事有レ之時は、以二勅使一被二祈念一けれは平愈ありとて、任二古例一被レ及二此儀一と云々、　廿日、下野カ◎總國古河の城燒亡、城主松平丹波守在二江戸一留守也、

十月三日、鞍馬寺毘沙門開帳也、去六月より至二于今日一百ケ日の間開帳、貴賤參詣不レ可二勝計一、開閉兩時共に令二參詣一靑蓮院介二法之一給、尊體出入之儀、當時衆徒妙壽院介借也、彼堂去年春、從二秀賴公一修理ありけれとも、麁相由曰、又當夏小屋をあけ、堂の柱を以レ漆塗、彌結構也、是依二秀賴公仰に一也、毘沙門御長、縱は人ならは十歲計の童之高さ也、吉祥天女は毘沙門御耳のたけほと高し、禪西童子は毘沙門御乳の通ほと也と、妙壽院被レ語也、

東山大佛、來年可レ被レ立とて、金子を自二秀賴公一被レ出、是を大御所より被二請取一、又大御所より此代に被レ出二兵糧一、其外も秀賴公より金銀材木被レ調、此ために黄金の千枚吹のふんとうを江戸ゟ被レ下、於二江戸一これを板金に吹けれは、右之内卅四五枚不足と云々、

尾張國當夏より被レ當レ竿、此比漸終る、此檢地始より上下の諸給人知行被二押置一、竿終る上、替地を可レ被二宛行一とて、先もとより奉公の衆は、古米を百石の知行に付て貳拾石、近年被二相抱一衆は、百石に付百拾石被二下置一と云々、何と分別しけるやらん、新參之衆退參之者多之、平岩主計頭甲斐國知行、去夏より被二召上一、替地于レ今不レ渡、下々大略逐電すと云々、

此二三ケ年以前より、たはこと云物、南蠻船に來朝して、日本の上下專レ之、諸病爲レ此平愈と云々、然處此比喫レ之者、悶絕して頓死多之、又自二南蠻一醫師來朝して云く、此たはこ吸もの雖レ有二發病一藥を與事如何と云々、たはこの事醫書に依レ無レ之如レ此云、我朝の醫師も同レ之、

十日比、淺野彈正妻子江戸ゟ被二引越一、

江戸の內藤修理霍亂相煩、即十日に滅す、是は將軍家幼少の時奉レ付、此間は將軍の御前方に被レ付レ之けるか、俄如レ此、十一月五日、建仁寺新寺立、是は奥平美

大御所則有二對面一、進物此末に注レ之、廿日午剋、駿府殿守打鎚大工中井大和守給二祿薄一、錢千貫文、銀子袋八つ壹袋に廿枚入太刀等也、其外諸職人之棟梁太刀折紙引出物也、右之大工大和守任二諸大夫一、殿守の棟に五色幣三本、何も薄板染物也、
弓二挺弁矢被レ立、大御所幷將軍坐二彼砌一、

此殿守模樣之事

元段十間　十二間但七尺間　四方落　椽あり　二之段同十間　十二間同間　四方有　欄干　三之段腰屋根瓦　同十間　十二間同間　四之段　八間十間同間　腰屋根鬼板　破風何も白鑞　懸魚銀　ひれ同　さかわ同銀　釘隱同　五之段　六間八間　腰屋根懸魚　鯱　唐破風　鬼板何も白鑞さかわ釘隱何も銀　六之段　五間六間　屋根懸魚　破風ひれ　鬼板白鑞さか輪釘隱銀　物見之段　天井組入　屋根銅を以葺レ之　軒瓦滅金　破風銅

懸魚銀　ひれ銀　筋黄金　破風之さか輪銀　釘隱銀　鵄吻黄金　熨斗板　逆輪同黄金　鬼板拾黄金

廿二日、於二將軍旅宿一駿府二の丸、大御所末子常陸介七歲幼名長福丸能仕給、廿五日朝、於二本丸一有二振舞一、刀行平被レ獻二將軍に、駿府遊女共、去比は是故下々有二喧嘩一間被二相拂一しか、此比は又町を割被レ渡と云々、

此比、西國大名衆、駿河に爲二移徙一祝儀被二相下一、廿七日、於二駿府淺間一有レ能、今春太夫親子觀世寶生金剛行レ之、今春親太夫四番、觀世太夫翁共五番、今春若太夫寶生金剛是三人一番宛也、

九月三日、將軍秀忠公自二駿府一江戸へ御歸、今日淸見か關泊給、十日比より、畿內中國西國四國北國衆、移徙爲二祝儀一被レ下二駿河一、進物之事、始は或は銀百枚、或は銀二百枚に、何そ相添被レ上しか、後參之衆は銀五百枚三百枚に、蒔繪の長持五ゑた十ゑた相添進上也、其上各江戸に相通、將軍に出仕也、

此比駿府にて每夜切レ人事甚也、被レ掛レ金可二申出一旨被二下知一けれとも、于レ今無二其沙汰一、又日々有二喧嘩一、互及二死傷一、

自二江戸増長寺一、淨土宗長老駿府へ來臨、大御所三條血脈、三日精進潔齋し、十五日被レ行レ之、

去比より法花宗與二淨土宗一可レ有二法論一由、自二法花之僧常樂院一頻被レ勸、京都の法花宗內々不レ可レ然由被レ思けれとも、常樂院不レ用レ之と云々、

四國衆伊駒讃岐守妻子江戸に引越、將軍快氣し給、普請役半分可レ被レ除由日と云々、

筒井伊賀守可レ有ニ改易ニ之由大御所依レ命、自ニ江戸ニ以ニ使者ニ、桑名加納佐和山、但家中侍并伊賀守財寶儀、無ニ異儀ニ任ニ其人心ニ、何地へも可レ遣由也、此使七月朔日、桑名本多中務加納松平飛騨守參着、則通ニ佐和山井伊兵部少輔に、

廿四日之晩より、又日々雨、

廿五六七南風烈、　西國は高鹽にて、船多以破損と云云、　廿九日、於ニ洛中寺町ニ、谷出羽守息子と古蜂谷伯耆守孫子と及ニ喧嘩ニ、蜂谷孫子則死、

七月朔日、大雨洪水、同四日より雨不レ降、其後きつく炎天也、

五日、伊勢桑名 美濃 加納近江佐和山主出軍、　同八日、伊賀國上野城に、右三人被レ移ニ人數ニ、十日に各入レ城、本丸松平飛騨守令レ居、二三丸鬮取にて右両所被レ令レ居、

於ニ駿府淺間ニ、大御所末子長福主被レ行レ能、

廿日、此比より尾張國爲ニ検地ニ、伊奈備前守參着、則村里被レ當レ竿、

伊賀國上野城に伊兵部相殘、飛騨守中務は可レ令ニ歸國ニ由、從ニ江戸ニ飛脚、廿六日に參着間、則両人は歸國也、

廿八日大雨、　去三日雨後是初也、　廿九日、大雨夥降、

此夏、關東の者とて、京都に來るは、腕は次第に末程ほそく、こふしの體は猶以ほそし、其先に指た丶一つ有、酒など飲時は、臂をあけ盃を臂にてはさみ飲、繩を能ないける、縱は手のある者よりも繩を速ないける、

七月、飛鳥井與ニ松下ニ云事有、頃年松下鞠のゆるしを出しける事不レ謂由、飛鳥井存分也、殊飛鳥井家の外、鞠のゆるし不レ可レ出由、信長秀吉御書付有、依レ之駿府に被ニ言上ニ間、飛鳥井理運勿論也、

八月朔日、大水、七十年已來無ニ比類ニ由、古老申レ之、諸國堤切、村里如レ海、洛中に水入、人餘多流死、諸國損亡不レ可ニ勝計ニ、

此水東三川より東國にはさせる儀なし、　播磨より西國は尙以水不レ出、

二日より快晴、　九日より雨降、中にも十三日大雨、丑刻より大風洪水、　十二日、金森法印若名五郎八死去、

江戸將軍去十日に進發、十八日戌刻至ニ駿府ニ着御、

甚ニ又聟ハ伊賀守令ニ奉公一、兎角此比令レ須聞、息子下ニ
暇處ハ右可レ致ニ作事一由兎角令ニ下知一、息子則可ニ相下一
由令ニ支宅一ㇳ(◎宜)處、伊賀守爲ニ我家中者一聞、下儀無用
由令ニ下知一押留之事、旁是少事令ニ讒言一と云々、彼伊
賀守行跡、宮に被官已下にも不ニ對面一、隱ニ居山中一打ニ
籠計ハ依レ之往々不レ可レ持レ家由臣下衆思儲と云々、去
正月、彼伊賀守家屋に種々有ニ怪異ハ正月二日に鹿入ニ
臺所ニ客ㇳ(◎書)之、又金銀蠹并數寄屋圍爐裡門外門中有
レ之、同時喜と云々
三州國苅屋城主水野日向守、去年十月、かふき女名字
蔵ニ出來島ハ隼人召連被レ下けるか、去月比引連令ニ上
洛ハ衣裝已下きらびやかにしてかふきける、内々於ニ
聚樂勸進にかふかせらるへきよし被ニ思立一けるか、
不レ可レ然由知音者頻令ニ諫言一間被ニ相止ハ勸進法樂に
かふきける、見物貴賤成レ市、去年十月被ニ逢下一時、孝
主に銀子參拾貫目被レ出、此度衣裝其外造作銀子七拾
貫目入用由、京町人有ニ無賦銀一條、若輩者其見物せぬ
はなかりけり、
昔日ハ大水、
此所中かふき女并傾城共多して、動は打ニ喧嘩ハ依レ之

可レ拂之由大御所曰、
廿四日、　伊勢大神宮有ニ大神樂ハ是は大坂秀頼公乳
母局有ニ參詣ハ秀頼公并御袋爲ニ祈禱ハ二前被レ行ニ大神
樂一、
廿六日、六月節也、
六月三日、鞍馬開張、多聞天の尊體、縦は十歳計の童
兒の長也、吉祥天母カ(◎女)の御長、毘沙門の尊體よりも
耳の上ほと高し、禪西童兒之御長、毘沙門の乳のとう
り也、
六月八日大水、洛中室町水押入家財役、河内國攝津國
堤上水越、美濃國より東はさして水不レ出と云々、十
一日、又洪水也、去四月より令長雨、關東上方も此分
也、　十五日、尾州津島祭也、雖早引故、山二つ不レ渡、
十六日、今朝より快晴、
越前國古中納言秀康息女被レ下ニ江戸ハ今日出レ國、是
は毛利輝元(元安藝國ヲ始、中國十ヶ國國主、今は周防長門兩國主也、)息男近衛被レ在ニ江
戸ハ爲レ被レ嫁ニ彼方一也、此比、丹波國前田主膳令ニ狂
氣ハ家老者共令ニ殺害ハ則物狂、京近江步行し、於ニ水
口一被ニ打擲ハ無ニ正體一有様也、伏見に有逃令ニ籠舎一、
彼領分并家內目ニ駿河一依レ仰令ニ改易ハ

去正月、伏見傾城名字號小銀、紛失、亭主又一相尋之、此比於二肥後國一露顯、近江國大御所藏入代官下代芹澤新平と云者彼女を盗出、肥後國は小銀爲二生國一間相下、遠境山里に隱居しけれとも、尋常非二住居一とて人皆不レ審之一、終以令二露顯一、彼新平をは則搦取、女をも押置、男女倡下二駿河國一、於二府中一令二籠者一、此小銀形不レ可レ耻二陵薗妾一、

圍碁上手本因坊、自二去正月一在二江戸一、將軍可下見二象碁一給上とて、自二京都一宗桂被二召下一、十日に十番さしける、一日に一番宛、勝負相交成レ持、象碁は本因坊宗桂對揚也、

此比從二江戸一上二駿府一令二逗留一、

卯月、關東は自二年內一此比迄雨さして不レ降、當月中旬より雨頻降、

建仁寺名物之藤花、今年不レ咲、人不二審之一、

十日、碁打利玄下二着駿府一、道石と毎日碁有レ之、三十番內七番道石勝越けると云々、

道石は本因坊令二同道一、六月下旬令二歸洛一、此比は女性に碁有二存知人一、夜は大御所見二給之一と云々、

大久保石見守去月佐渡國ゟ下、銀子當年は曾不レ出、依レ之爲二水流し一溝を深堀、色々被二了簡一ける、まぶのあな海の地形と對揚歟、水まぶに多して難レ堀と云云、諸商人欲レ及二餓死一、如レ此條、盗人狼藉無二止時一と云々、

廿一日、駿河府中風烈して、庶民家屋少々倒る、

此日、美濃尾張大水、

此夏麥豐年也、但關東は麥凶年、

奥州南部に有レ金とて、金鑿共彼山ゟ自二佐渡國一相下、始は無二際限一出けるか、軈而出止、又金鑿共松前ゟ下、松前之主彼地兵粮乏間、已來飢饉兆なりとて不レ能二許容一と云々、

廿三日己卯日輪入誰かれ時より以前、光物有レ之、自レ北通レ南、去月廿九日夜子刻にも光物有レ之、

福島左衞門大夫息被二相果一間、先年被レ遣し大御所めい、此比武州關宿ゟ自二藝州一被レ下、

五月、伊賀國主筒井伊賀守被レ召二下駿府一、是彼臣下中坊飛驒守と有二云者一、彼か依二讒言一、大御所甚不快、則伊賀守を被レ下二江戸一、其子細は、自二去子年一、彼飛驒守掛二心南部一、中坊奉公かましき事を言上しける、彼取次大久保石見守依レ取二申知行一、少々代官を仕條、駿府屋作爲二代官役一、組人々作事しける、彼飛驒息子元來

北野社出來間有二遷宮一、御輿を松梅院遷さんとせられけれとも、曾て不レ動、然而古例を改引付を被レ見けるに、西の岡の者、昔年御輿を負けるとて、彼郷江被レ尋に、ゆかりの者無レ之と云々、色々相尋けれは、京に一錢剃刀して渡世の者有レ之、彼者の先祖、昔も天神の御輿を負けるとて召出す、さて彼者來て御輿を持けれは、安々とあかりけり、上下成二奇特思一、近年北野に舞殿なかりしか、此度悉造營、次に新舞殿被レ建、則右御輿持たりし者、爲二禰宜一彼舞殿令二在社一、參詣貴賤最花錢を與レ之、

此春、秀頼公疱瘡令レ煩給時、天神御使とて色々有二吉瑞一と云々、

四日、伊勢國桑名本町家屋卅餘燒亡、去々年午十一月、遁二火難一町也、六日、夜前より終日雪降、

此比、大坂秀頼公疱瘡令レ煩給事甚危急也、西國中國衆密々有二見廻一、是被レ憚二家康公前一歟、中にも福島左衞門太夫急大坂江參上と云々、

十日彼岸に入、此中日酉刻、入日殊緋して、日のまはりうきあかる様に見たり、日まいけるとて、男女拜レ之、

廿七日夜より廿八日終日大雨、下民悅レ之、此已前雪雨雖レ降、徒土地しめる許也、

此比迄餘寒如レ冬、草木一圓不レ茂、花較遲、當秋も可レ爲二凶年兆一歟と云々、

秀頼公煩漸本復、北野天神影向有二奇特一と云々、

十四日、駿府城屋形悉立、

水野對馬守於二常陸國一壹萬石拜領、さて長福主江被レ付、此仁實人之由云々、舊冬より此儀仰なりけれとも被二固辭一、雖レ然依レ仰終に以及二此儀一、

中山左助同五千石、同常州にて拜領し、是も鶴丸へ仰付、

此春小人島の者也とて、於二京都一鼠戸を結、代を取人に見せける、縱は日本人ならは、五六歲の童部の長也、

廿九日丁亥 申終酉頭、日輪二在と云々、但日影雲間へ移歟、雲殊緋、

三月三日庚寅 夜前より雨降、及二亥刻一休止、

駿府城內屋形何も瓦葺、但御座所は白鑞を以葺レ之、

十一日戊戌 未刻大御所駿府城江移徙、亥刻、俄雷動搖、風雨烈、但驟而休止、

慶長十三戊申年
四月朔日己丑朔少曇、　未申刻日蝕也、　暦には辰巳刻と出しけるか、時は違也、昔年建久九年戊午正月朔日、日蝕、是凶兆と云々、其年頼朝姉聟二品能保父子、暫時薨と吾妻鏡に有、
駿府へ材木爲二運送一、諸國浦々舟船相改、日記に被レ載、兵粮賣買之不レ可レ致二渡海一之由、堅被二相觸一、
舊冬駿府火事に付、女房衆五人へ、諸國大名小名不レ殘令二音信一、皆金銀小袖等也、
江戸將軍へ各出仕、元日也、
自二江戸一爲二使者一安藤對馬守駿府へ來る、江戸材木所々有レ之、駿府造作可レ被レ用レ之と云々、
於二駿府一大御所へ出仕、二日也、大坂秀頼公より使者、幷自二江戸一使者酒井左衞門尉を以、被レ遂二年頭之禮を一、此日江戸謠初、
正月四日、伊勢國朝熊坊中燒亡、たゝ一坊殘と云々、
八日、於二駿府一淺間へ、城女房衆より湯を被二參せ一けるに、詫宣に云、火を惡しくしけかすの間、十日丑刻に、又火事有へき由被レ示、依レ之下々女房衆周章して、荷物を門外へ出し、驚入計也、神子うつけたる事を申之由、區々に歌レ之、
駿府本丸屋形造作被レ急に付、諸國山々木取也、中にも信濃國木曾山、紀伊國熊野山、伊豆國山也、豆州へは關東衆被二指越一、去年江戸普請有し衆は、今年は可レ致二休息一之由相定處、不慮之火事に付如レ此、
十三日、晩より終夜雨、舊冬雪は切々降けれ共、雨は及二七八十日一是始、駿河は冬中雪も不レ降、雨は猶以不レ降、及二百ヶ日一旱魃と云々、
去年春、駿府普請之時、高麗人爲二馳走一、閏四月被二歸城一し遠江三川兩國路次筋、懸川濱松吉田岡崎之衆、爲二普請一今駿河へ被レ下、兩國にて遠所之衆は、去年八月迄普請被二相務一之間、當年は于レ今無二其沙汰一、
十六日、夜半より十七日朝迄雨、　廿三日、午刻より終夜雨、　廿四日、極晩より翌朝迄大雨、　此日より、天王寺龜井水留て不レ出、前代よりかゝる儀無レ之とて、衆徒祈念しけれ共不レ出、
大御所爲二鷹野一、自二駿府一田中へ御出、聽而駿府へ令二歸城一給、二月從二江戸一爲二使者一青山圖書駿府へ來る、爲二普請見廻一歟、大御所仰云、五月之比將軍駿府へ可レ有二光臨一と也、

男、今又是を彦兵衛と云しなり、大黑獅子とて、二の笛、今の世の名物也、大黑獅子を金にて鑿、笛の頭ゟ入けるにより如ㇾ此號、

廿三日、大御所小傳次と云小性の屋敷ゟ令ㇾ移給、是は先年家康公駿府に在城の時、伊井兵部少輔屋敷也、其時は二の丸の外たりしか、今年之普請に被㆓取出㆒ける間、今二の丸內なり、此小傳次は年廿計、右兵衛主の母臺、未大御所ゟ奉公以前の子也、廿四日、大御所本多上野守屋敷ゟ御移、是も二の丸之內也、日々本丸ゟ御出、燒跡廻見也、

女房衆私之金銀燒る事、金卅枚あちやの局、金千五百枚龜の局、是は右兵衛主の母、其外ちやあの局、是上總主の母、まんの局、是は長福主の母、或は五百枚或は三百枚也、まんの局の金六十枚、火事之砌人奪取、何も銀子は此外也、

駿府城火事付、諸國大名小名參上之事、無用之由被㆓相觸㆒、

圍碁之上手本因坊、法花宗淸僧也、自㆓京都㆒駿河ゟ下、去廿日に府中に着、廿二日碁一番大御所見物之處、右之火事に付則江戸へ下、同碁打道石を始隨ㇾ之、此度は利玄は不ㇾ下有ㇾ堺、此比圍碁手相之事、本因坊是は利玄に半石强し、年四十九、利玄年四十三、道石年廿七八、五三箇年以前より、利玄と手相同事也、

十三の上手事、仙也老人鹿鹽仙甬是仙也子、當春於筑紫喧嘩して死す、壽齋年五十餘、是算年廿二、是も當夏病死、門入六藏等也、並の上手と云は、本因坊に先の碁也、

松平隱岐守伏見西の丸に、去夏より在城有けれ共、知行于ㇾ今相渡るへき沙汰なければ、彼家中の上下疲勞不ㇾ斜、本丸は此以前よりの留守居衆定番也、其外松丸を始、丸々番衆關東衆有ㇾ之、

此冬寒する事、廿箇年不ㇾ覺之由皆誦ㇾ之、

未年は凶年歟、卅七年以前之辛未には、叡山滅亡、廿五年以前の癸未には、織田三七信長次男、幷柴田修理于ㇾ時越前國主滅亡、十三年以前の乙未には、關白秀次太閤秀吉公甥滅亡、今年丁未には、越前中納言秀康公二男淸須侍從、薩摩守忠吉逝去、今又駿府城火災、何も爲㆓大凶㆒歟、

當年京田舍に人多病死す、播磨國池田三左衛門家中、此三箇年中に知行取輩大略相果、今は若輩之者迄之由云々、

此比、大御所近習の衆、萬事今日今日と云事を專云被ㇾ戲、依ㇾ之江戸將軍近習の衆も如ㇾ此と云々、

廿日より同卅日迄、寒きこと甚、近年に無ㇾ類雪、日々夜々に降、地氷る事不ㇾ斜、

於二大坂本丸一本因坊利玄有二圍碁一、秀頼公見物し給、利玄先にて貳番、始利玄勝、後同、利玄先に將碁、三番目本因坊先にて本因勝、

十二月小　朔日、洛中大雪也、　五日甲子　雪降、

壽命院（古道三弟子、醫者上手也、當時文宗達者也、出家落也、）十一日相煩、十四日死去、是犬枕双紙作者也、

相國寺兌長老（當時大御所無類氣相也、洛中洛外寺方公事專被二取行一、其上金閣已下數箇寺押領、）去秋始より發病、此比死去、惣別僧方無形儀にして、成人の息有なんと於二京中一嘲哢す、金銀貯甚多と云々、

遠江國原川町悉燒る、

十二日辛未　大御所家康公、從二關東一至二駿河に一着給、

廿一日、立春、

廿二日辛巳　丑刻駿府城中失火、女房衆夜の物置所之局に手燭臺を置、其火張付に移、家屋不ㇾ殘燒亡、大御所并若君姫君、何も女房衆無ㇾ恙、こちやと云御末之女房、當時爲二出頭一しか、門之所にて人に踏害さる、其外男女少々死す、

一の刀箱に三十四五在ㇾ之間、是は取出す、二の箱に七十貳在ㇾ之間、をもくして取出事不ㇾ叶、箱を打わり刀を取出し、泉水に投入る、後是を取上、京都本阿彌召下、さひたるをは或はとき、或はぬくいける、其中に一圓さびたる多分在ㇾ之、

此度火事に燒る物之事　白雲の壺（是は先年自二太閤秀吉公一拜領し給つる名譽の壺也、腰に白き藥廻けれは、白雲と號す、白雲は似ㇾ帶廻二山腰一之心也）其外眞壺七つ八つ、正宗の脇指、三原の脇指等也、其外常の居所に有ける物は、不ㇾ殘燒畢、不ㇾ遑二枚擧一、されとも數奇の道具、各名物有二文庫に一、遁二火難を一、城中金銀以二奉行を一燒跡を改被二取置一、其數を不ㇾ知、又駿府南海邊に久能と云有ㇾ山、彼地四方岩にて、如ㇾ立二屛風一、金銀專取置、是彼番衆は榊原七郎右衛門息子也、去年父相果し後在城し有ㇾ之、然共未知行不二拜領一、

右之外獅子笛燒失、三十年以前より、春日市右衛門と云觀世座笛吹に預けられ吹けるか、去々年相果し後、男も笛達者に吹けれは、如ㇾ親被ㇾ預、毎年親時より冬は返上ける間、此度も如ㇾ此、大黑の笛は、十八年以前庚寅三月、太閤關東御動座之砌、武州瀧山城落居時、笛主押折討死しけると也、此笛主は古彥兵衛笛上手の

て見レ之は、京中繼松夥有と見たり、此比より北野社社、從二大坂秀賴公一被二造改一、不レ限二北野一惣而寺社佛閣、此近年造營也、秀賴公幼稚にまします、御袋の發願歟奇特と云々、故吉兆靈夢度々ありと、京中に風聞、此夜遠江國新坂町悉失火、

十一日、遠江國橫須加の城主大須加出羽守長々煩に付、爲二養生一春中より在京、於二三條一夜半に死去、年廿五、幼息五歲、不二相替一橫須加の主也、

十月四日甲子大御所家康公駿府より江戸ゟ下給、伏見居住の近習の輩、何も暇給て伏見へ上る、自二關東一駿府ゟ令二歸城一給はん比可レ致二參上一由也、

同四日卯剋、江戸將軍姬君誕生、十四日甲戌、大御所江戸に御着、江戸將軍ゟ從二御所一金子三萬枚、銀壹萬三千貫目御渡、西の丸より本丸へ運レ之、

十八日、信濃國飯田の城主小笠原兵部大輔もと信濃守、去年改名、妻室疱瘡煩被二相果一、年三十一、是は大御所孫女、古三郎信康公之息女也、是は信長にも孫也、

去比隱岐守伏見ゟ被二相上一、其跡に小笠原左衛門佐岡部內膳、其外自二將軍一番手の衆相上る、彼衆伏見城中に有レ之道具を相改む、是大御所依二仰に一也、

於二江戸一大御所ゟ數寄に將軍御出、茶の會有、相伴の衆長尾景勝、元越後佐渡主、今奥州米澤の主也伊達正宗、元會津二本松信夫の主、今大崎岩手山の主也、但在二江戸一、佐竹元常陸國の主、今愛田の主也、是三人と云々、

五百石夫、十月切に普請相務、駿河より上る、

同廿八日、大御所將軍ゟ茶之會にて御成、

十一月朔日、大御所爲二鷹野一武藏國浦半川越忍所々ゟ御出、

此五三年中、蒙二勘氣一衆七八人有レ之、依二小過に一知行改易之沙汰なかりしに、此比如何有けん知行を被レ改、近年の所務可レ被二召上一由代官中ゟ仰也、彼知行者、於二關東一大方五百石千石宛也、

在江戸丹波五郎左衛門先太閤之御時、加賀國松任主、今牢籠在江戸也、家失火、類火一間、此火飛てたやす口の門燒畢、

十一月十九日、申刻より終夜大雪、廿一日寒に入、

今年は五百石夫、駿河爲二普請一相下付、右之十箇國之百姓相詰り、年貢辨濟不レ成、此冬福島左衛門太夫藝州備後兩國主息男亂行之間被二押籠一、日來道行人鐵炮にて放懸、人屋ゟ同放入、狼藉不レ可二勝計一、其上父死たるとて、葬禮のまねをし、種々樣々不思議共多之間、父駿府ゟ以二使者一此旨言上し被二殺害一、

古き剃刀なとのことくなるか三つあり、此以前凶事之様と云々、

廿七日、西美濃大垣城主石川長門守死去、(年五十四)去月廿六日大方死去に相定しか、夜半より不慮得レ減、此間は殿守可レ有二普請一とて、材木等被二用意一けるか、終に保死也、幼息(九歳)不二相替一大垣に令二居城一、

八月四日(甲子)少雨、六日大雨、 七日朝大水、

十一日、大垣長門守葬禮也、知恩院長老爲二導師一、(是は大御所家康公淨土宗にて被二引立一ける間構レ之) 布施物導師 長老銀五十枚、わき長老に五枚宛、平僧之役者二枚宛也、此時も知恩院長老何角施物に構、萬端付比興心中迄の由、京中に風聞」、惣而此近年、當家臣下之損死其數多し、去(壬寅)の春佐和山井兵部少、翌(癸卯)之年前々か崎之戸田左門、去年(丙午)榊原式部兄弟幷息男、今年越前主清須主、又横須加出羽守已下、其外少身之輩不レ可二勝計一、

十二日清須古薩摩守女中、上野國安中ね被レ下、母儀と一所に可レ有二在住一由、大御所依二下知に一也、

十四日の夜風雨、 十五日朝大水、美濃國米野と云所、去夏旱魃之比、爲レ可レ取二用水を一入戸をして木曾川を懸入たり、此度の大水に、 入口四百間程切れ水押入、加納城堀の水と入相兼て、水入之所は不レ及レ申、其外何も如レ海、又川戸河無二際限一出、川上より家流堤切たり、尾州三河も同前、矢作川橋落、所々堤切る、中にも米津水押入、暫不レ引、

西美濃より近江畿内は、さして此水不レ出と云々、關東も此水不レ出、

去十日比より、主上御惱、但聽而御本復、

十五日、駿府普請衆、太刀請取の町場出來して被レ上、但二の丸は半分此時出來、半分は西國衆の 人數築レ之、九月中に可レ爲二出來一歟と云々、

石垣之事、駿府本丸百二十間四方、高さ九間、殿守の臺十三間也、二の丸八百五十間程也、其外內外之入廉合て千間程也と云々、 二の丸高さ七間、間中本丸の內石垣高さ或は七間、或は五間之所もあり、

此二三箇年中、九州中國四國衆、何も城普請專也、亂世不レ遠との分別歟と云々、

京都町人已下、種々恠異に付如レ此歟、 閭巷說と云云、

九月五日(乙未)亥刻終、洛中光物あり、叡山の方より南ね飛、駿河も同前、大方諸國如レ此、 十日比、愛宕山に

十四日、尾張國津島の祭、宵のしかくの時夕立來て挑灯雨にきゆる、翌朝の拍子物の時も雨也、此近年の祭は天氣よし、

此春、伏見の城中に有ける金銀段子金襴以下諸財寶共、速駿州ゟ被レ下、依レ之近習之侍、內々家疊以下迄駿府ゟ運送之間、京童嘲哢不レ斜、京童に不レ限、心有人不思議の仕置の由風聞也と云々、

駿府江戸普請于レ今緊き事不レ斜、下々の者共、及二晩一には一圓眼不レ見と云々、

此比九州島津使者駿河へ下、彼在府中に、船に乘遊君を召連遊ける、酒興の餘見苦敷事も有けるか、普請衆見て人嘲哢、薩摩國之習かたくちにして戯事を不レ知、被レ咲けるを耻辱と思、令二喧嘩一及二闘諍一、方々の小者共退去、池田三左衛門家中者殘留て相戰、島津使者搦置けるか、爲二後日一存追放、彼者及二耻辱一間、腹を切可レ申條、相手を御成敗可レ有之由奉行衆へ相屆、此儀爲レ私難レ治間被二言上一、さて池田三左衛門家中、于レ時普請物主と、島津使兩人成敗畢、

去六月十三日の雨以後、又旱魃、

此比於二京都一に大御所朱印をまね、板倉伊賀守所ゟ持來、傳馬をあつる、伊賀守は不レ寄レ思、され共彼官の者見改ては盜人也、印判をほりたる者は洛中の者也、朱印持來者は非二京都の者に一、兩人なから則令二成敗一、

七月三日甲午 駿府城家屋漸出來の間、今日大御所移徙也、多武峯大織冠の木像身體腫けるか、うみて血くさし、七十年以前も如レ此の事有ける、是天下凶事と也、何時も如レ此之事は、大和國丹波市と云所より靑蓮院ゟ注進し、さて奏聞有ける作法也と云々、此度も勅使を可レ被レ立と也、然共勅使立て無二相驗一れは、二度無二歸京一作法とて、各辭退有ける、

又奥山にて、夜々に城を攻る粧あり、是天狗の所爲と云々、

十三日、駿河淸水の津ゟ、賣買の米船一統四百艘着す、駿河沓谷筋船入を、五百石夫に被レ爲レ堀處、水多して被レ堀間敷とて、只一日堀レ之、其後被レ止、

七月廿五日、掃星戌刻西方に出現、光五尺計、但薄し、曉方又掃星北方に出現、是は宵の星の光に增たり、掃二間計、掃星二つ出現珍事と云々、

又邊土西の岡靑塚に矢根生出たりとて見物す、縦は

城、本城には古薩摩守主の御前方、煩付て今在城故也、

五月廿八日、土用に入、

去月廿八日より六月三日迄、取分稠旱、あつき事不レ斜、人民皆霍亂を煩、

六月四日丑日、此日より涼氣也、土用の丑の日より秋風吹と申事封◎符カ合之、誠奇特也、

六月始之比、越中の外山に恠異有、縦は頭長く頸は鶴頸の様也、腹如何にも大きに、足の指も三つ宛有ける、細々出ける間、鐵炮を以打けれは、玉を手に取て捨けると也、弓にて射けれは、則矢を取てをりけると也、其繪圖從二北國一京都へ持來、此はけもの岩田傳左衞門屋敷より出、傳左衞門他所へ行は、自然付て行事も有とかや、

京都將棊さし共、此比駿府江戸ゟ下、此時の上手名は宗桂と云者也、是京都町人也、是に角行弱さし手春知、觀乘坊、宗古是は宗桂子等也、此宗桂は、信長代よりのさして也、今年五十三歳なり、

遠江國懸川の城主松平隱岐守伏見ゟ被レ上、西之丸可レ被二在城一となり、

六月十三日、未刻より大雨也、此以前夕立雨折々なれ共催計にて、惟のぬるゝかぬれぬ程の體也、惣而當年春夏程の旱魃、近年無レ之、庶民迷惑此事也、今此雨上下の人民喜悅不レ斜、此雨より三川東國はさしての事なし、少之雨也、旱魃損亡不レ可二勝計一、

此日、駿府は地震、

此度奈良猿澤の池水干たり、少殘水に魚共いきつき居たる間、水常に濁ける、此池の水濁けれは凶事となり、

宇都宮の主從二奥平大膳大夫家綱一、善知鳥と云鳥を、父美濃國加納奥平美作守信昌ゟ進獻、此鳥諸に在レ之間、日來有二一見一度との依二存分一如レ此、松前より鹽に付來、彼鳥の體、箸は鳥のはしのちいさき者也、頭は猪のしかりけのことし、とさか在レ之、足は水鳥のことし、水かきあり、但かけつめなし、鳥の大さはあぢと云水鳥のちと長き者也、生きたる時鳴聲、千鳥の聲の高きもの也と云々、子を平砂に生捨けるか、我とそたちけると也、生立けれは親餌を養けると也、此うとう四月五月六月七月在レ之而、八月より三月迄はなし、

十四日、尾張國津島の祭、宵のしかくの時夕立來て挑灯雨にきゆる、翌朝の拍子物の時も雨也、此近年の祭は天氣よし、

此春、伏見の城中に有ける金銀段子金襴以下諸財寶共、速駿州え被ㇾ下、依ㇾ之近習之侍、內々家盛以下迄駿府え運送之間、京童嘲哢不ㇾ斜、京童に不ㇾ限、心有人不思議の仕置の由風聞也と云々、

駿府江戶普請于ㇾ今緊き事不ㇾ斜、下々の者共、及ニ晩ニ一は一圓眼不ㇾ見と云々、

此比九州島津使者駿河へ下、彼在府中に、船に乘遊君を召連遊ける、酒興の餘見苦敷事も有けるか、普請衆見て人嘲哢、薩摩國之習かたくちにして戯事を不ㇾ知、被ㇾ咲けるを恥辱と思、令ニ喧嘩一及ニ鬪諍一、方々の小者共退去、池田三左衞門家中者殘留て相戰、島津使者搦置けるか、爲ニ後日一存追放、彼者及ニ恥辱一間、腹を切可ㇾ申條、相手を御成敗可ㇾ有之由奉行衆へ相屆、此儀爲ㇾ私難ㇾ治間被ニ言上一、さて池田三左衞門家中、于ㇾ時普請物主と、島津使兩人成敗畢、

去六月十三日の雨以後、又旱魃、

此比於ニ京都に一大御所朱印をまね、板倉伊賀守所え持來、傳馬をあつる、伊賀守は不ㇾ寄ㇾ思、され共彼官の者見改ては盜人也、印判をほりたる者は洛中の者也、朱印持來者は非ニ京都の者に一、兩人なから則令ニ成敗一、

七月三日甲午 駿府城家屋漸出來の間、今日大御所移徙也、多武峯大織冠の木像身體腫けるか、うみて血くさし、七十年以前も如ㇾ此の事有ける、是天下凶事と也、何時も如ㇾ此之事は、大和國丹波市と云所より青蓮院え注進し、さて奏聞有ける作法也と云々、此度も勅使を可ㇾ被ㇾ立と也、然共勅使立て無ニ相驗一れは、二度無ニ歸京一作法とて、各辭退有ける、

又奥山にて、夜々に城を攻る粧あり、是天狗の所爲と云々、

十三日、駿河清水の津え、賣買の米船一統四百艘着す、駿河沓谷筋船入を、五百石夫に被ㇾ爲ㇾ堀處、水多して被ㇾ堀間敷とて、只一日堀ㇾ之、其後被ㇾ止、

七月廿五日、掃星戌刻西方に出現、光五尺計、但薄し、曉方又掃星北方に出現、是は宵の星の光に增たり、掃二間計、掃星二つ出現珍事と云々、

又邊土西の岡青塚に矢根生出たりとて見物す、縱は

城、本城には古薩摩守主の御前方、煩付て今在城故也、

五月廿八日、土用に入、

去月廿八日より六月三日迄、取分稠旱、あつき事不レ斜、人民皆霍亂を煩、

六月四日丑日、此日より涼氣也、土用の丑の日より秋風吹と申事封カ◎符合之、誠奇特也、

六月始之比、越中の外山に恠異有、縱は頭長く頸は鶴頸の様也、腹如何にも大きに、足の指も三つ宛有ける、細々出ける間、鐵炮を以打けれは、玉を手に取て捨けると也、弓にて射けれは、則矢を取てをりけると也、其繪圖從二北國一京都へ持來、此はけもの岩田傳左衛門屋敷より出、傳左衛門他所へ行は、自然付て行事も有とかや、

京都將棊さし共、此比駿府江戸ゟ下、此時の上手名は宗桂と云者也、是京都町人也、是に角行弱さし手春知、觀乘坊、宗古（是は宗桂子）等也、此宗桂は、信長代よりのさして也、今年五十三歳なり、

遠江國懸川の城主松平隱岐守伏見ゟ被レ上、西之丸可レ被二在城一となり、

六月十三日、未刻より大雨也、此以前夕立雨折々なれ共催計にて、惟のぬるゝかぬれぬ程の體也、惣而當年春夏程の旱魃、近年無レ之、庶民迷惑此事也、今此雨上下の人民喜悅不レ斜、此雨より三川東國はさしての事なし、少之雨也、旱魃損亡不レ可二勝計一、

此日、駿府は地震、

此度奈良猿澤の池水干たり、少殘水に魚共いきつき居たる間、水常に濁ける、此池の水濁けれは凶事となり、

宇都宮の主從二奥平大膳大夫家綱一、善知鳥と云鳥を、父美濃國加納奥平美作守信昌ゟ進獻、此鳥諸に在レ之間、日來有二一見一度との依二存分一如レ此、松前より鹽に付來、彼鳥の體、箸は鳥のはしのちいさき者也、頭は猪のしかりけのことし、とさか在レ之、足は水鳥のことし、水かきあり、但かけつめなし、鳥の大さはあぢと云水鳥のちと長き者也、生きたる時鳴聲、千鳥の聲の高きもの也と云々、子を平砂に生捨けるか、我とそたちけると也、生立けれは親餌を養けると也、此うとう四月五月六月七月在レ之而、八月より三月迄はなし、

十羽、此鷹過半失す、此以前に注之也、青皮廿枚也、又對馬守進物、段子五十卷、油布五十端也、

越前古秀康息男三川守十三年、此近年在江戸也、去月秀康死去付、去廿二日江戸を立、五月十日に越前に被レ着、翌日則秀康葬禮被二執行一、其體夥體也、大方三月於二江戸一被二執行一、清須薩摩守葬禮に相同、是も土屋左馬介、長見右衛門、其かいしやく〳〵の者兩人、合て龜五墓も五也、去三月薩摩守葬禮の時も五人、是凶兆歟の由下民歌レ之と云々、

導師知恩院長老也、布施物長老に銀五百枚、此外わき長老十人計有、是に銀廿枚宛、平僧の役者に五枚つゝ也、此五枚之内を、導師長老より或は廿目或は卅目へきとられける、

又萬事付入間、敷物をも是を爲レ可レ取、何角好み、短き物をも長く被レ好、京中の上下惡口、其比無二止時一、惣別此長老は氣遣爲二比興人一とて、町人檀那皆引切、他坊之僧を歸依しける間、其後は知恩院婞して、人跡絕たる體也、

同五月十日比、相國寺の兌長老從二關東一被レ上けるに、被レ持金子を於二箱根一取闕落す、是は於二江戸一從二將軍一相國寺造作に令二合力一給金也、

五月十四日乙巳高麗人江戸を立、從二將軍一引出物被レ出、勅使三人に銀子三百枚宛、上之しや官貳人百枚宛、惣人貳十六人中上官、其下八十四人にをし入五百枚被レ出なり、

同日駿府宮か崎町火事出來、四五町失火、夜るの四時なれは、無二蒴次一入亂財寶を奪取、惣て此比人を猥伐取、依レ之金を札に被レ掛けれ共、誰か仕宅共未二申出一、

廿日、高麗人自二江戸一歸上、今日於二駿府一大御所有二對面一、進物不二覺悟一間、當座卷物なとの體也、城中未家屋不二出來一之間、座中不レ久則退出、本多上野所にて振舞有レ之て、其日に藤枝迄相通、先年太閤秀吉彼國へ人數を被レ遣し時取來男女、此度召連上る、彼者共高麗に歸朝を悅事無レ限、高麗人路次中行時、常に馬を急に責ける間、馬病事無二際限一、

廿三日、駿府殿守の根石置始也、

伊豆國に山籠りの者有レ之、有難念佛を申ける、人皆歸依しける、此比は小田原山に來、身より光を放なと沙汰有ける間、上下馳走此事也、

同廿六日、平岩主計頭從二甲州一來て、清須北之丸に在

此度は長路を下故歟、右之通損たり、
閏卯月八日、午剋、越前中納言秀康主逝去、年三十四、日來唐瘡相煩、其上虚也、京都より盛法印、驢庵、道三、此三人之醫者相下、被レ用ニ藥をーけれ共不レ叶、翌日古秀康公内長見右衞門追腹を切、年二十二、かいしやくの侍同自害す、十一日、古秀康内土屋左馬介腹を切、是は生國は甲斐國也、武田滅亡之後、家康公小性して有けるか、先年令ニ喧嘩ー、結城ゟ行秀康に奉レ付、去辛丑年、秀康越前へ被レ移、知行四萬石被ニ宛行ー、大野に令ニ在城ー、子共二三人有けるか、曾不レ及ニ遺言ー、萬事一圓不レ構と云々、最後殊神妙と云々、かいしやくの者同令ニ自害ー、同秀康主内本多伊豆守、是も可ニ自害ー旨思立處、自ニ大御所ー被ニ下知ー被レ留畢、是萬端之用人也、
十九日、金銀八十駄、自ニ伏見ー駿河へ下、
廿日、炎干良久、土民失レ耕ニ作業ー、此以前折雖レ降ニ細雨ー、只土地しめる計也、
關東は麥毛一圓不熟、駿河より西へは吉、
廿四日大雨、　廿五日終夜又大雨、
當年は、于レ今黒船不レ渡、是は通子去年唐船頭に告て云、船多渡海之間、糸日本に多し、今年又猶着レ船は、糸可レ爲ニ下直ーと云々、依レ之不レ來歟、但大御所より印子壹萬御誂と云々、印子一つと云は、或は百目或百五文目有レ之と也、印子壹つを銀壹貫四百匁程の直と也、然は印子壹萬は銀壹萬四千貫目の價歟、もとより唐人は銀を吹直し、銅夾を皆吹捨、本々の銀迄を取、此度大御所命には、不レ吹して丁銀を可レ取由曰、是唐船の者共不快と云々、
同閏四月廿六日、尾州古薩摩守遺跡に、右兵衞主を被レ定、年八歳、大御所九男也、依レ之平岩主計頭先清須に可ニ在城ー由、大御所仰之間、平岩主計自ニ甲州ー駿府へ參上して、貴意之旨奉レ之、則甲州ゟ歸、廿九日朝大霧、
遠江懸川に被ニ居城ー松平隱岐守、是家康一腹の舍弟、父は別也、伏見に可ニ在城ー之由、大御所同將軍令ニ下知ー給、　懸川城同本領、息男に被ニ相讓ー、
五月二日、午の終より大雨水、
此比、大久保石見守佐渡ゟ下、銀山仕置可レ仕之由依レ仰駿州を立、伊豆之金山銀、しかくく此比は不レ出と也、
六日、於ニ江戸ー高麗人出仕、進物、人參貳百斤、虎の皮五十枚、毛氈廿枚、唐莚五十枚、むりやう百卷、大鷹五

最上山縣出羽守、今愛◎秋カ田に住の佐竹、越後の堀久太郎、同國溝口伯耆、同村上周防守、右之衆は百萬石之外、何も堀普請務レ之、

此比、關東普請衆に扶持被レ下、二月ゟ之勘定に出也」去年之石垣高さ八間也、六間は常の石、二間は切石也、此切石をのけ、又二間築上、其上に右之切石を積、合十間殿守也、惣土井も二間あけられ、合八間の石垣也、殿守臺は二十間四方也、

後卯月六日、高麗人去月廿一日に京着、此間在京、今六日に出京關東ゑ下、勅使三人、貳人上々官人、二十六人中官、又其次八十四人、下百五拾四人、合貳百六十九人歟、右之二百七拾人之內、日本人少々在レ之、是は先年彼國ゑ打入し時、殘留居住の者歟、泊々事、守山、佐和山、大垣、清須、岡崎、濱松、掛川、藤枝、清見寺、三島、小田原、藤澤、神奈川、何も路次中、宿朝夕の餉、御分領代官衆行レ之、鞍置馬百四五拾、小荷駄馬貳百疋餘、人足三百人計也、鞍馬は路次中城々より出、幷所々船橋以下馳走也、大鷹五十本居下、是も城々より鷹師出す、但近江美濃衆之鷹師江戸迄相下、鷹は何も尾羽を切、舟にて渡故歟、

此渡海之衆、何も衣裝きらひやかならす、不審と云々、勅使三人乘物、其內先一人、乘物之內に書物を左に置、右に人形を作、作花をもたせたり、朱にして置、是指南車の古事の木人か、此三つ之乘物は、高麗よりの乘物也、上々官人と右之貳人は、日本之乘物也、馬に乘事一段上手也、跡へもをり、先なる馬へ飛移乘る、かん能馬にも鞭をあて、走共早道共なくのる、食物は庭鳥上々同雛ふた上々、鳩上、鴨同、鶉雀同、鯛同、鯰、かまほこ、鯉、鮒同、雲雀、鮑以下上の食物也、賤者共はにんにくを好也、茶も上々、酒を好、何も鹽物はさして無レ之、菓子以下迄大方此分也、甘き物を別而好と也、勅使三人は、路次にても左右を見事無レ之、形儀神妙也、何時も宿を出入時、如二鐵炮一なる物を三つ放、鐘鼓を打鳴す、

高麗人間、卯月廿六日江戸に着、

此度、高麗人進上大鷹、京都を四十八出けれ共、於二路次一過半をちて、二十二羽江戸ゑ參着、此內も煩鷹多し、後に聞は、八羽をちすして有けると云々、先年、大閤秀吉公ゑ、高麗より如レ之進上の大鷹有、九州にて何も鳥屋へ入來、秋の末に鳥屋を被レ出し間鷹無レ恙、

普請として可ニ相下一由也、先伏見ゟ上ニ荷物一、長持以下駿府ゟ運送すへき由被ニ相觸一、是畿內五箇國、丹波備中近江伊勢美濃當給人知行、幷藏入合十箇國之人夫也、去年爲ニ江戸普請ニ下る衆、幷近習輩知行は除レ之、此五百石夫、大坂秀頼公領分へも同前被ニ相配一相下也、此度下ニ荷物一之內、金銀百五拾駄有レ之、是は町々傳馬也、一駄に金は六百枚付と云々、
此荷物相下付、京畿之者共、何角謳歌之說也、
此比、古薩摩衆駿府普請指置、尾州清須へ被レ返、
廿六日之晚雷なる、北山邊夕立、廿七日、晚雷鳴、東美濃よりまめと邊迄氷降、此氷大にして小鳥なと打害す、麻麥損亡、去乙未之年四月も、上野國如レ此氷雨度降、其時も村々に降しか、此度も其體にして、東美濃にも不レ降筋有レ之、
卯月朔日、未刻より亥刻迄雨、去月九日以後是初也、下民悅ニ此事一也、但翌日風荒して、柿の木若枝なと皆吹切、（四月之比、梅津の僧愛宕ゟ參詣之時、山伏出合書物を誂、京都伊賀守所へ遣すと也、）
去年堀し丹波國ゟ川舟通事、日照時は瀨淺して難レ通、大水時者三箇所瀧水强して難レ通、今年甲斐國ゟ舟路を又堀也、
四日、甘雨降、但小雨也、　十四日十五日同雨大雨、十五日丁未 四月節也、廿日八專に入、廿一日雨、廿二日より快晴、八專二日目に雨降は永雨也と云事相違歟、
駿河普請衆中、濱松懸川吉田岡崎衆、高麗爲ニ馳走一本國ゟ被レ返、
此比、京都長吏爲ニ見廻一駿河江戸ゟ下、
同下旬、大坂町數百間燒亡、
廿七日、朝大霧降、廿八九兩日細雨
閏卯月二日甲子 雨、
此比、自ニ伏見一金銀又百五拾駄駿河へ下、
四日快晴、
此比、大御所近習衆以下、伏見家を少々こほち、或は疊或は戸沽脚族も有レ之由風聞、
於ニ京伏見一、何者しわさにや狼藉不レ可ニ勝計一、及レ暮は通路不レ輙、
當月朔日より江戸普請、關八州幷安房信濃越後奥州出羽衆行レ之、關東衆百萬石を二十萬石宛五年に分、八十萬石にて石をよせ、廿萬石にて殿守之石垣被レ築、奥州衆伊達正宗、米澤長尾景勝、會津蒲生飛驒、

云は、一間四方の箱に一つ也、中瀨より一箇月に兩度、此舟江戶へ上下す、
三日、晩に少曇といへとも雨不レ降風吹、
五日、佐和山城主右近大輔（今兵部少輔と改名）母儀、關東へ被レ下、先上野國安中に可二居住一の由、大御所令二下知一玉ふ、彼地爲二私領一故也、五日戌の刻、淸須薩摩守忠吉、於二江戶芝に一逝去、此中煩の中、尾張へ歸國有度之由曰、一昨日三日江戶を立、於二芝に一果玉ふなり、年廿九歲、大御所（四男）、將軍秀忠公指次一腹の弟也、秀忠公一腹の兄弟は、此忠吉計也、
六日、古薩摩守の內石川主馬、稻垣將監追腹を切、薩摩守の令レ供、
九日、夜前より雨、今朝殊に風烈して大雨也、城の塀亦は下民家破損、
近年駿河興國寺の城被レ置、天野三郎兵衞與二井手甚之助一云事あり、富士の下野原田の百姓與二三郎兵衞侍與及二鬪諍に一、百姓蒙二疵を一、於二三島一目安を上る條、双方召出及二對決一、百姓口上の旨無二相違一、其上百姓脊五六十箇所之刀疵あり、百姓退處を追付伐レ之事狼藉至極せり、依レ之三郎兵衞を被二改易一、（是久き奉公者、年及二八旬一仁也、）

薩摩主逝去之事、從二江戶一以二土井大炊を一被レ申、於二小田原一可二言上一處に、右之茶具相失に付、大御所逆鱗之間不レ申レ之、於二三島一令二言上一、薩摩主日來煩之體を被レ及レ見故歟、さして無二愁傷一と云々、
十一日、大御所至二駿府一着給、
薩摩主家中、爲二駿府普請一在府、薩摩主於二江戶一死去之間、相下無用之由大御所下知あり、內々江戶より依レ仰、將軍淸須へ歸上處、請取所之普請可二出來一之由、大御所曰間、自二途中一又駿河へ歸令二普請一、
十六日、小笠原監物（薩摩主自愛小姓たりしか、役取立、近年悉皆之出頭人也、）去年薩摩主ゟ少有二述懷一、奥州ゟ下松島居住、自二父和泉守一告之處、則松島を出相上、今日江戶に着、十七日、薩摩主葬禮寺於二增長寺に一、小笠原監物腹切令二自害一、其體殊神妙、見人流二双涙を一、（監物小性有二佐々木淸九郎と云者一、同腹切監物令レ供、是は去年喧嘩にて人殺害、其砌可レ有二成敗一を相助、依レ難レ忘二恩賞一如レ此、）同廿日、薩摩主葬禮被二執行一、不レ知二末代一、前代未聞之結構也、監物、將監、主馬、淸九郎、同慇懃之吊也、龕合五、同墓も五、是不吉之兆と云々、
同三月廿五日、五百石之知行に壹人宛人夫配課、駿府

長老幷元學校於二京都一直されしを、今披見して、文字違之由在てかきなをさるゝ、

二月十三日、美濃國加納飛驒守康(◎唐カ)犬岐阜山へ入、鹿をながら川へをい入喰客、(◎害カ)その鹿いかにも大なり、角珍きなり、縱は袋角の如し、但尋常の角の長さにして大なり、小刀を以てけつりみれは血出る、或人の云、是本々の袋角と云物也と云々、當世如レ此之角無レ之、

廿日、國と云かふき女、於二江戸一にをとる、先度の能のありつる場にて勸進をす、

舊冬より正月迄暖氣、二月始中終甚寒氣、從二高麗一無事扱の使隨分の人來の由、對馬より在二其告一の間、路次中泊々屋形を作り、可レ有二馳走一と也、此寒氣故、海上あるゝか、于レ今無二渡海一と云々、

廿九日、大御所江戸を御立、　相摸國中原に爲二鷹野一逗留し玉ふ處に、金の茶具、釜、天目、水さし、ひしやく、同柄杓置、茶酌已下、悉く紛失、是近衆の輩の仕わざかとて、供の衆上下、其夜の泊所之宿を被レ改と云とも、分明の儀無レ之、其夜番之衆あいば勝七、落合長作、岡部藤十郎、是三人を方々城ゟ被レ預、勝七はかけ川、長作田中、藤十は沼津なり、翌朝右之釜のふたを藪にをとし置か、是を見出言上す、爲二其褒美一金三枚引出物なり、

此比、たはこと云事あり、各行レ之、但後はたゝるとて嫌レ之者もあり、是は南蠻より渡と云々、去年の比より京中に有、

清須主薩摩守、此中令レ煩給ひつるか、少得二減を一、廿六日、將軍へ出仕あり、直に大御所へも可レ有二出仕一之由言上之處、大御所駿府へ御立前取籠の由曰ふ間延引、薩摩主は、此日より大久保加賀守宿所に逗留、廿八日大御所加賀守所へ入御、薩摩守と在二對面一、廿九日壬戌、大御所江戸を御立、駿河へ出御、

三月朔日、雨、　越前中納言秀康越前へ下向、人數は駿河普請として相下間、在伏見無二其全一との分別か、煩不レ可レ然間、越前へ罷下の旨、駿河へ飛脚を以令二言上一如レ此、　三月板倉伊賀居所へ、虚空より礫を打、色々の祈禱をしけるとなり、

此日より江戸普請あり、關東衆務レ之、　先一萬石役にくり石二十坪也、船を以可レ在二運送一とて、一萬石に五艘宛かし預る、上野國中瀨邊より運レ之、一坪と

東俵にて可㆑渡を、上方俵にて渡しける、其間の出目、大力成㆓引負㆒間、是を可㆑辨由の仰を無理と心得令㆓自殺㆒と也、上下哀㆓愍之㆒と云々、

十八日、夜に入雨、十九日迄雨、

此比、駿河爲㆓普請㆒越前美濃尾張三州遠江衆下る、上方衆去年江戸普請に被㆑下衆、此度駿河へ悉相下、是は何も一萬石二萬石、或は千石二千石とりの少身の衆也、

長福主疱瘡平愈の間、廿日にさか湯浴給ふ、同正月廿日、清須の主薩摩守（元下野守、去年改名忠吉、）江戸下向、（肥後國主加藤主計息男九才、於㆓江戸㆒死去、疱瘡煩と也、此二三ケ年爲㆓人質㆒在江戸也、）

正月、於㆓伊勢㆒鯨をつきけるに、さめ一口に三尺四尺宛喰ける丈鯨たるへしとて、亦是をつきける、さて見㆑之に、廿四五尋計有ける、わにさめと云々、

二月三日四日五日殊風あらし、六日清須薩摩守江戸被㆑着、夜半江戸大地震、上方此地震無㆑之、

二月十二日、於㆓江州佐和山に㆒、家中物云有、西江勘兵衛と鱸石見子と爲㆑及㆓喧嘩㆒、惣別者壬寅の春、兵部少輔直政死去の後、彼家中二つに成物云不㆑絶、去々年大御所御通之砌開給、石見を佐和山被㆓退散㆒、去年又御所御下之砌、清須より關東へ石見は被㆓召連㆒、此度之物云は石見息子なり、　二月十三日より江戸本丸と西の丸の間にて、観世今春勸進能在㆑之、兩御所棧敷あり、同く諸大名さ敷在㆑之、知行役と云々、但一間に付永樂一貫文なり、

同勸進能の時、四日のくわんしん錢百廿貫在㆑之、さしき錢六十貫在㆑之、一人に十錢つゝと被㆓仰出㆒候へは、太夫とも云く、やゝ子躍なとも左樣に御座候間、外聞めいわくの由申し札を不㆑立、人によりて勸進錢をとる、但何も永樂なり、

観世今春江戸より罷上時、駿河にて大御所より下さるゝ分、

江戸小判五兩　観世太夫　　江戸小判五兩　今春太夫
金壹枚　狂言　大藏彌右衛門　　金壹枚　同狂言　長命甚六
同金壹枚　同狂言　鷺二右衛門　　同　京町人、當時わき也　進藤久右衛門

去年凶年につき、此比餓米石高直、殊大御所御煩之由、京都に令㆓風聞㆒に付、猶以如㆑此と云々、

清須主薩摩守於㆓江戸㆒煩給ふ、

當足利學校近代の知者なり、大御所吾妻鏡、此已前癸

近習ニ故歟、此兄采女新八遺跡を雖レ望不レ叶、然而采女弟に新八遺跡を被レ奪、彼所に居住、無レ詮哉思けん、しうと江州之城本に居住之間、彼所ゟ行けるか、當月俄に死去、

此年、東山大光寺立、是は古太閤政所御願也、將軍塚の山麓地盤平け、亭大光寺洞家寺也、地形は福島左衛門太夫加藤主計頭、政所ゟ爲ニ合力ニ被ニ普請一、

慶長十二（丁未）、舊冬より大御所幼息長福主疱瘡煩、元日（辛丑）、

正月朔、巳の刻終日細雨、夜に入雨也、及レ晩風烈、同日於ニ江戸一、大御所息女誕生、（後伊達政宗息ゟ可レ嫁との約束也、）二日の夜薄雪、（江戸諸初也、各〻ほしかみ下也、形儀殊こうとう成體、近代武將に珍也、）舊冬、鴈鴨賣買、關東に一圓無レ之、爲ニ鷹野一つゝ十巳下堅成道し給間如レ此、

關東は、六七八三日大雪也、上方は小雪也、

六日、江戸大地震、但他國へ不レ動、江戸計也、七日より三日打つゞき、於ニ江戸一能在レ之、觀世は去年十一月下、今春は十二月下る、初日能之砌、かんだの下町二百間餘燒亡、彼町人能見物の處に如レ此、仕場居より皆退出、

同正月七日より三日之能之時、江戸にて太夫とも仕合之事、將軍より被レ下物、

觀世太夫銀百枚　今春子銀百枚

今春大太夫に銀百枚、綿百把

金三枚（京町人とわきの役者也）進藤久右衛門　金壹枚（今春わき）今藤六右衛門

同壹枚（小鼓）大藏六藏（但道知弟子）　金壹枚（同大鼓）今春彥九郎

同（大鼓也）今春又二郎　五郎二郎子

同（小つゝみ）かう清五郎　同（大つゝみ）はくこく善太郎

同（つれ）長命太夫　同（觀世わき）福王

同（日吉）　金貳枚（狂言當世上手）大藏彌右衛門

同（觀世つれ）山しな彌右衛門　同（同上手）鷺二右衛門

同貳枚（狂言當世上手）長命甚六　銀廿枚（同京町人大つゝみ）上田又四郎

銀廿枚（京町人大つゝみ）高阿彌又左衛門　（同）銀廿枚

此外猿樂共、何も銀十枚宛被レ下、

十一（辛亥）日、立春、殊暖氣也、大御所少々淋病御煩、十五日、寅の刻より午刻迄雨、大御所淋病氣御惱也、此春、大力彌太郎自害、是は大御所中間頭、財寶不レ乏者也、此事は伏見にて中間中ゟ兵糧被レ下けるか、關

の城より南河野邊と云所に被レ移、來年可レ有二普請一と也、 廿六日、駿府を大御所御立御下、
十一月四日己巳、至二江戸一大御所御着、
十一月六日亥刻、伊勢國桑名火事、魚町油町しよく人町本町片葉町京町は一方、以上三百間餘失火、
高麗與二日本一有二入魂一は、明朝の番手可二引取一之由付て、自二高麗一使者可レ有二渡海一由、從二對馬一以二使者一江戸に被レ申、自二大御所一刀銀、其上九州にて米千石彼使に被レ下、自二將軍一同刀銀子被レ下歸國也、
駿府城場之事、此間之有増相替、此以前の居城可レ有二普請一に被二相定一、但南東北に少々可レ被二取出一と也、十五日、安房國主里見の梅鶴、於二將軍一被レ致二元服一、父は去々年死去せられける、 安房國に奇特の梅木在レ之、初春に梅花咲、三月櫻の花咲、梅花は紅の八重にして香深し、櫻は一重にして白し、梅の實は尋常之梅よりもちいさく、一木にして如レ此儀、無二其類一事歟、
廿一日、大御所從二江戸一川越に出御、
十二月、 將軍秀忠公自二江戸一、爲二鷹野一東筋へ御出、古河下妻 佐竹筋有二廻見一、是大御所依二異見一給レ如レ此、

十日乙巳、寒に入、俄に五六日さむし、此以前甚暖氣也、
此比、院の御所築地越前衆あがる、京町人仰付、始は二千人程宛出、後は五百人程也、來年中にも難二出來一と云々、此とき町人ふれなかしの者、禮錢を取令二依怙一之間、何者のしわさにや、目安を上間露顯と也、さて京中家を日記に付、三萬貳千間餘有レ之、但公家門跡方、六條本願寺神社方、寺方は此外也、されとも何共成敗の事無レ之、
此比、伊豆國金山に行金可レ鑿之由、京中に札立、同諸國より下事不レ知二其數一、
廿二日丁巳之夜より、あくる廿三日巳刻迄大雨、其日終日曇、廿三日に快晴、
此冬中暖氣故、地さして不レ氷、來年旱魃の兆と云々、然者五日三日宛雨度大きに寒する故歟、諸木いたみ、蜜柑なとは枯たり、
廿三日、於二江戸一伊達の正宗息女を、上總守大御所末子嫁し給、伊賀國主筒井在所上野の城燒も、其侍町人家悉不レ遁二此災を一、兵糧過分に失火と云々、志摩國長島の城主菅沼新八、去年十月、於二京都一死去、其遺跡を第三の弟左近相繼、是は近年令二在江戸一、將軍に令二

船着、相摸國三浦ゟも小黑船着、此船にも糸一萬斤在
レ之と云々、　薩摩國ゟも白船貳艘着、又紀伊國ゟも
小黑船着、近代如レ此唐舟多來事無レ之、
同七月廿七日、自二伏見一大御所家康公上洛し給、
八月二日三日兩日、於二京都二條御構に一能有、初日觀
世脇の能行レ之、後日脇能今春也、去年大藏平三相果
し後、大つゝみの上手一圓無レ之と云々、　八月七日
八日兩日、於二院御所一能在レ之、初日式三番、脇能觀世
左近行レ之、後日式三番、脇の能今春行レ之、　同十一
日、家康公幼息五郎太主長福主參內、被レ任二少將一、五
郎太主は右兵衛佐、長福主は常陸介、　廿日比、少有二
喧嘩一、同廿七日、大御所伏見ゟ還御、
此春比より、奥丹波ゟ舟を可レ入とて、淀川を堀ける
か、此程成就して舟往來有ける、是兵糧可二運送一之支
度也、嵯峨の角の藏習是を取行、奇特と云々、又甲斐
國ゟも川舟を可レ入匠有けると也、　同八月廿一日、
午巳刻より申刻迄大風、此比、加藤肥後守能在レ之、觀
世太夫行レ之、　是者去年今春太夫に能させられける
を、大御所觀世太夫に能をさせられさる事を不快と
聞ゟけれは、今年及二此儀一、觀世太夫に銀子廿枚、から
織の小袖一重、むす子に銀子十枚小袖一重、唐織うす板、其
外座中ゟ面々及二引出物一、又此能見物快然之由有て、
唐織のよるの物十、大御所ゟ進上也、
同廿九日之夜より、翌る朔日巳刻迄大風、美濃近江伊
勢大風也、尾州より東は少之儀也、四國中國は大風、
濱邊は鹽所々ゟ入、北伊勢も鹽所々ゟ入、長島へ鹽不
レ入、大島へは鹽入、九月秋も不レ熟、兩度の風故歟、關
東猶以凶年と云々、
此比、院御所築地普請、越前主秀康公の衆務レ之、
九月廿一日、亥日、　大御所伏見を出御、關東ゟ下向し
給、十九日に出可レ給之處、大雨故及二此日一、
此度は、越前の中納言秀康主在伏見し可レ給之由、大
御所下知し給之間、被レ任二其儀一、
江戶本丸普請、屋形已下出來、廿三日に將軍秀忠公移
徙也、
同卅日、亥子兩刻雪甚、大雨風烈、此比雪夥事近年無二
比類一、此日雨故、大御所白須加に御宿、
今月中旬には、未菊替て不レ開、及二下旬一少々開、今年
程遲事無レ之、
十月六日、大御所至二駿河一府中に着給、城場の事、今

共、相構不レ可レ有二折檻一之由、左衞門太より被レ申所也、三左も神妙の御存分承之由被レ申、左衞門太宿所ゟ被二參向一、被レ及二禮謝一、又左衞門太も翌朝三左宿所ゟ被二參入一、昨日之御出悉之由被レ伸之間、云事相濟畢、此三左衞門太夫正則短慮荒々敷して、被官以下常に戰栗之處、此度か丶る神妙成存分奇特之由、于レ時皆感レ之、或者之云、時分を被二相待一かと云々、

自二江戶一被レ上二於伏見に一加藤主計頭、各に被二相語一、御普請出來之後、一萬石に百人持之石貳つ宛上可レ申、其外儀は氣次第之由被二相觸一之間、各及二此儀に一、或は百二二百、或は五十三三十石を進上也、又始石を二三萬各ゟ借し給、是は去年將軍上洛し給時、關東に被レ殘衆ゟ宛課、被レ聚處の石也、各石不レ寄以前に可レ被レ遣之由にて如レ此、さて普請出來の上、此石を被二返上一處、大小に付何角奉行中六ヶ敷儀有て、及二迷惑一之由被レ語、

東三川國花井山會下傳藏主と云僧、於二鳳來寺一法花經三千部令二讀誦一、さて花井の寺ゟ歸、七日斷食して、十月十日に入定也、年七十八、當世の奇特と云々、

六月廿七日、安藝國嚴島の祀也、彼所代官山本小兵衞と云者、此祭の場より狂氣して、七日物に狂頓滅す、彼社領、毛利輝元の時三千石被二寄附一けるか、去子年福島左衞門太夫被二拜領一しより、悉被二取放一一圓不レ被二寄附一、其祟とて下民申あへる、福島左衞門太夫息男被レ死けるも、此神罸とて、此年より纔五十人扶持被二寄附一けるとかや、其上末社之堂宇并鳥井一被二建立一、

六月、此比、京町人北野賀茂邊ゟ出行之砌は、かぶき（當世異相を此云、）衆出合たはふれ、爲レ之惱さる、其上耽二女色一、覺外之儀多之、大御所之を聞給以外逆鱗也、此事於二虛言一者、罷出可二申分一之旨曰處、分明の不レ及二諍論一之間、則改易也、謂津田長門守、稻葉甲斐守、天野周防守、澤半左衞門、苑田久六等也、此後又大島雲八、阿部右京、矢部善七郎、野間猪介、浮田才壽改易也、未同類甚在レ之と云共、重而不レ及二沙汰一、

七月、江州長濱爲二普請一、美濃國先方之衆、又飛驒國衆、并江州人足被レ遣、此比院之御所有二普請一、越前秀康主人數を以務レ之、 同七八日比、清須の小笠原監物他國也、寄子就二改易之儀一、少々奉レ恨二下野主を一如レ此、是於二彼地一無双の出頭人也、又此比、長崎へ黑

內鍋島信濃守九州衆、石舟百廿艘、加藤左馬之介豫州衆、四十六艘、黑田筑州筑前衆、舟卅艘也、其外五艘三艘不レ可二勝計一、同廿五日酉剋終、伏見有二光物一縱は唐笠程之光物自レ城出、豐後橋の通と見へて落たり、其跡をちいさき光物如レ右出て、右の通へ落、又同月十三日に、伏見古宮より挑灯程の光物出て、是も右之通へ行落、又加藤主計頭屋敷より、行燈程之光物出頓て落、愛宕山にも唐笠程の光物有レ之由京町人云レ之、又やふれ車と云變化の物京中に在レ之、縱は車の通音する間、見レ之所に、目にも不レ見、昔年兩度如レ此怪異有レ之き、二度共に凶兆と云々、

去比松の丸番衆松平若狹守子年於二伏見一死す、五左衞門子、女事に付て改易也、

六月朔日巳剋終地震、同申剋終又地震、四日、去比より駿府普請、七月朔日に可レ始之由、美濃尾張飛驒遠江三川へ被二相觸一の處、此日又來正月迄延引の由有レ觸、三日辰時少地震、

江戸石垣、去四月末に早普請之衆出來、則石通にうめられし堀を又ほり、五月末に出來、六月十日比、伏見歸上衆も有レ之、是は福島左衞門大夫組也、左衞門太も六月十五日に、淸須まて被レ上、廿日比に伏見へ可レ被レ着と也、自餘の衆普請出來、追々上らる、但各人數は未被二殘置一、

當代記卷四

是は慶長十一丙午の年之事也、年號此以前に書付る、

去比、江戸普請中に、福島左衞太夫安藝備後兩國之主、池田三左衞門尉播磨備前兩國之主、云事あらんとす、其故者、左衞門太下女闕落して三左に居、左衞門太中間、三左衞門外を通りけるか、見付て臺所之前ゟ押付捕レ之、侍中間出合、狼藉者成とて、彼中間搦置、左衞門太聞レ之云、國を出し時、家中の上下被二相觸一様、此度江戸普請中、不レ可レ致二喧嘩一、人にあたまはられ於レ令二堪忍一輩上、可レ有二褒美一、人を打擲し、喧嘩仕懸たる者は、一族妻子等迄、可レ行二同罪一之由令二下知一處、如レ此儀不レ及二是非一、三左屋敷に被二搦置一中間幷女、則可二返給一、以レ使被レ伸條、則被二返遣一、則刎二首を一、右之中間搦ける三左中間

給㆒之由宣と云共、雨故及㆓今日㆒、同廿日至㆓駿府㆒着御、來年彼地可ㇾ有㆓普請㆒とて、其樣子順見し給、同廿五日午駿府を御立、廿六日中泉、廿七八兩日大雨大水故、天龍河船橋落る、廿九日吉田迄御出、其日雨降と云共至㆓岡崎㆒着給、同日於㆓鎌倉㆒井を堀とて、銀の茶の湯釜幷小壺を堀出す、大御所江戸を御出之日路次ゟ持來、關東の事たる間、當將軍持參可ㇾ申の由曰、江戸へ被ㇾ遣、

四月、駿府在城の內藤豐前江州長濱へ移、駿府には家康公來年より、彼地御座所にし依ㇾ可ㇾ給也、

今春親大夫（當時能之上手なり）江戸へ可ㇾ下とて、座の者共引連下處に、於㆓駿府㆒大御所曰、江戸は普請最中也、自ㇾ是可㆓歸上㆒之由也者、則從㆓駿府㆒歸上る、大夫旅中之造作、其費徒になし失ㇾ氣云々、

此春、關東中炎旱、麥毛一圓凶、但四月四日より雨降、駿河より西へは麥毛吉也也云々、

四月廿八日、御所家康公御參內、其日伏見へ還御、二條之御座所へも上下無㆓御寄㆒、

伏見有㆓石垣普請㆒、但一萬石取より內の衆勤ㇾ之、一萬石より上の衆は、駿河爲㆓普請㆒可ㇾ下間、被ㇾ除㆓此普請㆒、

羽柴肥前守息筑前守（於犬事）江戸被ㇾ下、四月出ㇾ國、五月三日濃州岐阜被ㇾ泊、

相國寺三門建立、是は去（壬寅）備前國金吾果給ひ、已後改易之時、餘米二萬石、羽柴三左衞門借用之通を、今相國寺ゟ從㆓家康公㆒直に令㆓寄進㆒給ふ、是を以此三門立也、

五月朔日快晴、二日三日風あらし、四日晩より五日同雨、十二十三雨、十八九より霖に入、長雨也、同六日、下野國館林城主榊原式大夫煩㆓腫物㆒瘵也、同十四日巳刻死去、此兄七郎右衞門近年隱居す、此春大御所被㆓召出㆒、知行三千石被㆓宛行㆒、駿河久能可ㇾ令㆓在城㆒之旨被ㇾ定處に、當月朔日死去、又於㆓伏見西郡殿㆒、十四日午刻頓死、是播州池田三左衞門御內（大御所息女）母儀也、榊式太は三左の子息之舅也、同日凶事不思議云云、

廿五日夜に入大風、三川國關東爭麻爲ㇾ之損、同大水、上方は廿年以來洪水、美濃尾張は此水無㆓指儀㆒、三川は所々堤切るゝ、關東も水は無㆓指儀㆒、午五月廿五日之大風に、自㆓伊豆國㆒江戸ゟ石運送之船數百艘破損、其

を十二產、何も羽㺚已成就し、翺翔す、　同廿日比、當時筑後國主田中兵部息子主膳、（歲廿計、）召遣小姓を令レ切めんとす、小姓却而主膳を切殺す、惣別此主膳心中違亂にして、人を手打にする事を好む、はや五十三人切けると云々、　同下旬、於二江戶一青山常陸守、同男伯耆守、內藤修理、大御所（家康公の事）背レ命甚不快、（是は當將軍秀忠公の昵近、當時殊用人と也、）依レ之自二將軍一令二勘當一給、　同正月、江戶爲二普請一諸國衆自身下、二月上旬に各江戶に着、物主は何も令二在江戶一、人數は石爲二運送一伊豆國に有レ之、石積船以上三千艘有レ之、　一艘に百人持之石二宛入る、一箇月に兩度江戶へ有二往還一、江戶城石垣分七百間、高さ或十二間、或十三間有レ之と云々、　此くり石は、去年米にてかい被レ置けるを、今金に被レ替ける、但去年被レ賣時は下直、今は高直也、　於二江戶一此賣買の石あり、百人持の石一を銀二口充也、ころたの石は一間四方の箱一を、小判之金三兩宛之價也、關東在國之衆は、去年將軍上洛し給、依二造作普請一赦免、但去年爲二留守居一不二上洛一の衆、千石に一人つゝ人夫を出す、　同正月、於二江戶一彥坂小刑部代官所の百姓と云事有レ之、各奉行衆被レ聞之處、小刑爲二非分一、其上公方勘定前引負多之、依レ之則改易、其身を被二推籠一、二男有二別事過一、親兄如レ此間、二男も同被二押籠一、

二月八日大雨、去正月十三日以後雨始て降、

舊冬廿一日より于レ今寒事甚、

此日關東は雨不レ降、大御所於二江戶一伊達政宗へ有二御成一、終日可レ有二遊興一とて、圍碁之上手（本因坊、利玄、道石、）同象棊之上手宗桂巳下令二祗候一之處、風特烈して、ほこり座中ゟ吹入事甚し、依レ之膳部終て後頓て令二還御一給、此外無二御成一、　將軍家は所々ゟ有二御成一、

同二月、宇都宮山に旗出現、冬見レ之、同廿五日甲子、細雨、夜に入大雨、廿七日俄に風あらし、夜前戌剋、南に珍黑雲有レ之、

三月四日、大氷降雷鳴、

當時肥後國主加藤主計頭息女（年九歲、）關東ゟ下向、榊原式部大夫息に爲レ可レ嫁也、正月七日九州を出、同廿六日至二大坂一着船、此間在京、三月九日岐阜に着輿、四十五丁、但十丁は人不レ乘、馬上之女八十三人也、相伴物頭三人か、長柄の鑓五十本餘、鐵砲七十丁餘有レ之、主計頭は此日今須に泊、直に淸須ゟ通、

三月十五日申、右府家康公江戶を出御、一昨日可二立

十一月十七日、右府家康公爲鷹野川越をしね出御、廿二日京都は雪降事二寸程、廿五日於北野秉部喧嘩在之、是兵法の論故也、 將軍秀忠公爲鷹野鴻の巣出御、十二月廿日比迄有逗留、

十二月小、中旬下野主煩甚危急、自辰刻至午刻、偏如死人、然午の刻終に藥を口中へ押入る處、さて蘇生成、奇特と云々、十五日俄減、さて追日平愈也、二日於江戸服部石見守改易、其故は夜行して、於町中害人、于時誰人不知侵、然間辻切敷の由訴之間、自將軍家町に金被掛、可申出の由被立札、其後右の仁しわさの由露顯の間如此、廿一日夜雪ふる、此日より打繼大雪降、中にも江州大雪、深さ八尺計と云々、北國之儀は云に不及、廿六日、右府自忍川越江戸ね還御、此日酉戌刻、伏見火事出來、有馬玄蕃長屋より出て、淺野彈正、會津飛驒、松平飛驒、彥坂平介、大久保主殿助、同石見守、板倉伊賀守、眞田隱岐、遠山民部家失火、其外たちうり町通燒失、

此夏爲先王追善、叡山三井寺南都衆徒、於內裡御はんこう在之、御經始を互望之、從禁中學問器量次第可相始之由有宣下、先例も如此云々、山衆含鬱憤留出仕、依之右府家康公へ令申之處に、右府も又如此曰、向後可守此式と云々、

十一月下旬より、信州淺間山燒事多之、然て午の正月末より不燒、

十二月廿一日より甚寒、雪風也、十二月十五日、南海洪波、此時八丈島の邊、大山一夜の中に涌出、

此夏高麗より爲音信三使來朝、專調無事と云々」、

慶長十一丙午正月大、朔日立春、丑刻雨、卯辰刻雪、巳刻より終日雨、二日快晴、伊豆國金山に銀子多可出と云々、大方は佐渡國より出る程も可有之と云也、此巳前代官彥坂小刑部たりしを引替、向後大久保石見守可爲代官と也、大方は土百目にて銀百目の積になる、是は金子と銀とまじり出と也、

同正月、所々失火、京邊土の吉田、奈良、てんがい、上坂本、江州の野洲、武佐、三川國吉田、赤坂、遠江の白すか、橋本、下野國館林町失火也、自關東上る者云、所々町々無失火處は大方無之云々、

舊冬より正月十二日迄風雪降甚寒、十五日殊風烈し」、

同正月中旬、於江戸宇都宮之奧平大膳大夫屋敷の庭に生首有之、同比宇都宮城旗竿の上にとうの鳩子

る共云、又去年ヱゲレンと云處の者共、黒船を押取ける處に、日本の商船參令ニ商買一、過分得レ利歸朝の船在レ之、ルスン、西シンチウと云所にての事也、是はたちうりの桔梗屋の道圓と云者也、京町人羨レ之、當春船を多遣けると云々、十四日晩、伏見夕立雨甚、京都は不レ降、此年も干魃付て、攝州小屋の池水干魚共死、但去年の程には無レ之、　去月廿三日之巳後雨不レ降、諸國旱魃甚也、

六月廿八日夜甘雨ふる、少の間の夕立也、　七月朔日未申剋夕立雨甚、　二日酉の剋より夕立、子丑の剋まて降、　三川國はさして無ニ干損之儀一、　五日晩、右府家康公伏見西の丸に御移、本丸屋作に付て如レ斯、

七月八日九日能在レ之、初二日は觀世太夫行レ之、後一日は日吉梅若八太夫仕レ之、此三人は丹波猿樂也、　九日之晩より終夜甚雨、但村立のことく也、　夏攝州小屋の池、去年干鯉共又死す、　七月廿日、美濃尾張伊勢近江三川大水、伏見京はさして水不レ出、關東も此水不レ出、ろく川の堤西も二箇所、東も二箇所切、大柿へ水入、大柿の下も塘切、高須に水入、三十年已來の水の由云々、但木曾川はさして不レ出、三川ねふの木淺井堤切、所々水入、廿一日、右府家康公御上洛、伏見屋形造作之間、其中可レ有ニ在京一と也、廿二三日比より、三川矢作川を可レ被レ通とて、米津に堀をほらるる、是右府家康公の依レ仰也、彼國の知行役、幷其知行百姓人足令ニ普請一、士は百石に二人、百姓は百斛に一人也、　八月十日、關東大風大水、老人不レ覺洪水と云云、　去夏中干魃、此年大凶年と云々、此水は關東中迄也、上方は不レ出、十二日右府家康公伏見に歸城、

九月小十五日丁亥、右府伏見を立關東下向、例式少年之息男兩所伴レ之給、十六日佐和山、雨故兩日逗留、十九日赤坂、廿日岐阜、廿一日稻葉山狩有レ之、鹿七十七留る、翌日手負鹿二留る、廿二日朝、加納へ右府打寄給、城普請出來の間快氣し給、及ニ未剋一立給、清須に御通、兩日有ニ逗留一、廿五日未明に、岡崎へ御通、十月朔日、遠州中泉に着御、同十五日中泉立給、十七日駿州田中に着給、廿二日田中立給、十月廿四日、長島元河内尾州城主菅沼志摩守日來煩の間、爲ニ養生一令ニ上洛一之處、不慮に頓死、此父織部、去年八月死了、志摩守女房も、去々年春死去也、同廿八日に江戸へ御着、

十月小、上旬より淸須下野主腫物煩、其後腫氣、

共の中より、大坂へ有二內通一之由云々、依レ之秀賴公上洛延引也、十一日爲二新將軍名代一竹主、右府末子十四才、大坂へ被レ越、則伏見へ被レ歸、秀賴快氣と云云、此比今度上洛之關東衆依二將軍仰一先立て思々下國、十五日、將軍家關東下向、甚雨、然間前々か崎に泊給、十六日諸國洪水、同日雨、然共港口、十七日龜山、十八日桑名、十九日有二逗留一、廿日至二淸須一着御、淸須三日逗留有て、廿四日に立給、今日より快晴、廿三日雨ふる、能在レ之、廿六日淸須に有二喧嘩一、一兩月以前に、小者を打擲せられけるに、爲レ雪二其耻一と也、甲賀左馬介と云者也、小者被レ打ける者は、少身の者、名字分明不レ知、六人在けるか、彼左馬介津島に行ける歸路を待請て、六人の者打出、左馬介を討、左馬介供の者共二三人、跡より來て戰處に、侍四人中間一人被レ討、六人の者の中一人ふかく手負ける間、五人之者不レ捨レ之、家へ取籠腹を切けるとかや、一人の手負を捨て落行は、不レ可レ有二異儀一處に、日來賢◎堅カ云合ける故に如レ此、六人の者何も覺悟しける間、女房被官小者以下、悉其已前に其好々へをとしけると也、時の人上下莫レ不レ美二談之一、五月下旬、伊勢安濃津城主富田信濃守と浮田の左京云事あり、左京妹は信濃爲二妻女一、去比左京小姓を成敗しけるに、彼小姓の知音の者爲レ散二欝憤一小姓を伐ける侍を剪害しけると也、是は浮田左京親類たる間、左京親父狀をそへ、信州へ遣間、相抱けるに、度々成敗可レ有レ之由、自二左京一信州へ云送、然共信州妻女にも親類たる間、于レ今抱置、其後是非共可レ有二成敗一之由云送處、何方へ哉覽闕落之由返答了、依レ之左京腹立甚也、自身勢州津へ參可二相果一之旨思立行處、折節信州爲二留守一、然處に家の年寄出合、何として御來儀御太儀之由申處に、無二是非一令二同道一相上り、於二大津邊一腰の刀を取、如二四人一にして伏見へ召連、於二彼地一互可レ覃二干戈一之處に、各令二異見一、右府家康公へ令二言上一、右府相公は隱居同前の間、當將軍に可二言上一の由曰間、六月十五日、伏見を立關東に兩人共に下向也、六月四日、將軍秀忠公武州江戸に着玉ふ、去五月廿四日より雨不レ降、旱魃、下民悉迷惑相極也、當春日本國の船、ルスン、トキン、シャムロへ爲二賣買一渡海の處に、如何したりけん一艘も不レ歸、右の船或當レ岩破損、或喧嘩をして被二殺害一けると云々、又爲レ取二財寶一、彼島々の輩打殺しけ

依二合力一也、

三月廿一日乙未、右大將伏見に御着、先陣後陣之衆同レ之、廿九日、右大將秀忠公御參內、是は去々年之冬、被レ任二右大將一を賀し被レ申儀也、四月上旬羽柴肥前守北國の主上洛、養子犬丸を同道、則前將軍家康公へ出仕、犬丸進上物金子卅枚、加賀羽二重三百端、小袖五十也、自二家康公一刀脇指被レ下、右大將秀忠公へ犬丸出仕、進物金子五拾枚、加賀羽二重五百端、小袖百也、同肥前守進物黃金卅枚、加賀羽二重三百端也、自二右大將一犬丸へ刀脇指被レ下也、肥州家老何も右大將へ有レ禮、進物各小袖也、此犬丸は秀忠公聟也、肥前守は則有二歸國一、犬丸在二伏見一也、

四月九日、右大將金森法印へ御成、此法印于レ時家康公の氣相の人也、其晚古田織部所へ有二數寄會一、此織部于レ時數寄者也、　去二月より雨繁し、大方三日に二日はふる也、同八日壬子、前將軍御上洛、十日御參內、十五日己未、雨、此日伏見へ御歸、十六日庚申、右大將秀忠公有二將軍宣下一、十七日自二伏見一上洛し給、廿日廿一二雨、五月節々雷二三度、風あらく寒し、廿四五日比、遠州駿河大水、島田茶屋をし流す、自二此時一町河に成間、町計東に島田町立、廿六日庚午、當將軍御參內、征夷大將軍の悅申也、去廿日甲子、可レ有二參內一之由の處、打繼雨故及二此日一、此度官位內大臣正二位淳和院別當牛車之宣旨也、新將軍進物、銀子千枚也、其外公家衆へ何も小袖馬以下被レ送、廿七日、公家衆新將軍へ參入、及レ晚伏見へ御歸、

五月朔日、新將軍へ大名小名有レ禮、上方大名、或銀子或小袖也、本よりの衆は太刀折紙也、馬代うす錢三百疋也、五月三日四日五日、於二伏見一能在レ之、初日四座立合、後日三日目は觀世今春迄也、此比當將軍秀忠公在伏見し給し中、秀忠公之衆の小者共と、御所家康公の衆の小者共及二喧嘩一、双方二三千つゝの人數也、手負死人兩方に數多有レ之、是は江戶にての有二意趣一如レ是と云々、七八日比、大坂下民荷物運送し、人の心不二相定一、是は此比秀賴公伏見へ上給、其上々洛し給ふ尤の由、右府家康公有二內存一、此旨從二京都之大政所一、是は太閤之北政所也、大坂宣處に、秀賴公母臺是非共其儀有レ之間敷、若達而於二其儀一者、秀賴公を令二生害一、其身も可レ有二自害一の由頻宣間、聞レ之下民周章不レ斜、秀賴公伏見へ上給事無二勿體一の由、上方大名

跡部民部　柴田三左衛門
阿部備中守　山名平吉
津田正藏　脇坂主水
小出信濃守　牧野傳藏
眞田左馬助　水野太郎作
永田三郎次郎　木造左馬助
青山常陸介　水野隼人
堀伊賀守　堀讃岐守
又若黨馬乘奉行
同步行者并小者
永田善左衛門　永井彌右衛門
馬廻和鐵炮奉行
石川八右衛門　永田正左衛門
同弓奉行
本田百介　小澤瀬兵衛
内藤甚五左衛門
同長刀同鍵奉行　山田十太夫
同挾箱　朝倉藤十郎

後陣
一番上野高崎の酒井宮内大輔　同大湖の牧野駿河守
上總の住内藤左馬助　上野の本庄の小笠原左衛門
二番右府家康公末の子松平上總守
三番　松平安房守　關やとの同　甲斐守
下野古河の同　丹波守　同風間の同　周防守
四番　最上出羽守
五番于時出羽の住佐竹右京大夫
六番　南部信濃守
七番　鳥居左京

信甲衆は木曾路を出る、何も先勢江州大津に逗留、

泊々日次之事

廿四日かな川、廿五日藤澤、廿六日小田原、二十七日三島大雨故、三日逗留三月二日蒲原、三日府中、四日藤澤、五日かけ川、六日濱松、一日休足、八日吉田、九日岡崎、十日清須、二日一日能あり逗留、十三日大垣、十四日佐和山雨故一日逗留十六日長原、
自レ是行儀にて、三月廿一日至二于伏見一着給ふ、

右大將御供衆私道具數の事

鐵炮千挺　弓五百張　鑓千本　長刀百枝　挾箱三百
此年相國寺法堂建立、是大坂自レ秀頼公一一萬五千石

五番長尾景勝也　米澤中納言
六番奥州會津の　羽柴飛驒守
七番上總小喜の　本田出雲守　　信州沼田の　眞田伊豆守
上總住　北條左衞門大夫　　松下右兵衞
八番相州小田原の　大久保相摸守　　同　加賀守
皆川志摩守　　江戸に住　本田大學助
岩付の　高力左近
九番江戸　酒井右兵衞大輔　　水野市正
上方衆今江戸在　淺野采女　　同　同　內膳
同　鍋島信濃守　　同　田中隼人
同　市橋小兵衞
右大將家御通
鐵炮奉行金のたゝい六百丁
江戸衆　服部石見守　　同　三枝松土佐守
同　森河金右衞門　　同　屋代越中守
同　服部　中　　同　加藤勘右衞門
同　細井金兵衞
弓奉行三百挺、口猩々皮、
久長源兵衞　　青木五左衞門尉
佐橋甚兵衞　　倉橋內匠助

鑓奉行二百さや豹皮
近藤石見守　　都筑孫右衞門尉
乘物かきのし付　　引馬ひきのし付
持道具之分
鐵炮卅丁、黒猩々皮、もちてのし付　　弓もちのし付卅張
挾箱もちのし付七荷　　長刀もちのし付二枝
右大將秀忠公乘物かき何ものし付　　鑓もちのし付五本
茶番衆　　長谷川讃岐守
小姓衆　　安藤對馬守
使番衆　　各名不レ及レ記
大番衆
土屋民部少輔　　高木主水
柴田七九郎　　安部彌一郎
內藤新五郎　　牧野九右衞門
內藤若狹守　　上杉源四郎
土方河內守　　藤堂內匠介
溝口孫左衞門　　西尾隼人
戸川宗十郎　　須賀攝津守
神屋彌五郎　　秋山平左衞門

難波浦に如レ斯之儀有ける由、太平記に在レ之、
右之大波之比、伊勢山田岡本町七百間餘燒失、人馬多死、依レ之暫神前ゟ社參を被レ留、　紀伊國四國西國何も此波同前、地震は所により大小あり、關東も同前、上總國小喜田◎田喜カ領海邊取分大波來て、人馬數百死、中にも七村跡なしと云々、諸國內の海は不レ苦、攝州兵庫の浦は一圓不レ苦、是は先年丙申の地震、他所に超過しける故かと所の者申也、　六月干魃、攝州小屋之池の鯉鮒悉干死す、彼所の者は、昔年行基の魚を被レ放けると云傳、依て是を不レ取、あたりの村より彼魚をぬすみ取けるとなり、如レ此の干魃の樣しも、此已前兩度有けると云々、
此年、京都知恩院立、從二右府家康公一建立、當時無双之寺院也、
此夏自二高麗一爲レ使淨雲大師と云僧來、家康公關東下向し給已後京着す、依レ之翌年春迄在京、家康公曰旨を待高麗ゟ歸朝、彼使之樣子は、先年秀吉公高麗ゟ八數被レ渡已來、自二明朝一高麗人數を置、彼番手之衆狠藉不レ可二勝計一、爲レ之迷惑す、日本無事於二相究一者、明朝衆相返、如二前々一有度之由と云々、

慶長十乙巳正月九日甲申、將軍爲二上洛一江戶を御立、淋病氣故駿府に暫有二滯留一、二月五日庚戌立給、同十九日伏見御着、
正月十五日、於二大坂一左義長在レ之、見物の者多し、然處に大藏平三道知子、當時鼓の上手、人にをされ胸を打血を吐、三月十一日沒死す、上下無レ不レ惜レ之、
正月末は暖氣、二月三旬共寒す、中にも十二十三日比打つゝき、三度大霜、草木爲レ之凋、二月中雨節々降、廿五日戊の刻雷少動、但當春初、其夜半に玉うち、十九日甲子雨、廿二日三日雨、廿八日九日雨、　二月廿四日己巳右大將立二江戶一上洛、十八日可レ有二出張一之處に、打續大雨故如レ此、國々大河船橋を掛、其行粧、

先陣館林の　榊原式部大夫
佐野修理大夫
信州小室の　仙石越前守
同深志の　石川玄蕃頭
二番奥州住伊達政宗也　羽柴越前守
同　溝口伯耆守
三番越後の　羽柴左衛門督
信州飯田の　小笠原信濃守
四番甲州府中の　平岩主計頭
同高遠　保科修理頭
同國　諏訪因幡守
甲州都留郡の　鳥居彦右衛門

美濃者大風、山城大和畿内此風不レ吹、三川もさして不レ吹、尾州長島高波にて、堤崩水入、同五日申之時終より雨降、八月十日比、自二佐渡國一大久保十兵衛上る、銀子山繁昌之由悦玉ふ、佐渡國を十兵衛に被レ下、（但銀山はのぞく、） 八月十五日、豐國爲二神事一諸大名馬を出し、賀茂の社人務レ之、其馬の裝束追縄沓已下、何も紅の唐絲也、鞍鐙以下結構の儀也、同四座猿樂能有レ之、十八日、同豐國神事、京町人風流あり、其體六組にしてをとる、見物の上下幾千萬と云不レ知レ數、但在二伏見一の大名小名見物無レ之、當年太閤秀吉第七周忌に依て如レ此、同廿日京都町人伏見に風流來、同八月之比、出雲之國主堀尾信濃守死去、 此比京中又邊土盜賊多之、 當月中、關東從二右大將秀忠公一諸國道路可レ作之由使相上、廣さ五間也、一里塚五間四方也、關東奥州迄右之通也、木曾路同如レ此、

閏八月小、十四日壬戌、將軍家康公關東下向、又去五日美濃尾張伊勢大風、然共至て無二失毛一之儀、長島伊勢浦近邊は、鹽風に付て損毛也、 此秋關東凶年、此秋木津川橋從二秀頼公一被レ掛、其長二町餘と云々、十一月十八日寒に入、翌朝少雪ふる、廿日夜廿一朝迄大雪、此寒中諏方湖水不レ凍、人馬一圓不二相通一、今年程暖氣之儀此已前無レ之由云々、 五年以前庚子之冬程寒しける事無レ之由、何も諏方の住民云レ之

十一月廿九日晩より大雨、

十一月十二月之比、將軍大鷹多落る、大方六七十居もをつるか、尾州苅屋邊の鷹も同前、十二月十一日夜より日々十六日迄雪ふる、但積事はさしてなし、同十六日戌刻、丑寅之方に魂打三度、同地震、其夜自二關東一上者、今切之東舞坂に泊、右之魂打と聞へけれは、俄に大波來て、橋本に家百間程有所に、八十間計潮引て行、纔に十間計殘ける、人多死、折節舟に乘合ける者は荷物をはね、舟は山際へ打上ける、其時釣に出ける舟廿艘計行末不レ知、此時伊勢國浦々潮數町干たりける事一時計也、漁人共魚蚫已下心の儘に取處に、潮俄に來て、大石共浦々へ打上ける間、生て歸者なし、其内に年老之者は、如何樣不審に思、急陸へ上者は、少々生て歸も有ける、右の波の打上ける石共に、蚫已下或は五十或は卅有ける、 島々に人屋又兵糧の藏以下船網、無二殘所一潮に流行、行衞不レ知、關東も此波同前云云、二百四十四年先、康安元年辛丑七月廿四日、攝州

三月廿七日、於二院御所一觀世大夫能仕、三月盗賊白二山崎一搦來則成敗、是は京町人子共養子之由令二約束一、代物衣類已下を取、其子を淵河ね沈けると也、三條どんけん院從二秀頼一可レ有二建立一之由也、

卯月廿日、越前之秀康關東下向、右大將爲二見廻一也、是は右大將兄、當年卅一也、雨故廿九日淸須に着玉ふ、唐瘡病者なり、卯月廿一日、淺野左京大夫所へ將軍有二御成一、去十日時分可レ有レ之由之處、延引にて如レ此、廿三日、關東大風雨洪水、上方はさして不レ降、五月三日、松平飛驒關東へ下向、美作守信昌息、猿橋爲二節所一之間皆下馬、于レ時豐田久兵衞と云者之馬、主の脇指をくわへ拔、久兵衞是を取んとする所に、馬口をふる、彼脇指にて久兵衞手をつく、不思議なりし事共也、 此二三ヶ年、國々伽藍從二秀頼公一建立し玉ふ事甚也、定て心中に有二立願之儀一歟、此夏人魚伏見町に有レ之、人見レ之、從二北國海一上ると云々、

五月七日、淸須下野主但馬へ湯治、

六月朔日より、武州江戸普請、 六月二日、羽柴左衞門大夫備州中主關東下、是右大將秀忠爲二見廻一也、同五日宰相秀康從二關東一歸上、此日岐阜に被レ泊、同八日伏見◎濃州の伏見かに被レ着、福島左衞門大夫も、此日河手に泊、互に無二見廻之儀一、 六月十日丑、將軍上洛、十六日參內し可レ給之處、雨故延引、翌十七日甚霍亂し給、但則本復、廿二日丑參內也、廿四五日、於二京都一能有、

七月一日伏見へ歸城、

七月朔日より佐和山城を彥山へ被レ移普請あり、七月五日、神島左衞門大夫關東より上、此日濃州河戶に泊、此日夕立甚、佐和山普請場へ雷落、隨分之者伊勢衆三人、其外十人死、五三十も手負在レ之由也、此頃伏見も右普請あり、西國衆悉相上令二普請一、 七月十七日未刻、武州右大將秀忠公若君誕生、十箇月に雖レ不レ滿平產、同廿五夜、俄大雨、六七月旱魃、國民令二迷惑一、同十七日於二伏見一宰相秀康公將軍右府息、將軍御成相撲あり、同廿一日、秀康大名衆有二振舞一能あり、同廿一日に、淸須の主下野主自二伏見一歸國、此中於二伏見一不レ斷煩也、同廿二三日比、三州鳳來寺山移動搖、衆徒彼山滅亡歟之由を存、本堂へ打寄居す、同廿五日甲戌、戌刻夕立甚、近年如レ此急雨無レ之、夥雨也、

八月四日壬午、酉の時より大風、誰そ時迄は雨少降時も在レ之、戌刻より雨不レ降、風計也、諸國失毛不レ可二勝計一、 八月十四日壬辰、八月節也、 伊勢尾州近江

雪、寒事超㆓過近年㆒にせり、　十二月上旬の比、於㆓伯耆㆒に、國主中村一角（年十四、）臣下の横田内膳（是悉皆用人、併將軍佚㆓氣相㆒、）を直に生害、（此儀將軍甚不快、）内膳一男構に楯籠之間、卒爾に難㆑遂㆓成敗㆒、出雲之主堀尾より人數相加責㆑之、寄衆數百人没死、其後有㆑扱、令㆓楯籠㆒處之上下可㆓相助㆒、令㆓諸應㆒、城主切腹、　十二月五郞太郞主（將軍息男、年四歲、）被㆑定㆓甲斐主㆒、主計從㆑之、於㆓常陸國㆒廿萬石長福主（年二歲、）將軍息男、是は去秋逝去之御滿遺跡也、　河中島を竹主拜領也、（是も將軍息男、年十二歲、）

此冬、山岡道阿彌於㆓伏見㆒相果、（年六十二、）將軍別而氣相也、

此年京都町人を十人組と云事あり、依㆓將軍仰㆒也、洛中上下迷惑す、十人之中一人犯㆓惡事㆒は、九人の者可㆓與同罪㆒之由也、是は京伏見其外邊土に、盗賊令㆓亂行㆒之間、爲㆓政道㆒如㆑此、然共福人は貧人に組事を愁、財寶を他所に令㆓運送㆒置㆑之、此政於㆓洛中㆒先代不㆑聞之由云々、此比、江戸の大納言秀忠公任㆓右大將㆒給、

十二月廿三日、　京都三條之比丘尼御所どんげん院失火、

慶長九（甲辰）正月朔日曇、夜半以後大雪、元日より八日九日まて寒、其後暖氣、　二月十日之夜丑刻に、魂打軟、とん〳〵と五六度鳴、　其後はた〳〵と云事夥し、　此比、關東中神社堂宮自㆓家康公㆒有㆓建立㆒、

三月朔日、將軍立㆓江戸㆒御上、先一七日熱海に湯治、

三月廿九日庚辰、伏見に着給、少年息男兩所同㆑之、

三月廿九日及㆓酉刻㆒、日のまわりより雲四方に飛事夥し、珍事也、去年二月十五日朝、當年正月朝も、大方似㆑之云々、三月前々か崎に伊勢大神宮飛移給とて人參詣す、

此年、或女頭二ある孩兒を生、先年も如㆑此之子を生けるか、洛中を渡しける、其年何して凶事有㆑之し程にとて、此度は不㆑渡則害しける、　此比有㆓恠異㆒、内裏之庭中に從㆑何共なく、長持二枝あり、之をあけて見に、一には生頸多有㆑之、一はあくれ共蓋不㆑明、其上に菜のすん〳〵に切たるを置、不思議なりし事共也、又近江國横關に恠異あり、巳の刻迄は水もなき所に、及㆓午刻㆒毎日血池出來たりと云々、

四月五日、於㆓伏見㆒上方大身衆有㆓年頭禮㆒、同小身輩六日に有㆑禮、兩日の禮諸大夫分九十八人、小袖一重宛、自㆓將軍㆒被㆑出、

同稲島左衛門事
安藝少將

此日參內之節より相曇、還御の比雨也、四月十六日伏見ゟ歸城也、

此比かぶき躍と云事有、是は出雲國神子女（名は國、但非好女、）仕出、京都ゟ上る、縱は異風なる男のまねをして、刀脇指衣裝以下殊異相、彼男茶屋の女と戯る體有難したり、京中の上下賞翫する事不レ斜、伏見城ゟも參上し度々躍る、其後學レ之かぶきの座いくらも有て諸國へ下る、但江戶右大將秀忠公は終不二見給一、

七月三日、將軍家康公上洛、同十五日伏見へ還御、

同七月廿八日、大坂秀頼へ將軍孫女祝言也、是者將軍息大納言秀忠公息女也、自二伏見一船にて大坂へ被レ移、（年七歲、）秀頼十一歲、常之十三四計之比也、

此春上方諸大名關東へ下向、秀忠へ有二出仕一、

去五月五日午剋、雪雹、三川之山中降、中にも名藏山山多降、木の葉悉打落す、くちなわ多死之由也、八月浮田八郎后九州上る、是は去る子之秋、於二關ヶ原に一討死之由人皆誦レ之、然處其合戰場より薩摩へ落行、近年隱居之處、彼國主右府家康公へ屬之間指上せ、父子伊豆國大島へ被二指流一、將軍家康公息御滿、此春常州みとへ被二相移一之處、九月死去畢之由、伏見へ注進也、（年廿一、）八月昌叱死去、是は連歌之達者也、去年四月紹巴死去之後、京都之爲二宗匠一と、

觀世大夫六月關東へ下、七月七日、於二江戶一能有レ之、九月二日、觀世大夫濃州加納へ着、同五日の夜、飛驒夜能有レ之、同本まる於二作州信昌一終日有レ能、岐阜近邊の者爲二見物一、七月廿五日、前々か崎城主左門櫓より落死す、息采女跡を繼、

十月十八日庚子、右府家康公關東下向、其日長原迄可レ有二下着一之由被二相定一之處、少年の息二歲頻に被レ逐レ跡之間、可レ有二同道一之由付て、晚より俄に前々か崎迄下着給、此若君兄（四歲、）同關東へ同道御、去七月祝言之時、上方諸侍秀頼公へ疎略有レ之間敷之由誓紙之由風聞、專羽柴左衛門大夫（藝州備中主）取行云々、

十月九日、相摸國ばにうの渡より大磯平塚迄氷ふる、其大なる事天目程也、他所一圓不レ降、

十二月三日、淺間山三四ヶ度鳴、此響三川美濃へ聞ける、同七日寒に入、此冬殊暖氣、寒中雨雪節々降、中にも廿三日の夜大雨水出、十二月廿五日より明る正月八日九日迄寒し、其後俄に暖氣、此冬、關東は節々大

左千石被レ下、關東に近年在、
三月廿一日寅日、內府公上洛、廿五日家康公御參內、
被レ任二征夷大將軍、氏長者、弉學院淳和院兩院別當、
牛車兵仗、從一位右大臣源朝臣、

行列之次第

一番 御物 御物 同朋 二御出奉行板倉伊賀守 三雜色

右本多藤四郎 渡邊半藏

四隨身騎馬 左山上彌國郎 島田淸左衞

鵜殿善六 橫田彌五左衞門

五白張七人 六諸大夫步行

高木九介 近藤平右衞門

竹中采女 森左兵衞 三好助三郎 三好久三郎

佐々木勝九郎 近藤七郎太郎 松平五左衞門 戶田采女

內藤四郎左衞門 秋本茂兵衞 松平右衞門 布衣 近藤登助

大久保宗十郎 酒井主水 永井右近 七番 諸大夫 三浦監物

布衣 米澤淸右衞門 右中山左介 柴田左近

御車 家康公

布衣 成瀨小吉 左安藤彥兵衞 榊原甚五兵衞

橫田甚右衞門 日下部五郎八 長谷川久五郎

阿部左馬助 豐島主膳 林藤五郎

花井勝右衞門 伊那熊藏 加藤吉左衞門

高木善三郎 朝比奈彌太郎 石川半三郎

鳥井九郎左衞門 里見讚岐守

八騎馬諸大夫 本多縫殿助

都築與右衞門 井伊右近大夫

松平甲斐守 松平出羽守 本多上野介 石川長門守

松平飛彈守 松平玄蕃頭 本多豐後守 本多中務大輔

與 九越前宰相 三川守秀康事 豐前宰相 同 若狹宰相 同京極事 播磨少將 同池田三左衞門事

九州へ歸國、
去春叡山東谷ゟ入ニ盜人ーしか、此比露顯して、妻子共成敗也、　此比より佐渡國に銀倍增して、一萬貫目餘上ゟ被ㇾ納、先代越後景勝彼國領納之時分は、わつかなりしと云々、又石見國金山も倍增して、四五千貫目被ㇾ納、是も先代森輝元の時は僅の義也、家康公分國になりしより如ㇾ此、右之兩國大久保石見守拜領也、但金山之義は彼人爲ニ代官ー銀は上ゟ右之通被ㇾ收、每年石見守三月佐渡ゟ相下、八月伏見へ上、九月十月者石見國ゟ下、是金山相改、彌銀多分爲ㇾ可ㇾ被ㇾ納也、
去秋土佐國ゟ唐船寄、　彼國主山內對馬守日本船にて取ニ卷之ー番を付る、　唐人も對馬守ゟ、卷物以下以ㇾ使令ニ音信ー伏見ゟも急度の可ㇾ遂ㇾ禮之由宣之條、對馬守使被船ゟ乘移る、さて伏見ゟ可ㇾ給ニ檢使ー由令ニ言上ー間、使を被ニ相下ー然處風能折を得、帆柱引上、鐵砲のことくなる物二つ放し、鐘皷打鳴し番に付、小船共乘たをし走ける、　對馬守使も同有ニ彼船ー間、引連行、其比人の嘲ニ弄此事ー也、唐人も二三人殘留、是は對馬守ゟ音信の使也、此船より惣別如ㇾ此船を押る時は、帆柱を取物なりけるを、油斷にて不ㇾ取事不覺也と云云、

慶長八癸卯正月、伏見出仕之儀、元日は先秀賴公へ可ㇾ有ニ出仕ー之由、卅日に內府公仰有間、夜中に上方大名衆大坂へ下着、朔有ニ出仕ー元日未申刻伏見歸着、翌二日內府公ゟ出仕也、　備前美作兩國 金吾中納 言被ㇾ果後、各內々企望之由云々、　廿七日 鳳來寺 護摩堂炎上、又天狗倒し有て、二王堂の角を擊碎、惣別彼山あるゝと云々、　此年中に、衆徒數多病死也、
二月六日、池田三左衛門備前國被ㇾ下之由朱印被ㇾ出、美作國は信州河中島主森右近國替有て彼國ゟ移、此比內府公可ㇾ有ニ將軍成ー云々、　然而二月十二日、征夷將軍有ニ勅使ー同四日內府公大坂ゟ下給、翌五日歸城、秀賴公ゟ爲ニ年禮ー也、
遠州久野居住の 松下右兵衛爲ニ國替ー常州へ下、　此比自ニ諸國ー武州江戶へ、千斛に一人つゝ役人下る、町に國々名付有て、町場可ㇾ有ニ普請ーと也、　十九日朝雨ふる、未刻止、酉刻日蝕あり、其色あかき事甚、亥刻の終時分月蝕あり、兩蝕同日に有事珍事か、　遠州久野舊主久野三郎左衛門入道七千石被ㇾ下、還住可ㇾ有と也、此息先年於ニ京都ー喧嘩故果、終に不ニ跡立ー三郎

は無レ之事を云ならはしたり、をうらんに幷て紅塵と
云沈香有レ之、是何も勅封藏にあり、
此五六月黑船着て、舟人千二百人在レ之、
かう地交趾より內府公に有二音信一、生虎一、象一、孔雀二、
但虎者不二京着一、　七月朔日、美濃加納普請始、同三日
大雨、此水無二指儀一、但尾州しの木柏井の川出、彼國所
所堤切、　八月十日比、加納普請衆上る、普請の樣子遲
出來之由、內府公宣に依て、　如何にも麁相なる儀也、
去六月、秀賴公爲二所願一於二住吉一萬句始、其發句、
住吉の松の幾世の下凉み　　昌叱
此八月廿八日の風雨、關東は夥して、所々水入、大凶
年也、　內府公十月二日關東下御、四日市場より舟に
て熱田宮上給、　薩摩主又八龍伯養子、十月十日比爲二
出仕一上る、內府公依二留守在大坂す、　龍白可二上洛一
之由內府公雖レ有レ命、去年弟兵庫頭就二謀反一危む
心歟、甥の又八を被二相上一、此取持之人藝州之主羽柴
左衞門大夫、路錢又は有二大坂一之糧を被二運送一、　同
十八日、備前美作兩國主金吾中納言被二相果一、此人常
に大酒之故歟、狂氣人之體なるにより、侍數人成敗之
條、此十月上旬の比、可レ被二改易一之處に如レ斯、時人

若自害にてもや有らんと、下﨟疑をなす、　九月松平
下總守、美作守信昌息、三州作手拜領、是は奧平代々
弓立所に付て如レ此、　十月廿七日夜半、下野國宇都
宮町悉燒亡、侍屋敷も所類火、同此比、江戶町も二三
町火事之由也、　十一月始之比、加賀金澤城爲二天火一
燒、人馬道具已下不レ殘燒失云々、　同廿二三日比より
俄暖氣、十一月小廿六日寒に入、廿九日晚より雨、此
寒中節々雪ふる、雨も切々降、然共寒前寒し、寒中暖
氣也、　十二月四日、東山之大佛燒、銅をはかし佛體
へかけゝる時、火もへ出、
十一月廿六日內府公江戶を出御、十二月廿一日、熱田
宮に着御、路次中鷹野故上着遲々、少々不例也、　諏
方の海氷、　此寒中うすくして馬不レ通、　御渡は有レ之
故、かち渡は有レ之、來年日てるへき由と云々、北國は
此年雪深き故、　來年水可レ出と申けるとなり、　諏方の
御渡りの馬の足跡に見樣あり、　來年は亂逆可レ有レ之
歟の由と云々、
去子年より浮田八郞薩摩島津所々隱居之處に、內府
公儀次第可レ有二成敗一歟之由、島津又八言上、是は
於二伏見一十二月下旬出仕之砌如レ此言上云々、又八則

院非分の由也、依レ之公事無レ利、此故衆徒與二行人一内内間柄不快甚也、

慶長七壬寅正月朔、朝雪降、十九日壬午、内府家康公江戸を出御、二月十四日伏見着城、伊勢路を通御、北國主羽柴肥前守關東ゟ下、内府公逗留中、於二江戸一可レ有二出仕一との内心歟、正月廿一二日比、江戸ゟ可レ被レ着之由、先立て雖レ有二其告一、上方諸衆關東下向無用之由依レ仰、肥前主にも無二對面一上洛し給、肥前者於二江戸一大納言秀忠公ゟ出仕有レ之、肥前は則伊勢筋上洛、於二伏見一内府公ゟ有二出仕一、於二江戸一大納言公ゟ金百枚、銀千枚、小袖百領、脇指正宗進物也、大納言公より肥前に金子百枚、馬、鷹幷鍋、藤四郎の脇指被レ遣了、

正月、大納言ゟ於二關東中に一廿萬石被レ渡、但此内二三萬石不足之由也、則小性幷小馬廻以下不レ殘、大納言公より配當也、

二月、佐和山城主井兵部直政病死、年四十四、一男左近大夫年十二、繼二其塵一佐和山に住す、

三月十三日、内府公爲二年頭之禮一大坂ゟ下向、秀頼へ對面也、則十五日還御、同廿七八日比、島津使者相上る、

四月十三日、濃州大水、みつや堤千間餘相きれ、町之者多分死、家流牛馬同死、此時中野塘もきれみ?り、此年濃州別而凶年、同廿八庚申、内府公上洛、一日休息、五月朔日參内、二日於二院御所一今春能仕、當世の上手也、晩に雨、見物の衆ぬれけり、三日相國寺佛詣、此兌長老内府公氣相なり、四日又今春能有レ之、此能未レ終に、内府公伏見へ還御、

五月八日、常陸佐竹國替之儀也、折節在二伏見一、右之旨以レ使宣ける、兎角之意趣無レ之、賢意次第之由返答了、則十二日常陸在國之父義重幷家中へ、此使有レ之、愛田砥澤邊にて廿萬斛、佐竹に可レ被レ下となり、六月十四日、佐竹城請取、薩摩の島津龍白近々上洛仕之由言上すと云共、終に無二上洛一、内府公起請文申請と云共、事延引す、今の分計略歟、

六月朔日より伏見普請あり、上方諸大名在伏見す、

同月十日比、南部蘭麝臺、從二内府公一以レ使被レ爲レ見、同勅使被レ遣、此比彼蘭麝臺を被レ切度由、頻雖レ有二内存一、是を切ぬれは、餘命不レ幾之由云傳によつて被レ止也、蘭麝臺と云はをふらんと云沈香也、蘭麝臺と云ふ

此春疫病關東に流布して人多死ける、在所によつて八人九人住む家には、一人二人殘りける所も有とかや、信濃も同前、

四月十日、鼓打大藏二介入道々知死、年八十五、去年の五月、於二難波一有二勸進能一、其時鼓を打ける奇特云々、

五月廿七日甲子雨、此春夏惣て雨也、六月十九日廿日大水、此夏中あつき事なし、十七日より廿三日まて七日打續大雨、廿二日尙以大水、

此比會津無爲、景勝悃望に付て有二寛宥一、近々令二上洛一、內府公ゟ可レ有二出仕一之由也、六月下旬之比彥坂小刑部御折檻、則閉口也、是ハ內府公知行方三目代之其一也、同月前々崎普請、大津之家門并石共被レ移二彼地一、

七月朔日會津を長尾景勝立、同廿四日伏見に着、會津則上表、米澤信夫郡にて知行二十萬斛給、會津は蒲生藤三郎拜領、　七月廿日、美濃北方にて蛙鸞を取、丙辰未の時珍事也、同月十四日五日より、內府公瘧病、同廿七日本復之所、又甚病惱、八月三日四日より本復、

此秋諸國凶年、　九月の比、於二江州一近習之輩十二三人知行被二充行一、同月、北國之主羽柴肥前息ゟ大納言秀忠公之息女を有二祝言一、年三歲、彼肥前無二男の息一、以二養子を一如レ斯、但別腹の弟也、　去年關ヶ原合戰之砌、俄に屬二味方に一小川左馬助、于レ今新本知行聊無二拜領一、是は何時も捨レ弱附レ强之由、諸人依レ訴歟、

內府公十月十二日丙子、關東下降、其日長原泊給、十三日佐和山、十四日大垣、十五日岐阜、十六日之朝、加納城場廻見給、十一月五日、內府公江戶ゟ下着、閏十一月二日、江戶町不レ殘大火事、此後も數箇所度々町町火事、同十日京都雨にまじり土ふる、喩へはかわらけの粉の樣なると云々、又十五日如レ斯、近江邊ふる、十一月九日、江戶より忍河越ゟ內府公爲二鷹野一出御、廿八日歸城、十二月四日岩付邊所々又鷹野、此正月於二江戶一內府公越年也、十二月廿八日、宇都宮の奧平大膳大夫家綱に被レ充二行知行十萬石一、是美作守信昌一男也、

此秋叡山ゟ三千石、豐國ゟ二萬石被レ寄二知行を一、又內裡御領并公家領方々に有しを、被レ寄二京邊土一

此比高野行人與二衆徒一有二言事一、去年木食は石田治部令二一味一、方々敵城を被レ拵し依レ罪被二牢籠一なり、此文殊院は木食弟子也、是內府公氣相歟、木食遺跡彼文殊行人たる間、素爲二荷擔一衆徒意趣爲レ理之間、文殊

一かんとうし町橋　服部土佐守　一うなき谷町橋横橋共に　小野木縫殿助
一天王寺口　横濱民部　一甲津口　上田主水
一南方ほりつめの口　奥山雅樂助　一平野口新屋　小出大和守
一玉作口　多賀出雲守　一玉作口　杉若主殿
一京口ノ小橋谷　出羽守　一中の渡　山﨑左馬助
一福島口　山﨑右京進　一天王寺より南の口　石川備後守
一天王寺より平野口　赤松上總介　一天王寺小坂水所、　木下左京
一大和口　川尻肥前守　一福島川口の番　脇坂中務　菅三郎兵衛　同右衛門八

右手前々々に番所を被㆑立、番衆慥に在㆑之而、妻子なと出る事をは堅可㆑被㆓停止㆒候、往還は無㆑滯可㆑被㆑通候、以上、

慶長五年庚子七月十五日　長束大藏　増田右衛門尉　徳善院

慶長六辛丑正月、内府公舊冬之病氣故、諸國衆無㆓出仕㆒、同月十五日有㆓出仕㆒、内府公病惱依㆓本復㆒也、薩摩島津于㆑今無㆓上洛㆒、佐竹無㆓上洛㆒、去年亂逆之砌、事の體を見合、不㆑出㆓己か國を㆒之間、今恐㆓身の科を㆒歟、　内府公三月廿三日辛酉、自㆓大坂㆒伏見へ御移、其日甚雨、翌廿四日、秀忠公同從㆓大坂㆒伏見へ御移、是日も大雨也、廿八日丙寅、中納言秀忠公上洛、翌廿九日丁卯、參内、被㆑任㆓大納言㆒、

去二月城々有㆑定、井兵部少輔直政江州佐和山、本多中務大輔勢州桑名、松平下野守内府公三男長吉、尾州清須、奥平美作守信昌濃州加納、石川長門守同大柿、本多豐後守三州岡崎、松平玄蕃同吉田、松平内膳遠州濱松、同三郎四郎同懸川、是は内府公弟、但父は別、酒井與七郎同田中、内藤左衛門駿府、天野三郎兵衛駿河興國寺、大久保次衛同三枚橋、　本多縫介三川吉良、　江州大津を勢多へ移し、戸田左門可㆑被㆑置と也、大坂には秀頼公有㆑城之間、内府公人數不㆑被㆑置、

四月十日、大納言公關東へ下向、内々會津立の有㆓陣用意㆒、十五日當佐竹父義重上洛伏見へ着、

去年自㆓愛宕㆒眞壺二百餘上る、是此度敵對輩之壺也、依㆑人被㆑施㆑之、

此年正月之比、西上野箕輪小幡其許近邊に、あとりと云小鳥無㆓際限㆒有㆑之、とりもちなくして、藪なとにてさこ網を以二十卅つゝ取、夜中には手にて多くとらゆる也、去年の十二月廿日比より有けれ共、中にも正月十日比さかりなりける也、

出雲隱岐堀尾帶刀、紀伊國淺野左京、但何も本領分は則被ニ上表ー、伊豫は藤堂佐渡加藤左馬介、筑前黑田甲斐守、若狹京極宰相、丹後京極修理拜領也、此衆何も本領上表也、但此内黑甲藤佐加左其國に本領依レ有レ之、其領共如レ此、肥後の國は加藤主計頭、讃州は山内對馬、　北國の主羽柴肥前江州へ出合也、是は自ニ大坂ー暇を請、十月歸國なり、十一月十六日、自ニ大坂ー江戸中納言公御上洛、十八日御參内、十九日歸洛、同廿七八日比内府公病惱、十二月九日同廿六日、京都大雪、十二月十三日、信州眞田城を渡し、親子共に高野に上る、九月十月十一月三箇月打つゝき大也、來年も又如レ此九十十一大也、珍事と云々、但三箇月大つゝけは、亂逆の兆と京童部云也、十二月廿九日大雪、十月自ニ會津ー出羽のもかみへ動、もかみ家中之城主二三人會津へ一味、依レ之もかみ城廻まて放火、此時上方悉平均之由、陣中に相聞る間、右に會津へ一味のもかみ方の城主等、又もかみへ同心す、依レ之敵敗軍之際及ニ合戰ー、會津之人數二三千も被レ討、此十一月十二月明る正二三月迄、於ニ大坂ーふんとうふんとうと呼る、非ニ人音ー、虚空にて如レ此呼、

此九月より翌年二月中旬迄、京都爲ニ置目ー奥平美作在京、二月美濃國之拜領へ下る、其後暫京都之守護無レ之故、京童部吐ニ放言ー、又盜賊徘徊不レ可ニ勝計ー、京境井愛宕其外所々、此度敵對之衆、金銀不レ知レ數有レ之、悉内府公へ納、十一月十二月内府公不例、自ニ去る年ー大谷刑部少内府公に別して忠信、然而此度謀叛之事如何となれは、去比浮田中納言(備前主)家老之衆と爲ニ主從間ー有ニ云事ー、大谷者中納言理を專被ニ云立ー、内府公彼家老之者被ニ介法ー、此儀に付て大谷批據を申之由依レ宣如レ此、

去春船堺浦に寄、是はイギリスと云島船、黑船の敵也と云々、然間船中に具足大鐵砲數多有レ之、具足は腰より上計也、内府公見物し給、上下見ニ之をーさて猩々皮以下令ニ賣買ー、無ニ異儀ー令ニ歸國ー、彼船爲ニ唐船の敵ー間、可レ令ニ誅罸ー物をと人皆云レ之、

去七月上方衆内府公に謀叛時大坂惣構口々番手事

一濱の橋　毛利民部大輔　一高麗橋　高田河内守 藤懸三河守
一平野町橋　宮木丹後守　一淡路町橋　早川主馬
一備後橋　生駒修理 同主殿　一本町筋橋　蒔田權助
一久太郎町橋　蜂須賀阿波守　一久法寺町橋　竹中伊豆守

内府公就異見、八歳之秀頼より興行也、此夏中、善光寺河中島御堂建立、木曾の棧去々年より人不通、是も去年之夏より事始て出來、伊那河橋も同前、八月廿二日、岐阜城主織田中納言（信長孫也、）幸田の渡へ出、尾州衆と合戰、即岐阜へ推こみ、町中放火、翌廿三日稻葉山乘崩、數輩討取、中納言を虜、（是は信長孫、信忠一男也、）右の内府方之衆至赤坂進陣之處、大柹居陣する石田治部島津兵庫人數かう戸渡にをいて行合、則大柹衆北、又數輩討捕、關東方衆至赤坂陣取了、九月旦丑、三日より九月節、九月朔丑、内府公江戸を出馬、十五日濃州至赤坂着馬之處、夜半に敵關ヶ原ゟ自大柹相廻、於先陣企合戰、此日雨降霧深、而行先不分明、伊勢筋へ相廻西國衆二萬五千餘、こうづ駒野に居陣す、關ヶ原には石田治部浮田中納言大谷刑部島津兵庫小西攝津守將陣の處に、金吾中納言（政所の甥、太閤之養子也、）内府公屬味方之間、敵敗北、數百討取、此時脇坂中務小川左馬介俄屬内府、翌十六日江州佐和山押寄、佐和山は治部依留守則落城、於城中杢（治部兄）同父自害、十七日休息、十八日八幡、十九日草津、廿日大津少有逗留、廿六日淀、廿七日大坂入城也、此時迄森輝元與増田右衛門大坂令居也、秀頼は依爲幼稚、内府公無遺恨之間、本丸に居城也、信州眞田此度大谷刑部と令一味之間、秀忠公宇都宮より直に被押寄所、先上方ゟ可被相上之由、依内府公仰、抛細事を、自眞田急被進陣、此時伴之衆馬勢行歩不安、廿三日草津迄着陣、廿七日内府公同日に大坂ゟ入城也、同廿三日石田治部於江北に虜、小西攝津守十九日生虜、此九月廿日、奥平美作守信昌爲京都の仕置上洛、廿三日於京都安國寺（森輝元歸依之僧、但携武邊也、）を美作手へ生捕、安國寺伴之者數輩討取、右石田治部小西安國寺大坂堺井より京都へ、同卅日被指上、十月朔日大路を渡し、於六條川原刎首掛獄門、浮田中納言打死之由、其時巷説、長束大藏於江州刎首掛獄門、増田右衛門高野登山、金千九百枚、銀五千枚出し、身命計相助らるゝ、森輝元は七箇國上表、二箇國領納、（防州長州、）是は内府公へ味方の衆人質大坂に有之を、森居城廣島ゟ遺間、無異儀爲返取也、其儘大坂下屋敷居住、此陣留守中會津景勝少の行に不及、此時國配當あり、安藝備中兩國を羽柴左衛門大夫、播磨羽柴三左衛門、備前美作金吾中納言、

十一月廿八日より十二月十日まて、淺間鳴動、此故か灰無二際限一小幡筋降、　此寒中暖氣也、兩三度雨雪少少降、

十二月廿三日立春、三更の比より巳刻まて雪降、

慶長五年庚子、此春中加賀羽柴肥前守利長與二內府公一〔傍注〕家康公の事也間から不レ快、大坂諸大名拵ヵ◎扱あり、肥前守悃望也、金澤城に廿萬斛の城領を添、內府公息を養子し可レ讓之由也、扨も無レ事了、肥前母儀幷家老の人質江戶へ被レ下、依レ之內府公心悅、右之金澤城領も無二抑留一子息養子も止了、此三月の比より、會津長尾景勝と內府公不レ快、六月十六日、景勝爲二成敗一內府公大坂を御出、七月二日江戶へ御着、同十九日庚申江戶を中納言秀忠公出馬、內府公は廿一日也、然處に大谷刑部石田治部於二江州一敵對、依レ之大坂奉行を始上方衆悉內府公に謀反、此已前會津へ出張之上方衆、宇都宮より歸上る、內府公へ聊不レ可レ有二逆意一之旨有二應諾一、如レ此之間、內府公同八月四日、自二小山一江戶へ歸馬、中納言公は暫く宇都宮に有二逗留一、所々普請あり、此七月爲二手合一伊達政宗奧州白石の城を攻崩、外曲輪の者共悉討捕、本城は依二悃望一助二身命一、大將分四人虜、伏見城內府公人數有レ之、此時迄は堅固也、八月朔日巳刻、伏見城落居、其體有二逆心の者一敵を引入、火箭を射る間、城中燒崩、尾州淸須城主福島左衞門大輔內府公へ依二一味一番手として內府公より彼城へ人數を入らるゝ、　此外岡崎吉田濱松懸川橫須賀駿府與國寺三枚橋、此城々へ同番手入る、　苅屋水野和泉守（內府公御袋の弟）、內府公に先立て參陣の處、上方衆かゝの江の彌八と云者、不慮に企二口論一伐二和泉守一相互死す、其座中に堀尾帶刀被レ居ける、是をも數刀切、然共何もかす手なる間不レ苦、

此春、於二武州一江戶松平十三郎へ云人の馬の尾に、鼠巢を喰い子を產、是其身の惡事か、家を燒けると也、又兄之主殿介於二伏見一討死す、凶事を告か、

又武州忍に山伏あり、　正月雲を見て、　吉凶を卜とあり、此春、北國の鉾楯は無事になるへきと、始終申けると也、於二東筋一凶事可レ有の由を申、奇特と云々、此以前も、彼山伏關白秀次太閤秀吉公逝去可レ有事をも兼て申レ之由也、　此四月、天王寺御堂建立大善事あり、貴賤群集、聖德太子の朱印、各奉レ拜レ之、　卅三間之御堂も修理あり、大佛をも佛體を再興あり、是何も

此春、下京の神明堂にて、人ならは二三十人聲にて、卅日餘躍けるか、後には泣けると也、　又八月十日時分に、將軍塚鳴動不レ斜、是等は太閤の凶兆也、

慶長四己亥正月自二中旬一、於二伏見一各有二物言一、是亡二家康公を一度との企、專石田治部少輔執行、折節內府公衆歷々自二關東一上二着伏見一、又大谷刑部少內府公に荷擔之間、彼組之衆多以同レ之、然而二月無爲、內府家康公與二羽柴筑前一主北國和平、

二月廿日午の剋、淺間鳴事夥し、去酉三月如レ此鳴、雖レ然此度之鳴樣、酉の春よりも超過せり、又其夜寅の剋淺間鳴動甚、近年無二比類一之由、年老之者云焉、

二月廿九日、筑州自二大坂一伏見家康公來臨、彌可レ有二入魂一之儀也、內府公有二應諾一、三月十一日、內府公大坂筑州宿所に入御、　筑州病惱危急之間、子息肥前に不二相替一可レ有二入魂一之趣、家康公誓紙を被二乞請一、畏悅云々、さて三月二日の曉、筑州卒去、

三月十九日、家康公伏見之向島に假に移徙、依レ爲二吉日一也、同廿六日より向島に令レ居給、　此比、諸大名思々に荷擔の用意あり、依レ之京伏見騷動無二止事一、諸大名家康公に依二異見一、閏三月十三日壬戌午剋、伏見城に御移、

閏三月七日、石田治部江州佐和山彼居城に移閉口す、此間之就二言事一、令二氣遣一之間、三川守秀康被レ送二路次を一、是依二內府公の仰一也、此石田治部は、太閤之時無類之出頭人也、

四月十九日、阿彌陀か峰新八幡堂に各社參、是太閤秀吉公を奉レ崇二神に一、號二八幡大菩薩堂一也、併依二彼遺言一如レ斯、然而有二遷宮一、翌日能あり、四座の猿樂行レ之、大菩薩は可レ有二如何一とて、其後改二豐國大明神一」

此春中諸國に糧乏云々、　閏三月廿四日、四月四日、伊豆國妻良崎を出る上船、多以或は荷物をはね、或は破損云々、

六七月、下總上總武藏切々大風吹、夏秋凶、遠州此夏中三千人餓死、關東中も餓死あり、

此秋中、在二伏見一之衆佐竹、會津景勝、安藝毛利輝元、國々に下、羽柴肥前守も北國に被レ下、

八月十四日、內府公御參內、供奉之衆は肩衣袴也、

同十八日、豐國大明神有二祭禮一、翌日、金剛今春二座行二能を一、觀世寶生は、來年可レ行となり、　九月七日、內府公大坂に御下、其儘翌年六月迄、大坂西之丸に居住御、

此比伏見屋作大儀之由有レ仰、黄金幷八木各被レ下、
慶長三戊戌正月七日大雪降、
去年酉之十二月、高麗面日本より相抱たる城うるさんと云地ゐ、高麗衆四十七八萬にて推詰攻る、但彼城竟に持こたゐ畢、日本人數千計討る丶、此説正月中旬京着、
二月會津より蒲生藤三郎移二宇都宮一、知行十九萬石拜領、去甲午之年、父飛驒守相果、然共今年まて在二會津一之處に、爲二幼少一之間、遠國之境目、在國可レ有二如何一之由にて如レ斯、此藤三郎は爲二家康聟一、會津へは越後景勝爲二國替一被レ移、則越後國有二繩打一、伏見御普請、近國衆は二月朔日、關東の衆三月旦より始也、
四月八日、淺間山ゐ參詣衆八百人程燒死云々、昨日大小之違にて、今日は不二緣日一之由、山巓にて呼ると云へ共、只八間の所レ謂也と心得不レ用レ之參詣處如レ此、
三月江戶大風、高棟之家損、城之北門吹倒、此時自二關東一上り船、或は荷物をはね、或は破船、五百餘艘之內百艘計無二異儀一云々、太閤秀吉公六月二日より御不例、御腰不レ立、八月十八日薨給、年六十二、病中に爲二形見一送二金銀を男女上下不レ殘、隨二其人々一被二相賦一、此多少之割、病中に自身し玉ふ、奇特云々、
七月廿七日、夜半より大風洪水、五穀損亡不レ可二勝計一、
八月十六日、善光寺如來俄下向、町傳に信州本善光寺ゐ送レ之、路次中にて脇佛は散々の體也、此善光寺如來上り給て後、太閤無レ程病氣之間、不吉之兆とて如レ斯、八月十九日、中納言秀忠公出京、九月二日江戶ゐ下着御、九月十六日、景勝立二會津を一上洛、
此春、奧州平泉中尊寺一切經伏見ゐ被二召上一、如來堂に被レ置、是淸衡基衡秀衡三代之中に所二書寫一之經有二三部一、十月本國ゐ被二返下一、
十月孔雀自二伏見一江戶ゐ下る、但尾はなし、
九月之比、自二日本一相抱る高麗之城々ゐ、大明幷高麗衆都合百萬計にて押寄攻レ之、十月十日比、島津兵庫居城ゐ取懸之所及二合戰一、二萬七千餘計捕之間、大明衆敗北、二三日路追詰、追々四五萬程討捕、依レ之自餘之城々取詰、大明衆退散、則有二無事之扱一、十一月無二異儀一九州迄何も歸朝、
此秋、諸國凶年云々、
此冬、三井寺僧衆還住、寺領如レ本、

かりなる都の花は散はて丶東の主か世をは次へし、
（此女歌道聊不レ辨、奇特云々、）
此夏秋度々大水、百年以來無二比類一、
八月五日、入レ夜大風、諸國損亡す、
此年中高麗より歸朝之衆雉子持來、　日本の鴦に似たり、
此比三井寺可レ有二退轉一之由太閤有レ命、是は勘當之者道具を、彼寺に依二隱置過一に一也、依レ此衆徒何も退散、此寺鐘近年不レ鳴、示二此儀一兆歟、奇特云々、又寺領は被レ寄二叡山一、此寺之鐘自レ此以來彌不レ鳴、
慶長二丁酉正月自二下旬一、伏見爲二普請一なり、此近年之普請人の退屈不レ及二是非一、餘緊く相拵間、及二晩一にては目不レ見、或當レ石殘二身を一、又は煩に付不レ出二普請一者、其主人不レ出二飯米を一之間、成二乞食と一京中に充滿せり、此太閤秀吉公日本小國には不相應才人たり、然所に如レ此不レ顧二人の苦勞一給事、時人不審と云云、（中國西國衆は、重而高麗江渡海、）
三月朔戊之剋、信濃國淺間山夥く燒上る、其焰之中に如レ雷光無レ間ひかる、火の色青し、其山下へは大石を幾等と云不レ知レ數推出、西上野茶臼天目程なる石多降、常陸國迄如レ此と云々、
唐より象來、其毛の色如レ猪、象遣共に渡、長は六騎之馬に長計也、ふとくなり合たり、飲合は以レ鼻用レ之、象つかいの騎時は、折二膝を一乘する、此年又象來、自二右象一長高し、年も增す、始之象は六七歲也、廿六七歲迄も長高く成と云々、
夏の比、大佛之去々年之地震に破しを、秀吉公御覽し、か樣に我身をさへ保不レ得佛體なれは、衆生濟度は中々不二思寄一とて、善光寺の如來を可二移給一と也、
同七月十八日、如來入院給、其行粧夥體也、武士は辻堅、諸宗之僧侶同法花宗被レ供二奉如來一、貴賤奉二圍繞一渇仰事不レ斜、
自二此春中一、四條に太閤新構有二普請一けるか、地利狹して又白川出口江有二普請一、町人壞二家を一迷惑す、
九月宇都宮彌三郎背二太閤之命に一、高麗江可レ被レ遣とて、卒爾に備前國迄被二相下一、さて宇都宮領被二當竿一、奉行爲二淺野彈正一、
十一月廿日の夜大雪、
自二此年中一、畿内京伏見大坂堺諸責物不レ嫌二大小を一、五分一の役被二召上一、庶民爲レ之迷惑す、

傾城屋へ走入之間、不レ及二是非一之由言上、然は則はり付に被レ掛、

自二去年一關白秀次依レ仰、謡百二十番抄出來、是五山文字智者被レ致レ之、

慶長元丙申、伏見御普請として、二月諸國衆上、河內國堤關東衆築レ之、

同年春、太閤以の外御惱、三月俄御平愈、諸人成二安堵の思一、惣別未年より常御惱氣、自二三月一御息災奇特々々、

同春中雨細々降、五月中旬より六月廿六日迄露にいる、此春雪節々降、四月四日にも雪降、五月九日尾濃洪水、六月十九廿三日、信甲關東洪水、百年以來の大水と云々、知行損亡不レ知レ數、武州之內葛井淺草にて、人三四百人溺死、其外牛馬數を不レ知死、此時節も上方は指せる事なし、六月廿七日より七月七日迄旱、翌八日より又雨降、六月十四五日比彗星出、七月廿八日より閏七月二日まで旱、翌三日より同九日まで降、同九日に方今俄水、山崩人死、此水は所による、閏七月十二日の夜子の刻に、上方大地震、京中は三條より下伏見迄家損人死、上京は不レ苦、伏見御城中にて、女臈七十三人、中居下女迄五百人死、一の門三門の番衆、門崩悉死、折節太閤中のまるに御座、御身無レ恙、諸大名の家々倒る、人死事無レ限、大坂々井も同前、伏見城殿主石かけは一も不レ殘崩る、大佛堂は不レ苦、佛は損也、愛宕山坊中も倒、所々よりあかる眞壺過半損、此六七月閏にても、上方は雨降、五穀豐なり、此地震關東駿遠何も東は不レ動、此春家康公を被レ任二內大臣一、自レ是內府公と申也、

前の七月の如二淺間燒上一、西の方へ焔ころふ、此故か近江京伏見其比灰細々降、其故にや秋毛少々凶と云云、信濃なとは此灰一寸計たまる、關東は不レ降、但是も同秋凶云々、

去夏爲二音信一唐使渡海、則可レ有二對面一處、武者揃して可レ被二見せ一之旨にて、自二諸國一士卒被二召上一之處、右之地震にて諸道具擊摧之間、被レ止二此儀一、此費不レ可二勝計一、然は九月旦日、彼唐使に於二大坂一御對面、唐使進上物段錦千巻、白絲五千、自二太閤一被レ下物かなかいの物彼國に有レ好由如レ此、同三日に歸唐す、

木幡山を本丸に可レ被二取立一にて、七月十五日有二事始一、十月十日本丸之分普請出來、

此比江戶に住の米津淸右衞門（家康公近習人）妻女夢想に云、さ

三戊戌　太閤薨給事、　善光寺如來信州へ歸玉ふ事、
　高麗陣の衆歸朝事、　三井寺衆徒還住の事、
四己亥　淺間山夥燒事、　諸國飢饉の事、　古太閤を奉
　レ崇レ神事、
五庚子　關原合戰の事、
六辛丑　あとりの事、　高野衆徒與二行人一相論事、
七壬寅　佐竹滅亡之事、
八癸卯　家康公被レ任二征夷將軍一事、
九甲辰　京町人豐國江風流之事、十二月諸國浦々變易事、
十乙巳　江戸秀忠公上洛し給、被レ任二征夷將軍一事、
十一丙午　諸國町々失火の事、　江戸石垣普請の事、
　京伏見光物の事、

文祿四乙未正月
三月廿八日、太閤秀吉公家康公江於二聚樂一御成、自二
家康公一進上物銀三千枚、小袖百、此内唐織色色あり、綿千把、八
丈島五百端、褶三百端、太刀長光、御腰物光忠、御脇指行光、御
馬一疋、黒毛鞍を置、　家康公御息 中納言秀忠進上物銀 五百
枚、小袖五十、越後布百端、御太刀一腰、御馬一疋鹿毛、家
康公御袋進上物小袖十、黃金十枚、同御息三河守より
小袖卅、其外十萬貫以上の衆小袖廿、三萬貫二萬貫と
をり衆小袖五つゝ、五千貫二千貫とをり迄小袖、或は
三或は二進上也、　即還御也、
四月廿三日寅日未の刻、西上野氷降、間に大なる天
目程なる氷あり、麥麻一圓に損亡也、武州東上野も少
少損亡、　其夜龍の毛とを馬の毛之樣なる物、雨に交
り降、　同五月廿四日申日、又氷ふる、
關白秀次太閤江頃日御謀反の企露之由あつて、七月
八日關白秀次聚樂退出、即出二家於高野山一、同十五日
腹を切御、秀次若君二人、一二歳の孩兒、幷近習女房卅餘輩、
渡二洛中一切捨らる、誠は秀次逆心之儀虛言と云へ共、
行跡不二穩便一故、治部少依二讒言一如レ此、　聚樂城幷諸
侍之家門伏見江被二引移一、　去五月、於二京都一江戸中
納言秀忠屋敷江雷三所江落、家人何も無二異儀一、其時
尅京中六所へ落、
此比京都傾城共被二召上一、五人太閤被二召遣一、江戸内府
公加賀大納言江も二人宛被二召遣一候へとて被レ遣、其
外の人にも被レ下ける衆多し、右之傾城共の中に、歌
舞躍を令二難澁一美女一人有レ之、其子細を被二相尋一に、
不レ賤之親類多之、外分を思之由言上、依レ之彼兄弟に
問給へは、此已前兩度相請召直す所に、兩度なから又

一萬石　蒔田權佐
一萬石　中江式部大夫
一萬石　別所豐後
一萬三千石　山口右京介
一萬二千石　石川備後
一萬石　松浦伊豫
一萬二千石　加須屋內膳
一萬二千石　片桐市正
一萬五千石　氏家志摩
一萬石　寺西備中
一萬石　同次郎介
一萬石　池田セン
一萬六千石　織田三十郎
　桑山修理
一萬三千石　宇田下野
貳萬七千石　堀田(◎內カ)安房
二萬石　多賀出雲
一萬五千石　本田因幡
一萬九千石　杉若越後
一萬二千石　小川土佐
一萬石　峯田伯耆
一萬石　大野修理
一萬七千石　横口民部
壹萬五千石　石川肥後
三萬石　小出播磨
三萬斛　木下肥後
一萬六千石　桑山法印
壹萬石　有馬法印
一萬五千石　石田木工頭

都合千三百貳十九萬三千石、此外內裏御領幷公家門跡寺社、又無役等有レ之、

當代記卷三

文祿四乙未　秀吉公家康公へ御成事、秀次滅亡事、
慶長元丙申　大地震事、三井寺違ニ太閤命ー事、
二丁酉　信州淺間山夥燒事、善光寺如來東山大佛へ入院の事、

石高	名
壹萬六千石	日根埜法印
貳萬石	西尾豊後
拾五萬二千石	吉田侍從
五萬千斛	山内對馬
十一萬二千石	堀尾帶刀
壹萬貳千石	松下右兵衛
三萬五千斛	有馬玄蕃
十四萬五千石	中村式部少輔
廿一萬七千石	淺野彈正
	同左京大夫
八萬斛	伊那侍從
五萬七千石	仙石越前
二萬八千石	日根野織部
五萬八千石	石川玄蕃
三萬八千石	眞田安房
二萬七千石	羽柴下總
貳萬二千斛	岡本下野
二萬二千石	氏家内膳
三萬四千石	古田兵部少
二萬五千石	稻葉藏人
三萬五千石	九鬼大隅
五萬石	富田左近
	同信濃守
十九萬四千石	石田治部少輔
六萬石	大津宰相
五萬石	長束大藏
五萬石	德善院
八萬千斛	宮部法印
二十萬石	增田右衞門
一萬二千斛	新庄駿河
一萬二千石	同越前
五萬石	羽柴伊賀侍從
二萬石	同美作
四萬五千石	大野宰相
	同常心
四十七萬四千石	備前中納言
百十二萬五千石	安藝中納言
六萬千石	生駒雅樂
六萬千石	同讃岐
十七萬三千石	蜂須賀阿波

貳百四十萬貳千石　家康公のこと江戸内府
十萬千石　三川守結城宰相
五十三萬斛　佐竹こと常陸侍從
五萬石　彌三郎こと宇都宮侍從
六萬二千石　那須衆寄合
三萬九千石　富田左近子佐野修理
四萬石　里見こと安房侍從
九十一萬九千石　蒲生飛驒こと會津侍從
六十一萬四千石　伊達政宗こと大崎少將
十三萬石　最上こと出羽侍從
五十五萬千斛　景勝こと越後中納言
貳十三萬五千石　本は前田又左衛門尉な、今は號ニ羽柴筑前守、加賀大納言
卅二萬石　前田肥前こと、但羽筑息、越中宰相
二十一萬石　羽筑二男孫四郎こと能登侍從
四萬三千石　松任宰相
十六萬斛　北庄侍從
六萬六千石　村上周防

四萬四千石　溝口伯耆
十萬斛　東江侍從
二萬石　青山修理
八萬斛　青木紀伊守
五萬石　大谷刑部少輔
十三萬三千石　岐阜中納言
一萬三千石　兩遠藤
七萬斛　金山侍從
四萬石　郡山侍從
三萬斛　伊藤長門守
三萬三千石　金森法印
四萬斛　加藤作十郎
廿萬石　羽柴左衛門大夫
壹萬石　福島掃部
三萬石　德長法印
二萬斛　木下美作
三萬石　原隱岐
十萬石　田中兵部少輔
二萬斛　水野和泉
三萬五千石　一柳監物

越前國 十二郡 四十九萬千四百十一石
加賀國 四郡 卅五萬五千五百七十石
能登國 四郡 廿一萬斛
越中國 四郡 卅八萬二百九十八石二斗八升
越後國 七郡 卅九萬七百七十斛
佐渡國 三郡 一萬七千卅石
出羽國 十二郡 卅壹萬八千九十五斛
陸奥國 五郡 百六十七萬二千四百六石
信濃國 十郡 四十萬八千三百五十八石
甲斐國 四郡 二十二萬七千六百十六石
美濃國 十八郡 五十四萬斛
尾張國 八郡 五十七萬千七百卅七石四斗
三河國 八郡 二十九萬七百五十斛
遠江國 十四郡 二十五萬五千百六十石
駿河國 七郡 十五萬石
伊豆國 三郡 六萬千八百卅二石
相摸國 八郡 十九萬四千二百四石

武藏國 廿一郡 六十六萬七千百廿六石
上野國 十三郡 四十九萬六千三百七十七石
下野國 九郡 卅七萬四千八十二石八斗
下總國 十一郡 卅九萬三千二百五十五斛
上總國 十一郡 卅七萬八千八百九十二石
常陸國 十一郡 五十三萬石
安房國 四郡 四萬五千四十五石
伊勢國 十三郡 五十六萬七千百五石一斗四升
志摩國 二郡 一萬七千八百五十三石九斗一升
阿波國 九郡 十八萬三千五百斛
讃岐國 十二郡 十二萬六千二百石
伊豫國 十四郡 卅三萬六千二百石
土佐國 七郡 九萬八千二石
飛驒國 三郡 三萬八千石

都合千八百卅五萬三千九百四十二石 是近年竿當給帳也

但壹岐對馬は爲二此外一也

惟時伏見普請役之帳

廿四萬貳千百五斛貳斗　十五郡河內國
十四萬千五百拾壹斛七斗　三郡和泉國
四十四萬八千九百四十五石五斗　十五郡大和國
十四萬三千五百五十石　七郡紀伊國
十萬斛　四郡伊賀國
七十七萬五千三百七十九石　十二郡近江國
貳十六萬三千八百八十七石　六郡丹波國
卅五萬八千五百卅四斛　十六郡播磨國
六萬貳千百四石　二郡淡路國
廿萬三千三百八十八石　八郡備前國
一萬八千三百七十四石　同兒島
十八萬六千拾七斛七斗　七郡美作國
十七萬六千九百二十九石　六郡備中國
十一萬四千二百卅五斛　八郡但馬國
八萬八千五百石　七郡因幡國
十萬九百四十七石　六郡伯耆國
十九萬四千百五十石　八郡安藝國

十八萬六千百五十斛　十四郡備後國
十八萬六千六百五十石　十郡出雲國
十一萬千七百七十斛　六郡石見國
十六萬七千八百二十石　六郡周防國
十三萬六百六十斛　八郡長門國
四千九百八十石　四郡隱岐國
十四萬斛　八郡豐前國
四十一萬八千三百十三石　八郡豐後國
卅二萬五千六百九十五石　十郡筑前國
貳十六萬五千九百九十八石　十郡筑後國
卅萬九千九百卅五斛　十一郡肥前國
卅四萬千二百二十石　十四郡肥後國
二十八萬三千四百八十八石七斗四升　十四郡薩摩國
十七萬五千五十七石二斗三升　八郡大隅國
十二萬百八十七石四斗四升　五郡日向國
十一萬七百八十四斛　六郡丹後國
八萬五千斛　三郡若狹國

顯しけれ共、公家の業なれは何の沙汰に及はす、
文祿三甲午、自レ春伏見普請として、日本國之衆上洛、
但奥州衆依レ爲二遠國一被レ除二普請一、
自二此春中一五月五日迄、關東は旱天、翌日六日より雨
降、七月廿六日之夜、俄に大風、諸國損亡不レ可二勝計、
　秀吉公八月之比、聚樂秀次に可レ有二御成一之由に
て、度々延引、十月廿日比に御成也、　十月自二中旬一
普請衆あかる、　去八月之風雨に木曾之梯落る、
此比、東山之大佛漸出來之間、足代をも取、佛體をも
塗、築山をも引、　同冬中、越後景勝會津蒲生飛驒常
陸佐竹何も御成也、
此春、るすんへ渡商人壺多持來、直賑之間上下取レ之、
然處に此冬大閤秀吉聞レ之御、日本國之爲二寶物一を爭
與二下直一哉と有レ仰、悉く被二召上一、翌年右之價一倍金
子被レ納、壺は本主に被二返置一、
此春、或女面二つの生二男子一、洛中を渡、京同邊土の町
人見レ之、
此春、吉野に爲二花見一出御、則有レ能、高野山へも佛〔物〕詣
し給、同有レ能、衆徒悉被レ充二八木壹石一、昔年白河院高
野山行幸之時如レ此と云々、

此春、大閤秀吉公於二內裏一能し玉ふ、內府家康公加賀
大納言も能し玉ふ、自二禁中一爲二御引出物一、鵝眼三百
貫文被レ出、此大閤如レ此左レ禮ことを時々すき給如
レ斯、大閤幷家康公加賀大納言も狂言をもし玉ふ、
此春、奈良近所に不思議神子出來、年十七計也、或時伊勢御
祓笠の上に落か丶ると覺てより、狂氣して垢離を日
中に百桶計つ丶か丶りける、さて井垣をゆいしめを
はり、其身は高き所に居たり、さて詣くる者の出來、
病立處に平愈し、痛所なとは、神子の手を以さすりけ
れは、そのま丶なをりける、貴賤群集不レ斜、問者の心
に思事を、則先立てありのま丶彼神子申に少も不レ違
と也、其比懷姙しけるか、其年冬果て誕生しけるに狐
なりける間、是を見て彼神子則死ける、
去五月、藝州の主毛利輝元依二興行一、紹巴昌叱兩吟に
有二千句一、是は此春、於二安藝國一被レ行二萬句一、爲二其供
養一と也、則兩人註をせらる、五日中に成就と也、

　此比諸國知行之高帳之事

貳十貳萬五千貳百六拾六石　八郡 山城國
卅五萬六千六十九石壹斗　十三郡 攝津國

遅々之由答㆑之、
武州江戸普請專也、家公康雖㆑爲㆓留守㆒、息男中納言秀忠公在城也、
此年より三井寺鐘不㆑鳴、
文祿二癸巳正月五日、太上皇崩、　去年冬、少々九州迄歸朝する間、此春重高麗ゟ遣㆓人數㆒、赤國を被㆓責傾㆒、　去年八月、御袋依㆓薨給㆒、秀吉公自㆓名護屋㆒上給ひ、　葬禮之儀式夥事也、　秀吉公聽而又名小屋ゟ下向給、此秋迄在陣御、八月自㆓築紫㆒御歸落、各同歸國、但高麗には人數多被㆓指置㆒、　同年中、武州江戸普請專也、　此年中、關東旱損、大鷹於㆓江戸㆒多死、先年丑之春如㆑此、　自㆓去年比㆒、奈良町人金借と云事をし出し、指せる無㆓證據㆒只切手にて黄金を借引す、然間貧者利分に迷惑して相倒間、入㆓德政㆒可㆑給之由訴㆑之、然者爲㆓禮儀㆒金子貳千枚可㆓進上㆒となり、秀吉公聞㆑之給、知行も不㆑持者、日本國之寶を何とて猥に執行哉、甚曲事之由宣、則被㆑入㆓德政㆒、其後又金を借損失したる事不便之間、可㆓書上㆒之由依㆑仰、十枚費したる者は廿枚と書付、廿枚損したる者は卅枚四十枚と書上處、又此三箇一秀吉公可㆑奉㆑借之由宣被㆓召上㆒、奈良上下迷惑相窮也、此金借大名衆も入けるか、秀吉公に奉㆑隱㆓其名㆒云々、
八月三日巳時、大閤秀吉公若君誕生、後號㆓秀頼㆒、大坂に在城也、　此比、於㆓京都聚樂㆒關白秀次、謠不審耳多㆑之とて、五山の知者幷足利學校に曰被㆑付㆓抄を㆒、是末代の重寶也、但二人靜にさこくは花、朝顏にいうしはくやう、富士太皷にしうこうか手を出、是等は不㆑知之由にて無㆑註、
九月、大藏道知入道江戸ゟ下、自㆓上州㆒小幡來儀、暫逗留、亭主奥平美作守信昌彌傳㆓奥儀㆒、是皷の上手猿樂道名人也、歲七十七、但尋常の六十歲程の體也、
來年者伏見山有㆓普請㆒、秀吉公彼地に可㆑有㆓居所㆒之由曰間、此比より各大名內々屋敷有㆓普請㆒、
此比、諸國博士可㆑有㆓成敗㆒之由曰間、山林ゟ隱遁、其子細は先年大閤召遣給靑女、闕落して不㆓相見㆒ことあり、此度見物の事有ける處に、見㆓出之㆒搦捕、日來有樣を被㆓相尋㆒に、博士隱置之由令㆓言上㆒之間如㆑此、
去正月、正親町院崩御、時諒闇中、關白秀次鹿狩をし王ふに付有㆓落書㆒、院の御所菩提の爲の狩なれは、是そ攝政關白の家、此落書の主を堅改られける、其後露

城、知行十萬石後越前主也、忍には福松丸家康公四男在城、知行十萬石後號二下野守一、尾州清須に在城、

此比關東中知行取先私に竿をあて、員數を可二言上一之由也、　翌春立二検使一、或は四割、或は五割六割を懸て高の内に封す、假令十萬石之高にて、十五萬十六萬石に成也、小給之知行は、家康公より被レ當二竿を一之間無二別事一、

天正十九辛卯正月廿一日、大和大納言秀吉弟、美濃守事、死去、

此春中、淺間山夥く燒上、　此春夏、奥州九のへい一揆蜂起、

七月、中納言秀次奥州有二出勢一、　家康同先二之に一出陣給、九のへいの城主擒て召連、於二一の關一伐レ之、則靜謐して、十一月秀次令レ上給、

同七月、秀吉若君八幡太郎殿逝去、年三歲、　秀吉公愁嘆し給事不レ斜、依レ之秀次ゟ聚樂幷關白之官を相渡し給ふへきの由也、果而如レ此、自レ是秀吉公を大閤と申也、

十二月、秀吉公三川國爲二鷹野一下向給、至二于禽獸一三萬之物數持せ御歸洛也、京堺幷大坂町人、素公家武家從二其人々一普被二配當一、大和大納言死去已後、多武嶺且々寺僧還住、但寺領は前々の十物一也、是は此度大納言逝去の事、蒙二大織冠之罰一之由、時之人云レ之間如レ此と云々、

此夏、三川吉田の城門の邊ゟ新き首を落す、其日同時に同國武節と云所にて人の首をねち切けると云々、

去六月、大雹降、

文祿元十一月改元壬辰三月廿八日、大閤秀吉九州ゟ御進發、名護屋に構二陣城一令レ居給、高麗ゟ人數を被二指立一、彼國過半擊碎、高麗人花之都を棄て退散す、日本人移レ之、名護屋には家康公羽柴筑前相殘、諸大名高麗ゟ渡海す、中納言秀次聚樂に在城、　同冬、唐人以二多勢一高麗ゟ出之間、日本人花之都を退散して、釜山海ゟ退、高麗人は半弓幷鐵砲之樣なるを持、刀は齒ひきの樣なり、後には日本人道具を學て拵ける、　肥後國一揆、少々雖二蜂起一則平均、

於二名護屋陣中一、專能繁多、是四座之猿樂被二召下一如レ此、　自二此年一猿樂何も相分、大名衆に被レ預、被レ加二扶持一、

自二高麗一歸朝之衆云、山に似レ猿物有レ之き、其色赤事甚、但常に無レ之、自然見レ之たり、百姓等に問二事由一、

城を攻落、素關東士卒悉小田原城に相籠之間、右の城城無人たる故、其程落去す、敵の輩妻子以下悉奪捕の間、小田原に所籠の士卒迷惑す、小田原籠城中松田尾張守（是は氏直代々臣下家老なり、）秀吉公ゟ令忠信、人數を城中ゟ引入、氏政父子を可令生害と也、松田一男は父在一所に、二男左馬介は氏直爲近臣之間、此旨を召寄相談處に、左馬助氏政氏直ゟ直令言上、但爲此勳功父之命を可助給之由申條、則松田を被押籠、七月中旬、氏直背父命、寄手陣中ゟ走入、被悃望間、被助身命、此模樣專岩付十郎以覺悟也、（是氏政二男也、）氏政同弟陸奥守於城中腹を切、（委序に書載たり、）自秀吉公松田を早速に被斬罪、是は爲譜代臣下、主人ゟ令謀反、剩不遂本意之間、無云甲斐との貴命歟、左馬助は氏直高野山へ令伴居す、氏直病死之後、北國の主前田肥前守被相拘云々、又松田末子十三の僮、同令生害給、是多能にして殊美麗、人僉莫不惜之、見聞之衆拭悲涙、又松依田城主大道寺をも令誅戮給、是も久臣として令悃望こと、爲比與之由思給故か、韮山城主美濃守（氏政弟、）小田原如此成行間、城を渡家康陣中ゟ馳來、兄の生害之時介酌す、是は去

去年爲氏直名代令上洛之間、秀吉公有憐愍之意、大坂ゟ被爲上、於河内國知行一萬石被充行、奥州の伊達政宗、去六月小田原陣中ゟ參、是秀吉公ゟ爲出仕也、近年は小田原と入魂之間、秀吉公暫無對面、然共國替已下何篇にも可奉任貴意之由、强て令言上之際對面給、尾州主信雄ゟ可有國替之由、秀吉公雖有仰、令難澁給、依之秀吉公有腹立、尾州を召上、下野國那須ゟ被移、於彼地二萬石拜領也、翌年又自那須伊豫國ゟ被移、北條氏直則伏見ゟ被上、氏政弟共何も同伏見大坂ゟ被爲上、

八月家康公關東ゟ國替あり、伊豆相摸武藏上總下總上野下野家康公爲分國、（但下野は半國也、是近年小田原領分の國々也、）同月、秀吉公自小田原直に奥州會津迄令出馬給、依之奥州平均す、會津には蒲生飛驒守被指置、知行九十萬石拜領、政宗は岩手山に在城して、六十二萬石拜領、此月中、秀吉公御歸落、此冬奥州一揆少々雖蜂起、飛州隨分被相靜、又此年中、秀吉公ゟ爲音信高麗人渡る、此度關東城共、從家康公被指置衆惟多之間、不能書載、結城には三川守秀康（家康公二男）在

成物の內、五十分一を被二召上一、（五千俵の成物にて、百俵也、）其成物高を以て、被レ充二行本主一、其上の出目之儀は被二召上一、伊奈備前專執二行之一、四月大政所赤痢を御煩、大閤秀吉公大社何も有二立願一、米穀有二寄進一、中にも伊勢春日へは八木一萬石充也、其故にや雖二大病一本復也、

六月、大藏道知入道駿河ゟ下、是鼓打至二于當世一無双之上手也、

七月、家康公能し玉ふ、道知鼓を打、奥平美作信昌去亥夏より於二奈良一傳二此道一、伊井兵部少直政同秋習レ此之間、今於二駿府一猶以相傳す、

此年、延曆寺再興也、但諸國勸進、 此事雖レ被レ得二秀吉公命一、古信長の御時、至二自今以後一、誰々雖レ知二天下一、不レ可レ有二叡山再興一之旨、被レ書二起請文一、依レ之急度秀吉公不レ及二助成一、以二法力一建立尤之由有レ仰、

八月、京都東山大佛之柱を、自二富士山一可レ出由、自二秀吉公一依レ仰、家康公之衆各引レ之、

天正十八庚寅正月、

家康公妻室（秀吉公妹、）於二京都一病死給、小田原爲二出勢一比之間、令二隱密一露顯し不レ給、此春、信州淺間山燒上、焰東の方ゟころふと云々、

此二三箇年中、有二氏直上洛一可二入魂給一之由、秀吉公雖レ有レ命、氏政不レ及二承引一、（氏直爲二家康公聟一、）

三月朔日、關白秀吉公關東ゟ御動座、 先孫七郎秀次先二秀吉公一、駿豆境惣か原に着給、秀吉公彼地ゟ令二着馬一給、（此時つくり髭なし、大なるのし付を指玉ふ、）三日の內に令二出馬一、山中の城を卒爾に攻崩、 則小田原ゟ押寄給、 其勢卅萬と云云、城惣廻及二二里一、手攻口に堀々を被レ付、敵城にも人數三萬餘、雜兵共六萬と云々、然共敵兼て自レ城不レ出、先秀吉公湯本の寺に令レ居給、

自二五月一城の向の高山に石垣を築、被レ立二家門一、敵城を直下給、 敵是に氣を屈、 又豆州韮山ゟ分二人數一被レ攻レ之、城主北條美濃守（氏政弟）と云者也、此時搦手は羽柴筑前守（北國主前田又左衞門事）搦手の爲二大將一、其勢三萬餘、歷二木曾路一上野松依田城を取捲攻レ之、四月下旬落去、城主小田原譜代の臣下大道寺令二悃望一、從二筑州一爲二案內者一八形ゟ押寄、彼城主阿房守（氏政弟美濃守と同年、但一腹也、正月と十二月とに生、珍事）云々、（此阿房守は兄弟中にて、年來專爲二武將一人數被レ付、知行已下任二存分一之處、今不レ及二五日滯留に一如レ此事、不レ及二是非一次第也と云々、）則令二懇望一從二筑州一、依レ此筑州武藏國ゟ進陣、此時秀吉公自二陣中一、淺野彈正木村常陸守被レ遣、家康公より本多中務平岩主計被二相副一、各筑州成二一手一、關東中之

ひの殿馬、　駿河大納言殿家康公のこと馬、　諸大夫十二人、　くわんむ四人、　布衣四人、　しらはり着十二人、　烏帽子すわう着廿人、　大和大納言殿秀吉公舍弟美濃守の事、馬、　諸大夫十六人、　くわんむ四人、　布衣四人、　白張着十二人、　烏帽子すわう着廿人、　公家衆各、　浄妙院殿馬、　各公家衆、　こわた殿馬、　各公家衆、　法浄寺殿馬、　中納言秀次のこと、秀吉公甥、馬、　諸大夫十二人、　くわんむ六人、　布衣四人、　白張着十六人、　烏帽子すわう着十二人、　公家衆各馬、　牛二疋御車引替、　牛飼一人、こしきぬに桐のとうのもんあり、　くつ紅緑いれふね一、　關白秀吉公車、牛角耳別につくり付色金也、　しりかい紅緑を以組レ之、　諸大夫百廿人、　くわんむ六十人、　布衣卅六人、　白張着五十人、　烏帽子すわう着百人、　長谷河藤五郎馬、　羽柴筑前守能登加賀越中主馬、　諸大夫、　くわんむ、　布衣、　白張着、　烏帽子すわう着何も有レ之、　織田上野守信長舍弟馬、　丹波少將馬、　岐阜主城介殿一男馬、　長岡越中守馬、　豊後大友馬、　武衞馬、　ひの蒲生飛驒守こと馬、　三吉馬、　毛利河內守馬、　たゝのしほかう馬、　池田三左衞門庄入二男馬、　金吾主政所甥、秀吉養子、馬、　長曾我部土佐主馬、　大和大納言養子馬、　右公家諸士、各唐織を着、太刀を帶、同沓を着、　十五日、京都の地子內裏ゟ向後可レ被レ納之由、秀吉公奏給、御感不レ斜、此近代武家納レ之、至二于自今以後一、此時衆中雖レ知二天下一、於二此地子一者、不レ可レ有二改變一由各獻二起請文一、是秀吉公依レ仰也、十六十七御逗留中、進物不レ可二勝計一、初十五日に有二九獻御祝一、一獻々々に進物有焉、十八日還御、

五月、雷聚樂ゟ落、二人悶絶、

自二此春一、京都に大佛始、

此年於二聚樂一關白秀吉公金賦りあり、內裡ゟ金千枚、其外銀進上也、諸大名ゟ金五百枚、三百枚、二百枚、其上銀を相添被レ遣、前代未聞之儀也、夥共無二云量一、其體城の門外於二廣地に一、秀吉公束帶し給、將器に腰をかけ令レ居給、各も裝束し、謹拜二領之一、大名小名不レ殘如レ此也、　非二楊震賢一、各抃躍不レ斜、

天正十七己丑正月、

四月、於レ淀秀吉公若君誕生、是號二八幡太郎一、大名小名は金銀、京堺ゐを始、所々の町人進物不レ可二勝計一、是進物大概以紅の褶也、頃のはやり物也、　此年、三遠駿信甲、自二家康公一有二繩打一、　去年諸給人之知行

百五十　有馬刑部卿法印
二百　稻葉兵庫頭
五百　津田隼人正（左四郎）
五百　牧村兵部大夫（長兵衛）
九十　池田久左衛門
百　稻葉右近

脇備
千　木下式部大夫
百六十　戸田民部少輔（三郎四郎）
七十五人　長谷川勘兵衛尉

後備
百五十　早河主馬尉
二百　寺西次郎助
片桐市正
四百　池田備中守（三左弟藤三郎）
百七十　加藤主計頭
百　間島彥太郎

百　矢部善七郎
百　三田左太郎
三百五十　瀧川儀大夫
百廿　勢田掃部頭
百卅　古田織部頭
百廿　柘植左京亮（與八）
千二百　淺野彈正少輔
百六十　山崎志摩守
七百五十　戸田半右衛門

五百　富田左近將監
百廿　津田大炊頭
百五十　大鹽與一郎
百五十　加須屋內膳
百廿　河尻肥前守（與兵衛子）
百五十　吉田兵部少輔
百　丸毛三郎兵衛尉

百五十　佐藤才二郎　百七十　生駒仙
百五十　青木所右衛門　五百　奥山佐渡守
都合八萬六千七百五十

天正十六戊子正月
春大佛普請始、
卯月十四日、於京都聚樂に行幸之次第、
主上爲御迎關白秀吉公乘車參內し給、
一番內裏御女房衆輿十七挺、二番塗輿、三伏見院馬、二條殿同馬、鷹司殿同馬、其外公家衆各馬、唐橋殿馬、くわんむ矢を負弓を持馬、公家衆各馬、五つち殿馬、公家衆馬、柳葉◎原カ殿馬、公家衆卅六人馬、中山殿馬、くわんむ矢を負弓を持馬、公家衆各馬、れい人四十餘人、鳥かふと裝束、笙の笛九、篳篥六、太鼓二、かく一、かね二、きんの棒四本、鞍かけ二、主上寶輦御輿の上に鳳凰あり、四方紫の綾にてまくのことく張、銀の棒三本、近衛殿馬、白張着廿八人、くわんむ四人、布衣四人、たいふ（尾所信雄こと）馬、諸大夫十八人、くわんむ四人、布衣四人、白張着廿人、烏帽子すわう着卅人、からす丸殿馬、までの小路殿馬、

爲㆑之惱亂無㆓止時㆒、又誰人之雖㆓知行㆒、百姓を彼六之助遣㆓之を㆒、然間爲㆑遁㆓當座之難㆒、自㆓在々民屋㆒相應したる土産捧㆑之事無㆑隙、

各の書曰、三月朔日、秀吉公九州御進發之砌、諸士出陣日限人數積之事、

正月廿五日

本役一萬五千 羽柴備前少將（うき田八郎事）

二月一日

四千 宮部中務法印（ぜじやう坊事）

同日 南條勘兵衛尉（伯耆衆）

同日 龜井武藏守（本役）

同日 木下平大夫

同日 垣屋平右衛門尉

二月五日

二千 前野但馬守

本役八百 明石左近（播磨衆）

本役八百 赤松左兵衛

本役四百 別所主水正

本役千二百 福島左衛門大夫

本役三千 中川右衛門大夫（藤兵衛事）

本役千三百 高山大藏少輔（右近事）

本役三千 羽柴丹後侍從（長岡越中事）

二月十日

本役一萬五千五百 羽柴中納言（美濃守殿の事秀吉公御弟）

本役千五百 羽柴伊賀侍從（筒井四郎事）

二月十五日

本役五千 羽柴丹波少輔（秀吉公御甥小吉殿事）

本役千五百 羽柴若狹侍從（五郎左子）

半役八百 生駒雅樂頭（甚助事）

二月廿日

三千 羽柴越中侍從（前田又左）

三分一役千七百 羽柴東郷侍從

三分一役三千 羽柴北庄侍從（堀久太）

三分一役千 木村常陸介（隼人）

三分一役三百 青山助兵衛尉

三分一役千 村上次郎右衛門

三分一役七百 溝口近右衛門

三分一役百卅 山田喜左衛門

三分一役百 太田小源五

二月廿五日

三分一役千三百 織田三郎（上野殿子息）

三分一役千七百 羽柴松島侍從（蒲生忠三）

三分一役百五十 岡本下野守（太郎右衛門尉事）

舟にて人數あり次第 九鬼大隅守

半役千林長兵衛に人數付候て 森右近（武藏弟）

同千 羽柴岐阜侍從（池田三左衛門）

三分一役五百 羽柴曾禰侍從（稻葉）

三月一日

關白殿

御馬廻衆

御小性衆

千 尾州大納言殿衆

三分一役五百 羽柴敦賀侍從（蜂屋殿）

二百 水野宗兵衛尉

五百 石川出雲守

四分一役五百 羽柴陸奥侍從（佐々藏介）

前備

四百 羽柴左衛門侍從

五百 羽柴河内侍從（毛利）

二百五十 蜂屋大膳大夫（子）

百五十 市橋下總守

百五十 生駒主殿佐

然ニ而廿九日に尾州に歸給、 三月九日、於ニ三島ニ一家康公與ニ氏政ニ對面、入魂の體也、十一日、又於ニ沼津一對面也、五月秀吉公妹家康公に嫁、濱松に輿を被レ入、七月廿四日、親王崩御、此親王は正親町の一宮陽光院の御事今上の父也、 七月十日十一兩日、三州於ニ新城一觀世大夫有レ能、亭主奥平九八郎信昌擊皷快然す、自ニ吉田一酒井左衞門尉父子來臨而皷を擊、九十兩月、家康公以ニ下知一、駿河甲斐三川吉田有ニ勸進能一、 十月家康公御上洛也、 若上不レ給は、妹を返し給て、可レ被レ及ニ干戈ニ之由一途に宣、殊秀吉公御袋の大政所を岡崎迄可レ有ニ下向一之條、無ニ疑心一上洛し給有ニ對面一、彌可レ有ニ入魂ニ之由也、因レ茲如レ此、家康公北の方自ニ濱松一岡崎え有ニ御出一、御袋對面し悅給、秀吉公家康公之上洛を快悅し給、刀脇指幷數寄道具(何も直千金の物也)被ニ進覽一云々、家康聽而令ニ下向一給間、大政所も則上給、 秀吉家康入魂し給を、 小田原の氏政父子心底不快と云云、

十一月廿九日、今上即位、

天正十五丁亥二月、駿河府中石垣の有ニ普請一、自ニ去々年一雖レ有ニ事始一、上方不快之間、指て事不レ行、今秀吉公令ニ入魂一給、普請且々出來之間、自ニ濱松一北の方をも引越給、

三日朔日、秀吉公九州御動座、筑紫不レ殘屬ニ當手一之間、七月御歸洛也、

八月、家康公自ニ駿河一上洛給、 九州平均を賀給、 家康公聽而令ニ下向一給、

閏十一月十三日、碁打の本因坊新城に下、亭主九八郎信昌、此夏於ニ京都一爲ニ碁の弟子一の間如レ此、則令ニ同心一駿河に被レ下、家康公圍碁を數寄給間、日夜有レ碁、翌春令ニ歸京一、 此春筑紫陣留守、秀吉公の甥孫七郎秀次(于レ時中納言也)、聚樂在城、而普請爲レ專、 九州には佐佐陸奥守を被ニ指置一處、一揆所々に起、陸奥守方々に相動無ニ比類一相靜る、其後召ニ上彼陸奥守を一被ニ生害一、時の人是を令ニ不審一、是は先年秀吉公家康公鉾楯の時、秀吉公に敵對之間及ニ此儀一歟、

翌年有ニ圍碁勝負一、自餘の上手に先强く、 本因坊を天下一し給、

此五三ヶ年、三川遠江駿河有ニ拾二座一云事、諸商人之儀は不レ及ニ言に一、少之賣物にも有レ役、中にも三川國は淺井六之助と云者爲ニ奉行一、取分緊く行之間、庶民

御菓子九色
うすかわ　からはな　やうひ　りんこ　まめあめ
こぶ　うちくり　もゝ　のり
以上つくりはな色々あり

七月、美濃守（秀吉公舍弟）四國ゟ相動、則四國平均す、

閏八月、秀吉公越中ゟ發向給、信雄從レ之出陣、以二彼旂無事一、佐々木越中國を大目上表して從二秀吉公一、

八月、信濃國眞田阿房守居城ゟ依二家康公仰一、甲信人數相動、寄手少々敗軍の體也、此眞田は去午年、家康公ゟ隨、自二去年一秀吉公ゟ奉レ從、于レ今家康公ゟ不レ從之間如レ斯、

同八月、大和國替國主筒井順慶、去六月死去、彼遺跡被レ移二伊賀一、則號二伊賀守一、大和の國者美濃守被二領納一、

十月、多武峯ゟ自二秀吉公一人數を被二指立一、則多武峰滅亡、

十一月十三日、石川伯耆守（家康公臣下）尾州ゟ退、是は秀吉公與二家康公一間柄爲レ使、然處家康公可レ有二上洛一之由秀吉宣、家康又無二左右一有二上洛一間敷由也、此上は定可レ被レ及二鉾楯一歟之由、依二兼知一如レ此、特に又爲二人質一三男を秀吉公に指置之間、猶以右之通也、　去秋越中ゟ發向時より越後景勝屬二秀吉公に一、　京都聚樂大名屋敷普請專也、　此比叡山いよ〳〵建立、正覺院之僧正諸國を勸進、自レ此相續坊々追々立、然共去辛未年、此山滅亡の後、猿共一圓無レ之奇特と云々、

同十一月廿九日、子刻大地震、此時諸國山崩地裂、中にも北國如レ斯人馬多倒死す、尾州長島（當時織田信雄居城）百八里多以成レ川、城中家倒令二燒失一、關東は此地震無レ之、十二月信濃國深志小笠原右近大夫貞吉高遠ゟ動、（高遠城主保科彈正也）不レ及二一戰一之間、所々放火、此小笠原自二去年一家康公へ敵對、

延譽上人と云淨土知者有也、此僧先年大和國三輪の山に九年山居せられしに、其間山犬三疋來二草庵口に一、每夜居たりしと被レ語ける、又其後山城國高尾山に三年被レ籠し時、僧を可レ奉レ慰とて、每夜をとりをしける、定て狐のわさかと曰けるとなり、さて京都に居住有しに、餘人民物を持運ける間、已後は惡心も出來んするかと、此春頸をくゝり被レ死ける、有難かりし事共也、

天正十四丙戌正月廿七日、秀吉公家康公爲二入魂一、信雄岡崎まて來臨、家康自二濱松一出向對面給、双方快

小牧表へ在陣之時、屬ニ信雄家康ニ大坂表ゟ相働、所々令ニ放火ニ故に如レ斯、其比中村式部少大坂爲ニ留守居ニ被ニ指置ニ之間、出合戰、根比衆則敗北也、

七月十三日、秀吉關白成之御參內御悅、

親王　若宮　伏見殿　宮

近衛大御所のこと 龍山　九條殿　一條殿　二條殿

是は近衛殿と座論にて則御立候

王　宮　宮　宮

花山院

久我殿

大炊御門

秀吉公の事也 關白　菊亭殿　德大寺　西運寺

一初獻　のし　御盃 御かわらけ

かちくり そき物

二　はむ 御ちん　御すい物たい

三　さしみ とり　御すい物餅

四　はまくり けつり物　御さうに

五　むしむき　御そゑ物れうさし

六　ゑひ はい　うけいり

七　たこ からすみ　くしら

御本膳

しほ引　やき鳥　さんせうはむ

あへませ　食

かうの物　ふくめ　金銀繪あり 桶

二　からすみ 金のきそく にし　すし　あつめ汁

たこ　くらけ　鯛の汁

三　やき物金のきそく

かまほこ七つ　白鳥汁

まなかつほ

給、小牧は酒井左衞門尉令在城、斯比信雄長島に在城、

六月蟹江城主心替而瀧河左近を引入る、暫時に家康公有出馬被取詰、折節旱天の間、足立輙して如思被責之、瀧河令降參、出城之間、城主同退散也、秀吉自是被疑心、瀧河彌身上成不肖、其年の暮、瀧河親子共令病死、八月秀吉公尾州中通奈良表ゟ出張、取出を五三箇所有普請、家康公自清須出向、しげいしに令居陣給、信雄同之、聽て秀吉令歸陣し給間、家康も清須ゟ入馬給、此度秀吉公人數八萬六千之着到云々、又見及體も如此、信雄家康の衆纔一萬之不足に見へたり、 十月十六日家康遠州ゟ歸陣給、

同月下旬に、秀吉公又北伊勢表ゟ出張、因茲家康公十一月又出馬之處、未尾州ゟ無着馬以前に、信雄秀吉令和給間、家康公獨非可被及干戈儀條、同無事給、十一月十六日に歸馬也、斯時家康息を秀吉公可被養子にて聽而被相上、秀吉公令怿悅玉ふ、 是を號三川守秀康と、在大坂也、於河内國知行一萬石拜領也、 去十月佐々陸奥守（越中主、信長取立之人）也、信雄家康ゟ令一味、能登ゟ打入之由有告、然共綷已爲以後間無其詮、極月信雄濱松ゟ來臨有之て、當年家康公尾州に長陣を禮謝給、一兩日有逗留歸國也、

同十二月、佐々陸奥守濱松ゟ下、于時信雄吉良鷹野し玉ふ間、於彼地佐々有對面、さて聽而歸國、上下信州を通、

去二月、北條氏直下野國宇都宮ゟ相動、外廻輪幷町放火、及歸陣期佐竹（常陸國主）出張、宇都宮彌三郎、皆川山城守、みぶ、たがや、結城、是等は皆小田原へ敵對之間、每度與佐竹、下野國富田近所於沼皃、北條氏直と對陣、

同四月、當座無事の姿にて、双方歸陣、

天正十三乙酉正月

下野國佐野ゟ付城在番之小田原衆、馬足輕之動有之處に、城主打出る、小田原衆歸し合相戰、佐野城主を討捕、然共城は殘者共堅固に相抱、右之旨自小田原家康公へ令注進、彼首を三川ゟ持來、

此春より京都聚樂普請始、 是後醍醐天王大內裡之舊跡云々、然故歟古鐘其外家屋之具掘出しけると也、

四月、秀吉根比ゟ出張、彼寺則滅亡、是は去年秀吉公

口を引付、自二信雄一知行を被レ遣る、城へ家康人數被二入置一、三月十七日、家康公羽黑表に出馬、森武藏守羽黑古き屋敷に柵を付、三千餘令レ居レ陣を不レ知而、彼鄉を以少人數可二燒拂一之由宣之間、奥平九八郎信昌一千計の以二人數を一爲二先登一押入處に、武藏屋敷表に打出、折敷て相答、隔二小河一互に以二鐵炮を一打レ之、奥平衆鐵炮の上手也、憑レ茲敵手負數多出來て、可レ漏樣依レ無レ之令二敗北一、犬山近邊まで追々打二之を一、此後相互勤體を見に、武藏備不二堅固一、素武篇を嗜主也、是を無念に存、可二討死一之由思定歟、遺跡のこ◎と脫カを書置をして硯箱に置けるを、四月九日、於二岩崎表一討死之時見レ之、誠に士の本意、哀なりし事共也、同廿八日、秀吉公小牧表に出張給、家康公對陣也、秀吉陣之面柵を付被二相備一、其勢十萬、家康信雄勢一萬六七千可レ有レ之歟の由云々、四月二日、池田庄入入道、同男庄九郎、森武藏爲二先勢一三萬餘以二人數一孫七郎秀次秀吉公甥岩崎より岡崎邊に可レ動之旨令レ擬被二打出一家康公合戰可レ有レ之にて、六七八三日相續、小幡筋に被二打出一と云へ共、敵不二相見一、九日に又被二打出一處に、敵先勢池田庄入攻二崩岩崎の城を一軍兵數多討捕休居、家康公先勢秀次幷堀久太郎人數を追崩、數多討捕、池田聞二之を一出向之間、右之衆退散、家康公押出、直に合戰、庄入幷武藏守討死之間、士卒令二敗北一、二萬餘討取、秀吉公聞給則出馬、龍泉寺山に打上り給、于時家康公朝之合戰に、士卒相勞の間、先刻早小幡の城に令レ移給、其晚に及レ暮小牧山に歸陣、但路次被二相廻一也、秀吉公は其夜龍泉寺に陣取、翌日本陣に被レ歸、此度被二打負一合戰謂乎、此比さばせ甚五郎又可レ來歟の由家康公曰處に、如レ案此陣へ來、家康公に出仕は有けれとも、無二擧容一間、又頓て逐電、高山に揚二人數一令二用心一恐怖給しと見たり、然處伊勢筋之手當に被二指置一美濃守秀吉舍弟幷筒井順慶、其外二萬餘、秀吉公の陣所につく、これによつて士卒快氣と見えたり、五月朔日、秀吉公小牧表の對陣を退給、先出備を漸々に陣拂をし給、其體神妙に見へたり、置目奇特云々、家康此體を見給、人數一騎も不レ被レ出、是も名譽の仕置也、秀吉公竹かはなを取詰、水攻にし給、同月下旬に落去、堤きれて水攻成就有レ之間敷處、堤不レ切以前に拵相濟の間、違背如何可レ有しとて令二出城一となり、秀吉公是に氣を直令二歸馬一給、家康公清須に令二在城一

因茲秀吉公自岐阜彼表ハ被向、此比瀧川左近（尾州長島城主、幷北伊勢主也、）柴田と一味之間、岐阜三七主と瀧川左近を爲相抑、信雄主彼表に令居陣、

四月廿一日、於江北兩陣相向、柴田志津嶽を攻落し、所籠の人數打果、于時可企合戰之處、丹場五郎左衛門前田又左衛門屬秀吉へ、柴田備ハ出手之間、則敗北、秀吉追之、越前へ打入、柴田居城へ押懸らる、敗北の士卒未城ハ不取入の間、柴田城に懸火、同廿四日自害之間、越前則平均、柴田妻女不出城燒死給、是信長の妹、淺井備前守後室也、此腹に淺井息女二人有之、乳母才覺故、無異儀令出城給、大坂秀頼の御袋幷江戶將軍の御臺所是也、近年柴田家中に佐久間玄蕃伊賀（但幼少名也、玄蕃は是柴田甥、伊賀は柴田養子也、）とて兩人あり、彼伊賀去正月、秀吉ハ令一味、自去年江北長濱に柴田指置之處、於彼地如此一兩月之間令病死、養父恩重之處、令謀反之間、天の攻難遁謂乎、玄蕃は專執行武邊、此度成生虜、自秀吉渡洛中刎首、被掛獄門、三七主岐阜を有退城、尾州の野間にて腹を被切、

秀吉公瀧川左近居城河內被相動、瀧川上方牢籠、而秀吉公に從身上爲不肖、此年出一身二頭子、

四月、家康公甲州ハ下給、暫甲府に令逗留給、去年令謀反信州之小笠原右近大夫貞吉、諏方の祝、眞田阿房守、保科彈正、其外何も令出仕、此時信州置目慥ならは、可爲平均物を、何の掟もなく、其儘被指置間、翌年秀吉公と鉾楯之時、小笠原右近眞田阿房守已下令敵對、

琉球國使入貢、

八月大水、近年無比類、

天正十二甲申、此比信雄爲臣下者も、賴秀吉公を奉輕信雄を之間、一兩輩令成敗給ふ、其中に岡田助三郎と云者、別而秀吉公機愛之人也、（是尾州星崎城主也、）如此之間、信雄秀吉內々不快由と云々、

三月尾州主信雄憑家康公を、秀吉公へ敵對給、則家康公尾州ハ出馬、先北伊勢表ハ信雄可相動之由にて、河內まて（今は長島也、）被移之處、犬山の城を令調略、森武藏取之移之由依有告、北伊勢ハの動を延引、家康公淸須に令在城給、星崎の城には助三郞弟幷山口于今令居、彼地爲肝要之巷之間令計略、山

あり、高遠へは保科彈正自關東氏直と來て令入城、（此小笠原貞吉は二歲の時、深志を牢人して、此六月家康公以下知被入深志え人也、）十一月、家康氏直無事、家康女可嫁氏直之由有諸應、翌年小田原へ輿入るゝ、信州城々深志諏方高遠屬家康、自此信濃平均、但河中島は越後主長尾景勝被相納、又去五月、四國入可有とて、三七主（信長息）大坂迄被打出處、依信長他界、大坂在陣也、是に相伴衆丹場カ（◎羽）五郎左衞門、何も自大坂攝州え出、秀吉公と一手になる、織田七兵衞（信長甥）大坂爲留守居、自信長被指置處に、明知爲聟之間、於大坂三七主五郎左衞門有談合、押寄討之、自此年中、秀吉公爲天下主、此秋柴田（越前主、於京都）、佐々陸奧守（越中主）、秀吉公各有談合、可治天下之由にて、各歸本國、此冬叡山かつ〳〵建立、正覺院僧正諸國勸進、

又去四月、自甲州瀧川左近（河内城主、并北伊勢主也、）關東へ被遣、小田原の儀は奉從信長と云へとも、關東の士瀧河へ思付は誅戮小田原、關東可令取給有存念、瀧河拜領上野廐橋に在城す、然處に信長聞他界之由、小田原氏直率多勢彼衆ゟ發向す、瀧河聞此事、武州之內てし河原ゟ出向合戰、此時迄は西上野人數瀧川衆也、始は瀧川打勝て、本庄原まて追詰、數多討捕、後は瀧川負色になつて、廐橋ゟ引退、廳而廐橋を棄て、經信濃路尾州之歸、長島路次中無異儀、人數引連相通云々、

去五月、武田左衞門大夫（甲州穴山こと）も、家康公に相伴上洛之處、信長被薨時、於大和國に一揆起て打果、息子勝千代（武田信玄孫）繼其塵、駿州江尻に在城す、是も一兩年中に令病死畢、さて穴山遺跡は絕果たり、惣別甲斐信濃諸士、去四月大概以滅亡也、（此左衞門大夫を、此比は號武田陸奧守梅雪入道、）（于時年四十二、）

此八月、大洪水、駿州富士河かん原の町の東を流れけるか、俄に無水河原と成、吉原ゟ此河付たり、平家物語にも、此富士河はかん原の町の東と在之、

天正十一癸未、去年より信雄（信長二男）爲尾州主、專秀吉公被馳走之、三七主（信長息、信雄と同年、但別腹月弟也、）岐阜に在、柴田馳走之、自此比天下の事、秀吉任我意被執行間、三七主柴田一味、而秀吉公ゟ可有鉾楯之由也、四月岐阜へ信雄秀吉押寄、三七主を被攻處に、北國衆柴田前田又左衞門（後改羽柴筑前、爲北國主、）丹場五郎左衞門出江北、自秀吉構陣城被置人數、志津か嶽を相攻、

一僕の者、朝夕の飲食さへ乏かりし身を、信長取立給、坂本の主として、其上丹波國一圓被レ下、かゝる不思議存立事不レ及二是非一次第也、忽蒙二天責一、同十三日に相果、跡方なく成、于時明知歳六十七、

信長近年被レ行二政務一儀、無道も無レ之所に、如レ此横死し給事、偏に弘法大師之當二法罰一給云々、

家康於レ堺聞二此事一、大和路へかゝり、高田の城へ被レ寄、城主へ刀并金二千兩被レ下、其日に被二相立一、六月四日、三川國大濱へ舟にて下着し給、明知を可レ討之旨被二相催一、先鳴海迄出張也、

此比秀吉公於二美作國高倉一、森輝元中國主と對陣之處、信長沒死之由有レ告、先令二隱密一、森と有二一和一、攝州表ゟ打出、山崎寶寺上の高山へ人數を揚給處、明知彼表ゟ押出し、同六月十三日合戰、明知則敗北、坂本之城ゟ可二引入一之旨存歟、遁二來於山科一、百姓等に被二打殺一、歳六十七、此時安土に指置左馬介聞二此事一、坂本ゟ懸來、明知男の十五郎一所而城に火を懸切腹となり、齋藤内藏助をは虜、京都へ牽上せ渡二大路一、於二六條河原一刎レ首、被レ掛二獄門一、此内藏介は信長勘當の者なりしを、近年明知隱して抱置、

家康公鳴海居陣の處、秀吉より如レ此樣體委細有二注進一之間、則令二歸馬一給、六月廿八日、甲州出馬也、此先六月十日比、自二家康一本多百助を甲州へ被レ遣、彼國は此春自二信長一被レ置二河尻與兵衞一、然處に信長聞二他界之由一、國中庶民不二相隨一、百助に可二相從一體也、先起二一揆一河尻居處ゟ押寄、百助拵レ之、河尻を上方ゟ可二相上一之旨相擬處に、河尻無二左右一百助を令二生害一、我身も自害了、相二從河尻一士上口ゟ相上る、自レ是甲斐國は家康令二押領一給、信濃口ゟは奧平九八郎信昌を自二家康一被二指向一、伊奈郡令二隨順一、至二于諏方一着陣、又自二甲州一酒井左衞門尉を信州ゟ被レ遣、彼國可レ令二領納一由、家康下知給、酒井諸事仕置不レ然哉、國中の民不二思付一之處に、關東氏直卒二多勢一信州を通、海の口若みこえ打出令二陣取一、家康自二甲府一出向令二對陣一給、酒井左衞門尉も自二諏訪一此所に來、此比又自二小田原一都留郡黒駒筋へ相動處に、自二家康一甲府に被二殘置一衆懸向處、不レ及二一戰一、小田原衆令二敗北一間、追々討レ之、又奧平九八郎深志可二相移一之旨、酒井相談處、深志之城主小笠原左近大夫貞吉小田原へ一味して逆心の間、鹽尻に居陣、酒井自二諏方一甲州へ被二引入一之間、至二于飯田一是も引入也、此比所々一揆

條所、御運の末と覺たり、及午刻惟任一萬計にて押寄、二條に相籠人々坂井越中守、團平八、齋藤新五、野々村三十郎、赤座七郎右衞門、猪子兵介、埇傳三郎、飯尾茂介、村井長春親子三人、萱屋九右衞門親子三人、毛利新左衞門、織田源三郎主（御坊の事）を始、究竟の衆六十五人、素不惜身命被相戰間、輙可相果樣なし、其後寄手上隣家以弓鐵炮責之間、信忠御腹切給、鎌田五左衞門介錯仕、御死骸は任御遺言焰の中へ奉入、年廿六、此鎌田追腹可切旨申けるか、何とかしたりけん終に不切、右之六十五人之內、討死衆六十三人也、織田源五（信長弟有樂こと）被遁出ける、時人令惡、水野宗兵衞（苅屋主）此度は遁て苅屋へ被歸、其後令入道岡崎へ被參しか、家康公無參會、（此宗兵衞は日比は武篇者也、）梶原左衞門か續子松千代煩て町屋に居、然共起上、二條へ可相籠旨申所、松千代內同名又右衞門と云者、爲名代二條へ相籠、信忠感悅し給、長刀被下、能相戰て討死す、松野平介と云者、其日他出して信長御最後不知、後來て惟任をねらいけるか、中々傍へも不寄せ付間、經日數て後追腹仕死、是は安藤伊賀か侍也しを、武篇の者也し故に、信長被召上知行被

下ける、其恩可報とて如此、明知日向守光秀は、信長信忠を心之儘奉討、其日及申刻着勢多、山岡美作守、同對馬守被味方よかしと使を以云、山岡兄弟彼使か首伐て、勢多橋を燒て、山中へ引籠、明知は歸坂本、此日未刻計、此事聞ゆ安土に、さて可有如何と密々に成疑心所、蒲生右兵衞大輔家中之者、自京都しか〳〵と云、同二日、山崎源太左衞門己か家火を掛、山崎ね引籠、蒲生右兵衞屹と思案して、信長の公達女房達、皆日野へ退申さんと呼迎馬、翌朝三日各同道申、古郷日野の谷へ引退、女房達被申けるは、色々の寶物敵物にならんこと無念也、蒲生取給て後火を被掛候へとの儀也、蒲生答云、其は欲に耽けるかなと後難如何とて一色も不取、家屋をも不燒、森の二郎左衞門に能々可守と云置、爰迄は清潔後日には少心違けるか、又は策か、明知へも無音にはなかりけるか、後には其事を布瀨藤九郎か科にして、藤九郎を牢人させられける、此藤九郎は蒲生右兵衞聟也、又尾張國の水野監物は則從明知、翌日明知安土殿守へ上りし時も伴ける、時の人非人とて惡之、明知果て後、終に監物は牢人也、抑明知日向守光秀は

子同前に被㆑下、廿日家康を高雲寺の御殿へ被㆑稱、酒井左衛門尉を始家老之衆、幷武田陸奥守穴山事被㆓召寄㆒、殿守見物仕、さて元の殿へ歸膳を被㆑下、夜半迄色々被㆑盡㆑美、廿一日、家康上洛し給、從㆓信長㆒長谷川竹を被㆓付遣㆒、在京中令㆓馳走㆒給、惟任日向守備中國可㆑致㆓出陣㆒之由被㆓仰付㆒間、爲㆓用意㆒丹波國龜山へ打越、愛宕山へ令㆓登山㆒、於㆓社頭㆒二三度鬮を取、廿八日、於㆓西坊㆒連歌興行、其發句に云、

時は今天下知る五月哉　光秀、　水上まさる庭の松山　西坊、　花をつる流の末を關留て　紹巴、百韵終て歸㆓龜山㆒、信長上洛し給、御供之衆纔に小性衆百五六十騎被㆓召具㆒、自餘之衆致㆓陣用意㆒、一左右次第中國へ可㆓罷立㆒之旨曰、安土本丸御番津田源十郎、遠山新九郎已上七八人、二の丸御番蒲生右兵衛太夫、森二郎左衛門、山岡對馬守已下以上十一人也、六月朔日、惟任日向守召㆓寄明知左馬介、同次右門、藤田傳五、齋藤內藏助、溝尾勝兵衛㆒、行之樣子令㆓調談㆒、彼五人之者起請文をかゝせ人質を取、明日中國へ可㆓打立㆒人數を信長は可㆑懸㆓御目㆒と披露、戌剋立㆓龜山㆒大江山を越、京へ急速に着、二日の曙、信長の宿所本能寺取卷、弓鐵炮打込、信長聞㆑之給、謀叛か何者ぞと問給、森の亂走出、惟任反逆由言上、不㆑及㆓是非㆒儀と曰、弓を取矢數射させ給、屋代勝助已下厩より出、相戰て討死す、（此勝助馬の段の目聞、奥州の者也、）近習の輩、同小性衆無㆓比類㆒相動間、暫支けれ共、寄手大勢故、皆以令㆓討死㆒、信長御弓の弦切ければ、鑓を以戰はせ玉ふ時に、右の肘を被㆑突れさせ給、內へ入給、向㆓女房達㆒曰けるは、女は不㆑苦、急退き出よと三度まで曰、角て奥の間へ入給て後燒死玉ふか、終に御死骸見へ不㆑給、惟任も不審存、色々相尋けれとも無㆓其甲斐㆒、（年四十九、）信忠此旨聞給、本能寺へ可㆑有㆓御籠㆒とて出給所、村井春長親子三人參上して、本能寺ははや火懸て事終て候、妙覺寺へは御歸不㆑可㆑有、二條の新御所へ被㆑爲㆑籠尤と言上、則二條は御移、親王若宮をは內裏へ移し奉、然共寄手も未㆑襲間、安土へ移給、惟任有㆓御退辭㆒可㆑然由各言上、信忠曰、か程の企㆓謀反㆒奴原か、なとか口々へ手を廻さて可㆑有、於㆓途中㆒相果んこと可㆑爲㆓無念㆒、徒此所不㆑可㆑退、毛利新左衛門、福富平左衛門、菅屋九右衛門尤之御諚と申間、定㆓此儀に㆒、惟任深隱密しける間、路次へ其擬不㆑成間、安土へ於㆓御移㆒は不㆑可㆑有㆓別

る由風聞、信長聞給、早速に出可ㇾ申旨、以二檢使一再三曰けれ共、全不實の由及二返答一、忍て令二他出一、信長甚腹立し給、津田九郎二郎、長谷川丹波、關小十郎右衞門、赤座七郎右門仰付、惠林寺に火を掛、擇川國師長禪寺の高山和尙を始、大綱睦庵兩人單寮也、悉被二燒害一、其中に未宗と云單寮自二山門一飛落遁出らる、下法師若僧なとは躍上り飛上り死たる有樣絶二言語一哀也、東光寺藍田和尙は、其場をは遁出られけるか、於二途中一尾州の者行合及二强問一、被ㇾ持ける金を有のまゝ奪取て、後令二生害一也、十一日、信長甲府を立、元巣に着給、此間山路の茂りを伐拂間々に、家康より物主を被ㇾ置、奧平九八郎信昌御迎に出けるに、信長殊外の御懇、中々申も愚也、先年於二長篠一甲信隨分之者依二討果一、此度早速相治之由曰、甚御快氣也、十二日、駿州大宮へ着給、路次中富士山見物し玉ふ、於二此所一家康へ吉光脇指、一文字刀、馬三疋被ㇾ進、十三日江尻に着給、翌日駿河府中、今川の代々の舊跡心閑に有二一見一、藤枝田中城に御泊、さて遠州懸川御泊也、家康より天龍川舟橋かけ給、一日先立て上給、十七日三川國吉田に御泊、於二何方一も無二御逗留一、夜を籠て出御也、十八

日岡崎、何の於二御泊一も、惟任は老人成とて、御座所の聽而御近所に宿を被二仰付一、廿一日に至二安土一歸城し玉ふ、信忠は信長甲府へ移給し時、信州上諏訪へ被ㇾ移、信州より東美濃筋を上給、安土へ自二諸國一東國平均賀し申事夥、三七主四國拜領し給、一萬五千餘集二人數一、五月十一日、至二住吉一下着し給、五月十五日、家康安土へ着給、聽而可ㇾ被二相上一旨、於二東に一信長依ㇾ被ㇾ命也、宿所は大寶坊也、金三千兩並馬鎧三百走進上、見ㇾ之給、馬鎧者納給、金千兩をは被二返進一、在京中可ㇾ被ㇾ用ㇾ之と仰也、路次中泊々從二信長一可二馳走一旨依二仰付一專ㇾ之、惟任日向守於二安土一馳走被二仰付一、筑前守秀吉三月下旬に、備中國へ打入、すくも塚城責落、數多被二討捕一、則ゑつたか城へ被二押寄一、玆に自二藝州一爲二後詰一輝元出張、同吉河駿河守元春、小早川左衞門尉隆景、數多以二人數一及二對陣一、信長聞ㇾ之給、願所の幸、毛利を可二打果一旨曰、十九日、於二安土に一幸若八郎九郎舞仕、丹波の梅若太夫能仕、是家康爲二御慰詞一也、梅若大夫目暗沙汰と云能仕、信長甚不快、重而か樣に無二心得一にをいては、可ㇾ有二誅戮一との儀也、八郎九郎今一番可二申上一旨曰、此舞尙以聞事也、信長快氣、金子百兩、帷廿被ㇾ下、梅若太夫にも金

日出仕、信長曰、此度早速被達本意事、先年於長篠、甲信隨分之者共、被打果故との御諚也、奥平九八郎信長致出仕、信長此事思召出歟、殊外御懇也、廿一日、武田穴山(陸奥守入道梅雪)出仕、家康取持給、太刀一腰國久、金三百兩進上、自信長半俗の脇指の三つ刀を被下、彼仕合を信長被爲譽、甲斐駿河の本領致安堵、信州松尾小笠原掃部大夫同出仕、太刀馬進上、令本領安堵、相州の北條氏政より太刀馬金千兩、江河の酒十柳、白鳥十、漆桶二千進上、廿三日、瀧川左近に上野國幷信州之內二郡相添被下、上州厩橋え移、又御腰物被下、深志之城に有之兵粮、陣中之衆へ被下、上野國の小幡上總介、信忠え出仕、貞宗の脇指、金五百兩進上、自信忠左文字脇指被下、自北條氏政白米二千石進上、家康よりも兵粮有進上、是は陣中にて諸士へ充課らるゝ、諸士及難儀と云共、色々に相調上る、信忠此度不經數日、早速に甲信被納事、信長感給、此冬可被讓天下之由曰、其驗とて秘藏の脇指被進、信忠畏悅不斜、但天下御讓之儀は、未若輩之間、不寄存之旨被奉返答、廿八日、信忠諏訪へ參向し給、有國割、此日寒氣甚、信忠の中間かるき出立仕間、廿八人寒死、駿河國家康へ被下、甲斐國に諏訪一郡相添河尻肥前守、(與兵衞事、)上野國佐久郡小縣相添瀧川左近に被下、瀧川厩橋へ移、此時壁書を被遣、高井水內埴科更級四郡森勝藏(後武藏守と改)拜領、則海津に在城、河中島一揆起て大藏城に相籠、勝藏則責落、悉切捨る、惣別此度於信州先陣仕、度々之戰功感思召、伊奈郡毛利河內守、濃州岩村城に五萬石相添森亂丸に被下、此度自相州小田原、北條陸奥守爲氏政代官出仕有けれ共、信長無對面、信忠へ遂禮被歸、甲州之國侍、又は武田家之家老共、駿河信州の侍小山田山縣を始、悉被誅戮、 三川國菅沼伊豆守父子、同菅沼新三郎、去元龜三年より屬信玄、天正三長篠合戰より信州に在國、此度降參し、賴河尻肥前守彼陣中に居たりしを、自家康信長へ有言上則生害せらる、諏訪の祝女は新三郎妻たりしか、聞此事則子共指殺し、其身も令自害、素此女房大力也、此伯母も去比高遠にをいて無比類相動死したりしか、相似たる女也と皆人誦之、卯月二日、信長諏訪御立、翌三日、甲州の新府を被爲御覽、其より古府へ御移、暫く御座す、翌三日、江州佐々木二郎甲州惠林寺に隱て居た

三千兩進上、(是遺言之由也、)羽柴筑前守被二取持一間、跡目無二別條一幼息に被レ下、　廿五日伊勢大神宮遷宮三百年無レ之旨言上、信長其賄を有二御尋一、千貫文被二下行一は、其外は以二神力一可二成就一之由神主申上、是は餘に輕き申樣とて三千貫被レ下、信濃國木曾の主伊豫守義昌(政カ)可レ致二忠節一之由、東美濃の苗木久兵衛を以信忠へ言上、此旨信長へ被レ得二內儀一、則信忠令二出張一給、又下條に伊豆守か一族下條九兵衛と云者、(岩村に在城)家中有レ好屬二味方一、依レ之二月二日、武田諏訪上原ゟ出張、其後鹽尻迄打出防二鳥井峠一、又駿河國江尻に令二在城一、武田陸奥守(穴山事)屬二家康一、可レ服二信長幕下一由言上之間、則家康駿河に令二出馬一給、陸奥守妻女(信玄女、勝賴姉、)幷息勝千代を自二甲斐一忍出、江尻ゟ引取、就レ其甲州上下周章不レ斜、勝賴陣中無二正體一之間、則自二鹽尻一甲州へ引退、此間信忠伊奈郡へ打入給、飯田大島兩城明て退、則高遠城へ取懸、無理乘給、城主保科彈正自二裏口一退間、則責入落去、諏訪祝二降參一、信忠少も無二用捨一甲州へ打入給、武田四郎同太郎大か原を退て都留郡天目山邊田子里へ楯籠、(此時甲州男女之有樣可レ察レ之、)三月十一日、先勢瀧川左近人數押入、勝賴同太郎切て出相鬪て討死、年三十九、土屋宗三郎無二比類一打死す、年廿七也、此は勝賴自愛の小性土屋右衞門弟也、此時勝賴の召具せられし女性四十四人、皆土屋さし殺、相從侍は五十餘人遂二討死一、勝賴討し侍に、自二信忠一吉光のわきさし、馬一疋、金五百兩被レ下、　三月七日、信忠甲州着給、古府に御在陣、家康甲州市川へ被二打入一、彼地に在陣之間、同九日に古府へ參給、信忠ゟ有二對面一、又市川ゟ被レ歸、　三月五日、信長安土を立給、翌日濃州六の渡へ飛脚來、甲信駿三箇國無二異儀一被二打果一之由也、仁科(勝賴弟)首此所へ持參、信長大に悅給、十三日信長着二根羽一給、此所へ勝賴幷太郎首來、信長甚喜悅、狂歌を讀給、　かつよりとなのる武田之かいもなくいくさにまけてしなのなけれは　、此兩使(信忠小性)御馬一疋充、金百兩充被レ下、信忠あら波と云刀、いたや鹿毛の馬、帷百相添被レ進、勝賴の首飯田に二三日被レ掛、其後被レ掛二獄門一、武田左馬助は信州へ打越、關東へ可レ遁と內存所、於二小室一生害、(此首同被レ掛二獄門一、年三十四、)十九日、信長上の諏訪へ御着陣、廿日、木曾義政此所へ始而出仕、太刀一腰、馬二疋、金二百兩進上、自二信長一金千兩、筑摩安曇兩郡を被レ下、家康昨日市川を出、今日廿

疋進上、廿五日羽柴筑前守秀吉因幡國取鳥城取卷、七月十日柴田修理亮方より青鷹六連、切石、其外色々進上、廿日秋田より青鷹五連、生白鳥十進上、廿一日信忠信雄信孝（三七主）安土へ着給ふ、信忠へ正宗脇指被レ進、八月六日奥州會津の森高より馬三疋、蠟燭千廷進上、十四日馬三疋、黃金千兩、羽柴秀吉の方ゟ被レ遣、今因州在陣也、

八月十七日、高野聖方々にて搦捕上け可レ申旨被二仰出一、其子細は攝州伊丹牢人内一兩人彼山に在と聞召て、急き出し可レ申旨使者を以被二仰遣一ける所、返事さへ不レ申、剰使者上下共廿餘人討果之條、不二相屆一旨御腹立有て、方々被二仰觸一けれは、高野聖を數千人搦捕引來る、其誅罰の有さま哀也、自レ昔高野山聖諸國へ下時、我と宿取ることなし、於二路巷一宿かやく〱と呼る、心ある人は不レ寄二上下一宿をかす、若宿なけれは、其まゝ路頭に明す、信長今年聖殺害し給より此事なし、信長果給て後も、是より巳來如レ元呼る事なし、たゝ如二旅人一宿をとる、（殊に今は如二商人一衣類巳下色々之物を持來て令二沽却一、少の坊なともも近習六十人、」たる聖は、笈なとも不レ持馬上にて國々を令二上下一、何も違二大師の掟一乎、）九月八日小袖被レ下、十月十日、取鳥城落去之由自二因州一注進、十一月朔、

皆川山城守方より名馬三疋進上、則純子十卷、縮百段、虎皮五枚被レ遣、使者にも引出物、十月廿日、家康公高天神ゟ出馬、是於二遠江一も肝要之地也、即構二陣城一、其間々堀塀柵三重付緊被レ留二通路一、家康は依二信長異見一給、馬伏塚の城令レ居玉ふ、自二甲斐國御坊（信長息）一奉レ返、是無事之儀雖二言上一、信長曾て用不レ給、先是を奉レ返、彼以二助言一可二相調策一也、此御坊は信長末子、去永祿三年に、東美濃岩村ゟ養子、然を元龜三年に、城主（女性、信長の伯母也）、武田信玄へ一味、其時御坊を甲州へ連申、御坊暫犬山に置被レ申、其後安土ゟ依レ召被二參上一、則有二元服一、號二源三郎一、其時大名小名色々奉二送物一、其中に殊に勝たるは自二羽柴筑前守一銀子三千兩、小袖二百進上、

此年春夏、大疫人多死、　去六月十五日夜、星貫レ月」、

天正十（壬午）年正月元日、信長裝束し給、各可レ被レ見二せ殿守一間可二罷通一由御諚、其後於二臺所一大名小名に不レ限、樽代拾疋充直に奉レ捧、式法は重く禮儀は輕し、十六日佐久間右衛門紀州熊野之奥にて令二病死一、信長不便之由曰、則男甚九郎を被二召直一、信忠ゟ奉公可レ仕由曰、廿七日備前守喜多和泉守死去、吉光の脇指、金

長公出立は、ほゝ眉にほうこうをし給、牡丹作花を腰に指し、冠物にも作花をさし給たり、馬先に乘替十疋、種々無量之仕立、或は唐織、或は染縫薄猩々皮巳下にて泥障をし、縦へき樣もなき結構也、信長の馬の廻に小人衆紅梅の袷、上に黄衣、立烏帽子、のし付脇指、金の鼻ねち、紅のうてはしりにて、思々にのる、池田庄九郎は惣金之出立、其身の事は不レ及レ申、馬の毛爪等迄何も金也、馬の毛には、ふのりを以薄を置けると也、主上御棧敷にて御見物、馬場は內裏の東に竪三町横二町計に構たり、廻に柳を植る、栫はなし、又昨日の馬揃殘多とて、翌日はをり頭巾にて馬を被レ乘、此時猩々皮はをり、各右之馬上衆一夜中にしたてけると也、何者のしわさにや落書有レ之、　金銀を遣捨たる馬揃、象棊に似たる王の見物、

此馬揃に越前越中加賀國之衆は不二相上一、其故は長尾景勝彼表へ出張、加賀越中之一揆爲二手合一ふとふけの城を取卷、賀州尾山に在城之佐久間玄蕃令二後詰一所、一揆早速に乘崩、城中之者皆以討死、玄蕃於二途中一聞レ之急懸付、即時に乘返、右之一揆共一人も不レ殘切捨る、

三月九日安土へ飛脚到來、信長甚快氣也、同十二日佐佐內藏助神保越中守安土へ參上、翌日出仕進物夥、然所長尾喜平次景勝出張して、越中國小井平の城を圍之由注進到來、信長曰、久々に而相上門カ◎問於二京都一一興可二仰付一旨思設玉ふと云とも、急罷下後詰可レ仕由也、佐々神保夜を日次て下る、廿四日に越中の中郡に打出、長尾聞二此事一未明に引退、四五里か程追レ之、敵曾て不レ見、此間籠城之者對談して感悅す、此比長尾兵部大夫に丹波國被レ下、

此比城介信忠能を被レ好、自身行レ之給、手前見事之由、上下云々、信長聞レ之給、武將たる者强不レ可レ好之由曰、甚無レ興、則城介能道具悉召二寄之一、丹波猿樂梅若大夫に被レ下、舍弟伊勢國主信雄同北伊勢かんへの三七主も此道雖レ被レ好レ之、信長不二知レ之給一、

三月廿二日、高天神落去、兵粮斷絕之間、不レ及二了簡一、城中より出たり、然間所々の塀柵きわにて討レ之、但隨分の者共少々切拔けると也、

六月若州逸見駿河守病死、實子無し、遺領八千石有レ之、此內三千石武田孫八郎、五千石溝口伯耆に被レ下、

廿四日高麗鷹六連竹進上、此日相州氏政より駿馬三

盛國太刀一腰、馬代銀千兩、卷物百端也、　八月十二日、信長爲二見物一大坂ゟ御越、自二宇治一舟にて下給、」近年大坂ゟ佐久間右衞門父子被二指向一、天王寺に在城之所、か程の小敵長袖を、長々敷相守こと不レ及二是非一とて被二勘發一、十三箇條の以二書付一叱給、別なる儀無レ之、徒に無二調略一長々敷との事也、則天王寺を被レ出ける、侍小姓皆退散、たゝ三人高野山迄したかい行、此内も二人は聽而退散と聞ゆ、高野の辰巳之方に當て相江とて、纔にして所有、此所に被レ居、金子も十枚ほと希有にして持參せられけると也、　或時山岡八郎左衞門（道阿彌事）思立ち被レ尋、平井阿波入道安齋を被二同道一、佐久間對面して、泪を流感悅不レ斜、右の兩人尋けるを、其比各感しけると也、　十七日信長自二大坂一歸洛し玉ふ、林佐渡守を被レ所二遠流一、是昔年三十年以前、於二尾州名護屋一企二謀叛一、依二其科一也、又安藤伊賀守父子被レ所二遠流一、是は先年武田信玄ゟ致二內通一けるる事有とて如レ此、兩人終に無二赦免一、　十一月十七日、備前國宇喜多屬二味方一之由、從二秀吉一有二注進一、廿日柴田修理亮於二加賀國一一揆の大將十九人、其外數多誅戮由注進、彼首共安土へ進上之間、被レ掛二松原町に一、加賀國は別喜右近上表後柴田拜領也、

天正九（辛巳）年正月元日、御馬廻之衆出仕、從二西門一東門へ可レ通、可レ有二御覽一と也、（諸大名は近年致二長陣一之間、於二其所一可レ令二越年一由、信長依二下知一）也、然而未明より申刻迄不二引切一罷通、二日御鷹の鶴雁安土町人ゟ被レ下、町人致二畏悅一、於二佐々木宮一能を令二興行一、さて彼鶴雁を致二調味一、　二月十八日、信長信忠信雄上洛し給、　同廿四日自二越前國一柴田修理上洛（伊賀守召具三左衞門）遂二御禮一、柴田進物太刀國光、馬代（銀千兩）、金三百兩、蠟燭千挺、奉書の紙千束、綿（千把）、絹（五百疋）也、翌朝御茶被レ下時、柴田直訴に嫗口の釜奉レ望、則直に取出玉い被レ下、柴田畏て拜領、信長歌を讀玉ふ、馴あかぬなしみの中の嫗口を人に吸せん事をしそ思ふ、此釜は古備後主より相傳の釜也、

去正月廿三日被二相觸一ける馬揃、二月廿八日有レ之、各盡レ美色々の出立也、馬上已及二百騎一、一番に明知日向守皆紅の出立也、其次々不レ及二書載一、甚結構の體也、信長は右之馬上の跡に乘給、先馬の前に夕菴法印を被レ通、其體小袖をつほをり、白髮をかつきの出立也、鞍にとり付、誠の老女の馬に乘たるか、危き様に見へたり、此夕菴は信長右筆、年七十餘之入道也、信

八木千石、安土の町へ三百石被レ下、是何も荒木成敗
し給悅の心也、爰に安土山の記を策彥に被二仰付一し
を、南化幸岐阜に被二居申一之間仰付尤之由策彥曰、依
て南化是を被レ書、信長記に具有レ之、此比大名小名暇
給て於二在所一令二越年一、
天正八庚辰正月、安土には近習の輩迄令二伺候一、六日播
州三木城落去、別所兄弟腹切て、士卒皆被レ助レ命、
此比無邊と云僧有レ之、吾は生所も無父母もなし、吾
得二秘法一たり、之を得受する人は、現世來世如レ願と
曰、依レ之貴賤信仰不レ斜、丑の刻の受法と也、米錢持來
れとも曾て不レ納、安土へ參或寺に宿す、三月廿日、信
長聞レ之玉い、其僧可二對面一曰間、楠長庵以レ使稱レ之、
信長厩へ出給有二御覽一、無邊と云は汝か、生國は何そ、
無邊と答、信長曰、無邊と云は天竺か唐土か、答云、天
にも非す地にも非す、信長曰、天地を離ては何の所に
安レ身、此時無邊赤面す、さては汝は變化の物か、いて
試んとて、馬に灸をする鐵を燒て面にあてんとし給
へは、是は出羽國羽黑山之者成と、ふるひ／＼申、汝
此程弘法大師の再誕とて奇特を人に見せけると也、
吾にも見せよと曰は、いらへをも不二申得一、か樣の賣

子國の費也とて、引はらせ引刀にし玉ふ、五月攝州花
熊城へ池田勝三郎相動所、自二城中一ふた／＼と出間
空引しければ、敵尙以追來間、わきより城へ乘入て、
則勝三郎城へ移、信長悅給、攝州一國勝三郎令二拜領一、
剩正宗の脇指被レ下、男勝九郎十七歲、弟幸新三左衞門こと、十五歲、に
名馬被レ下、
大坂を信長へ渡可レ遂二無事一之由有二勅使一、門跡被
レ應二勅定一、信長へも被レ立二勅使一、畏奉レ之、十二月從二大
坂一下間刑部卿幷少進安土へ參上、御赦面忝之由言
上、　從二下野國宇都宮眞カ◎貞林方一駿馬壹疋進上、自二
信長一色々被レ遣、江州之住人布施藤九郎度々有二武功一、
才藝兼備間、信長近習に被レ成、六月廿六日、土佐國長
曾我部方より靑鷹十六疋、砂糖三千斤進上、砂糖は則
被レ施レ人、七月廿日、大坂城被二請取一、矢部善七郎奉行
とす、門跡へ從二信長一金五百兩、其外色々被レ遣、北の
方へも金百兩其外被レ遣、按察法橋に金二百兩、刑部
卿へも二百兩、少進へも同二百兩充被レ遣、門跡は去
月雜賀へ移玉ふ、自餘の衆今日退散、自二門跡一安土へ
以二使者一被レ遂レ禮、　八月十日、近衞殿勸修寺殿庭田
殿有二同道一、信忠へ可レ遂レ禮之由信長曰間、任二貴意一、

相動ニ失レ利、柘植三郎左衛門尉討死之由有ニ注進一、（是悉皆の出頭人也、）信長大に令ニ腹立一玉ふ、廿七日信長伊丹の取出共有ニ御覽一、各引出物被レ下、十一月十六日、中西新八郎と云者、瀧川人數を伊丹城の上臈塚へ引入る、鵯塚の丸に雜賀の者共籠けるを、過半討捕、本丸に籠者共荒木久左衛門を始申けるは、尼崎へ參荒木に令ニ異見一、花熊尼崎同時に渡可レ奉間、妻子を其間被ニ助置一よかしと申各承引、さて籠城之者共三百人、尼崎へ參へきとすれは、荒木鐵放を以防レ之、近邊へ不ニ寄付一、伊丹城へは織田七兵衛被レ移、無ニ詮方一散々に成行、さて荒木一類の妻子三十餘、京都へ被ニ引上一、相殘池田久左衛門其外宗徒の妻子二百人共、尼崎七本松にして皆張付被レ掛、尼か崎に籠者共の心中可レ察レ之、十二月十六日、荒木一類者共妻子、一條より車一兩に二人充乘て引せらるゝ、佐々內藏助、前田又左衛門、金森五郎八、不破河內已下兵具して令ニ警固一、一番荒木弟吹田、（廿歲、）野村丹後守妻、（是は荒木妹、十七歲、）二番隼人介妻、（十五歲、）荒木妾出し、（廿一歲、）三番荒木娘、（十三歲、）吹田妻、（十六歲、）四番渡邊四郎、（廿一歲、是は荒木志摩守嫡子也、）同弟新丞、五番伊丹安太夫、（年十五、）同子松千代、（八歲、）北河原與作妻、（十七歲、）六番荒木與兵衛妻、（十八歲、）池田和泉守、（廿八歲、此二人は出しか妹也、）八番伯々部、（五十六歲、）荒木久左衛門嫡子自然、（十四歲、）其外は不レ及レ記、此者共最後何も神妙也、丹後國へ長岡兵部大輔、丹波國へは惟任を去年被レ遣、兩國已平均、安土へ參上、進物不レ知ニ其數一、北條氏政豆州砥籠へ出張、甲州と及ニ牟楯一、是信長家康へ爲ニ入魂一也、武田勝賴駿州沼津に在陣、然所に家康駿河へ被ニ相動一、氏政被ニ押出一者、武田定而可ニ引入一間、此度可レ遂ニ會面一との內々支宅也、武田少も不ニ引入一、剩氏政陣中へ以ニ使者一申けるは、家康駿河山西へ被ニ相動一之間、彼面へ可レ向、合戰於レ望者、明日歟明後日、何之所へ成共返答次第可レ出之旨也、北條不レ能ニ返答一、さて武田山西へ急罷向之條、家康早速に被ニ引入一、十一月三日、二條の新造出來、則親王御移徙、其後信長參內、進上物夥、其比近習之輩に卷物二千端被レ下、八幡宮へ去月信長御參詣之砌、樋をからかねにて鑄可レ申旨被ニ仰付一、鵜左衛門か所持の周光香爐被ニ召上一、則銀子五百兩被レ下、十七日能有ニ興行一、近年より長陣仕、大名共各棧敷に折廿合充、柳五十充、四日之間賄可レ申旨、京中へ充課、京中へは黃金二百兩被レ下、其外見物之上下有ニ送物一、京中町へ

外を捨閉閣拋と云也、法花云、念佛を修する機の前に、法花を捨よと云經文有哉、貞安云、法花を捨よと云證文こそあれ、淨土經に云、善立方便、顯爾三乘と云々、亦一向專念、無量壽佛と云々、法花云、以前の無量義經に、以方便力、四十餘年、未顯眞實と云り、貞安云、四十餘年の以二法門一彌前を捨は、方座第四の妙の一字は捨る乎不レ捨乎、法花云、四十餘年四妙中には何の妙そや、貞安云、法花の妙よ、汝不レ知哉、日蓮宗此返答に不レ能閉口、貞安亦云、捨る乎不レ捨乎、扇を以扣と云へとも、猶擬議す、其時判者を始滿座一同に嘩と笑、袈裟を剝取しかは、經箱巳下取捨退散す、不傳不レ限二此度一佞僧成とて引張切にそせられける、紹知傳介則被レ刎レ首、　丹波國八上城、去年三月より惟任取詰間粮絕、城中之者共波多野兄弟三人搦て出間、六月四日安土へ具進上、則被レ刎レ首、　此比伊丹取出に在陣之衆へ、鍋三聯帷廿充被二送遣一、七月三日武藤彌平兵衞（越前敦賀の主）於二攝州陣中一病死、信長甚惜給、遺領男令二拜領一、　十八日出羽の國從二大寳寺一逸馬五疋、逸鷹十一聯上り、其中白の鷹一足有レ之、信長大に悅玉ふ、則黃金二百兩、純子廿端、虎皮五枚被レ下、使者に銀二百兩被レ下、　奥州の遠野白鷹進上、千福の前田令二上洛一、大鷹三進上、　去五月宗論に勝たるとて、靈譽貞安に銀子被レ下、　八月二日信忠攝州出馬、　八月五日岡崎三郎信康主（家康公一男）令二牢人一給ふ、是信長之雖レ爲レ聟、父家康公の命を常違背し、信長公をも被レ奉レ輕、被官以下に無レ情被レ行非道間如レ此、此旨を去月酒井左衞門尉を以信長へ被レ得二內證一所、左樣に父臣下に被二見限一ぬる上は不レ及二是非一、家康存分次第之由有二返答一、家康岡崎へ御越、三郎主を大濱に退被レ下、岡崎城へは本多作左衞門を被レ移、三郎主當座の事と心へ玉ふ、家康公は西尾の城へ被レ移、三郎主遠州堀江へ移、又二股に移給ふ、九月十五日、於二彼地一生害し給、三郎主母公も於二濱松一被二生害一、　九月廿二日、荒木攝津守伊丹城を忍出（女房一人侍一人召具、壷を持）、尼か崎落行、　兵庫の町人常見檢校中へ千貫文出、其身成二檢校一てをり物を取、座頭共信長へ令二直訴一之間、爲二過怠一金子二千兩出、是を以被レ掛二宇治橋一、村井長春は此金被二召上一事不レ可レ然と內々存と云々、菅屋九右衞門、長谷川竹も二百兩出、是は座頭を檢校にせられけると也、　廿一日攝州へ信長出馬し玉ふ、去十七日信長伊賀國被二

間、茨木に被㆑置衆を被㆑移、茨木へは被㆑移㆓伊勢衆㆒、廿四日、中川瀬兵衛屬㆓當手㆒、翌朝出仕、自㆓信長㆒金子三百兩、重郷脇指、鹿毛の駿馬被㆑下、從㆓信忠㆒銀子千兩、小袖十重被㆑下、廿八日、昆陽野へ信長信忠被㆑移㆑陣、花熊兵庫放火、下民數百人被㆓切捨㆒、十二月八日、伊丹城中有㆓調略㆒、人數を被㆑寄所、露顯して相違、此時萬見仙千代討死、伊丹へ之取出堀口、原田、池田、一屋、大矢田、已上五箇所普請令㆓出來㆒、廿二日信長信忠令㆓歸馬㆒給、

天正七己卯 九鬼安土へ參上、長々堺浦に有て、苦勞之由曰、金二百兩、小袖三重被㆑下、歸㆓勢州㆒暫可㆓休息㆒之旨曰、二月十八日、信長上洛し玉ふ、此春信長公在京之砌、從㆓若狹國丹羽五郎左衛門㆒獻㆓人魚を㆒、面手足人に不㆑違、長五尺計在㆑之、彼魚岩の上へ登り寢ること良久、其所を見付取㆑之と云々、此在京中に三條の宗運と云町人、老父に至孝の由を信長聞給、諸役を免許し、米百石被㆑下、三月二日、信忠信雄信孝(三七のこと)上洛、五日信長攝州へ發向、伊丹取出在番衆ね被㆑盡㆓懇嗣㆒、廿日箕尾瀧有㆓一見㆒、四月七日申剋、家康公若君誕生、(後征夷將軍秀忠公是也、)四月七日、常陸國多賀屋修理亮より星河原の四き七分の逸馬令㆓進上㆒、一日に五十里充通候旨言上、信長悦善し玉ふ、則金子五十兩、小袖三重、縮三十端被㆑遣、使者銀子百兩被㆑下、廿日多田、鹽川、森の亂を爲㆓使者㆒、銀子千兩被㆑遣、政道淳路之由民言上之儀付而如㆑此、五月中旬、靈譽と云淨土の上人、於㆓安土㆒有㆓法談㆒、建部紹知、大脇傳介(日蓮宗也)出㆓其場㆒問㆓不審㆒、靈譽の云、對㆓大俗㆒法論無益之儀也、日蓮の僧を令㆓同道㆒可㆑來、依㆑之京都法花上人堺の不傳、其外多集、信長曰、是無㆑詮儀也、各令㆓異見㆒可㆓相止㆒者、然共日蓮宗曾て不㆑承㆓引之㆒、たゝ天魔波旬の業成とて、信長甚不快、然共定日限南禪寺秀長老爲㆓判者㆒、因果居士已下有㆑傍、若及㆓喧嘩㆒なは如何とて、織田七兵衛、菅屋、長谷川、堀久太郎等令㆓警固㆒、日蓮宗の構夥、出世の僧百人餘被㆑出、淨土宗者靈譽、貞安兩上人迄也、貞安問曰、法花八軸の中に念佛有哉、法花答云、念佛有、貞安云、有㆓念佛㆒は何そ無間に落る念佛を法華に説哉、法花云、法花の彌陀と淨土の彌陀は一體歟、別體歟、貞安云、彌陀は何くに有も一體よ、法花云、何そ淨土門に法花彌陀を捨閉閣拋と捨哉、貞安云、念佛を捨よと云には非す、念佛を修する機の前に、念佛の

州之毛利は昔鎌倉の因幡守廣元末孫と也、代々の名信長記十一卷有之、九鬼右馬允依仰、去六月廿六日、於伊勢雜賀浦々より賊船共多出、度々及合戰、每度討捕、七月下旬に、大船數十艘にて着堺浦、九月廿三日信長御上洛、越中國一揆令蜂起之由注進也、齋藤新五被立遣、廿七日、九鬼船を可有御覽とて、住吉ゟ信長御出、廿九日、於阿部鷹遣給、此夜彗星出坤方、逾月不消、十月朔日快晴、九鬼船共并近邊浦々舟指物旗已下飾立、舟軍樣子可學申由信長曰、幸汝此度雜賀浦にて得勝利たる體を學へきと也、九鬼畏旨言上、信長見之給有御感、黃金三百兩小袖十重被下、其上酒肴數多被下、舟祝可申旨仰也、さて堺宗久御茶上可申旨曰、御成有、其次而に宗易宗汲道叱座敷有御覽、翌日佐久間甚九郎御茶上被申、三日御歸洛、信長曰、甚九郎數奇殊外上手也、乍去武士たる者不可羨、夕庵申云、爲士者强好此道は武道は可廢、果町人職人之業也、信長令承諾、於越中國齋藤新五所々放火、其上河田豐前椎名小四郎給相籠今泉城へ相動及合戰、敵五百六十討捕、國中人質取、固神保安藝守渡置候由有注進、信長喜悅し給、十月十日、安土へ令歸城給、荒木攝津守反逆之由從方々注進あり、信長聞給、是如何樣人の可爲申妨、然は可被宥旨思召、友閑惟任萬見仙千代を十月下旬に被遣、荒木對面仕、軈而出仕可申旨也、家老者諫言、此度之儀、往々不可遁其科間、此儘被止出仕尤之由也、荒木も內々存其旨同此儀、右之三使ゟ申切、露敵對之色、信長以厚恩成人者也、殊攝州被一國之間、逆心之儀有之間敷所、信長自愛之小性谷河藤五郞頻に企慮外、去年三川國岡崎へ御出之時、荒木門に立居たりしに、二階より長谷川尿をしかけたり、傍の人是を荒木に告申、荒木不苦とて不立去、如此故に違心と云々、十一月三日、爲荒木退治、信長出馬し玉ふ、十一日高山右近屬味方、黃金三百兩小袖三重被下、茨木へ有付城、前田又左衞門、不破河內、佐々內藏助、原彥二郞、金森五郞八、日根野被入置、十四日伊丹へ被相動、貝野江附城に蒲生忠三郞、惟任五郞左衞門、蜂屋兵庫被置、信長信雄小野に被陣取、十五日、信長郡山へ被移陣、高山此所へ出仕、早鹿毛の逸馬、吉則の刀被下、當國芥川郡令拜領、信忠信雄より右近に有送物、十八日惣持寺付城普請之

盃、周德か茶杓、肩衝、古市播磨守か高麗火筋等也、信忠令長悅給、・

此年多門城の家屋をこほち、信長より京都二條に有造作、親王ゟ被奉、此秋客星未申に在之、是を時人號松永星、同春越後景虎能登國ゟ出張、七尾の城相攻、自信長公人數被出けれとも、七尾已令落去之間、頓て右の衆歸陣也、

此年三川國侍衆ゟ躍風流して可來之由、岡崎信康曰間、各一手々々に被躍、家康公不可然之由雖思給、迚不被任異見間、逹て無諫言之儀、

天正六(戊寅)正月朔早旦に、御茶の會也、已上十一人、信忠公、羽柴筑前守、二位法印、長岡兵部大輔、林佐渡守、長谷川丹波、惟任五郎左衛門、瀧川左近、荒木攝津守、市橋九郎左衛門、長谷川宗仁等也、御座敷構六疊敷に、四尺緣、床波岸繪、中に萬歲大海、右に松島、左に三ヶ月、かへり花之水さし、周光茶碗、嫗口釜、竹筒の花入也、信長迎に出給、膳を自身すへ給、日來各依勵戰功、今靜謐之由曰、甚御感也、其後各有出仕、同四日、信忠舊冬令拜領給數奇道具被開、萬見仙千代宿所也、右之衆參上、夕庵此比信長被申諫言、節會幷禮樂之事也、同月廿日、安土へ妻子未引越者被付着到、凡百八十人也、爲過怠道路を被爲作、四月十日、丹波國荒木山城守爲成敗、惟任惟住瀧川被遣、中旬之比、毛利輝元播州上月城を圍、羽柴筑前守荒木攝津守爲後詰被遣、此春越後景虎卒(年四十九)、大虫と云々、及死後辭世頌云、一期榮華有一盃、四十九年一炊夢、三四句は不繼して相果、北條三郎(景虎養子)相州氏政弟也、喜平二景勝(景虎甥)鉾楯數度及合戰、竟に討三郎を、景勝爲越後國主、上月爲後詰、信長五月朔日可有發向之由曰、各諫言して云、彼地殊外の節所、殊敵陣隔深谷熊見川あり、其上陣城を構丈夫、兵粮已下三箇年致支宅之由也、先我我罷向見計可言上之間、其中延引可然之由也、さて各四月廿八日より出陣、五月七日信忠公出馬し玉ふ、六月三日、自播磨飛脚到來、信長發向之儀必可延引旨也、同十日、筑前守參上、尙以右之通言上、則播州へ被歸、十二日、信忠神吉志方兩城被取詰、始神吉にて味方手負死人多、後竹たはを付せいろを被揚、兩城終に被責落、三木城へ被取懸、附城餘多有普請、是も筑前守へ被相渡、八月六日、信忠令歸馬給、藝

馬に乘來、馬取荷物を庭へをろし置と人の目に見へける、無レ程大夫伏二病床一相果畢、奇特成し事共也、此女房此以前大夫間柄依レ不レ憚、遺恨千萬云々、此女者觀世小二郎と云謠弁脇の上手女、鬼若か母是也、二月二日、信忠雜賀出馬、是根來杉坊雜賀の三緘上洛して、可レ致二忠節一由依二言上一也、信長出張給、小雜賀口にて堀久太郎人數百餘討死、谷輪口にて敵敗北、長岡兵部大夫手百五十討捕、三月朔日、鈴木孫一居城を被レ責、竹たは棲樓を以緊攻レ之間、孫一令二降參一、所々不レ殘放火、男女切捨、鈴木孫一岡崎三郎大夫大坂をつき可レ進間、可レ被レ助二身命一之旨言上、信長令二承引一給、佐野城に津田太郎左衞門杉坊相添被レ置、紀州仕置仰付、廿七日到二安土一令二歸城一給、八月上旬、雜賀之中、又は紀州未レ屬二當家一所々、秋毛爲レ可二苅捨一、佐久間右衞門父子被レ遣、彼歸陣迄天王寺に羽柴筑前守爲二在番一、松永彈正忠父子大坂取出に被レ置けるか、八月十七日夜、大和國信貴城へ楯籠、信長より宮內法印被レ遣、被レ宥けれとも不レ能二尊答一、九月廿七日、信忠發向し給、十月被二攻落一、是城中に有二調略一故也、松永家に火を掛燒死、去永祿十年十月十日、南都大佛殿燒たりし日に

相あたると云々、松永從類森海老名、河內國片岡城に籠、長岡惟任筒井を被レ遣被二責崩一、此時長岡嫡子越中守年十五弟五郎年十四能動して、自二信長一被レ下二感狀一、子右衞門者松永依二下知一、庶人に相紛城を出たりしか、或者見付て討捕、此時信忠被レ任二三位中將一、廿三日、羽柴筑前守播州入、此次に中國一州望之由言上、楠長庵令二披露一、其時は信長不快の氣色也、暫思案し給、任二申旨一朱印可レ被レ遣由曰、長庵如何思けん不レ認二朱印一、其後筑前守但馬國へ相動、敵城數多責落之由有二注進一、信長御感甚也、此時楠中國一州可二拜領一朱印を認遣、信長快然也、十一月廿七日、秀吉福岡城被二取詰一、攻口には小寺官兵衞、竹中半兵衞指置、我身は可レ有二後詰一方へ打出被二陣取一、如レ案宇喜多和泉寺襲來及二合戰一、和泉守敗北之間、二百餘討捕、則上月城被レ責處、城中有二調略一、上月十郎か首を切て奉二秀吉一、然共自餘之者をも皆被二打果一、山中鹿助被二籠置一、敵の頸五百餘安土へ進上、信長悦給、十二月十日、信長爲二鷹野一三川出御、廿一日安土御歸城、下旬に信忠爲二越年一安土へ御參、自二信長一數奇道具十一種被レ進、初花、松花、鷹繪、竹の花入、鎖、藤流繪、道三茶碗、內赤

當代記卷二

天正五丁丑 信長岡崎にて越年し玉ふ事、松永滅亡のこと、荒木叛のこと、

六戊寅 有岡城落去のこと、

七己卯 於二安土一淨土宗法華宗論のこと、三郎信康滅亡のこと、

八庚辰 馬揃のこと、大坂本願寺退散のこと、

九辛巳 高天神落去のこと、

十壬午 信濃入のこと、信長滅亡のこと、同武田滅亡のこと、明知滅、於二甲州一家康公氏直對陣の事、

十一癸未 柴田崩、越前平均のこと、三七主滅亡のこと、

十二甲申 家康與二秀吉一於二尾州一合戰、同無事のこと、佐々木陸奥守こと、

十三乙酉 聚樂普請始のこと、根比滅亡のこと、秀吉公關白成喜申のこと、四國入のこと、越中入のこと、多武峯滅亡、大地震の事、石河伯耆尾州へ退のこと、

十四丙戌 家康公御祝言、秀吉公御妹嫁給事、家康公上洛し玉ふ事、

十五丁亥 駿河普請の事、秀吉公九州御動座事、

十六戊子 聚樂行幸事、金賦こと、大佛普請始事、

十七己丑 秀吉若君八幡殿誕生事、

十八庚寅 小田原御動座、北條滅亡こと、家康公關東國替事、尾州主織田信雄下野那須ヘ被レ移こと、

十九辛卯 奧州一揆依二蜂起一、秀次出張の事、秀吉公若君八幡殿被レ薨事、歲三才、秀吉三川國爲二鷹野一御下こと、大和美濃守秀吉舍弟死去のこと、

文祿元壬辰 高麗入事、武州江戶普請事、

二癸巳 秀吉御袋薨給事、各自二九州一歸陣事、

三甲午 伏見普請始事、同諸國知行高幷普請役事、

天正五丁丑 正月二日、正二位內大臣兼右大將信長卿自二岐阜一安土ヘ歸城、同十四日上洛し給、庶人出仕被レ停二止一、深慮智化之老臣召集、未レ服國々可レ屬二當手一旨可二言上一之由曰、夕庵被二殘置一、廿五日安土へ令レ歸給、

此春の比、觀世左近太夫當時能の上手、於二三川吉田一病死す、此大夫は義昭將軍御牢籠之後遠州ヘ下、家康公令二扶助一給、專酒井左衞門尉介法也、彼大夫女房於二京都一一兩年已前死去しけるか、吉田之大夫屋敷ヘ蘆毛の

襲レ之と云とも、敵船は七八百艘の大船なれは、還て兵庫尼崎之者共多令二討死一、其後住吉濱に構二要害一、佐久間右衞門を被レ置、安土殿守は二重石垣也、高さ十二間、上の廣さ南北ゟ二十間、東西ゟ十七間有レ之、石垣の中を被レ用レ藏、七重の殿守也、同年丙子十一月四日、信長上洛、妙覺寺宿し給、廿日に被レ任二內大臣一、去年十二月、可レ被レ任二右大臣一旨有二宣下一けれとも辭し被レ申、此度は被レ任二勅定一、廿三日參內也、進上物夥、公家中へも知行被二充行一、廿六日安土へ歸城也、十二月十日、信長安土を出御、三川國吉良にて鷹被レ遣、同晦日岐阜迄御歸、於二彼地一有二越年一、

越前加賀兩國一揆數多致二誅伐一之由、自二柴田修理方一令二言上一、信長快氣也、

加賀國は、去年別喜右近に被レ下、大正寺に令二居城一、然處に國不レ服、別喜二不二靜謐一之間致二上表一、信長內々不レ可レ然之由思給、依レ之尾張國の九坪へ古鄕引籠、無レ程令二病死一畢、其後より加州をも被レ下二柴田一、

八月、家康公到二駿州山西一御動、人足共如レ思令二苅田一、武田聞レ之、彼表ゟ出張之間、遠州中郡ゟ令二歸馬一給、さて武田は小山陣取、三川國岡崎、此一兩年鄕村々より躍有レ之、三郎信康依二數奇一也、若不快のをとりをは、弓を以射レ之給、九月、さはせ甚五郎と云者有レ之、是は元來三川岡崎三郎信康小姓也、傍輩の金作の刀大小を盜捕事露顯之間欠落し、此二三年中在二甲州一、彼國の住甘利三郎次郎を於二小山陣中一令二生害一、家康公陣中へ來、彼甘利と日來令二知音一、別て懇志之間、聊無二隔心一之儀、甘利寢入たる處を刺殺す、我刀を棄て、甘利か大小を取て指來、年來彼さば瀨甘利に令二戀慕芳契一、前代未聞、無二物取レ喩、家康公へは令二出仕一、乍レ去さして擧用はなし、三郎信康主惡レ之給間、一兩年の中に他國へ又欠落す、此甘利年十七歲、武田家老也、人數三百餘備也、

此年十一月、信長公爲二叡覽一內裡ゟ鷹を居、庭上迄參內し給、各供奉之衆裝束竭二結構一、退出之以後、常の狩出立にて、東山鷹野有レ之處、雪甚、秘藏之鷹被二見失一、信長是を無二本意一事に思玉ふ、是を居來ん者、急度可レ有二褒美一との札を被レ立ける程に、有二一兩日一自二大和國一居來、信長甚悅給、

九月下旬、信長被㆑令㆓歸馬㆒、此比丹後國一色左京大夫に被㆑下、丹波國桑田舟井兩郡長岡兵部大夫被㆑下、十二月十五日、信長美濃に御下、山岡美作守、森二郎左衞門に、勢田の橋破損の間、可㆓再興㆒之旨被㆓仰付㆒、此冬、木下藤吉郎號㆓羽柴筑前守㆒、丹羽五郎左衞門惟任、簗田左衞門太郎は別喜右近、友閑は宮內卿、夕庵は二位の法印、塙九郎左衞門は原田備中、河尻與兵衞は肥前守、明智は惟任日向守、各如㆑此號、十二月、岩村城落去、城代秋山伯耆守（信州衆）岐阜江引連張付に被㆑掛、是は信長與㆓信玄㆒入魂の時、爲㆑使年來令㆓言上㆒し儀、悉爲㆓謀計㆒間、惡㆑之給故如㆑此、城主者女姓、信長の姨母也、自㆓去申歲㆒敵對し玉ふ間、爲㆑散㆓近年鬱憤㆒、岐阜引連、信長自身切㆑之給處に、刀不㆑切死かねられけるとかや、此刀もとよりわざものなり、今如㆑此不㆑切事者、ふちし（歟）◎みと云物かの由人皆云、

天正四（丙子）正月上旬より、安土普請始、丹羽五郎左衞門爲㆓奉行㆒、二月廿三日、信長安土移給、普請精入之由曰、周光茶碗五郎左衞門に被㆑下、四月朔日より、各石を被㆑引、四月十四日、大坂へ遣㆓人數㆒被㆓相動㆒處、三好笑岩根比衆已下、自㆓難波三家㆒取出、鐵放に被㆓打立㆒引退、後陣原田備中守無理に押立けるか、節所成間進退不㆑任㆓存分㆒、備中討死畢、最前備中を天王寺に可㆑被㆑置と曰處、何やらん備中守信長の御前惡して相止、然は備中此度可㆓討死㆒旨存定けると也、一揆共乘㆑勝、天王寺之付城相責、城中に佐久間甚九郎、筒井順慶、惟任日向守、猪子兵介、大津傳十郎相籠、梶川彌三郎、佐久間久右衞門、奈良清六等、於㆓城中㆒走廻、一日之中に二三度鑓を合こと也、塀も未㆑懸之間、古疊なと塀に用、牛馬を楯にして答、信長在京也、此旨聞給、則出馬（五月五日也）、同六日、信長旗并先勢を天王寺へは不㆑懸、直に大坂へ懸間、天王寺を責ける一揆、あはや大坂を被㆑棄とて、則引取處を、横懸に懸付る、又天王寺に籠城之衆則懸出、兩口より押合、追討に討間、數千討㆓留之㆒、信長御身にも中㆓鐵炮㆒けれとも、裏を不㆑懸、大坂一揆鐵炮數千丁にて相支間、天王寺へ懸給はゝ可㆑有㆓如何㆒處、名將之擬各感㆑之、殊此度は諸勢不㆓相調㆒、俄事たる間、以㆓少勢之儀㆒也、奇特と云々、六月七日、安土へ令㆓歸城㆒給、於㆓天王寺に㆒戰功之衆へ、不㆑殘褒美被㆑行、七月朔日より、安土普請有㆑之、此比、自㆓中國㆒大坂へ入㆓兵粮㆒、兵庫尼崎より舟にて

廿八日、小山城を被二取詰一、家老の衆諫云、重て自二信長一請二加勢一被レ攻レ之尤之由、異見雖二區々一、無二承引一被レ進レ陣、

自二信長公一九八郎拜領の刀、目貫かうかいは、去々年後藤光乘仰付、於二京都一被レ爲レ彫、昔弘法大師の玉造と云双紙を繪に被二書置一、女は耽レ色者なれども、老年になれは、面は猿に似て手にあしかを持、其中にくはゑ蕨なと入、肘にかけ後に袋を負、まゑ打ひろけて腰をかけて居たる躰被レ書、信長見レ之給、如レ此圖を可レ寫と依二御諚一、ほりたる目貫かうかい也、さて謠に今の世に周く用間、三方論議の僧、數珠を持たる所を學たり、其比此圖を明智日向守狩野繪像にうつさせしに、悉出來して、眼に點入までにて有しに、一夜の內に此繪くさりたり、此由明智にかの申ければ、權者の筆跡を凡夫として寫しけるに依て如レ此歟奇特と云云、

弘法御作十住心論に、念佛無間禪天魔、無間地獄へ落るをは、念佛てならては難レ救、天魔の荒るをは、禪てならては不二治ら一、

九月七日、武田四郎小山城爲二後詰一、大井河邊に押出す、其勢一萬三千餘也、去五月、於二長篠一敗軍の後、無二幾程一如レ此之出張、武道所レ感也、素信玄名將也、名下不レ虛謂乎、同日、家康公諏方原へ被二引入一、八日、武田鎌束原へ出張、自二諏方原陣一中谷の向迄物見を被レ出、惣人數は諏方原陣中柵の中に有レ之、及レ晩武田人數小山へ相移、敵小山城令二普請一、高天神城へ兵粮を入、九月下旬に引入、家康公も諏方原有二普請一歸馬し玉ふ、

八月十二日、信長信忠越前國進發、當國之一揆、所々城を構楯籠、河野龍門寺兩城攻落、悉討捕、自餘之城見レ之何も退散、朝倉孫三郎去姉川合戰之時の大將也、隱二山林一處、下間筑後守、同和泉守、伐二孫三郎首一持參、信長無二擧用一、比興者也とて則令二成敗一給、越前國知行配當之事、大野郡金森五郎八、一原彥二郎兩人に被レ下、敦賀は武藤宗右衛門、府中郡は前田又左衛門、佐々內藏介不破彥三被レ下、其外は柴田修理亮に被レ下、加賀國へ人數被レ遣、大方屬二當手一、然共一揆未レ服、彼國溝口大炊介、小黑西光寺蒙二赦免一、加賀國より引口に一揆相慕處、羽柴筑前守返合及二合戰一、數百人被二討害一、大正寺檜屋兩城有二普請一、別喜右近被レ置、此時信長對二右近一種々令二諫言一給、

小屋何も、信甲衆番手令二悃望一之間、信濃迄相送、城
城無二異儀一、奥平九八郎信昌手へ請取也、此時直に信
甲へ被二打入一は、誠に少の手間も入間敷處に、信長は
濃州へ歸馬、家康公は遠州へ歸馬し給間、信甲敗軍の
者共、暫氣を休けると也、是も甲州を强敵と思給故
歟、

此七月、城介信忠（信長一男）岩村へ發向し被レ責レ之、十月爲二
後詰一、勝頼人數夜打の行あり、寄手の陣城堅固之間、
信甲衆夜中に又敗北す、此比、佐久間右衛門尉信長公
依レ仰、三川國武節へ取懸、奥平父子一手になつて攻
之間、軈て落城、右衛門は岩村へ參陣、城は奥平手へ
請取置二人數一、

此度長篠合戰之事、是非共遂二一戰一、可二討死一と思定
之由、勝頼曰、馬場美濃守、內藤修理、山縣三郎兵衛、
武田左衛門大夫、同左馬頭申云、敵軍は四萬、吾軍は
一萬也、此度は被二引入一、信長歸陣之上、來秋令二出張一、
所々不レ殘放火し、其上苅田已下於レ被二申付一は、三州
可レ成二亡國一間、一兩年中に可レ爲二存分一旨、達而雖
レ令二諫言一、勝頼無二承引一、殊長坂釣閑被レ遂二合戰一尤之
由言上之間、彌々此儀に相定けると云々、此釣閑は依
レ爲二工夫人一、信玄大細を被二談合一し者也、殊に辨舌明
也、于レ時年六十三、

七月、家康公遠州諏方原御取詰、竹たはを付、もつこ
う龜の甲を以堀をうめ、晝夜攻レ之給、此陣中に毎日
爲二苅田一、小山表へ雜人共被レ出、爲二其奉行一人數七八
百計宛被二付遣一、駿河に在番之甲州衆、關邊鞠子田中
江尻人數二千餘打出、右之苅田之人足を、或は誅伐或
は追拂、依レ之彼奉行の衆雖二相向一、彼は多勢也、及二難
儀一之所、諏方原陣中より一騎懸に打出、暫時に參着
之條、敵河東へ越、大井川の中島に相備、家康公も野
崎迄懸出見レ之給、敵爲二小勢一間、可レ被二打果一處、一
騎懸の體、諸道具不足之由思給歟、則諏方原陣中へ御
歸、已來は不レ被二打果一事を後悔也、八月、奥平九八郎
信昌岐阜へ參、信長へ出仕、酒井左衛門尉忠次同道、
信長則在二對面一曰、今度武田敗北、信長天下譽取給こ
と、偏に九八郎覺悟以也、一段器用之男の由各言上、
彌可二相嗜一由御諚也、さて御さし刀（すり一文字）、御めしの御
帷子（御門付）、珍物の唐物御筒服被レ下、酒井へも御長刀御
皮袴御皮衣被レ下、八月廿四日、諏方原城落居、在番の
城主依二悃望一、助二身命一大井河を送越給、

十一日、長篠城寄手、渡合の南の門際に、竹たはを付しよりきふく責之間、自二城中一切て出、敵道具を捨、谷河下に敗北の條、竹たはを燒棄了、然處に翌日より又竹たはにて仕寄、

十三日の夜子尅、ふくへ丸を敵無理に乘んとす、其夜空曇て月不レ明、此丸は澤の岸の上に、たヽ塀計構、土居は無レ之、然共堅固に相拘之間、數度塀へ鹿の角を掛引と云へとも、內に繩を付、引へ柱を堅構之間、敵不レ得レ乘、殊横矢を以射レ之間、敵手負不レ知レ數、此丸へ行道の狹所、誠にふくへのことし、塀岩の上に立間、鹿の角にて引落之條、夜明なは通路不レ可レ輙とて、九八郞令二下知一、ふくへの丸の人數を升方の丸へ引入る、此時敵わくを持來、それに竹たはを早速に付、せいろを可レ上之企にて柱を立る、玆にせいろ上なは、大手の門の通路可レ及二難儀一とて、鐵炮數箇丁を以打レ之、自二本丸一大鐵炮を以、右の竹たはを擊之間、せいろ上んことを不レ得、徒に夜明畢、此時信甲衆手負死人七八百在レ之と云々、又本丸の西の角へ敵仕寄、土居に金鑿を入、大石を掘崩谷へ落す、然處土居の角の內に掘崩さは、又是にて相抱經レ日、後詰を可レ奉レ待とて普請す、此時城中に手負死人多出來す、後運を開、此處を見るに、元來岩にて掘ん事を不レ得、城中へ氣を可レ失とて、大石を夜中に外より持來、掘崩まねをして、下の谷に落しける也、于レ時九八郞父美作、又自二家康公一石河伯耆守を相添、岐阜に被レ遣、此趣信長公に被二告申一、後詰被二相催一、信長公貴意之趣、三川滅亡せは、手前難儀可レ近之旨、兼て思設給間、早速に相催、中旬有二出馬一、十九廿日に被二押寄一陣の面に緊く柵を振、堅固相備、家康公の臣下酒井左衞門尉、本多豐後守、奧平美作定能、其外五千餘、夜中に河を越し吉河へ相移、終夜越二深山一、廿一日未明に、城の向鳶の巢久間兩地、敵の付城へ押懸打二破之一、而城と一手になる、敵見レ之無理に信長家康之陣所へ押かヽるへき體にて寄來處に、素兩將の陣所の前にさくをふり、向の原へ鐵炮の者數千丁指遣、敵の備へ打入の間、每度中レ之、敵手負不レ知レ數之間引退、加樣にする事及二度々一、勝賴の內馬場美濃守、山縣、土屋、內藤修理、眞田安房守、仁科信玄末子、海野、望月、那輪無理助以下、宗との者悉保(マヽ)死畢、因レ玆勝賴敗軍の間、信州境まて追々擊レ之、幾千と云數を不レ知、作手田嶺鳳來寺岩

切、すはたに成隨一之衆へ切て懸、其時討死之衆、信長公御一族十餘人也、津田大隅、同弟半左衛門、同市令介、同弟仙、同又六、同孫十郎、赤見左衛門、大野佐渡、佐渡民部、坂井七郎左衛門等也、市令介信成乳母人津田九右衛門尉兄小瀬三郎二郎長清、無㆓比類㆒儀仕死す、長島には被㆑置㆓瀧川左近㆒、十月五日、岐阜に令㆓歸馬㆒給、

此年、近江國かまのはの城主堀二郎、同樋口御改易、其子細木下筑前守秀吉同心たりしか、小谷落去以前は、秀吉は五萬石、堀二郎は十萬石の領主たるに依て、不㆑服㆓秀吉異見㆒條、間柄不快、近年淺井へ内通仕候由、秀吉依㆓言上㆒如㆑此、

天正三乙亥正月、

三月、信長上洛し玉ふ、此比、駿河國古主今川氏眞從㆓遠州濱松㆒有㆓上洛㆒、千鳥香爐宗祇香爐を被㆑奉㆓信長㆒、此氏眞は去巳の年春より、小田原被㆑居しか、氏康死去の後、氏政以外の相白たるに依て、去年濱松へ忍て參向、

三月、近州鎌の羽の八木二千俵、家康へ自㆓信長㆒被㆑進、境目城々へ可㆑被㆓入置㆒之由曰間、三百俵長篠へ來、此度用㆓籠城㆒、二月廿八日、奧平九八郎信昌三川國長篠に相移、宮崎には日下與の依㆑無㆑城也、去々年の九月より至㆓于今㆒、番持之間、城破損見苦敷體也、今九八郎相移、普請相拵無㆓油斷㆒之間、家康公快氣也、

此春、諸國道路を作、是信長公依㆑仰也、同公家衆知行如㆓前代㆒被㆓返付㆒、近年買取、主に其價自㆓信長㆒被㆓返辨㆒、各莫㆑不㆓美談㆒、

四月、武田勝賴三川國足助表に出張、所々令㆓放火㆒、自㆑其作手筋に相移、野田へ押寄可㆓相果㆒之旨相議す、彼地は去々年信甲衆令㆓破却㆒之後、普請無㆑之、只任㆓古鄉立歸居住㆒之間、則河向に退散之處、信甲衆追詰、野田衆數多討死、自㆑其吉田に相働、二連木を始、所々放火、吉田には家康公御移令㆑居玉ふ、町中へは敵不㆓押入㆒引退、

五月朔日、武田四郎長篠を取詰、竹たはを以仕寄、所所より金鑿を入、不㆑舍㆓晝夜㆒責㆑之、

六日、從㆓長篠陣中㆒敵惣人數押出、牛久保表に相働、所々放火、及㆓歸陣の期㆒、橋尾の井を切、是は東三河へ周せきかくる田地用水也、依㆑之此年彼表令㆓旱損㆒云々、城を責之時、如㆑此の働無㆑之物之由云々、

二月八日辰刻、家康公若君誕生、後號二三河守秀康一、

遠江國今切る兵粮船寄、是を可レ被二押取一とて、濱松より人數を被レ遣、小船にて取まき被レ攻レ之しか、彼は大船にして鐵放多かりければ、敢て難二近付一、令レ下二知之一とて、物主寺島斧丞當二鐵炮一討死す、さて船は漕出走ける、

同五月、高天神ハ四郎出張、信長爲二後詰一御出馬、吉田ハ御着之處、高天神落去之由告レ之間、信長自二吉田一御歸馬、家康自二濱松一有二參向一、被レ遂二面上一、此時種種信長公對二家康一諫言し給、遠州所々不農之間、家康ハ爲二御合力一黃金一駄被レ進、此比如レ斯之金子無二其類一、時人矜事に念レ之、御立の期に莅て、信長より亭主酒井左衛門尉に上作之脇指被レ下、作鎌倉の貞宗也、此高天神落居之模樣、城主小笠原與八郎武田ハ一味、家老之者共同心中は屬レ之歟云々、雖レ然家康公へ人質を進置之間、無二疎略一之由披二露之一、濱松へ參上、歷二日數一後、彼隱謀之旨漏聞之間、終に令二生害一玉ふ、彼小笠原與八郎は、天正十年壬午の春、武田滅亡の時、小田原へ打越隱居之處、家康公より信長公ハ言上し給之間、其旨小田原へ有二信長之命一生害し、首を濱松へ自二小田原一被二指越一、

此秋、三川恩馬の浦の磯際ハ蛸多よる、人取レ之、常此浦に無レ蛸、

此七月十四日信長尾州の河内へ後號二長島一被二取懸一、是一向宗之寺内也、大河四方に有レ之、人馬行歩不レ安之處也、此夏秋旱天之間、如二貴意一被二相攻一、九月晦日落居、其模樣寺内家依二悃望一、人質を被レ遣、舟にて相退處を、無理に悉打果玉ふ、是近年敵對遺恨、殊には信長舍弟其外歷々の衆、於二彼處一打死するの間、猶以如レ斯、三月信長上洛、廿七日南都ハ出御、翌廿八日蘭奢待を被レ爲レ切、日野大納言、飛鳥井大納言爲二勅使一被レ參、自二信長一佐久間右衛門、菅屋九右衛門、塙九郎左衛門、蜂屋伯耆、武井夕庵、松井友閑爲二奉行一、一寸八分截レ之、三分にして其一分を被二召置一、殘所各へ被レ下、五月岐阜へ下給、此夏、武田四郎向二濱松一相働、まこめ川向迄相働、所々放火、然共天龍川東の麥を令レ苅、高天神ハ兵粮過分に入置、さて歸陣の砌、諏訪原之城を取立、普請令二丈夫一歸國也、

九月廿九日、尾州長嶋落去、一揆舟にて退處を、堤に弓鐵炮數千挺置たまい被レ爲レ打レ之、迚不レ可レ遁と思

懸拔不レ得レ討、頗可レ謂二無念一、此謀昔年有し事也、後
輩爲レ令レ知書レ之、但馬場美濃守甲州衆云、烟白く見る間
非二陣拂一乎、壯年之士不レ可二聊爾一由令二下知一云々、
彼美濃歲此時六十一、
九月八日、長篠城落去、城主室賀一葉軒信州衆、勇者也、幷長篠
主菅沼伊豆守、同新九郎令二懇望一之間、助二身命一鳳來
寺筋へ被レ送、長篠城には三川衆を被レ置、家康公遠州
へ早速に有二歸馬一、是は遠州表へ在陣之敵を爲レ可二討
果一也、遠州うかり山梨に陣取、穴山左衛門大夫、山縣
三郎兵衛、家康公濱松へ聞二歸馬の儀一、周章不レ斜、仍
陣屋に紙小幡を張、成二居陣の粧一、夜中に令二退散一、
此時長篠城落去して、家康公歸馬之由を無二注進事一、
穴山山縣爲二遺恨一之由、左馬介馬場美濃守へ述懷也、
此長篠主新九郎は、籠城中より屬二家康公一可レ申之由
也、然共先山中ゟ退城之處に、此儀露顯して、信州小
室へ遣令二籠者一こと十ヶ年、武田滅亡之後、遠州へ參
けれ共無二合力一、徒に牧野右衛門丞に被二預置一、同九月
廿一日、信甲人數五千餘、作手より宮崎ゟ相働、奥平
父子人數、折節所々知行ゟ令二入部一、纔に二百餘相殘、
右の加勢の衆、何も歸宅して、味方小勢たる間、所々
令二放火一、奥平父子瀧山に令レ居、未塀も無レ之、柵計の體なり、敵山の麓
迄雖二攻上一、緊令二防戰一之間引退處、奥平頻相慕の間、
田原坂に於て敵數度返合、再三鑓合、于レ時助次郎を
始、甲信衆隨一の者數多討捕、敵棄二諸道具一敗軍也、
天正二甲戌正月、武田四郎岩村表ゟ發向、かう野串原
以下小城共攻落す、信長則大井中津河まて有二出馬一
けれ共、人數未二相揃一、殊に爲二節所一之間、不レ被レ覃二
合戰一、三川の人數移二足助小原一、此時越後謙信與二信
長一一味之間、至二于上州沼田一出張之條、武田則引入、
信州特に深雪之事也、此後詰を信長ゟ爲二忠節一之由、
謙信存念之處に、自二信長一無二禮謝事一、謙信爲二遺恨一
之由、以レ狀啓レ之、
此度武田東美濃ゟ出しより、不レ亡二武田一可レ爲二天下
大事一之由、信長彌思玉ふ、
正月元日、於二岐阜一信長公ゟ各々出仕、其時酒宴有
て、肴とてはヶ物一つ被レ出、各開て見レ之、古き頸を
三つ被レ入たり、薄にて濃たりけり、各簡を被レ付、越
前の左京大夫義景、幷近州の淺井下野守と備前守頸
也、臣以二戰功一如レ此、敵令二退辭一之間、被レ出レ之由
曰、さて各へ有二引出物一、

以二使者一信玄陣相尋、朝倉喜悅と云々、
三月、信玄長篠に在陣、彼城普請有レ之、
四月、信州通飯陣、長篠在陣中、作平へも人數を遣有二普請一、被レ入二番手一、
同四月、信州於二駒庭一武田信玄卒、年五十三、及二十ヶ年一精進潔齋たりと云共、自二去二月一依レ煩魚鳥被二服用一、信玄病死を相隱し、三ヶ年不二露顯一、信玄三男四郎勝賴繼二其跡一、信甲駿西上州の主たり、信玄嫡子は先年依二謀反一被二生害一、二男は盲目なり、
此夏中、如二鐵炮一天鳴、
七月廿日、三川長篠ゟ家康公御働、火矢を被レ爲レ射之處、城中同丸共悉燒失間、則取詰被レ攻レ之、
同八月中旬、爲二長篠後詰一、信甲駿西上野人數、三川遠江兩方ゟ出、武田勝賴は、此度自身は不レ出、先鳳來寺筋へ馬場美濃守伴五千餘人の人數を、長篠近所内か野邊まて足輕を出、二つ山に陣取、黑瀨に陣取衆武田左馬介、信玄甥、土屋右衛門已下八千餘也、彼衆作手へ相移、さて設樂へ出、節所を前に當、東西より留二通路一は、定て家康公吉河筋ゟ可レ有二退散一間、可二打果一之旨相議する處、作手主奥平美作守貞能男九八郎信昌、屬二家康公一令二忠節一間、信甲衆迷二十方一空レ手、此度奥平忠節、須彌山は九牛一毛の由、時人云レ之、奥平忠節の時、作手城には信州衆令二在番一、美作父道汶、同二男を始數多武田一味して、城中に楯籠、未家中の者共へも令二隱密一間、奥平人數甚少也、事難儀なりけれとも、竟に遂二本意一、翌朝家中の者漸集るなり、翌日及二午刻一、自二家康公一加勢衆本多豐後守、同男彥二郎、松平主殿介作手へ參着也、此衆長篠を夜前被レ出けれとも、節所と云、無案内と云、旁以如レ此、又翌日平岩七之介、佐藤金一郎作手へ被レ着、
廿六日、黑瀨に陣取甲信人數、作手城ゟ爲二後詰一土屋右衛門を始三千餘相移、于レ時相談て云、敵は多勢と云、城廓と云、旁以堅固也、味方者無人數にして野原に在陣、可レ有二如何一とて宮崎ゟ引退、
八月廿八日、大風、
作手忠節之後、甲信衆失レ氣體を見及、家康公陣中に松葉を積み付レ火、陣拂之まねをし、路次に置二人數一、自二鳳來寺筋一、敵於二馳來一者可二討捕一之由、被二相構一之處、如レ案見二此烟一、陣拂と心得、五騎三騎つゝ懸來入二依坪一、然處被レ置伏兵人數、少し早く立出之際、敵

の覺有㆑之間、可㆑被㆓助命㆒之旨曰けれとも、申請て被㆑誅、各美談、金松又四郎能首取て參上、生足に成て忽出、信長太刀に緒付給、是半を被㆑下、忝次第也、信長敦賀に三日御座、十八日府中へ移給、義景大野山田庄六坊へ逼入、稲葉を被㆑遣處、朝倉式部大夫討㆓義景首㆒、稲葉手へ渡、義景の侍鳥井高橋追腹を切、越前國爲㆓守護㆒、前波播磨守を假に被㆑置、同廿六日、江北虎後前山の城被㆓取卷㆒、廿八日、下野守（備前守か父）城被㆓責落㆒則切腹、鶴松大夫と云舞々、介錯して腹を切、廿九日、信長京極つふらの嵩へ上り給、淺井備前守腹を切、淺井石見守赤生美作を生捕、さて被㆓生害㆒、淺井か跡職添㆓感狀㆒木下藤吉に被㆑下、淺井備前守妻女は信長妹也、然間無㆓異儀㆒被㆓引取㆒、（後に柴田に嫁し給、十年餘以後、於㆓越前㆒柴田滅亡之時、同燒死給、此腹に淺井息女二人有㆑之、於㆓越前㆒希有にして逃㆓此難㆒出玉、姉公は後秀吉公に嫁玉い、八幡殿幷秀頼御袋是也、妹は爲㆓秀吉御計㆒江戸秀忠に嫁玉い、男女の君達誕生し玉ふ、備前守嫡子萬福と云有㆑之、越前に爲㆓人質㆒指越、越前平均之後加賀國へ行て隱たりしか、盲人と成間、母又は祖母公（信長御袋）を賴て出たりしを、近江國木本にて從㆓信長㆒被㆑誅、）

淺井日來の存念は、越前平均せは、江北肝要の巷たる間、淺井も可㆑被㆓追立㆒かの旨及㆓嫌疑㆒、先年敵對しけるとかや、惣別信長公大心第一之將たる間、左樣之儀有㆑之間敷處、如㆑此疑、淺井運の所㆑窮乎、

九月四日、鯰江城主佐々木右衞門督種々被㆓懇望㆒間、被㆓助命㆒則退散、

同六日、信長岐阜へ被㆑下、先年千種峠にて信長を鐵炮にて奉㆑打し杉谷善住坊、高島に深隱て居たりしを、磯野丹波守搜出搦取、同十日岐阜へ進上、信長不㆑斜悅給、竹鋸を以首を被㆑引、四五日之程に命絕たり、伊勢國西別所と云所に、長島門徒構あり、人數を被㆑遣悉被㆓切捨㆒、同片岡籠一揆、同被㆓切捨㆒、廿五日御皈之砌、從㆓長島㆒相慕、手負數多出來、林新三郎討死、新三郎内加茂二郎左衞門兄弟追腹切、

天正元癸酉（同年）正月、武田信玄於㆓濱松野㆒越年、同三日井平を通、三川野田に押寄被㆓相攻㆒、彼城二月十八日落居、城主同人數引連長篠に被㆓引入㆒、其後三方人質相替、城主同何凉吉田に被㆓送遣㆒、

脩冬濱松合戰之儀を、無㆓注進㆒事不審之由、自㆓越前㆒

村井長門守

下京者義昭の不レ服ニ御下知一間不レ被ニ放火一、此年三好左京大夫於ニ河内國若江一、從ニ信長一被ニ生害一、是佐久間右衛門依ニ計策一也、

畿內置目、百姓等撫育し給、七月廿六日、信長下給、江州田中木戶兩城被ニ取懸一處、城主令ニ悃望一、城を相渡間、明智十兵衛に被レ下、同廿七日、長岡兵部大夫藤孝淀に相働、岩成主稅助五百餘之人數にて相戰、番頭大炊助、諏訪飛驒守、岩成をたて出ニ屬信長一、是藤吉秀吉以ニ調略之儀一也、兵部大夫內下津權內討ニ岩成一、則江州に首を持參、信長感悅し給、金子百兩相添感狀被レ下、八月八日、岐阜へ信長著給、此時江北の阿閉淡路守屬ニ味方一之由有ニ注進一、則出馬、各無ニ休足一出陣也、人ニ質於小谷一男生害、年十才、阿閉か實子也、八月十日夜、月か瀨の城淺井人數の敵退散、佐久間、柴田、大嶽の北山田山に相移て、越前へ留ニ通路一、朝倉の義景聞レ之、則出張して田邊山近邊に屯レ陣、高月里信長宗徒之衆陣取、淺見對馬守屬ニ味方一、大つくの城丁野山城令ニ降參一成ニ味方一、爲ニ案內者一令ニ先登一、高月に陣取、柴田、佐久間、織田市介、稻葉伊豫、瀧川、蜂屋、丹羽、氏家、伊賀、蒲生其外之衆へ、從ニ信長一有ニ使者一、敵大略夜中に可レ退、各不レ可レ有ニ油斷一之儀也、夜中に北敵陣に火の手見ゆ、信[illegible]すはやと思打出給、如レ案義景退散、從ニ信長一先に出る衆有レ之、夜中之事誰々と有ニ御尋一、前田又左衛門、佐々內藏助、戶田半右衛門、下方左近、岡田助右衛門、同子助三郎、赤座七郎右衛門、高木左吉、福富平左衛門、土肥助二郎と答申、信長喜悅し給、右之衆諫言、夜中に御魁可レ有ニ如何一との儀也、無ニ承引一被ニ相進一、然處一里先の高月に陣取、歷々の衆不レ知レ之休居たり、北敵山崎七郎左衛門殿成間、刀根山峠にて暫及ニ防戰一けれとも追崩、敦賀迄討レ之間、首數三千餘有レ之、此內朝倉治部大夫、同掃部助、同權守、同土佐守、三田崎六郎、河合安藝守、靑木隼人助、鳥井與七、窪田將監、侘美越後守、山崎新左衛門、同七郎左衛門、同肥後守、其弟朱本坊、細木治部少輔、伊藤九郎兵衛、中村五郎右衛門、同三郎兵衛、同新兵衛、長崎大乘坊、和田九郎右衛門、同淸左衛門、引檀六郎三郎、小泉四郎左衛門、齋藤右兵衛大輔龍興、美濃國牢人、都合廿四人歟、是宗徒の者共也、龍興をは、氏家左京內宮川但馬討之、原加左衛門と云者、不破河內內、印牧彌六左衛門を生捕、此者右首能見知言上、是武篇

則參陣、堅田の城をは被二責落一、三百餘被二討捕一、坂本に明智十兵衞を被二指置一、三月二日に、各美濃ゟ被レ皈、三月廿五日、信長出馬、廿七日、着二大津一給、細川兵部大夫藤孝、荒木信濃守爲二御迎一參上、此間義昭御謀叛之次第、具被二相尋一、廿八日、義昭種々令二悃望一給間、公臣の禮として無事委也、

四月七日、信長出レ京下給、丹羽五郎左衞門に舟を可レ造旨被二仰付一、〔頭注〕元龜四年四月於二信州駒場一武田信玄病死、 七月朔、義昭重て御謀叛、二條の御所には日野大納言、藤宰相被二殘置一、義昭は眞木島楯籠給、信長同五日出馬、去四月、丹羽五郎左衞門に仰付、揃給十艘舟に乘て、湖を越給、翌日六日、洛中洛外邊土百八里、民屋堂社佛閣、一字も不レ殘放火、此時上京を可レ有二放火一哉否と暫思案し給處、三井寺の鐘汗をかき申之由聞給、さては鐘さへ京の火事を存哉とて則燒給と云々、七日二條室町御所被二取卷一、色々令二懇望一らるゝ條、被レ助二身命一、十六日、信長眞木島發向、梶川彌三郎望二先陣一、一番に川を越、さて稻葉伊豫守越レ河、眞木島責入、義昭種々令二懇望一給間、河内國若江城退け申、此比迄相公なとを奉レ討事如何之由、信長思慮し給、後には不レ奉レ討事後悔し給けると云々、梶川一番に河を可レ越事、信長兼て曰けるとなり、義昭は從二若江一紀州由良ゟ御退、それより中國ゟ移給、此時播州の池田勝政、伊丹兵庫被二退治一〔義昭は藝州に在國在しか、太閤秀吉の時有二出仕一入道し給、庶人の如牢人、其後天正十八庚寅の年三月、秀吉關東發向之時伴給、又在二大坂一一兩年已後令二病死一給、〕

上京炎上不便思給、可二還住一之旨曰、被レ下二條目書一、

定

一京中地子錢、永代令二赦免一畢、若從二公家寺社方一地子錢之內收納有來る分者、相二計替地を一以可レ致二沙汰一事、

一諸役免許之事、

一鰥寡孤獨の者見計、扶持方可レ令二下行一之事、

一天下一號を取者、何の道にても大切なる事也、但京中諸名人として、內評議有て可二相定一事、

一儒道之學に心を碎き、國家を正さんと深く志を勵す者、或忠孝烈之者、尤大切なる事候條、下行等他に異て可二相計一、又其器の廣狹能尋問可二告知一之事、

右條々相計可二申付一者也、

元龜四年七月吉日　　信長

比、武田信玄遠州ゟ可有發向之沙汰無隱、依之信長公より使者を以、武田へ可有無事之由度々宣、十月、武田信玄遠州發向、高天神表を通、見付國府ゟ被打出、見付には自濱松人數雖被置、無勢之間引退、信甲衆見付之古城普請之躰を見て夥ことゝ云々、信玄二俣ゟ押寄被攻、

十月、山縣三郎兵衛、秋山伯耆三千餘、三川ゟ打出、三川之山家三方屬信玄長篠に陣取、野田ゟ相働放火、遠州之山家井平ゟ打出陣取、日々ほう田ゟ打出相備、是二俣へ敵人數出す間敷の計也、此時家康公井平の人數を被打果事可安處に、信玄と合戰可有之內存にて、不被及此儀歟、家康公已來後悔し給、十月、岩村城屬信玄之間、自井平陣中信州衆下條伊豆守東美濃ゟ遣、岩村に在城す、信甲衆井平に在陣の儀は、十月山縣三郎兵衛秋山伯耆守自信州三川山中ゟ出、三方之主作手奥平道汝入道、長篠伊豆守、同新九郎、田嶺新三郎屬信玄、爲案內者令先登之間、長篠に在陣して、野田ゟ相働令放火、さて遠州井平ゟ相移在陣也、

十二月、二俣城落居之間、令普請入番手、同廿二日、信玄都田打越味方か原ゟ打上、濱松衆爲物見十騎廿騎つゝ懸來取合之間、是を可引取之由曰、家康公出馬之處、不慮に及合戰、濱松衆敗北、千餘討死、信玄人數二萬、濱松衆八千計なり、濱松近邊放火、但町中へは不押入、則可取詰かの旨有評議、然共家康公居城也、無左右難落居由令談合、徒に及十日、彼野に在陣也、此時自信長加勢の衆佐久間右衛門、平手、水野下野守等也、平手は討死也、下野守は三河岡崎迄遁行、比興成躰也、大方信玄と可有一味企也と云々、經一兩年、水野下野守は於三川國岡崎生害、是苅屋小川の主也、爲家康母方之伯父也、下野守在所苅屋をは、弟水野宗兵衛召寄被下、近年宗兵衛は家康へ奉公之人也、家康依爲伯父、家康ゟの懇志として、信長被及此儀、小川は佐久間右衛門介法也、

元龜四癸酉正月十日、松永降參、岐阜へ參上、不動國行刀、藥研藤四郎の脇指令進上、是何も天下無双之名物也、是佐久間右衛門取扱を以也、多門の城相渡間、山岡對馬守を被置、此比義昭將軍、信長を可亡旨思召立、是は去年之冬、諫言の書逆御耳故とそ聞し、

二月廿日、信長人數被立、則山岡光淨院道阿彌事令味方

道理歟、依レ為二三王使者一、此亂之時迄は、猿無二際限一充滿したり、亂以後猿曾て無レ之、奇特云々、信長曰、後代に若當世之衆知二天下一と云共、叡山を建立有レ之間敷段、各捧二起請文一、

八月廿一日夜大風、六十年已來に無レ之と云々、同廿六日、於二遠州濱松一、観世宗雪入道、同左近大夫能仕、家康公も同能し給、同廿八日、又能右同前、初日は九番、後日十五番有レ之、此時は岡崎三郎信康主能し給、是家康公一男也、年十三、

此年、小田原北條の氏康病死、年五十七、父氏綱も五十七にして逝去、

此年、二頭の龜出、

元龜三壬申三月五日、信長北近江へ出馬、小谷近邊不レ殘放火、十一日、志賀郡へ出給、木戸田中兩城取出を被レ取、明智十兵衛光秀、中川八郎右衛門、丹羽五郎左衛門被レ置、十二日上洛し給、細川六郎、岩成主税助も幕下令二伺候一、大坂門跡より萬里江山と云掛物、白天目信長へ進獻、為二和睦一歟と云々、

三好左京大夫、松永彈正、河内國高屋城に人數を置、是を被レ責處、風雨の夜城主退散、其比左京大夫は若江の城、松永は信貴の城、男右衛門多門城に有レ之、信長五月十九日美濃下向、七月十九日、信長父子江北へ發向、此時奇妙具足始也、小谷城三丸迄押入、二百餘被二討捕一、廿二日、山本山へ木下藤吉郎相働、阿閉淡路守出合遂二一戰一、敵五六十討捕、信長父子快氣、廿七日、虎後前山取出を被レ取、朝倉義景出張及二對陣一、八月十日、越前衆前波九郎兵衛、富田孫六郎、戸田與二郎、毛屋猪介屬二信長一、此四人の者日比義景失二面目一候者也、虎後前山には木下藤吉郎を被レ置、宮部の城に宮部の善祥坊を被レ置、信長父子被レ移二横山一、十一月三日、敵宮部ね相働、木下懸合、二百餘討捕、

此冬、信長十七ヶ條之以二書付一、義昭へ被レ遂二諫言一、此諫言の書、信長記に有レ之、右何も忠言也、後武田信玄是を見て、信長をたゝ人ならすと云れけると也、

八月十二日、於二遠州濱松一能有レ之、観世太夫同駿河に先年居住のをち観世十郎兩人行レ之、晩より十四日迄雨ふる、同十六日に又能有レ之、家康公能し給、此をち観世十郎向二家康公一申けるは、駿河の亂之時、鉢の木の能を仕し、又只今仕之由申けるを、鈍なる者とて人笑ける、此時も初日九番、後日十五番在レ之、九月之

り大原肥前ゟ內々依レ被二懇詞一、當年迄居城、今信玄駿州平均の條如レ此也、城塀一重之體にして懇望之條、大原助二身命一、遠州ゟ被レ送、此六月、從二見付一濱松ゟ家康公移給、先古飯尾豐前か古城に在城、本城有二普請一、惣廻石垣、其上何も長屋被レ立、見付普請被二相止一也、是信長依二異見一給レ如レ此、遠三之輩、何も在濱松す、九月十二日、本城ゟ家康公令レ移給、

武田信玄（信甲駿西上州主）、小田原惣門際荷池まて相動放火、先甲州より武州ゟ出、歸陣には築井より都留郡筋を可レ通之由の玉ふ處に、小田原衆相慕之間、信玄人數返合せ、みませ峠にて合戰、相州衆敗北、數多討取、無二異儀一甲州ゟ飯陣也、

元龜二辛未二月、磯丹波守屬二信長一、佐和山城を渡、高島へ相移、佐和山城丹羽五郎左衞門被レ置、（知行五萬石、但未年入一）五月六日、淺井備前守箕浦城へ相働、横山に在城之木下藤吉郞聞二付之一、經二閑路一敵勢に先立て箕浦被レ移（人數五百計）及二合戰一、敵百五十討捕、城主堀二郞悦レ之、五月十日、信長長島へ出馬、多氣口より働衆、退口に柴田修理、安藤伊賀手負、其外手負不レ知レ數、其後尚以無二臘次一引二取大垣一、卜全討死、夜中之儀、家中之者不レ知レ之、柴田此働にさし物敵へ被レ取けるを、柴田小性水野次右衞門取返、柴田に上、此時小稻葉城に有レ之太田甚右衞門謀叛す、弓削修理と云者、卜全小性也、（年十八、）於二其場一追腹を切、八月十六日、信長江州へ出張、小谷近邊放火、廿二日、着二佐和山一給、新村の城に相籠一揆共被二責落一、六百七十餘被二討捕一、小川城令二懇望一、奉レ渡二金か森城主一、則屬二幕下一令二參陣一、

此比、二頭の龜出、

信長九月十一日、勢田山岡玉林齋（後號二對馬守一）所に止宿し給、明日叡山を可二責崩一之由曰、佐久間右衞門幷夕庵入道、達て及二諫言一、信長曰、去年汝等を以雖レ盡二懇詞一、無二承引一上は不レ及レ力と、理を盡し曰間、不レ及二了簡一、各未明罷立、

同年九月十二日、信長叡山を退治、近年朝倉義景と有二內通一、特に去年越前衆彼山に屯レ陣を、信長ゟ敵對故如レ斯、其時之消息、衆徒兒童子に到まて、或刎首、或燒死、適遁去者、剝二取衣類一、堂舍佛閣一宇も不レ殘燒拂、哀なりし事共なり、是は偏に近年背二大師之掟一、衆徒亂行、殊には去年越前衆出二張陣一之比、於二伽藍佛前一、服二用魚鳥一、男女攀登亂二臈次一之間、自業得果の

衞門、肥田玄蕃、同彥左衞門楯籠、城中堅固、廿日、敵大津を放火、廿一日、醍醐山科放火、此旨信長へ注進、然間先野田福島を被ニ指置一、京都へ被ニ相上一、此時南敵雖ニ相慕一無ニ指儀一、廿四日、信長立ニ京都一給、北敵聞ニ此事一、攀ニ登鉢峯靑山坪笠山一陣取、廿五日、信長叡山麓に押寄、香取屋敷に人數被レ置、志賀宇佐兩城に馬廻衆陣取、此中夜々に遣ニ加勢一端々寺社を燒、法師原の頸二三十宛每夜取來、義昭公將軍塚に被レ居レ陣、佐久間右衞門、稻葉伊豫守相ニ招衆徒一、此度於レ被レ致ニ忠儀一者、諸國之叡山領、如レ本可レ奉レ附之由雖ニ言含一、敢無ニ領掌一、信長不レ及ニ了簡一、さあらは根本中堂山王至迄悉燒拂、僧侶兒僮巳下不レ殘可ニ誅戮一之由及ニ諫言一と云とも、尙以無ニ承引一、剩義景淺井女人を山へ召上せ、魚鳥を食、大師の掟を破る、信長菅屋九右衞門、佐佐內藏介を爲レ使敵陣へ被ニ曰遣一、双方對陣、士卒疲勞無ニ其詮一、定ニ約日一及ニ合戰一、可レ決ニ勝負一と也、北敵不レ及ニ返答一、木下藤吉、丹羽五郎左衞門、小谷佐和山爲レ押有けるか、參ニ幡本一、剩於ニ路次一、一揆數百討捕、殊照光坊四十九院の僧其外物主數多討捕、信長御感甚、佐々木承禎信長へ被ニ悃望一、三雲豐左衞門、三上伊豫守を爲ニ使者一被ニ指越一、信長承引し給、十一月廿五日、堅田の猪飼甚介、馬場孫三郎、居初(イソヤ)又二郎屬ニ信長一、哀ニ大將を一給候へとて獻ニ人質一、堅田へ可レ參事、各辭退の氣有レ之處、坂井右近拙者可ニ罷向一由申、信長喜悅し給、能人數相添被レ遣、北敵聞レ之、不レ移ニ時刻一以ニ大勢一責レ之、右近討死畢、猪飼は希有にして舟に乘、信長陣所へ遁參、素町人成間、先志を感、知行拜領して、往々信長へ奉公申也、寒氣彌甚、北敵難儀、義昭へ無事之儀令ニ悃望一之間、信長陣所へ有ニ御成一、被ニ仰扱一條信長令ニ和睦一給、さて義昭公は直に御皈洛、義景淺井は北國ゟ、信長は美濃へ令ニ皈馬一給、

去六月、姉川合戰時、淺井備前守家中に遠藤喜右衞門と云者有、此合戰味方失レ利者、味方の首を取、敵陣ゟ可ニ懸入一、信長是を可ニ見給一所を、可レ奉レ討之由也、然而江北衆敗軍之時、三田村市左衞門と云者の首を持、信長陣所ゟ馳參、彼頸を直に可レ奉之由申處、各押留、終に遠藤を誅伐す、喜右衞門心指神妙と云々、殊身上宜者也、此春武田信玄駿河花澤城被ニ攻崩一、去々年より大原肥前守相抱在城す、此二三ヶ年中、小田原より駿河ゟ少々人數被レ出間、信玄不レ得レ隙、又は家康公よ

緊相慕之間、度々及ニ合戰一、無ニ異儀一被ニ引取一、簗田少手負、信長横山城被ニ取卷一、越前より淺井爲ニ加勢一、朝倉孫三郎（義景甥、又聟也、）爲ニ大將一一萬の人數指立る、淺井父子同六月廿六日、大寄山に陣取、信長龍鼻に陣取給、其間五十町也、家康依ニ信長仰一出馬し給、廿四日に、彼所に着給、信長快悅不レ斜、廿七日、北敵野村三田村わ移、終夜相催、未明に打出、於ニ姉川一及ニ合戰一、初合戰信長家康之方被ニ押立一、左は家康自ニ旗本一押直之間、越前衆敗北、右は信長幡本へ相合へきところに、稻葉伊豫守よこ鑓に懸、淺井敗北、敵數多被ニ討捕一、玆に越前の侍に眞柄十郎左衞門と云者、大力剛者、大太刀を以無類に働、家康家中勾坂式部、并息六郎五郎得レ之、横山城退散之間、被レ移ニ木下藤吉磯丹波一、自ニ合戰場一直に佐和山へ移相籠之間、丹羽五郎左衞門、百百か屋敷に被ニ指置一、彥根山に川尻與兵衞、北の山に市橋、南山に水野下野守被レ置、信長家康有ニ上洛一、義昭賀し被レ申、さて美濃へ被ニ相下一、此姉川合戰之悅として、信長より家康へ長光の刀被レ進、是を後三川長篠の城開運し時、家康より奧平九八郎信昌へ被レ下、此刀は元三好下野守刀、其後光源院殿の御物なりしを、信長御手へ入、

八月廿日、信長攝州へ出馬、三好笑岩、同日向守、同備中、同爲三、同新右衞門、東條紀伊守、篠原玄蕃、奈良但馬、岩成主稅助、其勢三千餘、野田要害楯籠、福島に安宅甚太郎、細川六郎、同右馬頭、齋藤右兵衞龍興、同長井隼人佐、已上五千餘騎籠之間、可レ被ニ打果一ため如レ此、同廿九日、野田福島被ニ取詰一、義昭九月十二日、野田へ被ニ押寄一、根來雜賀衆一萬餘同參陣、此內鐵炮二千挺有レ之、

九月十三日、大坂門跡顯ニ敵對色一、櫻岸河口へ相働之由注進、然共信長敢て不ニ驚給一、十四日、大坂一揆打ニ出森口邊及苅田一、佐々內藏介自ニ河口一此旨言上、信長則打出給、佐々內藏助、林新三郎、井上才助、福富平左衞門、野々村三十郎、土肥助二郎打出、大坂衆と及ニ合戰一、各分ニ高名一、野村越中守懸付討死、金松又四郎は高名す、味方已失レ氣處、前田又左衞門返合鑓合、毛利河內已下續之間、無ニ異儀一引付畢、

同九月十六日、朝倉の義景淺井備前守比叡辻八王子邊陣取、其勢二萬餘、十九日、宇佐山へ相働處、森三左衞門及ニ合戰一討死、織田九郎同討死、然共武藤五郎右

譽の道具共持參、其中に天王寺屋宗汲か菓子の繪、藥師寺の小松島、油屋の常祐か柑子口、是等を被二留置一、則其價過分被レ報、右三人の者令二畏悦一、松永彈正忠鐘の繪令二進上一、十四日、於二義昭御所室町一能有レ之、觀世と今春とかはる〲に仕、脇の能觀世大夫也、然は終の祝言に、觀世大夫融を仕、信長甚不快、さて姫小松と云香爐を義昭江自二信長一被二進上一、
卯月廿日、信長越前へ出馬、其日佐柹の栗屋越中守所に被二止宿一、去比家康も有二上洛一、同越前へ令二出張一給、信長美濃へ下降時、同遠州へ被レ下、廿五日、越前國手筒山城被二責崩一、敵千三百七十被二討捕一、廿六日、金崎城へ被レ爲レ寄、城主朝倉中務令二悃望一退散、城者則令二破却一給、近江國淺井備前守別心致之由、注進及二度々一、信長曰、先彼を可二退治一とて被二引返一、金崎に誰をか可レ被レ殘との儀也、玆に木下藤吉郎吾を可レ被レ殘之由言上、信長快氣也、各莫レ不二美談一、然間一手一手より弓鐵炮、或は三十或は五十、爲二合力一被二付殘一、此時敵一圓不レ出、信長朽木越を經、同月卅日に京着し給、藤吉郎秀吉も無二異儀一令二京着一、近江國無二殘所一一揆令二蜂起一之間、稻葉伊豫守を守山へ被二指置一處、一揆押寄す、稻葉素武篇の達者及二合戰一、一揆の者共千二百餘討捕、信長感悦不レ斜、近國仕置堅固に仰付、義昭公へ暇を申、信長五月九日美濃へ被レ下、志賀宇佐山兩城に森三左衛門、永原に佐久間右衛門、長光寺に柴田修理亮、安土に中河八郎右衛門、長濱に木下藤吉郎被二指置一、佐々木承禎之殘黨愛智郡鯰江城楯籠、留二通路一間、信長經二千種越一下給處に、於二山路一鐵炮にて信長を十間之中にて奉レ打、運命や强かりけん、不レ中二貴體一中二小袖脇一、是は杉谷善住坊と云者を、自二承禎一深被レ賴如レ此也、同月廿一日、至二岐阜一信長被二皈城一、六月四日、佐々木承禎於二野洲郡一、與二佐久間柴田一被レ及二合戰一、則佐々木敗北、七百八十餘、兩人の手へ討捕、信長喜悅し給、彼三人江被レ下二知行一、堀二郎弁家子三郎兵衞屬二信長一、是かまのはの城主、武篇者也、堀二郎年十五、悉皆樋口取立、十九日、信長北近江へ進發、小谷町中悉放火、敵防戰及二度々一、淺井人數八千有レ之、此時退口を被レ掛二大事一、左右に土手を築、佐々內藏助簗田出羽守中條將監に仰付、各大身の者可レ爲レ殿之由雖二言上一無二承引一、此小身之衆殿也、諸手より鐵炮五百挺、信長之弓之衆五十人被二相添一、敵

青田山等也、三月懸川城令二落去一、氏眞爲レ迎自二相摸國一北條美濃守氏政弟參向之間、氏眞小田原ゑ被レ退、此比迄、駿府氏眞屋敷岡部二郎右衛門相拘處、爲二少身一如レ此儀神妙之由、信玄曰、知行を被レ出間、二郎右衛門屬二信玄一、四月遠州漸平均付て、家康公三河ゑ皈馬之處に、則遠州一揆蜂起して、通路不レ輙、家康公十七八騎にて、堀川を被レ通けるを、雜兵と心得一揆不レ出、是討留は、家康の被レ通間敷際朴に相通、家康公を爲レ可レ度の由と云々、然處に家康公早速被二相通一けるを、後聞して一撥後悔しける也、此時堀川にて近習隨分之者共被レ討、家康公則廻レ輿、堀川一揆を被二責崩一、不レ殘被二討果一、同所に一揆成敗也、

室町御所石垣家屋出來して、卯月六日、義昭徙移し給、五月十一日、信長被レ下二美濃一、

去年義秋御所の六條本國寺々中坊共、不レ殘近衛の御所ゑ被二運送一、義秋家屋幷近習之衆爲二私宅一、義秋暫此寺に令二居住一給間、可レ被レ加二懇詞一之旨、寺僧思を成之處、還て及二此儀一、爲二比興一之由、京師の上下歌レ之、

家康公、此秋より翌春中迄、遠州見付城普請在レ之、

八月廿日、伊勢國へ信長出馬あり、淺香城令二悃望一間、城を被二請取一、廿八日、大河內被二取詰一、此城に國司父子被レ籠、是も有二無事一、城を請取出、城之衆無二異儀一被二相送一、此時關役所被二停止一、往還者莫レ不レ悅レ之、大河內城に信雄信長二男被レ令二居城一、領二十萬石一、此比竿入、上野城に上野介信長弟被レ置レ城、領二五百石一、神戶の城に三七主信長三男被レ置、領二知五萬石一、十一月十日、千種を經、信長上洛、伊勢國早速平均之事、義昭感悅し給、此比信長馬廻之中、戰功之衆廿人、母衣衆被レ定、佐々內藏介、毛利新左衛門、河尻肥前守、與兵衛事生駒勝介、水野帶刀左衛門、津田左馬介、蜂屋兵庫頭、中河八郎左衛門、中島主水、松岡九郎次郎、是黑縨之衆也、織田越前守、前田又左衛門、飯尾隱岐守、福富平左衛門、原田備中守、塙九郎左衛門事黑田次右衛門、毛利河內守、野々村三十郎、猪子內匠助、此九人赤縨也、廿人に一人不レ足、

元龜元庚午年二月廿五日、信長上洛し給、於二江州一相撲取を集有二見物一、其中鯰江の又一、靑地與右衛門上手たる間、のし付脇指被レ下、京都ゑ被二召具一、

四月、堺數奇者道具可レ有二御覽一之由曰間、南北の名

遠江國爲二郡代一、氏眞を本城ゟ引入籠城、翌春迄、上下の人數に酒肴以下迄、無二懈怠一もてなしける、奇特と云々、其後小田原ゟ氏眞被レ退ける時相伴、氏康氏政曰けるは、爲二臣下一主人の氏眞を相抱籠城、人臣の名譽之由曰、懇志致されけると也、遠州へも自二信玄一、秋山伯耆守に伊奈郡人數相添、遠州へ被レ出、然處山家三方衆屬二信玄一、秋山に伴遠州ゟ出張也、引間の人數三方原へ出合戰、三川の山家三方衆及二合戰一、引間衆敗北、數多討捕、さて引間衆令二懇望一、秋山令二一味一、氏眞懸川へ籠城し給、其勢三千餘、

家康此冬遠州へ出張し給、同月三浦右衛門大夫、是は氏眞別て寵仁也、懸川へ可レ籠處に、日來城主朝比奈備中守と間柄不快之間、城へ不レ入、馬伏塚を頼行、彼地之主小笠原美作守日來之違二契盟一を、右衛門大夫首を切て家康公へ奉る、翌年之春、小笠原は令二病死一、于レ時人口專惡レ之、又駿府氏眞居城をは、岡部二郎右衛門相籠之間、殘黨從レ之、

永祿十二己巳年正月、家康向二遠州懸河一出馬、寄衆少々手負失レ氣、廿日於二懸河天王山一少合戰、城衆隨分之者數多討死、家康快氣し給、

三好山城守笑岩、同下野守釣閑、同日向守、同爲三、齋藤右兵衛大夫龍興已下相談して、正月朔日、堺近所家原の城責落、同五日京都へ押上、六條本國寺義昭公御所取卷責レ之、其勢一萬餘、本國寺に籠勢僅二千也、此中に野村越中守專二戰功一、自二攝州高槻一赤座七郎右衛門、同弟助六郎、木村彌五八郎、奥村平六左衛門、渡邊庄左衛門、坂井與右衛門（是皆美濃の牢人、龍興衆也、）夜中相籠、義昭被レ下二御土器一、彼等出二門外一度々及二防戰一、此時自二攝州一三好左京大夫三千、池田八郎勝政、伊丹兵庫頭、（年十八、）荒木攝津守、和田伊賀守終夜相上致二後卷一、本國寺籠衆得レ力及二合戰一、敵敗北之間、追々討レ之、首數二千七百餘也、三好左京大夫義次者、昨日五日、三好日向守、岩成主稅助と及二一戰一、打負て嵯峨へ引退、此時皷打高安權守道前養子與兵衛討死仕、信長聞二注進一給、不レ移二時日一出馬、九日に京着、合戰已爲二無事一、戰功之衆被二行賞一、二月下旬より石を引、室町御所有二普請一、此時細川左馬介屋敷有レ之し藤戸の石を引給、石を虎皮花にて飾、二月秋山伯耆守遠州に在陣、無二其詮一之間、駿州へ通、三川三方衆は屬二家康公一遠州に在陣す、同廿日比、懸河に付城有レ之、かな丸山二藤山

三州長篠武田四郎敗軍之後、往々は我身の上とや思
劔、背信長命、北國能登ゟ發向し、彼國平均せは、天
下ゟ可上之由企之處に、天正六戊寅、俄に年四十九
而病死、其比氏康息雖養子、謙信甥爲景勝被討、
越後國景勝平均し、後秀吉公に從ひ、近年在伏見、其
後慶長三戊戌春、奥州之會津ゟ國替也、
永祿十一戊辰、
去年より氏直躍を被好、一門衆同家老衆、一手々々
に令風流、躍の間に能有之衆もあり、此費不可勝
計、
永祿十一戊辰 源義昭一兩年越前在國、賴信長有入
洛度之由、以使者曰、（細川兵部大輔、上野中務、）則信長御請被
申、御使に私の使（不破河内守）相添進上、七月廿五日、義昭
着御美濃國間、岐阜近所西庄立政寺と云淨土寺に
御座す、廿七日義昭へ信長出仕、進上之物被盡美、
供奉之衆へも、取々に有引出物、八月八日、信長近江
國佐和山迄被上、佐々木父子吾と有一味、義昭上洛
を可有馳走之由被盡懇詞、佐々木曾て無諸聽、
廿日信長自江州被皈美濃、九月七日、信長立美
濃被上、淺井備前守信長と同參陣、佐々木和田山に
構要害、究竟の兵共籠置、信長和田山之城へ不被
寄、箕作の城へ押寄、二百計討捕、城中より令悃望、
間助身命、城被請取、其夜觀音寺山（佐々木承禎父子居城、）幷和田
山之城打捨、敵退散之間、一日二日之中、江州之中十
八ヶ所城屬信長、信長被移觀音寺城、美濃ゟ爲御
迎不破河内守を進上之間、義昭廿一日有出御、廿三
日義昭着守山玉ふ、諸勢乘船、廿五日信長着三井
寺給、同九月廿八日、信長東福寺移給、京中之者彼所
へ馳參、廿九日青龍寺岩成主稅助有之間、森三左衛
門坂井右近相働、岩成令降參、攝州へ被遣、則攝州
へ發向、芥川城細川六郎、三好日向守、十月朔日城を
捨退散、小淸水瀧山兩城同退散、義昭公小淸水移給、
芥川へは信長被相移、池田の城主筑後守屬味方、近
江山城攝津和泉河內五ヶ國、悉尾濃之衆へ被下、大
津草津是兩所に被置代官、諸軍莫不美談、松永
彈正忠作物（ツクモ）かみを奉、同十五日自攝州義昭公御上
洛、信長同入洛、
十二月、武田信玄駿州ゟ出張、當國之主氏眞近親葛山
幷朝比奈右兵衛大夫信玄ゟ屬す、氏眞不及一戰、遠
州懸川へ被退、懸川城主朝比奈備中守氏眞爲臣下、

間、翌年春、濱松に令レ移在城也、因レ之遠三之國人令レ在二濱松一、武田信玄駿河に發軍之時分、人數自二信州一遠州に秋山伯耆守爲二物主一雖二打入一、家康公於二當國一輝二權威一之間、秋山無二其詮一、駿州信玄旗本に行、然處元龜三壬申、信玄遠州に發向、此時信長公歷々之衆家康公に有二加勢一、彼信玄女與二信長息一雖レ有二緣邊之契約一、年來家康別而信長と子弟同前之間、爲二贔負一之沙汰如レ斯、信長眞實之心底者、家康被二滅亡一は、定而信玄討二信長一、可レ取二天下一企可レ有レ之の由、兼て令二推察一給之之間、猶以如レ斯、

永祿十一戊辰年、義昭任二征夷將軍一、

京都伊勢守一族之內早雲と云人、駿河國に相下、今川用山氏親之父氏輝を賴望二關東一、先伊豆國に打入、以二計略一取二小田原一、自レ是氏綱氏康氏政氏直五代相續、關東輝二權威一、于レ時是を號二北條家一、右五代之內、幾及二九十六年一、小田原繁榮云々、然處天正十八年庚寅三月、關白秀吉有二動座一、同四月小田原に打寄、七月城中落去了、此躰氏直背二父命一、秀吉陣中に走入之間助二身命一、父氏政同弟陸奧守者、於二城中一生害也、此氏直之消息、專岩付之十郎依二仕立一如レ斯、此氏直幷十郎仕立、見者惡レ之、聞者彈二指之一、彼岩付十郎は氏直弟氏政之二男也、氏政弟阿房守、美濃守、左衞門助、右衞門介、氏直、岩付十郎以下令二上洛一、自二關白秀吉一國々之大名に被二預置一、氏直幷十郎は翌年病死、氏政弟衆何も三ヶ年中に無レ殘病死畢、先祖宗雲爲二子孫繁昌一、被レ撞二無間鐘一けると言傳へし、可レ謂二奇特一歟、此氏直は爲二家康公聟一、此女後嫁二池田三左衞門一、是池田庄入二男也、此氏政好レ酒事超レ人たり、常に長座して大酒也、酒の中に立レ座事は爲二法度一之間、大小便も不自由、每度見苦敷事多し、氏政是を見て快氣云々、

越後國主有二長尾景虎云人一、後號二上杉照虎謙信一、半俗之躰也、常病者他人對面不レ輙、然共于レ時爲二猛將一、信州村上を相拘、常武田信玄と對陣、永祿三庚午九月廿一日、於二信州川中島一合戰、双方さして無二勝劣一、退陣之時分故、謙信者越後に皈國と也、其後景虎河中島に不レ出、然とも彼表は爲二荒野一、此景虎於二關東一振レ威、小田原城門外迄、數度雖二相動一、終氏康父子不レ遂二合戰一、雖レ然景虎仕置不正之間、越後に皈陣之後、小田原に關東之諸士一味すること及二度々一、終氏康父子關東を平均し玉ふ、彼謙信始信長と入魂、天正三乙亥、於二

代御袋は西三川あくいへ被レ移、久松佐渡守と嫁し給、男子女子多有レ之、あくいは前腹の息江讓、佐州も後は岡崎へ引越居住し給き、又先年田原と吉田の城主牧野古伯是は牛久保城主牧野しゆんこう弟也、間柄甚不快、兩所共に駿州を賴、殊に古伯は駿州氏親と歌道之朋たり、古伯永正二年、駿河江下之時、初時雨の發句にて、連歌有二興行一し、加樣の間柄成けれども、田原は大身、古伯は小身成間、大に付小を捨る故か、田原之爲二荷擔一、翌年氏親三河江令二出張一、吉田を取詰、緊く被レ攻之間、古伯終に腹を被レ切、城は田原江被レ出、彈正二男金七是に令二在城一、彼籠城中、去年駿河に會の日時雨たりしに、今又時雨したりければ、古伯一首の歌を詠、氏親江獻、

あいにあいぬ去年も昨日の初時雨定のなきは人の世の中

古伯素無レ過受レ罪、城知行をこそ田原江被レ出と云とも、感二此歌一命計被レ助たらんは、末代迄の物語たるへき物をと、時の人申けると也、

此古伯宗長とも別而被二相談一ける間、宗長此歌を後聞して、時雨は定有世成けりと被レ詠なは、猶以可レ然をと被レ判けると也、

永正三丙寅、古伯被二相果一砌、一男傳藏于時五歲富田と云臣下、桶に入川向下地江伴、彼鄕百姓を相賴、朧も百姓請取、尾州智多郡大埜江送、其後田原の城を孫四郎代物に賣、馬少江引入閉口、傳三又成人之條、吉田江本意して、數ヶ年吉田城主とす、然而岡崎と鉾楯之間、清康令二相働一給、傳藏可レ有二合戰一とて、川を越打出、此時益岡に在城の牧野傳兵衞、爲二傳藏親類一也、此已前より有二調略一、清康江令二一味一之間、傳三人數敗北、傳三兄弟則討死、享祿二己丑五月廿八日の事也、自レ是吉田城には牧野傳兵衞在城、其後天文六丁酉田原より令二計略一、傳兵衞家中戸田新二郎、同宗兵衞屬二田原一、傳兵衞退城也、自レ是吉田城は、天文十五丙午迄、田原戸田金七在城也、此年、又自二駿州吉田城一責落、是より永祿八乙丑年迄、駿河より持レ之、

永祿十一戊辰、武田信玄駿府江發向之刻、氏眞退、遠州懸川の城に被レ籠、于レ時家康公も遠州江有二出張一、懸川城廻に陣取被レ攻之間、翌年之春落去し、今川氏眞をば相州小田原江令レ送、自レ此遠州平均也、見付國府に有二普請一在城也、かゝる處に信長公令二異見一給

の命に従、近年は鉾楯、其後元亀三壬申、信玄遠州に発向之砌及ニ加勢ー、十二月廿二日、於ニ濱松野ニ徳河家康合戰、信甲衆乘レ勝、又先年信玄の嫡男武田太郎幸信をも生害し給き、其故は幸信討レ父可レ取ニ家督ー之由隱謀之處、信玄聞レ之、遮而幸信を行ニ籠者ー、終以ニ鴆毒ー被ニ相果ー、然は父を追出し子を殺、甥の氏眞國を奪取之條、爲ニ大惡行ー之由思レ之歟、何者の支態にや、落書有、

　子を殺し親に添てそ追出すかゝる心を武田とや云

又信玄後は及ニ十年ー、精進潔齋し、自ニ叡山ー申ニ下袈裟衣ー、號ニ法性院阿闍梨ー、常に看經三昧也、其故にや、其比所々於ニ陣中ー不思議瑞も有とかや、、

三川國有ニ松平家康公と云人ー、新田徳川三郎後胤也、後天下之主、改征夷大將軍右大臣、此祖父松平二郎三郎清康に三河國漸隨順と云々、天文四乙未冬、尾州森山に相動、同十二月四日、於ニ彼陣中ニ不慮に爲ニ臣下ニ被ニ横死ー、年卅三清康一男相繼爲ニ岡崎主ー、廿五而逝去、是を號ニ道閑ー、去々年一男家康公于時四歲、號竹千代、信州に爲ニ人質ー被ニ差越ー一腹舍弟男女兩所有けれども、二歲にして何も早世、處、田原の主戸田彈正少弼、一男孫四郎竹千代主を押留、尾州熱田の神主闘書に百貫文に被レ賣、其比清須に竹千代主御座す、竹主六歲之時、父道閑卒去し給、其後自ニ駿河氏親ニ西三川に有ニ出張ー、安條の城を取詰被レ攻レ之、城主は彈正忠二男、信長弟也、是に竹千代主を替取て、駿河へ令ニ同道ー、駿府に令ニ居住ー給、漸成人之間、義元氏親遺跡之一族關口刑部少輔以レ女嫁レ之給、此腹に男女の息有レ之、義元於ニ尾三境ニ討死之後、家康公岡崎に令レ移給、時妻女息女は三川岡崎に被レ移、一男是を竹千代主と云、後號ニ三郎信康ー、は駿府に爲ニ人質ニ居住也、扨尾州信長と有ニ入魂ー、駿府に敵對し給、其後三川西の郡鵜殿城を攻落、城主子共に竹千代主を被レ替、岡崎に引取給、其比西三川に本願寺門徒一揆蜂起して、片時も安事なし、家康公近習之輩、昨日も五人、今日も十八一揆令ニ同意ー、如レ此之間、岡崎之體安否不レ定、此時苅屋水野下野守是は御袋之弟、家康公之伯父也、岡崎如ニ手衆ニ被ニ相拵ー、家康公素勇將也、竟に被レ平ニ一揆ー、又永祿七甲子、吉田の城を取詰、所々付城有レ之、翌年三月落去、城主大原肥前守三浦右衞門大夫父、江州甲賀の者、依ニ懇望ニ東に被ニ送遣ー、自レ是東三川も大概以隨順す、

昔年右田原之彈正少息女を道閑娶レ之給、家康公之御母臺被ニ離別ー、此田原腹に道閑息女二人有レ之、又竹千

午年まて、信長天下之主也、其間纔十五年也、彼源義昭將軍者、五六年中に牢籠給、其故は忘二信長勳功一、武田信玄と有二內通一、信長を可レ討之由、隱謀露顯して退二天下一、中國下國給、然處天正十年壬午六月二日、明智と云逆臣信長年四十九幷一男信忠年廿六を奉レ討、此信長一代中擊二取敵國一則施レ人給事、前代未聞と云々、羽柴筑前守秀吉、後改太政大臣關白、是は信長取立之人也、成孤小身一僕之人也、素依二器用一大身としたまふ、幷堀久太郎自二中國一上り、於二攝州一及二合戰一、同月十三日討二明智一、自レ是秀吉天下主也、信長二男信雄于時勢州主、後尾州主、暫雖レ奉レ仰、天正十八庚寅年、下野國那須ゐ牢籠也、其後秀吉公慶長三戊戌八月十八日被レ薨了、年六十二、天下を持こと十七年也、其間秀吉息三歲にして早世之間、甥之孫七郎秀次後右大臣爲二關白一、を、天正十九年辛卯京都の聚樂を相讓、我身は號大閤大坂に居住也、其以後秀吉に又息出來之間、秀次を內々不二長久一樣にとの心中有けるに、秀次行跡常篇に絕たる際、有二逆心一之由披露し、文祿四乙未七月八日に、京都を令二退散一、於二高野山一令二生害一給、彼秀次息一二歲之孩兒、同近習之女房三十餘輩、渡二洛中一被二切棄一、哀也し事とも也、秀次家中之侍、或は生害或は改易也、元來大閤秀吉公心操勝レ人、金銀に不レ限、諸寶物施レ人給こと不レ可二勝計一、只人の嫌事とては、餘好二普請一給間、上下爲レ之迷惑す、雖レ然此普請に付、日本國中上下の人、伏見大坂に居住之間、京堺井之町人賣買に得レ利事、超二過近代一せりと云々、

甲斐國之主武田大膳大夫晴信と云人有、入道之後號二信玄一、是は源新羅三郎義光伊豫守賴義三男之後胤也、此人若輩之時、父信虎不快而、晴信弟左馬頭に、信虎可レ讓二遺跡一之由、內々思立之間、晴信遮而信虎を被二追出一、信玄廿一歲、此時晴信信州西上州を取て、其後爲二大勢一之間、可レ取二天下一有二內心一、先永祿十一年戊辰十二月十三日に、駿州ゐ發向、于レ時當國之主氏眞不レ及二一戰一、遠州懸川ゐ退去了、彼氏眞は信玄甥也、此比間柄常不レ快、自二氏眞一被レ企二慮外一之間、稱二無レ據出馬一、此時氏眞舅關東之主氏康、同息氏政爲二加勢一、駿州雖レ被レ進二陣を一、終以信玄駿河を被二靜謐一、以二此意趣一、元龜元年庚午、信玄關東ゐ相動、氏康氏政居城小田原惣門迄押詰放火し、臨二退散之期一、敵相慕之間、簗井之近所みませ峠にて、信玄人數返し合及二一戰一、小田原衆敗軍、數百人討捕、甲州ゐ皈陣、然而氏康逝去之後、氏政與二信玄一令二和睦一、此氏政は信玄雖レ爲レ聟、父氏康

のこと、

四丙子 信長安土へ御移のこと、天王寺へ信長後詰のこと、信長居應爲ニ叡覽一禁中御庭まて參給こと、

義元三川表へ發向之時、奇特の夢想在レ之、夢中に花倉對ニ義元一云、此度の出張可レ被ニ相止一と也、義元曰、貴邊は爲ニ我敵心一也、不レ可レ用レ之と答、花倉又云、今川の家可レ廢ことを爭か不レ愁乎と云、夢覺了、其後駿河の國藤枝を被レ通ける時、花倉町中に被レ立けると義元見て、刀に手を懸らるゝ、前後の者一圓不レ見レ之、奇特云々、

應仁文明比、今川とて足利尊氏家來、駿河遠江國主有レ之、(誠氏親用山)當ニ此時一三河國相從と云々、此先祖雖レ有レ之、分明不レ知之間、不レ書ニ載之一、彼用山被レ薨て後、其弟花倉善德寺兩所に出家にて被レ有ける、互に用山之遺跡を心に懸及ニ干戈一、然而善德寺に居住之仁(後號治部大夫義元)、終討ニ花倉一、續ニ用山之跡一、此義元駿遠三之三國の以ニ人數一尾州へ打越、後は天下を可レ取との依レ有レ企、永祿三庚申年、三州岡崎を打過、向ニ清須一發向之處、織田上總介平信長(後任右大將天下主、于時尾州國主清須在城、)とて有ニ勇將一、聞ニ此事一、尾三之境へ出向、桶はさまと云處にて及ニ合戰一、討ニ義元一、年四十四、依レ之士卒敗趨畢、彼義元男上總介氏眞繼ニ其塵一、駿遠三之主とす、彼信長永祿七(甲子)八月朔、取ニ濃州井口一、爲ニ尾濃之大守と一、さて井口に居住、(之を改ニ岐阜山一、此國爭に大小合戰及ニ數度一云々、)此比、源尊氏より十二代之後胤義輝將軍、(號光源院、)此時天下之執權松永、(是は三好修理大夫代官)三好山城守、同下野守、同日向守、岩成主稅介等相談して、永祿八(乙丑)年五月十九日、奉レ討ニ義輝一、爾來彼等爲ニ天下執事一、是は先年越後景虎令ニ上洛一、三好幷松永於レ奉レ輕ニ義輝一者、御迎に相上、越後へ令ニ供奉一、重而以ニ義兵一可レ奉レ入ニ天下一之由言上す、松永素工夫第一之者たる間、存ニ後日難一、遮而及ニ此儀一、此松永は奈良之大佛を燒失する者也、其比松永多聞に在城之處、敵對陣して籠ニ彼堂一、每度鬪諍之比、下萬の者放レ火如レ斯云云、此大佛は治承四年十二月廿八日、平相國淸盛被ニ燒失一しを、後白河法皇仰ニ賴朝一、被ニ建立一し佛堂也、依レ之其舍弟義昭(于時奈良之一乘院也、)憑ニ江州佐々木一入御之處、無レ情奉ニ追出一之間、越前へ有ニ御下降一、朝倉亦不レ申ニ御請一、然間岐阜へ有ニ御下一、賴ニ信長一可レ有ニ御入洛一との儀也、信長奉レ之、永祿十一戊辰九月有ニ出馬一、先近江國主攻ニ破佐々木一、則令ニ上洛一給、自レ是天正十年壬

出、之より工夫才覺第一者たる間、方々の一揆を相語、令二後詰一及二合戰一、寄手則敗北、畠山高政は希有にして堺へ被二引入一、紀州湯川は河内國譽田迄退しを、追詰討レ之、根來衆武將岩本坊をば、大和の信貴にて討二捕之一、其外六千餘討レ之令二開運一畢、近江國六角佐佐木義治、去比より打出、飯盛寄衆と令二一味一、三井寺上勝軍地藏山構二陣城一被レ居、此時江州衆四萬有レ之、先勢日野蒲生一萬人數にて、攝津表ゟ打出令二居陣一、八幡には義輝將軍御動座、是は三好御一味也、京中には松永人數少相殘置、江州衆洛中を奪取事最可レ安を、素武篇ぬるかりければ、徒に勝軍地藏山に陣所守居たり、かゝりける處に、飯盛寄手敗軍し、周章不レ斜して、江州へ引入間、天下無レ事して三好被レ任二我意一、其後松永所存に、先手筑前守幷安宅、或は鴆毒或は以二謀計一令二生害一事、修理大夫於レ及二後聞一、難レ遁二罪科一とや思劔、修大をも以二鴆毒一令レ害と云々、又其後修理大夫家中三好日向守、同下野守、岩成主稅介、四國人數相語打出る、其比松永奈良の多門在城、天下は右三好三人衆有二調談一、萬事令二異見一保二天下一、さて多門ゟ相動對陣す、此時奈良大佛堂不慮燒失、敵味方入亂火を滅んとしけれども不レ叶と云々、其以後一兩年中に、松永美濃國岐阜ゟ相下、信長公ゟ可レ屬候、早速可レ有二動搖一由申、終に信長成二天下一、其後三好日向守同下野は、堺に令二隱居一、老病にて相果、左京大夫は始は松永同心間、信長ゟも出仕し、爲二一味一しか、終に佐久間右衛門信長家老以二計略一被レ誅、松永も後は信長ゟ令二謀反一、被二攻害一畢、此末に委注レ之、岩成は淀の城にて、爲二信長一被二攻害一、後代爲二物語一注レ之、

永祿十一戊辰　信長公京入、家康公遠州入、武田信玄駿河入、

十二己巳　六條崩、懸川落、

十三庚午〔修注〕元龜元年也　江州小谷合戰、金崎崩、淺井敵之事、信玄小田原動、

元龜二辛未　叡山對治、

三壬申　信玄遠江出張、濱松合戰、

天正元癸酉　武田信玄死去、朝倉義景討死、義秋將軍京落、長篠家康公被レ攻こと、作レ手屬二家康一こと、

二甲戌　武田四郎東美濃出張、高天神屬二武田一こと、尾州長島落去のこと、但志磨國か、

三乙亥　長篠後詰合戰のこと、小山表ゟ武田四郎出張

[illegible]修理大夫息男孫四郎、　後筑前守と改名、廿三歳にして病死、〔傍注〕天文年中より二十年天下主、

舍弟豐前守、後日休、　阿波國主、

二男左京大夫、

同十川(ソカウ)　修理大夫內、悉皆出頭、後天下所司代、元來は和州五百住一僕者也、

同安宅(アタギ)　松永彈正忠久秀、

三好修理大夫元來細川家侍頭、住國は四國也、天文年中より頻開ニ武運一成ニ大身一、保ニ天下一事二十年餘、〔頭注〕大永年中より永祿十一戊辰迄保ニ天下一率四十餘年、常歌道被レ好、連歌專數奇也、此兄弟衆何も連歌好士、修大を始當世之器用也、畿內丹波播磨但馬淡路四國、都合十三ヶ國之主也、筑前守〔傍注〕修理大夫嫡男　萬端器用者也、然とも若氣の間行跡荒々としたり、松永彈正此比修理大夫家を、任ニ我意一振舞間、存ニ後日難一歟、永祿五壬戌年、以ニ鴆毒一令レ害レ之、修理大夫弟十川與ニ松永一間柄常に不レ快、此十川唐瘡令レ煩、爲ニ養生一攝州有馬ﾊ、永祿九丙寅年被ニ湯治一、溫泉神葦毛馬登山を令レ嫌給、人皆此旨を十川に告けれ共、押て葦毛馬に乘て登山也、聽而蒙ニ神罰一、皈國後無ニ幾程一令ニ病死一、其比修理大夫河內國飯盛に被ニ在城一、松永讒ニ言安宅事一して云、左京大夫を家督に守間敷由、安宅所存由言上、修大可レ爲ニ虛言一由曰、松永重曰く、方々ﾊ觸狀爲ニ歷然一、さらは可レ見之由修大曰處、致ニ謀書一差上、修大是を眞實の狀と思、此上は不レ及ニ是非一由曰條、安宅を召寄、松永以ニ計略一令ニ生害一、かゝる得レ折、河內國古主畠山高政幷紀州湯川根來衆を相語、飯盛ﾊ押寄る、日休聞ニ此事一、阿波國帥ニ人數一打出處、於ニ陣中一根來衆忍寄、鐵炮にて討レ之、暫時に滅亡、彼國士卒悉敗北也、さて飯盛城を緊く相攻、事躰甚急也、松永對ニ修理大夫一曰く、城中を相廻、士卒に被レ付レ力尤之由言上、修大曰、近年萬事汝に任置間、兎も角も可ニ走廻一とて歌書披見していと驚ぬ體也、一兩日相過、又松永曰く、我に暇を可レ給、城を去て可レ及ニ後詰行一、修大尤と同心也、扨松永城中を

史籍雜纂第二

目次

足るべし。今内閣藏本によりて謄寫採收したり。

明治四十四年十一月

校訂者識

とも傳ふれど、確證なし。德川家康が將軍職を秀忠に讓り駿河國府中に隱居したる間の日記にして、慶長十六年八月に起り、元和元年十二月に止まる。當時の政治外交に關する重要の事件は勿論、其他宗教文學醫術等の事に至るまで、精細に之を記述せるを以て、江戸時代史研究に闕くべからざる根本史料なり。今史料編纂掛所藏の原本影寫本に據りて謄寫採收したり。

一、有斐錄　寬延の頃、池田侯の家人三村永忠の編纂に係る。藩主少將新太郎光政の嘉言善行、領内に關する法令等を蒐集したる者にして、備前藩史の研究には缺くべからざる書なり。今史料編纂掛所藏の寫本に據りて茲に收めたり。

一、松のさかへ　編者詳ならず。德川家康を始め本多忠勝、黑田長政、井伊直孝、水戸光圀、白川樂翁、松平慶永等の嘉言善行法令訓誡を集めたるものにして、以て古名將古名君の事蹟の一斑を知るに

史籍雜纂第二

緒言

一、本册には當代記、駿府記、有斐錄、松のさかへの四種を收めたり。

一、當代記　本書の記者は、伊勢龜山城主松平忠明なりとの說あれども、詳ならず。始めに天文弘治永祿年間の事を略記し、元龜元年より慶長二十年正月に至る四十六年間の事は、年序を逐ひて較詳細に記せり。書中當時の政治上に於ける裏面の事情を記述したる處多きが故に、駿府記と相待ちて、江戶初代史の表裏兩方面を研究すべき唯一の根本史料なり。今史料編纂掛所藏の原本に據りて謄寫採收したり。

一、駿府記　本書の記者も亦詳ならず。世に後藤庄三郞とも林道春

史籍雜纂

第二

史籍雜纂 第二